十二年級

第八巻第一號

大正六年一月一日發行（毎月一日十五日發行）

要目

東亜同文會調査編纂部

大正六年一月一日
第八卷第一號

對支放資の絶好機

資本缺乏の嘆

第一次革命亂後、列强の對支方針一變し、勢力範圍政策を復舊し、利權の競爭を力行するに至りたり。五國財團の特權中より、所謂經濟借欵なるものを除外するに及び、利權の爭奪愈々劇甚に赴き、鐵道にありては、沙市興義、欽渝、寧湘、高密徐州、濟南道口鎭、北滿洲諸大線、實業にありては陝西の油田、漢口市街建築、武漢架橋、北京市營事業、淮河治水工事の諸大利權、英、米、露、佛、獨、白の手に歸し、列强が支那に於て獲得すべき利權の一半は、略ぼ之を獲得し、有望なる利權の殘存するもの漸く減少するや、他國の掌裏にあるものを奪取せんと企て、其鋒鋒は先づ我邦に向ひ、江蘇鐵道借欵は英國人に奪はれ、三菱公司の大冶セメント會社借欵は獨逸人に奪はれたり。殊に歐洲戰前に及び、漢口水電公司、及江西鐵道借欵も亦東亞興業會社の手より、中英公司、中法實業銀行等に奪はれ

四年來、有名なる資本家は一億圓の資本を以て、國際企業協會なるものを組織し、海外殊に支那方面に活動すべき機關たらしめたり。爾來該會社の直接間接の飛躍と、米國資本家の雄飛とにより、各種の借欵成立したり。其一部は秘密に附せられあるも、其世上に顯はれたるものにつき之を見るに、リ、ヒッギンソン會社の支那債券引受、運河浚渫借欵、八百哩の鐵道借欵、煙酒公賣稅擔保借欵等を數ふべく、之に秘密借欵を加へんには、既に成立したる借欵總額丈にても、鉅億に達すべし。數年來の懸案たる米支銀行及米支汽船會社が、大正四年支那實業家米國訪問と共に、成立の歩武を進め、早晩事實となりて顯はるゝこと疑ひなく、支那に於いて最も有望なりと看做さるゝ鑛山業殊に製鐵業の米人の手により經營せらるゝものも亦必ず多かるべし。殊に歐洲戰爭終局後、歐洲諸國は戰後經營に急にして、支那を顧みるに遑なく、其戰前支那と契約したる各種鐵道及實業借欵の未拂額六億圓内外は、到底自ら拂込を了することを能はず、米資を融通せざるを得ざるべく、之が爲め、米國は歐洲諸國に代はり支那唯一の資本供給者となるやも亦知るべからざるなり。されど、我邦は支那に於て優越なる地歩を占め、何國たりとも、我邦を度外視し、支那に飛躍せんこと至難にして、殊に米國の如く、支那に於て一片の領土を有することなく、一哩の鐵道を有することなく、一塊の鑛山を有することなきもの、我邦の承認を經ず、擅に支那に飛躍せんこと不可能なりと謂はざるべからず。此事情は日本の意思に反し、支那に事業を企て、數々失敗したるストレート氏等の熟知する所にして、同氏は時々日米經濟提携を仄かしつゝありたるが、米國財界の大立物たるゲリー氏が、日支兩國を視察し、歸國するや否や、日米經濟提携を疾呼したり。支那の富源絶大なれば、日米兩國が互に侵犯することなく、利權を扶植し得べき餘地綽々たるものあり、故らに競爭するの必要なきのみならず、互に提携せんか、支那財界は或程度まで兩國の意思により左右し得らるべし。而し不幸にして兩國反對の地位に立たんには、我邦の損失少なからざるのみならず、米國も亦ストレート氏の覆轍を踏むことを免れざるべし、是れ兩國民の大に察せざるべからざる點なり。

満洲甜菜糖業に就きて

一、南滿洲製糖會社計畫

昨大正五年夏以來內地糖業關係者の來滿視察するもの少からざりしが其結果滿洲甜菜栽培の有望なるを紹介せられ遂に南滿洲製糖會社の創立を見るに至れり、新聞の傳ふる處によれば臺灣鹽水港製糖會社長荒井泰治氏を中心とし中野武營、大橋新太郎、下坂藤太郎、石本鏆太郎、阿部幸兵衞、吉村鐵之助、小西和、白石重太郎氏等創立委員として其畫策に當り、資本金一千萬圓二十萬株の中、滿鐵をして其約一割を引受けしめ他は發起者間に於て分配し公募せざるもの丶如く第一回拂込二百五十萬圓を以て開業し、滿洲に本店を設け甜菜製糖の外或期間南洋粗糖を購入して其精製をも兼ぬる計畫の由には其の豫想採算左の如しと云ふ。

A、甜菜製糖

年次	作業日數	一晝夜菜根消費高	一年菜根消費高	步留	一年製糖高
初年度	七九	六四〇・噸	八四・百萬斤	一・一三割	九五、〇〇〇俵
二年度	九〇	六七〇・	一二〇・	一・一八	一一八、〇〇〇
三年度	一〇五	六七〇・	一一七・	一・二八	一三八、〇〇〇

B、粗糖精製

年次	作業日數	一晝夜粗糖消費高	一年粗糖消費高	步留	一年精製糖高
初年度	九〇	八〇噸	一二百萬斤	九・七五割	一一七、〇〇〇俵
二年度	一九〇	八〇	二五	九・七五	二四八、〇〇〇
三年度	一七五	八〇	二三	九・七五	二三九、〇〇〇

C、損益計算

年次	純益金	對拂込金利益步合
初年度	三六五、〇〇〇円	一割四分
二年度	五一五、〇〇〇	二割六厘
三年度	六一八、〇〇〇	二割四分

以上の目論見にして豫期の結果を擧げ得るものとせば、初年度は兎に角、二年度以後は裕に一割以上の配當をなし

露國種	露國	―	七四九、六〇〇	七四九、六〇〇	一四・四〇	八一
獨逸種	同	―	六九六、八〇〇	六九六、八〇〇	一四・六八	八二

又同熊岳城分場に於ける成績を見るに

品種＼成績	種子取寄先	根塊反當收穫量 大正三年	根塊反當收穫量 大正四年	根塊反當收穫量 平均	根塊百分中含有糖分平均	純糖率平均
クライワンツレーベン	―	一、〇〇七、八五〇貫	八七六、〇〇〇貫	九四一、九二五貫	一〇・二六	―
ヴイルモランスインプルーブドホワイト	―	―	四一〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	一七・〇一	―
獨逸種	―	―	三〇八、〇〇〇	三〇八、〇〇〇	一五・九一	―
露國種	―	―	二六〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	一五・二三	―

の如くにして種類及栽培地の土質を選ぶ時は十四五パーセントの含糖率を得ること困難ならざるが如し。なほ支那官立の奉天農業試驗場に於ける宣統二年（明治四十三年）度試驗によれば

品種＼成績	種子取寄先	根塊反當收穫量	根塊百分中含有糖分平均	根塊一個平均重量
クライワンツレーベン（一號）	米國種同場產	一、〇四四、二七八貫	一一・九三	五三七瓦
同（二號）	獨逸種同場產	六〇七、一六五	九・九二	八三〇
米國新來種（一號）	米國	九一八、二四五	一三・一七	七三三
同（二號）	米國	七八九、四七	一一・九三	七二六

なるも同年同種類の種子を以て同試驗場内の他の個所に栽培せるは

品種＼成績	種子取寄先	根塊反當收穫量	根塊百分中含有糖分平均	根塊一個平均重量
クライワンツレーベン（一號）	米國種同場產	四八二、六七〇貫	一四・九二	三六三瓦
同（二號）	獨逸種同場產	四三三、六〇三	一六・四〇	二九七
米國新來種（一號）	米國	三六八、八六六	一七・六五	四三三
同（二號）	米國	四三三、二二〇	一六・九〇	四一六

右兩試驗の成績を比較するに後者は含糖量に於て前者に比し四五パーセントの上昇を見、前掲公主嶺滿鐵試驗場成績にも見ざる一七、六五パーセントの含糖率を示せるあり、兩試驗場の成績に於て甚だしき懸隔を見ず、更に進みて大正三年改訂滿鐵中央試驗場分析表甜菜の部によれば

產地	一反步收獲	蔗糖	葡萄糖	總糖量
大連	一、一三五、四〇〇貫	一一・三三％	〇・五六％	一一・七八％
同	―	一一・八二	〇・五三	一二・三五
營口	―	八・〇五	〇・一九	八・二四
熊岳城	―	―	―	一四・五二
千金寨	―	八・〇五	〇・一九	八・二四
奉天	一、一〇八、八〇〇	―	―	一三・九〇
鐵嶺	―	八・六六	〇・一三	八・七九
長春	―	一三・八〇	〇・二六	一四・〇七
阿什河	六八七、六〇〇	―	―	一四・五五
瓦房店旭農園大正三年試作	―	一一・六五	〇・四〇	一二・〇五

熊岳城杉本農園仝	—	三・一八	〇・四二	一三・六〇
鐵嶺米國種同	—	八・四四	〇・八二	九・二七

右は阿什河の分を除く外、恐らくは滿鐵某氏が沿線各地鐵道附屬地に於ける日本人農場經營部に委託して試作せしめしものゝ分析結果なるべく、阿什河の分は思ふに同地製糖工場の爲めに支那人の栽培せしものなるべし、右成績による時は其種類の何たるやを知らずと雖も營口、千金寨（撫順）鐵嶺の十パーセント以下なるを除き他は十三四パーセントの含糖量あり、公主嶺試驗場に於ける成績と大差なきを見る、即ち以上の成績によりて考ふるに滿洲に於ける栽培甜菜は、種類と耕作法に注意する時は、平均十二三パーセントの含糖分を得ること困難ならざるが如し、然れども以上の成績は試驗場に於ける專門家及滿鐵附屬地に於ける比較的新智識を備へし日本人農業者の試驗的栽培の結果なるを以て、更に將來之を一般支那農民に栽培せしむるとして、果して如此成績を擧げ得るや否や大なる疑問と云はざる能はず、今前述支那官立奉天農業試驗場が米國輸入のレーンスイムペリアル種を各地に分配して、普通支那農民に栽培せしめし結果によるに

試作地名	根塊大 一個平均重量	根塊大 汁液中糖分	同中 一個平均重量	同中 汁液中糖分	同小 一個平均重量	同小 汁液中糖分	大中小平均 一個平均重量	大中小平均 汁液中糖分
	瓩	%	瓩	%	瓩	%	瓩	%
瀋陽縣（奉天）	一、六九九	四・五八	七九二	六・一七	—	—	一、二四六	五・三八
撫順縣	三、二五九	四・七五	二、四七五	五・二三	一、九五〇	六・五六	二、五六一	五・五二
遼陽縣	二、一〇七	五・二四	一、七一六	五・三二	一、〇三八	六・二七	一、六二〇	五・六二
鐵嶺縣	二、七八七	二・八三	二、〇九九	四・四七	一、六七三	三・七一	二、一八六	三・六七
開原縣	二、四四九	五・一八	一、二三五	五・一〇	三八五	六・七九	一、三五六	五・六九
鳳城縣	六三二	六・四三	四七八	六・九四	四七〇	八・六九	五一六	七・三五
蓋平縣	一、四五三	三・五六	一、〇七八	六・一三	七九六	六・二〇	一、一〇九	五・三〇
新民縣	二、二三四	二・七四	一、二五五	一・二九	七九一	五・〇六	一、四二三	三・〇三
錦縣	九六六	三・一三	六〇〇	三・五六	—	—	七八三	三・三四

右の如く其形狀徒らに大にして同場栽培の者に比し、平均一個重量に於て二倍乃至三倍なるも、含糖分は甚だしく劣等にして、平均三・〇三パーセント乃至七・三五パーセントに過ぎざるを見る、これ甜菜栽培に於て最も困難なる點なりと信ず、即ち右奉天支那試驗場の諸成績に見るも明かなるが如く根塊の個々の大小と收穫量とは、略ぼ比例すべきも收穫量と含糖量とは多く比例せず、却て孰れの種類にても常に相反比例せるを見る、而して根塊の買入れは其斤量を標準とする外なきを以て、其栽培者より云へば外形大にして收獲量多きを欲し其含糖量の如き關知する處にあらざるべく、製糖者の方よりすれば一に含糖分の大なるを望むも、含糖量多き者は一般に小形にして、從て收獲量少きを以て茲に栽培者と製糖者との間に利害の全く相反する事となり、之が調節は實に至難と云はざる可らず、第一に其收獲品に對し等級を附し含糖率の少きものは、買收價格を極めて低廉ならしむるとせんか、元來甜菜は他に需用なきものなるを以て一に製糖者に於て勸誘栽培せしむるものにし

て、其品質に付き理解力少き農民が其收獲價格にして低廉に失し栽培を不利とするに至らば、去て需用廣き他の農作物を耕種すべきが故に、一概に價格を低下し能はざる事情あり、殊に製糖會社が地方農民に甜菜を栽培せしむるの際には、豫め收獲物の買入を約するものなるが故に、其含糖分少きの故を以て之が買入を拒むを得ざるべく、之を買ふも製糖原料として價値少なく、買はざれば翌年より農民の栽培面積を減少するに至り、孰れにしても會社の營業圓滿なるを得ざる事は一なり、引例甚だ極端なるが如きも、若し製糖會社にして其原料甜菜を一般農民に待たんとすれはこれ第一着に遭遇すべき問題として考へざるを得ず、然れども前掲各縣に於ける栽培成績の如きは、恐らく單に種子を地方農民に配付したるのみにして、充分なる指導をなさゞりしなるべく、農民は普通大根を栽培するの要領を以て栽培したるべきを以て、斯く個々の重量のみ徒に增大し含糖率を上ぐる能はざりしものに非ざるなきや、已に鐵道附屬地に於ける例に於ても十パーセント以下のものなきに非ずと雖も、其多くは十三四パーセントの含糖率を得、殊に阿什河の收獲品に於て十四パーセント五五を示すに見ば種子の選擇、栽培地の旱濕、肥料の適否、播種及收穫期節等に注意して、充分栽培者を指導するに於ては、相當の含糖率を有せしめんこと決して不可能に非ざるべしと信せらる。

四、原料甜菜の栽培政策と土地

原料甜菜の栽培に關しては、二種の方法あるべし、即ち會社自ら土地を有し之を栽培するものと、地方農民との間に所要面積の栽培契約をなす方法是なり、會社自身充分の土地を有し其栽培を爲すとせば、諸種の便利なり、即ち含糖率の低下の憂及不耕同盟等の懼なく、且つ作物の改良の如き任意に行はるゝを以て、含糖率も益々確實に上昇せしめ得べく、天災による凶作の場合の外は常に充分なる原料を得て所期の作業を遂行し得べし、而して頭初に揭げたる今回の會社の計畫によれば、一ヶ年一億萬斤以上の甜菜を消費するものにして、一反步一千貫の平均收穫あるものとするも、なほ之が栽培には一千六百町步の面積を要す、滿洲には年々山東方面より渡來する出稼農業勞働者ありて、其雇入比較的容易なるを以て數千町步の土地と雖も、會社自身に於て經營すること、必ずしも至難の業とするを要せじ、然れども困難は土地其物を得る事に於て存す、元來甜菜は連作し得べきものに非ざる上、滿洲の農業經濟として、高粱、粟、大豆等との循環栽培を必要とするを以て、少くも三四年の輪作を行はざるべからず、今假に之を三年輪作となすものとせば一千六百町步の三倍即ち實に約五千町步の土地を手に入れざる可らず、抑も其土地たるや片々相離れては之が管理に多大の費用を要するを以て、可成相連接したるものなるべく、且つ會社の工場に近きか又はあまり遠からざる交通至便の位置にあらざる可らず、現時新に開放しつゝある東蒙乃至北滿に於ても五千町步の耕地は之を得ること決して容易の業に非ず、況や滿鐵沿線に近き右の條

を具備存せる土地の如きは殆んど夢想だもなし得る處にあらざるべく、假令其有之が如く見ゆる事ありとするは、そは必ず王皇莊地の如き小作人の權利強く所有主の如何ともする能はざる如きものたるを斷じ得べし、譲て之を滿鐵附屬地に見るに其耕地を總計して漸く一千九百餘萬坪に過ぎず、然も孰れも現に日支人に貸付け耕作し居るものなるを以て如何なる便法を以てするも、其の八割に近き土地を一會社の手に收め得べき筈なく、更に數歩數十歩を讓りて上述の如き條件の滿足せらるべき土地ありとせば日支協約の結果、本邦人は農業地の商租權あるを以て事情によりては之が入手の方法絶無にあらざるべしと雖も其商租價格を以てしても少くも第一回拂込二百五十萬圓の半額を擧げて、之が爲めに宛てざる可らざる如きに至るべく、殊に同會社は當初輸入粗糖の精製を兼ぬれども、將來に於ては全部甜菜糖を以て之に代へんとするものなるが故に、更に二倍三倍の原料を要すべく、從て其栽培に要する土地及其地質も亦之に伴ふべし、更に其栽培土地如斯廣大なるに至らば其管理に於て已に一會社の事業とするに當るを以て、假に二回三回の拂込をなすものとするも、直接の目的以外に資本の大固定を見、且つ多大の經營費を要する如き事に堪え得べきものに非ず、況や鐵道を遠く離れし東蒙又は北滿北部の新拂下地等は別とし、南滿の舊墾地方に於て斯の如き土地の絶對に有る可らざるを斷言し得るに得ておや更に況や、目今の如き支那人の神經過敏にして、事毎に猜忌の目を以て邦人の行動を監視するの際、土地の商租問題の如きに於て、官民の反抗を買ふ時は却て益々事業の困難を來し、惹いて製糖計畫全部を破壞せしむるなきを保す可らざるに於ておや。

以上論ずるが如く其原料甜菜の全部を自家栽培に待つこと、絶對に不可能なりとすれば、勢第二の契約栽培方法により、其全部若くは大部を一般農家の栽培に仰がざる可らざることゝなる、これ實に動かす可らざる事實なるを以て、今回設立の同會社も亦必ず玆に出る外なかるべしと信ず、由來南滿洲の農民は其常食料たる高粱及粟を耕種して自給に供ふるのみならず、輪作の關係上少くも所有耕地の二三割は年々大豆を栽培し、主として貿易作物となしつゝあるを以て、甜菜栽培をして大豆作よりも有利の採算たらしめば、彼等は喜びて大豆栽培地の一部、若しくは輪作に差支へなき限りの大部分を、甜菜の爲めに割くを肯ずべきこと明かにして、該契約栽培の方法は確に有望なりと認むるに躊躇せず、唯之が實際に當りて諸種の困難を伴ふを覺悟せざる可らず、第一に甜菜は南滿農民に於て常に栽培の經驗なきものに係るを以て、彼等をして其需に應せしむることの困難あり、然れどもこは新作物を擴めんとするには、必ず見るべきの階梯にして又止むを得ざる所、會社經營者は豫め充分之が對策を考案し、極力彼等農民をして其耕作に對する疑惑を去らしめ、安んじて之が栽培に從はしむるの法を講せざる可らず、其方法種々あるべしと雖も予の私見によれば、先づ滿鐵附屬地に於ける農民を說得して其栽培を始めしむるを得策とするが如し、今關東洲外に於ける滿鐵

附屬地中畑地として貸付し面積を見るに日本人に對して約一千七百三十町歩、支那人に對して約六百四十六町歩合計二千三百七十六町歩あり、如何なる方法を以てするも地理上の關係及び他の作物との關係により上述の目的に利用せしめ得べきものは其四分の一以下なるべし、今假に其五分の一の面積を甜菜栽培に割かしめ得とせば約四百七十町歩餘にして、一反歩八百貫の根塊收穫とすれば總收穫量三百七十六萬貫、二千三百五十萬斤となり、第一年度の計畫によれば一日消費高約百〇七萬斤なるを以て三週日の作業原料に足るべし、其餘の八週日餘の作業原料に對しては之を附屬地外の支那農民及び會社耕作に待たざる可らず、其の總原料六千餘萬斤にして少くも千町歩以上の耕作面積を要す、之を筆にすれば極めて簡單なるが如しと雖も前述附屬地内に於ける約五百町歩の作付とて、第一年度に於て之を實現することは極めて困難するべしと考へらるゝを、況や之に倍する巨額の栽培面積を鐵道沿線の農民に求めんことは、到底至難の業たるべく、或は地方大地主と小作民とを説服し其間に立ちて二重小作方法を採る事、一に之が局に當る者の手腕による外なかるべしと雖も第一年度に於て其前掲計畫の實行を見んことは、殆んど不可能事にして或は其の半額乃至三分の二の原料を得ば、恐く成功の部と爲さゝる能はざるなきか、然れども先づ比較的説得の便ある附屬地內農業者をして其栽培に從事せしめ、其收穫物の買上價格に於て他の作物收穫に比し確實に有利ならしむるに務めば、之に隣接する農民は相傳へて其栽培を試みんとする者生ずべく、此際會社は或程度迄の犧牲を辭せずして勸誘奬勵を採らば、三四年度の後には所期の栽培面積を得んこと必ずしも困難ならざるに似たり、果して予の見の如くならしめば、會社は初年度は勿論二三年間は恐く充分なる原料を得る能はざるべしと雖も此期間を隱忍せば、遂に其目的を達し得べきものと信ず、殊に此間に於て一方巧みに機會を捕へて適當の土地を商租し模範栽培を行ひ、以て他の一般栽培者の指導誘掖に資し、傍ら以て自家緑業の基礎を固むるに於ては更に妙なるべし、阿什河製糖會社の如きも其栽培基礎を東清鐵道附屬地に置き、阿什河、哈爾賓、双城堡等に於て東清鐵道會社より一晌地十留の地代にて約六百晌の土地を借受け、更に甜菜栽培者に對し天災に非ざる限り、收穫後に於て同額の地代を支拂はしむる約定にて貸與へ、若し輪作の必要上他作物を耕作する場合には、一晌一留を增徵し居るが如く種子は附屬地の內外を問はず、無償にて頒與し唯一晌千三百布度以上の收穫ありし場合に於て二留を徵しつゝありと聞けり、第二に困難なる事情は根塊收穫量と含糖率との關係とす、前にも述べたるが如く根塊の收穫量と含糖率とは略ぼ反比例するの傾向あり、前に掲げし公主嶺及奉天兩試驗場の栽培成績によりても、多少之を窺ふに足るも更に同一種類に於て形狀の大小により含糖量を比較するに、殊に此感を深くするものあり、即ち前掲奉天農業試驗場の二例により之を比較すれば

根塊大小 ＼ 種類		クラインワンツレーベン(一號) 一個重量	糖分	同上(二號) 一個重量	糖分	米國新來種(一號) 一個重量	糖分	同(二號) 一個重量	糖分
第一例	大形平均	八三四匁	一一・一九%	一、三九八匁	八・九四%	一、一一七匁	一一・九三%	一、一六四匁	一一・九三%
	中形平均	四八六	一一・九三	七三三	八・九四	七〇三	一三・四二	六五七	一一・一九
	小形平均	二九一	一三・六九	四六九	一一・九三	三七五	一四・一七	三五七	一三・六八
第二例	大形平均	五三五	一四・九二	四四三	一五・六六	六四八	一七・一五	六三六	一六・四〇
	中形平均	三四二	一四・九二	二七二	一六・四〇	四一七	一七・九〇	三八二	一七・九〇
	小形平均	三一	一四・九二	一七六	一七・一五	二三五	一七・九〇	二九一	一六・四〇

右の如く同一種類に於ては根塊の形状大となるに從ひ一般に含糖分を減ずること殆んど疑ひなきが如く、なほ同じく前に示せる同試驗場が各縣に配布して栽培せしめし成績の如き、形態徒に巨にして含糖率の著しく低下せるを見る、而して收穫せる甜菜根塊の買入は其斤量を標準とする外なきを以て、若し上述の觀察にして當れるものとせば、會社と栽培者との間に利益の全々相反する結果を生ずべきこと、先に述る處の如かるべし、之が對策としては買入の根塊に就き含糖分の鑑定をなし、其の結果により買上げ價格に等級を附することも一の方法なるべし、然れども之も全く程度の問題にして如何に含糖率少しとて、之が買價を極端に低下せしむるときは、遂に次年の栽培を肯せざるが如き結果を招ぐべく、會社の受くる所の損失は却て增大せらるゝなきを保すべからず、然らば何を以て之に對すべきや、予の考ふる處にては恐く種子及び肥料の選擇によるの外良法なかるべしと信ず、即ち種子は會社に於て最も含糖率大なるものを選擇し、栽培者に對し無償若しくは僅少の價格を以て配布し、且つ會社は自己の試驗地に於て務めて品種の改良を行ひ最も滿洲の土地に適する良種の種子を得て、年々之を栽培者に交付し必ず其の種子を播種せしめ以て栽培種の變退を防止するにつとめ、一方含糖量を增進せしむるに最も適當なる肥料を選み、栽培者をして必ず其一定量以上を用ゐしむるの方法を講ずべし、肥料と含糖率との關係に付きては奉天農業試驗場に於ける試驗にて略ぼ之を知るを得たるを以て其概要を示すべし。

肥料三要素試驗(光緒三十三年明治四十年度)

無底の木框(面積約一・八坪)を土中に埋置し、完全區には肥料一反分當り窒素八・七斤、燐酸八・七斤、加里一一・六斤の割にて硝酸曹達、燐酸曹達及炭酸加里を用ゐ孰れも溶液となし播種の際半量を施用し七十日後殘りの半量を追肥となす、各區二框を用ゐ、種子はヴィルモラン改良種とす、其成績左の如し。

試驗區別	菜根收穫	一個平均重量	液汁含糖率	糖分生產量	無要素區に對する比
無要素區	六、五五六・〇匁	一、〇九三・〇匁	一一・六〇%	七一八・六匁	一〇〇
無窒素區	五、三九四・五	八九九・〇	一三・八〇	七〇一・〇	九八
無加里區	五、五八四・五	一、〇一〇・〇	一一・六二	六一一・三	八五
無燐酸區	五、六六一・〇	九四四・〇	一一・三三	六〇四・一	八四
完全區	六、一六七・五	一、〇二八・〇	一三・六四	七九二・三	一一〇

右の成績によれば收穫量に於ては無窒素區最も劣り、次は無燐酸區と無加里區と殆んど相似て、完全區更に良好なり、又含糖率は無窒素區最も勝り、完全區之に次ぎ無加里區と無燐酸區最も劣る、之によりて見るに甜菜栽培には窒素の施用燐酸及加里の如く重要ならず、殊に含糖率の增大には燐酸及加里の施用重大なる關係あるを知るに足るべし、只其無要素區に於て收穫量寧ろ完全區糖に勝れるは甚だ異様なるが如きも、こは何等か別種の原因ありしによるべく其の含糖率の劣等なるは却て甜菜栽培に於ける三要素と含糖率との關係の收穫量に對してよりも更に重大なるを示すものと見るを得べし、更に三要素の用量と收穫量及含糖率との比較に關する細密なる試驗成績あれども冗長に亘るを以て姑く之を省くべし、元來滿洲に於ける農法は粗笨にして肥料を施すこと少く、新開墾地の如きは數年間無肥栽培を行ふを常とし舊墾地と雖も、二年或は三年に一回主として多少の土糞を施すに過ぎざる狀態なるを以て、今俄かに燐酸肥料、加里肥料等の輸入品を使用せしむること甚だ困難なるに似たれども、從來農民の經驗せざる新栽培品なるを以て、會社の指導如何によりて之を用ゐしむること必ずしも不可能にあらざるべしと考へらる、即ち會社は之等の肥料を自ら購入して施肥期に甜菜栽培者に之を配布し、其代價は秋に至り菜根買收の際其の支拂代價中より差引く等の便法を講ずるに於ては、元來同栽培に對し固守すべき舊習なき農民は必ずしも之を拒むことなかるべく、殊に輪作上其次年度に耕種する作物の收穫に來すべき良好の効果を知るに至らば、寧ろ喜びて之を用ふるに至るべきを疑はず、斯の如く種子及び肥料を研究選擇して以上の如き方法を勵行せば、收穫量と含糖率とは相並びて增進せらるべく、栽培者の利益と製糖者の利益と相一致するに至り、最も良好なる成績を擧ぐるを得べし、斯の如くして數年を經ば地方農民は其栽培に慣れ、容易に會社の望むが如き栽培面積を得らるゝに至るべきを以て、會社は其玆に至る迄の諸種の犧牲に忍び例へば種子及肥料の後拂頒布、又若し必要ならば地代又は小作料に充てしめんが爲め收穫物代價の一部先拂ひ、其他含糖率優良品に對する割增給價等の奬勵方法を講じ、頭初多少の損失を顧みず隱忍持久の策に出でば、原料の供給に就きては憂なからしむるを得べし。

五、根塊買上價格

已に原料甜菜の供給を契約栽培に待つものとすれば、其收穫せる根塊の買收價格を定めざる可らず、甜菜は一般市場に需要を有するものにあらざるを以て、多數の製糖會社林立し其買收を競爭するに至らざる限り、其價格は一に之を需要する會社の所定に委せらる可きものなりとす、然れども他作物の關係上其間に自ら限界を生ず可し、即ち會社側より云ふ時は極端迄價格の低廉を望むべしと雖も、栽培者側に於ては他作を耕作するよりも、有利なる採算を見るに非ざれば、之が栽培を肯せざる可きを以て、會社が其買收價格を定むるに際しては、必ず他の耕作物との振合を研究せざる可らず今公主嶺農事試驗場に於ける在來農法による

主要作物收支計算、及び之と比較せる附近支那農家の計算とにより、一反歩當りの收支を示せば左の如し。

項目	大豆		高粱		粟	
	試驗場	附近農家	試驗場	附近農家	試驗場	附近農家
收入	円 七、三二三	円 六、六七〇	円 六、八二三	円 六、六七〇	円 八、〇四九	円 六、二六八
支出	四、七三二	五、八五八	四、六〇九	六、三五二	五、六六五	六、五九四
差引益	二、五九〇	〇、八一二	二、二〇三	〇、三一八	二、三八三	損 〇、三二六

右は孰れも地代を拂ひ總ての勞力に對して工賃を計算したるものにして、一般農民は更に（地租は地代に含むとして）土地に課せらるべき地方費を負擔するを要するものとす、（右表に於て試驗場に比し附近農家耕作の支出常に多額なるは主として地代の差異による）之によりて考ふるに、一反歩に付き十圓の收入あらしむる如くせば、略ぼ適當なるもの、如し、而して一反歩當り甜菜根塊の收量は先に示せる公主嶺、熊岳城及奉天等の例によるも、各種を平均して約七百貫の數を得べし、なほ中央試驗場の甜菜分析表中阿什河に於けるものは六百八十七貫餘と記せるを以て、假に六百貫と見積る時は、三千七百五十斤となり、其買收價格を十圓とする時は一千斤に付き、二圓六十錢の割となる、之を適當なる場所迄で馬車を以て運ばしむるとせば更に二三十錢の割增を要すべきか。

六、工場建設地

工場建設地を何處とすべきや之亦大に研究に値すべしと信ず、嚮に聞く處によれば撫順附近を以て之に擬せんとすと、撫順は人も知る如く滿鐵の經營する大炭坑の所在地にして、近來各種工業勃然として興起せんとしつゝあり、製造業に於て一日も缺く可らざる石炭は最も安價に之を得らる可く、又同地モンドガス發電による至廉の電力供給をも受け得可く、なほ渾河によりて純良にして且つ豐富なる水量を得らるべきを以て一般製造工場の建設地としては最も適當なるが如し、然れども同地方は元來耕地多からず、且つ地價高きを以て附近に廣大なる甜菜栽培地を得る事困難なるべく原料を遠く汽車によりて運搬する覺悟ならば兎に角然らざるに於ては製糖工場の建設には適せざるべしと觀察せらる、今南滿洲鐵道沿線に於て耕地の最も豐富なる地方を考ふるに鐵嶺以北開原、昌圖乃至四平街附近を推さゝるを得ず、同地方は地價比較的安く從て小作料も低廉にして地主も大なる者多く一戸五六百天地より一千天地内外を所有する者も少からず、甜菜栽培の勸誘に於ても比較的便宜多かるべきを疑はず、故を以て原料供給の上より見て右の方面に於て最も甜菜の栽培に適せる地方を選び其中心たるべき驛の鐵道附屬地内若しくは之に近き最も交通の便利なる土地に於て該工場を建設するを得策なりと信ず、此際甜菜製糖に必要なる丈の水量に缺乏することなく、且つ水質の純良なる地を選ぶべきこと勿論なりとす、然れども二千町歩内外、否將來は數千町歩の栽培面積を、全く一地方に求むることは、或は甚だ困難なるべし、若し然りとせば各地に於て買收せる原料甜菜をば汽車によりて其工場所在

地に運搬せざる可らず、然れども若し前項に論ずる處の如く、根塊買收價格にして千斤に付き二圓六七十錢乃至三圓内外ならざる可らずとせば、此上若干の汽車賃を支拂ふ時は臺灣又は瓜哇に於ける甘蔗製糖に比し、滿洲製糖生產費の低廉なる點を減せらるべく、其の競爭力を薄弱ならしむべきを以て、之が鐵道運賃に對しては滿鐵に請ひて特種の便を得る等の方法を講ずるを要すべし、露人經營の阿什河製糖廠に於ても、其原料甜菜の一部を東清鐵道南部線の双城堡附近に仰ぎ、年々同驛より阿什河に向け積出さるゝもの三四百車に及ぶと云へり、之に對し東清鐵道は果して幾何の便宜を與へつゝあるや、未だ聞く所なしと雖も原料栽培に付き附屬地貸下げ等に於て多大の便益を與へ居るに見るも、必ず何等か特典を設けて之を保護しつゝあるべきを察するに難からず。

更に今回の會社計畫による時は頭初多額の粗糖を輸入して之が精製を行ひ、製品の販路に於ても或は獨り滿洲のみならず支那他地方にも之を求めんとするものゝ如し、若し然りとせば工場の位置と輸出入關稅と關係する處亦少からず、即ち關東州租借地は膠州灣の舊制に倣ひ租借地全部を自由貿易區域とせるを以て關東州内に於ける工場製品は州外に於けるものと自ら異れる關稅關係に立てり、今他工業の設計等に對しても參考となるを以て此に其差異點を摘示すべし。

(イ)關東州内に工場を設けし場合

甲、海路租借地に輸送せられたる原料、又は關東州產原料に加工して其製品を

(1) 海路輸出する場合には輸出稅を課せられず、但し他の支那開港に輸入さるゝ際には外國品同樣輸入稅を課せらるゝ

(2) 陸路奧地に運送する場合には其製品に對し輸入稅を課せらる

但し孰れにしても原料には課稅せらるゝことなし(稅と稱するは支那海關稅を意味す)

乙、奧地產原料に加工して其製品を

(1) 海路輸出する時は申告者の選擇によりて其原料又は製品に對し輸出稅を課せらる、但し更に他の支那開港に輸入さるゝ際にはなほ内國品同樣沿岸貿易稅(輸出稅の半額)を課せらる

(2) 再び奧地に逆送する際には一定の條件により、其の奧地產原料に加工せるものなることを證明することによりて輸入稅を免せらる

乙の場合に於ても奧地產原料を租借地に運入する際には課稅せらるゝことなし。

(ロ)關東州以外の奧地に工場を設けし場合

原料を輸入品に仰ぐ時は之に對し左の課稅あり。

(1) 外國より輸入せる場合は輸入稅。

(2) 支那他開港より輸入せる場合には沿岸貿易稅(輸出稅の半額)

製品は原則として原料の土產品たると輸入品たるとに拘らず、輸出に際し、輸出稅を課し更に之を他の支那開港に

輸入する時は、輸入地に於て更に沿岸貿易税を課徴せらる。

但しMackey Treaty によりて特別なる取扱を受くるの方法あり即ち左の如し。

北京政府税務監督の認許を得る時は、機械力を用ゐて製作せられし、外國型支那内地製品 (Chinese manufactures of Foreign type) は其製造者の支那人たると外國人たるを問はず、輸出税に相當する額の物産税 (Excise) を生産地の税關に納付して、物産税納付濟證明書を得、之を添付して輸出する時は、輸出税、附加税等一切の輸出に關する税金を免除せられ、仕向地に於ける沿岸貿易税たる輸出半税をも、亦免除せらるゝを得べし。

右の取扱を受くる時は

(1) 製品を外國に輸出する際には生産税として輸出税額を徴せらるゝ外、其附加税を免かる。

(2) 支那他開港に輸出する際には右附加税及び仕向地に於ける沿岸貿易税の徴收を免かる。

但し原料輸入に對しては免税、若くは戻税等の特典なし。

右よりて見る時は關東州内若しくは、其近距離の地に於て原料を得らるゝものなるか、又は主として輸入品に仰ぎ其製品をば更に海路他に輸出せんとするものなる時は、其輸出入關税關係に於て關東州内の工場を有利とするが如し、然れども惜むらくは關東州内は水量に乏しく殊に大連の如き、年々水道の水源枯渇して給水に甚だしき危險を生じつゝある狀態なるを以て、此の事情の除かれざる限大工業の勃興は困難なる上、今回の甜菜製糖業の如き原料栽培に廣大の面積を要するを以て、之を州内又は其近距離の地に求むる能はざる不便あるを以て、到底關東州内の工業には適せざるもの丶如し、勿論最初は製産額の過半は輸入粗糖の精製によるものなりと雖も、こは畢竟の目的に非ざる可く、將來は漸次甜菜製糖に全移すべきものなりとせば其の根本を之に置くこと能はざるべし、右は專ら輸出入關税に付きて論じたるに過ぎざれども、なほ支那内地に於ける製造業に關しては出産税及其需要地に於ける落地税、即ち銷場税(消費税)等の課徴あり之亦事業の採算に多大の關係あるを以て其經營者は官憲の充分なる保護後援により、極力之が輕減の法を講ずるに務むべく、又已に關東州内に工場を設くるを得ずとすれば、特種の狀態に在る鐵道附屬地の利用等をも忘る可らず。

七、製糖額と販路

頭初に掲げし會社の計畫によれば、第二年以後には粗、精糖合計年額三十六萬七千俵を製出せんとするもの丶如し、即ち三千六百七十萬斤に當る、今滿洲に於ける砂糖輸入額を見るに

年次	南滿四港	北滿五税關	南北滿輸入合計
大正二年	四三八、四六〇擔	六〇、一〇九擔	四九八、五六九擔
同三年	三八四、〇九二	三二、七五二	四一六、八四四
同四年	四三九、八八七	一一、七三六	四五一、六二三
三ヶ年平均	四二〇、八一三	三四、八一六	四五五、六二九

(備考、南滿四港とは大連、營口、安東、大東溝の四海關北滿五稅關とは滿洲里及綏芬河即ちポグラニチャナの二國境稅關並に哈爾賓、三姓、愛琿の三江關を經由して滿洲に輸入せられたる數量を示す)。

右によれば最近一ヶ年の輸入額は四十五六萬擔にして、其内南四港より輸入せらるゝものは、四十萬擔内外に過ぎず、之に對して今回會社が年三十六七萬擔の砂糖を製出せんとするものなるが故に、俄かに從來の輸入品を排して、全然其販路を奪取すべきこと困難ならずとせざる可し、然れども同會社の發起人を見るに、主として本邦糖業關係者に係るを以て恐く此點に關しては別に默契の存することなるべく、殊に勞銀及原料の低廉より來る生產費の輕減と高騰せる海運賃其他の關係上、同會社の製品は販賣價格他の輸入糖に比し著しく低廉ならしむるを得べきを以て、之が計畫者に於て充分の成算あることゝ信ず、更に現在四十五六萬擔の輸入額は、滿洲の人口約一千九百萬人に對して一人約二斤二三分にして、本邦人用量の二割强に當るに過ぎざるを以て、將來生活程度の向上と共に其需要を增加せんこと明かに、なほ進みて露國及び支那の他地方等にも供給するを得るものなるを以て、販路の狹小を歎ずるを要せざるべし、更に甜菜糖には一種の臭氣あるを以て一般支那人の之を喜ばざるべきを恐るゝものありと雖も、現に北滿に於ける製糖に見るも去る憂なきが如く殊に價格の低廉は之を補ひて餘りあるべく、なほ之を憂ふるならば一時甘蔗糖を混ずるも可なるべく、更に進みて多少の費用を投じて其臭氣を除去するも可なるべし。

之を要するに今回の甜菜製糖計畫は其製造技術に關しては之が爲めに殆んど其半生を傾けしと聞く、池田技師長あり充分の自信を有する事なるべきを以て、一に之に信賴するとして其の最も困難とする處は支那農民をして原料甜菜の栽培に馴れしめ、且つ其栽培を監督指導して含糖率を維持增進せしむることに存すべく、こは全く當事者の手腕に依賴せざる可らずと雖も、結局會社に於て兩三年間の採算不利は初めより之を覺悟し、確固不拔の方針を以て經營に當るに非ずんば、充分の結果を見る能はざる可く、更に同事業は一般普通の製造工業と異り特種の性質を帶ぶるものにして、此種最初の計畫なるを以て滿鐵及び日本官憲は充分の保護獎勵に任ずべきは勿論、支那官憲と雖も直接滿洲の土地及農民を潤はし、之が利益を增進せしむべき事業なるを以て、之に對して許す限りの便宜を與ふべき義務を有するものと信ず。

なほ邦商某商店も滿洲に於て同事業を計畫しつゝあるが如き噂を耳にするも、恐く噂に過ぎざる可きか、蓋し其原料たる甜菜栽培に於て、上述の如く頭初非常の困難を有するものなるを以て今俄かに競爭者を生ぜんことは双方の不利益にして遂に其一も成功を見る能はざるに終るべきが故に、此種競爭者の發生は之か監督の任に當る官廳に於て、豫め防止するの態度に出づるを要す可きか。

(在大連川村鐵釘子稿)

水口山鉛銀鑛

鐵坑の位置

常寧縣は、粵漢鐵道が湖南全省を貫通するの曉には、一大停車場建設せらるべきは豫想するに難からず、而して常寧縣の上流左岸に松柏市と稱する一小驛あり、其近隣は交易場にして 之より南方約十二支里に當り、一小丘あり、これ即ち水口山にして、市場との交通道路は、全く平面の水田間を通し、若し輕便鐵道等の敷設を爲すあらば、其工事に何等の故障なきを思はしむ。

鑛坑は小高き丘陵を以て環繞せらるゝと雖とも到る處に田畑あり、坑は平地より稍高き所に在て、其の之れを圍める山は禿赫山にして、樹木の存するものなく如何に煉礦の際亞硫酸氣を排出するも之れが爲め枯死する草木もなき狀態なり。

沿革

水口山の鑛物は明の季より郷人の採掘せるものにして、清朝の光緒年前に至る迄二百餘年間採掘するもの續出せしも、資力薄弱にして寶藏に深入する能はずして、發展するに至らざりしが、光緒二十三年政府は鑛業に注意し始め、當時の湖南巡撫陳寶箴は水口山の鉛鑛の聲價を聞き、官金を投じて甯郷縣人廖樹蘅に命じて鑛務局を開き、水口山の經營を一任せしが、廖は文學の士にして礦業に習はず、其郷人の經驗ある者を集めて採掘に着手し、岩石を穿ちて數十丈の深さに至りて、豐富なる礦脈を得たりしは、今日錫壽廠に於て採掘せる所の金屬なり、坑内深遠にして礦物を搬出するには人力の機械力に及ばざるを以て、光緒三十二年新會の夏佐邦を聘用して斜井を錫壽廠の南邊に開き、抽水及起重各機械を設けたり、是れ今の老鴉造なり、老鴉造に起重機を設けし以來は每日採出の礦石數百噸を得るに至れり、又壓礦機、洗礦臺を設け松柏市に至る輕便鐵道を敷設したり、漸次改良を加へ更らに吊井を開き洗礦臺を加設したり、今より數年の後は採礦の規模益す完備するに至るべし。

目下同山に据付け使用せる器械の大部分は從後同省岳州管下平江縣長壽街の奥に在る金鑛山に在りしものにして、

同金鑛不況の爲め之を水口山に轉輸せしものなり。

地質及採鑛

水口山一帶は、揚子江谷に見る所の沖積粘土層を以て蔽はれ、山骨は硬き砂岩より成る、未だ山中に化石を發見せざるを以て、地質上の年代を斷定するに困難なれども、其流域附近及上下流に、大古時代より侏羅期に至る、化石の發見せらるゝもの多きより推定せば、大古時代、若しくは中古上葉に屬する地質ならむ、岩石太た堅牢ならざるを以て、採掘に困難ならず。

毎日百人を二組に分ち、晝夜交代せしめて採掘す、勞働時間は、約十時間にして、百斤即ち一擔の鑛物を採取し來る毎に、十五文の賃銀を給す、一人一日二十擔を採取するを以て、平均三百文の日給を得べし、勞働過度にて不快なれども、僻陬の地にて、生活程度低く、土人は一日六七十文にて生活するが故に、三百文の日給は彼等に取りて好職業なり。

採掘は唯鑛脈に沿ひて行ひ、器具は玄翁、鑿、鶴嘴等にて、何等穿孔械等を用ゐる事なし。

坑は目下一ケ所なり、前年別に一小坑を試掘せしも、鑛脈に遭遇せざりしを以て、之れを廢せり、現に採掘する坑は、老露口と稱し、坑より終端まで、已に二千尺に亘り、坑口より四十五度乃至五十五度の急斜角を爲し、殆ど斜竪坑を爲して掘進す。

鑛脈即ち鑛坑の廣さは、最大三十尺に及ぶ所あり、坑道は、約十尺平方面にて、地質堅牢ならざれば、鳥居形の柱にて窟を支へ居れり、坑道內には階段を造り、昇降運搬用に供せり、坑內は桐油のカンテラを以て燈とす。

鑛質

主鑛は方鉛鑛にして、結晶に大小なく、美麗なる大塊なり、伴鑛は、黃鐵鑛、黃銅鑛、閃亞鉛鑛等にして、其出量は一定せざるもの丶如く、選鑛して製煉するの必要を認めざるを以て、方鉛鑛のみを選出し、伴鑛は遺棄して、各所に推積せしむ、鑛脈の母岩は悉く方解石にして、其結晶美麗なり、方鉛鑛中には、約一萬分の六乃至七の銀分を含有し、製銀鑛として、一般標準に合する、善良なる、含銀鑛とは云ひ難し、今其分析結果を次に示す

		百分中の黑鉛	百分中の白鉛	毎噸中含有せる銀量(オンス)
坑內採收の礦石成分	第一種	三三、九〇	二九、四〇	一二、二〇
	第二種	九、一〇	二九、四〇	一八、〇〇
	第三種	二三、四〇	二三、七〇	一八、二〇
敲礦廠分出の黑白鉛整礦の成分	第一種	二三、三〇	四、七〇	二九、八〇
	第二種	五八、三〇	一一、四〇	二二、五〇
	第三種	二、三〇	五三、四〇	三、〇八
定礦廠定出の黑白鉛砂	黑鉛碎石	四、八〇	六、六〇	二四、四〇
	白鉛碎石	四、七〇	三六、〇〇	三、〇八
洗礦機洗出の黑白鉛砂	黑鉛碎石	七三、三〇	七、七〇	二九、五〇
	白鉛碎石	一〇、四〇	三〇、五〇	五、〇一

收鑛量の概算

採掘せる礦石と其岩との混合比例を見るに、最上等なる鑛脈點に在りては、採掘物の二分の一乃至三分の一は礦石にして、其餘は岩石なり、されど其鑛も全然方鉛鑛のみにはあらずして、尙其結晶内には、方解石の參錯混合するもの多し、即ち其鑛物の約五分の二を以て、純方鉛鑛と見て大差なく、換言すれば坑内より採掘し來る金鑛物の五分の一或は七分の一を以て、純方鉛鑛と見て誤なかる可し、是れ勿論最も豐饒なる鑛脈に就ての平均なり。

一日の採掘額平均二千擔なるを以て、純鑛物の所得量最大限四百擔即ち二十噸内外に過ぎず。

坑内の運搬

人力　每日百六十人を二組に分ち、晝夜交代せしめて、鑛物を運搬す、其運搬方法は一人四百斤位の鑛物を、竹籠に容れ繩にて肩に掛け、坑道上のレール即ち梯上を滑ら坑壁の支柱を手掛けと爲し坑底より採り上ぐるものにて、一日一人約十五回即三十回坑口より、坑底まで、昇降する次第なり、運搬の多少に關せず、一人二百五十文内外の日給なり。

機械力　別に坑の側面より大斜坑を穿ち、滑車捲揚機を据付け、坑内より鑛石を捲揚けつゝあり、之は普通式鑛製レール上を鑛物鐵車にて上げ來るものにて、此の捲揚機は五十一度の傾斜を以て、百五十米突堀下げられたる、坑道に至るなり、掘り上げたる、鑛物は鐵車にて、プラットホームより、二十間を隔てたる、貯藏場に運搬せられ、坑外の作業は、總て人力に依る、捲揚機の皷筒は、二個の滑車にて、針金繩を上下すること普通の如し。

人力と機械力　如斯人力と機械力とを併合するは、支那の工業に常に見る處にして、機械力の費用に拮抗するに足る事其の一なり機械の取扱不始末なるを以て破損し易く、然かも小破損は之れを修理せず、大破損に至りて始めて、修理を加ふるも機械は最早久しき使用に耐へず、遂に低廉なる人力に賴る事其の二なり。

又坑内の水量は日々一定せず、前記の捲揚機(シャフト)の一側に三吋管を敷設し坑内の排水器にて排水し又煽風機を設けて通風を爲す。

碎鑛

碎鑛機は、二臺あれども、殆ど使用せず、全く人力にて碎鑛し居れり、之れを橋砂夫と稱して、十六七歳の少年を使用す、人員三百人にて、一人一日百斤を碎く可し、方解石は、鑛物と本鑛とに分選され、更に一封度づゝに別れ、洗選所に送付す、右の業務は晝間のみにて、鐵槌及笊等は官給とし、食料六十文以外に、賃銀六十文乃至八十文を支給す。

選鑛

選鑛は、人力と機械とに依る、此に人力の方法を述べん

前記の豆大粉鑛を篩過し、粗粒は再び碎きて、平かなる笊に盛り、木桶内に振蕩して、洗分す、其桶は高三尺七八寸徑二尺五寸位なり、細粉は笊目を出でて、桶底に沈澱し、此より重大なる鑛粉は、更に一層沈滯す、而して笊中に殘留する粗粒も、亦振蕩の爲め、上下二層に沈定する事となる、此に於て此の下層の純鉛鑛のみを採分し、上層の不純分子は、更に之を碎破して陶汰を行ふ、されど人力なれば到底好結果を擧げ難く、其の殘渣は放棄され、積みて山を爲す若し之を機械力にて精選せば、更に此の中より若干の純鉛鑛を得べきなり。又桶底に沈着せる鑛泥は、之を圓形の二桶に運び、流射して泥土を洗去り、鑛砂を選分す、此の處は夜業を爲さす、一日百人を使役し、一人一日三擔を選鑛し、賃銀は二百文乃至二百六十文なり。

鑛坑の設備

機械の動力　機械の動力は、大基の Adams Seltienal boils 即ち竪罐にして五十馬力の容積あり、上部煙突の長さは、三十尺也現在は其の一を使用し居るのみ、七十五封度壓にて、午前六時より、午後十時までに、約四十擔の石炭を消費すと云ふ、別に一基の機關三十馬力なるを、送風機と修繕工場とに使用す、機械の排量に付きては、汽鑵の位置甚だ遠くして各方面は配氣用に非常に長き導管を要し爲めに蒸氣の凝結すること多き多期には尤も不經濟也。

技師　機械工は廣東人にして、其給料は技師長六十元、修繕機工十七元とす。

建築物　鑛務局、製圖室、捲揚機室、捲揚塔、汽鑵室、修繕工場、鍛冶工場の外に洋式煉瓦造りの機械洗鑛所十所及藁屋造の撟砂場、其他の小室あり。

局所の配置　總局は鑛長書記の外に工程課、運銷課、庶務課、繙譯課、繕寫課、帳房、稽査課、土井課、長沙出張員あり又機鑛處（四所に分つ）煉務處（六所に分つ）材料處（三十九所に分つ）收支處（十五所に分つ）採辨木料處（四所に分つ）選料處（四所に分つ）巡警處（十五所に分つ）管倉處（五所に分つ）儲蓄銀行（六所に分つ）土爐煉焦處（八所に分つ）窪工程處（二十九所に分つ）造磚所（三所に分つ）餐宿所（二十所に分つ）黄家源小坑分鑛（五所に分つ）醫院（外人一人支那人三人）製造所（五所に分つ）電話處（二所に分つ）洗煤處（五所に分つ）印刷處（二所に分ち管事と司事とあり）葯局（二所に分つ）電報處（五所に分つ）建築處（三所に分つ）あり。

産額

開坑當時人力を以て採礦せし時は産額僅少なりしが、光緒三十二年以來各種の機械を增加するに從ひて産額を增加しつゝあり、是より更らに機械的作用を擴進せば其産額は豫測すべからざるものあらん、左に歷年の收額を表示す。

年　礦量	黒鉛	白鉛	硫黄
一八九六―八九	二、一九一	四、一九八	一六〇
一八九九	二、〇二八	四、五七二	一〇四

一九〇〇	一、七九八	五、八一一	一〇五
一九〇一	一、一八〇	四、八〇八	一一六
一九〇二	一、八一七	五、七一一	一五一
一九〇三	一、八九〇	五、二〇九	八五
一九〇四	一、二四一	五、五五八	五八
一九〇五	一、〇九六	五、一八九	五九
一九〇六	一、七九一	六、八八一	五七
一九〇七	一、九七二	六、〇〇一	四四
一九〇八	一、九一〇	八、〇一四	四九
一九〇九	一、〇八八	八、四八二	八二
一九一〇	一、五五一	七、七八七	四四
一九一一	四、〇一五	九、七九八	九七
一九一二	一、九八七	九、四四四	一一九
一九一三	二、一六四	九、二一九	一八一
總計	二九、七一九	六九、六五八	一、四〇五

人口

各種の勞働は地方人と各地の人を充用し、其數五千人に達す賃銀に等差あり、坑夫を最優とし勞働時間坑内は八時間坑外は十時間とす、賃銀の等差は左表に示す。

坑内坑夫

鑿工　一名ニ付　一日　二角四分　食費は傭主支辨
車水工　同　同　一角四分　同前
小工　同　同　一角四分　同
風工　同　同　一角四分　同

坑外職工

木工優等　同　同　二角四分　同
同　中等　同　同　二角　同
同　下等　同　同　一角六分　同
篾工　同　同　一角六分　同
小工　同　同　一角　同
砌工優等　同　同　二角　同
同　中等　同　同　一角八分　同
同　下等　同　同　一角六分　同
漆工　同　同　一角六分　同

機械工

一等　同　同　一元五角
二等　同　同　一元二角
三等　同　同　九角
四等　同　同　六角
五等　同　同　三角

選礦工

優等　同　同　一角八分　食費傭主支辨
中等　同　同　一角六分　同
下等　同　同　一角四分　同

運搬

礦石を運搬して山より松柏市に至る陸路十四支里、松柏市より長沙に至る水路六百二十支里とす、從前人力を以て

運搬せし時は礦石百觔に付き運賃七十文を要せしが、民國元年に松柏市と水口山の間に輕便鐵道敷設後は、里程も十里三合に減縮するを得て、毎日往復十回以上に及び、陸路運搬の便を得たり、水路は春夏帆船の便あり、其大なるものは一艘に七八百石、小船に三四百石を搭載することを得、流に順つて觖航せば四日にして長沙に達し、毎石運搬費七十文にして秋冬減水の際は不便を極むるを以て、淺水小蒸汽船を備附くべく計書中なり。現今は小蒸汽船を賃借して試行し居れり。

借欵契約

本鑛山は獨商禮和洋行と借欵關係あり、其契約次の如し

礦石賣買契約書

湖南政府は禮和洋行と合同し、鑛務總局に對し、水口山黑鉛整碎砂四萬噸、白鉛整砂參萬噸、白鉛鑛砂參萬噸の賣買を議定す其詳細條款左の如し。

一、禮和洋行は、鑛務總局と水口山黑鉛砂四萬噸、整碎混配せる白鉛整砂參萬噸、白鉛鑛砂三萬噸の購買を議訂す、黑白鉛整碎は均しく程色(成分)を論せす見本を以て之が標準となす、鑛砂の交付は期限を定めす、全部交附するものとす、此の議定書は黑鉛整鑛砂四萬噸、白鉛整砂參萬噸白鉛鑛砂參萬噸を以て全部とす。

二、本議定書所定の黑鉛整碎砂は、鑛務總局より瑞記洋行所定の黑鉛砂一千二百噸、隆記洋行所定の黑鉛一千噸、多福洋行所訂の黑鉛砂一千二百噸、隆記洋行所訂の黑鉛一千噸の交付をなしたる後本議定書所訂の黑鉛碎砂四萬噸を交付するものとす、又本議定書所訂の白鉛整碎は、鑛務總局に於て、禮和洋行と陽曆一千九百十一年十一月二十九日即ち陰曆宣統三年十月初九日所定の白鉛整碎砂壹萬噸及多福洋行の陽曆一百九百十一年一月十二日所訂の白鉛整砂一萬二千噸を交付したる後、即時本議定所定の白鉛整砂三萬噸を交付し、白鉛碎砂參萬噸は、本議定所定の白鉛整碎砂の交付を爲したる後、方に禮和洋行の前淸宣統三年閏六月二十四日即ち陽曆一千九百十八年八月十九日所訂の白鉛整碎砂參萬噸を交付すべし、契約內の砂鑛三萬噸は禮和洋行に於て前受けを希望する時は先つ鑛務總局に報明し、禮和洋行の隨意に任するものとす、但し禮和洋行の前受けは六ヶ月一回とす、既に參萬噸の前受けを提議せる時は、原議定書に依りて之れを處理すへし、惟前に訂決せる參萬噸內の砂、整砂多くして碎砂少なく、且つ禮和洋行と前渡しを議定せる六ヶ月內に於て鑛務總局か如し白鉛碎砂を交付する場合は議定書の鑛石は多少に拘らず禮和洋行は隨時授受をなし異議するを得す。

三、本議定書所訂の黑鉛整碎砂は、長沙南門外鑛務總局堆棧に於て交付するものとす、彼此委員を派して、共に監視し權衡は磅を以て標準とし、禮和洋行は額外の要求を爲さず、亦磅の加算をなさず、並に詞を籍りて

挑剔し、及ひ交受後返還交換等の事あるを得す、黒白鉛砂は整砕に拘らす、引續き鑛山より長沙に運搬し、禮和洋行に隨時交付するものとす。

四、本議定書所訂の黒白鉛整砕砂の價は、批準の砂價を以て酌定し、標準と爲す。

査するに、現時倫敦商報所載に普通黒鉛毎噸售價英金拾五磅十志、普通毎噸售價英金二十六磅十志とあれば、水口山黒鉛整砕砂毎噸售價長平足銀五十七兩一錢、白鉛整砕砂毎噸長平足銀拾六兩とす、議定以後交砂の時は、英京倫敦商務報所載の普通黒白鉛の價の一ヶ月平均を以て計算し、普通白鉛毎噸昂價一志の時は、長平銀一錢二分を增し、低價一志の時は、長平銀一錢二分を減ず、普通黒鉛毎噸昂價一志の時は、砂價長平銀一錢四分を增し、低價の時は長平銀一錢四分を減ず、假へば如し倫敦商場に普通黒鉛毎噸の價、漲騰して十五磅十一志とある時は、則ち水口山黒鉛整砕砂價五十七兩二錢四分、普通黒鉛毎噸低價となり十五磅九志とある時は、則ち水口山黒鉛整砕砂價五十六兩九錢六分とし、白鉛價も亦之れに照して類推す。

五、本議定書所定の黒鉛整砕砂價銀及前渡銀は百二十萬兩とし、均しく長沙に於て交付し、長平足銀實不折不扣とす、並に證劵及紙幣換兌を用ゐず。

六、禮和洋行と議定の黒白鉛砂手付銀は、長平銀百二十萬兩とし、調印の日より起り、六週間内に全部交付す、即ち交付濟みの時、受取期日及數目を批明す、此の項手付は須らく全部交付の翌日より起算し、利子を付し、並に議定書所訂の黒白鉛整砕砂は、均しく未交付濟の時は陽暦一年六厘の利子を付し黒鉛整砕砂或は白鉛整砕砂の交付を開始せる日より起算し、陽暦週年五厘の利息に照し、週年に滿たざれば、利息は陽暦六ヶ月を以て、一回之を付す、此の項利息を付する時は砂鑛の未交付前と旣に交付開始後とを問はず、鑛務總局に於て、期日を案し、禮和洋行に一切交付するものとす。

七、本議定書所訂の黒白鉛整砂の價は、毎月交付の日に於て、禮和洋行は、即ち砂價銀の三分の一を鑛務總局に交付し、殘餘の三分の二は月末に於て、第四款所定に照して交付を終了し、三分の一を以て手付銀を返還し、其餘は再び禮和に於て、數の如く、差引清算し、鑛務局は惟砂價内に於て、半分の手付銀額を收受、即ち砂鑛受取りの前月末日に於て、利子を停止す、假へば如し六月三十日砂價の內手付銀一千兩を收受せば則ち一ヶ月一千兩の利息は即ち五月末日に於て停止す、禮和は並に收受手付銀の數目期日を定め受領書を作具し、鑛務總局に呈出すべし。

八、鑛砂交附は百噸を以て、一回となし、鑛務總局は交附に際し、其の都度禮和洋行と書面を作り、鑛務總局堆棧に交付保存し、鑛務總局は運單を發給し運行せしむ、一ヶ月の期限滿つれば、鑛務總局に於て、領收書に照し禮和洋行に對し結算して、價銀を收取す。

九、本議定書所訂の黒白鉛整砕砂は、長沙鑛務總局堆棧

に於て觀貫したる後、所有關稅碼頭捐、包打、裝箱下力保險運費及一切雜費は均しく、禮和洋行に歸し、鑛務總局と關係なし、惟關稅は禮和洋行が、應に前約に照し砂價百分の五を完納し、日後若し增加するありて、禮和洋行か增加する事能はざれば、鑛務總局は代つて補足を爲す、若し減少せば、禮和洋行は、仍章程原額の稅銀を交出し、章程に照て納稅する外、殘餘の稅銀は禮和は均しく鑛務局に補交すべし、其の本省別項の原捐は概ね免征す。

十、常寧縣水口山鉛鑛或は特別事故に遭遇し、以て鑛荒山空鉛砂歇絕の時に及はゞ、彼此公同にて查驗し、實なれば、所有未交付の黑白鉛整砂一切の交付を免除す、其の手付銀は禮和の己に砂價內に於て領收したる外、殘餘は湖南財政司に於て、事實を核し返還し、議定書を廢撤す。

十一、本議定書所定の黑鉛整碎砂にして、一度び交付濟みとなれば、即ち鑛務總局の許可を以て、水口山所產の黑鉛整碎砂を他に賣却する事を許す、白鉛整砂も交付濟み後は、即ち水口山所產の白鉛整砂の賣却を許す、白鉛鑛砂も並に此の例に依りて辦理す、惟本議定書の鑛石は黑白鉛整碎砂に論なく、仍此の項交付後は鑛務總局に於て任意に其の交付せる以外を他に轉賣す、然れども議定書未た廢棄せざる期間內は、須く先つ禮和洋行に儘すべし、如し禮和洋行の出す價にして、他商に及ばざる時は、鑛務總局は、任意に他商に賣渡すも、

禮和洋行は、異議あるを得ず、如し禮和洋行の出す價にして、他商と同しけれは、則ち先つ禮和洋行に賣與す、若し黑白鉛砂の未交付濟みの時に於ては、鑛務總局は、他に賣却する事を得ず。

十二、湖南銅元局に於て銅元鼓鑄の爲め、白鉛を需用せば、鑛務總局は任意に提煉交用せしむるも、禮和洋行は異言する事を得ず。

十三、砂價の交付は、彼此均しく議定書に遵照して辦理するを要す、禮和洋行か若し、議定書原定に違背する有らば、鑛務總局は即ち禮和洋行に議定書の遵守を知照すべし、若し尙禮和洋行が故意に違背せば、即時鑛砂の交付を停止し、議定書を廢棄し手付銀の返還をなさず。

十四、中國文の議定書三通を訂立し彼此批準鈐印し、財政司、鑛務總局、及禮和洋行に各一通を保存す、議定書所定の黑白鉛砂を數の如く交付したる後に於て、議定書は即時廢棄す但し左の項を保留す。

每噸重量は、英國磅秤二千二百四十磅、中國の十六兩正秤一千六百八十斤に相當するものを以て、計算し、前章程白鉛鈔估本は拾兩とし黑鉛砂估本は二十兩とす。

條文訂正

第三條　原文に下の一句を加ふ。

如し潮濕ありて、重量甚だ重き砂は、禮和洋行か乾濕

の後に於て、受領するを許す、但し遲くとも十日間を過くる事を得す。

第四條　原文所載規定の「鑛務局は黑鉛整碎砂と毎噸價長平銀五十七兩一錢に賣却し、白鉛整碎砂を價長平銀十六兩に買却す」とあるを「黑鉛整碎砂を毎噸長平銀五十七兩七錢五分とし、白鉛整碎砂を毎噸價長平銀十六兩六錢五分とす」と改む。

原文所載の「如し倫敦商報所載か普通黑鉛毎噸の價騰貴し、十五磅十一志となれる時は、白鉛砂價も、此に照して類推す」とあるを「假へは如し倫敦商報所載が普通黑鉛毎噸の價騰貴し、十五磅十一志に至れる時は、則ち水口山黑鉛整碎砂の價は、五十七兩八錢九厘とし、普通黑鉛毎噸の價下落して十五磅九志となれる時は、水口山黑鉛整砂の價五十七兩六錢一分とし、白鉛砂價は此れに照して類推す」と改む。

第五條　原文所載の「手付銀一百二十萬兩」とあるを改めて「一百萬兩」とす。

第六條　原文所載の「禮和洋行と、議定せる黑白鉛砂の手付銀長平銀百二十萬兩は、調印の日より起算し六週間内を限度とし、全部交付す」、とあるを「禮和洋行と、議定せる黑白鉛砂の手付銀一百萬兩は禮和洋行の改約調印の日に於て、卽時十萬兩の手付を交付し、殘餘の九十萬兩は、鑛務總局と財政司と會同し、原定の議定書の條欵を改定し、長沙軍政府に請ひ公文を備へ、部（財政部）に咨し、獨逸公使に轉咨したる後、卽日數の如く、現定實銀を交付し、禮和洋行は、之れを遲延するを得す」と改む。

原文所載の「此頃手付銀は、須く全部交付の翌日より起算し、利息を付し、陽曆週年五厘とす」とあるを「此項手付銀は、須く全部交付の翌日より起算し、利息を付し、併て此の議定書所定の黑白鉛碎砂は、未交付濟みと既交付濟とに論なく、陽曆週年七厘の利息を付す」と改む。

第十條　原文所載の「彼此公同にて査驗し實に屬せは、議定書を廢棄す」とあるを「彼此人に請ふて、査驗し、實に屬せは、所有未交付濟みの黑白鉛砂は、一切交付せす、其の手付銀は禮和洋行か、已に砂價の內に於て收受したる外、殘餘は財政司より核實し、返還し、遲延なく議定書を廢棄す。

第十三條　原文所載の「定銀返還せす」とあるを「禮和洋行未收の黑白鉛整碎數に按照し、毎噸手付銀內に於て、禮和洋行より鑛務總局の損毛五錢を省きたるものを控除し、其の餘は禮和洋行に返還す。

追加條文

一、禮和洋行か將來、若し此の議定書を他に轉托する事を希望せば、鑛務總局の允准に照料辦理し、何時に論なく此の議定書に按照し辦理せは仍有効とす。

二、禮和洋行の手付銀一百萬兩は、黑白鉛整碎砂の價內に於て手付を扣收し、一百萬兩に滿ちたる後、鑛務總

局の交付せる黒白鉛礬碎砂に對し、禮和洋行は須く全數を現定寶銀にて交付するを要す。

三、本議定書は原と華文三通を訂して證憑と爲せしか、今回修正し英文三通をも加訂して證憑と爲す、禮和洋行は初拔君擔任し、華文と同意議なる事を約し、並に異岐なし、此に修改す。

其後歐洲大戰の開くるや、獨逸は鑛石を運搬する事能はざるより、約の如く鑛石の引取を肯んせず、支那側は堆貨日に多きに苦しみ屢獨逸に對し契約履行を迫り然かも獨商の之れに應せざるより、遂に本契約破棄を聲明するに至れり

寄贈交換書目錄

自十二月八日 至十二月二十五日

誌名	寄贈者	號數
ヘラルド、オブ、アジア	麹町ヘラルド社	一一號、一二號
特許發明々細書	丸ノ内特許局	四七號、四八號
實用新案公報	仝	三九〇號、三九一號、三九二號、三九三號
商標公報	仝	三七五號、三七六號、三七七號
特許公報	仝	二一八號、二一九號、二二〇號
國家學會雜誌		三十卷十二號
通商公報	外務省通商局	三七四號、三七五號、三七六號、三七七號、三七八號
經濟資料	東亞經濟調査局	二卷八號
月報	宇都宮商業會議所	一五八號
會報	南洋協會	二卷九號、十錢
貿易通報	大阪商業會議所	十一月號
臺灣商工月報	臺灣總督府	九一號
水產界	大日本水產會	四一一號
週報	上海日本人實業協會	二四七號、二四八號
學鐙	丸善株式會社	二十卷二十三號、二十四號
日本及日本人	神田政教社	六九五號
財政月刊	北京財政部	三四號
山林公報	農商務省山林局	十四號
東洋經濟新報	牛込其社	七三六號、七三七號
統計年報	木浦商業會議所	大正四年度
上海	上海春申社	二〇一號、二〇二號
地學雜誌	東京地學協會	三三六號
國際法外交雜誌	國際法學會	十五卷四號
公聞報	天津大實報館	四八號
貿易	大日本貿易協會	十二月號
日露貿易	關東都督府民政部	
偕行社記事		七四號
奉公	奉公會	十二月號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	十二月號
農商公報	北京農商部	三卷四冊
新支那	北京其社	自二一八號 至二二四號
東洋時報	東洋協會	二一九號
會報	帝國鐵道協會	十七卷九號

滿蒙の土地經營

滿蒙の土地經營は近時邦人の爲に着目せらるゝに至りし一事業なり、蓋し一昨年春日支交渉を起し、六月に至つて日支間新條約の締結を見るに至りたる結果日本の滿蒙に於ける地位確立し、且土地に對し或特權を有するを得るに至りたるが爲に、滿蒙の土地經營は邦人の經營し得べき一事業となれるなり、今一昨年六月成立したる日支條約を見るに、

一、關東州の租借期限、南滿洲鐵道及安奉鐵道の布設經營期限は共に、殆ど半永久的に延長せられ、是等の諸特權は今後不安を感ずる事無きに至れり。

二、日本國民は南滿洲に於て各種商工業に必要なる建物を建設し、又は農業に必要なる土地を商租する事を得。

三、日本國民は南滿洲に於て自由に居住往來し、各種商工業其他の業務に從事する事を得。

四、日本國民が東部內蒙古に於て支那國民と合辦に依り、農業及附隨工業の經營をなさんとする時は、支那國政府は之れを承認すべし。

なる諸條項の決定せられたるあり、之等は實に南滿洲及東部內蒙古に於て、日本人に對し土地經營をなさしむるものにして、日本人は之れによりて滿蒙の土地經營上に一光明を得たるものなり。

日本人は主として日露戰爭以來滿蒙各地に發展し、滿蒙に於て日本人が特殊地位を有するは、支那は勿論世界列強の均しく認めたる處なりしも、然かも此新日支條約の成るに至る迄、日本人は關東州及滿鐵沿線以外の滿蒙各地に自由に居住往來するの權なく、況んや土地所有權の如き元より之れを有せざりしなり、然るに本條約成立の結果は、日本人は滿蒙全體に涉つて其發展の地を求め得るに至りしものにして、茲に滿蒙は初めて名實共に日本の勢力範圍たるに至りしなり、從來邦人の滿洲にあるものゝ多くは、其活動範圍の一小部分に局限せらるゝを不便とし、更に又土地

を所有する能はざるを不利とせり、然るに今や此障碍は除かれたるを以て、邦人の滿蒙發展は此に新紀元を劃するを得るに至れり。

滿蒙の土地

南滿洲及東部内蒙古の範圍に就いては、未だ明かに之れが決定をなしたるものなきも、從來其範圍は自然に一定したるものあり、即ち所謂南滿洲なるものは北は「渾春より老爺嶺の分水嶺に沿ふて、ビルタン湖に達し、同湖より略直線に秀水甸子に出で、第二松花江を下り、三江口より嫩江を溯り洮兒河に沿ひ、科爾沁部の開拓地を含む此域」を以て界とし、其西境は「蒙古科爾沁部の開拓地より邊墻に沿ふて山海關に至る線」を以て界とする滿洲の南半を指すものと解すべく、而して所謂東部内蒙古とは科爾沁の開拓地界を除く以外の哲里木盟十旗、卓索圖盟五旗、昭烏達盟十旗、錫林郭勒盟十盟、小嘩倫喇嘛游牧旗、察哈爾東四旗及長城外舊滑朝及直隸省に屬する地域全部と解するを以て當れりとし、斯くの如き地域に從ふ時は、所謂滿蒙の地積なるものは

南滿洲	奉天省	一四、〇〇〇方里
	吉林省南部	九、〇〇〇
東部内蒙古		三一、〇〇〇
合計		五四、〇〇〇

あり、更に此内に就いて土地經營上利用し得べき農耕地及放牧地の面積を見るに大體次の如し。

區分		奉天省	吉林省南部	東部蒙古	合計
可耕地		五百五十萬町歩	四百萬町歩	一千萬町歩	一千九百五十萬町歩
内	既耕地	二百四十萬町歩	百三十萬町歩	二百三十萬町歩	六百萬町歩
	未耕地	三百十萬町歩	二百七十萬町歩	七百七十萬町歩	一千三百五十萬町歩

則ち滿蒙に於ける可耕地は大略一千九百五十萬町歩ありて、然かも其内一千三百五十萬町歩は尙未耕地に屬す、滿蒙土地經營の前途極めて多望なるものありと謂はざるべからざるなり。

滿蒙の地價

滿蒙に於て斯くの如き多大の耕地の存するものありと雖も、其價格及收支計算等の如何なるべきかは、此に於て土地經營をなさんとするもの丶先づ考慮せざるべからざる處なり、今關東都督府の調査に從つて各地方に於ける我一反歩當りの土地賣買價格、及現今支那人經營の利廻はり歩合を示せば次の如し。

地方名	上等地	中等地	下等地	經營費に對する利廻狀況
遼陽地方	五〇円	三〇	一五	七分五厘强
奉天地方	四〇	二五	一〇	八分强
鐵嶺地方	三五	二〇	一〇	八分强
開原地方	三〇	一五	八	一割强
昌圖地方	三五	二〇	一〇	一割一分强
梨樹地方（四平街附近）	三〇	二〇	一〇	八分强

懷德地方（公主嶺附近）	二八	二〇	八	六分强
長春地方	三〇	二〇	八	七分强
吉林地方	三〇	二〇	一〇	八分强
大賚地方	一〇	六	二	一割强
洮南地方	八	五	二	八分强
遼源地方（鄭家屯附近）	二〇	一〇	五	一分强
開魯地方	八	四	二	一割强
赤峰地方	一二	六	三	八分强
林西地方	八	六	三	一割强
熱河地方	二〇	一〇	五	一割强

更に近時頻に土地を開放し之れが拂下をなしつゝある東部內蒙古各地方に於ける拂下價格を見るに、次の如くにして一層低廉なるものあり、然かも之等の地方は近く四鄭鐵道の開通によりて、次第に交通も便利と爲るべきを以て、此方面に於ける土地經營は一層有利なるものあるべし。

地方名	上等地	中等地	下等地	備考
達賴罕旗（鄭家屯西方）下	二・三五円	一・七六円	一・二〇	大部分熟地を含む土地の價格は現今最上地坪一錢二三厘乃至一錢五六厘
同上	一・五五	〇・七六	〇・五〇	未耕荒地の價格
洮南方面	二・〇〇	一・〇〇	〇・五〇	未耕地價格
開魯地方	一・〇〇	〇・五〇	〇・二〇	同
林西地方	〇・五〇	〇・三〇	〇・一五	同（我一反步の價格を示せり）

而して之等の土地を入手するに就いては滿洲に於ては邦人單獨に、又東部內蒙古に於ては支那人との合辦によりて商租權を得べく、商租權は其元來の性質として借地權なりと雖も、三十年迄の長き期限を有し且無條件にて更新し得べきものなるが故に、殆んど所有權と其素質に於て異らざるものにして、其詳細の手續に至りては尙日支兩國間に決定を見ずと雖も、既に日本人にして土地商租權を獲たるものも多ければ之等の方法に從つて土地を入手し得べし。

土地經營方法

滿蒙地方は現に人口稀薄に商業尙幼稚なれば、之れが開發は主として農業政策によらざるべからず、從つて土地經營亦農業及農業附屬の工業を主とするの外途なかるべし、然れども之れに就いても小作及勞働の二者は生活程度の低く且勞力强き支那人及朝鮮人のあるあれば邦人が到底之れと競爭する事は困難なるべきを以て、邦人は主として地主及自作の方面に求むるの外なかるべく、其自作にありても邦人は單に監督者として支那人又は鮮人を使役して之れをなすことを優れりとすべし。

東部內蒙古に於ては條約上日支の合辦によるの外農業及附屬工業を經營する能はざるを以て、之れが爲に合辦の對手を求むるの要あり、右合辦の對手としては或は小作支那人を以て合辦の名義者となし、或は又關東州及滿鐵附屬地等に確實なる不動產を有する支那人を利用するを最も有利とすべく、又蒙古王或は喇嘛をして土地を提供せしめ、邦

人より資本を投じて合辦の形式を採る事も有利なるべし。現に滿蒙に於て行はるゝ土地經營方法中農耕の場合には、分益制度、小作制度、及自作制度の三あり、而して既耕地中分益制度によるもの六割小作制度によるもの三割にして、自作制度によるもの一割に達せざる有樣なり右の內分益制度とは經費上の必要品より供給して耕作をなさしむるものなり、又小作制度は經營上の必要品は小作人に於て全部負擔するものにして、其利益分配方法は次の如し。

制度		分配
分益制度	地主	七分五厘
	小作者	二分五厘
小作制度	地主	五分
	小作人	五分

＊　＊　＊　＊

斯くの如く地價旣に低廉に然かも未耕地多く、收益の途亦明かなるものあり、而して日本人は新日支條約の結果として此土地を利用すべき權利を獲得したるものなれば、今後我資本家は大に此方面に發展し、以て一方資本に對する收益を得ると共に、一方滿蒙に於ける帝國の地位を鞏固にする事に努むべきなり。

金嶺鎮鐵山

位置

金嶺鎮鐵山は山東鐵道の金嶺鎮驛と張店驛の中間北方に在り、線路を距る二吉米―八吉米にして、一連の丘崗西南より東北に起伏す、之れ即ち鐵鑛所在の山崗にして、獨人の鑛區は其面積三百十平方吉米あり、特許規定に隨ひ之を三鑛區に分てり、鑛脈は山頂若くは谷地に露出、潛下し、山頂の主なるものは四寶山、玉皇山、鐵山及鳳凰山にして、鐵山及四寶山は古來土法稼行の盛に行はれし形跡あり、鑛脈の長さは鐵山附近にても二吉米以上、厚さ一五米―二五に及び東南へ四五―五〇度の傾斜を有す、大冶鐵山の如く全鑛露出するものに非ざるが故、採掘上多少の困難を免れざるべし。

鑛量

金嶺鎮鐵山全體の鑛量は、約一億噸と見積り得べく、其内約四千萬噸は谷地に存在するを以て、比較的低廉なる採掘費を以て採掘し得べしとは、嘗て獨人の計算したる所なり、然れども實際の踏査の結果は然かく豊富なるものにあらずと傳へらる、左に各山に關する獨人の計算鑛量を掲ぐべし。

四寶山

鑛脈の厚さは東南部に於て、長さ二五〇米に對し七〇米の厚さあり、東北部に於ては小距離に亘り、厚さ一米五に過ぎず、露頭は谷地よりの比高、約二二〇米にして鑛脈の平均幅を一七〇米、長さを二五〇〇米厚さを平均七米とする時は、其全鑛量は千七百八十萬噸に達す（一立米を四噸六と計算して）、

玉皇山

大正三年六月一日の調査に依れば、厚さは二五米―三〇あり、今厚さを二五米とし、幅一〇〇米長さ五五〇〇米とせば鑛量は六千三百二十五萬噸に上るべし。

鐵山

本山は山東鐵道會社に於て尤も詳密に調査せるものにして、鑛脈の長さ二吉米二、厚さ中部に於て一五米、東南へ四五度の傾斜を有す、露頭は谷地よりの比高十一米—百六〇米なるを以て、平均六〇米と算し、試錐の尤も深き所は谷地以下七〇米に達せる故、鑛脈の全高は一三〇米、其平面幅は一八四米なり、今一五米の厚さに對し下盤に接せる一米八を硫黄分多き故除去し、計算するときは全鑛量は二千四百七十萬噸となる。

鳳凰山

未だ鑛脈に付き詳細に探究せることなく、的確の打算困難なるも、長さ四吉米厚さ四〇—五〇米にして、上盤下盤に接せる部分は不純となるを以て、中部の一〇—一二米のみ採掘に適するものなり。

鑛質

鐵山又は四寶山に於ける調査に依れば、普通六〇%以上の含鐵分にして、尤も少きも尙五五%を下らずと云ふ。

大正二年八月我若松製鐵所の分析試驗結果なるものを示せば次の如し。

	第一種	第二種	第三種	第四種
鐵分	六九・八六	六六・八四	六七・七六	七〇・〇四
硅石	二・四六	二・〇五	二・〇三	二・二四
滿俺	〇・二七	〇・二七	〇・二六	〇・三一
燐	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
硫黄	〇・〇二	〇・〇六	〇・〇三	〇・〇二
銅	〇・〇七	〇・一一	〇・〇五	〇・〇一
ウォルフラム炭索	一・一五	一・九〇	一・六〇	一・七〇
酸化鐵	一七・八七	一五・一六	一九・二四	一八・三

尙「ブリュッヘル」技師の平均試驗に依れば、含鐵分六六・四〇滿俺〇・三九硅酸二・八硫黄〇・〇二燐、微跡なりと云ふ、次に其品位は大冶と釜石鑛石との中間にあるも、大冶に近く只大冶に比し稍多量の骸炭を要すと。

採鑛計畫

山東鐵道會社は本鑛開採の計畫をなし、初め製鐵所を鑛山附近に設置するの案を有したりしも、支那政府は特許條約中、製鐵所經營を許與する條項なしとして、之れを承認せざる爲め、千九百十一年七月の鑛山權還附取極書に、獨支合併の製鐵所設置の一項を加へしも、愈々其實行に當り支那側は僅か五〇萬兩の出資に依りて、其管理權を要求し獨逸と同等の權利を得んとせる爲め、遂に此擧は行惱み會社は單獨經營に依り、租借地内に製鐵所を置くことゝなせり。

而して其採鑛方法は先づ鑛山鑛床の中部に横坑を穿ち、鑛床に沿ふて採鑛し、鑛石は横坑より輕便鐵道にて坑口に搬出し、坑口と金嶺鎭驛間に六・六吉米の鐵道支線を敷設し、以て鑛石を租借地に搬出せんとする計畫なりしが如し。

尙製鐵所は滄口に設け、先づ一三〇噸、一五〇噸の二熔

鑛爐を一九一六年末迄に設備するの豫定を以て、先づ鐵山掘開に着手し、大正二年秋以來家屋の建設土地の買收等を行ひ、其後我軍の之れを押收する迄に掘開されし横坑は、約三〇〇米に達し、尙七、八十米を餘したり、其坑道內には一四五米と二八〇米の所に、通氣堅坑を設備し、又岩石運搬の爲め坑道に輕便線を敷設し居たり、地質は石灰岩なるも堅硬ならざる爲め、坑口より約一〇〇米石卷を行ひたるか、今後尙繼續するの必要あるもの丶如し。

鑛山支線設計

大正三年四月鑛山部理事「プリュッヘル」及鐵道部理事「ヒンデブランド」の兩人調査の結果、本線を金嶺鎭より分岐し、鑛山に通せしめ、鐵山より西方の各鑛へは綱索を設け、鐵山を以て鑛石の打碎及積載場とし、綱索の動力は坊子より鐵山へ移し、一二〇馬力五、五〇ボルトの發電機に依るべしとの意見一致し之を伯林なる重役に具申し、其同意を經たるもの丶如し、其支線工事及設備費用は、大正三年四月三日の報告に於て十八萬馬克(八萬六千四十圓)を計上し、支線開通の曉は鐵山北方の地方より多量の出貨あるべきに依り、鐵道として十分の收益あるべく綱索線に比し遙に有利なりとの意味を附言せりと。

土地買收

會社は十年前買收せる根據地、冶里莊の西端を基點とし左の所要地所を定め

A、約 二百畝 探鑛地
B、同 三十二畝 横坑設備
C、同 二十二畝 石炭及鑛石置場
D、同 八十五畝 停車場用地
E、同 二 畝 冶里莊事務所擴張

大正三年漸く買收手續を終了せり。

其價格は山地に於て一畝四五弗(一畝は、一四〇、〇〇〇四平方米)
山麓畑地 同 六〇弗
村落附近 同 七〇弗

に協定したるが實際の購地畝數は

A、 九七、〇八九、七〇平方米(九六畝七〇二五)外に三十年租借一〇一畝〇九七一
B、 三二、二四三、二五(三二畝一一四七)
C、 二一、九七一、一七(二一畝八八三六)
D、 八五、一二六、三一(八四畝七八六七)
同 三四七、一〇二(三畝三四四二)

にして右に對する支拂額は

ABC、に對する地價(測量費、諸手數料共) 八千〇十四弗二十五仙
Aの內三十年租借に對する借地料(同上) 四千百六十二弗六十七仙
Dに對する地價(同上) 五千百〇五弗四十仙
Eに對する地價(同上) 二百九十九弗八十二仙

更にEに對する支拂代價の内容を參考とすれば左の如し。

項目	弗
土地三畝三四四二、(一畝七十弗)	二三四、〇九
測地手數料(一畝六弗)	二〇、〇七
委員從者及村長への手當	一五、〇〇
書記傭人の給料	三〇、〇〇
巡警手數料の差額	〇、六六
計	二九九、八二

鑛石原價

鑛石の原價は露頭を採取せば、一噸三十仙—四十仙にて得べく、金嶺鎭驛への運搬及汽車賃費用平均六十仙とし、青島に到る鐵道運賃を二弗としても、青島埠頭渡し實費三弗にて足るべし。

我三井物産會社は大正三年八月會社と、數次交渉の結果、鑛量三千噸(鐵山、四寶山、各一半)を噸四圓、重量損百分の二迄鐵分の保證は、百分の六十迄とし、之より少きときは一分に付毎噸十錢を減價すること五五%以下は排除し、交附期日は十月中旬より十一月中旬迄とし、購買契約を爲せしも、時局の爲め自然消滅となれることあり、今回更に邦人に於て之れが採鑛を行はんとして、目下種々計畫中なりと云ふ。

東部内蒙古の石炭

新邱炭田

位置

新邱炭田は阜新縣にあり、京奉鐵道新民府驛を西に距る二十七里、屬家窩舗驛を北西に距る二十里にして、阜新縣城は本炭田の西約一里半に位す、炭田は一帶の丘陵地にして、其高さ阜新の平野を抜くこと二十米乃至五十米なり、本丘陵地の南北及東方は、共に片麻岩及花崗岩より成る山峰によりて繞圍せられ、西は西河を以て阜新の平野に境す。

炭層

含炭層は中生層に屬する砂岩、礫岩及頁岩より成り、八層の炭層を挾有す、一般の層向は東北東より西南西なりと雖も、北東區域に於ては層向殆んど南北に轉す、傾斜は南々東若くは東或は北々西、若くは西に五度乃至三十五度、平均十八度にして、一條の背斜一條の向斜を形成す、炭層の層向に沿へる延長は約四千米に達す。

炭層は八層にして稼行に堪ゆるもの六層あり。

第一層は之を頂槽と稱し、厚さ五尺乃至八尺あり、嘗て本炭田の北東端に於て採掘せられ、現今興順窰に於て稼行せらる、同窰に於ては厚さ八尺四寸五分あり、中央に僅に二寸五分の夾みを有するのみにして、全層採掘に値す。

第二層は第一層の下方五尺乃至七十尺に位し、厚さ五尺乃至二十四尺、平均十尺あり、一條の夾みあり厚さ三寸乃至一尺五寸なり、本炭層は現に福慶窰及興順窰に於て稼行せらる。

第三層は第二層の下方二尺乃至十尺、平均六尺に位し、厚さ四尺乃至六尺、平均五尺七寸五分なり、三寸乃至一尺の夾み二條を含有す、現今興順窰に於て採掘せらる。

第四層は第三層の下方一尺五寸乃至二十尺、平均十尺に位し厚さ十一尺乃至三十二尺、平均二十尺にして、一寸乃

至一尺の夾み一條乃至五條ありと雖も、炭質最も良好にして現今稼行せらるゝ主要炭層なりとす（第二層より第四層に至る三層は之を一括して腰槽と稱す）

第五層は所謂底大槽と稱する厚き炭層にして、炭田の南西區域舊寶成窰、興順窰、舊福增窰等に於て盛に採堀せられしも、現今は炭田の中部恆元窰に於て稼行せらるゝのみなり、本炭層は第四層の下方七十尺內外に位し、厚さ百尺內外に達すと稱せらるゝも、現今之を坑內に實査することを能はざるを以て、未だ俄に信じ難し、然れども從來の調査及把頭の言に徵するに、二十尺以上八十尺內外の厚さを有するものゝ如し、恆元窰に於て目下本層の上部を採堀しつゝあり、其厚さ十尺以上あり三寸の夾み三條あるのみにして、上下兩盤共に坑內に於ては未だ之を見ること能はず、要するに本層の厚層なるは疑なきが如し、

把頭及土人の言によれば、本層の下方約五尺を隔て、更に二十尺內外の炭層（底小槽）ありと言ふも、現今之を檢すること能はず。

炭層の上下盤は砂岩及頁岩稀に礬岩にして、何れも一般に軟弱なりとす、隨て採炭に際し落盤の虞少なからず故に現に各坑に就て見るに、何れも上盤に接し炭層の一部を殘留せしめ以て落盤を防止せり。

炭質

本炭田產石炭は漆黑色の有煙炭にして、層面に並行なる割目と之に直角なる割目發達し、割目に沿うて往々硫化鐵散在す、採堀せる石炭は塊、粉相半し或は塊七、粉三の割合にして、塊炭には長徑二尺に達する大塊少なからず、然れども之を坑外に搬出し貯炭するときは、風化の程度迅にして酸化鐵の爲めに汚染せられ、粉炭となるの性あり、一般に火付早く長焰を發して燃燒し、粘結力微弱なり、炭質寧ろ汽鑵用に適せり。

各窰より採取せる石炭を分析せる結果は左の如し。

炭層名及產地	成分（百分中）						發熱量	比重
	水	揮發物	固定炭素	骸炭の質	灰	灰の色	硫黃		
第一層（興順窰）	九、九九	三四、八五	四九、三一	粘結せず	五、八五	褐	一、六五	六、三八〇	一、三九九
第二層（福慶窰）	一〇、二五	三六、一三	四九、六六	同	三、九七	赤褐	一、五七	六、二七〇	一、三三八
第三層（福慶窰）	九、三三	三三、二九	四一、七五	同	一六、六三	紅褐	二、二〇	五、一七〇	一、四五五
第四層（大興窰）	一三、六二	三六、一五	四七、一三	同	三、〇六	淡褐	〇、九九	六、一六〇	一、三一九
第四層（塊炭）（振興窰）	一四、〇四	三四、一一	四五、一一	同	四、六四	黃褐	〇、九二	五、九四〇	一、四〇三

第四層(振興窰)一粉炭	三、〇八	三〇、七六	四〇、五二	同	一六、六五	淡褐	〇、九二	四、七八五	一、三九二
第四層(福慶窰)	一〇、六六	三五、四六	一五、四六	同	二、四二	同	一、二四	計算ニヨル 六、五六五	一、三一四
第四層(永順窰)	八、六二	三四、九七	四七、七六	同	八、六五	淡赤褐	一、一七	六、一〇五	一、三七一
第四層(興順窰)	一三、二九	三一、九八	五三、〇〇	同	三、七三	淡褐	一、〇九	六、一〇五	一、三三五
第五層(恆元窰)	八、三一	四〇、二三	四七、〇九	粘結す	四、三七	帶紅灰	一、九七	六、四三五	一、三一八
第五層(永增窰)	一一、八〇	三〇、〇〇	四七、九四	粘結せず	一〇、二六	淡褐	〇、七九	五、六六五	一、三七五
第五層(成貴窰)	一〇、九五	三五、二八	四五、二三	同	八、五五	黃褐	〇、五九	五、七二〇	一、三四九

炭量

本炭田は地表殆んど全く黃土を以て被覆せられ、炭層の露頭は勿論岩層の露出せる處、殆んど之なきを以て、正確なる炭量を算出すること甚だ難し、仍て左の條項に基き炭量を概算せり。

一、現今稼行中の堅坑を連結せる線は、略炭層の層向に一致す、而して該線以北に於ては炭層は極めて緩慢なる褶曲を成せるを以て、計算上に於ては之を水平層と成せり、其面積約二百五十萬方米なり、該線以南に於ては炭層は南東に五度乃至三十五度平均二十度の角度を以て、單斜構造を成せるを以て、此區域に於ては地下五百尺迄の炭量を算出せり。

二、從來の稼行により確實なる炭層存在の延長は、層向に沿うて約一萬二千七百尺なりとす。

三、炭層の厚さは夾みを除き、第一層五尺、第二層九尺、第三層五尺、第四層十九尺、第五層三十尺合計六十八尺となせり、但し第六層は其存在確實ならざるものと見て之を除外せり。

四、現今稼行中の堅坑を連結する線以北に於ては、地質構造上第一層の存在疑はしきを以て、此區域に於ては第一層を除外して計算せり。

以上各項を考慮して算出せる結果は左の如し。

一〇六、〇〇〇、〇〇〇噸

從來稼行せる區域は約七十萬平方米にして、假りに該區域の炭量の三分の一(約六、〇〇〇、〇〇〇噸)を採堀し了りたるものとするも、尚一億噸の石炭存殘するなり。

沿革及現況

本炭田は光緒二十四年朝陽人徐傳なるもの丶發見に係り同年九月發見人徐始めて資本金一萬元を投じ、百名の坑夫を使役して炭田の西隅なる老君廟下に三個の斜坑を開鑿し、第一層を採堀せり、然るに當時坑夫の賃金甚だ不廉なりしのみならず、排水に困難し稼行すること五箇年にして、

遂に休業するの已むなきに至れり、同二十九年福增、興順、寶成、隆興の四窯起り、同三十一年九月京奉鐵道技師英人「モーラー」なるもの京奉礦を起せしが、經營宜しきを得ず、約四十萬兩の損失を招き、同三十二年遂に廢業せり、同年九月永順窰開坑、宣統二年永增、成貴、萬成の三窰、中華民國二年九月興順、大興、振興、恆元の四窯開坑せり、內寶成は宣統二年十四萬吊の收益を擧げて廢業し、福興は中華民國二年二月廢業せり、目下稼行中のものは大興、振興、富順、福慶、永順、恆元、興順の七窯なりとす。

以上七窰により採掘せらるゝ石炭は、毎年陰曆八月十五日より翌年二月十五日に至る六箇月間にて約四千四百萬斤なりとす、各窰の開坑年月、鑛區面積、資本金等は左表に示すが如し。

鑛區名	鑛區面積	地主	採堀權者	窰名	開坑年月	資本主	管理者	資本金	收支	坑夫員數	年產額 塊炭	年產額 粉炭	備考
阜昌	三五（天垧）	西力莫及拉他家不	泰子由	大興（舊名遠興）	民國二年八月	定景山及張勳	李振江	二萬元	—	七三	三〇〇（萬斤）	三〇〇（萬斤）	一天地は十畝一畝は約我六畝に相當す
				振興（舊名恩成）	民國二年八月	劉三	劉三	二萬元	—	三〇	四〇〇	四〇〇	
				富順	民國二年八月	趙品三	趙品三	四千元	損失なし	八四	四〇〇	四五〇	
隆興	一五	拉他家不	崔崇	福慶	光緒二十四年九月	藤提田及王華封	發提田	八萬元	缺損	二〇〇	六〇〇	六〇〇	一吊は十六銅貨
永順	一二	拉他家不	韓計周	永順	光緒三十一年九月	韓計周	韓計周	十一萬六千吊	十萬吊缺損	二四	—	一〇〇	
恒元	三五	拉他家不	張大榮	恒元	民國二年八月	張大榮	張大榮	二千元	損缺一千元	九六	三〇〇	三〇〇	
寶成	一五	張明	張明	寶成	光緒二十四年九月	張明	張明	十四萬元	收益	—	—	—	休山
興順	一二	那々家不	客文仲	興順	光緒二十四年九月	客文仲	客文仲	五萬元	收益	九六	—	三〇〇	
福增	一八	那々家不	任國清	福增	光緒二十四年九月	任國清	任國清	不明	損益なし	—	—	—	休山
大成	三五		劉海旋			—	—	—	—	—	—	—	未開

三義	三九	拉他家不	主典永増	宣統二年九月	周廷芳	周廷芳	四萬元	損益なし	九六	二〇〇	二〇〇	現在坑の修理中にして出炭なし
			陪阜陳萬成	宣統二年九月	孟廣山 王文如	孟廣山 王文如	二萬元	收益	九六	二〇〇	二〇〇	
			任國清成貴	宣統二年九月	張勒 王文貴	王文貴	二萬元	損益なし	九六	二〇〇	二〇〇	

炭價は山元にて百斤に付塊炭四角五分（銀四十五錢）乃至五角五分、粉炭二角なりとす。

販路は甚だ廣く賣行良好なり、主なる需用地、運賃、小賣相場等を表示すれば左の如し。

炭種	塊炭			粉炭			
需用地名	需用ノ割合	山元ヨリノ運賃（百斤）	小賣相場（百斤）	需用ノ割合	山元ヨリノ運賃（百斤）	小賣相場（百斤）	山元ヨリノ里程
新立屯	五	三角	八角	｜	｜角	｜角	一〇里
廣寧	二	五	一〇	｜	｜	｜	一六
哈拉燈街	二	三	八	一	三	五	一四
清河邊門	一	三	一〇	｜	｜	｜	一四
義州	｜	｜	｜	六	六	八	二〇
東土默特王府	｜	｜	｜	一	｜	｜	七
平安地	｜	｜	｜	二	四	六	六

物價及坑夫賃金

鑛業用材料價格、鐵一斤一角六分、點燈用麻油一斤四角八分、捲揚用索大十丈二十元、小十丈七元、排水用柳製筺一個一元二角、坑木（揚柳）長さ一丈徑五寸のもの一本一元五角。

食料品價格、米一斗五元、粟一斗一元四角、高粱一斗一元二角、大豆一斗一元二角、麵粉百斤十元五角、砂糖一斤三角五分、鹽一斗一元六角。

坑夫の賃金

本炭田の坑夫は所謂小窰なる組合を組織し、何れも請負により從業するを以て、稼行主即ち大窖より賃金の支給を受けずして、各自利益分配を成せり。

交通及運搬

本炭田には戸數約五百あり、官衙には抽分局、鑛務局、巡警支局等あり、私立小學校二あり生徒各二十名を收容す。

阜新縣城は本地の西一里半にあり、戸數二百戸官衙には知事公署、警察事務所、徵收局等あり、通信機關には郵便及電信あり。

木炭田より京奉鐵道に至る最近驛は、厲家窩舖にして二十里なりとす、車馬の往復容易なり、京奉鐵道新民府驛は本地の東二十七里に在り、車馬を通ずべし。

胡匠溝炭山及大梁崗炭山（胡匠溝休山中 大梁崗稼行中）

位置

胡匠溝炭山は西土默特王府の北西二十五町にあり、大梁崗炭山は胡匠溝炭山の南西約二十五町に位し、同一炭層を採掘す。

炭層

一層あり、層向北三十度乃至五十度東、傾斜は南東に二十度乃至六十度にして、厚さ胡匠溝に於ては二尺、大梁崗に於ては一尺乃至三尺あり、炭質一般に不良なり。

沿革

胡匠溝炭山は今を去る百年前の開坑に係り、爾來稼行者の變迭あると共に、或は稼行し或は休山せり、最近孫三なるもの之か採掘に從事せしも、一昨年二月遂に事業を休止せり、孫三稼行當時一日僅に二千斤乃至四千斤の石炭を出せりと云ふ。

大梁溝炭山は王喜田の所有にして、中華民國二年開坑し、近時は坑夫五名にて一日僅に粉炭五六百斤を出すに過ぎず。

大台子炭山及段木頭溝炭山（休山中）

位置

大台子炭山及段木頭溝炭山は、鑛區相隣接し朝陽の西北西三里半に位す。

炭層

二炭山共に休業中なりしを以て狀態を詳にすること能はず、把頭の言によれば大台子に於ては、炭層は二層あり、一は厚さ八尺にして南に急斜し、一は厚さ四尺にして北に緩斜せりと云ふ、段木頭溝に於ては炭層一層あり厚さ僅に數寸ありと云ふ。

段木頭溝の西約一里に興隆溝炭山あり、舊坑あるも之を檢せず。

沿革

大台子炭山及段木溝炭山は段和貴の經營に係り、今を距る二十年前開坑せしが、一昨年三月に至り遂に休山せり、一昨々年の出炭高は僅に四萬八千斤なりしと云ふ。

興隆溝は今を去る七八十年前開坑し、當時五百名の坑夫あり一日七萬二千斤の石炭を出せしと云ふ、然るに稼行五六年にして、坑內出水多き爲め休山せり、當時の稼行者不明なり。

叩々林炭山（休山中）

本山は段木頭溝炭山の南方約二十五町に位す、現時舊坑

崩壊し且つ露頭なきを以て、炭層の狀況詳ならず、把頭の言によれば四炭層あり厚さ六寸乃至一尺五寸なりと云ふ、捨石に見るに炭質良好ならざるが如し蓋し本山は稼行の價値なかるべし。

羅郭杖子炭山（休山中）

本山は段木頭溝炭山の東約二里に位す、舊坑約十町の間に散在すれども、已に耕地と變ず、土民に就て聞くに炭層は上、中、下の三層あり、上層一尺五寸、中層六七尺、下層五尺乃至十八尺なりと云ふ、附近の地質より推測するに、炭層は北十六度東に走り南東に傾斜すること五十度乃至六十度なるが如し、炭質比較的良好なりと云ふ、土人の言にして果して眞なりとせば、採鑛の價値あるが如し。

嘎岔炭山（稼行中）

位置

本山は朝陽の東北約二十五町、大凌河の南岸に位す。

炭層

三あり、上層二尺乃至三尺、中層四五尺、下層二尺にして各層の間隔は三十尺乃至四十尺なりと云ふ、炭層の層向は略東西にして、南方に傾斜すること四十度乃至四十五度なり、中、下二層は已に採掘を終り、其厚さを實測すること能はず、現今採掘中の上層を見るに、厚さ三尺三寸あれども、三寸乃至五寸の夾み三層あり、爲めに實際採掘し得べき部分は二尺に過ぎず、炭質は瀝青炭にして一般に粉炭多し。

沿革及現況

本炭山は譚文林の所有地內にあり、福增及裕德の二窑によりて稼行せらる、福增窑は今を去る十三年前劉某始めて開坑せしが、一昨々年一月譚文林權利を讓り受け稼行に從事す、坑夫十六名あり一日約千斤の石炭を採掘すと云ふ。

裕德窑は福增窑と同年に開坑し、中華民國二年迄伊某の經營なりしか、其後董修山之を讓り受け、現に稼行中なり坑夫二十名あり。

麒麟山炭山（稼行中）

位置

本炭山は嘎岔炭山の西十町に位し、朝陽に至る十五町なり。

炭層

三炭層あり、北六十五度西に走り、東西に傾斜すること四十度なり、上層は厚さ三尺七寸、中層は約四尺、下層は不明なり、目下上、中二層を稼行し、二層の間隔は約二十尺なり、炭層は夾み多く炭質は嘎岔產と同一なり。

沿革及現況

本炭山は馬某の所有地内にあり、今を去る十二年前開坑し、中華民國二年一時事業を中止せしが、一昨年一月より河國仁之が再開に着手せり、坑夫十名にて一日四千斤の石炭を採掘す。

小楊樹溝炭山（再開着手中）

本炭山は朝陽の北東約二里に位す、附近の地質及採掘跡より推測するに、炭層は北七十度東に走り、南に傾斜すること四十度乃至六十度内外にして、延長約五百米突に達するものゝ如し、四炭層あり内下方の三層は延長百米乃至二百米にして、尖滅するものゝ如し、炭層の厚さは把頭の言によれば二尺乃至十尺にして、二十尺に肥大する處ありと云ふ、貯炭に見るに殆んど粉炭のみにして、炭質劣等なり、蓋し大規模の稼行に堪へざるべし。

小札蘭營子炭山（再開着手中）

位置

朝陽の北東五里を距る拉々屯（大東黄）の東方五町の山上にあり。

炭層

附近の地質及採掘跡より推すに、北七十度乃至八十度東に走り、北方に傾斜すること五十度内外なり、炭層の數は嘗て採掘せるもの未だ採掘せざるもの、合せて九層ありと雖も、第一層、第二層、第三層及第六層の四層は露頭に見るに、質劣等にして到底稼行の望なきが如く、第四層は厚さ二尺乃至三尺、第五層は厚さ五尺乃至六尺、第七層は二尺乃至三尺、第八層は三尺、第九層は一尺乃至二尺なりと云ふ。

沿革

以上五層は嘗て稼行せられたるものなれども、地下に殘留する所多きを以て、昨年に入り再び之が開掘に着手せり、一昨年採掘せる石炭を見るに、殆んど炭質頁岩に近き劣等の石炭なり。

錦西縣白楊木溝附近の炭山（一部稼行中）

位置

錦西縣の南西約三里半なる白楊木溝を中心とし、東西約一里半の間に缸窰、白楊木溝、黑魚溝、雜樹溝の諸炭山あり。

缸窰炭山

本山は錦西の南約三里に位す、三十年前の舊坑あれども、其詳細を知るに由なし、地質及採掘跡より推すに炭層は北六十度乃至八十五度東に走り、南方に傾斜すること五十度乃至七十度にして、延長約千五百米に達するものゝ如し、

三炭層あり上層三尺、中層七尺、下層二尺なりと云ふ、石炭は無煙炭に屬するも質概して良好ならざるが如し。

白楊木溝炭山

本山は缸窑の南西一里に位し、兩地の間には含炭層斷絶せり、三炭層あり、略東西に走り、南方に傾斜すること五十五度乃至五十七度なり、上層二尺、中層五尺、下層六尺なりと云ふ。現今採掘に着手せんとするものは、中層にして坑内に於て厚さ三尺四寸あり、炭質不良にして一般に粉炭多し。

黑魚溝炭山

本山は其鑛區白楊溝に隣接し、同一炭層を稼行せるものなり、本山に於ては三層共に厚さ十尺に肥大すと云ふも明ならず。

雜樹溝炭山

本山は黑魚溝炭山の西南西に位し、一溪流を隔てゝ相對す、二炭層あり略東西に走り南方に傾斜すること五十五度なり、厚さは上層五尺五寸、下層三尺二寸にして、二層の間隔は約三十尺なり、石炭は粗惡の無煙炭にして悉く粉炭なり。

興城縣楡樹溝附近の炭山（休山中）

位置

興城縣城を距る北西約六里、錦西の南西約五里に位する楡樹溝の北方及北西方に東西約二十五町間に、尖山子、編道子、老虎勾、灣溝、頭道溝、二道溝等の諸炭山あり、二道溝に於て最近再開に着手せる外現今操業せるものなし。

尖山子炭山

本山は楡樹溝の北々西約十五町に位し、二炭層あり、略南北に走り西方に傾斜するものゝ如く、上層四尺、中層五尺ありと云ふ。

編道子炭山

本山は尖山子の南西約十町に位す、二十年前の舊坑あり炭層の狀況不明なり。

老虎勾炭山

本山は編道子炭山の西約五町に位し、二炭層あり、北六十度東に走り北西に傾斜すること二十五度内外なり、厚さ上層三尺、下層四尺にして、二層の間隔は約十尺なりと云ふ。

灣溝炭山

本山は老虎勾炭山の西五町に位す、炭層の厚さ不明也。

頭道溝炭山及二道溝炭山

本二炭山は灣溝の西方五町乃至十町に位し、相隣接す、

一炭層あり、厚さ五尺内外にして、北六十度乃至七十五度西に走り、北方に傾斜すること四十度内外なるが如し。

氷溝炭田（稼行中）

位置

氷溝炭田は淩源縣にあり、京奉鐵道綏中驛を北西に距る二十三里、淩源縣城を南東に距る二十六里に位す、炭田附近は一帶の低夷なる山地にして、炭田の東側には花崗岩及石灰岩より成る急峻なる山峰聳ゆ。

炭層

新邱炭田に於けると等しく、中生層に屬する砂石、礫岩及頁岩の互層中に介在し、一般層向北々東より南々西に向ひ、傾斜は東南東に二十度乃至四十度、平均三十度なりとす、炭層の層向に沿へる延長は約四千五百米に達す。

炭層は其數三層乃至十三層あり、厚さ一尺乃至十尺にして、各層の間隔は二尺乃至十五尺なりとす、茲に炭田の各地點に於て各炭層の厚さを合計し其平均を求むるに三十六尺に達す。

本炭田は北方より順次に北嶺、小氷溝、上灣子、下灣子、臺南子、東溝の六區域に區分するを得べし、北嶺に於ては約六炭層あり、第一層は厚さ四尺二寸あれども、夾み多く採掘に堪ゆる部分は下部一尺に過ぎず、第二層は第一層の下方三尺乃至五尺に位し、厚さ二尺乃至六尺なり、現に採掘せる坑に於ては厚さ二尺に過ぎず、第三層は第二層の下方約五尺に位し、厚さ二尺二寸乃至二尺五寸なり、夾みを除き採掘に堪ゆる部分は僅に一尺乃至一尺五寸に過ぎず、第四層は第三層の下方約五尺に位し、厚さ二尺乃至五尺あり、現に稼行する坑に於ては厚さ二尺あり、第五層は第四層の下方約五尺に位し、厚さ二尺あり、未だ採掘せられず、第六層は第五層の下方約五尺に位し厚さ二尺乃至五尺あり稼行せらる。

小氷溝に於ては現に稼行するものなし、當時の把頭の言によれば炭層は七層あり、上層より順次に其厚さを聞くに第一層八尺、第二層四尺、第三層五尺、第四層五尺乃至六尺、第五層八尺乃至十尺、第七層七尺なりと云ふ各層の間隔は五尺乃至十尺なり。

上灣子に於ては約七炭層あり、現に遂行せらるゝものは第二層、第三層、第六層及第七層にして他は未だ全部採掘せらるゝものなし。

第一層は厚さ約五尺あり、第三層は第二層の下方四尺乃至五尺にあり、厚さ三尺乃至五尺、平均四尺なり。

第六層は厚さ二尺乃至八尺八寸あり、一寸乃至九寸の夾み一條若くは三條を挾めり、第七層は第六層の下方約十尺に位し厚さ二尺乃至六尺あり、現に稼行する坑に於ては厚さ二尺二寸にして二寸の夾み一條を挾めり。

現今稼行せられざる第一層、第四層及第五層の厚さは、三尺乃至七尺あり各層の間隔は五六尺を以て普通とす。

下灣子に於ては炭層の數十三あり、厚さ三尺乃至七尺に

して各層の間隔は二尺乃至八尺なりと云ふ第一、第二及第三の三層は已に一部採掘せられ、現今は第四層を採掘中なり、之より下位の炭層は未だ採掘せられず、第四層は厚さ六尺二寸乃至七尺四寸あり、二寸内外の劣等の炭層二三條を挾有す。

南台子に於ては炭層の數及厚さ下灣子と略同一なりと云ふ、現に稼行せらるゝ炭層は第三層なり、其厚さ一尺乃至三尺にして一寸乃至五寸の夾み二條を挾有することあり。

東溝に於ては現に稼行するものなし、把頭の言によれば炭層六あり上層より順次に其厚さを擧ぐれば、二尺、三尺、四尺、五尺、六尺にして各層の間隔は二尺乃至十尺なりと云ふ。

一般に北嶺區域の北方及東溝區域の南方に於ては、炭層の厚さ著しく減縮し、且つ炭質劣等となり、遂に炭層は全く尖滅するものゝ如し。

炭層の上下盤は砂石頁岩稀に礫岩にして、概して軟弱なりとす。

炭質

本炭田産石炭は漆黑色の有煙炭にして、立方割目發達し割目に沿ふて往々硫化鐵散在す、採掘せられたる石炭は塊炭、粉炭の割合約七對三なり、一般に新邱炭に比較し性質に大差なし。

各窰より採取せる石炭に就き分析せる結果は左の如し。

炭層	成分（百分中）							發熱量	比量
	水	揮發物	固定炭素	骸炭の質	灰	灰の色	硫黄		
北嶺窰第二層	一〇、四九	三一、六〇	四四、八五	粘結せず	一三、〇六	紅褐	三、一六	五二八〇	一、四七二
北嶺窰第四層	一一、一二	二八、七三	四〇、一三	同	二〇、〇三	赤褐	五、六九	五〇六〇	一、五一二
上灣子窰第三層	九、七八	三五、五四	四六、五一	同	八、一七	淡赤褐	一、九八	五八三〇	一、三七四
上灣子窰第四層	一一、七二	二八、五四	四八、二三	同	一一、五三	黝白	〇、八二	五三八九（計算ニヨル）	一、四三八
上灣子窰第五層（第一）	九、四五	二八、一九	四八、五三	同	一三、八三	淡黄褐	一、〇三	五五〇〇	一、四五八
上灣子窰第五層（第二）	九、二三	二九、一八	五二、三四	同	九、二六	淡赤褐	一、二二	六一六〇	一、四〇八
上灣子窰第五層（第三）	八、九三	二八、四九	四五、九六	同	一六、六二	同	一、三一	五三九〇	一、五三三
上灣子窰第五層（第四）	九、一四	三五、四〇	四三、七〇	同	一一、七六	紅褐	三、四六	五七二〇	一、四〇七
下灣子窰第四層	八、五二	三六、七四	四六、七二	同	八、〇四	淡赤褐	一、七六	六〇五〇	一、三七九
南台子窰第三層	四、五八	三九、二六	四五、七七	同	一〇、三九	紅褐	四、二〇	六三八〇	一、四〇三

炭　量

本炭田に於ける炭量を左の條項により概算せり。

一、從來の試掘若くは採掘により炭層の存在確實と認むべき區域は、層向に沿うて約一萬四千尺なりとす。

二、南台子窰の西なる會流點を通過する平面を以て水準面と定め、該水準面以上の炭量と該水準面以下五百尺迄の炭量とを算出せり。

三、炭層の平均厚さを三十六尺と定む。

四、炭層の平均傾斜を三十度と定む。

概算の結果は左の如し。

水準上	五、九〇〇、〇〇〇噸
水準下	一八、〇〇〇、〇〇〇噸
合　計	二三、九〇〇、〇〇〇噸

從來採掘せる炭量は詳ならずと雖も、採掘區域は恐らく茲に定めたる水準面以下に達せざるべし、仍て假りに水準以上の炭量を除外するも、尙炭量一千八百萬噸あり。

沿革及現況

北嶺窰は炭田の北部區域に屬し、北嶺より小氷溝に至る間の區域にして、面積約二十天地あり、地は公營子蒙古王許長春の所有にして、宣統四年より藥王廟人張麟書なる者の租借する所たり。

本窰は光緒三十二年天津人丁介德なる者、資本金五十萬吊を以て小氷溝及北嶺一帶を開掘せしも、排水に困難し、宣統四年遂に事業を廢止せり、其後張麟書十五萬吊を投して再開せしも、經營宜しきを得ず、稼行八年にして廢業せり、民國元年四月より華峻外七名にて一株百元の株二十株を集め、華自ら總辦となり邱仁なるものをして事業を經營せしめ、以て今に及べり、現今斜坑八個あり、坑夫五六十人にして一日約八千斤の石炭を採掘す。

上灣子窰は北嶺窰の南に位し、鑛區面積約二十天地あり、土地所有者は北嶺と同しく許長春なり、本窰は二十年前王品三外五名資本金二千元を以て採掘を開始し、以て今日に及べり、現今斜坑六個あり、坑夫六七十人にて、一日約一萬斤の石炭を採掘す。

下灣子窰は上灣子窰の南にありて、鑛區面積三天地あり、地主は上灣子に同じ本窰は二十年前開坑し、欒營五外五名の合資より成る、榮業公司の經營に係れり、斜坑六個あり坑夫四十人にて、一日六千斤乃至七千斤の石炭を採掘す。

南台子窰は下灣子窰の南に位し、鑛區面積約五天地あり、地主は下灣子と同一人にして、六七年前開坑し、劉玉有外二三の合資より成る、義合成窰の經營に係れり、斜坑二十個ありと雖も、現に稼行するもの二坑にして、坑夫十人にて一日三千斤の石炭を採掘す。

本溝窰は南台子窰の南に位し、鑛區面積約五天地あり、本窰は光緒三十二年の開坑に係り、屈及馬二名の合資にて一千八百元を投し、百名の坑夫を使役し、一年八百萬斤の石炭を出せしも、漸次排水に困難し中華民國四年春遂に廢業するに至れり。

以上の諸害は何れも春夏二期は坑内水多き爲め、事業を中止し、每年十月より翌年三月迄を稼行期となせり、而して本炭田一年の總產額は約二千五百萬斤なりと云ふ、炭價は百斤に付塊炭二角五分、粉炭一角九分にして、總て山元にて販賣す、當地產石炭は販路廣く需用亦多く、建昌に二、大城子に一、朱柏壽に一、朝陽に一、綏中に一、蟒牛營子及老爺廟より附近一帶の地方に三の割合を以て搬出せられ、燒鍋、鍛冶、炊事、燒炕等に使用せらる、各地の小賣相場を擧げんに、百斤に付建昌にて六角、朝陽にて八角、綏中にて六角、大城子にて五角、蟒牛營子にて二角六分、老爺廟にて二角七分なり。

交通及運搬

氷溝部落には戶數二百戶あり、附近著名の市街地は北二里にして、蟒牛營子あり、南三里にして老爺廟あり、淩源縣城所在地なる塔子溝(建昌)は當地を北西に距る二十六里にして、京奉鐵道綏中驛は南東約二十三里に位す共に馬車を通ずるを得べし、貨物運賃は百斤に付綏中に至る五角、塔子溝に至る三角五分なりと云ふ。

本炭田の權利者

六年前獨乙人一名、四年前英國人二名、三年前露國人二名來り、調査せりと云ふ、而して日本人の調査せしこと前後五六回なりと云ふ、本炭田の採掘權者は四川省人胡學粹なる者にして、一昨々年英國人鈞士(黎銀公司)なる者と、胡との間に合資を以て採掘するの契約を結び、目下熱河都統を經て支那政府に交涉中なりと云ふ。

南哨炭山(稼行中)

位置

本山は建昌の南東十里大淩河の河畔に位す、鑛區は河を隔て、南北二區域に分れ南山及北山と稱す。

南山區域に於ては炭層は北五度乃至二十度西に走り、西方に傾斜すること四十度乃至五十度にして、延長約千七百米に達す、三炭層あり上層二尺乃至五尺、中層三尺乃至十尺、下層一尺乃至五尺にして、各層の間隔は二尺乃至十五尺なりと云ふ、現今稼行する坑に就て見るに上層四尺五寸、中層五尺あり、下層は之を見ること能はず。

北山區域に於ては炭層は略南北に走り、西方に傾斜すること三十度乃至五十度にして、延長約千二百米に達す、三炭層あり上層一尺乃至三尺、中層一尺乃至五尺、下層一尺乃至二尺にして、各層の間隔は約十尺なりと云ふも、現に採掘する箇處なきを以て明ならず。

沿革

南山炭山は白溝人張漢礎の所有地内にあり今を去る三十年前の開坑に係り、其後久しく休止せるも一昨々年より附近農民の自由採掘に委せり、北山炭山は南哨人傳國麟の所有地内にあり、其沿革南山と全く同一なり。

岳家溝炭田（稼行中）

位置

茲に岳家溝炭田と稱するは、朝陽を北東に距る十三里なる岳家溝を中心とし、北東より南西に亘り、延長約六里、幅員二十五町に跨る產炭區域にして、興隆溝、太吉營子、岳家溝、三義棧、尖山子の各炭山を總稱せしものなり。

本炭田は一帶の丘陵地にして、其南東側は石灰岩より成る、比較的高峨なる山脈により、北西側は安山岩より成る低夷なる山脈により、圍繞せらる。

炭層

炭層は中生層に屬する砂岩、礫岩及頁岩の互層中に介在し、一般層向北五十度東にして、北西に傾斜すること二十度乃至七十度、平均四十五度なり、炭層の數は一層乃至六層あり、厚さ二尺乃至十尺にして、各層間の間隔は一尺乃至五十尺なりとす、一般に炭田の中央部に於ては各層の間隔十尺以上五十尺以下にして、炭田の北部及南部に於ては三四尺なるを普通とす。

興隆溝區域に於ては炭層一層にして、層向北四十度乃至四十五度東、傾斜北西に四十五度內外なり、其延長層向に沿うて千六百米なり、炭層の厚さは一尺乃至十尺、普通五尺內外にして、現今稼行する部分に於ては厚さ四尺一寸あり、而して炭層の上盤には二尺の白色頁岩を隔てゝ礫岩あり、下盤は黑色頁岩なり炭層の上位には玄武岩(?)の岩床あり、爲めに炭層の上半は無煙炭(烤煤)に變せり。

太吉營子區域は興隆溝の北東一里半に位し、炭層は上下二群あり層向東西若くは北七十度西にして、北方に傾斜すること五十度乃至七十度なり、兩炭層群の中間に安山岩の岩床あり、爲めに石炭は無煙炭に變したる部分あり。

上群は三炭層より成り、第一層は二尺乃至五尺、第貳層は六尺內外、第三層は四尺乃至十尺なりと云ふ、第一層と第二層との間隔は三尺にして、第二層、第三層は四尺を隔つと云ふ。

下群も亦三層より成る、第一層は平均三尺の厚さを有し、第二層は厚さ三尺乃至十尺、第三層は平均五尺にして、第一層、第二層は三尺、第二層、第三層は五尺を隔つと云ふ、採掘跡より推すに炭層の延長は、上群約千三百米、下群は約千米なり。

岳家溝區域は太吉營子の北東約二里に位す、炭層は層向北六十度乃至七十五度東、傾斜北西に三十五度乃至四十五度にして、延長約二千二百米に達す、四乃至五炭層あり、東興窰に於ては四層あれども、現に稼行するものは第二層一層にして、第一層及第三層は已に一部採掘せられ、第四層は未だ採掘せられずと云ふ、第二層は厚さ二尺乃至三尺にして夾みなく、全部良質の石炭なり、把頭の言によれば第一層は第二層の上方約十尺に位し、厚さ三尺なり、第三層は第二層の下方五十尺に位し厚さ二尺なり、第四層は第三層の下方四十尺に位し厚さ二尺なりと云ふ、東興窰の南

なる天興窰に於ては五層あり、第一、第二、第三の三炭層は既に一部採掘せられ、目下第四層を採掘中なり、第五層は未だ採掘したることなしと云ふ、第四層は厚さ二尺乃至八尺にして、現に稼行する坑に於ては二尺乃至二尺六寸あり、把頭の言によれば第一層八尺、第二層五尺、第三層五尺、第五層三尺にして、各層の間隔は十尺乃至四十尺なりと云ふ。

天興窰の南永聚窰に於ては四炭層ありと云ふも、舊坑は崩壞し新坑に於ては未だ着炭せざるを以て其厚さ、間隔等を審査すること能はず、把頭の言によれば第一層二尺、第二層三尺、第三層四尺、第四層二尺にして各層の間隔は二十尺乃至五十尺なりと云ふ。

三義機區域は岳家溝區域の北東約一里半に位す、炭層は北四十度東に走り、北西に傾斜すること七十度內外なり、四炭層あり、現に稼行するものは第二層にして、厚さ四尺六寸あり、把頭の言によれば第一層は七尺第三層は四五尺第四層は五六尺なり、各層の間隔は二十尺乃至五十尺なりと云ふ。

尖山子區域は三義機區域の北東約一里半にあり、現今玆に稼行するものなし、採掘跡より推すに炭層は上下二層あり、上層は延長約千二百米、下層は約三千米に達す、兩層の間隔は約四百八十米なりとす、炭層の層向は北四十度乃至七十度東にして、傾斜は北西に二十度乃至四十五度、平均三十五度なり、炭層の數及厚さは現時之を實査すること能はずと雖も、當時の把頭の言によれば次の如し。

上層は一層より成り厚さ一尺乃至二尺なりと云ふ。

下層は三層より成り第一層は二尺乃至五尺、平均三尺三寸の厚さを有し第二層は第一層の下方二尺乃至十尺、平均五尺にあり厚さ三尺乃至八尺、平均五尺二寸あり第三層は第二層の下方一尺乃至五尺、平均三尺に位し厚さ二尺乃至八尺、平均三尺八寸なりと云ふ。

炭質

本炭田產石炭は區域により其炭質大に異なれり是れ附近に處々に安山岩の岩床現出するに原因するものなり、興隆溝に於ては炭層の上盤に近く玄武岩の岩床貫入せる爲め石炭は無煙炭若くは半無煙炭に變し質一般に薄弱となり、粉炭となり易し、太吉營子に於ても亦下層群は安山岩床の爲めに、變質し粉多し、上層群は變質せずして一般に塊炭多し、岳家溝區域の石炭は漆黑色の瀝靑炭にして、質一般に良好なり、概して採掘せる石炭の六七割は塊炭なり、三義機に於ける石炭は岳家溝に於けるものと大同小異なりと稱するも、現今稼行せる部分は劣等にして、大部分粉炭なり尖山子區域に於ける上層炭は質劣等にして、大部分粉炭なり、下層群の石炭は把頭の言に徵するに稍良質の石炭なるが如し。

各炭山產石炭を分析せる結果は左の如し、

產地	成分（百分中） 水	揮發物	固定炭素	骸炭の質	灰	灰色	硫黄	發熱量	比重
興隆溝	二、一二	三七、二三	四八、二一	粘結す	一三、五六	褐	〇、三二	六、二七〇	一、三七四
興隆溝（變山岩の貫入により變化せる石炭）	三、〇三	七、四五	七九、四九	粘結せず	一〇、〇五	黃褐	〇、六五	計算ニヨル 七、一四二	一、五〇六
太吉營子	五、〇四	二六、三六	四六、七四	同	二一、八六	褐	〇、五二	四、四五五	一、五五八
岳家溝永聚窰	一、六四	三五、五八	五八、二二	粘結す	四、五六	黃褐	〇、三二	計算ニヨル 七、四八四	一、三六二
岳家溝天興窰	一、三九	三七、三五	四九、四二	同	一一、八四	褐	〇、五五	六、四九〇	一、三三八
岳家溝東興窰	一、五七	三八、四三	四八、二八	同	一一、七二	同	〇、五九	六、四九〇	一、二八九
三義棧	一五、七七	四二、八三	三四、〇五	粘結せず	三、五七	灰	〇、二四	四、一八〇	一、四二四
尖山子上層	四、九三	二四、九四	四五、〇三	同	二五、一一	淡褐	〇、五三	四、四〇〇	一、五八二

炭量

各炭山の炭量を、左の條項により概算せり。

一、各炭山は高低の差少なき丘陵地若くは平地に在るを以て、炭量は總て地表下五百尺迄を計算せり。

二、炭層の存在確實なる延長は興溝四千八百尺、太吉營子三千二百尺、岳家溝七千三百尺、三義棧四千尺、尖山子八千尺なりとす。

三、炭層の平均厚さは興隆溝四尺、太吉營子上層群十五尺、下層群十四尺、岳家溝十五尺、三義棧二十尺、尖山子上層一尺五寸、下層群十二尺と定む。

四、炭層の平均傾斜は興隆溝五十度、太吉營子七十度、岳家溝四十六度、三義棧七十度、尖山子上層四十二度、下層群三十一度と定む。

概算の結果左の如し

興隆溝		四六〇、〇〇〇噸
太吉營子	上層群	九五〇、〇〇〇
	下層群	八八〇、〇〇〇
岳家溝		二、八二〇、〇〇〇
三義棧		一、五八〇、〇〇〇
尖山子上層		一七〇、〇〇〇
	下層群	三、四五〇、〇〇〇
合計		一〇、三一〇、〇〇〇

從來採掘せる箇處の平均の深さは興隆溝三百六十尺、太

吉營子九十尺、岔家溝二百尺、三義棧二百尺、尖山子百二十尺なり、是等の採掘箇處には未だ石炭殘留すと雖も、假りに悉く採掘せるものと見做すも本炭田には尚七百萬噸の石炭を埋藏す。

以上は各炭山に就きて概算せる炭量なり、此外各炭山の間に位する未採掘の區域あり、是等の區域に炭層の賦存することは殆んど疑を容れず、玆に是等の區域に埋藏せらるゝ炭量を計算するときは正に前記炭量の二倍半に達すべし。

沿革及現況

興隆溝炭山は炭田の南西隅に位し、鑛區面積十四天地あり、地は興隆溝人季某の所有にして、光緒十九年地主自ら開坑せしが、多大の損失を招き、稼行五六年にして廢業せり、次で光緒二十五年徐某稼行せしも、亦損失を招き廢業し、其後附近の農民十名餘農閑の交稼行せり、中華民國元年に至り董榮廷なるもの六萬吊を投じ、新に事業を開始し以て今日に及べり、現今斜坑三あり排水夫、採炭夫、運搬夫合せて百五十名にして一日の產出額六七千斤なりと云ふ。

太吉營子炭山は鑛區面積約十五天地あり、地主は王、劉、郭三名にして、光緒十八年張某開坑し稼行三年にして廢業せり、次て徐某約二十萬吊の資を投し、採掘せしも、直ちに廢業し其後は附近の農民農閑の交採掘したりしも、一昨々年二月以來稼行するものなし。

岔家溝炭山は鑛區面積約四十天地にして、地主は劉、王、吳、曹等八名なり、現今稼行する坑三あり、東興窑、天興窑、永聚窑即ち是なり。

東興窑は東端に位し中華民國三年梁自明外三十名の合資にて、五萬吊の資本を以て事業に着手せり、現今斜坑四あり坑夫二百五十名にて一日の塊炭四萬二千斤を採掘す。

天興窑は東興窑の南西に位し、光緒二十一年夏連發なるもの開坑し、斜坑新舊合せて六あり、現今坑夫三十名坑內の修理に從事す。

永聚窑は天興窑の南西にあり、中華民國元年孫玉林外三十名の合資にて四萬吊を投じて開坑し、年產額百二十萬斤に達せり。

三義炭山は鑛區面積五十天地にして、地は張石外三名の所有に屬す、本炭山は光緒十一年王某四百名の坑夫を使役して採掘せしことあり、其後桃某事業を繼續せしも排水に困難して廢業せり、後劉某外九人の合資にて三千吊を投じ坑夫五十名を使役し、再開せしも、排水困難の爲め、再びこれを中止せり。

尖山子炭山は鑛區面積約二百天地あり、地は陳外六名の所有に屬す、本炭山は光緒元年梁自江なる者の開坑に係り、次で光緒二十二年徐某代りて經營せしも直ちに廢業せり、其後每年十五六の組合各資本金五六千吊を以て採掘に從事せしも後一坑を除き他は悉く排水困難の爲め廢業せり、現在稼行せる一坑は炭田の北西隅にあり、坑夫十八名にて一日僅に千五百斤を出炭するに過ぎず。

各炭山產石炭の山元相場は百斤に付、興隆溝炭二吊(一吊は十六銅貨)、太吉營子炭二吊乃至二吊五百文、岔家溝炭塊炭二吊五百文乃至三吊、三義棧炭一吊二百文、尖山子炭一吊八百文なり

香港工業一般

支那人企業

支那人企業に屬する工業は概ね手工業にして、支那人固有の家內工業を主とし、其の他機械工業としては目下莫大小、製紙の二あるに過ぎざれども其成績見るべきものなきにあらず、就中莫大小業籐細工業は其の主要なるものにして硝子、燐寸、清涼飲料水、化粧品、豚脂、鑵詰業、煙草支那酒、醬油、酢、鉛粉、砂糖漬薑等あり、製品は主として當地方の支那人に供給せられ又は南洋華僑の需要に應ずるものなり。

燐寸製造業

隆記公司の經營するものは當地唯一の燐寸工場にして、九龍に在り、曾て日本に在りし一支那人の主唱により十七八年前、支那人數名の組合出資によりて成立し、日本より技師を聘し、範を全く日本の工場に採り、一民家に小規模の工場を設け機械其の他凡ての材料を日本に仰ぎ作業を開始したるものにして、最初は製造高僅に百二十包入二十五六鑵位に過ぎざりしが漸次發展して工場を油麻地より現在の場所に移し、最盛期に於ては一日七十鑵を製出するに至れり、其製品は象印、太軸安全燐寸にして外見著しく日本製品に劣るも、實質は比較的優良にして支那人間一般に氣受けよく、職工百七八十人を使役し、原料は多く日本より輸入し、藥品のみ獨逸より供給を仰ぎたり、近年其の產額二三千函に上ると云ふ、本公司は南支那に於ける最舊の燐寸工場にして、此外廣東省內には吉祥、永安義和、廣中興、大和文明、老怡利、巧明等の火柴公司あり、數年來支那に於ける土貨振興熱に乘じ勃興したるものにして、其總產額一箇年三萬函內外に上る。

籐細工業

籐細工は從來より重要なる支那人手工業にして、從業者戸數香港市に二百六戶對岸九龍側に三十戶あり、一九一三年原料籐の輸入額は千五百八十噸に上り、其約六割は海峽殖民地より、約三割は瓜哇よりし、約一割はボルネオより輸入せられ、總輸入額中日本に再輸出せらるゝもの頗る多きも、其の余は當地及廣東にて各種の椅子類原料に供せらる、當地產籐製安樂椅子庭園用椅子は東洋至る處に用ひられ更に近年濠洲南洋諸島亞弗利加に輸出せらるゝもの多きに至れり、殊に注意すべきは丸籐の皮を去りたる籐心を利用して椅子行李類を製出するの一事なりとす、籐心製行李は我國柳行李に比し外見宜しからざるも比較的耐久力に富み本邦柳行李に比し四割位の廉價を以て製出し得るか故に我柳行李は之が爲め少なからざる打擊を受くるに至れり、尙數年前より一種の海草(Arundo Mitis)及蔴絲(蔴)を用ひたる家具製出は籐細工の兼業として漸次發展の傾向あり、其製品は當地方にて需用せらるゝ外印度、コペンハーゲン、米國等に輸出せらると云ふ。

煙草製造業

支那人の經營せる煙草製造業は小工場なりと雖も、十三四ヶ所あり、其の原料は北海、鶴山、新會、南雄等に仰ぎ、支那人向煙草刻煙草の製造に從事しつゝあり、曾て二十五六ヶ所の多きに達せしが外國煙草會社の輸入する紙卷煙草との競爭に堪へず、三四年來著しく不況を示し、殊に最近一兩年の如きは革命の結果內地產減少し、原料葉煙草は非常の騰貴を告げ、當地家內工場は槪ね損失を來し、本業の前途は大に悲觀せられたり、然るに現今復ひ市況恢復し成績良好にして支那人の需要者も增加し、產額前年より約三割を增加し總て、有利に營業を持續せり。

鑵詰業

當地には財記、廣美珍、共香棧、新德隆等約九軒の鑵詰業者あり、種類は茘枝、龍眼、梨、枇杷、冬筍、鳳梨、揚桃、落花生等の果實を主として又落花生糖、香蕉糖、杏仁餅等の蜜餞糖果類をも製出す、當地の外澳門、廣東にて製出するもの非常に多額に上り、各方面に需要せらるゝ外、北支那及新嘉坡安南其他支那人出稼先に輸出せらるゝもの少なからず。

支那酒釀造業

支那酒は其種類頗る多きも、當地に於て製出するものは總て米を原料とし、醱酵材料として米、豆粉、赤土、桂葉等を用ひ加味用として、梅橙薔薇其他の果實を混入し、各種の有名なる酒を製出す、此外支那人特有の藥材を混入したる藥用酒は、支那人間に多大の需要あり、當地には(租借地を除き)七ヶ所の釀造所あり、一九〇九年より、香港政廳に於て酒類輸入稅を開始したる爲め、支那地方の釀造家は不利の位置に立ち、當地本業は之が爲め好影響を受け、

産額逐次增加の勢あり、租借地を併せ一九一〇年には八十萬瓩、十一年には革命のため支那より輸入減退し、百十萬瓩に激增し、十二年には百十五萬四千三百六十瓩の産額に上れり、而して其大部分は當地方にて需要せられ輸出せらるゝものは、一割内外に過ぎず、普通支那酒の小賣價格は一斤七仙位にして、最高のもの四十仙なり。

一九一三年中當殖民地内に於ける支那酒釀造高及其内譯を示せば左の如し(單位瓩)

	香港及新九龍	租借地(香港消費用)	租借地(租借地消費用)	計
本年製造高	七九一、八八六	三二、二九九	三〇三、四七六	一、一二七、六六一
地方消費高	五一六、二三二	一九二、八五六	二〇三、四七六	九一二、五六七
賣約濟	三二、九五〇	一二、〇七〇	—	四五、〇二〇
輸出高	七一、六五四	一六、二〇九	—	八七、八六三
腐乳製造用高	四一、二七九	二〇九	—	四一、四八八
酢製造高	一二〇、八九三	九五二	—	一二一、八四五
年末在荷高	一八、八七八	不明	不明	一八、八七八

莫大小業

當地に於ける莫大小業は最近數年間の發達に係り、將來極めて有望なる工業の一たり、未だ大規模のものなきも稍大なるもの五箇所、小なるもの十箇所あり、其製品は靴下を主とし、其他衛生及襯衣類を製す、其一箇年の生産見積額は靴下約五六萬打、襯衣類約十萬打に上り、南支那(廣東附近及澳門に十數箇所の工場あり)總生産額の約七割内外を占め、其需要範圍は南支那を主とし、て上海方面安南比律賓新嘉坡等にも歡迎せられつゝあり、衛生衣は維新公司の外餘り成績良好ならざるも、靴下に於ては孰れも成功し相當の利益を擧げつゝあり、爲めに日本品の輸入は大打擊を受け、逐年輸入額減少の傾きあり、機械は多く米國又は英國製を使用し、原料絲は米國、印度、英國、日本等にして、各工場により、各地のものを用ひ居れり、要するに襯衣類は維新を除きては未だ幼稚の域を脱する能はざるも靴下製造業は非常の發達を遂げたるものにして、外國品の輸入を減少せること著しく、將來當地の莫大小業は一層發達の見込あり、而して當地の本業は規模大ならざるも、比較的新式の機械を使用し居ること、毛燒機械蒸壓機等進歩せる機械を利用せること、荷造前粗惡品を擇り分け、品物の整一に注意し居ること製品の案外優良なること等は我當業者の留意すべき點なるべし、主なる工場は左の如し。

一、維新織造局　香港銅鑼灣
（英人及支那人の合資支配人英商シエワン、トームズ商會）

二、廣新織造局　香港對岸油蔴地
（支那人の合資資本金十萬弗）

三、金興織造局　香港對岸尖沙咀
（一支那人の經營、資本約六萬弗）

四、利民興國織造公司　香港對岸油蔴地
（支那人の合資資本十萬弗）

五、華洋織造局　香港對岸油蔴地

（支那人の合資資本八萬弗）

豚脂製造業

當地には豚脂製造家數軒あり、豚の脂肪分を原料とするものにして當地一箇年の屠殺數は二十萬より三十萬頭に上る而して其の製品は年額三萬擔內外にして、其大部分はマニラに輸出せられ、新嘉坡及當地方の消費額亦少からず、三四年前よりマニラに於て輸入畜產物の品質に關し、嚴重なる規則勵行せられ一九一一年初頃より當地の豚脂製造法は米國及比島の Pure food Laws に適合せずとの理由により、輸入を許可せられず、爲めに多少產出減少の傾ありしも、當地製造家は其製造所を當地屠殺場附近に移し、且屠殺場監督官の監視の下に製造することゝし、比島官憲も之を適法のものと認め同監督官の證明書を受けて輸出することゝなり、爾來產額漸次增加の傾あり、此等の製造所に於ては又腸詰類の乾燥肉類を製出するもの多し。

政廳の調査によれば一九一二年中右證明書の下附を得て輸出したる豚脂百十二萬封度、乾燥肉類八萬餘封度に上り、一三年に於ては双方共約三割の增加を示せりと云ふ。

今左に主なる製造家を示さん。

香港製造猪油臘味公司	香港堅坭地域
兆祥	香港滙興里四
盒生	香港修打蘭街四
榮德	香港弓弦巷街三二
兆隆	香港德輔路三九六

製革業

當地に七八箇所の支那人鞣皮所あり惡質なる製革を製出しつゝあるが、數年前より傾向一變し南支那に產出する生皮は一旦當地に集りたる後、大部分海峽殖民地に輸出せられ、而して彼南附近に產出する特種の樹皮を以て之を鞣し、良質の製革に仕上げたる上、再び香港に輸入し、南支那各地の需要に當てらるゝもの著しく增加したるを以て當地の鞣皮業は漸次衰退の色あり、革命後支那人間に於ける西洋型靴の需用著しく增加し、從て男子婦人軍人用洋靴の材料として製革の輸入額は非常の增加を來したるも（當地より支那に輸入する數量一ヶ年約八萬擔）當地製品は品質不良にして到底外國品又は彼岸製品に及ばず、爲めに一方需要の激增に拘らず、競爭品の壓迫を受け、漸次市場より驅逐せられ當地本業の前途は悲觀せられつゝあり。

製靴業

製靴業としては當地に大新製靴公司と稱する一會社あり、一九〇八年一獨乙人及支那人の發起により、資本金十萬弗を以つて設立せられ、米、獨より機械を購入し、業務を開始したるが成績兎角不良にして、數回組織を變更し、後一支那人の經營に屬し恰かも第一革命に際し、南支那に於ける洋靴の需要激增に乘じ、社運を挽回し、全盛時は製造高一ヶ月一萬五千足に及び、支那人に好評を博せしが、其後需要の減退と粗製濫造の爲め、大に信用を失墜し、損失

を重ね居りしが、今回の歐洲戰に遭遇し、遂に解散の已むなきに至れり、目下製靴及販賣に從事せる日本商店は櫻商行の外四商あり、總て手工業にして製品比較的高價なるも外人間に歡迎せられ、一ヶ月製造商は合計六百足内外なり。

石鹼製造業

獨商ブラックヘッド商會は一八九六年當市の東方約六哩なる筲箕灣に一工場を設け、石鹼曹達化粧品の製造を開始したるが、其主なるものは石鹼及曹達にして、前者は一ヶ月間百八十五萬封度を製出する能力を有し、軟石鹼、水石鹼、化粧石鹼、タール、石鹼等を製し、當地方需要に應じ、又北支那方面にも輸出せられしが、最近二三年間餘り振はざりしが如し、右の外支那人の經營する小規模のもの香港に二箇所、對岸油蔴地に四ヶ所あり、惡質の洗濯石鹼を製出し當地方の下流支那人に供給しつゝあるも、其生産高多からず、今後彼等の技術にして著しく進歩せば、兎に角目下の處にては支那人の石鹼業は望み少し。

砂糖漬薑類

本品は南支那著名の輸出品にして、香港より海外に輸出する額は、生薑及砂糖漬を併せ、一ヶ年六七萬擔の多額に上る、當地には十五ヶ所の製造所ありて、內廣東より當地に移轉し來りたるもの數ヶ所あり、第一革命及砂糖騰貴等より影響を受け、多少不況を告げたるも最近は景氣を恢復し製造高二割方增加せり、右の內三ヶ所は規模稍大にして海峽殖民地蘭領印度、英領印度、米國等の輸出に從事しつゝあり。

硝子製造業

硝子工場中最も古きものは廣生行有根公司の經營に係るものにして十餘年前の設立に係り、市の東部銅鑼灣に在り、又有名なる福惠公司の白沙湖(九龍税關の三門支署の東方)工場は地方不穩のため四年前九龍に移され、其外香港市に小工場八ヶ所あり、原料は新安縣平海方面に採り、又當地方にて蒐集せる硝子屑を併用す、總て小規模にして製品はホヤ、化粧罎、藥罎、菓子罎等ありとす概ね粗雜にして產額も僅少なり、廣生行福惠等二三のものは比較的良質のものを製出し居り一層進歩改良を加ふるに於ては當地の本業は將來發展の望あり、右の中廣生行は古くより香水、香油、齒磨粉其他の化粧品製造に從事し、其硝子工場も亦其の容器を製出する、目的なるも自己の製產高にては其需要を滿すに足らざるを以て、常に日本より輸入しつゝあり、硝子工場は當地の外廣東にも小規模なるもの三十余ヶ所あり、主にホヤ、藥瓶、油壺等を製出し、ホヤの如きは外國品の輸入を幾分拒絕しつゝある現狀なるが、今後若し香港廣東の本業にして一層發展を見るに於ては、我國硝子製品の販路を侵蝕するの恐あり。

製紙業

香港島南岸アバーヂンに一製紙工場あり大成製紙會社（大成器械造紙有限公司）の經營に屬し、一八九一年の設立に係り、英國より輸入したる新式機械を使用し、一晝夜九千封度を製出する能力を有す、原料襤褸は南支那各地より蒐集し、其の他の材料は主に英國に仰ぎつゝあり、製品は支那內地に需要せられ、少量は海峽殖民地其他南洋に輸出せらる、一九〇九年には約半數の機械を運轉し、職工約百人を使用せしが、一九一〇年以來實行比較的良好にして、滿足なる進歩を示しつゝあり。

醬油製造業

支那醬油は日本品に類似するも製法は多少異なるが如し、今普通の製法を聞くに、大豆に小麥又は大麥の同量を加へ醱酵せしめ、後食鹽を加へ更に大豆に三倍する清水を混じ、日々之を攪拌すること約二ヶ月に及び、溶液を壓搾して製出すと云ふ、而して製造用の甕は總て戶外の庭內に並列し、竹製の蓋を用ふるも天日降雨に曝露し置き決して家屋內にて釀造することなし、當地には調珍、調源、由利、興隆、恒珍、調和等十余箇所の製造所あり、內三箇所は輸出業を並ね歐州及米國に輸出す、近年新嘉坡及南洋向輸出は多少減退の傾向あり、卸値段は七百封度入一樽二十弗內外なりとす。

銀朱製造業

當地に左記四ヶ所の銀朱（硍硃）製造所あり、日本より輸入する硫黃は歐州（倫敦等）より仰ぐ水銀とを用ひ、支那人特有の方法に依り、化合せしめ、製出す、支那、日本、印度等東洋一帶に供給し居れり、思ふに當地は自由港にして支那の地方に比し原料の輸入稅を免がれ、且つ製造品輸出上にも便利の地位にあるを以て、古く廣東方面に行はれたる本業が當地に移りたるものゝ如し、然るに近年獨乙より輸入せらるゝ人造銀朱の當地製品に比し、遙に廉價なるを以て之が壓迫を受け、漸次產額減少の傾ありと雖も、而も當地品は支那人の嗜好する獨特の鮮紅色を有し、獨乙品の到底企及すべからざる長所あり、且獨逸品は使用後、色の褪め易き缺點あるを以て、急激に當地より本業の消失を見ることなかるべし、一九〇九年の當地產額は八百三十擔にして數年前に比し、約半減したるものゝ如し、其後多少減少の傾きありしも一九一三年度約八百擔を製出し、需要增加の爲め價格騰貴の好景氣を示せり。

鉛粉製造業

隆記其他五六箇所の鉛粉製造者あり原料は多く濠洲鉛を用ひ、製法は支那人固有の方法によるものにして、土間に多くの竈を設け、此上に當地製出の酢を容れたる木槽を乘せ、更に其上に同樣の木槽を重ね、其中に鉛の板を入れ、外部を密封し約三週間に亘り、下より木炭の火を以て絕へす之を熱し、漸次內部、鉛の薄板を酸化せしむるものなりと云ふ、其製出高一ヶ年約三千噸に上る可く、廣東にも同樣の製造所一二ありと云ふ、原料鉛の價格擔十三弗位にして鉛粉の

價格擔十五弗六七十仙なり、此等製品は南支那の需要に充てらるゝのみならず、長江流域北支那方面に輸出せらるゝもの多し、將來支那の人智發達し、衞生思想を喚起するに至らば、本品の需要は減退すべきも、現今に於て一般支那人の此種白粉を化粧用に使用して滿足し、居る程度なるを以て、かゝる舊式の工業も當分其跡を絶つことなかるべし。

酢製造業

前項記述酒釀造業者は總て酢を製出す、比較的大なるもの七箇所あり、一九一一年には八十五萬瓦十二年には八十三萬瓦を製出したるが、一三年は多少不況なりしを以て、產額幾分減少したり、主に支那人の調理用に供せらるゝも、前項銀硃製造にも用ひらる、大部分は當地方の需用に應ずるものにして殆んど輸出なし。

清涼飲料水

當地ワトソン商會(屈臣氏藥房)は別に清涼飲料水製造部を設け、市の東方銅鑼灣に製造工場を有し、大規模に曹達其他の夏期飲料水を製出しつゝあり、同商店は創立以來七十餘年に上り、藥種店として內外に信用厚く、其製造高は之を知ること困難なるも、當市場に供給する曹達水の大部分は、其製出する處に係る、其額莫大なるが如く又廣東、汕頭、厦門等にも輸出せらる、其他廣生行、安樂水房、威健汽水房、源和洋行、ベルグダール商會等夫々曹達ラムネ類を製出し、尙市場に供給しつゝあり、これが爲め歐洲及

日本より輸入する鑛水各種炭酸水等は販路開拓に少からず、困難を嘗めつゝあり。

金屬器製造

金屬器製造も亦孰れも大規模のものなく、總て支那人の家內工業にして、其數少なからず銅器製造所に香港側二十二軒對岸油蔴地及深水埔に二十四軒あり、小型の家內用品神佛祭壇用品等を製出し、多く暹羅其他南洋方面に輸送せらると云ふ、其他金銀器製造所は香港側百五軒、對岸十三軒、鐵器香港側七十八箇所、對岸四十箇所、錫器香港側六十一箇所、對岸三箇所ありと雖も特筆すべきものなし。

外國人企業

麻綱製造業

香港製綱會社(「Hongkong Rope manufacturing」香港製麻公司)は一八八四年の設立に係り、工場を市の西部ベルチヤースー (Belchers Bay) に有し、英商シエワントームス商會(Shewan Tomes & Co.) の營む所にして資本金は一九〇八年までは五十萬弗なりしも、同年增資して六十萬弗 (十弗株六萬株) に至れり、工場は面積十四萬平方呎、機械は全部米國製にして目下一年、六百萬封度の麻綱を製出す、歐人技師數名、支那人職工二百餘名を使用し、原料は總てマニラより仰ぎ、製品は周圍半吋より十二吋 (五十噸の强張力を有す) に至る三十四種類を製出し、支那日本印度海

峽殖民地濠洲等に供給せられ、營業狀態は頗る良好にして絶えず二割の配當を繼續し居れり、最近二三年は原料マニラ麻の騰貴著しき爲め、多少販路上の困難なきにあらざりしも(一九一三年に於ては殆んど原料の騰貴倍額に達せしも製品を原料の騰貴に應じ値上げする能はず若し著しく値上する時は需要者は麻以外の纖維を以て作れる安價なる綱及ワイヤロープを使用するに至るべきを以て、需要の減せざる程度に於て、不利を忍びつゝあれば純益金稍減少を示せり)基礎鞏固なる上工業は、特種有利の地位にあるを以て、依然同樣の配當を繼續し何等悲觀の點なきのみならず將來有望の事業に屬す。

今最近七ヶ年間の營業成績の大要を示せば左の如し。

年次	總益金	純益金	積立金	配當率
一九〇六年	一二〇、八六〇弗	一〇七、三九八弗	六一、〇〇〇弗	二割
一九〇七年	一五九、二二八	三、九七九	六五、〇〇〇	二割
一九〇八年	—	—	—	二割
一九〇九年	一七五、五八四	一四〇、五八六	三〇、〇〇〇	二割
一九一〇年	一七八、四四七	一三七、一四四	一七、〇〇〇	二割
一九一一年	一四五、六〇二	一三八、七三八	一〇、〇〇〇	二割
一九一二年	一三九、七二一	一三五、四七二	一三、〇〇〇	二割
一九一三年	一三七、三八七	一二三、五八七	二六、〇〇〇	二割

更に一九一三年に於ける財産目錄を示さん

負債の部

資本金	六〇〇、〇〇〇・〇〇弗
積立金	二六、〇〇〇・〇〇
雜債務	一四、二一〇・六六
損益勘定	六三、五八七・八八
計	七〇三、七九八・五四

資産の部

土地工場機械	一四四、二〇〇・〇〇弗
貯藏品等	二七八、二〇三・五六
保險料雜債權	一二〇、二〇六・七六
放資額	八五、四〇〇・〇〇
預金及現金	七五、五八八・二二
計	七〇三、七九八・五四

煙草製造業

一、廣東南洋煙草公司

卷煙草製造業は廣東南洋煙草公司(Canton Nangyang Tabacco & Co)の獨占とも稱すべく、本公司は元廣東人にして本邦に歸化したる松本照南の經營の下に去明治三十八年の創立に係り爾來約十年間英美煙草公司(British American Tabacco Co Ltd)の輸入するスリー、キャッスル、バイレート、ウイルピン等の多大なる壓迫を受けながら奮鬪の結果今日の發展を見たるものにして、卷機械十九臺を有し、原料煙草は米國より輸入せらる、男工約六十人女工約四百人を使傭し、一箇年平均一千梱(一梱五萬本入)を製出し、二三年前に比し、製産額倍以上の增加を示せり、主として新嘉坡、爪哇、安南、暹羅等南洋一帶に輸出し同地方在留支那

雜債務	一八、六五四●八四
配當未請求額	一一、三七六●四三
損益勘定	三六六、〇四四●九七
計	一、〇五六、〇七六●二四
資產の部	
機械	六四九、〇〇五●八八
土地建物	一〇五、〇〇〇●〇〇
貯藏材料器具	五五、六二五●六一
家具	一、〇三〇●五三
保險料	一、七〇〇●〇〇
雜債權	一六〇、五八七●四一
預金及現金	八三、一二六●八一
計	一、〇五六、〇七六●二四

中華電燈會社

中華電燈公司(China Light & Powers Co. Ltd)は一九〇一年の設立に係り、目下資本金二十五萬弗として、シュワン、トームス商會之が總代理店たり、工場を九龍側紅磡に有し、專ら九龍側に營業す故に九龍の進步は本社の發展を意味する次第なるも、九龍側の發展は豫想の如く迅速ならざる爲め、近年營業成績良好ならず、去る千九百六年六分、一九一一年七分の配當をなしたる外、常に無配當を持續し居れり一九一二、三年度の報告になれば會社事業の遲々たるも需要者一割五分六厘增加し電流は三割六分八厘增加し收入一割八分の增加なりと又一九一二、三年は需要者は二割一分增加し、電流販賣の收入の增加は六分弱を示し一九一三、四年度は需要二十九人を增加し、電流二割四分を增加したることを報告せり幾分づゝ發展の方面にあるを知るべし。

今左に最近五年間の營業成績を示さん、但し會計年度は七月に始り翌年六月に終る

	總益	純益	配當	準備金
一九〇九—一〇	八八、八二五	五、一三八	—	—
一九一〇—一一	一〇〇、八二三	八九、四四三	七分	四八、〇〇〇
一九一一—一二	一三、六三八	二三三	—	四八、〇〇〇
一九一二—一三	一五、四一三	二、四六六	—	—
一九一三—一四	一二五、〇五八	六、六二九	—	—

更に一九一四年七月末に於ける財產目錄を示せば左の如し

負債の部		
資本金	普通株(五弗株、五萬株)	二五〇、〇〇〇●〇〇
	特別株(一弗株、五萬株)	五〇、〇〇〇●〇〇
雜債權		一〇、三〇五●〇九
損益勘定		二五、〇五八●二四
計		三三五、三六三●三三
資產の部		
土地		三〇、三六〇●〇〇
建物及機械		一八四、九九四●七八
電線		五六、五二五●五九
諸材料		三三、四三四●四四

保険料　二一六●七六
雑債權　一七、九二九●七一
現金及預金　一一、九〇三●〇六
計　三三三五、三六三●三三

香港電車會社

香港電車會社(Electric Traction Co of Hongkong Ltd. or Hongkong Tramway Co Ltd) は一九〇四年の設立に係り、倫敦に於て登記せられ、初め公稱資本三十二萬五千磅なりしが、一九一〇年に至り八萬一千二百五十萬磅(一磅株を五志株に減ず) に減少せり、其の代理店をし「エツントームス」商會と稱し、市内電車即ち市の西端 (Kennedy Tawn) より東部銅羅灣に至る、復線及競馬場行支線と、銅羅灣より香港島東端の筲箕灣に至る、單線と合計延長十四哩半の平地電車を經營す、最近成績比較的良好にして、最近一割二分五厘の配當をなしたり、今最近七年間に於ける本社の營業成績大要を左に示す。

(輸送客數以外單位は磅とす)

	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
輸送客數	八、五六四、〇五五	七、九三六、三七八	七、九三八、五四〇	八、五六二、三三三	八、七〇九、三四六	九、一二三、一四七	不明
輸送收入	四二、三五二	三六、九二三	三九、五一四	四三、〇七八	四五、〇二七	五二、一四六	不明
總益金	九、七〇〇	九、五〇六	一〇、〇二三	一七、七三八	二三、三四七	三〇、六六四	三〇、二〇三
純益金	五、三二〇	二八六	五八六	八、五五七	一四、三六一	一九、三〇三	一九、八四八
配當率	—	—	—	—	—	七分五厘	七分五厘
後期繰越金	五、三二〇	二八六	五八六	八、五五七	三、九一八	七、一二七	七、四七九

ピーク電車會社

ピーク電車會社、(Peak Tramway Co Ltd) 本社の前身は一八八五年設立せられたる、香港高地電車會社にして、同社の破綻後其の事業を引き受け、千九百五年設立せられたるものにして、其の總支配人を、「ハンフレイス」商會 (J. D. Humphreys & Son) とし公稱資本は七十五萬弗なるも、目下拂込濟のもの三十萬弗とす、本社の經營するは有名なる「ケーブルカー」にして平地より千三百呎の高地達する延長四千六百九十呎のピーク電車とす、本社設立當時より漸次ピーク居住者増加し、其の結果營業成績比較的良好にして、逐年八分の配當を繼續し居れり。

左に最近五年間の本社營業成績の大要を掲ぐ、(本社一ケ年は四月より翌三月末迄とす)。

年	總益金	純益金	運輸收入	配當率	準備金	繰越金
一九〇九―一〇	一〇〇、四二〇弗	三六、八〇九弗	九七、五一三弗	八%	二〇、〇〇〇弗	二、二〇四弗
一九一〇―一一	一〇〇、〇六五	三二、八一九	九六、九五七	八%	二〇、〇〇〇	一、八三三
一九一一―一二	四四、一九一	三六、五六八	九八、二一六	八%	二〇、〇〇〇	三、五〇二
一九一二―一三	四二、六六六	三四、九四七	九八、九七〇	八%	三一、〇〇〇	一、三五〇
一九一三―一四	四四、六三四	三六、八九一	九九、三三五	八%	四四、〇〇〇	二、二四二

今左に一九一四年四月末に於ける貸借對照表を示さん。

負債の部

資本金 ｛一弗株、二萬五千株　二五〇、〇〇〇●〇〇
　　　 ｛十二弗株、五萬株(再拂込)五〇、〇〇〇●〇〇

準備金	四四、〇〇〇•〇〇
配當未請額	二、〇三〇•〇〇
雜債務	四四、四四〇•二五
損益勘定	三八、二四二•一〇
計	四二八、七一二•三五
資産の部	
軌道類	二三〇、五九五•二九
建物土地類	三五、九八一•二九
運轉具	二七、二二六•〇〇
家具	五〇〇•〇〇
材料	九九六•五五
雜債務	四一、四九三•三三
預金現金	九一、九一九•八九
計	四二八、七一二•三五

支那日本電話會社

支那日本電話會社(China & Japan Telephone & Electric Co Ltd)は香港市內及び九龍の電話事業を經營する唯一の會社にして、營業成績は公表せざるを以て明かならざるも、獨占事業なると近年電話加入者の數著しく增加しつゝあるに徵するも、其の結果良好なるを知るに足るべし、本社は一九〇六年、政廳より二十五箇年間の電話布設權を得て、營業を開始したるものにして、目下加入者の數香港側約一千八人九龍の側約二百五十人あり、電話使用料一箇年十磅とす。

香港瓦斯會社

香港瓦斯會社(Hongkong & China Gas Co Ltd)は千八百六十二年十三萬磅の資本金にて倫敦にて組織され電燈會社の設立を見る迄は市內の點燈を獨占し居たり、工場は市の西端に在り一八九二年電燈會社の設立せられたる爲め其の成績獨占時代の如きこと能はざるべしと雖も、其の設立古きを以て市內至る所に連絡を有し此の點に於ては電氣に比し、有利の地位に有り、又電燈會社も敢て競爭的の態度に出でざる爲め現在に於ては電氣燈瓦斯燈共に相並びて使用せられつゝあり、本社は營業報告を發表せざるを以て其の詳細を知る能はずと雖も、相當の成績を收めつゝあるものゝ如し。

香港紡績會社

香港紡績會社(Hongkong Cotton Spinning Weavig & Dyeing Co Ltd 支那名香港紡織公司)は南支那に於ける唯一の紡績會社にして、渣甸洋行(Jardire Matheson & Co)の經營に屬し千八百八十八年一萬六千錘を以て工場を市の東部掃管埔に新設し前途多大の抱負を以て現れ出で一九〇一年組織を改め資本金百二十五萬弗(十弗株全部拂込十二萬五千株)とし錘數を五萬五千錘に增加し印度及び支那の原棉を用ひて十手乃至二十手を製出し中北支那及南支那地方に販路を有せるが熟練なる職工を得る事困難にして勞銀比較的不廉なると原棉買入上不利の地位にあり且經營方法宜

しきを得ざりし等の爲め近年成績極めて不良にして一九〇九年以來全然無配當の有樣にして一九一一年中約十箇月間休業し翌年約一萬錘を上海渣甸洋行に賣却し爾來多少の改良を加へて操業を繼續し一日四十俵內外を製出し以て今日に及び一九一二、三年度には幾分の利益を擧げたるも之とても繰越損失額を幾分減少したるにすぎず各種の點より考慮するに當地に於ける紡織業は極めて不利に有り到底將來望みなきを以て遂に機械什器を上海に移轉するの議現はれ機械の移轉を決行する事に決議せり。

今本社の營業成績を表示すれば左の如し(單位弗)

(本社會計は八月より七月末に至る)

年次	總益金	純益金	配當平均準備金	準備金	配當率	後期繰越
一九〇六—七	九、二八四	五、一〇九	二〇、〇〇〇	—	五%	一四、二六九
一九〇七—八	不明	三三、三五六	不明	—	五%	九、五五三
一九〇八—九	損二九、五〇六	損二五、七三四	二〇、〇〇〇	—	—	二六、二九七
一九一〇—一〇	損五五、二九三	五五、一九〇	二〇、〇〇〇	—	—	損二八、八九五
一九一一—一一	一六七、三九八	一三八、五四七	二〇、〇〇〇	—	—	損一六七、三八九
一九一二—一二	損四五、六〇三	損四一、三五三	二〇、〇〇〇	—	—	損二二三、九六六
一九一三—一三	一五九、二四四	一〇五、七六五	二〇、〇〇〇	—	—	損一一七、七七九

移轉決議は一九一四年四月にして當時總會に於ける議長演說の大要を摘記し紡績事業が當地に不適當なる所以を明かにすべし。

一、上海怡和工場及香港本社兩紡績業の營業成績を比較するに一九一一—二年(上海)一錘平均四弗二十二仙の利益、(香港)利益なし。

一九一二—三年(上海)一錘平均六弗八十一仙の利益、香港一錘平均六弗七十三仙の利益にして其徑庭著しきものあり而かも香港の成績不良は外國人技師の能力に關係あるに非ず何人が監督の任に當るも之以上の良成績を上げ難し。

一、暑氣の烈しきこと、濕氣多くして操業に非常なる不便を與ふる事、香港にて傭用し得る勞働者は上海に於けるものに比し勞銀高く且不熟練なること。

一、原料を全部輸入に俟つの外なきこと殊に上海方面の綿を用ふる場合には上海の棉花價格に包裝費、運賃、輸出税を加算したる價格を拂はざるべからず。

一、將來支那の關税改正あるべきこと支那輸入税が將來增加せらるゝに於ては支那內地の工業は到底收支相償ふ能はずと斷言し難きも上海の方其利益大なるべしと信ず云々と。

江蘇官營事業の現在

支那に於て洋式企業の試みられたるは同治年間にして上海福州に造船廠を設立せしを嚆矢とし、漸次各地に企業の經營せらるゝもの多きに至りたりとは云へ、尙其の經營地は中部より南部支那を以て第一とす、就中上海を中心とせる江蘇省に於ける企業は實に其の發達驚くべく、今や官辦事業の時代去りて民營に轉せるもの少なからざれども尙江蘇省内には鐵工場、水電廠、印刷廠、鐵路局、公典、江蘇銀行等を存す、而して此等官營事業の狀態に就ては從來何等發表する所なかりしも、第二次民國議會の開會と共に各省々議會亦規復召集せらるゝに至り、議案の一に上り、各議員其の事業の實地に就て調査せり、今之れに依りて其の現狀を察するに次の如し。

第一、省立七工場

每年七工場に對し省政府は十萬五千元の補助を與へつゝあり、而して其の初め支出せる資本は三萬餘元にして、歷年利益を積立て資本に轉入し來れる結果五年六月までに資本は十四萬四千三百九十二元に增加せり、內各工場に就て云へば、第三工場最も優良にして第五工場最も劣等なる成績なり。

第二、電燈廠

南京電燈廠は官資四十餘萬元にして近來營業益々發達し、民國三年當時に比すれば其の事業倍蓰するものあり、而して每年收入の裝點費一萬元、料金十二萬元及廢物賣却臨時給電料數千元の內、煤炭其の他の營業費を控除し、十四萬餘元の收入あり。

近頃南京に於ける徐栩と稱するもの官辦より商辦の利なるを理由として民營を出願せり、之れに對し、省政府は左の意見を有す。

一、所謂私燈に關しては官廠の檢査甚だ嚴なるが爲め下關に於ける民家は怨望甚だし、若し民營とせば其の取締不充分に至るべし。

二、所謂優待燈と稱するも現在に於ては優待の名稱なく、督軍及省長公署等五百燈以上のものに對しては減價すれども、五百に充たさるものは此の例に仿はず、軍政機關に於ける慶典等の臨時燈には減額をなし居れり、若し之れを民營に歸すと雖も增收は到底期し能はざる所なり。

三、冗員ありと稱するも所謂冗員なるものは現在に於て全員十六人にして到底之を減ずる能はざるべく、若し民營に改めて冗員淘汰をなすも僅に文書係を減ずるに過ぎざるべし、然れども毎月の省公署及審計院呈報には之なかるべからず。

四、濫費と稱するも各人員の俸給手當を見るに八百元なりしを內數十元を減じたり、之れに依りて職員及工夫等は其の苦を叫び居れるの狀態なれば到底之れが減額を期するは難事なり。

五、彼の電機材料は石炭を以て大宗とす、而して其の年額は五千噸を使用せり、省審査會に於ては尙此の內數百噸を減せんとせるも廠長は之れに反對せり、蓋し、石炭の減額は電源弱を味するものにして石炭購買に就ては其の支拂請求書の存するあり、敢て之れを侵呑せるの形績なし、斯くの如き理由の下に徐栩の民營案は省議會に於て之れを否決せられたり。

而も利益六萬餘元の內三萬元を以て上海米國商慎昌洋行より機械を購入し八千燈を點火し得るの裝置に擴張せんとしつゝあり、蓋し現今狀態に於ては是れ以上の供給をなし能はざるが爲めに新設燈は停止し居るの有樣なり、而して本廠に於ける四年七月より五年六月に至る純利益は四萬一千二百十九元を計上せり。

第三、上海閘北水電廠

本水電廠は之れを民營に移し其の經營に充らしむるに決定せり、而して南京電燈廠は旣述の如く民營を許さゞるの方針に出でたり、是れ蓋し南京電燈廠は其の資本四十萬元にして毎年利益四萬餘元あり、即ち一分以上の利を得るのみならず、其資本たるや全然省政府に屬すべきものにして歷年積立金六萬元ありて、官營の成功せるものなればなり。

然れども閘北水電廠は已に大倉洋行に對し四十萬兩の抵當となり居り、內三十萬兩に對しては年利八厘十萬兩に對しては年利八厘五毛の利息を支拂はざるべからず、即利息合計年四萬六千一百餘元なり、而して民國六年四月は其の第一期償還期にして八萬兩を支拂はざるべからざるなり。

然るに之れが見積價格は英人マーカン氏の計算に依れば三十一萬九千三百八十兩にて馬路鐵管重量一千六百二十一噸餘此の見積一噸九十六兩にして合計十二萬五千六百十六兩其の他新設材處約四萬兩あり、故に競賣法を訂め四十六萬六千兩を最低價とし、若し之れを引き受くる者は六萬六千兩を拂込み、省政府は本年四月再び八萬兩を大倉洋行に償還し、之れより後は借款殘額を引受人に於て分年償還す

べきものとせり。

翻つて該水電廠の營業成績を見るに每月水價八千餘元、電料五千六百餘元、メートル電料六千五百餘元、水工料約一千元電工料約一千八百餘元其の他約百元合計每年の收入二十五萬八千餘元に達す、夫の四十六萬餘兩の資本を以て營業收入尙年額二十五萬餘元ありとすれば決して不利の事業にはあらずとするも、如何にせん官營は冗員多く濫支甚だしきを以て每年の利益五萬九千七百餘元あるのみ之れを資本に比すれば僅に六釐九毛の利あるのみ、故に民營に委ねて外債を償還せんとするの意なりと云ふ。

第四、印刷局

江蘇印刷局は全く官營の性質を有するものにして其の營業は漕粮串票を主なるものとす、江蘇省下六十縣の每年上期下期に於ける串票は四百萬餘枚に上る、而して一枚は一厘四毛にして其の實費は僅に五毛を要するのみ、殆ど三倍の利を得るものなり。

其の他各公署及各機關の公文表冊、各釐局税所の聯單捐票、省公報等總て官廳發行のものは省長の命に依り之れを購買せざるべからず、民業の紙を用ふる事僅少にして每年の收入は六萬一千餘元あり其の支出五萬六千餘元を控除する時は僅に五千餘元の利あるのみ。

第五、江寧鐵路局

江寧（南京）鐵道は十五支里にして其の車輛機關車等は當

時淞滬鐵路の舊機關を購入せるものなり、今や運轉する事十年の久しきに亘り日々破損せられて運轉時間等にも不正を來しつゝあり、是を以て省議會は利益積立金内に於て三萬元を支出し、新車輛を購入する事を許可せり。

該鐵道は開業以來益々發展し現時に於て、日收入三百餘元、年額十二萬四千四百餘元の收入あれども人員極めて多く雜支出亦甚だ大なるを以て每年の支出九萬三千七百餘元を控除すれば僅に三萬餘元の利あるのみにして之れを資本金四十萬元に比すれば七厘一毛の利に當るのみ。

本鐵道營業上障碍とも稱すべきは即ち兵士の乘車多きに過ぐる一事なり、總て軍服を着せるものは無料となすを以て兵士は之れを利用し乘車游玩以て樂となすものあり、各列車内兵士滿員にして人民の乘車劵を有するもの却て車内に坐する事を得ざる狀態にあり、從來督軍より軍人は半額と定められたものなるを以て若し果して半額の支拂あるに於ては鐵路局の收入も增加すべく且つ兵士に於て若し費用を惜みて乘車せざれば上流乘客及婦女等は兵士を畏避して乘車せざるに至らざるべし。

前淸時代に於ては江寧鐵道に兵士の乘車するもの極めて少なく且つ金額を支拂へしが、民國二年南京に第十六師兵始めて置かるゝや軍人半額の制を訂めたるも亦憲兵の常に車内に在りて監視するものありしかば兵士の乘車料を支拂はざるものあらざりしが現今は遂に行はれざるに至れり。

第六、公濟公典(官營質屋)

該公典の資本は二十萬元にして毎年營業收入は六萬五千九百餘元、支出二萬七千三百餘元、利益三萬八千六百餘元あり、其の利廻りは一分九厘三毛二に相當す。

元來質屋營業は極めて有利なるものなるに官力を以て之れを經營するが故に其の利思ふべきものあり、而して該質物は値十なりしものに對し僅かに三の貸出しをなし、十八ヶ月を以て滿期とするが故に、流質物甚だ多く、市面愈衰微し貧民愈多きに至る、即ち質屋營業益々發達すれば盜賊亦益多し蓋し贓物銷售の機關となればなり。

第七、協濟公典

本公典は官商合辦にして、官資本六萬元、他は民有株を募集し、合辦をなす、而して毎年官利六千元を拂込むものとす。

第八、利民工廠

該工廠も第七の公典の如く官商合辦事業にして商人側の資本數千元あり、營業開始後官に協助を請願し毎年三千六百元の補助を受く、然れども官に對しては別に營業上の利益を配當するにもあらず、又預算の報告をもなさゞりしが今期省議會に於て其の方法を決すべしと云ふ。

第九、新設事業

江蘇省已設官營事業は既述の如くなるが、同省議會に於ては更に事業の必要缺くべからざるものを擇び、今期議會に於て其の新設を議決せり、今左に其の詳細を記さん。

江蘇省の近來實業行政に支出せる費用は二十餘萬元なりしが六年度(即ち六年一月一日至同年十二月三十一日)より四十餘萬元を增加するに決定せり、本豫算の省議會に交附せらるゝや省政府側の說明及議員の質問等ありて江蘇省內の實業經營狀態の一端を窺ひ得るものあり、今左に討議の結果を記し參考に資せん。

本豫算案の省議會に交附せらるゝや、金實業科長は之れが說明を爲して曰く。

江蘇省の實業經營は七十萬元に足らず、之れを民國二年度豫算の二百八十餘萬元に比すれば僅に四分の一に相當するのみ、而も江蘇省は實業先進の虛名を縛す、翻て人民の納稅額を見るに一千七百數十萬元の巨額に達せり、而して實業行政の計畫は實に區々たるものなり、省行政を佐治する者、何の面目あつて、諸君と玆に相見ゆるを得ん、云々と。

蓋し金科長の意は省議員に於て猶實業經營を增加すべき事に就て難を搆ふるものあらん事を慮れるが故に此の說明をなせるなり、然るに尙省議會審查委員會の結果は即ち金科長の憂慮に反し、同會は新に實業機關を增設するに積極的進行を欲するものにして、若し規定經費を削減すれば其の結果規模縮少し、實力に於て業を營むに足らず、況や其の發達おや、聞くが如くんば金科長は曩に省議會に於て增

加論に力め始めて七十萬元の支出を得たり、若し此れを削減せんとするが如きものあらば實業の進行を得て望むべからず。

然り而して所謂新設實業とは何ぞや、即ち農事試驗場、蠶桑模範場、育蠶試驗所、絲織模範工廠、絲織手工傳習所等是れなり、此等新設に對し、金科長は左の説明を爲せり。

江蘇省の農産は蠶桑を以て最となし、工業は絲織を以て大宗とし、商業は綢緞を以て巨擘と爲す、近來三四年間綢緞の營業、絲織工藝、蠶桑等は一に衰敗の傾向を呈せざるなく、之れを商業貿易に觀るに蘇貨滯銷する事一落千丈の勢あり、海關絲繭捐欵は年一年と減少しつゝあり、故に今後の實業方針は蠶桑に意を注ぎ。

農事試驗場　を准陰に設けんとす、而して其の規模は桑園二十畝、桑苗十畝とせり、次に

蠶桑模範場　を揚州に設け、其の分場を徐、淮に設けんとす、思ふに大江以北は蠶桑の利、絕無と稱するにあらず、而して蘇州常熟等を視察するに尙後に瞠若たるものあり、現今揚州地方の養蠶は其の從業者日に增加し栽桑の地亦日に廣袤を加ふ、住民亦蠶桑の頗る有利なるを知れるを以て其の唱導にも便利にして、桑樹の多き亦施行に便なり、故に揚州に主場を設けんとするものなり、而して實業規定經費は毎年九千元を試驗場に充てたり、模範場は毎年二萬元、其他兩場の臨時費四萬七千元とす、現に審査會に於ても此等兩場の新設に對し、極力贊成せり、而して其經費を削減せりと雖ども尙他に補助費の一項あり、即ち農戶栽桑及試養を補助せんとするものにして春夏の二季に於て委員を派遣し實地指導を爲し、最も勤勉なるものは毎戶三十元を補助するが故に若し百戶ありとせば即ち三千元なり、更に

育蠶試驗所　を吳縣(蘇州)に設けんとす、蓋し江蘇、浙江の蠶糸は其の用途より比較する時は江蘇のもの十分の六を占む、而して產出より見る時は江蘇產十分の四を占む、是を以て蘇の需用は必ず浙の供給に依らざるべからざる所なり、而して近來吳縣の蠶糸は日に退歩の傾向あり、故に特に模範試驗所を設け、飼蠶、製種、製棉、植苗等の五部に分ち蠶糸業を促進せんとするものなり。

絲織模範工廠　に至りては新增實業機關中に於て規模最大なるものなり、原豫算は三年計劃にして資本五十萬元を計上せり、然れども審査の結果八萬元に削減せり、蓋し該工廠を設立せんとするは浙江の緯成、華綸等の工廠に倣へ、一部の資本を犧牲とし、以て蘇省絲織業を挽救せんとするものなれども此の金融逼迫の時に當り、商人に巨額の犧牲を期するは到底なし得る所なり、而して國庫は該經費を惜み民生を苦しむる事能はず、將來絲織業發達せば啻に利益を回收する事倍蓰するに止らず、若し之れを實業論よりするも百萬の資本を投ずるも尙多しと爲さず、然るに僅かに五十萬元の規模の狹小なるりのを以てして尙省議會の削減あり、旣述の如く省議會は實業に關し積極進行の方針を採るものなりと雖も斯く削減をなすに鑑れば其の將來や思ふべし、而も今日の削減は一筆の抹削に過ぎずして將來の增加は萬言書を上るも効のあるなし。

絲織手工傳習所　に至つては、南京總商會より省長に請願し其の批准を得たるものにして工藝を改良し、緞業を振興するの方針に基き、内に教育的の性質を有するものなり。

而して其の基礎は官商合辦にして省政府より每年經常費九千六百元を補助し臨時費七千元の補助を爲すに決せるものにして一説には南京第二工業學校内に附設せんとすと云ふ、然れども一方は學校にして、一方は學校的の性質なきにあらざれども製品の販賣の如く營業的性質を帶ぶ、其他慈善的意義より並立を許すべきか否や、省議會は之れを否決せりと云ふ敢て不當にあらざるべし。

森林事業　江蘇省は官有荒地極めて多きも、造林の議は未だ曾て起らざりき、然るに民國五年浦口官山等に於て教育團始めて作林場を開設せり、是れ實に江蘇省に於ける造林業の發端なりとす、省政府も之れが必要を認め實業行政として森林業を計劃し、三場を設けんとす、然れども經費の關係より之れが全部の施行は到底爲し能はざるを以て五年春先づ南京紫金山に苗圃を設けたり、苗秧甚だ良好なりと云ふ、故に六年一月より造林豫算を開始し經常費一萬元、臨時費五千元を計上せるも審査の結果三千一百四十元に削減せられたり。

第二造林場は徐州官山に地をトし一月早々苗圃を開設せんとするものにして其の豫算は經常費一萬元臨時費一萬なりしも、審査の結果經常費五千四百元臨時費一千六百七十元に削減せらる。

而して護岸森林は滬海、蘇常兩道管下の各縣に屬する地帶に必要缺くべからざるものなり、故に造林は寶山縣を起點とす、蓋し此の地は江蘇の衝に當り潮水の害甚だしく氾濫の時は塘堤岌々乎として危險なるものあり、故に其の維持は每年鉅額の經費を支出し尚不足を感ず、故に造林して土壤を鞏固ならしむるの目的に出づ、其の經費豫算は經常費一萬四千元、臨時費一萬五千元を計上せるも、審査の結果前者二千九百三十元、後者一萬四百八十元に減ぜり、而して華、金、奉、南、川、寶、太等の七縣より各一人の助理員を派遣し、本事業の監理をなさしむるに決せり。

工廠增設　工廠は民計に最も關係あるものにして之れに依りて業を得るもの少なからす、故に江蘇省の如きも此の起見の下に既に七所の工場を設け更に復第八工場を江北海州に第九工場を江南武進縣に添設せんとす、其の經費は既設七工場の欵項に依り之れを支出せんとするものなり、而して現に審査の結果、第五工場は辦理不良なるを以て、第五工場の織機を移し第八工場を開設すべく、第八工場の資本は一萬五千元を計上し、上海商品陳列所裁撤せられたるを以て、此の經費二萬九千元を之れに歸し、燐寸機械を備ひて第五工場を火柴（燐寸）廠と改めんとす。

蓋し第五工場の所在地は上海に在り滬の地たるや布廠極めて多く、織布小工場の用なきが故なり。

南京省立電燈廠、印刷廠、鐵路局等は總ての機械增設或は其の修理には上海の職工を聘庸せざるべからざる狀態なり、而も其の時間の關係上大に損失あるを免れず、故に南

京に鐵工廠を設立し、南京に積存せる廢鐵を利用し、鐵工業を振興し、省立各廠の機械需用を充し、側ら工藝の唱導を爲すものにして工廠豫算は經常費七千元臨時費一萬八千元を計上せり、然るに省議會に於て改めて三萬三千元とし、官の資本を以て商人に經營せしめんとす。

陶業工廠　江蘇省內に於ける製陶は宜縣最も善良なるを以て此地に陶業工廠を設置し、斯業の發達を期せんとす、近來宜興の陶業は銷路頗る凝滯せるの傾向あり、故に本工廠を設立して專ら外國人日用の陶器に仿模し之れが製造をなさんとすと云ふ而して其の資本豫算は三萬元にして省政府及商民其の半額一萬五千元宛を負擔せんとするものにして省議會に於ては審査の結果原案を打消し、三萬三千元と改めたり。

第九工場には吸水機械を設備し、防禦農田吸水機器廠と名け專ら農田水旱を防禦し損失を保全せんとするものにして、其の經費五萬元を要すと云ふ。

今左に其の條例を示さん

省立提唱農田吸水機器局條例

一、分年推廣し全省各縣一局を設くるを以て限りとす。豫算十一年にして全省六十局を編設し、第一局收入餘利より發展し、若し省財政にして稍裕にして一二萬を餘すに於ては則ち更に期限を短縮すべし。

二、本局は慈善の性質を含む、唯慈善なるが故に盡く經費を徵收せざれば政府の財政限り有り、地方利を受くる反つて狹きに至るべし、故に慈善にして營業を兼ね普及し易からしむるに如かず。

三、經費の徵取は臨時急救及事前保險の二種とし其の徵費の數は必ず地方の牛力人力の最も廉なるものを體察し而して之れを酌定す。

四、本局の農田に代つて吸水するは豫包（豫めの請負）を第一とし臨時のものを第二とす。

五、本局機器の力量は高田たると低田たるとに論なく、五萬畝を以て限りと爲し、期に先ち豫包す而して高低田の勾配宜しきを得ざる者は十萬畝を承包（全部を請負ふ事）すべし。

六、本局は純ら提倡の起見に係る、若し能く地方の企業心を引起し、資本家をして利圖るべきあるを知らしめ、合同を組織し舉辦するか或は農民の有力者をして、能く借款以て獨營し得しめば、本局は即ち機器を他處に移設し、風氣未開の地に於て再び提倡を謀るものにして、營業の發達を以て永く一隅に民と共に利を爭ふ事を得す。

七、本局は省縣農會に委託し辦理す、而して省縣長官に由り之を監督す、如し農會尙未だ成立せざるもの或は成立するも行政長官に於て承辦する能はずと認めたる時は即ち招商し之れを承辦せしむる事を得、惟均しく一年を期限となすべし。

思ふに武進地方は農業最も多く、而して地形の高低一ならざるものありて一年水旱の損失は頗る鉅額に達す、應に農具の改良方面より着手すべきものあり、蓋し江蘇省の年

々水旱災を受けて損失する事必ず三十萬以上に上る、之れ天災なりと云ふと雖ども亦人事週からざるが爲めに此の大災を受くるものなり、其の根本は實に河道修理の不完、岸堤の鞏固ならざるに因らずんばあらず、而して河道修理完く、岸堤鞏となると雖ども亦亢旱數月、霪雨兼旬にして災をなすが如きあらば人力の如何ともする能はざる所なり、若し牛力を以て之れを排除すと雖ども其の成績や僅にして完全なるを得べからず、茲に於て吸水機器を利用せざるべからざるに至るなり。

蓋し機器は晝夜の別なく原來の牛車の比にあらず、牛車は一臺を造るに百元以上を要す、而して僅に田二三十畝を救ふに足らず、然らば毎畝に費す所資本三四元を要す、然るに排水機は毎畝僅に一元を以て足る、如し一臺の小排水機を置くも其の値は五百元にして能く四五百畝を保全し得るものなり、而も高低兩様に使用せられ、若し高田の旱を慮る事あらば之れを以て水を給し、低田水多かれば之れを使用して減水するを得べく、前後一千畝の田を保全し得るなりとの説の下に之れが實行をなすの計劃なり。

商品陳列所勸工場及展覽會　此れ等は工商をして一場に於て參考資料を供するものにして實業提倡上缺くべからざるものなり、故に上海及南京に各一の商品陳列所及勸工場を設立せんとするものなり、而して省會審査の結果は既設の上海商品陳列所及附屬の勸工場取消しを實行し、特に商品陳列所及附屬勸工場を設立するに決せり、而して其の豫算は經常費九千元臨時費二萬元にして、陳列所長は省公署に於て工商學識經驗あるものを委任して、之れに主たらしめ、勸工場は南京商會より工商學識經驗ある者を荐擧して之れに主たらしめんとするものなり。

展覽會は毎年之れを開き、省地方物品を蒐集し、其の徵集より陳列展覽、審査、物品の還付、報告の編緝等を合し經費豫算は八千元を計上せり。

其他別に展覽會章程を訂め、本省實業單行條例の一となし、之れに改良絲織奬勵條例、推廣桑棉奬勵條例を定め以て實業振興に資せんとすと云ふ。

要目

支那

大正五年十二月二十八日印刷
大正六年一月一日發行

發行編輯者 東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地 山内嵓
印刷者 東京市芝區櫻川町二十番地 濱田傳三郎
印刷所 東京市芝區櫻川町二十番地 濱田活版所

發行所 東京市赤坂區溜池町二番地 東亞同文會調査編纂部
電話新橋二二一七番(本部用)
電話新橋一二五五番(調査部用)
振替口座東京九七三〇番

大賣捌所 東京市神田區表神保町 東京堂書店
同 東京市京橋區尾張町二ノ二 東海堂
同 東京市京橋區元數寄屋町三ノ七 北隆館
東京市神田區南神保町一二 有斐閣
東京市京橋區西紺屋町一六 良明堂

每月二回發行	定價
冊數	定價
一冊	二十錢
十二冊(半年分)	二圓二十五錢
二十四冊(一年分)	四圓五十錢
郵稅無料	

支那

第八卷第二號

要目

東亞同文會調査編纂部

發行書目錄

書名	册數	體裁	價格	郵稅
支那經濟全書（第四版）	全拾貳册	菊版總紙數約一萬二千頁	特價金貳拾八圓 印刷實費參拾錢	郵稅（內地一圓八十錢 支那二圓五十錢）
日露之將來（第三版）	全壹册	菊版紙數約三百頁	（非賣品）	郵稅金八錢
大清律	全壹册	菊版紙數約四百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
樺太及北沿海洲	全壹册	菊版紙數約五百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
蒙古及蒙古人（再版）	全壹册	菊版紙數約八百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅（內地十七錢 支那三十五錢）
勾麗古碑（石版刷）			正價金七拾五錢	郵稅金八錢
文學士大村欣一氏著 支那政治地理誌（上卷）	全貳册	菊版布製約九百六十頁	正價金參圓	郵稅（內地二十四錢 支那四十五錢）
支那政治地理誌（下卷）		菊版布製約千七十頁	正價金參圓五拾錢	郵稅（內地二十四錢 支那四十五錢）
山東及膠州灣（再版）	全壹册	菊版クロース約七百頁	正價金貳圓	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
支那重要法令集	全壹册	四六版四百頁 帙入	正價金壹圓五拾錢	郵稅金八錢
現代東部蒙古地圖		四色刷帙入 縱一尺八寸 横二尺六寸	正價金六拾錢	郵稅金四錢
東部蒙古	全壹册	菊版洋裝七百八十六頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅金二十錢
改訂支那全圖	全壹枚	縱五尺一寸 横四尺四寸	正價金貳圓	郵稅（內地八錢 支那三十錢）
最近支那貿易	全壹册	菊版紙數七百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅金十八錢

東京市赤坂區溜池町二番地
東亞同文會調查編纂部
電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年一月十五日發行「支那」第八卷第二號

論説

資料

雜録

通信

時報

日本化學工業株式會社
第拾五回決算公告

貸借對照表

貸方（負債）

科目	金額
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一六一、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一、二九三、〇〇〇・〇〇
家屋器械器具償却準備積立金	九六、〇〇〇・〇〇
諸預リ金	二六二、二三七・七三
假受金	一二二、一三八・二一
未拂金	一、四七四・〇三
前期繰越金	一五、四六四・九七
當期利益金	七七二、五三二・九五
合計	五、七二三、八四七・八九

借方（資産）

科目	金額
未拂込株金	一、四二五、〇〇〇・〇〇
土地建物器械器具什器	二、二三八、四一四・九七
有價證券	一四九、二五七・七五
商品原料仕掛品	一、一八六、四五九・三六
工場用消耗品	五五、五二一・六九
取引先勘定	二九二、七二八・五五
受取手形	二三、三五八・〇四
假拂金	一三四、五二一・二〇
預ヶ金及預金	二一八、五八六・三三
合計	五、七二三、八四七・八九

利益金處分

金七十七萬二千五百卅二圓九十五錢　當期利益金

內

金十萬圓　家屋器械器具減價

差引

金六十七萬二千五百三十二圓九十五錢　當期純益金

金一萬五千四百六十四圓九十七錢　前期繰越金

合計　金六拾八萬七千九百九拾七圓九拾貳錢

內

金四萬圓　法定積立金

金三十萬圓　別途積立金

金三萬圓　役員賞與金

金七萬八千七百五十圓　株主配當金（年一割）

金十九萬六千八百七十五圓特別株主配當金（年二割五分）

金四萬二千三百七十二圓九十二錢　次期繰越金

右之通リニ候也

大正五年十二月

日本化學工業株式會社

取締役會長男爵　大倉喜八郎

常務取締役　加瀨忠次郎

同　工學博士　棚橋寅五郎

取締役　門野重九郎

同　根津嘉一郎

同　八田吉多

監査役　友田嘉兵衛

同　木村庫之助

同　鈴木宗兵衛

大正六年一月十五日
第八卷第二號

論說

根底ある支那研究

一

支那文明は如何なる文明なりや、支那人は如何なる國民なりや、支那國勢は如何なる狀況なりや、支那の歷史は如何なる者なりやなどの問題は固より新に言ふへき價値もなし、然れども方今支那に關する我國人の所論所說愈出てて愈多く、而して其說論は根底ある支那研究より出づる甚だ寥々たるは豈遺憾とせずや、思ふに日本人が日本國に對する觀念は皆生來感得し學習し研鑽して始めて誤りなき日本人の日本觀存在す、凡そ自己が生れ養はれ敎へられ導かれし國に對する觀念も猶之を得る容易ならず、然るを況んや國情大に我國と異る支那に對し一朝一夕にして誤なき見解を下さんとするをや、支那研究に根底なきまた目下已むを得さる所なるへし。

然りと雖も我國人が支那と最近密接なる關係を以て相交通するに至りしより既に五十年、我國人の支那各般事物の研究も決して少し

とせず、且つ支那を知り易からざる歐米外國人に比すれば我國人は最も知り易き種々の要素を有す、我國人の支那研究か根底ある智識の上に立ち諸外國人の及ぶ能はざる所に及び、測り能はざる所を測らざるべからざる也。

二

支那は孔子の存在し丶國なり、孫子の在りし國なり、司馬光の出て、王安石の出て、康煕乾隆帝の出でし國なり、支那は崇むべき道德と、重んずべき政治と、尙ぶべき工藝を有する國なりとして之を攻究する全支那の攻究に非ず、歷史に傳はる支那聖賢英雄偉人は固より大に攻究すべし、然れども之を標準として支那を觀るは恰も大海中より貝を拾ひ之を以て大海を論ずるに似たり、我國に傳はる古來の骨董品中價値ある陶器あり、織物あり、書畫あり是等は工藝美術として重んずべきは當然なりと雖も、之に根據して支那文明を考ふるは恰も千山萬岳の間に於て沙金を取り之を以て山嶽を説くに似たり。

支那歷史に遺り支那骨董に存する各種の事物は其如何にして尙ぶべき價値ありやを研究し進んで是等と支那全部との關係を考察するを要す、支那歷史は永し、支那美術は多し、然れども其永く多き間に於ける一部の攻究を以て支那の全研究に合し、而して之を現時の支那に適合せしめんとする研究は大に誤ある者と言はざるを得ず、國民を論じ國家を説くに當りては國民國勢の全部を通觀し此の間より見解を抽出するを要す、支那英雄傳、支那骨董觀は支那全部に比しあまりに局部たるを誰か肯定せさる。

三

歐米人は支那を一物質として攻究す、故に其見解は客觀的なり、支那は優れる國なりや支那文明は秀でたる文明なりやは支那なる物質研究の後始めて決定せんとするは歐米人の態度なり、之に反し我國人は支那を以て物質以上精神を有する者として攻究す、其所説は主觀的なり、支那は少くとも優れる文明を有したる國として先づ前提を定め、而して後其の優れる文明の解剖をなさんとす、之れ其の誤解の第一步なり。

故に支那を旅行し僻遠の小邑猶且つ孔子の廟あるを見、嘆じて曰く支那は實に孔子により統一せらると、又空茫たる大野に旌表の石門羅列するを見て、驚きて曰く支那の政治は聖教により定まると、斯る事實は其の如何にして存在するや、其存在する所以は其國民と如何なる關係を有するやを再考するを要す、孔子廟の裏面には之を設けたる官吏

の私心あり、旌表の裏面には之を樹てたる官吏の貪心ある國を知つて而して支那を説くべし、支那の聖人は支那全部を説くには餘りに力なし、支那の吏治は支那國家とは相距る遠きなり。

四

方今我國の支那學者は支那書籍の研究者なり、支那の實態の研究者に非ず、故に千萬の書を集めて書籍と書籍との關係を攻究する眞に倦む所を知らず、然れども支那歴史を云ひ文學を論じ哲學を説く千萬言なりと雖も未だ甞て支那なる物質の間に於て一鐵槌を打込める者なし。

局部的の研究も決して不要と云ふ能はざれども、今や世界の大勢は我國支那學者に待つに全支那の問題を以てす、此の時に際し吾人は切に我國學者に望む所切實なる者なくんばあらざるなり。

我國には支那の現狀を詳觀し全く其傳説歴史を離れて支那を論ずる者あり、今之を支那通と云ふ、支那通の長所は現時の事實を多く知るに在り、現代の支那人を多く知るに在り、然れども其の知る所に陥り常に大體の判斷を誤るの弊極めて多し、支那通の曰く予は唐紹儀と親交あり、徐世昌と十年の交あり、唐徐に聞くに支那は斯る國なり、斯る勢なりと、然れども唐徐は支那を達觀する人なりや否や、又其言ふ所は眞に自己を僞なく示す者なりや、此の間の研究をなさず唯一面の識を以て支那を論ずるの基礎となす亦誤やらずや。

五

支那の研究は先づ支那に對する常識養成を急務とす、常識とは何ぞや、文章により誤られざる支那の歴史觀なり、用意周到なる支那の地理なり、觀察明敏なる支那の政治人情なり、考究正確なる支那の工藝農商なり、日本人が日本國に對し生來得たる常識の基礎と同一種の基礎を支那に對し有するを要す、之を既に缺き而して支那論をなさんとするは早計に過ぐ。

更に我國人の支那に對し有する常識は主觀的なるべからず、古典的傳説的なるべからず、書籍的なるべからず、各般支那事物につき達觀したる概念たるを要し、歴史古典を活眼を以て讀破したる者たるを要す。

六

支那常識を定むるに當り大多數の同種實例を得ざるに先ち少數の之に反する事例を得て、其何れが多數にして何れ

か少數なるかの判斷をなさず、直に結論に走るの誤あり、是を以て或る一人の言と他の一人の言と全く相反し之を聞き支那は不可解の國なりと速斷する多し、支那は不可解の國なりとは如何にしても信じ能はず、若し支那に對する定論なき爲め不可解なりとする者ならは定論を樹つるの努力をなせば可なり、何ぞ不可解として嘆聲のみを發するに止まるや。

世人多く支那を解すべからずとなすは、少數なる事實を知り其少數の中に互に相反する者あるを認め、之より結論を出し難き爲めに云ふなり、多數の事實を各般の事物に求め此間に在り卓拔の見をなすあらんには支那は解すべからざる國に有らざるなり、殊に數人の支那論を聞くに止まり自己に何等支那常識の根底を有せず、而して其言人々により異るを見て紛々たる支那は解すべからずとなすは最も注意すべき誤なり。

七

支那は聖賢國を立つと歴史に傳へ、二十二朝の君主多くは文章の上に於て聖王賢人なり、然れども王朝の興亡は果して歴史の載する如くにして成れるや否や、支那は外交の國なり、春秋左傳戰國策國語ありて以來、支那外交の本質は果して何如、言語辭令に巧なるは孔子も之を取れり、美言麗辭は歴朝に絶えず、然り而して現時の支那人は巧言令色の點に於て其歴史上の傳說と相反するや否や、漢以來歴朝官吏の任用は儒學による、儒學に達したる官吏は道德に於て如何なる感化を支那に與へし者なりや、支那の歴史は之を傳へ而して今の支那には之と相反する事實のみ多きや。

歴朝の政治は其所謂統一時代に於て普天の下、率土の濱悉く仁政に浴し、王道を謳歌せしや、支那には秩序的の政治が如何なる方法にて行はれしや、周禮は此點に於て何如なる價値を有し六典は何如なる實例を示すや、支那工藝は何如なる意義に於て長せるや、何如にして優秀の工藝品が製作せられしや、支那歴史學はまさに斯る問題をも研究するの必要あるに非ざる乎。

蒙古より輸出せらるる毛皮

露人　ウエ、フランデン

獸毛

蒙古人の牧畜業中第一の產物は、勿論獸毛にして、外國輸出の首位を占む、烏梁海地方より恰克圖コシアガチ、ザイサンスク、ウシンスクの四稅關を經て、露國へ輸出せられたる獸毛は、千九百九年にありては、實に二十三萬八千「プード」に達し時價約二百萬留に至れり。

蒙古商人の露國に輸出する重なるものは毛皮にして、千九百六年より千九百九年に至る四年間に於ける者次の如し

年別	獸皮（布度）	羊皮	獸毛	皮
一九〇六年	一六九、一三〇	一七、五一八	一四、六七四	一三、四三六
一九〇七	一九六、九三四	三四、六五七	一三、四九三	三三、三四八
一九〇八	一九二、九二五	四八、〇七四	二四、一六六	二八、三九一
一九〇九	二三八、一三九	五七、〇九七	三七、四七〇	五七、八六一

本表に示さるるが如く毛皮は、輸出首要產物にして、特に羊毛、駱駝毛然り山羊毛は露國に於て殆んど使用せず。

羊毛は年二回是を剪截す、即ち春季及び秋季にして、輸出用のものは春季のものにして、秋季にありては只一部強壯なる羊の之を剪截し、土人の日用に供せらる、羊毛は毛色及ひ其の柔軟の度により價を異にす、白色のもの最高價にして黑色雜色のものは其價廉なり。

烏里雅蘇臺地方の羊毛は最良にして、東方に到るに從ひ其質善良ならす、此地方に在りては善良なるものを戈壁毛と稱し、然らざるものをハシャン毛と云ふ、是れ綿羊の冬籠狀態の差異によるものなりと云ふ、科布多及び庫倫地方に在りては冬季彼等の爲め牧場に墻場を設備し、險惡なる天候及び夜間には、此中に追込む、ハシャン地方にありては飼養方法善良ならず、羊毛は地上に落下し汚穢なり、戈壁羊毛は年中高原を漂泊せる綿羊より是を得るを以て、清潔且つ柔軟ハシャン毛の比にあらず。

蒙古に於て購買せられたる獸毛は、露國に送附せらるる前、露國商人により清淨せらる、然らずんば傳染病の危險豫防として國境の通過を許されず、支那人は獸毛を洗淨せず、塵埃を取去りたるのみにて其儘張家口に輸送す。

洗淨後獸毛は白色と雜色とに區別す、通常蒙古產獸毛中にありては雜色のもの約十乃至十五%を含有す、分類せられたるものは袋又は梱中に壓入し、馬牛又は駱駝により國境迄運搬し而して露國に輸出せらるるなり。

獸毛は露國商人、支那商人、或は諸外國輸出入業代理人により取扱はる露國國境經由の取引商店は左の如し。

庫　　倫　「スッケン」商會　ココビン、バソフ
科　布　多　エヌ、イーアサノフ　エルイー、クズネツ
烏里雅蘇臺　「スッケン」商會　オフ　コドノフ、イー
　ゲーイグナチエフ

此の他彼等は各自の支店を蒙古內各旗に有す。

外國人の蒙古居住は嚴禁せらるるを以て、彼等は支那人と共同し其共同商社名目の下にありて商業を營む、時として支那人中には只中間に在て利益を占むるを目的とするものあり、支那商人ルンチャシの下に露國商「バッエフ」商會あり獸毛を張家口を經て支那に輸出す。

凡て上記商人の各旗に支店を有するは既記の如くにして、此間支那人は大勢力を有し、蒙古人よりの直接獸毛の買占をなす、露國及諸外國に於ける獸毛注文の增加は、各商人間の競爭を惹起し、價格は最近數年間に非常の騰貴をなせり、即ち千九百二年にありて一留七十哥なりしもの、千九百十年には四留五十哥乃至五留となれり。

一九〇六年　一「プード」平均價格四留
一九〇七年　同　四留
一九〇八年　同　二留（米國商會の影響）
一九〇九年　同　四留
一九一〇年　同　四留五十哥

茲に示したる價格は露國商人の獸毛一「プード」に對し現金支拂價格なり。

白色獸毛は首として米國に輸出せられ、露國に對しては

其少額を殘すのみ、以上の外科布多にありては韃靼部落より獸毛を得るも、其質粗にして只露國に輸出せられシンビルスク、エカテリブルグ等の工場にては、粗製羅紗用として使用せらるるのみ。

蒙古より張家口を經天津に輸送せらるる羊毛類は、莫大なるものにして、千九百八年末に於ては米國の影響により非常に増加し、遂に蒙古獸毛を天津に輸送せんがため、張家口、北京鐵道の敷設を必要となすに至れるものなり。

天津に輸出せらるる蒙古獸毛は、張家口にて洗浄分類せられたる後、武內公司、天津「ランドインベストメント」公司「メッケンジー」公司「バリテ」公司「ベーフォルブス」公司其他に依て取扱はれ、大約四分の三は米國に殘部は倫敦市場に輸出せらる。

天津に於ける價格は千九百九年一「プード」七留二十五哥乃至八留七十五哥なりしが、千九百十年には稍々昇騰せり、支那に於ける獸毛輸出の正確なる報告なきも、其額は露國行に比し甚だ大なり、例せば庫倫より張家口に向ひしものは千九百八年約十三萬「プード」にして、恰克圖に於ては三萬六千「プード」なりしと云ふ。

蒙古より露國に輸出せらるる獸毛は、途中の工場に於て洗浄せらる是れは動物傳染病侵入豫防と國境税關所に於ける露國衛生檢査の要求する所にして、他の一目的は是により汚穢なる獸毛を清浄すると同時に、重量に於て約三十五乃至四十%の大輕減を行ひ、運送上の經濟を計るにあり、洗浄方法は大略次の裝置にて行はれ、即ち洗水を溝渠に導き水堰により、長さ六乃至八「アルシン」の鐵製樋に送るが如くす。

樋の兩側には三四名の職工を排置し、獸毛を水中に送流しつつ小竿を以て分類せしむ、通過したる獸毛は度々是れを洗浄し、後水分を脱出し空中に約一晝夜間乾燥せしむ。

獸毛は洗浄せられ一「プード」中約二十五「フント」の清浄なるものを得、羊毛は普通三十「フント」以上を得洗浄職工は蒙古人なるも、善良なる者を得るは困難なり。

洗浄中最も困難なるは樋中にある獸毛を、小竿にて分類する事なり、賃金は一日六十哥以上時として、一留より一留二十哥を仕拂ふ、一般賃金は時期及び地方により一定せず、庫倫、科布多に於ては賃金比較的高くして、八十哥乃至九十哥なり、烏里雅蘇臺にありては七十乃至八十哥なり、少年及婦女賃金は一日十五哥乃至三十哥なり、秋深く寒氣凜烈となれば勞働非常に困難にして、賃金は二十乃至三十哥増給せらる、庫倫にありて現金賃金は支那及び露西亞銀にて支給せらる。

蒙古人の勞働力は大ならず、一日一樋六七人にて五十「プード」を洗浄し、約三十「プード」の清浄物を得るに過ぎず。

洗浄、分類、荷造等の出費額次表の如し。

烏里雅蘇臺	勞働者賃金其他合計	七留七十哥
庫倫	同	八留九十哥

而して一日六人の職工六十「プード」を洗浄することとして、一「プード」中二十五「フント」清浄物を得る時は、追加として三十五哥を支出す。

以前にありては現金購買は一般に行はれし所なりしが、今日にありては信用手形の形式により、時として前拂をなし獸毛收納後積算をなす。

千九百十年烏里雅蘇臺地方に於ては當時市價四留乃至四留五十哥の時にありて二留乃至二留八十哥を前渡したり。

駱駝毛は羊毛に比し其量少なしコシアガチ稅關の報告によれば其輸出高次の如し。

年別	羊毛	駱駝毛
一九〇五年	一一四、八〇八（プード）	二二、六八五（プード）
一九〇六年	九一、〇〇六	二〇、一五五
一九〇七年	一一五、二三五	一八、四八三
一九〇八年	一〇〇、三六八	二一、九三六
一九〇九年	八八、五八〇	一九、五八八

駱駝毛は剪截するに非ずして、春季脫毛を拾集す、而して之を洗淨せず只塵埃を去り毛質により分類するのみ、科布多地方のものは比較的淸潔なり、是れ冬籠り中駱駝を保護するの結果なり。

千九百九年駱駝毛は一「プード」六留五十哥乃至七留五十哥を價せり。

家畜はコシアガチ、恰克圖、ザイサンスク、ウシンスク及びツンカ稅關を經由して輸出せらるゝ、其の數量次表の如し。

コシアガチ稅關を通過せるもの。

年別	有角家畜	羊
一九〇五年	一、二九八	四、三五〇
一九〇六年	四六九	四、一〇〇
一九〇七年	五〇六	五、五三〇
一九〇八年	二九五	七、九三九
一九〇九年	一、三二五	二、九三〇

ザイサンスク稅關を通過せるもの。

年別	有角家畜	綿羊
一九〇六年	三五〇	三〇、七〇〇
一九〇七年	四九七	四七、三〇五
一九〇八年	一〇三	三六、三一三
一九〇九年	二、六八六	四〇、五三三

ウシンスク稅關を通過せるもの。

年別	有角家畜	綿羊
一九〇七年	五、〇二二	一、九〇七
一九〇八年	二、五八八	二、三二六
一九〇九年	七、四二〇	四、七〇九

千九百八年恰克圖稅關を經て二萬一千百七十六頭の有角家畜及び六萬一千百七十六頭の羊及山羊通過しツンカを經たるものは千九百五年に一萬七千三百九十頭の有角家畜五萬四千十一頭の羊千九百六年に大有角家畜一萬六千六百二十四頭、小家畜四萬四千七百二十六頭なり。

露國々境に於て家畜は檢疫所に抑留せらる、卽ち小群は五六日間大群は二十一日間なり然れども時として二三ヶ月に渡ること稀ならず、此際家畜保險料として牡牛は一留十哥牝牛六十哥羊は三哥仔牛一哥を徵收せらる。

家畜の全部は此の檢疫所を通過せずして密賣せらるゝもの其の數甚大なり、此くの如く檢疫所は惡疫流行豫防の目

的を達せざるに係らず、時として一ヶ月以上の抑留を敢てし、飼料にさへ困難を感ずることあり、今日の狀態にありては凡ての要求に滿足を與ふるは全然不可能事なりとす。牡牛は六乃至八歲迄のもの三十乃至四十留にして、中には五十乃至六十留のものあり、其の重量は十乃至十五「プード」にして、其の價は三乃至五留內臟は一留乃至一留二十五哥を價す。

綿羊の價は恰克圖庫倫市場にありて、四乃至六留にして、烏里雅蘇臺及び科布多に於ては三乃至四留なりと云ふ。

支那行綿羊集合地點はチャハリー地方にしてルンシャン及びフヰンチエン市是れなり、而して後天津に輸送せれる、其數年額五十萬頭を下らず、羊毛は蒙古人羊毛剪截後冬季用羊肉貯藏時期に賣買せらる、一枚の價三十五乃至四十哥を普通として長毛のものにありては五十乃至七十哥なりとす、國境にありては惡疫豫防として羊皮を昇汞混和液中に浸す、此の事たるや皮質を損する大なると共に費用一枚十哥とす。

千九百九年恰克圖コシアガチ、ザイサンスク及びウッシンスク稅關を經て輸出せられたる羊皮は、五萬七千九十七「プード」に及びたり。

地名＼年別	一九〇九	一九〇八	一九〇七	一九〇六
	「プード」	「プード」	「プード」	「プード」
恰克圖	三三、六二六	二三、六八一	一三、一二〇	三、〇六五
コシアガチ	三、四五八	一、〇六一	三〇六	三六三
ザイサンスク	二〇、〇一三	二三、三三一	二〇、五一四	一三、三四六
ウシンスク	—	—	七一七	七四四

羊皮は其大部分支那商人により天津を經て、英、米市場に輸出せらる、而して天津到着前旣に俵包せられ、一包中に百乃至四百枚を入る、平均重量短きもの百枚七「プード」にして、長きものは約十一「プード」の價は十乃至十六留なり。

又千九百九年天津に於ける淸淨及び俵裝費用は、五十五哥乃至一留七十五哥なりしと云ふ。

蒙古家畜肉は大部分西比利市場に輸出せらる、日露戰爭當時露軍に新鮮なる肉を供給したる量決して些少にあらず、若し貯藏及輸送に冷藏方法を施し得る時は、英國市場にありて濠洲及亞米利加肉と競爭すること難からざるべし、例令ば倫敦にありて濠洲羊肉は一「プード」五留二十五哥にして、亞米利加肉は稍々之れより高くスコットランド肉は實に十留を價す、之に反しビィスクに於ては其の價二留五十哥に過ぎざるなり。

獸皮

最近年間にありて露國其他外國特に獨逸は、蒙古毛皮に着目し、爲めに銃獵業者に大なる影響を與ふるに至れり、而して現今に於ては蒙古輸出物產中樞要なる地位を占む。

次表は最近四ヶ年間に於ける所のものなり（「プード」を以て示す）。

通過稅關＼年別	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九
コシアガチ	五、八九九	九、九三七	一三、一七二	八、六二九
恰克圖	八、三四一	四、三二四	一〇、八九〇	二四、七九一

ウシンヌク	四〇三	—	四五〇	四〇七
ザイサンスク	三三	三三	五九	三三
合計	一四、六七四	一三、四九三	二四、一六六	三七、四七〇

右の内恰克圖稅關を通過せしものを類別すれば左の如し（「プード」を以て示す）。

種別＼年別	一九〇六	一九〇七	一九〇八
海狸	二五	一四	—
浣熊	八、二七六	四、一四五	六八七
熊	九	—	—
狐	三一	—	五一三
貂	—	—	—
木鼠	—	六五	五二
其他	—	—	九、六二五

此の他恰克圖に於ける露國商人の報告による千九百九年同地稅關經由輸出せられたる毛皮は、其價格百八十八萬二千五百五十七留にして、其の内木鼠皮は百八十五萬三千七百六十七枚にして百三十五萬三千五百九十六留狐は一萬五千十七枚にして其の價九萬九千二百八十九留なりと云ふ。

コシアガチ稅關經由のものに關しては、稍々詳細なり即ち左の如し。

種別＼年別	一九〇六「プード」	一九〇六（價）	一九〇七「プード」	一九〇七（價）	一九〇八「プード」	一九〇八（價）	一九〇九「プード」	一九〇九（價）
山撥鼠	四六、六七七	二〇八、四四四	九、一八一	三九七、四四六	八、四五一	三六八、三九六	八、三三六	四四九、四六九
黒貂	八	八〇〇	二五	五、三〇〇	二四	四、一三一	一六	四、七三一
浣熊	四八	—	—	—	—	—	—	—
臭猫	三五	一、六五五	三九	—	二六一	—	—	—
木鼠	—	—	一	—	—	—	九	一、二〇三
熊	—	一五	五七	三、七八一	四一	二、六〇九	二八	七、一三九
猨	—	—	—	—	—	—	三三	九二四
山猫	—	—	—	—	—	—	三一	七四三
海狸	四	—	五	—	二	—	—	—
狸	三	三〇五	三	三六八	—	—	—	—
狐	五	—	二	—	—	—	—	—

毛皮中最も多きは山撥鼠皮なり、而して近年凡て野獸は減少せり、例へば千八百九十二年にありては山鼠皮は六千三百三十五「プード」、千八百九十三年には七千二十七「プード」、千九百一年には一萬七千二十七「プード」なりしが、其後千九百九年には八千「プード」となれり、而して價格は千八百九十二年一枚五六哥なりしもの、千九百九年には六十五哥となり、蒙古に於ける重要毛皮はライプチヒ商人ビナルマン及びグトベッアリに依り、首として取扱はるるなり。

市場にありて秋冬季のもの其の質善良にして、春季のものに比し其價高し。

山撥鼠は其色により價を異にし黒色のもの最高價なり又購買の如何及び方法により價格に非常なる差異あり輸出毛皮に關し庫倫經由のもの次の如し。

一九〇八年庫倫輸出表

種別＼輸出元	張家口	恰克圖
山撥鼠	五〇〇、〇〇〇枚	一、五五六、五〇〇枚
木鼠	一四〇〇、〇〇〇	一六二、七四〇
猨	一三〇、〇〇〇	一、三二四
狐（一種）	一五〇、〇〇〇	一五、四五六
狐（二種）	八〇、〇〇〇	—
山猫	三、五〇〇	四七九
「ホリコウ」（一種の猫）	—	一、三一三
黒	二〇〇	四〇七
山猫の一種	五〇、〇〇〇	—

湖南省の米支合辦醫業

米國エール大學派の傳道部が、湖南長沙に宗教事業に着手せしは、十數年前の昔に屬し、長沙城內西牌樓にエール大學預科として學校を開き、當初は微々として貧民子弟の入學するに過ぎざりしが學校と相對して、同處に慈善病院を開きたり、其屋舍其他の設備も當時は不完全なるものにして、僅かに貧病者に施療する止まり、一般支那紳士間にて一顧する者なく、七八年前參觀したる者は、多くの注意をなさざりしが、校長ゲージ氏院長ヒユム氏は矻々努力し、步一步漸進して衛生思想を支那官憲に向つて開導し、敎育の策進を謀り、粒々苦辛を以て機に乘じて之が擴張を企て、幾度か支那官憲に向つて合資合辦を運動し、幾回か妨害に遇ひては中止し、幾回か機會を擄へて再發し、根氣よく執着く強く擴張を企て、六七年前に於て長沙北門外に數萬方の敷地を購入し居りしが、遂に徐々に親米派を養成し網羅しつゝ、民國二年に於て素望を達し、支那側の湖南育群學會なる進步思想の一派と合同して、湘雅醫學會を組織し、病院合辦の端緒をなし、一方には赤十字社病院に全力を注ぎて、湘雅醫院と赤十字病院とは異體同心のものとなし、遂に別項に記載せる如き、米支合辦の病院と、醫學專門學校を完成したり、支那政府側よりは湖南の阿片禁止の犯罪者の罰金を合資に充つることとし、現在は支那側の支出は一年五萬元に過ぎざるも、家屋は湖南政府より貸し下げ居れり、目下湖南財政必迫の際なれば急進せざるも、今後幾年の後に於て支那を導きて出資を增加せしむるは、必定にして過去の手腕に視て明々白々たり。

北門の敷地に於て數年間從事せし雅禮大學校は、昨夏竣工して巍々たる莊觀を呈し、敎育に從事し病院も醫學校も新築中なれば、早晚新建築物に移轉すべく、此の如くして寸を得て寸を進み尺を得て尺を進み、遂に雅禮大學も米支合辦とし、湖南敎育界に覇たらんとするは豫言するに難からざるなり。

長沙米支合辦湘雅醫學校民國五年度報告書

董事及幹事姓名

一、董事部湖南育羣會米國雅禮教會より各十名を舉ぐ左の如し

章克恭　胡元倓　聶其焜　廖名縉　彭國鈞　陳仲揚
朱廷利　張樹勳　顏福慶米國エール大學醫科卒業　張福良

Brownel Gage,　William J. Hail
Edwin D. Harvery, Edward H. Hume, Dr.
Dickson H. Leavens, J. R. B. Branch,
Douglas T. Davison, R. W. Powell,
H. I. Dunkam,

二、幹事部

聶其焜　章克恭　遠福慶　張樹勳

Brownell Gage,　Edward H. Hume,
William J. Hail

三、米國雅禮(エール)會幹事部

F. Wells Williams (Chairman) Harlan P. Beach,
George Blunmer,　Lester P. Breekenridge,
James C. Greenway,　Edward B. Reed,
Anson Phelps Stokes,　Samuel Thorne, Dr.
Hardd Vreeland,　Williston Walker,
Arthur C. Williams.

四、米國雅禮會醫學部

William H. Welch　Therodore C. Janeway,
Walter B. James,　Richard P. Strong,
Samuel W. Lambert,　Fred. T. Murphy,
Harvey Cushing,　George Blumer.

教職員姓名

教科及職務	姓名	原籍	學歴
校長兼衛生學教授教務主任	顏福慶	江蘇	米國エール大學英國利物浦大學醫學博士
教物學	Edward H. Hume	米國	米國エール大學醫學博士
生物科	張福良	江蘇	米國エール大學林學士
化學	徐善祥	江蘇	同　理學士
物理學	R. W. Powell	米國	同　エール大學理學士
獨逸語	E. D. Harvey.	米國	同　エール大學文學士
國文	曹典球	長沙	湖南工業專門學校長
國文倫理	熊毓湘	長沙	明德學堂師範科卒業
藥物學化學	朱神廣	廣東	米國コロンビヤ大學藥學士
衛生、教育	R. B. Rranch.	米國	米國ホプキン大學醫學士
數學	潘備紳	江蘇	上海約翰大學文學士
英文	趙本善	江蘇	同　同
齋務主任兼英文	趙鴻鈞	同	上海南洋公學廣方言館卒業
圖書	朱翼謀	同	上海圖書專修科卒業
體育	N. Kiäer.	那威	工學士長沙青年會幹事
監學	胡榮琦	湖南	湖南高等師範卒業
會計	田錫疇	長沙	

緣起と主旨

本校は民國二年即千九百十三年に組織し、米國エール（雅禮）會と湖南育羣學會と訂約合組し、各董事十名宛を擧げ、湘雅醫學會と稱し、民國三年夏双方調印中央に申請し、國務院及內務教育財政部の認可を得、並に米國雅禮學會董事部の議決通過を經たり、其訂約の主旨左の如し。

湖南育群學會は疾病診療、醫學の發達、病源の研究の主意よりして、雅禮會と契約を訂立せるもの左の如し。

第一欵　双方組合辦理各項事宜

一、長沙に於て病院を設立し疾病を診治し、並に分院を諸處に設けて院內診察に便にす。

二、醫學校を設立し教育部の規定に照らして課程を訂立し、並に隨時教育部の成績考査を請ふを得。

三、男女看護講習科並に產科を設立す。

四、試驗所を設立して病源を研究す。

本校第一班豫科は民國四年十二月八日に開學せり。

本校の經費及建築費は合約を訂明し、双方より擔任す、醫學專門教授醫院の醫士及看護講習科長は、米國雅禮會董事部の選擧によりて就任し愼重を昭にす。

本校は教育部の規定に照らし、又米國大學醫科の辦理を參照し、米國雅禮會の認定によりて、長沙雅禮大學醫學本科となし、米國該大學本科と同等となす。

湘雅醫院は湘雅醫學會が前雅禮醫院を接收して組織を改變して、本校臨床實習の用となし、本校醫學教育は醫院を兼務するを得、醫院と醫學校とは密切の關係あるを以てなり。

本校は醫學各科の人才を養成するを主旨とし、診察、臨牀、試驗室の實習に重きを置き、國文科の外は各科とも英語を用ひて教授す。

本校は秋季に始業す共に四班とす。

一、本科第一年級は他の專門學校豫科卒業者或本科修業者にして理化、生物、の實習成績優良なる者は、本校の試驗を經て本科に入學するを得。

二、豫科は一年卒業とし專物理、化學、生物學の實驗に重を置く、中學卒業者にして英文に優れ理化生物の實習成蹟佳良なる者は入學するを得。

三、補習科第二年級は英文、理化、生物學に重きを置く、中學卒業者或は同等の學力ある者は入學するを得。

四、補習科第一年級は中學二年程度の者は入學するを得、國文英文化學數學に重きを置く。

本科は教育部令に照らし四年卒業とす、本校は歐米の學制に照らし四箇年後に研究科一年を加へ、試驗に合格せる者に醫學博士の學位證書を與ふ、並に新政府に向つて速に醫士開業條例の發布を希望す、凡そ醫學卒業者は公認醫院に於て實習一年の後に非れば、開業免狀を給與せざるに至らば醫界前途の大幸なり。

校舍及醫院の建築

本校は已に長沙北門外に三千方の敷地を購定し、校舍建

築の用となす未だ新校建成せざるを以て、湖南政府より草潮門朝宗街に於て家屋を貸し渡され、二百餘室を有せり、暫時醫學校と醫院各半分を使用す、講室寢室の外解剖、生物、化學、物理の實驗所及圖書室等あり、新校舍建設は政府の認可を經て立案中なり。

　醫院敷地は本校と相接し新醫院は建築に從事す、民國六年竣工の豫定なり、其建築の精良規模の宏大設備の周到なるは、全國中最新式最完全の醫院の一たらん。

臨牀實習の便利

　湘雅醫院の新築落成せざる間は現設城內の醫院に於て、患者を收容する六十五名に至るを得、現在婦人患者は該院に收容して看護婦講習科を附屬し、男子患者は湖南赤十字病院に收容す其數八十名を容るを得、看護夫講習科を之に附屬す、湘雅醫院と赤十字病院を並せて一日院內診察人數約二百名あり、之を以て本校生徒の臨牀實習に資するに足れり。

　新醫院落成後は最新式の男女病室を設備し、百二十人を收容し得べし、更らに肺病院を新設すべく、已に北門外に於て建築に從事し、五十人を容る豫定なり、本校生徒の實習には極めて便利にして、綽々として餘裕あり。

入學資格

一、補習科

（甲）中學三年程度修業者は補習科第一年級に入るを得。

（乙）中學卒業者或之と同等の學力ある者は補習第二年に入るを得。

入學試驗は專ら國文、英文の兩科に重きを置き、各科は英文を以て教授す、國文は醫士に必要なるを以て入學の時に重注す。

　入學試驗科目左の如し

國文、作文一篇最少限三百字文理は淸順を要す、中學程度に照らす。

英文、作文一篇最少限三百字書取、文法、讀書、口頭試問。

數學、算術、代數二次方程式、平面幾何。（答解は中國文を用ふるも可なり成るべく英文を以て答解するを佳とす）

補習第二年級の入學試驗を受る者は、普通物理、化學の試驗を受くべし、理化學を習修せざる者は一年級に入るべし。

二、豫　科

豫科に入學する者は中學卒業或之と同等の力あり、且生物、理化、英文の學修あり、英語の講義を聽解し得る者は合格とす、補習科を經ずして豫科に入らんとするには入學試驗を受くべし、其科目は生物、物理、化學、國文、英文、數學。

　但入學試驗の時科目中一科のみ合格せざる者は、條件附にて入學せしめ學年試驗の成績によりて豫科卒業證書を與ふ。

三、本科第一年級

左の三種の資格の一を有するものは本科第一年級に入るを得。

(甲)本校の豫科卒業の證書を有する者。

(乙)中學卒業並に高等專門學校の一年以上を修了し理化、生物の實習成績優良なる者にして、英語の講義を聽取するの力ありて、在學校長の成績證明ある者。

(丙)本校の試驗に合格し確かに本校豫科卒業者と成績同等なる者。

凡甲乙二種の資格ある者は無試驗にて本科に入學するを得、丙種の資格ありて入學試驗の際一科目のみ不合格あるは條件附入學を許し、學年試驗の成績により昇級するを得。凡本校の入學試驗を受くる者は、卒業證書或は前在學當時の學業操行の成績證明書を呈出すべし。

入學志願書は詳細に明記し本校校長宛に差出すべし。

學科程度

一、豫科及補習科

毎學年を分つて兩學期となす、一學期は約四個月半とす、本校の補習科は重もに英文を基礎とし、他校の及ばざる所を補ふ、第一年級に於て理化學の初步を授け、第二年級に於て漸く深に入りて實習を重んじ、毎週生物、化學の實習を八時間とす、並顯微鏡應用及圖書を加へ生物學及解剖學は顯微鏡に見たる所を圖書せしむ、數學は英文を用ひて教授す。

二、本科第一年級

教育令に依り本科は四年を卒業期限とするも、本校は歐米の學制に參酌して四年修業後更らに研究科一年を加へ、共五年を以て卒業とす、第一年級には解剖科を設く教育部令に死體解剖條例の發布あり、湖南は邊鄙の地なるも人民は解剖の醫學に必要なるを深知す、有機化學及定量分析化學は本年內に教授し、他日臨牀試驗の基礎を固ふす、生理衞生の科目は專ら醫學に直接關係ある要點に重注す。

本科第二、三、四、五年級の學科程度は今後毎年報告書中に詳載すべし、本校は獨逸文を課するもの三年間とす、英文の學力根蔕ありて他の科程に妨害なきを限度とす、本科生は獨逸文を讀み作るを得。

本校の英文は補習科及豫科に於て特別に重注し、學生にして英文の成績不良なる者は退學せしむるか、又は他の中文を用ふる醫學校に轉學せしむ。

各學科教授の大意

一、體學　各支部の順序を本科第一、二年級に教授す豫科に於て授くる所の生物學と密切の關係あり、本校は光線の充足と器械の充備せる實習室を設けて、胚學、組織學、比較動物學の教授をなす、學生は顯微鏡及解剖器等に不足なし、全體解剖は解剖室四間あり、毎室解剖臺一坐と學生四人を容れて同時に解剖をなすを得。

本科第一年級

(甲)胚學、講解及實習、人體發育の大意と人及動物胚胞の顯微鏡實習を練習し、雛豚胚層の發育に重注し二學

期毎週六時間を課す。
(乙)組織學、講解及實習、顯微鏡を用ひ解剖、局部組織の大意を練習す、組織學技術を二學期毎週九時間を課す。
(丙)全體解剖、講義、指示、説明、解剖、窺察等各學生に人體構造研究の材料を給す、人體構造の關係は內外科に於て尤も重注す、本學年は第二學期始業毎週六時を課し第二學年に於ても繼續敎授すべし。
二、生物學、生物學各支部の順序を補習科第一年級第二學期に始授し、繼續して本科第一年級第一學期に至る。
(甲)植物學、大要及原理、補習科第一年級第二學期は毎週二時間。
(乙)植物學、初步講解及實習、補習科第二年級第一學期に毎週六時間。
(丙)植物學、詳解講演及實習は植物の構造及機能に重注す、豫科第一學期に毎週八時間。
(丁)動物學、初步講解及實習、補習科第二年級第二學期に毎週六時間。
(戊)動物學、詳解講演及實習、動物の構造及機能其生活の歷史に重注す豫科第二學期に毎週八時間。
(巳)比較動物學、講解實習及魚犬の解剖、本科第一年級第一學期に毎週六時間。
三、化學、化學各支部の順序を敎授し、學生をして根蔕を堅深ならしめ、藥物學、治療法、醫化學の硏精に準備す。
(甲)初步化學、敎授及指示、初學者をして明瞭ならしむるを主とす、補習科第一年級二學期毎週二時間。
(乙)普通化學、講解及實習は各個の實驗に重注す、補習科第二年級二學期毎週六時間。
(丙)定性分析化學、講解實習、豫科二學期毎週六時間。
(丁)定量分析化學、講解、實習重量と容量の分析に重注し、學生をして臨牀實驗の豫備をなさしむ、本科第一年第一學期に毎週六時間。
(戊)有機化學、講解、實習、炭素化合に重注す本科第一年級第二學期に毎週六時間。
四、物理學
(甲)普通物理、講解、實習、補習科第二年級に毎週三時間。
(乙)高深物理、講解、實習、定量及量度に重注す預科二學期に毎週六時間。
五、數學
(甲)算術、英文を以て敎授し國文を以て習得せる者に英文の術語を熟知せしむ、補習科第一年第一學期に毎週三時間。
(乙)代數、英文術語を以て敎授す二次方程式より二項定式の理に至る、補習科第一年級第二學期及第二年級第一學期に毎週三時間。
(丙)幾何、定理に重注す補習科第二年級第二學期に毎週三時間。
(丁)三角、對數表の應用と函數に重注す預科二學期に毎週三時間。

入學心得

一、志願

入學志願者は卒業證書或は修業證書に四寸型の寫眞を添へて志願書を差出し、證金二元を納附すべし、此金員は合格者は學費に加算し、不合格者には返還す、既に志願して受驗せず或は受驗合格して入學せず、或は代人をして受驗したるを發見したる者には、證金を返還せず。
入學せる者は志願書を差出し、確實なる保證人を選み本校の認可を經て保證書を差出すべし。

二、學費

(甲)補習科及預科、本科の學生は概ね校內に寄宿すべし、補習科及預科の寄宿費食料等一學年六十元とし、兩回に分ち每學期開學前に納附すべし、書籍、衣服、用品は自辨とす。

(乙)本科、本校預科より入りたる者は一學年五十元、他校より轉入せる者は一學年六十元とす、書籍、用品、衣服は自辨とす。

三、顯微鏡

補習科、預科生徒の使用せる顯微鏡は用費を取らず、本科生は自己の顯微鏡を所有するか、或は本校より借受くる者は一年五元の借料を納むべし。

四、學費免除

本校は暫く優待生の學費免除する員數を二名と定め、預科及本科生に限る、凡そ學業操行の成績九十點以上の者は學費を免除し、每學年に三十六元の食費を給與して獎勵す學生にして家計困難なる者は確實の保證により、校長は其才能を量りて職務を授け學費を補はしむ。

五、圖書室

本校及醫院の圖書室は、醫學書籍千種と雜誌類三十種を備へて、生徒の借閲及參觀に供す、別に章程を定む並に雅禮大學圖書室閲覽の權利あり。

六、醫藥

每年身體檢查一回と定む、學生にして疾病の際は學校より給藥し藥價を取らず、每日診察を受くる者は規定の時間に依るべし。

七、學生の自動力

本校學生部は校內青年會を設けて德育、智育、體育の三部に分てり、德育部は中文英文の聖書研究社會、服務、義務に關するものを實修す、智育部は英文學會、辯論會を設く、體育部はベースボール、ローンテニス及童子軍等順次に成立せり、別に俱樂部、音樂部、傳道部等あり、夏期は代表者を派して夏令會に赴き並に長沙青年會體育部幹事 Kiae 氏體育訓練を擔任し本年も仍繼續授業す、宗教の信仰は各自の自由にして、强迫を爲さざるは湘雅會の契約に明載せり。

八、附則

本校は別に詳細の學則あり、印刷を了りたる上にて希望者に分つべし。

米支合辦湘雅醫學專門校民國六年一月より六月三十日迄豫算表

支出

項目		金額
（一）辦事費		四、四〇〇、〇〇元
（二）教科費		
（イ）校費		九、三七〇、〇〇
（ロ）看護講習科	男二、四六七、〇〇 女一、六三三、〇〇	四、一〇〇、〇〇
（三）病院費		一二、九〇〇、〇〇
（四）家屋費		一、八〇〇、〇〇
支出總計		三二、五七〇、〇〇

收入

項目	金額
（一）醫學校	
生徒食費	一、二〇〇、〇〇元
書籍費	二〇〇、〇〇
制服費	一五〇、〇〇
計	一、五五〇、〇〇
（二）病院	
契約診察(Contracts)	一、一〇〇、〇〇
診察料	二、一九〇、〇〇
印刷機	三〇、〇〇
藥局收入	二、三五〇、〇〇
寄附金	一〇〇、〇〇
雜捐	二五〇、〇〇
計	六、〇二〇、〇〇
（三）家賃收入	一五〇、〇〇
右收入總計	七、七二〇、〇〇

六年一月一日より六月三十日に至る病院收入豫算

項目		金額
一、契約診察		一、一〇〇、〇〇元
二、謝金		
院內診察料	毎月	五〇、〇〇
入院料		一〇〇、〇〇
保險料		一〇、〇〇
試驗料		一〇、〇〇
看護料		一〇、〇〇
產婦費		五〇、〇〇
特別內診料		二〇、〇〇
施術料		二五、〇〇
往診料		四〇、〇〇
計	三一五、〇〇　×6	二、一九〇、〇〇
三、印刷		三〇、〇〇
四、賣出		
藥價		一、五〇〇、〇〇
瓶		五〇、〇〇
牛乳		五〇、〇〇
處方		六〇〇、〇〇

項目	金額
雜項	一五〇、〇〇
計	二、三五〇、〇〇
五、寄附金	一〇〇、〇〇
六、雜捐	二五〇、〇〇
收入總計 墨其哥弗	六、〇二〇、〇〇

醫學校民國六年一月より六月三十日迄經費豫算

項目	金額
(一) 聯合辦事費	
一、月俸	
書記	七二〇、〇〇
收支係	二一〇、〇〇
帳簿係	六〇〇、〇〇
速記係	四五〇、〇〇
工役賃	二七〇、〇〇
計	一、二五〇、〇〇
二、事務室費	
タイプライター	二五〇、〇〇
器具	一〇〇、〇〇
文具	四〇〇、〇〇
電報電話	二五、〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇
三、廣告、報告書	三〇〇、〇〇
四、雜費	
轎夫賃	二五〇、〇〇
家賃	三〇、〇〇
應酬費	一〇〇、〇〇
旅費(出張)	二〇〇、〇〇
計	八五〇、〇〇
右合計	四、四〇〇、〇〇
(二) 教科	
一、醫學校、教科及器械	
解剖學 教師俸	三六〇、〇〇
器械費	一、〇〇〇、〇〇
生物學 教師	六〇、〇〇
器械	三五〇、〇〇
化學 教師	三〇〇、〇〇
材料及器械	一八、〇〇
組織學 教師	三六〇、〇〇
解剖人	六〇、〇〇
藥物學 教師	一八〇、〇〇
器械	七〇、〇〇
物理學 助手	六〇、〇〇
器械	一〇〇、〇〇
支那人 教師	三六〇、〇〇
圖書 教師	七五、〇〇
英語 教師	四八〇、〇〇
數學 教師	三六〇、〇〇
計	七、〇五五、〇〇
二、書籍費	五〇〇、〇〇

圖書室費	四〇〇、〇〇
炊事費	二五、〇〇
洗濯費	七五、〇〇
賄方	一、〇六〇、〇〇
制服類	二〇〇、〇〇
賞與	五五、〇〇
計	二、三一五、〇〇
右合計	九、三七〇、〇〇

(三) 看護學校

A、男子部教師及附屬員

助手	三〇六、〇〇
支那人教師	九〇、〇〇
會計員	三六、〇〇
附屬品	二五〇、〇〇
計	六八二、〇〇

B、給與費

書籍費	一〇〇、〇〇
洗濯費	六〇、〇〇
看護婦手當	三六〇、〇〇
制服	一二五、〇〇
看護夫寄宿費	六三六、〇〇
使用人賃錢	五四、〇〇
薪、炭、油	一五〇、〇〇
修繕費	五〇、〇〇
臨時費	二五〇、〇〇
計	一、七八五、〇〇
右合計	二、四六七、〇〇

C、女子部

教師、附屬員

助手	九〇、〇〇
支那人教師	六〇、〇〇
解剖標品	一〇〇、〇〇
計	二五〇、〇〇

E、給與費

書籍及印刷費	一〇〇、〇〇
洗濯費	六〇、〇〇
看護婦手當	三〇〇、〇〇
制服類	一五〇、〇〇
賄方	四八〇、〇〇
使用人賃錢	三七、〇〇
臨時費	三六六、〇〇
計	一、三八三、〇〇
右合計	一、六三三、〇〇

病院 六年一月より六月迄 豫算

A、費診費

一、俸給、內勤女醫二名俸給(以下同し)	九〇〇、〇〇
外勤醫士	三〇〇、〇〇
藥局主任醫	一三〇、〇〇
藥劑師	九〇〇、〇〇

項目	金額
助手(薬剤)	九〇、〇〇
薬剤師見習	六六、〇〇
同	三〇、〇〇
同	三〇、〇〇
外科看護手	六〇〇、〇〇
卒業看護婦三名	二七〇、〇〇
薬局管理人	三〇、〇〇
消防夫	六〇、〇〇
婢　二名	五四、〇〇
計	三、四五〇、〇〇
二、内外科備品	
新設備品 X光線等	二、四二〇、〇〇
外科備品	一、〇〇〇、〇〇
番人用品	五〇〇、〇〇
薬剤	一、五〇〇、〇〇
牛乳	一五〇、〇〇
計	五五七〇、〇〇
三、薬局	
備品	一〇〇、〇〇
カード類	一〇〇、〇〇
計	二〇〇、〇〇
四、雑項	二〇〇、〇〇
右合計	九、四二〇、〇〇
B、各部用費	
一、家番	
賃銭	一五〇、〇〇
用具	一〇〇、〇〇
計	二五〇、〇〇
二、炊事房	
炊夫給料	一二〇、〇〇
用品	五〇、〇〇
計	一八〇、〇〇
三、試験室	
助手四名俸給	一五〇、〇〇
器械	一七〇、〇〇
計	三二〇、〇〇
四、洗濯費	
賃銭	一八〇、〇〇
用具	二〇、〇〇
計	二〇〇、〇〇
五、看護用費	
卒業看護婦夫制服	五〇、〇〇
六、薬品	一、五〇〇、〇〇
七、印刷所	
印刷工給錄	六〇、〇〇
附屬用品	三〇、〇〇
計	九〇、〇〇
八、賄方	
病人及辦事人食費	九〇〇、〇〇
右合計	三、四九〇、〇〇

C、家屋費

一、燈、學校病院、看護講習所	四二〇、〇〇
二、薪、炭、油	五八〇、〇〇
三、火災保險料	三〇〇、〇〇
四、修理費	三〇〇、〇〇
五、雜費	二〇〇、〇〇
右合計	一、八〇〇、〇〇

（以上）

贈交換書目錄

自大正五年十二月二十六日
至大正六年一月十一日

日本及日本人
東方時論
特許發明明細書
實用新案公報
商標公報
特許公報
通商公報
公聞報
上海
外事業報
京都法學會雜誌
大陸
東洋經濟新報
附錄「物價十五年」
經濟資料
商工
國家學會雜誌
外交
圖書月報
國民經濟雜誌
紡織界
地學雜誌
內外商工時報
滿蒙農報
月報
貿易通報
月報
月報
月報
ヘラルド、オブ、アジア
三田評論
朝鮮及滿洲
水産界
臺灣商工月報
學鐙
會報
週報

神田政教社
牛込其社
丸ノ內特許局
丸ノ內特許局
丸ノ內特許局
丸ノ內特許局
外務省通商局
天津大實報館
上海春中花
外務省政務局
大連大陸社
牛込其社
牛込其社
東亞經濟調查局
京橋其社
麴町其社
東京書籍組合事務所
實文館
大阪工業教育會
中國其會
農商務省商品陳列館
宇都宮商業會議所
名古屋商業會議所
大阪商業會議所
木浦商業會議所
大日本紡績聯合會
長春貿易協會
麴町ヘラルド社
三田其社
京城其社
大日本水産會
臺灣總督府
丸善株式會社
月印協會
上海日本人實業協會

新年號
新年號
五〇號、五一號
大正六年一號
三九四號、三九五號
三七八號
三二一號、三二二號
三七九號、三八〇號
四九號、五〇號
二〇三號、二〇四號
十二號
十二卷、一號
新年號
七六五號
三卷一號
新年號
十一卷一號
三卷三號
十四卷十五號
二十二卷一號
八卷十一號
七年十一期
一月號
二卷一號
一五九號
一一六號、一一七號
十二月
八七號
二九二號
第五號
十五號
一月號
一月號
四一二號
九二號、
二十一卷一號
十八號
二五〇號

雜錄

數字上に現はれたる支部財政の狀況（二）

第三章　賦稅改革に關する事項

第一節　田賦

田賦は前清時代に於ても國家收入の大宗たり、然るに改革の初めに於て舊制を變更したるが爲め收入驟かに減じたり、然れども其の後漸次恢復し、地丁は改めて銀元を徵收し、糧石は改めて折色し、各省も換算剩餘及手數料等の私囊に歸せしものを公收入となしたるを以て全國田賦の總額は前に比較すれば甚だしき增加を示せり。

最近各省よりの報告に依れば四年一月より六月に至る各省總收入は四川、吉林、奉天、熱河、歸綏、川邊等の六ヶ處の報告なきものを除き四千萬元に達せんとす。

而して五年度豫算に於ては田賦經常收入九千五百九十七萬二千八百十八元にして臨時收入は百五十八萬零六百九十五元、合計一億二千四十三萬七千一百九十一元を計上せり。

今左に元二年より現今に至る間に於ける財政部の田賦整理に關し既に實行せしもの及現在實行の端緒を得たるものに就て略述する所あらんとす。

（一）　地丁を改め銀元を徵收する事

前清時代に於ける田賦徵收制度は凌亂無章、弊竇百出せり、是れ銀を徵し、錢を徵せしを以て輾轉打合したる事、實

に舞弊の淵藪たりしなり。

改命後は幣制を劃一し以て徴收方法を改良せんとするの見地より已に元年に於て各省一般に通令し丁課を完納するには皆銀元を以て計算すべきを命じたり、而して幣制未だ頒布せられざる間は總て銀兩を銀元に換算するの方法を定め、別に財政部に於て之れに關する條例を酌定し施行せり。

其の後各省よりの報告を見るに或は錢を以て徴收本位となすものあり、又銀錢兩種を混用せるものあり、或は現今徴收方法を改變せんとせるものあり、亦舊來の方法に依りて徴收し、未だ改良せざるものあり、然れども財政部令に按照して銀元を徴收するに改まれるもの大多數を占む、是れ地丁を改めて銀元を徴收せる情形の大體なり。

（二）漕糧米豆草を改め實價を徴收す

前清朝の漕糧徴收の舊制は、或は銀を以てし或は米を以てしたる以て錯雜紛紜し尙折收減收等參差變亂を極めたり、清末に至つては銀の價昂騰し、錢（制錢）低下し、爲めに換算損失甚だしきものあり、改革以來各省の收租、漕米等は漸次改良方法講せられ、江蘇、浙江兩省首めに改徴折色を爲し、全國田賦整理幣制劃一の動機を作れり、次ぎて各省よりの報告に據るに先後該兩省の方法を摸倣したるも多數を占めたり、即ち特別の事情ありて銀納を採用せざりし河南甘肅等は別に財政部より飭令して一律に之れが採用を命ぜり。

且つ漕糧の改折と地丁の改徴より後に於ける各省田賦の收入は之れを前清朝の舊收入額に比すれば其の增加甚だしく啻に倍蓰するに止まらざるなり、今三年度概算所載を見るに實に左の如き結果を有す。

一、直隷省	增收	一、二〇〇、〇〇〇元
一、山東省	同	一、五〇〇、〇〇〇
三、浙江省	同	五、〇〇〇、〇〇〇餘
四、江西省 江蘇省	同	自 一、三〇〇、〇〇〇餘 至 一、七〇〇、〇〇〇餘

此他の各省と雖ども尙相當の增收あり、是れ即ち漕米改折と地丁改徴以後に於ける收入增加の概況なり。

（三）附加田賦徴收實

清朝田賦の舊制は正額以外平餘（平餘とは一言以て之を云へば正税の不足を補ふ附加税にして古來民斗は官斗より小なりしを以て穀納の際には民斗一石に對して一斗五升を加收したりしが穀納を廢して銀納となすに至つても官秤と商秤との輕重相等しからざるの理由を以て税銀一兩に付き其の一割五分を加徴し之れを平餘と叫へり）火耗（火耗も一種の田賦附加税にして田租が銀納なる場合は人民より納めたる零碎なる銀を湊め舊布政司使衙門に於て爐火に入れ鎔鑄したる後一大塊とし之れを京師に解送するを以て前後鎔鑄の際若干の損失あり、之れ即ち火耗なり、是等の損失に對しては關係官吏賠償の責に任せざるべからざるを以て徴税の際豫め其の損失を見積り之れを加徴す）串費、票錢（共に中央政府の收入となるものにあらず、各徴税衙門に於ける胥吏の手數料として私嚢に入るものなり）等の附加税あ

りしが、改革以後は各省共に徴收方法を改良し、總ての平餘、規費(手數料)は之れを免除せるか或は漸次國家の收入となすに至れり。

而して收入額は總て之れを豫算内に記入し、又別に支出の部を定めて田賦徴收費を計上せり、三年に至りては田賦收入増加の方針に基き、各省に通電して此の徴收費をば全部國庫の管理に歸せしめ、正税額以外其の百分の十以內に於て徴收費を附加せり、其の後各省よりの復命に依るに、財政部令に遵照して酌量加徴を報ずるものあり、或は別に補充方法を講ずるものあり、或は障碍の爲め之れが實行をなし能はずして舊來の如く處理せんとするものあり。

斯くの如く各省の採用する方法一致せずと雖ども然れども、既に在來の徴收をば正款內に歸入するべきを通令し、他に加徴の方法を採らしめたり、之れ附加田賦徴收費の概要なり。

(四) 各省屯田の清理

各省の屯田は戸部則例の記載する所に據れば合計七萬五千七百餘頃あり、是れ等は初め國有に屬し、後多く轉々して民有となれるものなり、前清の末葉、屯田を改めて民有となさんとするの議ありしも、今日に至るまで實行せらるゝに至らず、當時各省の處理方法は區々一定せず、或は價格を徴して執照を給し、改めて民田の科則に依り錢糧(地租)を徴收せるものあり、或は價格を徴せず、屯田科則に依り錢糧を徴收せるものあり、或は價格徴收をなさずして民田科則に依り錢糧を徴收せるものあり、故に其の負擔極めて不等にして弊害思議すべからざるものあり、是れ屯田整理の迅速に實行せざるべからざる所以なり。

改革以來各省に於ても迭々改良を商議せしも大多數は各自一片の籌議に過ぎずして未だ其の根本計劃を爲さず、然れども近來田賦整理に於て最も衛所、屯田等に注意を拂ふに至れり。

而して民國二年秋、貴州國税廳長は前清朝の給與せる屯田執照をば一律新照に改められんを請ひ、後各省にも通令し之れに倣ふて辦理せしむるに至れり。

其の後奉天省内の如き屯田なく貴州の例に倣ふ能はざるもの、甘粛の如く戸籍久しく混淆して之れが辦理をなし能はざるもの、及び湖南の如く僅に鳳凰七所あるのみして而も地瘠民貧の故に實施猶豫を願ひ出てたるもの等を除き其他江西の如きは則ち三年八月價格を納めて執照を給するの方法を酌定し且つ糧額を規定し餘租を免收したり、即ち免除せる餘税の多寡は夫れ〳〵價格上納の高下を定め八元より二元に至るものにして、已に批准を經て施行せり。

安徽の如きは則ち所屬屯田の已に價格を改めたるものをば元年上半期より民田税則に依り升科し、未だ價格上納の手續きを了せざるものは三年上半期より民田税則に依り升科し、其の價格の拂込みを免せり、税契は升科簡章を酌定し三年六月より批准を經たり。

江蘇の如きは則ち前の國税廳張處長の陳條せる整理方法に據り尙繼續し上則(上田)毎畝三兩、中則二兩、下則一兩を改め三元、二元、一元として其の納税限令を免せり、而

して各縣知事は期に依り督催徵收して執照を給し其の田を管理せしめ、租稅は隣田科則に比照し夫れ〳〵改定徵收しつゝあり、此れ清理屯田の概況なり。

(五) 戶糧册籍を編審する事

前清朝咸豐、同治兩年間に於ては各省迭々兵燹に遭ひ魚鱗(土地臺帳)號册の類皆散失して官廳に存在するものなく、地丁漕糧等を徵收するに久しく確實の標準なく年を逐ふて收入は定額に遠かり、隱瞞飛灑、百弊叢發せり、改革以來紊亂最も甚だしく、前に浙江省國稅廳の呈請に依り先づ戶糧清整の方法より着手し、次第に清丈するの準備をなさんとし、既に政府に批準を經て施行せり、政府も亦之れを各省に通令し、此の方法に依り處理すべきを命じたり。

其の後各省よりの復命に依れば、湖北の如きは則ち從前の推收過戶辦法に倣へ分鄕清査し、以て本を正し源を淸むるの計を爲し、四川の如きは販册糧票に就て辦法を講ずべきことを請ひ、安徽は湖北章程に照し先つ推收過割より清理に着手すべきを報し、廣東、甘肅兩省は現に浙江、湖北の清賦清糧辦法に倣へて辦理に着手し其の餘の各省は未だ復命なきの狀態なり、是れ即ち未だ清丈を實施せさる以前に於ける糧籍册編審の概要なり。

(六) 田賦附稅の酌加

田賦附稅は前に濮陽河工事の緊要なるに依り直隸、山東兩省に飭令し先つ施行し以て工事費に應せん事を請願し批準を奉して之れを實施せり、其の後四年に於ける收支價はず、再び各省一般に通電し、直隸山東の例に倣ふべきを命じ其の實費を解送せしめたり、其の後各省より至る復命に依るに漸次施行し五年度豫算には七百八十八萬三千六百七十八元を計上せり。

(七) 各省田畝の調査

田賦清理の方法は根本より解決せんとせば清丈より着手するにあらざれば不可なり、現に經界局を設立せるを以て將來清丈竣成せば人民の負擔平均せられ一方には收入增加するは明白の理なり、然れども當今西南に於て兵戰(第三革命)あるを以て若し田畝清査等の事を爲さば却て騷擾すべき恐あり、故に財政部は各省巡按使、財政廳に電命し已に施行せるものは謹愼以て其の事に從ひ、未だ施行に着手せざるものは暫く猶豫すべきを令したり、之れ即ち最近田畝清査の概況なり。

今左に民國四年一月より六月に至る各省田賦收入の總額を示さん。

各省田賦收入表(自民國四年一月 至同六月)

省別	元角分釐
江西省	二、四五四、三九二・二九一
雲南省	六一三、五五二・五〇八
貴州省	三九二、六四二・一五九
山西省	一、八二八、〇七六・四〇八
江蘇省	五、五〇二、七一六・六九三
京兆	八二、五四八・〇九〇
察哈爾	一四二、九六一・四二四
浙江省	四、一二二、九三二・一一八

廣東省	一、〇〇三、二五八・二五〇
河南省	二、三七〇、二一九・九四九
陝西省	一、〇九七、〇一四・三五五
福建省	一、五八七、四四一・一八四
湘北省	一、四二八、二四九・六〇一
甘肅省	四四四、四四九・七六三
湖南省	一、九五六、〇六一・六〇一
山東省	五、八七三、六六一・九六三
安徽省	一、八三二、三六六・〇四九
黑龍江	七六、〇七四・七二四(內六月分未報)
廣西省	七八九、六四四・五四一
直隷省	三、一三七、一二一・二一〇
新疆省	五六〇、六〇九・四一八
總計	三七、二九五、九九四・二八九

四川、吉林、奉天、熱河、歸綏、川邊等は報告なし。

第二節　關稅

關稅には海關稅、常關稅の二種あり、海關稅の徵收は稅務司に屬し、常關稅も海關より五十里以內のものは辛丑條約(北京條約)に依り稅務司の兼管に屬せり。

第一　海關稅

外國交通開始以來輸入貿易は日に發達し來り、海關稅も從つて增高し乙巳(光緒三十一年)より辛亥(宣統三年)に至る海關收入は多額にし多きは三千五六百萬兩少なきも三千二三百萬兩の年收あり、而して民國元年に於ける收入は三千九百九十餘萬兩、同二年に於ては四千三百九十餘萬兩に增大したれども三年に至つて歐洲戰爭勃發し輸出入貨物頓に停滯し、爲めに收入に於ても減少せり、然れども尙三年に於ては三千八百九十餘萬兩あり、之れを前淸光緒宣統年間の收入に比較すれば尙增加せるものなり。

其の五十里以內の常關稅收入は民國元年は二百八十八萬餘兩、二年は二百九十餘萬兩、三年は三百三十八萬餘兩にして駸淫加增の勢ありと云ふべし、是れ海關及五十里以內の常關收入の概要なり。

壬寅商約(明治三十五年日淸通商條約)は十ヶ年を改訂期とせるを以て民國二年は即ち滿期の年に相當す、故に財政部より外交部に商議し、各國公使に通告を發し、己に英、獨、佛、米、諸國の贊同を得たるを以て各關に通告し、物價を調査し、稅則改正の標準となせり、民國三年に至り各關調査完了せるも適々歐洲戰爭方に酣にして遂に開議するの氣運に至らず、蓋し壬寅より辛亥(宣統三年民國元年)に至る間の物價の昂低は到低同日の論にあらざるを以て外人との磋商も圓滿なるを得べし而して百分の十二半を收め得ば其の增加は實に巨額に至るべく即ち確實に百分の五を收め得るも增加する處蓋し少なからざるなり、此れ海關稅整理の大要なり。

第二　常關稅

常關の財政部管轄に屬するもの三種あり、即ち內地常關、沿江沿海五十里外常關及京師左右翼並に各邊關等とす

淸朝時代に於ては惟崇文門、左右翼及張綏各湯關のみ中央に直屬し、此の外常關は均しく外省より委員を派遣して徵收せり。

民國元年より各省自ら施政を爲したるが爲め稅法は益々紊亂し、繼ぎて贛寧の事變(第二革命)ありて商業は益々凋敝し、其の狀筆書も及ばさるものあり、二年に至り財政部は海關監督を各地に派遣し、沿江沿海各五十里外の常關をして海關監督兼管の下に置けり。

贛寧事變の平定に歸するや、內地の淮安、臨淸、鳳陽、武昌、漢陽(現今の新堤關)、大平、虁、贛等の諸常關を漸次中央政府直屬と改め監督を派して管理の任に當らしめたり、更に三年冬多倫に稅局を設け前淸時代の常稅を復舊せり。

四年夏再び舊省管下に屬せる潼關、辰州、潯州、及成都等の諸關を監督に隸屬せしめたり、其の年秋又雅安、寧遠の兩關を財政部に直屬せし、而して廣元、永寧兩關を成都に屬せしめ、打箭爐を雅安に屬せしめ、又多倫を改めて稅關と爲し、一定せり、是に至つて稅系始めて分明し、整理も克く緖に就くを得たり。

是れより先き會計年度は七月一日を以て開始し、翌年六月に終る事となり常關稅收の成績も七、八、九月を第一期とし十、十一、十二を第二期とし、一、二、三を第三期、四、五、六を第四期と爲せしか、四年夏命に依り一月一日を開始期とし十二月三十日を終結となすべく改めらる、現今は即ち改正に從ふて之れが處理をなせり。

而して民國二年內の常關收入を見るに洋銀五百五十餘萬元なりしが、三年には六百二十餘萬元に至り、四年には七百七十三萬餘元の多きに達し、累年多少の差ありと雖ども其の增加著し、此れ常關收入の概略なり。

第三　關稅整理

關稅整理の方法は大率四種に分類する事を得。

一　稅則の改訂

各關則例は本前淸雍正乾隆年間の舊制に依るものにして百數十年を歷て未だ何等改正を見ざるものとす、爾來物價騰貴し稅則は已に其の平を失ふに至れり、是以民國三年秋政府は各關に命じて物價の調査をなさしめ、日を費す事半載にして端緖を得たり。

更に各關稅率は彼此參差ありて一定せず、故に海關半稅の例に依り百分の二之を以て定率とせり、而して從來此率に超過するものは則ち其の舊率に依り、新稅にして重きに失するものは酌減すべきを命せり、後各關次第に之れが推行をなし、現今改訂せざるものは江海、瓊州等一二に過ぎす。

而して輸出入貨物の總滙區たりしもの、歐洲戰爭の結果現在商況停滯せるものあり、又或は海島に孤懸するものあり、此等は時日を需して改訂せざるべからざるものあり。

二　陋規の革除

前淸時代に於ける各關の規費(手數料)は大抵、補平、補色、津貼、書吏等の項目の下に中飽に歸せるもの甚だ多し、而も擔頭、遂發、印子、屆緣等の費用は甚だ多くして枚擧

に遑あらず、苦し一關の經費は多きものは數十種に至り、商を病まし國を害する事、之れより甚だしきはなし。

然れども此等の關税の財政部に歸してより後は迭々申令を以て各種規費を裁革し或は正税に併入し、或は税單に記入し、書役等をして其の技倆を施す所なからしめ以て此の積痾も漸次廓清するを得るに至れり。

三　税票の釐定

各關從來の單票は二聯なるあり、三聯なるあり、辦法一致せず、大頭小尾の弊迭々出づるを見る、財政部は玆に鑑みる所あり、特に四聯單式を定め、甲聯を分局に存在せしめ乙聯を總關に納め、丙丁二聯を商人に給する方法を採れり、其の丁聯は則ち第二經過關局に於て商人より其の一部を截り之れを經過第一關に彙め彼此相對照して互に牽制し審査に資せんとするものなり。

更に復各關に通令し聯合査驗せしめ、以て繞越を杜ぎ、並に査驗單票科罰章程を訂め、以て遵守せしめたり、各關税票は飭令して省に送由し驗印後復財政廳長に送付せしめたり。

四　比較の嚴定

各關舊額は卽ち前清戸部則例に在り、而して未だ何等改正せるを見ず、額定の正税は既に實數にあらずして盈餘を徴收し徒に中飽に資せるものなり、光復以後、實徴實解と爲せるを以て官吏は之れに依り因循職務に當り紀綱廢弛せり。

民國二年財政部に於て特に各關最近數年の收入實數に依り平均を取り、之れに三割を増加し比額（預算額）となし、更に徴收考成條例を訂め以て考査の標準となせり。

四年秋復各關の増加收入により其の豫定額を增し、務めて實數に近からん事を期せり、而して既に功過を定め明かに考査し賞罰依る所あらしめたり、局卡を規復し、官用発税品を制限し子口三聯等の税率を取締る如きは皆浮收を杜く課税を增す所以なり、此れ即ち常關税整理の大要なり。

今三年度に於ける各關の收入を示せば左の如し。

各關實收額表（民國三年）

關名	實收額
江海關	二三三三、二七九元
東海關	二〇九、一七〇
閩海關	一〇三、三六六
津海關	一三二、六四二
浙海關	六三、三〇三
甌海關	一三、二四〇
粤海關	三三三、四二五
瓊海關	九六、九〇〇
潮海關	一三九、九五三
山海關	四二五、二〇〇
廈門關	一〇四、一〇〇
揚由關	一九四、九六六
荊州關	一三一、四九九
蕪湖關	一三八、九九九

武昌關	一三八、五七二
新堤關	二六八、六二七
淮安關	一四六、九三一
鳳陽關	二七一、八九九
臨淸關	二二七、四〇四
太平關	一八〇、三三六
夔　關	一六四、四二四
贛　關	六七、三二三
京師稅關	九九六、一三三
張家口稅關	一三一、九九二
殺虎口稅關	二七八、六〇五
塞北稅關	三六八、四一一
左右翼稅關	一五九、二一二
辰州關	一五八、〇三四
潼　關	七九、九八八
潯州關	一一二、二六二
成都關	
雅安關	
寧遠關	
寶慶關	三一、四六六
多倫稅關	
合　計	六、二〇一、六六一

支那に於ける米國の利權に付て

（北京ポスト紙上にて）

ギルバート、レード

吾人は屢々、支那に於ける米國の企業が、日英露佛 四協商國の爲めに、防害せられつゝあるを指摘する所ありしが、更に一歩を進めて此れ等の企業は、其當然受くるを正當とすべき、一部米國人及び米國人の味方たるものゝ、後援及び賞讃すらも受け居らざる事を告げむと欲す。

即ち此等米國人の行動は、直に獨乙人と關聯せしめて常に陰謀と呼はれつゝあるが是れ聊か研究の要あるものと、言はざるべからず。

此の研究の結果は歐州大戰の及ぼす影響に關し、必ず何等かの有益なる發見をなすを得べし。

目下支那に於て計畫せられたる米國の企業三あり、其一は紐育銀行家によりて後援せられたるセントポールのシエムス、カレー商會の鐵道布設及び運河改築事業にして、其二は市俄古銀行家の實業借欵、其三は、ミルウォーキーのローズ氏によりて發起せられ、南方諸州の企業家の賛成を得たる、米支交易會社是れなり。

吾人は本日は、此の米支交易會社に就て聊か說く所あらむとす。

支那に於ける米國の利益は、「チャイナプレス」（米國人の主筆のものに英國人の助手と讀者とを有す）及び「ゼ、ファアー、イースタン、レヴュー」の二英字新聞の所謂後援を有すと稱せられつゝあり。（後者は發行者米國人のジョー、ジブランソン、リー氏にして主筆は英國人たるダブリュー、エッチ、ドーナルド氏なり）。

嘗て「チャイナプレス」は、米國の利益の爲め 其議論を上下し、又協商國に就て批評をなせしが、此批評は米國紐育の大新聞たる「ゼ、ニユーヨーク、タイムス 」の批評を引用せしまでなり。

此批評は通例同盟國側に利益のもの多く、例の市俄古銀行家の、對支企業に關するものに曰く。

英佛露の三國は米國より巨額の借金をなし自らは到底他に貸し出す能はざる狀態にあるにかゝはらず其銀行家は市俄古は大陸商業銀行が最近支那政府に對し僅に五百萬弗を貸出せしに對し支那政府に抗議する所ありたり。日本も銀行家として之れに加はりつゝあり。と

「ゼ、ファアー、イスータン、レヴユー、」の十一號は此の米國三

大企業に就て、別々に論ずる所ありたるが、紐育銀行家の後援を有する第一の企業に就ては大に賞讃し市俄古銀行家の行動に就ては聊か異なれる態度を持つて之れを取扱ひ、多少の不信任の意をさへ示し、第三に對しては大に批難を加へたり。

即ち市俄古銀行借款に就ては曰く、果して成効すべき否や疑問なりと。

米國よりの電報は、此公債は西部諸州に於て三倍の應募者を得たりと報じ來るも、之を猶危ぶみ居るものなるが、其理由に關し同紙の主筆は曰く、支那の政治經濟兩借款には、恰も彼の鐵道借款に見る如く、列國間に嚴重なる勢力範圍ありもし之を侵害するに於ては直に北京に於ける銀行團より抗議を受く可く、今回のものも、其擔保に就て抗議を受く可き恐れあるを以てなりと。

此抗議に就ては紐育タイムスの論せし所の如し。

極めて注目すべきは第三の事業に對する其批評にして、ジヨージ、ブロレソン、リー氏自ら之れに署名し紐育銀行家の手を離れて、新なる方面に運命を開拓せんとする南方及び西方諸州人及び太平洋沿岸諸州人を批難せしものなり。

元來第三の事業に關係せるものゝ主眼とせる目的は、南方綿花産出諸州と支那との間に直接貿易を開始せんとするにあり。

之の計畫はマンチエスター及び紐育に於ける其中間者を除かんとするものにして其目的の一に曰く。

支那との間に直接綿花貿易を開き、現在のリヴアプール經由の通路より、パナマ運河を經て直接通路に移し、以てリヴアプールに於ける仲立貿易を廢する事。

支那と米國との間に直接製茶貿易を開き、以てマンチエスターに於ける仲立貿易を廢する事。

他の目的に曰く。

會社の商品を取り扱ふ爲めに二個の新航路を開く事。

其一はノーフオークよりサンペドロに至り、途中南方大西洋及び其他の諸港に立寄るもの。

其二は太平洋沿岸に根據を有し、極東諸港との間に定期航路を開くもの。

此の事は吾人の豫てよりの持論に近きものにして吾人は此の前歸國せる際、リッチモンドに開かれたる綿花製造業者の會合に於ても、其他各地の集會に於ても演説する所ありたり。

吾人は米國各港と支那との間に、直接航路を開く可きを切言せり。例へばチヤーレストンと上海との直接貿易の如きは頗る有利なる可きを述べたり。

吾人は米國の綿貨を、支那の總ての中心に於て賣るには、スタンタード石油會社及び英米煙草トラストの例の如く一大組合の必要あるを述べたり。

吾人は此の計畫は紐育會社の爲めに反對せられたるが、之れ同會社等の工場より見て當然なる可しと思へり。

今また「ゼ、フアー、イースターン、レヴユー」の爲めに同樣の理由に於て反對せられたるは聊か意外とする所なるも、其理由の中には、現在の大戰に沒頭せる英國人に對す

る同情心が寧ろ大に存せるは明かなる事なり。
即ち歐州大戰の結果は、活潑なる米人の此の新企業に對してすらも斯の如き障害を與へつゝあり。
吾人は暫く此の新組合の出現を可能として恐怖しつゝあるブロンソンリー氏の、言に耳を借さむとす。
大英國人は今日其の大主義の爲めに戰線に於て勇敢に戰ひ、喜んで死しつゝあり。此の大主義たる米國將來の平和及び安全の爲めに必要缺くべからざるものなり。もし英國にして敗せんか、米國が英國に代りて此の主義を守らざるべからざるに至るは必ず近き將來なるべし。此の際マンチエスターが、世界の綿貨貿易に於て優勝者たるの地位を覆へすを以て、其目的とする如き計畫に對しては、米國の大銀行家は必ず之れを援助する事なかるべし。即ち彼等は他人の不幸の爲めに其手中に入り來れる巨額なる富は、決して積極的に其不幸なる人に反對して用ひて、彼等の貿易を戰爭中に覆へすが如き事なかる可きのみならず、反對に此れ等の富は、不幸なるものを援助し之と合同し、其破壞せる工場を復活し、貿易を再興する爲に使用すべきものなる事を考へつゝあるものなり。是れ眞の米國氣質を示すものにして、「フアー、イースターンレヴユー」は米國銀行家の此の男らしき宣言を、親しく彼等の口より聞きたるものにして、其中には彼のウイラード、デー、ストレート氏もあり。
此の故を以て吾人は支那政府をして、獨乙種米國人を借用せしめ、米國人の血族を苦しましむる計畫に對しては飽くまでも反對せざるを得ずと。
然れ共吾人が見る所を以てせば、米國人は英國人より支那に於て、また世界の何處に於て、何等かの恩惠を受け、其結果米人をして斯の如き道德的に、英國を救助し保護するの義務ありや否や甚だ疑問と云ふべし。
却て此の戰爭の爲めに米國の商業は、大なる打擊を受け減少し且つ破壞せられつゝあり。而して殊に英國の爲めに此打擊を受けつゝあり。
之れに反し獨墺側との正當なる貿易は何等の制限をも受けず。獨逸との貿易に於て破壞せられたる唯一の米國品は軍需品にして、米國に於ては此の貿易は、英國の利益の爲めに獨逸の不利の爲に行はれつゝあり。
もし米國の綿貨製造者及び運送者が、リヴアプール及びマンチエスターの間接通路を廢し、直接に支那と貿易をなすを得るならんには、彼等の繁榮は期して待つべきなり。
ブロンソン、リー氏は此の計畫を獨逸種米國人の惡計となせしが、之れに對して紐育の銀行家は所謂地上の聖人たるものなる可し。
即ち米國政府の支那駐在官吏に連絡あるもの、米支兩國政府より保護を受け居るもの等は、直ちにブロンソンリー氏の、所謂憐むべき然かも萬能の威力を有する英國政府の爲めに、ブラツクリストに登記せらるゝなる可し。
もし此の際充分なる壓迫を米支兩中立國政府に加へ得らるゝものとせば、マンチエスターの貿易も救はる可く英國政府も安心するを得るなる可し。

ブロンソンリー氏は又次の如き警告を發せり。

以上記述する所によりて此れを見るに、英國の綿貨貿易及び製茶貿易を覆さむが爲めに、獨逸種米國人が極めて巧妙に大隱謀を企て居るを知るを得べし、と。

此の新企業の發起人の名前の中には獨逸と關係あるもの一人もある事なし。

即ちローズ氏は、彼等が以て米國に於ける獨探の根據地となせるミルウオーキー州より來りたるものなるが、吾人の知る所を以てすれば、獨逸出身の米國人は英國種、又は英佛伊塞各國人との混血種と同じく、極めて善良なる實業家たるものなり。

リー氏は此計畫の發起人は、皆獨逸系の姓名を有する旨を指摘せるが、事實は之れに反し、實際獨逸系の發音を有するは、僅にヘルマン、エー、メンツ氏及びカール、エシー氏あるのみ。

然かも前者は紐育に於て有名なる紳士にして、下院議員たりし事あるのみならず、紐育市敎育部及び慈善部に在りし事あり、大に尊敬すべき人なるに拘はらず、獨逸の血統を有し獨逸式の姓名を有するが故に文明國人扱ひを受けざるは、大に氣の毒の事と云ふ可く、吾人は吾人の姓名が幸にして獨逸式のものたらざるを祝福せざるを得ず。

カール、エシー氏はサヴアンナより來りし者にして、其先祖は現在歐洲の各帝王の如く獨逸種なるも、其敎育はサヴアンナ南方の美しき市街に於て受けたるものなれば、恐らく彼れを普通米國人として取扱ふを得べし。

米國商務官ジユリアン、エッチ、アーノルド氏、米國商務省及び米國政府は、此の計畫に賛成せるが故に攻撃を受けたり。

其他の發起人も皆知名の人にして、其中には彼のチヤーレス、デンビーも加はれり。

即ち其の中には、前大統領クリーヴランドの下に閣員たりしジョールヂヤの元老院議員ホーク、スミス氏あり、同じく元老院議員フロリダ州のフレッチヤー氏あり又クラーレンス、ジエー、オウエンス氏あり（氏は社長なり）。

吾人の知る所を以てすれば、リー氏及びドーナルド氏は共に排日排獨の張本人にして、英米間に於ては米國よりも寧ろ英國を愛す。

此新會社は幾分排英的なるやも知れず然れ共英國が從來米國の貿易を破壞せしを見れば、元より當然の事にして其發起人等は一意米國の利益を計り、又會社の經營に於ては支那の利益を計るものなり。

是れ其眞相なり米國人が米國の利益の爲めの米國人の企業に反對するの理由ある事なし。

英國新聞紙たる「ゼ、ノース、チヤイナ、デーリーニユース」の如きは、リー氏の議論に大に滿足し、其全文を引用せり。

吾人は眞正の米國人として、米國の利益の爲めに此の論文を書きしものなり。

北京通信

遣日特使問題の成行

曹熊二氏の選任より延期廟議決定迄

袁世凱氏の在世は所謂日支親善に取りて一の障害物と見做されたりき、而して昨年六月袁氏の逝去は日支官民の感情を一變せしめ、親善の聲期せずして起りその具體的方法に就き大隈内閣時代より種々講究せられしが、最近彼我の意見大いに接近し、十一月末支那政府は我が政府に對し曹汝霖氏を特派專使とし、民國最高勳章を捧呈の爲め渡日せしめたき旨通牒せり、曹氏は人も知る如く我が中央大學を出身し、長く民國外交次長として日支交渉に當り、袁氏帝制取消後の内閣に交通總長となり、外交總長を兼ねたる俊才にして、將來外交方面に於ける第一人者と推稱さるゝの人、殊に日本を諒解すること深く、親日派の領袖として知られたれば、その選任は最も適當なりと思惟せられしに、意外にも支那の輿論は(?)氏の選任に反對し、十二月五日の衆議院に於ては葉夏聲氏(廣東選出益友社員)の質問あり、贈勳特使は是れ亦外交官の一種なれば公使任命の例に依り、議會の同意を經ざる可らざるに、政府は何故に之れを爲さゞるかと敦圍き、同日參議院に於ては李述膺(陝西選出益友社員)王正廷(益友社員)兩氏等と段氏との間に左の問答あり。

のと察せらる、尙ほ近來居留民の一般は漸く永住的傾向を帶び、固定資本の投下をなすものも亦少からざるに至り、或は借家の建設倉庫業の經營、並びに小規模ながら落花生加工乃至搾油の計畫等を見るに至れり。

在留民人口統計表

大正五年十月末日本領事館警察署調

職業別	戶數	男	女	合計
官吏	一五	二二	二七	四九
公吏	一	一	一	二
支那傭聘	三	四	六	一〇
公立醫院	一	六	五	一一
開業醫	一	四	三	七
入齒業	二	四	二	六
按摩鍼灸業	四	六	四	一〇
產婆			三	三
看護婦	｜		｜	｜
教員	二	三	五	八
僧侶	一	二	一	三
陸軍通譯	一	三	二	五
山鐵從業員	八六	一四三	一〇八	二五一
野戰郵便局員	一	五	｜	五
郵便集配人	二	一一	｜	一一
新聞從業員	二	二	｜	二
銀行員	三	九	七	一六
寫眞業	四	七	四	一一
貿易商	四三	一三五	四三	一七八
時計商	一	二	一	三
藥種賣藥商	一二	一九	一六	三五
機械販賣業	一	二	｜	二
石炭販賣業	一	二	一	三
大工職	一五	三七	一七	五四
左官職	六	一二	八	二〇
理髮業	五	一三	七	二〇
女髮結業	五	一	五	六
鍛冶職	一	二	一	三
疊職	三	五	二	七
木挽職	一	一	一	二
質屋	三	三	二	五
浴場	二	三	二	五
同文商務公所	一	三	一	四
日本人倶樂部	一	一	一	二
通勤店員	五	五	五	一〇
旅人宿	七	二〇	二〇	四〇
料理店	一四	一四	二〇	三四
飲食店	七	一五	八	二三
藝妓	｜	｜	四九	四九
酌婦	｜	｜	六二	六二
雜貨商	二〇	四四	二二	六六
吳服商	四	八	三	一一
烟草商	一	三	一	四
古物商	四	四	二	六
菓子商	四	九	四	一三
豆腐商	二	二	四	六
酒醬油商	二	五	二	七
牛乳商	一	三	三	六
土木建築請負業	一二	三一	一九	五〇
印刷業	一	一	｜	一

洋服裁縫業	四	一六	一〇	二六
用達業	二	七	三	一〇
運送業	一〇	二三	八	三一
獸骨牛皮輸出業	一	一	一	二
和洋洗濯業	二	二	一	三
仲介業	三	五	四	九
印判業	一	一	一	二
土貨購入業	二八	六一	二一	八二
染物洗張業	三	三	三	六
通信業	二	二	三	五
被雇人	一四	四七	四六	九三
外國人被雇人	二	｜	三	七
雜商	五	八	一〇	一八
代書業	一	一	｜	一
米穀商	一	二	｜	二
自轉車業	一	一	一	二
古銅購入業	一七八	三六三	一二七	四九〇
雜業	四	五	六	一一
壓錢熔解場	一〇	二八	一三	四一
觀物場	一	一	｜	一
硝子製造業	一	一	一	二
會社員	一	一	一	二
天婦羅屋	一	二	一	三
魚商	三	七	九	一六
石油販賣業	二	三	一	四
入歯細工	一	一	一	二
履物商	二	一	三	四
店員	｜	五四	｜	五四
無職	四		四	四
合計	五九九	一、二八〇	七八六	二、〇六六

濟南と新企業

附近一帶に產物の豐富なる濟南に取りて、之を原料品の儘にて輸出するの不利は、識者を俟たざるも自明の理[illegible]、軈て工業地としての將來を察知するに難[illegible]るべし、果せる哉、昨年三月山東銀行總辦[illegible]等の企劃に係る、山東麥粉會社の設立せられ[illegible]あり、又商埠地に倉庫業の經營せられ、從來[illegible]物資招徠に資せる、唯一機關たる機の缺如を補はんとする企劃を見るに至れり。

山東製粉會社

總理張子衡資本銀拾萬元工場は、城內東流水なる元濼源製紙工場を充用し、機械全部を米商恒豐洋行より銀四萬元にて買入れ、昨年三月二十日頃より運轉を開始せり、毎月三百七拾擔乃至四百擔の生產力を有し、從來商埠地にて經營せる四工場興順福、溥利、恒順公、泰成號を合したる生產力と相匹敵し、其製品も亦優良なり、歐洲戰亂の影響にて米國麥粉の輸入杜絶の期に乘じ、活躍せる同社の將來は刮目に値すべし、青島及天津に代理店を有して盛んに販路の擴張に努め居れり。

濟東倉庫公司

資本銀貳十萬元の株式會社にして、總理は張子衡なり、昨年九月第一倉庫竣成せしも、外國銀行との連絡未だ成らずして、信託の事業緒に就かず、從來の貨棧の形式にて仲

買口錢を以て其維持費に宛て居るもの丶如し。

濟南の言論界

報名	經營者	系統	發行部數
山東新聞（邦字紙）	長井實		約、貳百
山東日報	馬官敬	半官報	同　千貳百
大東日報	王景曉	舊進歩黨	同　八百
山東公言報	陳藻	不偏不黨	同　五百
新山東日報	王來廷	進歩黨	同　四百
山東商務日報	郭珠泉	商務總會	同　三百
濟魯新聞	李汝枚	國民黨	同　三百
民德報	未詳	黄縣同鄕會	同　三百
民志報	李鴻鈞	學界	同　貳百
簡報	王某	商界	同　壹千
齊美報	未詳	社會機關	同　三百
東魯日報	王石朋	國民黨	同　三百

以上

昨年五月居留邦人の利益增進を目的として、慶應義塾出身者長井實氏邦字新聞を經營し、着々發展の歩を進め居れり。

設立年限に於て最も古きものは、商界に多くの讀者の有する簡報にして、拾一二年の歴史を有し、發行部數一千有餘なり、只依然舊態を改めず石版刷なり、各界に勢力を有するものに山東日報、大東日報あり、共に民國元年の設立に係り、前者は周自齊が山東民政長官たりし時代より、官邊に連絡を有し、新將軍當時は每月約千元の補助を得居りしが、其沒落と共に一時悲境に陷り停版せしが、再び省財政廳より每月三百四元の補助を受けて、傍ら山東政府の官報たる山東公報出版をなせり、比較的基礎も强固なり、其他の各報は皆袁政府淹沒以後、山東の政治に干與し、或ひは何等か權勢に近接せんとし、陸續として開設せられたるものにして、不偏不黨を宣言せる公言報は、原法政學校長陳藻の經營に係り、編輯も整然として一頭地を拔き、其將來に富むもの丶一なり。

省議會副議長王秉廷の主宰せる新山東日報は、創刊匆々司法警察權の委曲を誹謗し、侃々の論をなせり。

周村民軍の機關として議員李汝枚の主宰せるものに齊魯新聞あり。

山東軍務會辦曲豐、來東し、其所懷を行はんが爲めに貳千金を擲ち王石朋をして東魯日報を興さしめたりしも、曲同豐去りて以來更に振はず、僅かに國民黨によりて紙數三百の命脈を留めたり。

挽介又三四新聞創刊の計畫ありと雖も、未だ何等根底の成れるを聞かず、一部野心家の泡沫的企畫と見るの當れるなきか。

要之山東の言論界に於て一定の見識を以て、其本然の使命を果たさんとしつ丶あるを認むべきもの一として之なきを惜しむ●

滿洲經濟通信（十二月十六日）

目次

■長、哈間馬車輸送

東清鐵道は軍需品の輸送に忙殺さるゝ上、貨車それ自身も軍用の爲め西露に廻送されたるもの多く輸送甚だ圓滑を欠き、現に浦鹽埠頭に於ける堆貨七十萬屯以上に上り之に對する輸送力は一日十六噸積貨車二百六七十輛計四千百六十噸內外に過ぎず而も其中二百輛は常に軍需品の輸送に專用せられつゝあるが故に普通商品は何時目的地に送達せらるゝや期待し難きを以て南滿線によりて哈爾賓方面に連絡扱を託するもの激增したるも東淸の南部支線即ち長春哈爾賓間は更に貨車配給困難にして同連絡貨物の停滯甚だしく從て滿鐵に於ける連絡扱の受託も極端に制限しつゝあること屢報導する處の如くに候、其後滿鐵に於ても屢次東淸當局に商議する所あり一時の便法として無蓋車を使用し之に對し滿鐵よりシートを貸與することになり居りしも東淸鐵道はこれすら實行する能はず十一月末に於て哈爾賓に向けられたる連絡貨物の停滯堆積せるもの滿鐵長春驛に二千噸、同地東淸驛寬城子に三萬噸、合計二萬二千噸なり、之を輸送するには露貨車一千五百車を要すべく、且つ受託に非常の制限をなし居るも堆貨は增加一方にして、加ふるに特產出廻期に當り地方的輸送品の託送最盛期に入れるを以て右堆貨は何時積出さるべきあてもなく各荷主に於ても苦痛の極に達せるを以て、長春哈爾賓に馬車輸送を試み之が緩和を計らんとしつゝあることも先に一寸報導致し置きし筈に候、其後同計畫は愈實行せるゝことゝなり、山口運輸公司にては哈爾賓埠頭區に出張所を設け、十一月末より十二月初にかけて己に二回の試驗的輸送を致せる由に候、該計畫によれば長春哈爾賓の馬車行程は五日乃至七日間を要し露貨車一車の積量は馬車の凡そ六臺に相當し其汽車運賃三百留とすれば、馬車一臺に割當て五十留となる譯に候が山口運輸公司の計算にては馬車一

臺に付き馬八頭、馬夫二名にて一日銀五圓、長哈間一往復十二日と見做し六十圓の運賃となり、一馬車積量四千斤なれば百斤一圓五十錢にて鐵道運賃より稍や高率なるも此際運賃の高低を云々し居る場合に非ずとなし遂に決行するに至れるものに候、唯此の輸送は馬賊襲擊の危險大なるを以て之に對する防衛法を講ずる必要あり、同公司にては別に護衛兵等を附せざるも馬車三十臺宛隊を爲し馬車夫は護身用の小銃を携帶せしむる由に候、且つ輸送貨物も比較的賊難の恐なき燐寸、石油、椰子油等を主とすべく候、前二回の試驗的輸送の際には松花江の結氷非常に遲れ七寸以內の厚さに過ぎざりしを以て以上の輸送甚だ危險に就き止むを得ず同江南岸に停滯せしめ堅氷を待ちて輸送せる由に候が其後聞く所によれば同運送を開始せるは山口公司の外にも長春丸重洋行、共益商會等の二三あり、運賃は結氷完全する迄は途中三四箇所の積替を要し一往復二週間の豫定も二十日位を要するを以て百斤に付二圓とせるも結氷完全せる後は各運送店協定して一圓五十錢（或は一件卽ち約百二十斤に付二十吊文）と致し居る由、なほ山口にては荷主の希望により速達便扱をも開始することゝなり大連より二週間にて哈爾賓に送致する由に候、只憂ふる所は每日三十臺宛を發送するものとし往復十二日を要すとせば四百臺近くの馬車を要する譯なるが特產物出盛期にて馬車の需要非常に增大せる時期なる上長春長嶺縣間電線布設の爲めと稱し長春附屬地外通行の馬車は支那官憲に徵發さるゝ慣ありとて馬車來集多からざる等の事情あり果して豫定の如き成績を擧げ得べきや否や疑問なりと雖も、東淸鐵道運輸上述の如き困難なる際とて幾分にても之による荷主の苦痛を輕減し得べきは確かに候、なほ東京赤坂溜池なる日本自働車會社にても此間に自働車を以て貨物輸送をなさんとの計畫を立て人を派して調査せしめしやにて、なほ露人間にも同樣計畫ありとの噂さに候、若し自働車によるとせば兩地間を一日に往返し得べしと云へば更に數層の便利なるべく候然し道路等の關係により結氷期間のみの短期のみとなるを以て果して實現し得るや疑問と考へられ候、一方滿鐵にても東淸鐵道に對し極力同狀態の救濟方交涉せる結果從來四日乃至五日を費したる長春哈爾賓間列車運轉を三日間に短縮し運轉々敏活ならしめ自然運轉回數を增加せしむべく努力すると共に一面多少貨車の增加を計るべく誓言し來る廿日より實施することゝ相成候。

目下同鐵道が南部支線に運轉しつゝある貨車は石炭輸送六十三車の外普通貨物輸送に宛つべき二三十車と合計八九十車に過ぎざりしが今回石炭車は現狀の儘とし普通貨物輸送として六十車を配給することに決定したれば每日百二十三車に增加せられたる譯にて普通貨物輸送に宛て二十車は寬城子より地方的貨物の輸送に使用することを約したる由に候、右の方法にして實行せらるれば現在寬城子長春に於ける堆貨は運轉期日の短縮と貨車の增加に依り自然輸送を迅速ならしめ遠からず一掃せしめ得べく目下聯絡貨物の引受を每日十五車と制限しつつあれども自然是を擴張するの時期に達し各地露國向貨物の大停滯を幾分緩和し得べきも

聯絡貨物輸送の根本解決は應急策を以て滿足すべきに非ず今後大に研究を要する問題なるべく候、露國側にても貨車の必要は切實に感じつゝある所なれば浦塩に貨車製造所を設立せんとの内議もある由にて露國前遞信次官にして國務議員たるスケエーキン氏極東に來りて之が調査をなし居ると申すことに候。

■運陸　十一月中滿鐵運輸收入は本線二百九十六萬四千三百七十四圓、安東線十九萬三千二百六十二圓合計三百十五萬七千六百三十六圓にて四年十一月に比し實に增收百萬三千七百二十四圓に達し收入區分左の如くに候。

	十一月	前年同月比較增
乘車人員	四〇〇、八八八人	五七、三〇三人
客車收入	五八七、五三四圓	一一八、二五〇圓
貨物噸數	六三四、八三四噸	一〇八、九一六噸
貨物收入	二、四一三、一七二圓	八三一、三七八圓
倉庫收入	一四、九九五圓	四、六五八圓
雜收入	一四一、九三五圓	四八、四三七圓
合計	三、一五七、六三六圓	一、〇〇三、七二四圓
一日平均	一〇五、二五四圓	三三、四五七圓
一哩平均	四、五九四圓	一、四六〇圓
一日一哩	一五三、〇一六錢	四八、〇六〇錢

新穀出廻盛期に入れることゝて十月に比し、增加せるは當然の事ながら前年同月に比し右の如く三割以上の增收を見たるは今年の穀物豐收に加ふるに出廻り一般に速かなるによるものゝ如くに候、逐月報道の如く今年度は八月迄の間前年に比し收入減少なりしもの旅客收入增加等により八月には辛じて同額に達せしが其後豫想の如く月々の增收著しき爲め十一月末に至りては四月以來の累計昨年に比し百八十一萬二千余圓の增收と相成り候、卽ち左の如くに候。

	四月—十一月	前年同期比較增
乘車人員	二、六九二、〇六八人	三五四、五四三人
客車收入	三、七三四、四四七圓	八六四、〇三二圓
貨物噸數	三、八四九、二〇八噸	二六八、一三八噸
貨車收入	一〇、五四〇、七四二圓	八〇八、九三四圓
倉庫收入	一七九、〇六二圓	三九、一三〇圓
雜收入	七七六、七六五圓	一〇〇、〇六九圓
合計	一五、二三一、〇一六圓	一、八一三、〇六四圓
一日平均	六二、四三二圓	八、九一〇圓
一哩平均	二三、一六三圓	三、一六三圓
一日一哩	九〇、〇八四圓	一二、二九七厘

後半期中卽ち來年三月迄の間には更に多大の增收を見るべく近年のレコードなる一昨年卽ち大正三年度に劣らざる成績を上げ得べく豫想致され居り候、然し今年の特產出廻期の例年より早きは事實にて十一月末に於て已に大連到着平均一日一萬噸以上に及び候がこは昨年度不作の結果地方農民一般に逼迫し貯藏持越しの力なきによるものと觀察致され候、從て近來各驛とも貨物著しく輻湊せるを以て滿鐵にては目下貨物列車全部を運轉して之が輸送に努めつゝあり殊に遼陽大石橋間の如き運轉回數最も多く一日列車十八の豫定を既に十七列車の運轉をなし居る有樣なるを以て今

後益々出廻盛なるに於ては輸送上幾多の困難を生ずるに至る可きを以て出來得る限り貨車の配給を圓滑ならしむべく之が爲めに特に奉天に一機關を置き大正三年度に見たるが如き運轉上の支障を免れし計畫に怠りなき樣に候。

▲四鄭鐵道　は前來所報の如く已に線路の測量を終り專ら設計中なりしが最近右設計及び豫算原稿成り十二月中には北京交通部に提出協議の上認可を見るべく候が今其内容を聞くに材料騰貴の際なれば到底最初豫定の金額にては完成し難きを以て當分の間假工事として着手し一部の竣成を待ちて假營業を開始しつゝ工事に着手せしむる計畫の由にて土工は本年度に於て已に一分着手し、來年度よりは解氷を待ちて直ちに着手し十二月中には三江口迄布設開通せしめ同時に四平街三江口間の假營業を開始し、更に遼河の架橋並びに三江鄭家屯間の布設を續け明後大正七年八月頃迄には假工事を竣成し全部の開通をなさしむべく、其後大正八年度迄を建設時代として其間に出來得る限りの改築工事を爲す由に候、然し工事の進行は一に材料の蒐集及び運搬の遲速に關係すべく遼河の架橋材料のみにても約一萬二千噸以上に達し四平街より馬車を以て輸送するものなるが夏期農繁期に於ける多數馬車の集合は餘程困難なる問題にして同關係者も大に此點を憂慮致し居る樣に候、然し軌條は兼ねて漢陽製鐵所に注文中の所其第一回輸送として一千五百噸丈け十二月初旬大連に到着致し候、四平街に於ける滿鐵との連絡は同鐵道に取り重大なる關係なるを以て愼重協議を要す可く候が差當り四平街には別に停車場を設けず滿鐵の四平街線に於て聯絡せしむる豫定にて、機關庫の如きも滿鐵のものゝ一部を借用し若し將來狹隘を感ずる際には鄭家屯に設置すべく且つ當初は貨車等も一部滿鐵より、借り入るゝこととし總ての點に於て出來得る限り節約の方針を取る由に候、而して工費は差當り土工工事並に遼河假鐵橋架設費共にて約四百萬圓を要すべく、遼河は地下百五十尺に於て尙土壤强固ならず豫定以上の難工事なるを以て改築工事に於て該鐵橋のみにても百八十萬餘圓を要する由にて總完成迄には六百萬圓以上の工事費となる見込の由に候。

▲鐵法鐵道　鐵嶺法庫間に鐵道布設計畫の噂は兼ねて耳に對し居り候が其後兩縣知事間の交涉進涉し同線延長九十五支里の内七十支里は鐵嶺二十五支里は法庫門側に於て工事及工費を分擔し愈々之を實現せしむる事となれる由に候。

▲海寧鐵道　吉林省寧安(一名寧古塔)は近年大に繁榮に向ひ而かも東淸鐵道海林驛を去ること僅かに三哩に過ぎざる形勝の地にあるも道路良好ならざる爲め大車の交通には約一日を要し殊に夏季淫雨に會へば道路泥濘を極め商貨の運搬は非常に阻碍せらるゝより同縣々會議長及び富豪孫某等發起人となり株式百二十萬元を募集して海寧鐵道を布設すべく奔走中にて豫定の應募者を得るを俟ちて其筋に布設の許可を申請すべしとの事に候。

▲吉長貨車　吉長鐵道は近來特產物輸送頻繁となり殊に東淸鐵道貨車不足の爲め從來東淸線に集まりし特產物も自然吉長線に依るもの生じ沿線の堆貨甚だしく貨車不足を告げつゝあるを以て過般滿鐵に對し約二十臺の貨車貸與を申込

み來りしことは前便に報導致し候が滿鐵にては好意上其の申込みに應せんとして貸借上の交渉をなしつゝありし處、其後京漢鐵道より之を補充せん計畫にて目下其手續中なれば滿鐵との交渉は一時見合はせとなるべしとのことに候。

■海運

十一月中大連埠頭に着繋せる船舶は百八十一隻二十七萬二千百九十七噸同離埠頭船舶は百八十隻廿六萬六千六百五十八噸なるが其國籍別は左の如くに候。

國別	着隻數	同噸數	離隻數	同噸數
日本	一五四	二五,八〇八	一五〇	二三七,〇〇〇
英國	一〇	一九,三五一	一〇	一九,三五一
和蘭	一	四,五九一	一	四,五九七
支那	一六	二二,四四一	一九	一九,六八〇

之れを十月に比較するに著埠十三隻一萬八百七十八噸離埠十六隻八千五百六十三噸を増し前年同月に比すれば着千八百六十八噸發二千七百七十噸を減じ居り候。

▲大連輸出　十一月中の大連埠頭輸出貨物は十二萬五千九百十三噸に上り滿鐵にて開埠以來同月中の記録は十二萬二千噸なるを以て茲に新記錄を作りしものと云ふべく前月に比し一萬五千三百六十九噸前年同月に比しては三萬三千八百七十一噸の増加に候品別仕向港別左の如くに候。

品別	噸數	前年同月比較
大豆	一四,七九七	七,一一〇減
豆粕	三一,四二三	二〇,八五〇増
豆油	一〇,三〇四	六,六二四増
雜穀	一六,三二一	一四,三七三増
石炭	三五,二〇五	三,三四〇増
其他	一七,八二四	四,二〇六減
合計	一二五,九一三	三三,八七一減

仕向港	十一月	前年同月比較
日本	六二,〇一五噸	二八,九六四増
朝鮮	三,五五六	九五八増
支那	四二,六七七	三,九八五増
南洋	八,九四三	四,三三八増
歐洲	一,〇一五	二一,五七九減
米國	七,六〇五	七,六〇五増

而して同月中米國へ輸出されたるは豆粕豆油にて歐洲へは雜品南洋へは大豆石炭等に候、なほ大連海關調査による三旬の細目を示せば、

品目	單位	十一月上旬	十一月中旬	十一月下旬
豆粕	擔	一二,八三三	一三一,五八一	二〇五,九九五
黄豆	同	三四,五七五	七三,三二七	一〇七,二五四
豆油	同	二一,五七〇	三二,四三三	九〇,六三三
高粱	同	二〇,三〇〇	三一,九九八	三二,〇六七
赤小豆	同	一〇,一四〇	二一,五二〇	二〇,五四〇
小麥	同	七,五二五	―	―
玉蜀黍	同	五,〇五〇	三,四七〇	六,三一三
粟	同	七	一〇	一四
大麻子	同	―	―	―
小麻子	同	一,五四〇	三,七九一	二四,三八三
蘇子	同	七二四	一,七七九	八,五七九

芝麻	同	六六一	一、七九一	五、四八一
セメント	同	九〇三	六、七五六	八、六七六
野蠶繭糸	同	一〇、六二六	七、三五八	三、一九三
煙葉	同	八六	二四七	一、一一五
石炭	同	一五、二二二	一八、二六〇	二九、五九二

但し右の石炭は汽船焚料をも含み居り候。

▲大連輸入　輸出右の如く優勢なりしに反し、銀貨高の爲め支那人の購買力を增加せる筈なるに拘らず、一方原價高と、棉布の如き需要盛期を過ぎたる上奥地方結氷不完全にて交通不便なりし等により十一月の輸入は一般に不振にて唯時節柄、木材、麻袋等稍や多きを見候、即大連海關の調査によれば、

品目	單位	十一月上旬	十一月中旬	十一月下旬
原色布	反	六六五	九二五	二二
原色粗布	同	二、六八〇	三〇二	一、九〇六
白色布	同	二、六三二	三、四九四	二、八八〇
粗斜紋布	同	二五〇	一、〇八〇	三、一三六
細斜紋布	同	一〇、七〇〇	八、一六〇	七、一二〇
天竺布	同	一、三〇〇	二六二	二、九五三
色物各種	同	四〇八	三八五	三二一
日本綿絲	擔	五、八八二	四、三四五	九、〇六七
大尺布	碼	五四、八八〇	三四、〇〇〇	二五、三二〇
印度綿絲	擔	六	六	四九八
日本綿絲	同	一、五九一	八六七	一、六八〇
各種銅	同	一三三	一三	九
各種鐵	同	二三、八五七	七、三九五	三、八八六
ブリキ	同	—	二二一	二、〇一四
麻袋	枚	八八五、八八〇	一、〇四二、四〇〇	一八一、六〇〇
古麻袋	同	九二、八〇〇	一一九、五〇〇	六四、〇〇〇
麥粉	擔	八七三	三七五	—
燐寸	具	三四八、五七〇	一八九、五一〇	一三五、六六〇
枕木	本	—	—	—
米	擔	一四、八八一	六、四〇七	八、九七二
赤糖	同	一、一八三	三、三三九	一、二七七
車白白糖	同	七、一五二	七、一八七	二、五五九
本材	呎	一〇九、五九二	三七三、一〇一	一三、三三七

▲旅順輸出　十一月中の旅順輸出は石炭を第一とし上海へ五千三百九十噸三萬六百二十圓通州へ千八百四十噸一萬一千四十圓其他廟島舵磯島に積出せる量も尠からず鹽魚玉蜀黍を芝罘へ元米を大連へ、浦鹽へは散鹽千百三十噸一萬一千七百五十九圓八十錢を輸出致し候其他復州及び熊岳城へのメリケン粉を加へて合計八千四百九十五噸五萬六千六百五十九圓八十錢に候。

▲旅順輸入　又輸入に於ては龍口より線香（千七十五圓）雜貨果物（重に柿）安東より山茶新義州より雜用氷釣魚臺より元米、胡麻油、貔子窩より古鐵古眞鍮、復州より黍芝罘より雜貨食料品及び双島灣よりの散鹽にて合計二百八十一噸二千九百五十三石二萬七千六百六十二圓五十錢に候。

▲特産積取　漸く特産物の輸出期に入りし爲め各地よりの積取船續々入港を見大連埠頭の荷鞍般賑を極め居り候遠洋

航路に於ては最近歐洲輸出スマトラ號の大豆八千四百噸を始めインデアン號の大豆六千五百噸の二隻あり米國輸出は先きに北海丸豆油及び豆粕七千六百噸、第二雲海丸の豆油三千噸等あり又南洋仕向けはジキニー號の大豆二千噸一隻にて其他は滿鐵傭船の石炭輸送に過ぎざるも近海航路の積取船は十二月初旬中に於ても左の如き多數を示し居り候。

船名	出帆日	仕向地	積貨	噸數
六甲山	二日	打狗	豆粕	四二,〇〇〇擔
日州丸	五日	同	豆粕	三〇,〇〇〇同
福壽丸	四日	名古屋	豆粕	七三,〇〇〇同
共同丸	四日	青島	體粱	一,〇〇〇袋
松菊丸	四日	神戸	豆粕	二,〇〇〇擔
東山丸	六日	横濱	同	滿載
札幌丸	七日	同	同	二,〇〇〇同
海運丸	八日	長崎	同	滿船

尙ほ大阪商船會社定期船の積貨は臺中丸粕外一千七百噸、哈爾賓丸粕外三千噸、嘉義丸粕外一千八百噸にて哈爾賓丸の三千噸は定期の新記錄と申す可く候。

なほ中旬上半に於ても.

船名	出帆日	仕向地	積載噸數	
第三仁義丸	十一日	長崎	豆粕	四〇,〇〇〇枚
阪鶴丸	同	芝罘、青島	高粱	四,〇〇〇袋
東山丸	同	伊勢灣	豆粕	五,〇〇〇噸
千代田丸	十二日	基隆	同	八〇,〇〇〇枚
千賀丸	同	横濱	大豆	滿載
三河丸	十三日	同	豆粕	二〇,〇〇〇擔
日河丸	十五日	神戸	大豆	九〇〇噸
隱岐丸	十二日	門司	豆粕	一六,五〇〇擔
弓張丸	十六日	同	同	五,〇〇〇擔

尙ほ以上の外定期船にて十二日上海行き神戸丸は大豆外一千二百噸、十三日大阪行臺中丸は粕外一千九百噸、十四日青島行き龍平丸高粱百噸、十二日長崎行き信濃川丸は百五十八噸、十四日打狗行き湖北丸は粕外二千二百二十噸あり此後は一層の繁忙を呈すべく候。

▲海運賃界　十一月中下旬來內地海運界の非常なる活況により影響を受け當地特產運賃も大暴騰を見、最近阪神の唱へ大連橫濱擔七十錢、阪神四十五錢と傳へられ、當地十一月末社外船にて神戸三十二錢となりし爲め大阪商船にても其均衡上從來豆粕擔二十五錢の特定賃を五錢値上げすることに決定し又當地各汽船會社代表者も十二月十三日會合協議の結果、天津、芝罘、龍口、青島、仁川等の航路運賃を約三割方値上斷行に決定せる由又滿鐵經營の上海航路も近日中値上をなすべく調査中とのことに候。

▲各線航路　安東の鴨綠江は例年十一月十六日乃至十八日の間に航路標識を撤去するを以て、當地との間に就航せる大連汽船天潮丸は十六日大正元の第十九永田丸は十七日孰れも安東より當地入港を以て終航とし、十五永田丸は當分專ら大連山東航路に從事すべく、天潮丸は其後天津へ一航海をなせる後青島線に轉じ大連天津線は當分濟通丸一隻とし十二月二十日迄續航の豫定なるも昨年の如く暖氣ならば

更に繼續運航すべく若し白河結氷せば秦皇島留めとなす由又一方大連貔子窩線も十一月にて引上げ之に就航せし大連汽船の辨天丸は今回新に開始することゝなれる青島海州航路に廻さるゝ由、以上は孰れも關東都督府命令航路に候が、大連臺灣航路の大阪商船湖北丸基隆丸の兩隻か天津に寄港するものなるが結氷期に近づきしを以て基隆丸の十二月三日塘沽發四日大連着を以て本年の終航とし、中旬寄港の筈なりし湖北丸は之を取消すに至り候、其他大連汽船會社船にして安東天津間の材木輸送船たりし一進丸は青島上海間に廻され、同じく博進丸は香港支那人のチャーターとなり、明年解氷期迄西貢、新嘉坡、瓜哇等の南洋航路に從事すべく十一月二十日受渡しを了せる由に候右チャーター料は一噸當り十一弗と申すことに候。

▲新開航路　前述大連汽船の辨天丸を配船することゝなれる青島海州航路は獨逸時代二隻の小汽船にて一週二回の定期航路を開き相當の貨客あり前途有望なりしも日獨戰爭後中絶せるものにして今回之を再興すべく大連汽船會社に於て支那官憲と交渉し江蘇省長、北京外交部及び總稅務司の許可を得、更に海州商務會の有力者二三と協議の上愈開航の事に確定せる上、同地は將來海蘭鐵道終點たるべき海港として有望なるを以て上海よりも距離近き青島と結び付け其商勢力圈内に置き漸次同地方一帶の物資權を握るべき基礎を確立せんとするものゝ由に候、又當地阿波共同汽船會社は今回都督府補助の下に大連、芝罘、西海口（連山灣內）間の航路を開始すべく曩きに同社員某錦州及び西海口に至り實地調査をなし此程歸社せるが同地附近は滿潮時に十二呎の深水を得べきも干潮時は約二浬の淺瀨となり貨客の積卸しに尠なからず不便なれば差當り五百噸級の小型船にて就航せしめば潮時を見て之れを便ずべく差したる困難にあらざれども本年は間もなく結氷すべきを以て明春解氷と同時に都督府の命令航路として開始すべき方針にて目下出貨、運賃等の數字的調査中なりとの事に候。

▲置籍船減　關東州に現在置籍せる船舶は九十七隻、總噸數十九萬三千百七十噸にて昨年末に比較せば實に二十隻、五萬五千五十二噸の大減少を來し候今各年度別在籍額を見るに

年次	隻數	總噸數
大正元年	四五	四〇、七三三
同　二年	九三	一八八、九一九
同　三年	一一七	二四四、〇五〇
同　四年	一一七	二四八、二二二
同五年現在	九七	一九三、一七〇

即ち大正元年當時は僅か四十五隻四萬七百噸餘なりしも同三年末に至りて約三倍の隻數に達し其噸數の如きは約六倍の激增を見たるが之れ外國よりの購入船が續々置籍されし結果に候更に四年末は隻數に於て同數なるも總噸數に於て四千二百噸を増したるは大型船の置籍に對し小型船の脫籍せしに依るものにて殊に同年は歐洲戰亂の爲め全く外船を入手する能はず遂に隻數を增す能はざりしものに候然るに本年に入るや外國人其他のチャーターとなりて歐洲航路

に從事せる靖國丸、建國丸、報國丸の三隻は相前後して敵艇に擊沈され千壽丸の行衛不明、第十一乾坤丸の遭難等あり一時に大型船の登錄抹消となり更らに屢々報導せる如く朝鮮移籍問題惹起し遂に橋本汽船の富國丸を始め田中汽船の英福丸其他一隻の轉籍あり岸本商會の神護丸はマニラ米商マコンドレー商會へ賣却されし等頻々として脫籍を生じ爲めに以上の大減船を見るに至り候而して五千噸以上を所有せる船主は左の如くに候。

所有者	隻數	總噸數
滿鐵會社	二三	五、五〇五
岸本商會	六	二七、三七八
松昌汽船	三	一〇、七四六
乾台名社	二	五、五三七
辰馬商會	三	二一、九九六
遼東汽船	五	二〇、二五九
橋本汽船	二	六、九〇九
河內研太郞	二	六、五四一
東和汽船	三	九、四七八
村尾汽船	三	六、四七三
大正海運	二	八、六五六
神機汽船	二	七、三三七
村井船舶	二	五、七六〇

尙ほ滿鐵會社の隻數の割合に總噸數の尠なきは港內作業蒸汽船多き爲めに候其外帆船中六隻、總噸數二百五噸有之候。

■金融 今年は例年よりも特產物出廻期早にて十一月初旬より己に大連到着高一日二百車(六千噸)を越へ、埠頭の堆貨も前述の如き連日の大船積あるに拘らず十二月十一日の調べによれば大豆十萬六千噸、豆粕十萬九千噸、小豆、高粱各一萬噸等に達したれば、之に伴ふ金融界も稍緊張を見、殊に銀貨の天井知らずと奧地に於ける特產買付資金其他に於ける需要急なると、上海銀市場大逼迫の影響等により當地方の銀貨は非常なる緊張を見各地商人とも大なる困難を感じ居り候、之に加ふるに兼ねて引締め居たる各銀行の銀放資も上海市場は更に數層銀利高なるを以て同方面に流出するの慨ありとなし當地正金支店にては十一月二十日より銀勘定預金利率を六分に引上げ同二十四日に至り更に銀預金當座二厘、同定期一分、貸出四厘方の引上げをなし、又正隆銀行にても十二月初、銀勘定に限り當座預金二厘、小口當座一厘、貸出若干の引上げをなしたるを以て特產物界に及ぼす影響は甚大なるべく之が爲めに商取引も幾分澁滯を見るに至る可しと觀測致され候。

▲**銀價狂騰** は前回も報導せる所に候が今回は更に甚だしきを加へ候、即ち前回は、倫敦銀塊三十四片の入電に驚きしもの其後ひた騰りて十一月末には三十五片臺となり十二月四日頃よりは更に三十六片臺に入り最近三十六片八分の五を報じ居り候從て當地銀相場も殆んど未曾有の昂騰をなし十一月半は銀百圓に對し金百十圓以內なりしもの月末には百十九圓臺となり十二月一日は百二十二圓九十錢と云ふ

方外の相場を見、一昨大正三年十一月には七十七圓の安値なりしに比すれば殆んど六割の暴騰に候、同日の正金銀行日本向參着爲替賣相場は銀百圓に付金百十九圓三十錢と相成り候、然し其後は必ずしも銀塊相場に比例せず之を天井として漸低傾向を示し五日には公議會公定百十九圓七十五錢、正金參着賣百十八圓丁度、十日には公議會百十七圓五十錢、正金爲替百十七圓二十五錢、十五日には公議會公定百十七圓五十錢、正金爲替百十八圓七十五錢と相成り候、從て小洋も同樣にて二日には金百圓が小洋九十圓六十錢迄に相成りまるで天地轉倒の有樣に候、十五日迄には九十四圓二十五錢に下り候。

▲**露貨暴落**　十一月中旬來金百七十四五留を保ち居りし露貨は十二月五六日頃より更に暴落し十二日には哈爾賓向買正金百八十八留鮮銀百八十七留を示し、更に十五日には正金哈爾賓向買百九十留迄で崩落致し候、何時になれば戰前の信用を恢復し得べきか露貨も心細き限りと可申候。

▲**大銀新株**　大連銀行增資に付き新株八十五萬圓一萬七千株中舊株主に六千株、贊成者及重役に六千餘株を割當て殘金五千株を公募せること先に報道致し置き候が十一月二十日締切の結果申込數約四倍弱に達し其割當左の如く決せる由に候。

一、公募五千株に對し申込總株數一萬八千五十六株

二、割增金總額二萬五千三百二十四圓三十錢平均一株一圓四十錢强

三、右募入は最高割增金三圓十錢より一圓八十錢迄を取る此總額一萬四百五十圓也

四、割增金一株平均二圓九錢

五、募入外れ株數一萬三千五十六株割增金總額一萬八百七十四圓三十錢一株平均一圓十三錢餘

▲**正隆銀行**　は今回日本勸業銀行滿州代理店となし、本支店とも勸業及貯蓄債劵の募集、同利子元金拂渡等の事務を取扱ふ由又同行にて兼ねて計畫中の撫順支店も十一月十五日より開始せる由にて同地は大連に次ぎ滿織沿線第一の邦人在住地にして近時膨脹著しく且つ各種工業會社の續設せらるゝあり從來安東銀行支店ありしのみなるを以て大に有望なるべしとの事に候。

▲**朝鮮銀行**　にては今回在滿州同行各支店間及び滿州各支店と朝鮮各支店（但し羅南、會寧を除く）との間に小切手振替による送金取扱を行ふことゝなり十二月十五日より實施致し居り候、此方法は獨逸に行はるゝ例に倣ひ同行太田滿州監督役の發案によるものにて滿鮮貿易上便利多かるべく候。

▲**滿州銀行**　第三十七議會に下院を通過し上院に於て否決されたるも更らに三十八議會に提出され其實現を見るべく期待されし滿州銀行案も現內閣にては日支銀行案と共に全然之を議會に提出せざる方針決定せりとの報に接し在滿各地有力者は近く連絡を計り議會開會前大運動を行ひて中央を動かし是非同案の實施を見せしめんとて目下計畫中とのことに候。

▲**松花銀行**　哈爾賓の同行は今度長春城內に支店を設置す

ることゝなり已に家屋を借受け修繕中の由に候。

▲奉天金融　奉天支那側金融界に於ては先に報導したるが如く支那側兌換問題に關連し不當の利を貪りたる興業銀行員其他の銃殺處分等ありし爲め一般に非常の恐慌を來し其後張督軍が追求檢擧の手を緩めたる爲め市場稍や鎭靜し取引開始さるゝに至れるもなほ被檢擧の六名は未だ保釋されず或は彼等も銃殺さる可しと傳へらるゝ等にて未だ恐怖の念を去らず世合公錢舗は已に閉店し其他にも同樣のもの三四軒ありとの事に候、然るに一方新たに種々の計畫進捗し居るが如く不動產貸出を目的とする官貸局は資本五十萬圓にて已に其四分の一拂込を終り愈々明年一月より開業せらるべく右は奉天省財政廳より三十萬元を支出する筈の由に候又馮麟閣、吳俊陞、于沖漢諸氏の發起せる滿蒙殖產銀行は資本六百萬元、一株五萬元にて目下遼陽、吉林各方面資本家に募集勸誘中の由に候が發起人に官邊の勢力家多き爲め頗る好況とのことなれば此亦近く四分の一拂込を以て開業するに至るべく候又裕國實業銀行は資本二百萬元、一株二萬元にて發賣發起人として有力なる李子鏡、張程春閔昭學、王洪身等が二十萬元を出資し其殘餘を向ふ六個月間に募集し若し此期間に成立せざる時は財政部の許可を取消さるるを以て目下發起人等は必死運動中なれば此亦た成立するに至るべく候、然し斯く小銀行の分立するは奉天省金融界の整理上好現象なりや否や疑問とせられ居り候。

▲農產銀行　哈爾賓の同銀行は資本金二百萬元にて開業已に一年を經現在拂込百餘萬元に達せる由に候が近來營業成績甚だ良好なれば本年內には全額拂込を見るべき模樣にて同行の本月末決算は法定積立金、役員賞與等を除き每株二割五分配當の豫算なりとの事に候。

▲大洋紙幣　奉天省にては已に所報の如く小洋兌換問題に懲り幣制整理の第一步として大洋本位をとる事に決し從て先づ大洋銀元を本位とする大洋紙幣を發行することゝして北京財政部印刷局に託し一元、十元、百元等の紙幣印刷中なりし處其後興業銀行破綻事件發生せし爲め一頓挫を來せしも印刷紙幣第一期、第二期分共前後して到着したる爲め王財廳長は其使用方法、小洋との換算率等に付き省公署の政治會議に提案の結果、其換算率を大洋紙幣一元に付小洋十三角とするに議決し張督軍の准許を得たりと云へば近く市場に現はるべしと存じ候、十一月末東三省官銀號宛二十萬元、奉天興業銀行宛三萬元、及び殖邊銀行宛二萬元の大洋現銀天津より到着せりとの報あり或は右と關係あるべきかと觀察致し居り候。

▲吉林官帖　特產物出廻時季に際し官帖騰貴したる爲め吉林官銀錢號は此の好機を利用し新官帖一千萬吊を發行せんとし省議會議員の反對ありたるに拘らず官帖缺乏して金融の圓滑を缺く恐れありとて遂に之を發行するに決し昨今準備中なる由に候が從來とても舊官帖を發行し居りしも孰れも五十吊百吊と云へる大帖子のみなりしを以て一、二、三、五、十吊と云くる小帖子交換の爲め三四吊文の兩換料を要するに至りたれば今回は小帖子のみ發行するものゝ由に候。

▲郵便貯金　當地通信管理局管內に於ける十一月中の郵便貯金狀況は左の如くに候。

預入口數	二〇、四五二	二六一、七六三圓
拂戾口數	一二、八四五	二五七、〇九九
月末人員	七九、八九二	二、六八〇、五三八

之を前月に比するに預入の部に於て口數二百七十七減金額二萬五千五百二十八圓增拂戾の部に於て口數三千三百八十一金額三萬三千二百五十七圓增、月末現在高は人員三百五十六を減せしも金額は一萬四千六百七十四圓を增加致し居り候更らに前年の同期に比すれば預入の部に於て口數千六百五十九減、金額八萬一千百十三圓增、拂戾の部に於て口數六百七十一金額五萬一千百二十九圓增、月末現在高は口數五千二百九金額四十二萬七百八十五の增加を見候又以て滿州邦人金融界の半面を窺ふに足るべく候。

■特產　特產界も愈々最盛期に入り申し候大豆の大連著は十一月初旬以來每日二百車六千噸以上に上り各油房が原豆として使用のもの日々三千噸に上るとしてもなほ多量の殘存あるわけにて連日積取船の出入あるは前述の如くなるもなほ埠頭堆貨は十二月十一日の調べにて十萬六千噸に達し、之を昨年の同期に比するに三萬噸の增加にて出廻一帶に期早に候が、其原因は豐作の影響なる事勿論なるもなほ支那銀行の紙幣回收從て貸出引締により奥地特產商の金融逼迫甚だしきが爲め一般に賣急ぐに至れるもの丶如く出廻も例年の主要出廻驛たる長春より却て四平街以南に於て著しく各驛搬出も停車場近距離のもの大部分を占め居る由に候、昨今已に結氷し馬車輸送便利となりたるを以て一層出廻隆盛となるべく候。

▲大豆相場　大豆は上述の如く出廻期早なるに加へ銀價高による輸出不圓滑の狀態なるを以て相場弱氣一方なるべきが如きも陸運の項にも述べたるが如く東淸鐵道輸送困難にて連絡南下の少きと浦鹽よりの廻送も殆んど望み少きを以て北滿豆を以ての引渡し不能等より市況一般に保合底强の狀態を續けたるも銀價益々暴騰するあり奥地特產商の金融逼迫により出廻增加等により四圍の狀況兎角弱氣材料のみなるを以て十二月に入りて稍ヂリ安步調を見たるも去りとて大なる波瀾もなく弱持合の狀態にて十二月中限を過し候、十一月十六日頃十二、一、二月各限三圓四十九錢乃至五十錢見當、三月限五十一二錢、現物五十三四錢、十一月末頃各限とも三圓四十六七錢、現物四十七八錢、十二月十四日當限三圓二十一二錢、一月限三十錢、三十一錢、二月限三十五六錢、三月限三十七八錢、現物三圓三十錢搦みの至て無事なる納會を見候。

▲豆粕相場　豆粕は何しろ後にも記す如く埠頭堆貨三百萬枚を越え或は近く四百萬枚にも上らんと噂せられつ丶ある有樣なるに加へて異常の銀高なれば、內地米價好況の强氣材料も之を如何ともする能はず、概して弱含み漸落の步調をとり居り候、十一月十六日、十二月限一圓十一錢五厘、一月限十三錢、二月限十四錢、三月限十四錢五厘、現物一圓十錢五厘、十一月末日十二月限一圓六錢、一月限八錢、二月限十錢五厘、三月限十一錢五厘、現物一圓五錢五厘、

十二月十四日當限一圓、一月限一圓二錢五厘、二月限五錢五厘、三月限七錢五厘。

▲豆油相場　は狂騰を續け十月二十七日には銀十五圓七十錢の天井相場を見其後爲替高の爲め下押し一時十三圓八十錢迄下りたるも又々盛返し十四圓臺の儘强氣保合ひ續きし處更に三井の買煽あり十月十六日には再び各限とも十五圓丁度の相場を見其二十日迄此相場を持ち堪えしがかゝる法外の高値の何時迄續き得べくもなく漸次軟調となり十二月十四五日には十三圓臺に割込むに至れるも十六日再び跳返り兎に角十四圓丁度迄に戻り候、十一月十六日各限とも十五圓丁度、十一月末日、十二月限十四圓六十錢、一月限七十錢、二月限六十錢、三月限六十錢、十二月十四日、當限十三圓七十五錢、一月限十四圓丁度、二月限十三圓九十錢、三月限十三圓六十五錢。

▲豆粕堆積　大連埠頭豆粕堆積二百萬枚に垂んとする由は前報せる所に候が十一月十五日に於て已に六萬一千六百八十九噸、二百三萬五千七百枚(混合保管に非るものを含む)に達し昨年同日に比し五十四萬噸の增額なりしが豫報の如く益々增加の勢を早め半月にも足らざる同月二十九日には遂に三百萬臺に入り九萬一千二十一噸三百萬三千六百枚にて大連油房より搬入の混合保管のみにて七萬九千七百八十四噸即ち二百六十三萬二千八百枚に達したるに增加の勢なほ盛にて十二月十二日の調査によれば十萬九千噸即ち三百五十九萬七千枚に達し居り候、大連埠頭の豆粕積三百萬枚に上れるは實に空前の事にて從來埠頭倉庫の豆粕混合保管(大連製品)能力は二百萬枚にして此數に達せば止むを得ず搬入制限をなさゞる能はざりしに大連油房聯合會等の希望を入れ今年は種々考案の結果豆粕收容に充つべき倉庫を大いに加增し海岸上屋を除く殆んど全部を之に用ふることゝし一時三百萬枚とせしもなほ增加急速なるを以て倉庫內積載方法をも改め上空の利用に努め遂に四百萬枚の收容力を得るに至り候、然るに十一日に於て已に三百六十萬枚近くの數に達せるを以て此の形勢を續くることゝすれば果して如何なることに立ち至るやも計り難きが如きも近來積取船の出入漸く盛に、十二月中旬以後は殊に積出增加の豫定にて本月中に少くも二百萬枚以上の輸出あるべき見込の由なれば四百萬枚に達するには相當の餘日あるべしとの事に候、一體此の豆粕大堆積の原因は前來所報の如く十月來豆油の米國向約定物頻りに成立し偶々海運賃も春季に比し安値なりし丈け供給地相場の高値を得て非常なる緊張を見十五圓臺といふ空前の相場を生じたるが爲め支那商の如きは豆粕の如何をも顧みず取引するに至り爲めに油房は普通豆粕相場を標準として動き、構內に蓄藏して適當の際賣るを得る豆油を後にせるもの最近は全く反對の狀態となり其結果の如き豆粕の供給過多を見るに至れるものに候一方海運の項に於て述るが如く海運賃の强氣續きあり大連橫濱は擔四十五錢以上を唱ふる有樣にて戰前平時に比し四倍乃至五倍の高値なるに加へ銀價の非常なる昇騰あり若干の內地米價騰貴による好況位にては中々に追付かず輸出至て捗々しからざる有樣なれば果して近き中に堆貨の減少を見得るや

否や疑問と存せられ候。

▲板粕製造　當地日清豆粕株式會社工場にては今回新たに板粕製造を試むる事となり過般來機械据附中にて年内に裝置を整へ一月早々作業開始の筈に候、大連に於ける油房は一日製造能力四十六斤圓粕十一萬八百五十枚外にベンヂン抽出による鈴木油房の原豆百五十噸あり然るに圓粕は日本及び南清を主とする肥料用のみにして市場狹少なるに近時日本に於ける油房の勃興あり豆粕一枚につきての採算に見るも大連油房の利潤が多くも三四錢較もすれば損失の非なる位置にあるに反し彼にては通例六七錢多き時は十錢の巨利を收むる事ある次第なれば比較して不利を免れざるに大連にては常に供給過剰に陷る今日何とか一轉機なかる可らざる大勢なるがベンヂン式の如き新設とせば兎も角壓搾式にては全然在來の固定資本を抛たざる可らざるの困難ある爲め有利なるを知りながら新なる企劃を試むるに至らざりしものに候、而して今回日清油房の計畫は在來の水壓機を基とし右を改造使用し得るの程度に於て考案し板粕製造を企てたるにて自然裝置は普通の板粕機と趣きを異にする由にて今回は未だ試驗に過ぎざるを以て目下据付中に屬するものはプレス四臺のみなるも果して良好の成績を得れば現時の圓粕能力七千枚を全部板粕に改むる意嚮の由に候、なほ圓粕搾油量は普通十%なるも板粕は十二%を得らるべく搾油量にてはベンヂンと圓粕との中間に位し一枚長二十吋幅十二吋厚さ一吋見當にて重さ凡そ十二斤なれば圓粕一枚の殆ど四分一にて粕の製造能力としては圓粕に比し稍劣るべきも採算に於て有利なるべくまた圓粕が油草を使用するが如く板粕にては一應大豆を粉碎し駱駝布にて一定量を假包裝し然る後プレスに掛くるものに候が目下は時局の爲め駱駝毛布市價甚しく高騰せるを以て同油房にては粗なる羊毛布にて之に代ふる計畫の由に候、元來大豆板粕は歐米にて家畜（主として牛）の飼料とし棉實粕椰子粕其他と混じて用ゐらるゝものにて需要多きも供給少きため頗る有望にて圓粕の如く遠地に輸送中變敗の憂もなくなほ日本に於ては肥料としての需要あり日本向とするものは或は當方にて粉碎するを可とすべく然る時は搾油に使用する包布も人髮の如きものを以てし製出後外形の粗なるも差支なきわけとなるべく候、板粕製造は油房の後進たる哈爾賓にて既にガバルギンの經營あり好況の今日とて勿論有利なるべく之を魁として大連の圓粕油房は或程度迄板粕經營に移るの期遠からざるべきを思はれ候。

▲豆油木樽　右に述るが如く當地日清油房は板粕の製造を企畫し大連の油房界に一新紀元を造らんと致し居り候がなほ同工場にては歐洲輸出豆油の爲め木樽の製造を開始致し候、從來當地の歐洲輸出豆油は多く鐵製ドラムに裝顚し空器還送により再三同一品を使用し居りしも昨今鐵價騰貴の爲め一個二十五圓乃至三十圓を要するに倫敦其他歐洲にては遙に廉價に製造せられ且つ平時ならば還送し得るも海運賃騰貴の爲め之も不可能なるを以て現時の取引は容器込なるも木樽多き歐洲にては鐵樽の需要少く自然十七八圓に算せらるゝに過ぎざれば其の差額丈け損失たる理合なるが木

樽にありては大連にて製造し三百九十斤入一個八圓なるを以て遙に廉價なる事を得殊に石油鑵の時は航海中の使用に過ずして搭載船着港に當りては荷受人は木樽を準備し之に換算して然る後各需要地に轉送しつゝある狀態なれば當方より直ちに木樽にて送附する時は三磅見當の增金を得るわけにて先方としても木樽蒐集、容れ換へ其他の費用と手數とを省く事となり二三磅の負擔には充分堪へ得べき勘定となる由に候同社の古澤氏は滯米中製樽につきては充分調査研究をなし出來得れば大連に獨立の一會社を設立せんとせし由なるも需要狹少にして且小型の需要なく全然同一の種類に限らるゝ事故端木の處置に困じ到底採算に堪へざるを知りたるを以て止むなく油房の附屬事業とし工程も米國の如く原木よりせず半加工の板を輸入し用材は米國の南部諸洲に產する樽材を是とするも運賃の關係上カリフォルニヤ產の樽材を以てすることゝ致せる由に候、現今世界の製樽工業には伊太利式と米國式とあり伊國にてはオリーブ油輸出用として起りたるも手工業にして盛大ならざるに米國にては用材の豐富と需要の多きとにより大工業として起りたるにて見るべき工塲少からざる由日清油房現下の生產力は一日二百五十個に過ぎざるも近く機械設備整頓の上は少くも五百個を製造し他の需要にも應じ得るに至るべしとのことに候。

■興業　前號特項に於て論述せる南滿洲製糖會社も愈十二月十五日を以て東京に其創立總會を開きたる由なれば確實に成立したる譯に候關東都督府の同會社に對する補助は多少問題となり居りし樣に候もこれ又三ヶ年間年六分の補給を得る事と相成り候。

▲製綿會社　先に滿洲製紙會社を創立せる當地石本鏆太郎氏外數人にて又々製綿事業を計畫し市外譚家屯苦力收容所の敷地内に工場を建設し機械を据付け電力を用ゐて製綿作業を開始致し候が其内容を聞くに資本金一萬圓製造力は一日百二十貫前後にて古綿、新綿の精製及び脫脂綿の製造に從事し明年は十萬圓に增資すべき豫定の由に候、滿洲に於て製綿事業に動力を使用せるは同會社を以て嚆矢とすべく原料は重に天津、上海等より仰ぐものゝ由なほ希望者には製綿機械の販賣をもなし滿洲製綿事業の刷新を計る積りと申し候。

▲日鹽併合　大連に本社を有する大日本鹽業株式會社（資本金三百七十萬圓拂込百六十三萬五千圓）は前年普蘭店の鹽田と合併したるに今度は鈴木系の臺灣鹽業株式會社（資本金三百萬圓拂込濟）と合併の事となり表面上社名は保ちたるも社長及專務取締役共に辭任し後任は恐らく鈴木系より選出せらるべく實際は鈴木系の爲めに併合せられたるものゝ由、本社も從來とも大連は名のみなりしが近く東京に移さるべしとの事に候。

▲骨粉不利　大連市外王家屯に於ける向井骨粉工場の事に就きては先にも報導せること有之候が其原料たる獸骨は從來奥地より輸送され居りしも先般三線連絡運賃制定以來朝鮮經由內地にて製造する方有利となりし爲め內地商人は競ひて原料の買占めを行ふに至り、爲めに南下品激減し昨今

に至りては協定運賃實施前に比せば約三分の一の少額となれる爲め同骨粉場の如きも當地にて原料蒐集困難となり山東省より輸入するに至れるを以て自然採算有利ならず今後の方針に少からぬ影響を來せる由に候。

▲**産業補助**　關東都督府が大連方面に於て産業補助金を與へ居るは本年度今日迄の處約十六萬圓にて補助事業の種類左の如くなる由に候。

粉條子製造業、蒙古貿易實地調査、柳行李製造業、骨膠製造業、海運業、商業會議所勞働者保護事業、硝子製造業、銀行業、陶器製造業、石鹼製造業、牛乳搾取業組合

▲**鞍山鐵礦**　屢々報導せる如く先般奉天于冲漢並に鎌田彌助兩氏名義の下に其の向の認可を得て設立せられたる日支合辦振興公司に於ては鞍山站附近の鐵鑛採掘に關し其後着々土地買取其他の準備を進めつゝありしが此程全部の準備終了し不日採掘權の許可あり次第採鑛開始に至るべく右鑛石は豫定の如く滿鐵會社に於て之を利用し製鐵所を起して製品となすべく其第一期計畫として愈々來年度より熔鑛爐二基を据付け銑鐵年額約十四五萬噸を産出し同時に製鐵其他の工場を設け大正八年度を以て一通り完成せしむべき筈にて同社の重役會議の結果今回創設準備委員を任命し工場其他の關係社員をして委員たらしめ委員は其々準備に着手すべく決定したる由にて製鐵所の位置其他に關しては委員に於て審議決定致す可く候。

▲**本溪湖坑**　本溪湖煤鐵公司は來年度事業として四眼溝、龍頭の二ヶ所に斜坑を下すことに路ぼ決定せる由にて竪坑計畫もありしが約千五百尺を下さゞれば着炭せず殆んど十年計畫となるべきを以て姑く之を見合はすことゝし殊に近來鞍山站製鐵其他石炭需要增加し居れば前記斜坑は約三年計畫にて開坑すべき豫定の由に候。

▲**鉛鑛發見**　安奉線南坎附近に於て近頃鉛鑛發見を傳へられたるが右は撫順炭坑分析所員某氏が一昨年滿洲鑛脈地圖作成の目的を以て勤務の餘暇を利用し諸方を實地踏査中發見せしものゝ由にて今夏七月當局の許可を受け獨力試掘を開始せるに鑛質七〇プロセントを下らず却々有望とのことにて近く何人かの手にて經營さるに至るべしと申し候。

▲**天寶山鑛**　間島天寶山銅鑛の事に關しては先に大興公司にて開採するに至れること已報致し置き候が最近其精錬したる銅塊二噸（時價一萬圓）を第一回の輸出として發送したるに支那官憲は其の輸送停止を要求し該品は目下龍井村に保留中の由にて是は鑛山條例の解釋に關し北京政府の電命に依りたるものにて局子街滯在中なる同公司監督は是が解決に鞅掌中なれば近く輸送するに至るべしとのことに候。

湖南通信

湖南省財政廳　民國二年十一月一日より五年七月四日迄

支出項目大綱

（省議會の精査に係るもの）

項	目	幣種	金額	預算超過額	預算剩餘額
內務費	財政廳の原簿記入額	兩	四、四〇九、九二四、三六八	―	―
		元	一、五三二、八九五、三六六	―	―
	實際支出額	兩	三、九六七、七三二、八二二	―	―
		元	一、三五七、五八一、〇二九	―	―
	右の兩を元に換算合計	元	五、〇二二、八二九、〇〇〇	―	―
	右預算高	元	五、一三二、四〇二、〇〇〇	―	一〇九、五七三、〇〇〇
財政費	全原簿記入額	兩	五、四四七、八八三、〇〇六	―	―
		元	一、一四四、一二七、九八七	―	―
	實支額	兩	五、三二五、六〇五、三六〇	―	―
		元	一、一三九、二三六、一〇〇	―	―
	兩を元に換算合計	元	五、八九三、四二一、八六五	―	―
	預算高	元	一、四二一、一四四、〇〇〇	四、四七二、二七七、八六五	―
軍政費	全原簿記入額	兩	九、八六三、四六六、三七〇	―	―
		元	二、七〇九、九六三、三三三	―	―
	實支額	兩	一〇、八六五、四六六、一五四	―	―
		元	二、七〇三、四八六、〇〇九	―	―
	兩を元に換算合計	元	一三、五三三、九九九、七八五	―	―
	預算高	元	九、一八〇、九六六、〇〇〇	二、四四三、二四九、七八五	―
教育費	全原簿記入額	兩	二、三五五、〇六八、八二八	―	―
		元	[illegible]四、三二一、九八二四	―	―
	實支額	兩	二、六五五、七〇五、〇〇〇	―	―

		元	六七二、〇七四、〇六九	|	|
	兩を元に換算合計	元	二、九七四、八六三、二九七	|	|
	預算高	元	三、〇三六、一六四、九六六	|	六一、三〇一、六九九
司法費	全原簿記入額	兩	一、五四〇、二四九、三三六	|	|
		元	二、四〇八、三六四、四四〇	|	|
	實支額	兩	一、六三九、三〇一、一九七	|	|
		元	二、五八八、六二三、四四〇	|	|
	兩を元に換算合計	元	一、七四八、八九八、〇〇〇	|	|
	預算高	元	一、四六九、〇八五、八六六	|	二七九、八一二、一三四
外交費	全原簿記入額	兩	二六、四四四、〇九六	|	|
		元	三、九九九、九九九	|	|
實業費	全原簿記入額	兩	三八三、四七五、〇七八	|	|
		元	五八二、七三九、五〇九	|	|
	實支額	兩	四二九、八八〇、〇九八	|	|
		元	三八三、〇八二、五〇〇	|	|
	兩を元に換算合計	元	七七三、八八九、七七二	|	|
	預算高	元	七六七、九八七、三三二	|	五、九〇二、四四〇
	預算過不足總計			七、八四四、三二一、六五〇	四五六、五八九、二六三
	預算超過總計			七、三八七、六三二、三八七	|

右表中に擧げたるは正當財政廳を經て支出せしものなるが、此外民國四年帝制發生以來將軍署より直接銀行及鑛務局等より引出し軍費として、消費せしもの明細なる帳簿上の根據を得ざるも、概算左の如し。

一千百三十二萬元餘

此外第二革命後革命黨の私產を沒收せる見積金額、約二十五萬元とす。

湖南鑛務總局及分局收支並存礦表

總局（民國元年二月より五年六月迄）

局名	收入金額	支出金額	存金額	存鑛額	收支不足金額
總局	七、四六九、二〇五、七五六円	八、二六二、八五一、四〇六円	四七五、六四五円	鉛礦石 二、五三三石、七二斤	七九三、一七〇、〇〇五円
	—	—	—	亞鉛礦石 三三四、七五八石、一五斤、一二両	—
	—	—	—	鉛 一三七石、七一斤、一四	—
	—	—	—	亞鉛 三、八一四石、五二斤、〇三	—
	—	—	—	錫礦石 一、五五一石、四〇斤、〇八	—
	—	—	—	鈍錫 一四一石、六六斤、〇九	—
	—	—	—	定量の餘分 四〇斤、〇四両	—
	—	—	—	它價 一〇石、七〇斤、〇六両	—
	—	—	—	硫礦 四三一石、三二斤、一四両	—
	—	—	—	硃砂 一八石、三七斤、一二両	—
	—	—	—	水銀 六石、一二斤、一五	—
	—	—	—	土礦 一七石、七三斤、〇〇両	—
	—	—	—	丁子礦 三一石、五二斤、一二両	—
	—	—	—	雄礦 三、一一三石、五二斤、一四両	—

分局（民國元年二月より五年六月迄）

局名	收入額	支出額	採礦	現在金額	現在礦數
常寧水口山	七七、五六一、八七〇円	七二、八九、九二四円	六三、八四六石、二三斤、〇〇	二七、八六七、七〇九元	二五、〇〇五石、六〇斤、〇〇

		一、四九四、五二〇、二三一元	一、四六六、六五三、五一三元	亞鉛硫石	一、三七九、四三二、九〇、三石斤両			亞鉛鑛石	二八九、七二二、七〇、〇〇石斤両
		|	|	硫磺	一三、五七八、六三、〇〇石斤			硫磺	一六四、五六、〇〇石斤
	松柏市精煉廠	八九、七九〇、一八二同	八七、〇二四、六七三同	鉛	三五九、九六、一〇石斤両		一三、一七〇、一二〇元	鉛	一三四、二〇、〇〇石斤
		一九五、二四四、七五六元	一八一、九七四、六四六元	亞鉛	三二、二六一、九〇、〇〇石斤			亞鉛	七〇、七三、〇〇石斤
		|	|		一、三〇五、六九、一三石斤				|
民國元年二月より五年二月迄	新化錫鑛山	六二、四九八、六八二両	五九、九三二、一一三同	銻鑛石	三〇、五三三、一二、一四石斤両		三九二、五五六元	銻鑛石	二六、八〇、〇〇石斤
		一四三、八五七、二五四元	一四三、三六四、六九八元	硫磺	三三七、六七、〇〇石斤			硫磺	一七、九〇、〇〇石斤
民國四年より同五年六月迄	常荏銻鑛所	二七、二一九、六〇〇元	二五、二二七、六〇〇元	它僧	二〇二、三七、〇九石斤両		八四二、〇五八元	銻	二〇二、三七、〇九石斤両
四年六月より五年六月迄	沅陵銻鑛	二〇、四二〇、四七〇元	一八、七一六、九六八元	銻礦	一、一九一、〇〇、〇〇石斤		一、七〇三、五〇二元	銻礦	一、一九一、〇〇、〇〇石斤
		|	|	硫磺	二一、〇〇、〇〇石斤				|
四年六月より五年六月迄	漵浦銻鑛	三〇、四二三、八六二元	二八、二七〇、八八二元	錫	二三、五〇、〇〇石斤		二、一四二、九八〇元		|
元年二月より五年六月迄	平江金鑛	一三、九〇九、五三六同	一三〇、九〇二、二七六同	金礦	五、八九六、三五五同		三、一四二、八五五元		|
		二八〇、三四五、六〇〇元	二六七、二〇二、七五六元		|		|		|
元年二月より四年十二月迄	會同漢濱金鑛	二一、八三六、六八七両	二一、四六二、七三五同		二、〇三四、一七三同		二〇、六三五、七九五元		|
		一三、五五三、一六三元	一一〇、九一七、三六八元		|		|		|
四年一月開五年六月迄	桃源金鑛	三七、六六七、六四三元	三七、四二五、二八五元		三七〇、〇九〇同		二四二、三五七元		|
二年一月開三年三月迄	辰州桐樹面金鑛	一、六九〇、八七三元	一、八一六、〇五六元		一、七四〇同	不足額	一三五、一八五元		|
		一〇、〇〇〇、〇〇〇同	九、九二八、五九八同		|		|		|
元年六月開五年六月迄	江華上五堡錫鑛	二四八、二八四、七一〇同	二二五、一七二、四一三同	錫	五、〇一三、七〇、〇〇石斤両		七、七〇〇、〇〇〇元		一五六、四二、〇〇石
		三九八、〇三八、八七五元	三九〇、三三八、一四〇元		|		|		|

元年六月より五年六月迄	臨武羅坪錫鑛	二三、五五六、九五〇両 四八、三二〇、八〇〇元	二〇、五八六、七六〇両 四八、〇〇〇、〇〇〇元	鈍錫	一四一、六六〇石斤 —	— —	— —
元年七月より三年二月迄	鳳凰猴子坪硃砂	三三、九七四、二〇〇両 三三、八二七、六〇〇元	二九、五〇六、九〇〇両 三三、六二三、七〇〇元	硃 水銀	七八、九三三、〇〇石斤 一一三、四九〇、〇〇石斤	二〇三、八九〇両 —	— —
二年一月開十月閉止	常寧呼頭分局	九、〇〇〇、〇〇〇両 九、七四〇、〇〇〇元	八、二九一、〇〇〇両 七、六二九、七〇〇元	不詳	— —	— —	— —
元年二月より五年六月迄	長沙南門倉庫	二七、三三〇、〇〇〇両	二七、三三〇、〇〇〇両		—	—	—

員會は本年一月上旬には成立するに決定したりと、而して蒙藏院總裁貢諾桑爾布氏を委員長と爲し、外交部よりは章祖申、王景岐內務部よりは張殿璽、呂鑄蒙藏院よりは隆福、克希克圖等を委員に派することゝなり、黎總統よりは特に阿穆爾靈圭、趙爾巽、那彥圖、熙彥、高爾謙等十餘名を派して庫蒙劃界事宜に參與せしむる由なるが、政府當局は露支蒙劃界に對して、專ら歐洲各國界域石標の例を準用せんと主張しつゝありと聞く。(時事新報)

軍事

○各省の陸軍數　政府は各省の軍隊を收束する起見よりして、現時の軍隊實數を調査せるが其數左の如し。(順天時報)

直隷	四師團	山東	二師團
河南	三師團	奉天	二師團半
吉林	一師團半	黑龍江	一師團
山西	半師團	陝西	二師團半
甘肅	半師團	新疆	一師團
江蘇	六師團	浙江	二師團半
安徽	一師團半	江西	三師團
湖北	四師團	湖南	二師團半
四川	二師團	福建	一師團
廣東	二師團半	廣西	二師團半
貴州	一師團	雲南	一師團
合計	四十七師團		

尙ほ此外各省巡防隊の實數を揭ぐれば次の如し。

直隷	百七十五隊	山東	廿九隊
河南	九十三隊	奉天	三十二隊
黑龍江	四十四隊	山西	十一隊
陝西	十七隊	甘肅	九十五隊
新疆	七隊	江蘇	五十隊
浙江	三十四隊	安徽	廿六隊
湖南	廿七隊	四川	五隊
福建	二十隊	廣東	八十四隊
廣西	三十隊	貴州	二十二隊
合計	八百十一隊		

○濰縣民軍の編制　濰縣民軍は一混成旅に改編することとなり、張督軍と居正との間に議成りて、山東新編混成第一旅と稱し、其編制は左の如し。

第一旅長	朱舞青
第一團長	尹錫五
第一營長	凌聯成
第二營長	紀少樓
第三營長	陳玉堂
第二團長	王貫忱
第一營長	康品一
第二營長	黃海秋
第三營長	王殿鵬
騎兵營長	鶴　壘

砲兵營長　段　石軍
工程營長　孫　介夫
輜重營長　陶　旭升

以上の如くにして張督軍は民軍全部の編制を終へ、盡く濟南に移駐せしむる方針なりと。

借款

○米支借款抗議問題　十二月一日北京財政部は四國銀行團の米支借款反對の抗議に對し、回答を與へたるが、二日銀行團は更に復た財政部に向つて詰問書を送れりと云ふ、今一日財政部より銀行團に與へし回答文を見るに大略左の如し。（日報）

一、第一次善後大借款は既に日英佛獨露の五國銀行團と支那政府と訂約せるものと爲す、而して今銀行團は已に獨逸を除去して、日英露佛の四國銀行團と成り、自ら從前の五國銀行團と性質同しからす、因て現在の四國銀行の團訂結せる所の第一次借款契約の規定に準據するを得す、支那政府は故に四國銀行團は第一次借款契約第十七條に準據して、支那政府と他國と政治借款を締結せりと抗議する理由なきを認む。

二、今次の米支借款は只だ中國交通兩銀行紙幣整理の用に供し、斷じて政治借款の意思を含有せす、且つ本借款の擔保品は煙酒公賣税を以て爲し、第一次借款の擔保たる鹽税餘款と交渉なし、故に四國銀行團も亦た抗議を提起すべき理由なし云々。

次いで二日四國銀行團代表が會議後、財政部に再び送れる反駁書左の如し。

一、支那政府は四國銀行團と五國銀行團と性質同しからすと稱すと雖、四國銀行團は曾て中國政府に向て、獨逸銀行團を四國銀行團の外に排除するを通告せり、支那政府は第一次善後借款の合同に準據して、二ヶ月以前更に第二次借款要求の交渉を爲せるに非すや、是れ支那政府は已に明に五國銀行團と四國銀行團と同一團體と認めたる也。

二、支那政府の回答する所には、今次中米借款は單に紙幣整理と稱すれど、然も中國交通兩銀行は既に政府の銀行にして、其銀行に要する所の金額が政費に充用する内情の有無は事實上劃然として區別する能はす、之を該銀行從來の慣例に徵するも、亦た證明すべし、是れを以て銀行團は絶對に中國交通兩銀行が收得せる所の、米支借款を政治借款として認むるものなりと云々。

○地方外債制限　財政困難の爲め支那各省にては、近來頻りに外債を起さんとしつゝあるより、北京政府は之が制限を加ふるの必要を認め、左記の如き通電を全國各省に發せり。（時事新報）

一、各省は擅に外商に向つて借款を訂約するを得す、政府の認可せる者に非ざれば中央は責任を負はず。

二、若し各省軍政費の支絀困難ならば、政府に報明し、中央の批准を俟つて後に短期外債を借るべし、凡そ合同訂立は省議會並前政府の允可するにあらざれば概ね無効とす。
三、各省短期借款額は政費一ヶ月以上に超過するを得ず、抵還の法を籌措するに非ざれば亦動議するを得ず。
四、各省若し借欵せんとせば先づ用途明細表を造冊して、政府の核査に備へて、繼續進行し、日後表列せる範圍を遵守し開支すべし、濫支は當に承認せず。
五、借欵は鹽、厘金、田賦、烟酒公賣税、國有鐵道收入、已成各鑛及び官產の一部分を擔保と爲すを許さず、其餘提出の擔保も議會を通過するにあらざれば擅專を許さず。

財政

○拾壹月分各省收入　財界の確實なる消息に據れば、各省の昨年十一月分收入確數の已に財政部に報告せられたるもの、合計九百四十二萬八千元にして、之を細別すれば左の如しと云ふ。（時報）

奉天省　百九十八萬二千五百八十九元
山東省　九十五萬七千餘元
江蘇省　二百三十一萬七千八百餘元
福建省　二十三萬千七百三十元
安徽省　三十五萬六千百餘元
湖北省　百十萬餘元
四川省　二十一萬餘元
江西省　四十一萬二千餘元
河南省　四十一萬二千餘元
陝西省　三十三萬餘元
廣西省　十六萬四千七百餘元
甘肅省　十四萬三千八百十六元
京兆　九萬三千餘元
山西省　百零四萬餘元
熱河　一萬二千四百餘元

右の外各省は尙未詳なり。

○十二月分各機關經費豫算　中央各機關十二月分の經費は、財政部に於て審議中なるが、各機關より財政部に提出せる豫算表に據れば左の如し。（北京日報）

一、內務部　九十六萬餘元
一、陸軍部　三百八十七萬餘元
一、海軍部　百十二萬餘元
一、交通部　二十八萬餘元
一、司法部　十五萬餘元
一、教育部　二十一萬餘元
一、農商部　八萬餘元
一、參謀本部　五萬餘元
一、國務院國會經費議員月俸及財政部經費皇室經費等計

二百五十萬餘元なり。

○昨年の鹽稅收入　鹽稅收入は毎年七千餘萬元乃至八千餘萬元を例とせしが、昨年は十一月末日迄に巳に八千四百七十萬元に達したり、即ち十一月分收入の如き各省の電報に據るに合計五百五十萬元に上り、外債元利の支拂を除き實に二百萬餘元の剩餘あり、豫想外の好成績なりとす鹽務署最近總計の確數を探聞するに左の如し。(時報)

一、前次大借欵利息及外國舊債九千二百萬元を償還し、尙剩餘金三千二百二十萬元あり。

一、右剩餘金の內より以前の關稅不足分千二百五十萬元を補足し、尙千九百七十七萬元を存せり。

一、此剩餘金中一千萬元は二回に分ち支那政府に引渡し、殘九百七十萬元は十二月十日後上海天津北京各銀行より支那政府に引渡し、政府は之を交通銀行に注入し兌換開始を行ふへしと云ふ。

○交通部の收支豫算　本年度に於ける交通部の豫算收入は、七千百廿七萬九千餘元にて、支出は五千九百三十一萬三千餘元なり、其內容は左の如し。(時事新報)

全國電政營業收入　七百十四萬七千一百餘元
國有鐵道營業收入　五千六百三十三萬〇六百三十元
全國郵務營業收入　七百十四萬七千一百餘元
國有鐵道營業支出　四千六百三十五萬九千六百餘元
全國電政營業支出　五百七十五萬元
全國郵務營業支出　七千三十萬三千百五十餘元
差　引　一千二百萬元

經濟

○裁釐加稅會內容　過般農商、財政兩部は裁釐加稅の議に就き外交部に照會せしに、從來締結されたる關稅條約は七八十件の多きと協約國の數十五六個國に及べる由にて、其研究手續は頗る容易ならざるより、此程國務會議を經由して、先づ裁釐加稅籌備委員會を設立するに決定したるが、今該會組織の主要大綱を聞くに左の如し。(北京時報)

一、外交、財政、農商三部を以て主管とす。

一、內務部、稅務署、鹽務署を以て輔助機關と爲す。

一、委員の組織　(一)各主管部より參事一人僉事三人主事五人を派し、(二)各輔助機關より僉事二人主事二人を派し、(三)官制未定の稅務處は股長股員五人を派す(四)以上の各派員に由り共同して之を組織す、(五)對外事項は外交部を以て主體と爲す、(六)該會は人民の請願を收受する權あり。

一、委員の資格　(一)外國語及び海外商情に習熟する者(二)條約に熟悉する者、(三)稅務及び商情に熟悉する者。

○新補助貨の量色　支那政府に於て今回鑄造に着手せんとする、新補助貨の重量及び成分は左の如し。(神州時報)

五十仙銀貨　重量庫平三錢五分弱にして、四分の三を銀四分の一を銅とす。

二十仙銀貨　庫平一錢四分弱にして成分同上。

上十仙銀貨　庫平六分五厘强にして、成分同上。

五仙白銅貨　庫平一錢三分强にして、成分は四分の三を銅四分の一をニッケルとす。

一仙銅貨　庫平一錢六分强にして成分は百分の九十五を銅百分の三を鉛百分の二を錫とす。

五厘銅貨　庫平八分强にして成分同上。

一厘銅貨　庫平三分三厘五毛にして成分は半銅半鉛とす。

鑛　山

○湖南銻鑛調査　湖南は鑛産豊富にして銀石炭鑛以外アンチモニー鑛を最多とす、農商部が此程接手したる湖南財務廳技術員の調査報告に據れば、同省のアンチモニー鑛中已に採掘を開始せるもの十六箇所、出願中のもの三箇所にして各面積は左の如し。（北京事報）

平江七箇所　面積計四百二十四萬千畝
新寧三箇所　面積計百零五畝
興寧一箇所　面積六畝
湘鄉一箇所　面積十五畝
慈利一箇所　面積九十畝
石門一箇所　面積百二十畝
豐州一箇所　面積三十畝
以上合計十八箇所面積四百二十萬五千六百二十一畝

○山西鑛山權競爭　山西鑛産は福公司より回收されし後、特別の性質を含有し、別に公司を設くるに便ならず、失敗を取るに至りたるが、建昌公司なるもの平定、[illegible]地方に在りて外人より回收せる地點を侵占せんとするや、保晉公司は山西を代表し承認せず、山西全體公民大會の力爭あり取消されたるも、省議會開かれし以來、建昌公司は亦主張せんとし、各縣は之を開き公民會を開き、再び抗議を提出し建昌公司を取消すべしと要求し、大原商會も亦贊同を表し、建昌、保晉公司の競爭は容易に纏まらざるべしと云ふ。（順天時報）

交　通

○現在の交通機關　交通會議にて許總長は支那交通界の現狀に付き左の統計を述べたり。（北京事報）

（一）鐵道　國有にして既成もの一萬〇五十四支那里、目下工事中のもの五千二百六十七支那里、築路決定のもの一萬四百四十七支那里、民有既成のもの千百三十八支那里。

（二）電政　全國電報局計七百十箇處、全電線延長十二萬七千五百五十五支那里。

（三）郵政　全國一、二、三等局及び支局計千五百六十七箇處、郵路延長四十九萬二千六百支里。

右の如くなるも土地廣大なる支那として交通發展の餘地

多し、然も鐵路に付ては內外債は五億六千四萬元あり、每年收支不足一千八百四萬元なり、若し大改善を爲さゞれば遂に破產するに至る諸君の努力を請ふ云々。

○齊愛線急設案　北京政府の計畫に由る齊々哈爾愛琿間の齊愛鐵道急設に就いて、交通部は交通便利且又收入增加の目的の見地よりして、齊愛鐵道敷設を急ぎ、目下已に線路の實測に着手せり、工費二千萬元は外債に由らず、黑龍江省荒地開放より生ずる收欵中より九百萬元を支出し、殘額は更に三省より財源を見出し、分擔せしむ可く、交通部より該三省長官に面商したりと云ふが、北京政府が該計畫の進行を急ぐの眞意は、交通利便の外對露國の利權保持が主眼なる可く、而して外資に由らざる該計畫の實行は容易ならざる可しと。（神洲日報）

○張庫線計畫　張家口より庫倫に至る張庫鐵道は、支蒙交通上の最重要線として、前清時代より幾回か其敷設を計畫されし者なるが、最近北京政府は支蒙交通上又對露政策上の見地より、其急設の必要を認め左の如き支蒙合同の敷設案を立てたり。

一、張庫鐵道は支露兩國合同組織の公司を以て其敷設を實行す。

二、張庫鐵路公司は支蒙人民の投資を用ひ外資を借用するを得ず。

三、張庫鐵道は十年期內に完成せしむ可し。

倘庫倫駐在辨事大員は政府の命を受け、上記提案を以て目下外蒙政府と協議中なり。（北京日報）

露國蒙古文學博士ポズトネエフ原著
日本文學博士內藤虎次郎校閱
東亞同文會調查編纂部譯補

東部蒙古

（蒙古及蒙古人續編）

菊版七百四十頁　附圖寫眞數葉

定價貳圓五拾錢　郵稅（內地）十二錢（朝支）四十錢

大正四年九月

東亞同文會調查編纂部發行

支那

第八巻第三號

要目

東亜同文會調査編纂部

本店 臺北

支店及出張所

臺灣 基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿緱、花蓮港、臺東、澎湖島、

支那南洋歐洲 上海、九江、福州、廈門、汕頭、廣東、香港、新嘉坡、倫敦

内地 神戸、大阪、東京、

株式會社 臺灣銀行

支那南洋歐洲幷臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市麹町區永樂町二丁目一番地

東京支店

支配人 山成喬六

本局 五〇六〇番(特長) 五〇六一番(長) 五〇六二番(長) 五〇六三番(長) 五〇六四番 五〇六五番

目次

大正六年二月一日發行「支那」第八卷第三號

論説

資料

雜錄

通信

時報

大正六年二月一日
第八卷第三號

論說

支那借欵成立

一

一爭去り一借款起り、一亂罷み一外債生ず、實に支那は眞に外債の必要ありて之を起す者か、はた又一時の便宜を外債に求め、姑息の彌縫を借款に恃む者か、支那の財政家は熊希齡を始め一世の經綸を以て屢其の財政大策を天下に公にし、支那財政の基礎鞏固動かざる山の如きを宣言し、慷慨激越なる國民は國家の百事に關し國權の重んずべく外難の擊排すべきを論じ聲涙常に共に下るを見る、實に支那人の議論より推し、支那人の氣質より察すれば苦んで外債を求むるの誤なる何人も之を知る、然り而して一治一亂必ず外債を求むるに急なるは其因果して如處にかある。

思ふに支那爲政家及び憂國家は一局部の外難に對してのみ悲憤し瑣々たる外交に對してのみ慷慨し、而して最大なる國家の問題に至りては常に之を閑却するの性質あるに非ざるか、小なる者は之を排

斥し易し、大なる者は遂に奈何ともなし難し、其易きに憂ひ其難きに憂ふるなく、其眼前の瑣事に急にして百年の大計に對し緩なる甚し。

二

第三次革命以來既に外債の成立する者三、我が興亞公司の五百萬圓、リ、ヒッキンソンの一千萬米弗、交通銀行の五百萬圓、シームス、カレーの鐵道借款前渡一千萬米弗、而して今や四國又は五國の大借款一千萬磅乃至二千萬磅の成立せんとするを見、又日米合同の運河借款も締結せんとす、固より其名の示す如く或は鐵道に或は河工に或は金融に用ゐられ眞に經濟興業上に活用せらるゝ者と解すれば何等の問題なしとも考ふべし、然れども其實單に中央財政を補救し消極的に政治上に之を徒費し終る者のみ、是に於てか知らず、其果して支那憂國の士の之に對し茫々夢々たる所以を。

人は云ふ、中央政府は確乎たる政策を立つるに當り其歳入を以てして足らず、其財源を地方に求むるも之を得ず、已むなく之を國外に求め、其爲さんとする政策の資となすなりと、然れども第一次革命以來斯る政策は屢行はれ行はるゝと共に大害を貽し大弊を遺す既に明なり、殷鑑既に明に而も猶其の憂國の爲政者が此の策以外取るの策なきか。

三

財政に通曉し最も偉才と稱せらるゝ熊希齡以下幾多の財政總長は常に支那の外國貿易は九億萬兩（十三億萬圓）人口は四億萬、之を以てして一年の歳入數十億に上るべきは昭乎たりと說き、在野の志士亦昂然として支那の富を言ひ財源を說き、日本の小を以てして猶且つ歳入六億を有す、之に比し支那は四十億を得る難きに非ずと稱す、吾人其の眞に然るや否やを知らず、唯是等國家の柱石たる人傑は國家を憂ふるに急に國難を思ふに深く而して此の言あるを多とせずんばあらざる也。

中央政府の屢發表する歳出歳入豫算は歳入四億乃至五億を示し、其數字を列ぬる眞に詳細を極め、財政の大方針一目瞭然たる者あり、之を以て中央地方の大官も支那財政の悲觀すべからず、憂ふるは杞憂に過ぎずとなす、亦然るべき理由あるが如し、實に其國家に忠なるの士は何故に斯る大なる根據を有する財政を實行せずして濫りに一時を補救するの外債に焦慮する甚しきや。

四

獨人が漢口租界警察範圍を擴張せんとするや、兩湖の志士血を以て之を爭へり、佛人が天津租界を推廣せんとするや京津の國士命を賭して鬪へり、鄭家屯事件の起るや國辱を雪ぐべきを痛論し、日支交渉の起るやボイコットを以てして其憂國の志を表はせり、實に一小瑣事に對して何故に國論沸騰し、而して大事に對し常に默々たるや。

國道なければ退くと孔子も言ひ、魯連は東海を蹈んで死するあらんのみと嘆せり、眞個の大事に當り支那人は常に之を放棄する孔孟の昔よりして既に然るか、爭ふ所は易きに在り、難きには去る、是れ豈支那の大道なる歟。

支那の事物を見る、一局部に精を極め華を競ふも全體に於て統一秩序を有する稀なり、器具然り、家室も然り、文章も然り、詩歌も然り、而して支那人は局部的才能に長じ大局的才能を有せざる國民とすべきか。

五

嗚呼憂ふるに當ては大事に憂ふべし、激するに當ては大難に激すべし、眼前瑣々の事何ぞ言ふに足らんや、支那憂國の士は利權を保有し國家を萬全ならしめんとして何故に革命にのみ腐心する、革命のこと一回にして既に其利弊明なるに非ずや、而も之を重ぬる三回、更に幾度も之を繰り返さんとす、また誤らずや。

水口の山は仰ぶべし、太平の鐵は重んずべし、然れども何故に國家の財政を憂ひざるや、眞に支那を憂ふるの士は各省の財政を反省すべく、各省の財政を以て中央を救ふを策すべし、中央は事實に於て一方哩の徴税地をも有せざるなり、而して地方は四百萬方哩の税地を擁し、其歲入は國家を救ふに足らざるか。

若し地方各省の財力を以てして中央政府の百難を濟ひ而も遂に能はざる所あれば、始めて他に策すべきあり、其の內に存する力を重んぜずして直に外に力を求む、誰か之を國家の瓦解と見ざる。

六

支那に三大財源あり、地租なり、關税なり、鹽税なり、地租は歲に九千萬元と云ひ、關税は七千萬元とし、鹽税は八千萬元と計る、而して關税及鹽税は既に幾多外債の元利支拂に充てゝ餘りなし、恃むべき歲入の二はまさに國家內政に用ゆるの途を失ふとも言つべく、更に今や地租の幾割はまさに成立せんとする大借款の擔保となると聞く、若し

斯くて三大收入の全部を擧げて之を外債償還費とし、他に餘力なくんば支那國民は膏血を國外に注ぐに忠なるのみ、苦累豈之に如く者あらんや。

然れども支那財政に明敏なる支那爲政家は決して斯る消極的を以て支那を觀せず、吾人も亦然り、其策すべき策あり、何を以て支那は此の如き衰殘の國たるべき、思ふに支那は鐵道の必要を極論し而も一哩も之を自ら築造せず、離落たる都市村鄕の間一橋一道之を修むるの意なく、一工一藝之を興すの心なく、敎育も名に止まり、行政も形にすぎず、而して何故に各省將軍は數千、數萬の軍隊を擁して糜費を大ならしむるや、支那の兵は國防として未だ嘗て其の必要を見ず、然らば其存する所以何處にかある。

袁世凱の大借款二億五千萬圓を借るや、其中の三千萬圓を投じて中央近畿の軍費とし、二千萬圓を棄てゝ地方軍費とし各省に分給して惜しまず、實に地方各省は中央に外債成立を督促し、其の分配を待つ日久しく、一喜一憂たゞ中央の送銀に在りしと云ふ、國家の存立かくして遂に成ると信ずる者か。

七

支那には歷世儒道を以て敎を立つと稱す、然れども眞個の民性は老莊に在り、儒も淮南子の如き老莊を加味せる者多く、殊に其の政治家には老莊の思想を有する人多し、即ち其出處、進退大率洸洋たり、虛淡たり、儒と雖も時として多くは熱誠を缺く、虛無恬淡の趣は孔子にも之を見るべし、此の性は今に國家の各方面に現はる、故に支那の政治家は亂世に當り雄たる稀に、治世に於て偉たる多し、國家至難の秋に際し大率居然として退きたゞ嘆聲を首陽の山に遺すのみ。

秋霜烈日の誠は屢歷史に於て其人あるを傳ふれど、詳に觀じ來れば其文章の美によつて然る者多く、小說の理想に於て然る者少しとせず、蓋し國民本然の性既に然るが故なるべし。但し其進退に恬淡に其の言語に、無慾に、其動作に洸洋たるは支那人の學んで得たる第二天性とも考ふべし、其の本然の性は然かく虛空、無欲、吾人が一日も嘗て忘れざる超世的偉人に非ざるが如し。

要之、支那人は更に熱烈なるを要す、小事に激奮するが如く、大事に邁進するを要す、奮激猛進は必ず大局を目標とし、大局の前には如何なる親をも滅し、如何なる欲をも忘るゝを要す、眞に國家を思ふの士は財政を思ふべし、革命、黨爭、不平、憤懣の如き亡國の民の爲すべき事のみ。

（北溟生）

蒙古の貿易

露國人エス、ヴイリグーズ

蒙古に於ける露國の貿易

蒙古に於ける貿易は幾世紀の久しき交換的の性質を帶へる復雜なる方法を以て行はれたり、然るに最近十年間歐米資本家が家畜及び生肉商賣として蒙古に入り込みてより、此の太古國の經濟界に多大の變化を來たすに至れり。

今や蒙古の各地方に於て物品の價格及び勞働賃銀仕拂に對し、種々の方法あるを見受けらる、即ち物品を以て仕拂ふ外に銀片、支那弗、手形、露國銀貨及び紙幣を通用す、而して此等の方法の主として行はるゝ所は、庫倫、張家口クミホト、烏里雅蘇臺等の商業中心地とす、是れ此等の都市は毛皮、獸毛及び家畜商賣の集合する所なればなり。

蒙古の有ゆる貿易は輸入及び輸出とも、支那及び露國商人の手中に掌握せらる、是れ蒙古が露國以外の他國人に對し閉鎖せらるゝためにして既に世人の知る所なり。

露國商人は露支條約に定められたる特權の內に、陸路蒙古に輸入する物品を無稅賣却するの特權を有す、然るに蒙古內に於ける露國商店は支那商店に比し甚だ少なく、庫倫に於ては支那商店百軒に對し十軒、烏里雅蘇臺に於ては八十五店に對し五店、科布多に於ては六十五店に對し七店、ワンクレーンに於ては三十店に對し三店、ザインシャビニ於ては十二店に對し四店、張家口には四十二店に對し露國

商店一あるのみなり。

運轉資金の關係に於ても亦支那諸會社のものは、著しく露國商會のものに超越し、前者は數百萬留を以て數ふるに後者は遙かに其の下位にありて、到底之と比すへくもあらす、蓋し露國商店は少なからさる物品を支那人より購買し露國に向て輸出する多量の生糧品も亦支那人より購求するを以てなり。

露支兩國の商業競爭

今蒙古に於ける露支兩國人の商業上の競爭の、如何の狀況を呈するやを見るに、數百を以て數ふべき支那諸會社諸商店中大規模なるものは約三十に達し、各地に其の支部支店を有す此等は屢々上海及び天津の外國商店と卸賣取引をなし、又生糧品の賣却並に銀行事業等をも兼營す。

如斯にして全蒙古は中流の支那商人をして、大なる卸商店より安値に物品を受け込むことを得せしめ、又生糧品の賣捌並に資金の流用を容易ならしむべき良好なる機關を以て覆はるゝと云ふべく、又資金は中國銀行支店よりも求め得べく、而して銀行に於ても亦其の代理店に於ても貸借條件は重からず、利率は年八分乃至一割二分なり、又支那商人は遠き昔より其の分類に應じて團體を形成しつゝあり、此事たる相互の融和に資する所多く、賣買共に市場に於て一致の行動を取り易し、從て彼等が露國品を要する場合には大規模に聯合して關稅及び物品稅を取戻さるゝ大取引を行ふを例とす、而して蒙古人の第一の必要品假令は織物の如き其の價格は組合協議上之を一定す。

以上は支那商人の成功の主なる原因と見るべきものなるが、又此の成功は支那政府の助力に與ること甚だ大なるものあり、凡そ人權を擁護すべき完全なる法律なき國に於ては、債權回收に對する政府の助力甚だ必要なり。支那商人は政府より常に充分なる此の種の助力を受けつゝあり。

翻て露國商店の狀態を說かんに、玆に縷々多言するを要せず、單に彼等は支那商人の享有する以上記載すべき事實の何物をも有せず、若し有すとせば頗る憫然たる程度のものに過ぎずとの數言を以て足れりとせん、實に彼等は小群をなして蒙古の各地に分散し、相互の間に何等一般的の組織なきを以て、彼等のために盤根を斷ち其の進路を開拓せんと努むる爲政者も殆んど其の力を致すに由なきなり。

彼等は貿易上の智識を缺ける結果、薄弱なる根據の上に事業に開始し、早晩意外の結果を見るを常とせり、支那商人の常用する債務回收組織等も之を有効に採用し得ず、偶々之が回收に際しては百留の爲め千留を費消するの愚を演ずること珍らしからず、北京に於ける露國官憲の文書棚に此の種の裁判書類を見ること多し。

蒙古貿易に關與する露國大小商人間の關係は甚だ面白からず、少なからざる露國の小商人はビイスク其の他の地方に割據する金主の爲めに、苛酷なる條件を以て其の一生を苦しめられつゝあり、而して蒙古に於ける露清銀行の事業は見る所直率ならざる步調を示し（同銀行は今や既に其の營業を停止せり）斯の如き峻烈なる金主の束縛より露國の

小商人を救濟するの意志なかりき。
ビイスクは卸商の屯所、烏里雅蘇臺は蒙古に於ける直接販賣者の中心點とすビイスクは之に對する受授の地點とし物品を附與する代りに、集め得たる生糧品は總て同地にのみ輸送せらる、而して商品は頗る法外なる價格と其の價格に對し年利二十%を附して貸出さるゝに拘はらず、尙は之に應ずる人あるは寧ろ不思議の現象と見るべく、露國商人が對支那人競爭に於て成功する能はざるは固より云ふを要せざる所なり。

露國商人の缺點

今其の一例を擧げんに假令はビイスクに於て駱駝製羅紗一「アルシン」の價一留二十五哥なるに、其の貸出價格は一留六十哥即ち三十%の高價となり、十三哥の木綿は四十%を增して十八哥となり、重量一「プード」の鐵鍋の價二百八十哥のもの四十五%加はりて四留となり、羊料理用小刀三十哥のもの五十%を增して四十五哥となり、銅盥六十哥のもの三十三%を增して八十哥となり、銀塊一留二十八哥のもの一留六十哥乃至一留七十哥に高騰す、されば之に運賃を加へ利益を附するときは、烏里雅蘇臺に於ける賣捌價は駱駝製羅紗は二留となり、木綿は二十哥、鐵鍋は六留羊刀は八十哥、銅盥は一留即ち當初の元價に比し、實に五十乃至百五十%の增加となるべし、かゝる狀況なるが故に不正なる度量衡を使用して蒙古人を瞞着するに至るは免れざる所にして、其の結果は各方面に關係普及し露國領事の裁判、及び露國商人中比較的正直に營業するものゝ名聲に惡影響を來すや當然なり。

斯の如くにして露人は西蒙古に於ける其の自然の市場を失ひ、烏里雅蘇臺、科布多、ワンクーシン、ザインシャービ及び其の他の地方に於ける、露國商品の運轉は慘憺たる狀況に陷りたりと云はざるを得ざるに至れり。

元來此等西蒙古地方は張家古及びククホトを距ること遠きが故に、同地方に於ける商業上に關し露人は支那人よりも好地位にあるものと云ふべし。

庫倫、張家口間茶業舊道路に於ける駱駝背による運賃は十五兩にして、烏里雅蘇臺及び尙は西方に對しては二十二兩を要す、而して露國は庫倫に於けるは獨り露國商品を以て商賣し、支那商人も亦庫倫に於ては露國商品も賣買す、然るに露人は西方に於ては前述の如き高き運賃を要せる外國品を支那人より買込み恰も買占者の如く行動す。

今や露國に對する輸出品は甚だしく增加せり、但し輸出と言はんよりは寧ろ露國を通過すと言ふを至當とす、何となれば主なる輸出品は獸毛及び毛皮にして、前者は露國を經て英米國に後者は獨國に輸出せられ、唯一小部分のみ露國に止まれるなり。

又檢疫事務より生ずる束縛甚だしきを以て、生糧品の大部分は道を轉じて多く南方に輸出せらるゝこととなり、露國に向ふもの從て減少する傾きあるに加へて、同地方に於ける資金融通機關の缺乏と露國商人をして一致共同の作業を容易ならしむべき何等の設備なきとは、交々遺憾に堪へ

ざる所なり、轉じて蒙古が市場として如何の素質を備ふるやを記述せんに、蒙古住民の數は正確なる統計表なきが故に之を知るに由なしと雖も、大約三百萬と稱せらる、而して此等遊牧的住民は各種物品需用が極めて小なるに加へて、擴大なる地域に散在し、且つ相互の交通も頗る不便なるが故に、濶大なる市場を形成する能はざるは蓋し自然の數なりとす。

中部蒙古の經濟狀態

中部蒙古の經濟狀態も亦數字に就て之を知る能はずと雖も、益々向上せんとするが如き有望なる現狀にあらざるや明かなり、元來蒙古人の生計は牧畜、狩獵及び運送業を以て經營せらる、而して其の內主要のものなる牧畜業は近來冬期飼養品缺乏の結果疫病流行のため著しく退步し、羊及牝牛の如きは蒙古人の主要食品たる乳汁を與へざること屢々なり、又從來盛況を呈せる運送業も物品交換取引の減少と共に復た昔日の觀なきに至り、狩獵に於ては主として土撥鼠及狐等の獲物あるも、物價高騰の結果盜賊增加し又野獸は容赦なく生物を荒す等、畢竟漸次產業の發達を妨害するの結果を呈しつゝあり。

又一方に於て租稅の重荷は次第に增加しつゝあり、此の課稅の點に於て蒙古諸公は敢て中央政府の後に落ちず、されば蒙古人の收入の過半は稅金として徵收せらるゝを例とす。

斯の如き狀況なるを以て一般蒙古人の特に安物買なることは、玆に喋々するを要せざるべし、彼等の嗜好たるや無趣味單調なる、而して物品の上に顯はれたる其の唯一の要求は、卽ち堅固なることと是れなり、然れども經濟上の理由に原因し彼等が買ひ得べき安價のものを求むるが故に、從て粗惡のものを購ふこととなるなり。

露國商品の性質の善良なることは、極東全般に於て何人も知悉する所なり、蒙古人も亦能く之を知り能く他國の商品と之を區別し之を所持するを誇るの風あり、是等は露國商業に取り好ましき現象なる上に、露人は無稅貿易の特權を有するにも拘はらず、彼等は尙ほ蒙古に於て大なる取引先を有せざるなり。

蒙古の木綿貿易

蒙古に輸入せらるる物品中住民の要求する主なるものは木綿織物にして、一九九〇年の統計によれば、張家口より庫倫に至る、卽ち唯一條の貿易路によるものなるが、其の額二十五萬六千四百匹（一匹二十「ヤード」）に上り、其の價格は百四十萬留に達せり。

此の木綿織物は甚だ安價にして、一「アルシン」十二乃至十八哥なり、蒙古人は之を以て上衣、衣服を製し又外套を作る材料となし時には下衣も亦之を製作す。

此の織物は支那に對し米、英及び日本より多量に輸入せられ、時には此の三國間の激しき競爭を惹起することあり最近十年間の狀況を見るに、日本は材料の安値及び位置近接するの故を以て他國に比し優位を占めつつあり。

全蒙古竝に直隷、山西、陝西、甘肅諸省に對する輸出入港たる天津稅關統計によれは明かに此の商品に對する諸外國の烈しき競爭を見るに足るべし。

一九〇〇年に於ては日本より輸入せる其の額は微々たるものなりしが、夫れより次第に增加し一九〇九年には實に各國より輸入せる同品全額の約五十五%を占むるに至れり

此等の木綿織物は支那に於て普通の方法により染色せられ、强度の點に於て尙ほ足らざる所ありと雖も、其の價格安きを以て自然蒙古人の嗜好に適し其の販路極めて廣し。

支那の諸港には多量の木綿製織物を運轉する株式商社の組織あり、之れがため國內に於ける木綿品の現在高に應じ市場の相場は程良く調節せらるるの便あり、而も投機的事業が大規模に行はるるを以て、時として市場に投げ出さるる貨物あり、此等は殆んど無價格に近く唯船舶の積荷たるに過ぎざることあり。

上海の一九一二年九月十五日の定期市場に於て各種木綿織物一萬一千五百七十五匹（一匹四十「ヤード」）の賣買ありしが、其の價格は一匹二留七十五哥より六留二十五哥即ち一「アルシン」五哥乃至十二哥に當り、露國內地の相場より安價なり。

今運賃を比較せんに外國より天津に至るまでの最も高き運賃と雖も、木綿貨物一普度七十哥に過ぎず、天津より張家口まで五十五哥張家口より庫倫まで平均一留二十五哥を要す、若しモスコーより之を發送せんにはウェルフネウヂンスクに至るまでに、一布度に付き既に二留五十五哥を要し同所より恰布圖まで最少運賃二十五哥恰布圖、庫倫間に四十哥合計三留二十哥を要す。

斯の如くにして自然的境界たる戈壁の砂漠は、露國のため毫も利益を與ふる所なく、天津を經て庫倫に至る運賃は露國の中點より庫倫に至る運賃よりも七十哥安し。

商業通路の變化

近時一般海港の發達竝に天津に於ける貨物運轉の人工的擴張は、蒙古に輸入すべき貨物を增加し、一方銀價の下落と相俟つて、露國商品の入蒙することとなれり、加之最近二年間露國に於ける物價騰貴は、多量の賣買未濟貨物を有する在上海、天津の露國商人をして著しき危險に瀕せしめたり、但し木綿織物は從來甚だ多額なる賣れ行きありしものにあらざるを以て、今は之れがため深く顧慮するを要せずと雖も、毛織物に至つては曾て蒙古に對する主要の商品たりしものなるが故に、玆に少しく留意せざるべからず。

往時露國より蒙古に入りし商品は、全部蒙古內に止まりしものにあらず、此等商品は多くの場合に於て支那より來る茶の運搬と引違に張家口に入り、是れより支那內部に擴布せられたり、即ち張家口は支那內部に對する露國商品の供給地として、支那北部諸省の商人を誘引せり、然るに今や玆にも海路貿易の發達のため、張家口は其價値の大部分を失ひ、最早從來の盛況なく單に天津、張家口鐵道の終點として貨物の通過點たるに過ぎざるに至れり。

又西藏、青海及び西部蒙古地方に對する、彼のククホト

の如き商業地點も今は直接に天津及び上海と連絡を保ち、單に商品の一部分のみを張家口に仰ぐの狀況となり、張家口は蒙古の一部分及び直隸省の一部に對する商業地に下落し、從來同地の名物たりし無數の倉庫も近來頓に減少せり斯の如くにして從來支那に入り込みたる露國製毛布類は集散地としての張家口の價値下落と共に、其の販路縮少し、特に獨逸製のものに壓倒せらるるに至れり、蓋し後者は其の質露國製のものより粗惡なりと雖も三十%乃至四十%安價なり。

尙ほ蒙古に於て販路を有する粗製の軍隊用毛布は、一「アルシン」の價一留乃至一留二十五哥にして、多く雨衣として使用せらる、而も其の賣れ口は甚だ大なるを要するに、露國製毛布は支那に於て獨逸製のものに壓倒せられ、蒙古に於ては購買者の能力過少等のため、孰れにしても其の販路は廣からざるなり。

蒙古輸入品中の主要物件は磚茶なり、支那政府は此の磚茶業を自己の一手に收むるの目的を以て、製茶會社、茶業商人及び資本家より成る一の團體に特權を附與す、一九〇九年張家口より蒙古に輸入せられたる、磚茶は十六萬五千箱にして其の價は二百十萬留に達せり、斯の如き專賣の結果漢口に於ける露國茶店は、蒙古に其の手を擴ぐること不可能となれり。

露國製毛皮は蒙古に於て殆んど一手の販賣を有す、一九〇九年恰布圖及びコシアカチを經て、蒙古に入りし高は、其の額三十萬留に達せり、此等は上衣、下衣其の他靴並に主として着物に使用せらる、其の他の商品は蒙古人の需要少なきため蒙古に輸入せらるること少なく、砂糖、石鹼、燐寸、石油の如きもの多少の賣れ口あり、尙ほ將來此等日用品の販路は擴張せらるる見込あり。

銅製物品も亦日用品として蒙古人の需用に供せらる、銅盥茶器水入湯沸し等の如し、但し此等は多く支那より輸入せられ張家口ダライノール等其の主なる供給地たり、是れ支那製のものは粗なりと雖も、價格低廉なるがためなり、露國製のものとしては唯銅盥のみ輸入せらる、其の他は支那製のものに比し價高きを以て販路少なし。

露國貿易發展策

之を要するに蒙古に對する露國貿易は、殆んど總べての點に於て支那其の他南方より到來するものに比し遜色あり之れが發展のためには完全なる組織と連絡とを有する商賈を必要とし、能く蒙古人の嗜好に投ずる商品を選みて之を供給するの道を講ぜざるべからず、露人は蒙古の北境に沿ふて一條の鐵道を有するに拘はらず、貨物の運賃高上し彼の戈壁の沙漠を經て千乃至千五百露里間商隊に依て運搬するものに及ばざるは遺憾の極と言はざるべからざるなり。

之を以て露國政府は勿論民間實業家も亦極東に於ける政策發展のため、從來獲得せる即ち既得の利權を擁護し、更に之を向上するの目的を以て露蒙貿易の發達を策し、遂に一大市場を玆に求むるに至らざるまでも、少なくとも露國商業家をして恰當の地位を得せしむることに、努力せざるべからざるなり。

香港の行政財政狀況

行政軍事一班

英領香港の長官たるものは太守にして、大守は文武の兩權を握り、次の如き宏大なる權能を有す。

一軍政司令官（資格陸軍中將）

一裁判權

一行政を統轄す

一官吏の任免をなし、假令主權者の任命に係る官吏と雖も之を免黜することを得、（但し主權者の任免に限る事を規定せる官職を除く）

一立法評議會の協贊を經て律令を制定し、行政評議會の議事に關しては最高の權限を有す

尙香港植民地統治機關は左の如し。

太　　守　年俸四千八百磅　交際費千二百磅
民政局長官　年俸千六百磅
裁判所長官　年俸千五百磅
檢察局同　年俸二千磅
學務局同　年俸千磅
土木局同　年俸七千八百磅
港務局同　年俸九百磅
園林局同　年俸八百六十磅
郵政局同　年俸五千百弗
衛生局同　年俸五千百弗
警務局同　年俸七千二百弗
財務局同　年俸七千二百弗

にして植民地統治に干しては、行政評議會の協贊を經る事を要す、而して此の議員は主權者の任命に因るものにして太守は之れか議長たり行政評議員は左の如し。

民政長官
要塞司令官
檢事長
財務局長

監　理　官

土　木　局　長

等にして、他に二名の民選議員を以て組織す、又立法評議會を設け、議員は行政評議員と同様なれども、外に警察局長非官吏議員七名を任命し、内三名は支那人を以て議員たらしむ。

陸軍は全く要塞兵にして、陸軍少將此れか司令官たり、英國兵及印度兵にて守備し、一箇年乃至二年にて本國兵と交代す、最近に於て發表せる常時守備隊の駐屯兵數は左の如し。

守備砲兵三箇中隊	八九八人
工兵二箇中隊	二二二人
英歩兵一箇大隊	九三二人
軍團派遣支隊	三四人
軍醫團派遣支隊	五二人
印度歩兵二箇大隊	一、八五四人
地方守備砲兵	三六四人
同上　工兵	一五〇人
主　計　部	八人
軍　司　令　部	三四人
合　計	四、五四九人

外に四百五十名の義勇兵あり、非常の場合に備へらる。

海軍は明治の初年馬關攻擊に參加したる「ネルソン」時代の軍艦と稱する「テーマー」號に司令部を置き司令官之れに坐乗し、國防、船渠、軍需品の輸入其他諸般の事務を處理す、英國の東洋艦隊は日英同盟以來其の數を減し、平時に於ては戰鬪艦一隻裝甲巡洋艦四隻國防艦若干驅逐艦十餘隻潜航艇三隻に縮少したり、其兵員に至りては秘して發表せす。

財政及課税

香港の財政は千八百五十五年より獨立經營となりたれとも、爾來特別の臨時支出なき限りは、常に歳入は歳出を超過するの好結果を示せり。

左に最近五年間の歳出入比較表を示さん

年度	歳入	歳出
一八〇九年度	六、八二三、九六七弗	六、五四三、八三九弗
一九一〇年度	六、九六〇、八六一	六、九〇七、一一三
一九一一年度	七、四九七、二三一	七、〇七七、一一七
一九一二年度	八、一八〇、六九四	七、二〇二、五五三
一九一三年度	八、五二二、三〇八	八、六五八、〇三

尚次に千九百十三年度の歳出入の明細表を示さん

歳入 科目	金額	歳出 科目	金額
諸税金	五、五二〇、五六〇、八九弗	總督費	八二、〇一五、〇五弗
租税	八九八、四八〇、二七	總督府費	二八、六三三、六八
裁判料	七二一、五三四、九四	港務局費	三八、五一六、八〇
郵税	四三九、一八九、三七	氣象臺費	二四、二五五、四九
九廣鐵道	三五、一二五、二三	裁判所費	二五三、六三六、一八
燈臺税	一九八、二九七、八五	警察監獄費	九〇九、四二一、〇九

雜收入	一三六、八四四、八二
官有地賣却	二九二、二八五、四八
合計	八、五二二、三〇八、八四

醫局並衛生費	五五八、五四一、五八
園林費	四八、七四五、八八
學事費	二六九、一六四、一三
土木局費	三六七、五四四、五三
土木臨時支出	一、八四七、五三三、六八
郵便局費	六三三、五八七、五一
九廣鐵道費	二四五、八〇八、五八
官吏賞與費	二八〇、三三〇、八八
慈善費	二四、九一六、四一
軍事費	一、六一五、六八三、三三
負債償却	六七三、九六一、三六
(九廣鐵道)雜費	三八七、七八三、七九
合計	八、六五八、〇二三、九三

香港は由來自由港にして、輸出入品に對して課稅せざるを以て原則とすれども、危險物、武器、刀劍類は其の取締頗る嚴重にして、之れに對しては愼重なる手續を要するのみならず、手續に際しては相當の手數料を徵せらる、一千九百〇九年法令を以て酒類に輸入稅を課する事とせり、但し再輸出の場合は戾稅あり、其他阿片、モルヒネ、砂糖の輸出入に關しては武器同樣取締法ありて、一定の手數料を課するものなり其稅率次の如し。

一 酒輸入稅率(一ガロンに對するもの)

ブランデー	四弗二十仙
ウヰスキー	三弗
ラム酒	一弗五十仙
シャンペン	三弗
ビール	二十仙
支那酒	三十仙乃至七十仙

二 營業免許稅

營業登記稅	資本金百弗ニ付四仙
酒造稅	四百弗
銃砲販賣	千二百弗
競賣業	六百弗
移民仲買人	二百弗
バー免許	千弗乃至三千五百弗
酒類販賣	千弗
ホテル料理業	七百弗
下宿業	二十五弗
人力車	七十二弗
畜犬稅	三弗
球戲場	百弗
艀船	六弗乃至八十二弗
土地稅	評價七分乃至一割三分

其の他證書類に對する印紙稅、燈臺稅等が香港政廳の歲入の大部分を占むるものなり、特に酒類に對する諸稅は極めて重課せらるゝに拘らず、市内のみにて消費せらるゝ諸酒類は千九百十三年度に於て一、六六四、七九六ガロンにして、輸入稅のみにても七十三萬弗に上れり。

右各職員の費用は本公司之れを負擔し其額は本部と協定す

第九條　本公司は本部の命令を遵守し若し本公司の行爲にして法規或は本契約或は本公司各章程に違背するときは本部は隨時之れを制止することを得

第十條　本公司集收の銅錢及び精錬銅數は旬報を以て本部に報告す

第十一條　本部は天津錬銅廠及び其他の敷地房屋機器等一切の資產を本公司に提供す其價格は雙方に於て之れを協定し本公司は每年該協定價格の百分の十を借賃として本部に納附す若し毀損等の事あれば本公司之れを賠償す

第十二條　本公司は借欵契約第四條に規定せる期間內に借欵定額を交附すること能はず或は同第二條の規定に依り資本を籌定する能はざる時或は本公司事故の發生に依り事業進行を見る能はざるに至りたる時は本契約は之れを廢棄す

第十三條　本公司章程株式募集章程收錢錬銅章程及び其他重要事項は本部に呈報し本部の許可を經て其の効力を發生す

第十四條　本公司は此の權利を以て他人又は他公司に讓與するを得ず本部は亦本契約期間內に於て之れを回收自辦し或は他人と同樣の契約をなすことを得ず

第十五條　本契約書は三通を作成し本部本公司各一通を所持し他の一通は國務院之れを保存す

第十六條　本契約は國會通過の日より効力を生ず

二契約は一月九日の衆議院議事の日程に上り、同院は銅錢收錬契約に多少の修正を加へ之れを可決したり、修正の要點は

（一）　收錬契約第一條「銅錢收錬額は市面の狀況に依り本部（財政部）之れを酌定す」とあるを「銅錢收錬額は六萬噸を以て限りとす」と改む

（二）　同第三條「銅錢收錬の純益は本部（財政部）十五分の五、本公司（保利銀公司）十五分の七、銅錢提供各省十五分の三を所得す」とあるを銅錢提供各省の所得を五割と改む

保利銀公司は右の修正に對し、不平にて原案通り可決を望み長文の意見書を發表して、國會に訴ふる所ありしが、十六日の參議院は衆議院の修正案を否認し、原案通り可決せるを以て、該議案は衆議院に回付せられたり、而して之れに對する衆議院の態度は明かならず、若し依然前議決を固執せば、決を兩院協議會に取るの外なかるべし。

最近政界一瞥

昨大正五年末の北京政界を震動せしめたる一出來事は、副總統馮國璋氏を筆頭とし、二十二行省督軍省長及び三都統の名を連ね、政府に宛て府院の融合、段内閣の擁護、國會の態度に對する忠告の三大端を打電し來れるの一事なり、而して上海の「民國日報」の報ずる所に據れば、馮國璋氏は某國務院秘書より國民黨側の四大計畫として、(一)段内閣を倒し唐紹儀内閣を組織す、(二)黎總統を罷め岑春煊を大總統とす、(三)副總統を名義のみとしその實權を剝奪す、(四)段祺瑞を陸軍總長專任とし李烈鈞を同次長とすとの事を内報されしが、氏は之れを以て國務に妨げありとし、各省長官の意見を求めしが、皆贊同せり、依つて(一)黎總統を擁護、(二)段内閣維持、(三)國會尊重の三事を以て張勳に諮りしも、張は國會尊重に反對にてむしろ解散すべしと主張せり、氏は於是さきの三ヶ條の趣旨に依り、筆頭と爲りて政府に打電したり、是れ則ち二十二省聯合通電なるものなりと、國民黨と馮氏との間が世評の如く融洽し居らず、進歩黨系との腐れ緣意外に鞏固なるを主張し來りたる、予は右二十二省聯電を以て進歩黨系が馮氏をかつぎ、國民黨系に向つて投げつけたるアルチマタムと見るものなり、此故を以て聯電起草者を梁啓超氏なりとする世說を否認し得ざるなり、此の聯電は兎に角歷史的文書なれば全文を次に錄す。

此次國體再び奠まり、天下治を望む、以爲へらく元首已を恭うし總揆人を得たり、議會重ねて開かれ、懲前毖後必らず能く國是を立定し、日を計へて功を呈せんと、半載以來事仍ほ未だ理めず、軋轢益々甚しく近頃は則ち浮言胥動日を終る可からざるの勢あり、國璋等守土待罪憂惶措く能はず、往返商榷し發して危言となる幸ひに之れを垂察せよ

我が大總統の謙德仁聞は、中外夙とに欽して人々愛戴せざるなく、繼任の後日として民を水火より出さんことを思はざるなし、然り而して效功彰はれず、實惠至らず德意ありと雖も、倒懸を救ふ無し、其の故を推原するに政務の不振に在り、政務の不振は信任の專ぱらならざるに在り、道路の傳聞に據れば府院の間頗る異見ありと、曾て國璋の電詢に對し大總統の復示を奉せり、謂ふ己を虛うし以て責を負ふあるの人に聽くと、我が大總統既に心を推して人の腹中に置き、皇天后土實に此の言を聞く、國璋等咸な國家の爲めに慶す、我が總理の淸正沈毅を以て此の倚畀を得、當さに一心一徧厥の施す所を竟ふべしと、今後若し更らに飛短流長府院の間に爲すものあらば、我が大總統立ろに屛斥を與へんことを、國璋聞及ぶ所は亦應さに隨時彈揭以て綱紀を肅せん、明良を佐とし賢に任じて貳なく、邪を去つて疑ふなく、然る後我が大總統總理を責むるに實效を以てすべし、總理乃ち其責を辭すべきなからん、此れ國璋等誠を掬して我が大總統の爲めに告げずんばあらず

內閣更迭の說起つてより國璋等屢々函電もて力を擁護に盡くすは、一は繼任人に乏しく益々擾紛を生じ無政に陷らんことを慮かり、一は我が總理の德量威望、苟くも其の用を竟へしめば必らずよく國の爲めに宣勞し、殘局を收拾せんことを信せしもの、徒らに空言擁護を事とするものに非ざるなり、現在大總統既に己を虛うするの誠を表し、總理勵精洽を圖るの會を正し、目下急に施設を待つ所の者、軍政財政外交の諸大端宜ろしく早く規畫を定め、循序實行すべし、國璋等中央を擁護し令は奉ずべく敎は承くべく、事勢苟しくも通ずべきある力を竭して奉宜し、以て統一の實を擧げん、此の大方針總理に非ざれば能く定むる能はず、閣員と總理と共に責任を負ひ、此の領袖を得て理宜ろしく協恭すべきなり、近ろ中行発現の如き輕卒功を急ぎ窮境に陷るを致す、前事の師當さに鑑戒すべき所、閣員必らず一貫の主張あり、鈞衡を總理に取るべし、總理ㅗ部主管する所を以て遷就するなからんか、閣員苟しくも苦衷あらば開示するを妨げず、公是公非猶ま持すべし、孰れか重孰れか輕自から當さに衡量すべし、國璋等赤心國の爲めにし其他を恤へず內閣維持の眞意誠を掬して、我が總理に告げざる可からざるものなり

國會は國家の立法機關たり、關係何等の重大、凡そ一切の動作必らず唯法律に是れ循ひ、始めて以て衆望を饜かすに足る、此次兩院の恢復は初め原と一時機宜の計に出づ、其時政潮鼎沸國本動搖、但だ我が規模を得せんこと

を期す、故に未だ顧慮を過存せず、國璋六月十五日の電其意を具有し、原と憲法早く定まり議政平を得政府に予ふるに可行の策を以てし、國家の爲めに不敝の規則を立てんことを以てせり、此の逾期再會開絶へて復た活くるの國會未だ天下の人に洽せず、猶ほ或は共に諒せん、意はざりき開會以後紛爭競前よりも甚しく、既に政績の言ふべきなく、更らに進行の望を絶す、近くは則ち司法を侵越し行政に交渉し、覆議の案、法定人數に依らず、擅まに表決を行ひ國民信仰の心之れが爲めに悉く墮つ、謂ふに前途殆んど希望なし、詬病仇視獨り國會の尊嚴を失ふのみならず、即ち國璋等さきにその恢復を主張せしもの、亦將さに之れに因つて戻を獲んとす、臨時約法に集會は自由にして、開會に於て一切牽制する所なし、要は須らく之れを善用せんのみ、苟くも或は意氣を矜持し、專ぱら凌逸を事とせば、蓄怨積怒必らず潰決の一日あらん、甚しければ且つ國家に波及せん、國璋等實に之を危むなり、我が大總統我が總理至誠人望に感じ、此意を以て兩院議員等に切實儆告せよ、必ず守法の地に立ち、然る後よく立法し得ん、之れを悟らず越法侵權國家を危亡の地に陷れなば、竊かに恐る、天下の人忍ぶに忍ぶなく、決して再び出諒を爲さゝるべきを、此れ國璋等の國會に對する意見敢へて告げずんばあらざるなり

之れを要するに大總統能く總理を信任し、然る後總理方さに負責の地あり、總理能く大政を支持し、然る後國家方さに轉危の機あり、國會能く大體を持し、國基を鞏むれば則ち國存せん、然らざれば則ち國璋等の敢へて知る所にあらず、意深く語激す伏して乞ふ我が大總統我が總理之れを垂察せよ十二月二十六日

民國日報記者は更らに曰く、馮國璋氏誕辰に際し各省軍民長官代表は祝賀の爲め南京に集まり、さきの二十二省聯電に對じ政府より何等返電なきを以て、第二の通電を發せんことを請へりその內容は（一）黎總統の左右を清むること（二）內閣一部改造、（三）國會解散、（四）孫文要求金額の絶對拒絶等なり、王占元李純二督軍は之れに贊成せず、馮氏も不贊成なりしを以て、彼等代表は南京を去り徐州に赴き會議することゝなれりと。

是れ所謂省區聯合會の第三會議にて、（第一回は蚌埠にて第二回は徐州にて開かる後者は即ち有名なる徐州會議なり）第三徐州會議として新聞の好題目となりつゝあるものなり、その黑幕は例の如く徐樹錚、靳雲鵬、曾毓雋、丁士源、吳光新等段氏の懷刀たる人々なりと傳へらる、段氏の爲めに謀りて國務院秘書長を一擲したる徐樹錚は、北京に於て憲法促成會を作り、南下して南京徐州の間に奔走して、此の神秘的會議の牛耳を執りつゝあり、現代の范增（康有爲の語）との評をはづかしめずといふべし。

憲法促成會なる團體が憲法審議漸やく進行しつゝある昨年末を以て生れ出でしは、奇怪事といふべし、同會は十二月二十二日を以て各省に通電し、議員中憲法制定近きに在り舊約法の效力失はれ、議院の權限縮少せられんことを恐れ、約法二十五年延長を唱ふるものあり云々との長文の意

見書を發表したりしを以て、參議院議員向乃祺等大いに怒り、右通電は國會を侮辱すること甚しきものなりとて、內務司法兩總長に質問したるに、張司法總長は檢事局に命じ起訴手續を取らしめたる旨聲明したるも、前述の如く黑幕中に有力者あり、伴食の張司法とて到底右聲明を徹底する能はず、促成會は依然その奇怪なる存在を續け居れり。

かゝりし程に進步黨系の總大將たる梁啓超氏は、一月五日を以て政友歡呼の裡に入京し、黎段二氏以下と會見し、盛んなる活躍を始めたり、言ふ迄もなく實は進步黨系の總領袖たる地位に在り、北段南馮と氣脈を通じ、官僚黨を結束して、政界縱斷をねらへる策士なれば、官民兩黨の截然たる分立は、氏入京の當然の結果として、將來なさるべく、段氏も梁氏の入京を得て一大決心をつけたりと見るべく、すでに其兆あり、浙江に於ける保定軍官學堂派と、浙江武備學堂派との軋轢を利用し、北洋派ながら稍々民黨的色彩ありし呂公望軍を逐ひ、袁氏時代より上海の大目付たりし利者楊善德を其後釜に据へたるが如き、其兆候たるなからんや。

附　憲法促成會簡章

（一）宗旨

第一條　本會は黨派を分たず一に完全の憲法を促成するを以て宗旨となす

第二條　本會は臨時機關となし一たび憲法の公布を俟ち即ち解散を行ふ

第三條　本會は政黨の性質にあらず憲法に對しては一に全國多數の主張に隨ふ

（二）會員

第四條　凡そ本會の宗旨に贊成する者は發起人或は會員二人以上の紹介を經て本會會員となることを得

第五條　本會の經費は發起人より分擔し會員は會費を納めず

（三）職員

第六條　本會に會長一人副會長二人を設け成立大會開會の時會員より票を投じて之れを選擧す

大會開會以前に於ては暫く發起人中より三人を公推し分別擔任せしむ

第七條　本會を總務文牘庶務交際の四科に分ち每科に正副主任を各一人幹事若干人を設く

正副主任は成立大會開會の時會員より票を投じて之れを選擧す大會以前に於ては發起人中より若干人を公推し暫らく主持を行はしむ

幹事は正副會長及び各科主任より之れを指任す

第八條　本會に名譽會長及び名譽幹事を設く定員無し凡そ社會上聲望ある人にして本會の宗旨を贊成する者は本會職員會の議決を經て分別公推することを得

（四）地址

第九條　本會は暫らく椿樹上三條門牌十六號に設く

（五）附則

第十條　本會は本部を北京に設け成立の後を俟ち各省に分部を設立す

第十一條　本章程は暫行簡章と爲し職員會の提議により隨時會を開き之れを修正することを得

鄭家屯事件解決

——外務省公表——

鄭家屯事件に關しては在支帝國公使より支那政府へ交渉中なりし處、今般左記の通商議結了せり。

謝罪處罰賠償

一月二十二日帝國公使と支那外交總長との間に左の公文を交換せり

（帝國公使發外交總長宛公文）

以書翰致啓上候陳者鄭家屯問題に關しては貴總長御就任以前既に本使と貴部との間に累次會議の末議定せる左記各項に對し更に字句の修正を加へ此上討論の餘地無之候間右樣御承知相成度此段照會得貴意候敬具

大正六年一月二十二日

日本帝國特命全權公使男爵　林　權助

支那共和國外交總長　伍　廷　芳殿

左　記

一、第二十八師團長を申飭すること

二、責任ある支那士官は法律に照して夫々處罰し嚴重にすべきものは當然之を嚴重にすること

三、日本臣民雜居區域內に於ける日本軍民は相當禮遇すべき旨一般軍民に出示告諭すること

四、奉天督軍は相當の方法を以て陳謝の意を表示すること但關東都督及奉天日本總領事同じく旅順に在るの時之を行ひ其方法は該督軍より任意辦理すべし

五、日本商人吉本に慰藉金五百弗を給與すること

以　上

（外交總長發帝國公使宛公文（譯文））

以書翰致啓上候陳者鄭家屯問題に關しては本總長就任以前既に貴公使と本部との間に累次會議の末議定せる左記各項に對し更に字句の修正を加へ此上討議の餘地無之旨御來照の趣致敬承候玆に會議錄及關係書類に查據するに御來示の通に有之候間右樣御承知相成度此段回答得貴意候敬具

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長　伍　廷　芳

日本帝國特命全權公使男爵　林　權助殿

左　記

一、第二十八師團長を申飭すること

二、責任ある支那士官は法律に照して夫々處罰し嚴重にすべきものは當然之を嚴重にすること

三、日本臣民雜居區域內に於ける日本軍民は相當禮遇すべき旨一般軍民に出示告諭すること

四、奉天督軍は相當の方法を以て陳謝の意を表示する

こと但關東都督及奉天日本總領事同じく旅順に在るの時之を行ひ其方法は該督軍より任意辦理すべし

五、日本商人吉本に慰藉金五百弗を給與すること

以 上

增派軍隊撤退

一月二十二日帝國公使と支那外交總長との間に左の公文を交換せり

（外交總長發帝國公使宛公文（譯文））

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける貴國派駐の軍隊は何日より撤退を開始し何日に至り悉く撤退を終了するや詳細御回示相成度此段照會得貴意候敬具

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長 伍 廷 芳

日本帝國特命全權公使男爵 林 權助殿

（帝國公使發外交總長宛公文）

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける帝國軍隊撤退方に付本日付貴翰を以て御來照の趣致敬承候帝國政府は鄭家屯事件に關する今回協定濟五項の全部現實に履行せらるゝを待ち曩に鄭家屯事件の發生に關聯して該方面に增派したる帝國軍隊を直に全部撤退するの意思に有之候間右樣御承知相成度此段回答得貴意候敬具

大正六年一月二十二日

日本特命全權公使男爵 林 權助

支那共和國外交總長 伍 廷 芳殿

士官學校教官傭聘

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり

（帝國公使發外交總長宛口上書）

帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校教官として日本國將校若干名を傭聘せられんことを希望す右は將來滿蒙地方に派遣せらるべき支那國士官の養成を幇助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絕たんとする趣旨に出づるものなり惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ふるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり

（外交總長發帝國公使宛口上書（譯文））

一月五日付口上書に依れば

「帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校教官として日本國將校若干名を傭聘せられんことを希望す右は將來滿蒙地方に派遣せらるべき支那國士官の養成を幇助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絕たんとする趣旨に出づるものなり惟此事貴

國の軍政に關し帝國政府に於て之を强ふるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處査するに士官學校は本國陸軍軍人に依りて教授し未だ外國人を傭聘して敎官と爲すの意嚮なし

南滿洲軍事顧問傭聘

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり

(帝國公使發外交總長宛口上書)

支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すべき旨南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の傭聘は兩國軍事官憲間に意思の疏通を圖り相互の誤解より生ずることあるべき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する所多きを疑はず從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の傭聘せられんことを希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を强ふるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり

(外交總長發帝國公使宛口上書(譯文))

一月五日付口上書に依れば

「支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すべき旨南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の傭聘は兩國軍事官憲間に意思の疏通を圖り相互の誤解より生ずることあるべき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する所多きを疑はず從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の傭聘せられんことを希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を强ふるに便ならざるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處査するに奉天督軍公署には既に貴國軍事顧問を傭聘し居れり御來示の段は應に閱悉せり

日本警察增設

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり

(帝國公使發外交總長宛口上書)

南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約施行の結果として將來該地方に於ける帝國臣民の數增加するに至るべく從て帝國政府に於て之が取締及保護の爲警察官駐在所を該地方に增設するを必要とする次第は客年十月十八日帝國公使より陳前任外交總長に手交したる口上書に詳記せる通なるが若し帝國政府に於て本件要求を撤回することとせば將來該地方に於ける帝國臣民の居住來往に對し多大の不安を與ふるのみならず帝國臣民と支那國官民との間に事端を滋生し延いて重大なる紛糾を惹起するに至るべ

きは疑を容れず蓋帝國政府は自國臣民に對し必要の保護を與ふるの義務と取締を行ふの權利とを有するが故此種事態の發生を默視し難きのみならず日支兩國國交の圓滿を期するの見地より亦之が豫防の手段を盡すの義務を有する次第なり

帝國警察官の該地方駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものにあらざれば勿論之が爲日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢献する所尠からざるべきを以て帝國政府は支那國政府に於て之に同意を表せらるべきを確信すと雖若し支那國政府にして之に同意を與ふるを躊躇せらるる如き場合には帝國政府に於て必要に應じ之を實行するの已むを得ざるに至るべきを茲に聲明す

右に對し一月十二日支那外交總長は左の口上書を帝國公使に交付せり

（外交總長發帝國公使宛口上書（譯文））

一月五日付口上書に依れば

「南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約施行の結果として將來該地方に於ける帝國臣民の數增加するに至るべく從て帝國政府に於て之が取締及保護の爲警察官駐在所を該地方に增設するを必要とする次第は客年十月十八日帝國公使より陳前任外交總長に手交したる口上書に詳記せる通なるが若し帝國政府に於て本件要求を撤回することとせば將來該地方に於ける帝國臣民の居住來往に對し多大の不安を與ふるのみならず帝國臣民と支那國官民との間に事端を滋生し延いて重大なる紛糾を惹起するに至るべきは疑を容れず蓋帝國政府は自國臣民に對し必要の保護を與ふるの義務と取締を行ふの權利とを有するが故此種事態の發生を默視し難きのみならず日支兩國國交の圓滿を期するの見地より亦之が豫防の手段を盡すの義務を有する次第なり

帝國警察官の該地方駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものにあらざれば勿論之が爲日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢献する所尠からざるべきを以て帝國政府は支那國政府に於て之に同意を表せらるべきを確信すと雖若し支那國政府にして之に同意を與ふるを躊躇せらるる如き場合には帝國政府に於て必要に應じ之を實行するの已むを得ざるに至るべきを茲に聲明す」

と有之處査するに日支新條約に依り日本臣民は南滿洲に於て居住往來し商工業を經營し並東部內蒙古に於て支那國國民と農業及附隨工業を合辦するを得ることとなり而して支那政府は日本臣民の數漸次增加すべきを豫想したるが故該條約第五條に依れば南滿洲及東部內蒙古に於ける日本臣民は支那警察法令に服することとなり居り從て支那警察は其保護取締の職を實行し得る次第なり然るに今回貴國が警察官を配置せられんとすることも亦貴國臣民の保護取締を目的とせらるるものにして既に條約の規定ある以上再び貴國警察官を設けて支那警察權と衝突す

るが如きことなきを可とす昨年十月十八日の警察官駐在に關する說明書に據るも支那警察權に屬するものもあり條約に規定せられたるものもあり其他領事裁判所執達吏の職務に屬するものもありて齊く貴國警察を設くるの必要なし本項の警察問題は所謂治外法權なるものとは何等關係なく本國政府に於て當然の措置と認むる能はざる所にして各國と條約締結以來未だ斯の如きことなし貴公使累次本項の警察は支那地方行政及警察權に交涉せざる旨聲明せられたりと雖も本國政府篤と考量するに支那領土內に於て外國警察官を駐在せしむるは事の如何を論せず支那主權の精神及形式上共に障害あり且つ人民側に於ても誤解を生じ易く却て兩國親善の妨害たり既設の警察官駐在所に就ては既に政府及地方官に於て屢次抗議を提出し未だ曾て承認せず口上書中記載の貴國警察官配置の理由は承認し難く且つ本件は元來鄭家屯問題と何等關係なく貴公使に於ても本件を鄭家屯問題より引離すの說を立てられたることもありし次第に付願くは貴國政府に於ても再び本件を提議せらるることなく尙ほ支那政府が本件の實行を承認せりとせられざらんことを

（備考）　右回答中所載の支那政府主張に對する帝國政府の見解及態度は既に前顯帝國公使の口上書中之を聲明せり

奉天警察顧問

支那政府は帝國公使に對し同國政府に於て將來奉天省長衙門に日本人警察顧問を增聘するの意思ある旨言明したり

暹羅に於ける支那人

支那人の海外に在つて多大の發展をなせる事は、何人も周知の事に屬す、就中南洋方面に於て其の最も甚だしきを見る、而も南洋地方に於ては彼等支那人の活動なくんば到底經濟上設備をなし能はざるものあり。

而して今茲に述べんとする暹羅に於ける支那人の勢力は、世人の注意を惹起する事甚だ少なしと雖も、然れども一度暹都たる盤谷に至らば如何に彼等の活動しつゝあるかは實に思ひ半に過ぐるものあらん。

翻て支那と暹羅との歷史的關係を見るに、極めて古く、學者間に於ても學說一ならず、然れども之れ等は後日此れを說くものとして今茲に云はず。

彼國の人口は六百萬と稱せられ其の中支那人は少なくも五十萬人に達すべし、只此の一點に就て見るも支那人の該地に於ける勢力の一班を窺知するを得べし。

政治的方面より見たる在暹支那人

彼の日本史に特筆せらるゝ山田長政の助力を得て十六國を破りたりと云へるアユチカ三朝か一七六七年に緬甸軍の大擧襲來するに會ひ、主都アユチャ城陷りて、國亡ぶるや、東甫塞方面より兵を率ゐて歸來し、主君の仇を報じ、敵軍を擊破し、都をダブリー（今の盤谷）に建てたる英傑ヒヤタクシンは其の父支那人なりと稱せらるゝに見るも當時已に支那人の來往する者甚少なからざりしを知るべし、以來百數十年兩國の交通次第に頻繁となり、今日に至りたるや疑ふ可らず、而して十七世紀の頃より歐洲の勢力東漸を試むるや、西、葡、和、佛交々來りて歐洲文明を傳へ、遂に英、米、佛、獨、日の强國と通商條約を結び使臣の交換を行ひ、遂に今日に至るも尙華暹間何等條約の締結せらるゝなく在暹支那人は只管暹羅法則の下に服從するの止むなき狀態にあり、是支那人は古より暹羅を以て屬國視したる結果獨立國として認めさる可らさるに至れるも機の熟するなく遂に今日に及びたるなり。

されば今日暹羅政府は兵役及高等官吏の特權を除くの外一切支那人に對して公私同等の待遇を與ふるが如きも不利なる協會あるに於ては、不法の行動を取るも敢て辭する處にあらず、是支那人側にありては是に抗するに何等の權利をも有せざればなり、近く例を取れば先年支那人の同盟休業をなさんとするや兵力を以て之を防止したるが如き之を證して餘りありと言ふべし、其の他租稅等に於ても命せらるゝ儘に唯々として從はざる可らず、是正に義務ありて權利なきものと言ふべきなり、されば近來支那人の自覺と共に國家の代表を派遣して國交に當らしめんとの議起れりと雖、民國成立の當初なりしを以て其目的を達せざりき。

經濟的方面より見たる在暹支那人

支那人の年々渡暹する者大凡十四五萬ありと雖も然ど同數の歸國者あり、勿論此の中には相當の財產を貯へ、餘生を故國に送らんとする者多からざらんも、其大部分は一時歸國して祖先の祭祀を營み、又は家事の整理をなし、再び渡航するものなりと云ふ。

支那人にして來暹する者は大略次の地方に分つ事を得。

（一） 海南島
（二） 汕頭（汕頭厦門より至るものにして福建及び廣東の一部を合す）
（三） 廣東（省城及其以西より至るもの）

右の者は各々其の活動の方面を異にし、海南出身は商業及家內勞働に從事するもの多く、汕頭出身は商業及屋外勞働に從事する者多く、廣東出身は商業及技術勞働（例へば大工の如き）に從事する者の多しとす。

以上は其地方によりて職業別の大體を示したる者なるが既述の如く支那人の在留するもの五十萬を越ゆるの狀態にあるを以つて勢其職業又甚だ多しと雖大別して次の數種となすを得べし。

（イ） 商業（貨物の賣買をなす者を云ふ）
（ロ） 海業
（ハ） 航業
（ニ） 工業
（ホ） 礦業
（ヘ） 農業
（ト） 其の他

等にして今左に各項に就て記する所あらんとす。

商　業

此の國に於て實見したる都會は盤谷、ぱくなく及べとりう（盤谷の西方にあり汽車四時にして達す）のみなるが、何れも小賣商業は支那人の手に歸し暹羅人の如きは殆ど商業家中に見ること能はざるの狀態にあり、此の國に數年住居して各地を旅行したる人々の言を聞くに、皆曰く北は「チエンマイ」西は半島各地に至るまで一つとして如此ならざるなしといふ、されば各國商人の暹羅にあるものは如何なる有力者と雖も支那人を介して事業を營まざるべからずと云ふ。

尙貿易に就いて見るに暹羅の輸入額は

暹曆一〇七年（西曆一九〇九――一九一〇）

輸出 一〇〇、七五七、三三二銖、內支那へ一六、九七七銖一

二八年

一〇二、五七〇、四三四 內 二二、五〇〇〇

輸入 七六、八一七、九四一內支那より六、六〇九、〇九〇銖

六九、八一一、七一一 同 六、〇九〇三、八三〇

の如き數を示せり、此國は其稅關に英人を用ひおるを以て、數字其の者は比較的信をおくに足るものとするも、兩國交通の中繼所に香港あるを以て輸出入共に前記の數を越ゆるや明らかなり、今香港の輸出入額を揭げて讀者の判斷資料

に供せん。

暹羅暦	一二七	一二八
輸出	二六、七二五、二七八銖	三四、六〇〇、五四〇銖
輸入	一七、九八五、一五〇銖	一五、二三七、七五二銖

なりとす、勿論香港を經過するもの丶內には日米兩國に出入するもの尠なからざらんも、大局より見る時は甚だ少額なるべきは明らかなる處なりとす。

如此暹羅貿易の一半は支那人によりて行なはる丶を知るべく、其の所以は支那人の同國に在留する者多く從て上述の數字を示すに至りたるものなるは何人も疑問を存するの餘地なく、支那人の商權掌握も亦決して度外視す可らざる事に屬くす。

此に輸出入品の主なる物を示せば次の如し。

輸入（支那へ）　米、チーキ材、魚類

輸出（暹羅へ）　爆竹、竹、糧食、旅客携帶物、銀貨、絹物、茶、煙草、金箔

次に支那商人の盤谷にある重なるものを擧げ及其種別を記して參考に供する所あらんとす。

商號	種別	商號	種別
合順盛	荒物	宏發成	荒物燐寸
陳李泰	同	廣和昌	雜貨物
錦須隆	同　線香	揚德興	酒商
得發棧	太物	蔡水寵	太物
德記盛	雜貨	鄭裕泰	雜貨
永茅利	同	佳利	同
炳合昌	同	和合昌	同
炳利棧	同	陳成順	太物
源成泰	太物	裕和隆	荒物
海興	荒物	裕和利	荒物
合興祥	同　大豆	合四順	同
神盛泰	同	林神盛	同
廣成泰	同　燐寸	王裕宗	同
鴻興棧	太物	順利	太物
榮興隆	砂糖荒物	裕盛	舶明業砂糖
成利昌	荒物	老萬盛	同　同
勝利昌	同	萬裕昌	同　同
陳泰源	酒商	全成利	精米木材業
何泰記	同	廣合盛	同　雜貨
利貞我	精米業荒物	興利	同　荒物
常記棧	同　同	成裕泰	同　同
合興利	同　同	施豊進	太物
林成興	太物	同和	食料品
萬和合	太物荒物	美成元	茶、線香

漁業

暹羅の漁業は主としてメナム河口パクナム附近、ターチン河口のターチン附近及びバンパコム河口のバンパコム附近即ち中部の海岸にして、之に亞ぐは半島東岸のチヨンポーン附近及び東海岸の東浦塞國に接せるチャンタブリー附近なりとす。

漁業に從事する者は支那人甚だ多く、暹羅人其の一半に

も及ばずと云ふ、是れ暹羅は佛教國たるを以つてなるべく、漁期は毎年九月より十二月乃至一月に至るものにして、漁具はばつぽ網と稱する同國產の麻を以つて製したる堅牢なるものなり、捕獲したる漁類は生漁の儘都市に送るの外鹽漁として內地及び海岸に輸送するもの亦尠なからず、今暹曆百二十七、百二十八兩年の海外輸出額を示せば次の如し。

	一二七年	一九八年
數量	二六一、四九三擔	一九八、二〇一擔
價格	一、八六〇、一三〇銖	一、七五〇、三三四銖

なりとす、而して上記せるものは輸出のみを言へるものなるを以て、內地輸送のものを合算するときは、蓋し其の額僅小にあらざるべく、又以て斯業による支那人の利益の小ならざるを知るべし。

航業

既述の如く華暹の經濟關係は密接なるを以て香港盤谷及び汕頭盤谷の交通は既に開け我日本郵船會社も嘗て此の方面に航行を試みたるも終に失敗に歸したり、是れ獨逸ロイド會社が此の方面に力を致し激烈に競爭を試みたるが爲なり、抑々此の航路は英人諾威人の手に委したりし時代ありしが、一度北ロイド會社が着手するに及びて遂に競爭に堪へずして廢するに至りたるものなり、而して同社は競爭の止むと共に常に法外の高率賃金を徵せり、此の如くにして同社は日本郵船會社の廢航と同時に橫暴を專らにせしを以つて遂に華省の奮起を促し、一九一〇年支那人團結して一汽船會社を創立したり。

華暹汽船會社

(chinese Siam steam nevigation & Co Ltd) 是れなり。

同會社船は毎週約二回の往復をなし、其の航路を

(イ) 香港盤谷間

(ロ) 汕頭盤容間

の二線に分ち往復共に大抵海口に寄港するものとす、資本金は三百萬銖にして其の株主は暹羅人及び支那人に限る事との規定なるも、殆んど其の全部は支那人が株主たるものとす、現時の拂込はその四分の一なり。

同會社は目下次の九隻を借船し以て此の航路に從ふ其の船名及び噸數次の如し。

船名	噸數
Thordis	1.091ton
Children	1.102
Drufan	1.102
Westfall	1.172
Haldis	1.065
Halvard	1.066
Ivinta	987
Landorl schieff	1.012
Sidla	992

而して是等は速力七―九海里にして、船客室は一等及び甲板船客室の外何等の設備もなし、要するに何れも貨物及び甲板船客を目的とするものなり。

運賃は現時競爭中なるを以つて殆んど一定せず、殊に兩社の船舶同時に發航をなす如きに當りては、極端なる競をなし居れり、尤も船客荷主等は多く支那人なるより、ロイド會社に比し常に多少の高率賃金を徵するも、猶劣らざる乘客貨物を收容し居れり、例へば盤谷より汕頭に至る船賃は

ロイド會社三弗半
華暹會社　五　弗　なるが如し

營業狀況

本社の運賃は前記の如くロイド會社に比してこそ高率なれ、固より盤谷汕頭間殆んど十日の航海を五弗即ち約三弗半位にて、而も食料を供するものなるが故に到底利益あるものと云ふ可からず、加ふるに本社成立は一時の反抗心に出でたるものにして、株主中廣東汕頭海南の各地人集合せるを以て、意見常に一致せず、元來合同事業には甚だ拙劣なる支那人の事なれば、營業狀態甚だ面白からず、其の株券は殆んど廣東都督府に寄附し以て身の安全を謀らんと云ふ者甚だ多し。

北ロイド會社華暹航業

本社は華暹汽船會社と激烈なる競爭をなしつゝありしも素より大會社にして其の基礎極めて强固なれば一航路の競爭の如きは少しも恐るゝ所にあらざるは明かなる事實にして結局の勝利が本社の手に吸するは何人も疑はざる處なりしも時局と共に東洋に於ける獨逸の勢力一掃せられ今や本航は華暹會社の手に歸したるの狀態なり。

工　業

由來支那人は工業的才能に乏しき國民にして、會社組織の事業に拙きは世人の已に知る處にして、其の本國に於ても工業の甚だ振はざるは驚くばかりなり、されば海外に在りて工業の經營をなすものの如きは其の數甚だ少し、暹羅に在りても支那人の工業を經營せるものは唯精米業及び製材業を除きては言ふに足るものなし、唯此の二業は暹羅の主要なる物產たる米及びチーク材を主とするものなるを以て支那人の事業としては一起色あるものとす以下精米製材の二項に分ちて記さん

（一）　精　米

暹羅に於ける經濟界の生命は米にして、米作如何は直に經濟界に非常の影響を及ぼすものにして、貿易の常に輸出超過をなせるも亦一に產額の饒多なるに歸因せずんばあらず、每年輸出の一半は米にして、一二七年稅關報告により是れを見るに、總輸入額一七二、三八二、一四五銖に對し米の輸出は實に八五、〇七八、五八五銖の多きを示せり。

されば工業未だ開けざる此の國にありても、精米所は皆スコットランド式ラングーン式機械を以て作業に從事し居れり、而して此の業は殆んど皆盤谷に工場を構ふるものにして、現在盤谷に四十五ヶ所の精米所有り、皆河岸に沿ふて建設せらる、右の中十一ヶ所を除き、他の三十四ヶ所は支那人の經營するものとす、其商號を記すれば次の如し。

Rice mills in Bangkok

元得利	Yuan jit Lee
金成利	Kim Seng Lee
金成興	Kim Seng heng
金利	Kim Lee
金成元	Kim Seng guan
仁豊	Gin Hong
元裕盛	Guan Yoo seng
	Ohra montri
	Shiang watt chan
	Prence chow sege
文利	Boon Lee
	Ohza Pipal kasa
	Ohra nanah
元昌成	Guan Chiang seng
成裕泰	Seng Yoo thge
利得元	Lee tik guan
	Tcong Bians
元和盛	Guan hoa seng
元豊盛	Guan hong seng
振盛	Ching seng
順和	Soon hoa
隆興利	Wha heng lee
廣合盛	Kuan hop seng
	Thga Poh dee
福興	Hok bong
寶元興	Poh guan heng
	Nai tom Yoh
元隆盛	Guan Long Seng
福來興	Hock Tong Heng
常記機	Ching Kee Chiang
	Borneo Co
元裕泰	Guan yoo Thge
振合源	Ching Hop Yuan
得利機	Tek Lee Chan
萬成昌	Bang seng Chiang
興利	Wong Lee
元利	Guak Lee
元成	Guan seng
東興利	Thong Hong Lee
榮興機	Yong heng Chiang
	Windson & Co
同泰	Thow Thye
亞春	Oh chun
福和	Hak Hoo

右の中支那文字なきものは支那經營にあらず

精米所は支那の經營と否とによらず、皆支那人は仲買人の手を經て、各地より籾を買入れ精白の後、輸出するものは香港及び新嘉坡に仕向くるものとす。

(二) 製材業

米に亞ぐ產物をチーク材とし、北方の山林に產すビルマ

來照、曾於十二月二十三日照復閲悉在案
貴公使奉命所交
貴國大總統、此次對於聯盟國、及歐州中部各交戰國政府、提議平和之照會、關係重大、本總長業經詳細研究、以爲中國素尙和平、近後與友邦締結解紛免戰條約、以發揮和平之精神、而副海牙平和會之志願、且此次戰事延長、中國所受重大影響、成較其他中立國爲尤甚、況中國現當刷新之際、經濟上、實業上、所需友邦協助之處甚多、而多數之國、竟爲戰事所牽掣、無能爲力、貴國大總統之照會、意在使戰事及早結束、本國對於此事、深表同情、不僅以利害所關、實由於素尙和平之誠意也、且近代之戰爭、其波及之範圍、與發生之關係、受其影響者、不僅交戰國而已、是則減少戰役、當爲世界各國、所同心企、望者矣、至
貴國政府及人民、所表示之意見、於此次戰爭終了後、盡力設法維持各國平等主義、無論國力雖强如何、不至有不公及侵凌之舉動、本國極端表示滿意、深願贊助貴國政府及人民達到此項目的、誠以此項事業、非合羣策羣力、不能收効也、相應照會
貴公使查照、即希轉達
貴國政府爲荷、須至照會者

一九一六年關稅收入

一九一六年關稅收入は三七、七五〇、〇〇〇海關兩（六、二六二、一七四磅）にして一九一五年の三六、七四七、〇〇〇（四、七六六五、六二一六磅）に比し、百萬海關兩の增收を示せり、今重なる諸港に於ける徵收額を示せば（單位海關兩）

港	徵收額	增減	
哈爾賓	九三六、〇〇〇	減	一八八、〇〇〇
安東	七四二、〇〇〇	增	一二〇、〇〇〇
大連	二、〇三一、〇〇〇	增	二九一、〇〇〇
天津及秦皇島	四、六九〇、〇〇〇	減	四〇、〇〇〇
膠州	一、六九八、〇〇〇	增	一、二五〇、〇〇〇
漢口	四、〇一一、〇〇〇	增	一四三、〇〇〇
上海	一一、三三四、〇〇〇	減	八六、〇〇〇
汕頭	一、一二四、〇〇〇	減	一七一、〇〇〇
廣東	二、二二二、〇〇〇	減	一七五、〇〇〇

安東、大連、長沙（六二四、〇〇〇海關兩）漢口、南京（三八三、〇〇〇）南寗（一六三、〇〇〇）の本年度收入は各該地の最高額を示せりなほ關稅を抵當とせる對外債務は一九一六年十二月三十一日を以て全部支拂を了せり

支那新聞所報に據れば一九一六年十二月中支那政府に交附されたる鹽稅剩餘金は、七、八〇〇、〇〇〇元にして鹽稅を擔保とする外國債務を支拂ひ、なほ概算六七、〇〇〇、〇〇〇元が鹽稅剩餘金として一九一六年中支那政府に交附されたるものなりと

なほ交通部直轄各鐵道は一九一六年に於て概算一千萬元の增收を示したりと重なる鐵道の增收額次の如し

鐵道	增收額
京漢鐵道	四、六〇〇、〇〇〇元
京奉鐵道	二、三〇〇、〇〇〇
津浦鐵道	二、四〇〇、〇〇〇

京綏鐵道　四〇〇、〇〇〇

難産の内務總長

―范敎育總長兼任に決す―

孫洪伊氏免職後空席と爲りたる内務總長は、政府側に於ても人選に窮せる結果、國務院秘書長張國淦氏を推すに決し、十二月十五日を以て衆議院にその同意案を提出し二十六日の衆議院は四百二十六名の出席者中二百二十五の同意票を以て通過したりしが、張氏は元來民黨側に氣受けよからず、さきに帝制取消後の内閣に農商總長たりしも南北統一後議會の承認を得ざらんことを恐れ、自から逃げ出したる程の人なれば、民黨の巣窟たる參議院通過は如何あらんと疑はれたりしが、果然二十九日の參議院は出席者百九十九名中百三票の不同意票を以て否決し去れり、政府も於是何人を出すも到底議會の承認を得がたきを悟り、弱餘約法に明文なきを奇貨とし、一月一日命令を以て敎育總長范源廉氏に内務總長兼任を命じたり、纔かに一總長の任免のみ而して四十日を費して、專任總長を得る能はず、終に兼任を以て一時を糊塗せざる可からざる官民兩派の軋轢の深さ知るべし、幸ひに審議漸く成れりとの報ある新憲法は、國務總理同意權のみを認め居れりといへば、此種の困難、政務澁滯は新憲法成立と共に一掃さるゝに到らんか

滿洲經濟通信（一月十六日）

目次

陸と海と火と水

年末年始を挾みて海と陸とに云ふも悲慘なる災難を傳へられ候已に内地各新聞にも記載されし通り、十二月二十五日、大連より芝罘に向ひし大連阿波共同汽船會社定期船阪鶴丸芝罘沖の坐礁と、一月十一日夜の撫順炭坑大山坑大爆破にて、孰れも日支人數百名の生命を其の犧牲に供し候、大山坑の爆破は或は瓦斯爆發なりと云ひ或は炭塵爆發なりと云ひ、又之が動機を或は人爲なりとし、或は自然發火にありと論じ未だ不明の樣に候も、炭坑側にては炭塵爆發なりと申し候、目下坑口密閉中にて其損害程度等も明かならざるも、炭坑當局の推定概算を聞くに總額大凡三十六萬圓にて内譯左の如くに候

坑内損害二十八萬圓（器械八萬圓、堅坑内裝置五萬圓、坑道十五萬圓）

坑外の諸設備及び器械に於ける損害三萬圓

遺族弔慰金其他損害五萬圓

原因及責任の歸着等に就きては、勿論種々の議論あるべきも、地下千數百尺中の焦熱地獄に生きながら葬られし、十七

名の邦人及び九百十八名の支那人こそ氣の毒の限りと可申候、坑口密閉當時二百八度あり、鎭消には一ヶ月乃至二ケ月を要すべしと申され居り候も、十六日朝には已に百四十一度に低下致せし由なれば、或は存外早く善後作業に着手し得るやも難計候、然し同坑の出坑不能石炭の供給に多大の手狂を來し、輸出量を制限し且つ船舶焚料等もなるべく、內地港に於て積み取らしめ地方の需要に事缺かしめざる方針にて極力盡力致し居る樣に候

■陸運　十二月中滿鐵運輸收入は本線三百三十二萬七千六百九圓安奉線二十四萬八百八十四圓合計三百五十六萬八千四百九十三圓にて、前年同月に比し六十四萬八百九十六圓の增加に候

	大正五年十二月	同四年十二月
乘車人員	三七二、九三八人	三一八、八〇九人
客車收入	五六八、〇二八圓	四三九、三〇一圓
貨物噸數	六六八、一一一噸	六九五、二〇六噸
貨物收入	二、五八七、一二四圓	二、三九一、三一〇圓
倉庫收入	二四、七二五圓	一七、九八五圓
雜收入	一四七、三八二圓	一二四、七四九圓
合計	三、三三七、六〇九圓	二、八七三、二四六圓
一日平均	一〇七、三四二、七七錢	九二、六八五圓
一日一哩平均	二〇五、七二錢	一三四、八七錢

更に五年四月より各種收入を通算すれば、一千八百八十四萬二百十二圓にて、前年同月迄の累計一千六百十七萬百二十七圓に比し、二百四十九萬三千七百六十三圓の增收となり、三線連絡輸送の影響も是迄の處にては左程大ならざるが如くに候

▲貨車燒損　今冬は近數十年來なき嚴寒にて、或は軌條切斷し、或は貨車及汽鑵車に故障を生じ列車の遲發延着甚だしく、殊に貨車の車軸に用ふる油凍結する爲め發火するもの日々五六十車に及び、昨今稍や和ぎたるも、一時は燒損貨車七百餘車輛に達し爲めに貨物列車の運轉を一部休止するに至りたるも、滿鐵にては沙河口工場員を各地に分遣し、極力修繕に努め、去る十四日には四百五十餘輛に減じたる由に候、然し何分の寒氣にて野外の作業頗る困難なる爲め思ふ樣はか〲しく參らぬ模樣に候

■海運　今年は前述の如き嚴寒なる爲め、北支那各港の結氷も著しく大連港に於ても年末より年初にかけては、小蒸汽船にて絕えず碎氷し居るに拘らず、堅氷張りつめ船舶の着離に多大の困難を感じ、目今は天候恢復したる爲め港內は漸く平常に歸し候、靑島の如きも小蒸汽船の碎氷すべきものなき爲め、一時は汽船の入港不可能を見たる樣に候、安東天津の終航は前便にて申上しが其後天津の代りに寄港し居たる秦皇島も堅氷にて航行不可能となり龍口も同樣にて最近同地に向へる船は芝罘に荷客を揚げて歸り參り候、然し昨今大連の入港船は中々盛にて元旦には二十三隻の在留船あり去る十二日の如きは門司より東昌丸日州丸、神戶より安南丸、寧靜丸、龍口より第六共同丸、熱田より第三札幌丸の六隻入港致し候、なほ今年に入りて米國向の豆油を積取りトランシップの爲め神戶に向へるもの左の如

くに候

南都丸　一、二〇〇噸　干珠丸　滿載

龍裕丸　三〇、〇〇〇擔　錦龍丸　一、二〇〇噸

▲大連貿易　去る十一月中汽車によりて大連埠頭に到着せる貨物は二十七萬五千三百四十五噸にて十月に比し十一萬二千二百三十九噸の増加に候、右劇増は十月に比し大豆四萬一千餘噸、高粱一萬一千餘噸、豆粕九千餘噸、石炭三萬二千餘噸を増加せるに因るものにて、主なる品量左の如くに候(單位噸)

大豆	一三三、五七七	小豆	一〇、一九七
高粱	一九、二九〇	麻子	七、九九三
豆粕	一一、一〇五	銑鐵	三、五二〇
石炭	七一、四九五		

而して同月の大連輸出貨物中千噸以上の品量を見るに、

石炭	三五、二〇五噸	大豆	一四、七九七噸
豆粕	三一、四一二	豆油	一〇、三四四
小豆	四、一九五	高粱	五、五三六
麻子	二、二七二	柞蠶	六、八六七
金物	三、三五八		

右中石炭は上海五千八百三十噸、大豆は上海三千六百二十七噸、豆粕は神戸一萬三千四百四十一噸、豆油はシャトル七千噸、小豆は神戸二千八百三十六噸、高粱神戸二千六百五噸、麻子は神戸二千百一噸、柞蠶繭は芝罘六千二百二十九噸、金物は大阪千九百七十五噸を以て各最高仕向港に候又貿易に於ては、總額五萬五千六百四十六噸にて、十月に比し三千六百四十六噸を減じ、昨年同月に比較すれば僅々二百餘噸の増加にて殆んど伯仲の間にあり、主なる輸入品量左の如くに候

木材	一、三二〇噸	金物	二、五七九噸
米	二、六二四	麥粉	一、五三二
砂糖	一、三七四	魚海產物	一、一二一
野菜果物	二、四三九	食料品	三、一七七
莨	一、四〇九	石油	三、九〇五
油類	二、一三四	紙類	一、〇九六
燐寸	三、一六七	蠟燭	一、四六〇
麻袋	二、九七四	空罐樽	七、二〇五
豆粕	一、九八七		

其輸出國別を見るに日本內地二萬五千七百六噸、朝鮮二千七百九十八噸、支那二萬三千九百三十四噸、外國三千二百八噸にて主なる仕向港は左の如くに候

横濱	一、二七八噸	新潟	一、六八九噸
名古屋	五四二	大阪	八、〇七〇
神戸	八、五五一	門司	三、七八六
仁川	一、七九三	鎭南浦	一、七九三
貔子窩	一、〇六一	牛莊	一、〇六一
天津	三、〇三一	芝罘	六〇三
青島	七四三	上海	一三、〇一〇
香港	四、三九六	浦鹽	六八四
旅順	二、〇八八		

尙同月中の特産物大豆、豆粕、豆油三品のみに付きて其輸

出高を見る時は大豆十二萬七千五百二十一噸八、豆粕三十三萬七千八百二十噸七、豆油七千五百七十二噸九にて前年の同月に比較すれば、大豆に於て五倍七、豆粕は三十三倍、豆油は二倍一の増加に候其内譯左の如くに候。

		同年同月
大豆		
日本向	一九、四四九、五噸	一、七三五、一噸
南洋向	二四、四三三、二	四、五三七、九
支那向	八三、六四〇、一	五、九一八、二
歐洲向	—	一〇、一一三、四
計	一二七、五二一、八	二二、二九四、六
豆粕		
日本向	三二四、〇九五、四	九、五八八、八
米國向	五、〇五〇、〇	—
支那向	八、六七六、三	九八三、五
計	三三七、八二〇、三	一〇、五七二、三
豆油		
日本向	二、二八九、六	一、三四七、五
米國向	五、一八九、六	—
支那向	九八、二	四七、八
歐洲向	—	二、三三五、〇
露領向	—	〇、三
計	七、五七二、九	三、七二〇、六

日本向輸出の激増は油脂工業の發達釀造、及び肥料用の増加、支那向にありては食料及び肥料としての需要増加したる爲めに候が、米國向は大正四年度に於ては微々として見るべき程のこと無かりしに、五年度に入りてより急足の増加を爲したるは最も注目すべきことゝ存じ候。

■金融　十一月末銀塊三十五片十六分十五、日本向爲替相場百二十二圓五十錢なりしもの、銀塊相場は依然高騰を續け十二月下旬に入りては、遂に三十六片十六分十三となり、正に十五ポイントの昂騰なるを以て、爲替相場も此比率を以てせば、百三十圓にも達すべき筈なるも、事實は然らず却て逆行し、年末には百十四五圓見當となり、殊に當地方の交換相場は投機により、非常の暴落を見、百七圓五十錢内外に暴落を見候、新年に入りては倫敦銀塊も漸落し、十五日には三十六片丁度を報じ、爲替相場亦之に從ひ銀百圓に對し金百十一圓となり、地方交換相場却て昂上し、之と大差なきに至り候、特産資金需要の爲め稍や繁忙なるも、年末の爲とて格別引締れる樣子も見受けず、内地市場昨今の寧ろ逼迫に近きと相異有之候。

▲郵貯增加　昨大正五年末に於ける當地通信管理局の郵便貯金額は、人員八萬一千八百五十八人、金額二百七十一萬三千百六十八圓にて、前年に比し四千八百六十七人、四十一萬四千八百三十九圓を增加致し居り候。

▲奉天紙幣　奉天に於ける銀市の開きは依然にて百圓に五六圓の間に有之候が、同地六支那銀行の發行高及兌換準備高に就き公表せる處を見るに左の如くに候。

銀行名	十二月十五日發行高	仝上兌換準備高	十一月末發行高	仝上兌換準備高
東三省官銀號	七、四二〇、〇〇〇元	二、二五〇、〇〇〇元	七、二〇〇、〇〇〇元	二、一二〇、〇〇〇元

興業銀行	三,六六〇,〇〇〇	八七〇,六〇〇	三,六七〇,〇〇〇	八五九,〇〇〇
中國銀行	一,五一七,二〇〇	八〇一,〇〇〇	一,〇四八,〇〇〇	七九〇,〇〇〇
交通銀行	三三七,七〇〇	二一一,二〇〇	二四六,二〇〇	一三九,〇〇〇
殖邊銀行	一,七八〇,〇〇〇	七七〇,〇〇〇	一,五二〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
黑省官銀號	一,〇五〇,〇〇〇	六〇三,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六五五,一四〇
合計	一五,六六四,九〇〇	五,四〇五,八〇〇	一五,一八四,九〇〇	五,一四二,一四〇

特產 相變らずの銀貨安に加へて歐洲戰爭講和不成立の影響により、特產相場割合に振はず、大豆は三圓三四十錢を上下し、豆粕は一時一圓臺を割りしことあるも大約一圓四五錢見當を示し、豆油は一時の異常なる高値に比すれば稍や下向き期近及び現物は十三圓臺、二三ヶ月後物十四臺を動き居り候

▲**豆粕產額** 大連各油房に於て、昨年中に製產せる豆粕及豆油數量は左の如くに候

	豆粕（千枚）	豆油（千斤）
一月	二、一五二	九、六八四
二月	二、〇八七	九、三八四
三月	二、四〇二	一〇、八〇九
四月	二、三二五	一〇、四六二
五月	二、〇三四	九、一五三
六月	四三三	一、九四八
七月	七八	三五一
八月	一七三	七七八
九月	三八一	一、七一三
十月	一、四九〇	五、七〇五
十一月	二、八四八	一二、八一六
十二月	二、七〇〇	一二、一五〇
計	一九、〇九四	八五、九二三

即ち豆粕一千九百九萬四千枚豆油八千五百九十二萬三千枚にて此の外線付粕の製造高は不明なるも約一百萬枚と概算すれば大差無かるべく候、又大正四年及び三年と比較するに

	豆粕	豆油
大正三年	五、六五七	三〇、九〇三
同　四年	一五、二七九	六八、七五七
同　五年	一九、〇九四	八五、九二三

五年は四年に比し豆粕二割五分豆油二十三割七分三年より豆粕三割九分豆油二十七割八分の增加にて年々長足の進步を爲しつゝあるものと申可得候

▲**豆粕制限** 大連豆粕製出高の異常なる增進は埠頭堆積を增大せしめ、昨年迄二百萬枚の收容設備なりしに對し、本年は四百萬枚とせしるも、なほ足らざる傾向ある事は前便來通信の通りに候が、舊臘來益々增加の度を加へ一月八日には遂に四百五十二萬枚の巨量に達し、埠頭倉庫は大豆等を野積とし、すべて豆粕を收容し來りしも、遂に收容力なきに至りたる爲め、大連油房聯合會は協議の結果二割の生產制限をなし、埠頭搬入は積出高に應じて爲す事とし十日來實行致し居り候、之が積出も相當の額に達すべく、二十日迄に於て約百萬枚の見込と申し候も、一方生產は二割減としても

日々十萬枚近き產出ある爲め、なほ殆ど同額の殘餘を生ずべき勘定に相成り候

■興業　滿洲興業界も昨今中々賑はひ居り候、第一百萬圓の製糖會社も愈十二月に成立し、工場は奉天鐵道附屬地內に設くる事として、それ〳〵準備に着手し居り、遂に最近長春に滿洲製織會社創立の計畫あり、資本金百五十萬圓四分の一拂込にて發起人は製糖會社に於ける同じ樣の顏振れらしく候、株式は三萬株の中長春にて支那人六千株日本人千株、其他は東京の有力者にてそれ〳〵引受け濟みの由に候、今其規模等に就きて聞くに織布機械は廣幅物卽ち粗布製織用二百臺、小巾物卽ち大尺布製織用二百臺にて、一ヶ年の製產能率は粗布二十反入約四千八百俵、大尺分六十反入約三千二百四十俵の豫定なるも、支那人職工の能率は日本人職工に劣るを以て、當初は約三割減として粗布三千三百俵、大尺布二千二百七十俵位の見込の由に候、主として長春吉林及び哈爾賓公主嶺等一帶に供給するものにして相當の成績を擧げ得る見込の樣に候

▲督府補助　昨五年度に於ける關東都督府の產業獎勵補助金額及種目に就き大連のみのものは、前便にも記述致し置き候が滿洲全體に亘りては左の如くに候。

水產　水產組合倉庫建築費補助同飼料供給事業、各期漁業用漁船建造費補助計金六千百圓

鹽業　輸出鹽補助、木板結晶池採鹽補助、木板結晶池採鹽試驗費補助計金三萬一千圓

船舶　天津大連安東線、大連長山列島貔子窩線、大連旅順登州龍口石虎嘴線、大連柳樹屯線、大連芝罘仁川線、大連芝罘青島線、大連安東芝罘線龍口計金六萬四千圓

銀行　金四萬圓

商工業　奉天皮膠工場補助、四鄭間運輸業補助、龍口に於ける貿易業補助、安東物產館維持費補助、硝子工場補助、蒙古貿易調查費補助、鐵嶺陳列館業務擴張費補助、柳行李工場費補助、骨膠製造業費補助、錦州商品陳列館費補助、耐火煉瓦工場費補助、陶器工場費裝助、製紙工場費補助、製帽事業費補助、石鹼工場擴張費補助、白音地拉に於ける貿易事業補助計金十六萬七千七百五十圓

農林業　地方苗圃補助、養蠶傳習所補助、種牛購入補助、害虫驅除補助、肥料資金補助、農產物品評會補助、製米機械購入補助、捕兎獎勵、肥料貯藏設備補助、薄荷栽培製造補助計金六萬一千圓

商業會議所　三ヶ所六千五百圓

滿蒙研究會　三千圓

子供館　二千圓

尙當六年度に於て補助すべき重なるものは南滿洲製糖會社の年額十五萬圓を最とし前年度に比して頗る增加すべしとの事に候

▲大連信託　大連取引所信託會社にては來る一月二十一日第七回定時株主總會を開會し第七期（大正五年下半期）の決算及び利益分配案を附議する筈に候が今同總會に附せらるべき利益分配案を聞くに

當期純益金　一金十萬三千八百六十圓四錢

一金一千四十七圓九十七錢　前期繰越金
合計金十萬四千九百八圓一錢
内
一金一萬五百圓　命令積立金
一金四萬圓　特別積立金
一金一萬五千圓　役員賞與金
一金三千圓　使用人退職手當基金
一金二萬一千圓　株主配當金年一割二分の割
一金一萬五百圓　株主特別配當年六分の割
一金四千九百八圓一錢　後期繰越金

の如くにて特別配當金を合し、年一割八歩の分配をなし、今期に於ては前期繰越金を控除するも約四千圓の繰越をなし得る譯に候

鎭江通信

昨年度鎭江に於ける輸出入貿易

在鎭江　刀水生

由來鎭江は附近運河の交通完全にして、數省の會と稱せられ内地貿易の中心地として世に知られたるが、滬寧鐵道の開通に次ぐに、津浦鐵道の連絡を以てせしかば、一般貨物は内地より直接鐵道により上海に運出せられ、鎭江に出づるもの著しく減退し、從て輸入貨物も亦汽船によりて鎭江を經由するもの減少するに至れり、今税關報告に就て其貿易額を見るに、最近十ヶ年間に於て逐年減少し一、九一五年には關平銀一千九百十五萬二千五百八十五兩、即ち前年度(一、九一四年)に比すれば二百餘萬兩の減少にして、又之れを十年前の一、九〇六年度に比すれば、僅に其半數を過ぐるのみ、鎭江の前途悲觀せざるを得んや

上述の如く漸次衰頽しつゝある、當港昨年度貿易の大勢を見るに、上半期に於ては帝制問題に引續き雲貴兩廣の革命等、南支一體の動亂により、大打擊を受け殊に浙江省の獨立宣言に次で江陰要塞の爭奪戰、並に無錫に於ける爭亂等當地に近接せることゝて、謠言蜚語盛んに行はれ、人心恟々金融界は大に警戒を加へ、取引不振を極めたり、五月に入り中國、交通兩銀行の兌換停止を行ふあり、政界の雲行更に險惡、商民其堵に安ずる能はず、市場更に不振の狀を呈せり、加ふるに銀塊相場の變動激甚にして、取引を阻害せしこと一方ならず、六月に至り袁總統の死去、共和の復活、地方爭亂の停止等によりて、政界小康を得、商取引多少恢復の兆ありしも、地方昨年度春秋兩作共不良にして、農產物の出廻なく、從て田舍筋の疲弊甚しく、下半期に入りしも市場人氣引立たず、殊に十、十一月は銀價十數年來未曾有の昂騰を告げ一方銀の上海より海外に輸出せらるゝもの頗る巨額に上りたるを以て、當地も現銀枯涸し、金融逼迫甚しく、年末需要期に入りしも、捗々しき商取引なく、不景氣の中に一年を總れり、今昨年度に於ける太古、怡和、日清、招商、鴻安諸會社の汽船にある當港輸出入總噸數を月別によりて示せば左の如し

月別	輸出總噸數	輸入總噸數
一月	三、一〇〇	四、三六一
二月	二、四一六	五、一一八
三月	四、二三一	四、九八三
四月	二、九三四	三、一四二
五月	一、八二七	三、一一一
六月	一、八九六	三、七五五
七月	二、一一七	一、八五二
八月	二、〇四七	三、二〇四
九月	二、四四二	三、四〇七
十月	二、七三三	三、〇八七
十一月	一、九四八	三、九〇七
十二月	一、六九八	二、二一一
合計	二九、三八九	四二、一三八

即ち輸出總噸數二九、三八九噸にして、輸入總噸數四二、一三八噸なり、之れを前年度（一九一五年）に比すれば輸出に於ては一、七五二噸の増加ありしも、輸入に於ては一七、八九〇噸の大減少を見たり

尙更に主要輸出入品の數量を月別により表示すれば左の如し

鎭江港主要輸出品噸數（但し一噸ハ一六・八擔）

品名／月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
麥粉	一、四一四	七三〇	一、三九五	一、三九四	九三九	四一四	四一三	六二八	一、六八三	八六六	一、二七五	八四二	一一、八九五
豆類	九三	九	五〇二	三三九	五八	一一〇	三三六	二二四	四	八六	二二六	一三七	二、一三六
粕類	一五	一〇	五四一	二五八	五一	三五四	五四五	—	—	三	—	一三〇	一、九〇六
油類	二〇二	一七七	二二〇	一〇九	—	六	二〇	二	—	—	—	—	七三五
金針菜	四四	二四	二八	三九	五一	一三	一一〇	三八九	一六八	二五五	九六	一八〇	一、四〇七
蛋黃白	三一	三三	五八	一四七	一〇三	五六	七〇	六四	五一	三	—	一四	六三〇

鎭江港主要輸入品噸數（但し一噸ハ一六・八擔）

品名／月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
砂糖	二、一〇五	一、八〇〇	一、七〇七	八〇二	七三九	一、一七一	三五八	六四七	七六〇	八二〇	八六二	五九〇	一二、三六一
昆布	五五	四六	五九	六	一五	一〇	—	四	五九	五九	五六	五八	四二七
燐寸	四九	八三	六〇	七	六七	八一	九七	一七七	一三四	一〇二	五七	七九	九九三

葉烟草	二〇六	一七八	二五七	二五二	一五七	二二	一三	六五	六六	一七一	四〇二	三四九	二、三三六
木油	七四	二八三	六四二	六五九	一、八四七	三八六	三八二	五〇〇	三三九	一八〇	—	四〇	五、三三二
大豆	—	—	—	—	—	—	—	—	九〇九	八三〇	三一〇	一六六	二、二一五

寄贈交換書目錄

自一月十二日
至一月二十九日

書名	寄贈者	號數
上海	上海春申社	二〇五號、二〇六號、二〇七號
ヘラルド、オブ、アジア	麹町ヘラルド社	第十六、十七、十八號
特許發明明細書	丸ノ内特許局	二號、三號
實用新案公報	仝	三九六、三九七、三九八、三九九 四〇〇號
商標公報	仝	三七九、三八〇號
特許公報	仝	二二四號
水交社記事		十四卷四號
東洋經濟新報	牛込其社	七六六、七六七號
通商公報	外務省通商局	三八一、三八二、三八三、三八四、三八五號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	一月號
日本及日本人	神田政教社	六九七、六九八號
他山百家言	中國實業會	

書名	寄贈者	號數
經營資料	參謀本部	
週報	上海日本人實業協會	二五一號、二五二號
山林公報	農商務省山林局	第一號
地學雜誌	東京地學協會	三三七號
公閙報	天津大實報舘	四卷一號、二號
農商公報	北京農商部	三卷五冊
貿易	大日本貿易協會	一月號
紡織界	大阪工業濟育會	八卷二號
僧行社記事		七五號
第二回海外派遣官報告	農商務省商工局	第一回
會報	帝國鐵道協會	十八卷一號
新支那	北京新支那社	二二五號、二二六號、二二七號
學鐙	丸善株式會社	二十一卷二號
東洋時報	東洋協會	二一〇號

内治外交

○大政方針要項　黎總統は舊臘總統府秘書廳に命じ大政方針宣布準備に着手せしめたるが、略該命令案は完成して近々宣布する筈なりと、而して其大政方針の大要なるものは、總て左の八項より成れりと。(順天時報)

(一)是非善惡の眞公道を主持して民俗を正す事

(二)立國は統一制度を採りて精神上の整齊を求む

(三)暫時軍事を收束し一面には海陸軍人材の養成を爲す

(四)門戸を開放し外資を輸入して鐵道、鑛山銅鐵工廠を興設す

(五)國民實業を資助するには先づ農商業より着手して其進行を求む

(六)總て軍事、外交、財政、司法、交通は皆中央集權主義を取り、其他は各省區の情況を參酌して地方分權主義を兼採す

(七)急速に財政整理に着手す

(八)急速に黨見の消除を圖り以て政治上の障碍を免る

○片馬問題先決　英國人は片馬地方に於て屢々違約の擧動ありとて、雲南督軍唐繼堯より再三の報告ありて以來、支那政府は正式に英國公使に交涉を開始する希望ありしが、外交總長の就任なき爲め、其儘擱置し居たりしに、此次伍廷芳の該總長席に就くや、伍總長も此事件の未解決を以て國權を害するの甚だしきものと思惟し、急速に其交涉談判に着手すべく決定せるやに聞けり、而して其交涉の

要件として略左の數項を英公使に提出すべしと。(神州日報)
(一)前清所定の協約に由り片馬には外國兵五百人の駐在を承認し且つ多くして七百人を超過するを得ず
(二)片馬は租借地にあらず又要塞にもあらず故に現在建築せる砲臺は時日を限り破壞すべし
(三)該處には唯遊戲會所を設立するに止まり決して兵營及び馬廠を設置するを得ず而して護照を所持せざる外國人は片馬地方以外の各處に遊歷するを得ず
(四)占有せし官地内の民家は皆悉く時日を限り還付すべし
以上四件は近日英公使に照會して交渉を開始すべく、聞くに此案は西藏問題會議前に解決せしむる伍總長の意嚮なりと傳へらる。

○國民公益產業公司　佛支兩國間の懸案たる老西開問題につき、近來支那人中該老西開の地域全部を買收せんとするものあり、當の發起者としては國土臨時保衛社之に當り、國民公益產業有限公司なる一會社を設立して、廣く支那人間に向けて株式の募集に着手せり、試に該公司の假規則を左に掲げん。(北京日報)

一、國民公益產業有限公司を組織す
一、老西開の土地を買收し商場を開闢す
一、本公司資本として株式二百萬元を招集す株劵を四千冊に作り一冊を五十枚、一枚を十株とし一株を銀一元とす
一、本公司株金を四期に分ちて募集し第一期五十萬元を以て土地を買收し第二期五十萬元を以て地面を修築し第三期五十萬元を以て衝要の處を擇び市場を建造し第四期五十萬元を以て地勢に應じ推廣建造す
一、本公司事務所は當分國土保衛社に置く
一、本公司發行の株劵は無記名法を用ひ之を行ふ
一、本公司は發起人より總株の四分の一を招集し直ちに創立會を開く
一、本公司は總理一人、協理一人、任期一年の董事四人、文牘二人、司賬二人、經租二人、收租司事二人、工程司正副二人、工程司事四人を設く
一、本公司創立の日選擧權を有する株主により董事を選任し被選董事中より年董四人を規定し本公司の監査人と爲す
一、一萬元以上の株主は董事に選はるゝ資格を有し五千元以上の株主は董事を選擧するの資格を有す
一、董事被選後章程に遵ひ官廳に報告す可し
一、株主會は五千元以上の株を所有する者を認て與議權を有するものとし五千元に不足するものは各端數の株を集め五千元以上に足る毎に其株主中より一名を公擧して之を代表す
一、株主會は公司總協理に由て定期招集するの外重要事件に遇有せば臨時招集す可く或は株金總額に對する半數以上の株主より公司に之が召集を請求するを得
一、本公司の株劵を轉讓する事有らば中華民國に國籍を有する者に限り有効とす
一、本公司の株は買入の日より起り年利五分の利息を附

し外に配當あり

一、本公司は毎年陽曆十一月末一回結算し翌年一月一日より起り一律に利息を附す

一、本公司逐年所得の利益を株主に分配する規定は總協理百分の四年董事百分の三、公司同人に百分の三を分ち保衛社經費として百分の五を補助し、百分の十を積立て百分の七十五を全株主に配當す

一、本公司の株主に對する各項事件に關しては最も普通の新報を以て之を公告す

一、本公司の成立は永久營業とし倘し已むを得ざる事有るに遇ふも株主四分の三以上の同意を經るにあらざれば解散するを得ず

一、本公司募集の株式に對し財產を株銀に充つる其財產は老西開地面に非ざれば效力を發生する能はず

一、本公司未成立以前の印刷物支拂を除く外の支出は概ね發起人に於て擔任し公司の勘定に加入せず成立後各發起人へ相當の株劵を以て應酬す

一、本規則未盡の事宜は創立會開會の時之を規定す

○湖北犯罪統計　湖北に於ける民國五年度の司法事務統計を見るに、其犯罪者數左の如し。（時報）

死刑百三十四人　一等徒刑六十五人　二等徒刑八十三人　三等徒刑二百四十七人　四等徒刑二百八十四人　五等徒刑三百十八人　無期徒刑三人　拘役者四十九人　易笞者五十二人　罰金者百二十四人　計一千四百五十九人

○司法々廳增設計畫　司法總長張耀曾は、今春各省に法廳を增收する計畫をなし居れり其豫定左の如し。（時報）

江蘇省、地方廳　三　高分廳一增設
直隸省、地方廳　二　高分廳一增設
河南省、地方廳　六　高分廳二增設
福建省、地方廳　三　高分廳一增設
山東省、地方廳　一　安徽地方廳二

教育軍事

○范總長教育計畫　范教育總長は、明年度中に爲すべき一切の教育整理を計畫したるを以て、不日各省省長に施行方通達し、切實に進行せしむる筈なるが其大綱は下の如しと。（時事新報）

（一）教育制度
（二）改革學校階級修正
（三）學校編制改革
（四）實業教育擴張
（五）地方教育補助
（六）國民教育擴張
（七）小學校教科修理
（八）邊地教育促進
（九）通俗教育補助
（十）教育展覽會組織
（十一）蒙藏教育實行
（十二）女學獎勵

(十三)全國學齡兒童調査
(十四)地方自治敎育責任規定
(十五)東西洋留學生試驗改訂
(十六)義務敎育辦法規定
(十七)全國師範敎育擴充

○蒙軍最近消息　呼倫貝爾都護使勝福は蒙匪軍に就き、左の如く北京政府に電申せり。(北京日報)

巴布札布の餘黨は索倫山附近一帶に在りて蒙民を掠奪せし處其後擊退せられて呼倫貝爾に逃れ深山に蟠踞し蒙匪胡匪等を招徠聯結して其衆萬餘人に達し大擧南下を策せるが探報に據れば該匪は四路より南下せんとする者の如し即ち(一)西路より蒙匪を引率して進攻する者(二)東路より胡匪を率ゐて進攻する者(三)托克傍額より南路を取る者(四)安拍庫路より後援隊として進發する者是れなり昨今呼倫貝爾及附近各蒙旗は彼等に蹂躙せられて慘情名狀し難し勝福等蒙兵を督率して分路進攻する雪天氷地の間其奏功を期し難し速に應援の勁旅を派して協討せられんことを請ふ云々

○六年度の外國留學生數　敎育總長范源濂は既に六年度に於てける、外國留學經費を二十八萬五千元に增加したる由なるが、六年度に於ける各省より派遣すべき留學生總數は、一千百三十一人にして、之を省別すれば左の如しと云ふ。(北京日報)

直隷	六十五名	山東	五十八名
山西	四十二名	河南	四十八名
湖北	百八十五名	湖南	百六十八名
四川	六十二名	廣東	九十二名
浙江	百四名	江蘇	百二十四名
江西	百十七名	雲南	十五名
貴州	九名		

其の他の各省の人數は尙未詳

財政

○民國六年度豫算內容　過日財政部に於て編成せる六年度豫算表は目下國務院に於て協議中にして其の內容左の如し。(時事新報)

一、經常支出の部

外交部	四、五三七、三四八元
內務部	四五、一四九、六三七
財政部	六四、五五八、五三九
陸軍部	一七〇、〇〇六、一〇二
海軍部	一〇、二九八、五九〇
司法部	九、三三六、四九〇
敎育部	四、四九四、〇九三
農商部	二、八六五、七一〇
交通部	一、五五五、九一六
蒙藏院	一〇、〇四四、二一六

一、臨時支出の部

外交部	一、九五一、七八六

内務部	二、八七一、五七一
財政部	一八三、七〇一、〇七五
陸軍部	九、一八六、五八四
海軍部	二、四一九、四三四
司法部	八六、一〇六
教育部	六〇〇、三四三
農商部	一、七三八、四九六
交通部	三六一、一六六
蒙藏院	一〇四、二七六
一、經常收入の部	
田税（地租）	八六、四七五、七六四
關賦（海關税）	七三、〇五六、六六三
鹽税	九二、七六四、二一二
貨物税	三八、四一八、二九三
正雜各税	二二、九〇二、四三二
正雜各捐	四、七〇一、八六六
官業收入	二、〇八三、四〇一
各省雜收入	四、三三一、四六二
中央各機關收入	二、二七四、九〇九
中央直接收入	三五、五九六、三一一
一、臨時收入の部	
田賦	四、〇〇一、四六四
關税	七〇六、八八五
貨物税	二一、〇二六
正雜各税	三、九一一、四一〇
官業收入	八、三五一
各省雜收入	九一、五一〇
中央各機關收入	二、二四八、四三七
中央直接收入	一五、五一〇、九六九
債款	二四、二九一、四六八

等にして收支一億二千餘元の不足額を有し目下國務院に於て此が決濟方法に就き研究中なり。

〇六年度償還額　民國政府が六年度に償還すべき外債は左の如し。（神洲日報）

▲墺國第一款　債額百廿萬磅抵當品契税償還期十二月償還額百廿萬磅

▲墺國第二款　債額二百萬磅抵當品契税償還期同上償還額全額

▲墺國第三款　債額五十萬磅抵當品契税償還期同上償還額全額

▲中法銀行庫劵款　債額百十萬二千八百二十八元八角六分抵當なし償還期三月償還額七十一萬二千八百二十八元八角六分

▲德華銀行墊款　債額百五十一萬九千八百クローネ抵當なし償還期一月償還額全額

▲德華銀行墊款　債額四萬一千百二十磅低當なし償還期一月償還額全額

▲中法銀行欽渝展期庫劵款　債額四百十一萬八千九百五十九法克九十八サンチーム抵當なし償還期四月償還額全額

▲中法銀行欽渝展期第三批庫劵款　債額六百十八萬五千元

百六十七法克抵當なし償還期五月償還額全額
▲日本三菱船廠船價庫劵欵　債額三十四萬圓抵當なし償還期一月償還額八萬七百圓七十六錢
▲獨逸逸信洋行藥價を以てせる庫劵欵　債額十一萬九千九百十六元五角六分抵當なし償還期四月償還額七萬九千九百十六元五角六分
▲華比銀行墊欵　債額四萬四千二百七十六磅十九志抵當なし償還期年末償還額三萬二千六百三十二磅十四志
▲英國匯豐銀行墊款　債額五千磅低當鹽稅餘款償還期年末償還額全額

○最近の政費　大總統は現に內外の財政一般に困難なるを以て、特に財政總長陳錦濤と磋商し、中央各行政機關政費を核減したるか、一月分の支出總額四十三萬八千八百七十五元餘にして各部割當額左の如しと云ふ。(時事新報)

內務部	五萬二千六百元
陸軍部	六萬三千零八十五元
海軍部	七萬七千五百五十元
參謀部	四萬五千三百四十元
交通部	四萬四千元
農商部	四萬七千二百元
司法部	二萬五千三百元
財政部	四萬三千八百元
教育部	三萬六千元

特別支出及臨時支出は此の內に含ます。

○六年度陸軍費豫算　民國六年度陸軍費豫算は、一億三千六百七十一萬五千七百十六元にして其の內譯割當額左の如し。(順天時報)

一、陸軍部費	二三、八四七、二八〇元
二、參謀本部費	一、六二一、三〇九元
三、各省駐屯軍隊費	八二、九〇八、二〇〇元
四、各省軍事機關費	一三、七四七、二七七元

特別國務院會議に於て來年度各費目中より約三千萬元删減に決せり。

○民國五年度海關收入　總稅務司「ゼー、アクレン」氏の報告に據れば、民國五年度海關收入は之を前年度海關兩三千六百七十四萬七千兩平均爲換相場二志七片八分の一にて、四百七十六萬五千六百二十六磅に比すれば一百萬兩以上の增收にして、約三千七百七十五萬兩平均爲換相場三志三片十六分の十三にて、六百二十六萬二千七十四磅に達せり。

重要各港徵集額を表示すれば左の如し。

港名	五年度收入	前年度に比し增減
哈爾賓	九、一二六、〇〇〇	減一八八、〇〇〇
大連	二、〇三一、〇〇〇	二九一、〇〇〇
膠州	一、六九八、〇〇〇	一二五、〇〇〇
上海	二、三三四、〇〇〇	減八六、〇〇〇
廣東	二、二二二、〇〇〇	減一七六、〇〇〇
安東	七四二、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
天津及秦皇島	四、六九〇、〇〇〇	減四〇、〇〇〇
漢口	四〇二、〇〇〇	一四三、〇〇〇

汕　頭　一、一二四、〇〇〇　減　一七一、〇〇〇

左記各港の徴收額は新記錄を示せり。

安東、大連、長沙(六二四、〇〇〇兩)漢口、南京(三八三、〇〇〇兩)

海關收入擔保に依る外國借款債務は民國五年十二月三十一日に至る迄全部履行したり。

○蒙政經費確數　明年度に於ける蒙政費に就て、蒙藏院にては尤も愼重審議の上、六十五萬五百元を計上して、國會に提出せるが、已に其の審査を經て提出通り些の修正もせられず通過するに至れり、其經費の詳細は次の如し。(北京日報)

蒙藏院官俸	一八五、〇〇〇元
同　院經費	一八〇、〇〇〇
同　飜院調査費	五〇、〇〇〇
蒙古王公廩費	六四、五〇〇
蒙古咸安宮經費	一八、〇〇〇
來京各王公賞賚	三〇、〇〇〇
蒙旗各戈薩克俸給	一〇〇、〇〇〇
喇嘛錢銀	二三、〇〇〇

借款經濟

○外蒙對露借款額　外蒙古は前淸時代一切の經費は支那政府より支給を受け居たるも、辛亥の冬に於て活佛が獨立を宣言せし以來、支那政府は顧みざる爲め、財政困難に苦しみたる結果、遂に露國より借款して充當するに至れるが、民國元年より昨年末に至る五ヶ年間に露國より借款したる總額は三千萬留に達し、之れを年別にする時は元年に一千萬留、二年に五百萬留、三年に五百萬留、四年に三百萬留、五年に七百萬留なりと。(時報)

○交通部の借款　支那政府交通部は、今回二億萬元の借款を爲すべく、之れを內國債とし、その條例を起草し去る一月十六日巳に國務院の議決を經て、之れを國會に交付し、その通過を求めたり、右借款の要點を記述すれば左の如し。(時事新報)

一、額面總高　二億萬元

其の募集を四期に分かち第一期は三月一日に始め八月々末に締切りとし、五千萬元を募債す

二、用途正太、道淸兩鐵路を買收し京綏鐵道の延長線を完成するの外未成各鐵路を建築し、枕木廠、車輛廠、鐵工廠、電機廠、航京貨棧を設くるにあり

三、本債書を左の三種とす

一千元、一百元、十元

四、實收　九十四以上

五、年利　六分

六、期限　十年

七、擔保　各路及び電燈電話等の餘利、但し第一期還本は京漢鐵路の餘利を以て支拂ふ

○庫倫の借款計畫　庫倫辦事長官陳籙氏は、各公署政費仕拂に窮し、露國銀行に就きて短期借款を商議せるが

其內容は(一)短期地方借欵、(二)債額二百萬元、(三)庫倫恰克圖間の鐵道建築及び材料購買の優先權を擔保とす、(四)年利六分、(五)民國七年より起り向ふ十ヶ年間償還にて、露國側は鐵道擔保に垂涎じ之を快諾せんとせるも、地方の外債訂約に北京政府は露國勢力の外蒙侵入を恐るゝ事甚だしければ右借欵は到底實行せられざる可しといふ(北京日報)

○中國銀行純益　中國銀行は過日來、昨年度(自一月至十二月)に於ける總勘定を爲しつゝありしが、已に略ぼ終りたる所によれば、百十餘萬元の純益を得たりと、同銀行は昨年三月兌換停止して以來、殆んど營業停止の有樣なりしに、何故斯くの如き厚利を獲るに至りしかに就て、同銀行員の談によれば、同銀行が兌換停止以前は、其兌換券發行高は五百萬元內外なりしに、其後政府の內命により約二千萬元の紙幣を發行し、之れが全部を財政部に貸付けたる結果、年利七厘を得たる爲め、右の如き利益を得たるものにて、その一般より得たる純利は、僅かに二三十萬元に過ぎずと。(北京日報)

○支那銀貨鑄造高　支那政府は幣制統一起見を以て前年來新銀貨の鑄造を實行しつゝあるが、昨一ヶ年の鑄造高は一億三千六百七十八萬二千五百十七元にして、之を造幣廠別にせば左の如し。(單位元)(時報)

天津造幣廠	六八、三五六、一八四
南京造幣廠	五〇、九七四、五〇〇
武昌造幣廠	一一、九五六、五〇〇
廣州造幣廠	五、四九五、三三三

以上は總べて生銀を以て銀貨を鑄造せるものなるが、舊貨幣を回收して新貨に改鑄せるもの左の通りなり。

天津造幣廠	七、八三一、〇〇〇
南京造幣廠	二三、二九五、五七二
武昌造幣廠	五、五四九、〇四五

○北京市面維持　頃日北京に於ては紙幣影響を受け元銀日に下落し、銅貨の奔騰甚しく物價之に伴ふて騰貴するを以て、商會の主要者及各界重立ちたる人々會議の結果、左の罰を議定し內務部に示禁を請へり。(北京日報)

一、銅貨を屯積するを嚴禁す
一、制貨の輸出を嚴禁す
一、紙幣の强用を禁止す
一、各商品の値上を禁止す

鑛山

○鑛產物輸出高　農商部の調査に係る昨年度支那鑛產物の外國輸出高左の如し。(時報)

銅	七千二百八十噸
各種鑛油	九千六百五十噸
鐵	五萬六千二百四十噸
鐵鑛	十五萬一千噸
鉛	四十噸
鉛鑛	六千五百噸
水銀	五十噸

錫　七千六百三十噸
石炭　九萬二千百三十噸
其他　約　一萬噸

○白銅鑛發見　河南省衛輝の西方三十五支里の路王墳地方の山脈は、頗る礦質に富み、往々礦苗を發見する者あるが、日本礦科大學卒業生張國成は、同地方に於て白銅礦を發見し、資本家及技師數名を帶同し、前日現場を視察せるに、礦質良好含量も豐富にして二十年間開採し得る見込なりと。（順天時報）

○礦業の現況　農商部最近の調査に依れば、支那全土の礦山にして、已に採掘を開始せるもの四千二百三十二ヶ處、其面積千四百十七萬六千百六十五畝に達す、而して之れに使役し居るものは技師四千二十八人礦夫二十四萬五千三百餘人なりと。（神州日報）

大正六年二月十五日發行（毎月一日十五日發行）

支那

第八卷第四號

要目

東亜同文會調査編纂部

大正六年二月十五日發行「支那」第八卷第四號

論説

資料

雜錄

次

通信

時報

發行書目錄

書名	册數	體裁	價	郵税
支那經濟全書（第四版）	全拾貳册	菊版總紙數約一萬二千頁	特價金貳拾八圓	郵税（内地一圓八十錢 支那二圓五十錢）
日露之將來（第三版）	全壹册	菊版紙數三百頁	印刷實費參拾錢（非賣品）	郵税金八錢
大清律	全壹册	菊版紙數約四百頁	正價金壹圓五拾錢	郵税（内地十二錢 支那三十錢）
樺太及北沿海洲	全壹册	菊版紙數約五百頁	正價金壹圓五拾錢	郵税（内地十二錢 支那三十錢）
蒙古及蒙古人（再版）	全壹册	菊版紙數約八百頁	正價金貳圓五拾錢	郵税（内地十七錢 支那三十五錢）
勾麗古碑（石版刷）			正價金七拾五錢	郵税金八錢
文學士大村欣一氏著 支那政治地理誌（上卷）	全貳册	菊版布製約九百六十頁	正價金參圓	郵税（内地二十四錢 支那四十五錢）
支那政治地理誌（下卷）		菊版布製約千七十頁	正價金參圓五拾錢	郵税（内地二十四錢 支那四十五錢）
山東及膠州灣（再版）	全壹册	菊版クロース約七百頁	正價金貳圓	郵税（内地十二錢 支那三十錢）
支那重要法令集	全壹册	約四六版四百頁	正價金壹圓五拾錢	郵税金八錢
現代東部蒙古地圖	四色刷 縱一尺八寸 橫二尺六寸	帙入	正價金六拾錢	郵税金四錢
東部蒙古	全壹册	菊版洋裝七百八十六頁	正價金貳圓五拾錢	郵税金二十錢
改訂支那全圖	全壹枚	縱五尺一寸 橫四尺四寸	正價金貳圓	郵税（内地八錢 支那三十錢）
最近支那貿易	全壹册	菊版紙數七百頁	正價金貳圓五拾錢	郵税金十八錢

東京市赤坂區溜池町二番地

東亞同文會調查編纂部

電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年二月十五日
第八卷第四號

論說

支那の工業

一

近時我國人が支那に於て工業を興さんと企劃するの念愈熾んに、各種工業原料を彼の地に得て之に加工し之を內外に供給せんと試みる者日に多きを加ふ、實に日支關係上一歩を進むるの秋に到れる者の如し、我國人は支那に比し工業上一日の長あるは言を待たず、而して原料品の支那に產する多大なるは遂に我國の比すべきに非ず、彼是其の長を合し其の力を協せ工業上に大に爲すべきある言を俟たざるなり。

然れども我國人の支那に對し一日の長ありとする工業能力は未だ眞に恃むべき力となすべからず、我國工業の現狀に鑑みて何人も甚しき大なる長所を有する者と信ず能はざるなり。思ふに我國人の現時支那に對し一歩を進めりとなす工業は、棉絲棉布の如き、燐寸の如き、石鹼の如き、硝子の如き、玩具の如き、紙の如き、銅線の如き、砂糖の如き、其他數十種の雜貨の如き、固より皆然る所なりと

五

近時我國製品の支那に輸入する者列國を凌駕する所以の者は、我國工業がやゝ進歩せるに基因し其他地理上幾多の利我に在るに由る、然れども其根柢に存する原因は我國製品の廉なるに存す、唯廉にして其質歐米に比肩し得は之より幸大なるなし、棉布、棉絲、砂糖の如き歐米と同一機械により同一原料による者は其質必ずしも支那人に喜ばれざるに非ずと雖も、奈何にせん多種の商品に至りては然るを得ず、但し其至廉なるは著しく支那人を滿足せしむ、然れども至廉は遂に幾何の長所を幾年間保有し得らるゝや問題なり。

思ふに簡易なる工業は支那に於て支那人の手により製作せらるゝ難しとせず、例へば麥粉の如き支那原料を取り製粉機にて最も容易に作り得べし、是れ我國人が支那と此の業に於て相競ふ能はざるなり、洗濯石鹼の如き亦然り、靴下、メリヤス、タオール類も亦然らざるを得ず、香油、香水の如き、植物性分を主とする丸藥の如き亦此類に屬すべし、我國人が支那に於て大企業を興し其原料を彼の地に取り其製品を世界に供給する程度の工業は固より別に論ずべし、決して簡易なるが爲め方今我國に進歩せる工業を直に彼の地に移し誇るべき長所なりとして之を恃む勿れ、我國の工業能力中眞に恃むに足る者を以てして始めて之を支那にて經營し得べきなり。

六

今我が友山田修作氏年來の考究を集成し「支那之工業」一書を著す、現時支那に於て外人及支那人が經營する新式工業を網羅し、其の由來を詳にし現狀を明かにし以て如何なる種類の工業が現時の支那に適するやを反覆詳說す、從來我國人は支那との通商を深く考察し專ら我が生產業の販路を支那に擴張せんと努むる輩に多し、然れども更に進んで支那の工業現狀を觀察し之により我が國の輸出品を反省し併せて我國人の彼の地にて企劃すべき幾多の工業あるを指示する其人に乏しく、其著書に於て更に稀なり。

山田氏は上海東亞同文書院に學び、我が農商務省に在り連年支那を巡遊し通商工業の狀を研鑽し公家に盡せるの功鮮しとせず、而して今官を去り蘊蓄する所を擧げて本書を成し胸臆の機秘を吐露して之を公にす、予之を閱し其快禁すべからざる者あり、聊所感を記して本稿と爲す。

（北濤生）

山西者の石炭

山西炭田

山西炭田とは太原を中心とする所謂太原平野を圍繞して位するものにして、山西省内に於ける最も主要なる炭田なり、而して其面積も廣大にして更に之れを其位置によりて二三に區分し得べし。

沁嶺山脈西方の炭田　沁嶺山脈の西方にある炭田にして、太原平野を圍繞して沙河に沿へる石炭紀臺地中にあり、此臺地は黄土によりて被覆せらるゝ處多きを以て、石炭紀層殊に石炭の露頭は沙河及東西より沙河に注入する支流に於て之れを見るを得るのみにして、現時は單に露頭附近に於てのみ採掘せらる。

沙河と黄河との分水嶺をなせる連技山脈は、沁嶺山脈と共に主に寒武利亞紀より石炭紀に亙る、石灰岩層より成り含炭層によりて被覆せらる、含炭層は砂岩及頁岩の互層にして、向斜層をなし數多の炭層を埋藏す、太原平野の東西に位する丘陵にある炭層の厚は三尺乃至五尺を普通とし、平陽縣には厚十二尺の炭層あり、楡次縣には十二ヶ所に石炭の露頭あり、火焼嘴に於けるものは厚約十八尺あり、孝義縣には十四ヶ所の露頭あり、荘王溝亂崖溝に於けるものは其厚十八尺あり、郷寧縣北露坡に於ける炭層は厚十三尺あり、其他窟南上、柏辿窪に於けるもの著し、隰州に產す

る石炭は良好なるも交通不便なるを以て未だ發達するに至らず、之れを要するに本炭田は其區域甚だ廣大にして、北は崞州より太原、平陽を通じ、南は絳州及曲陽に達し、東西の幅は四十基米乃至四十八基米に達す。

沁嶺山脈東方の炭田

沁嶺山脈の東方に頒布せる炭田は、其面積廣大にして、前記本山脈西方の炭田と相匹敵す、本炭田中最も名あるは澤州附近にして、澤州の南西なる南村には石炭の總厚約三十尺に達するものあり、南村の南約六基米にある大鐵には厚四尺乃至四十尺の無煙炭層石炭紀の波浪狀をなせる地層中に夾在す、澤州の北東にある孫村、西方にある張嶺に於ては石炭の採掘稍盛にして、炭層の厚は區々なるも概して十四尺乃至二十四尺あり、澤州の北約二十五基米に位する大陽附近は石炭の產出に名あり、書院頭、梨川、大箕、五門、司取水二十里舖等に於て稼行せらるゝ石炭は厚十二尺乃至三十尺あり、陽城縣に於ける炭層は七尺乃至十尺の厚を有するも質良好ならず。

平定府は北部にあり、此附近の炭田は其區域大にして、波狀の基地をなし東方に緩斜す、重要なる炭層二三百尺の地下にありし層厚二十尺乃至三十尺に達し炭質は良好なり本層は北は盂縣に南は樂平縣に至り、東は直隷省に於ける井陘炭田に連り、廣大なる波基地をなす、買地溝、莊口溝鐵路溝に於ける石炭は良質にして、石炭の厚約十八尺あり榮家溝驛の南約二十七基米なる壽陽縣に於ける榮家溝坑は其厚九尺及七尺の二炭層あり、同地方に於ては此外莊水溝及般王鎭に於ける炭層亦重要なるものにして、後者は厚約十八尺あり、盂縣に於ては馬家地及清城鎭に於て石炭を產す。

炭質　炭質は之等各地各異り一樣に律し難きも、之れを概言すれば、沁嶺山脈の東方にあるものは多く無煙炭にして、西方に於けるものは有煙炭多し、然れども之れ元より劃然其區別あるにあらず、一地方にして兩種の石炭を產するものなきにあらず、無煙炭は平定府及澤州府を中心とし、之れを圍繞して半無煙炭の區域あり、更に有煙炭となれる處あり、平定州より西に至れば有煙炭に變ず、又太原平原の東方丘陵に產する石炭は無煙炭に屬し、西には有煙炭を產するが如し、今次に山西大學格致科長兼教授エリイクテー、ニストレム氏が同大學第一期卒業生と共に省內實地に就いて調査研究せる處、其他によりて是等各地石炭の分析表を揭げん。

	水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	發熱量 カロリー	熱量 英國熱單位	種類
澤州府澤州の南西	二、一三	九、二〇	七九、八七	八、八〇	〇、五七	—	七、九五四	半無煙炭 一四、三一七	第一類二
同　同　北東	二、八六	五、四五	七九、六五	一二、〇四	〇、三五	—	—	無煙炭 —	第一類一
同　陵川	三、五〇	九、七〇	七六、七八	一〇、〇二	〇、六四	—	七、八二一	同 一四、〇七八	第一類二

同	高平	一、三〇	八、八〇	七九、六二	一〇、二八	〇、九二	—	七、七八六	同	一四、〇一五	同
同	陽城	三、五〇	八、六六	七四、三四	一三、五〇	〇、三五	—	七、五六九	半無煙炭	一三、六二四	同
同	同	三、三四	一〇、三三	七八、八六	七、四七	〇、三九	—	八、〇五八	同	一四、五〇四	同
同	同	二、八〇	八、四五	七七、四五	一一、三〇	〇、六八	—	七、七二〇	同	一三、八九六	同
同	沁水	一、二八	九、九五	八〇、七七	八、〇〇	〇、四五	—	八、〇〇〇	同	一四、四〇〇	同
同	同　同	一、一五	九、七九	七七、四六	一一、六〇	〇、八〇	—	七、六九一	同	一三、八四四	同
平陽府	翼城	〇、七四	六、六〇	八三、四一	九、二五	一、四〇	—	七、八三三	無煙炭	一四、〇九九	第一類一
同	同	〇、六六	三三、一四	六二、九〇	三、三〇	〇、六八	—	八、三二〇	有煙炭	一四、九七六	第三類
同	浮山	一、〇〇	一五、一五	七三、七〇	一〇、一五	五、三七	—	七、八三五	同	一四、一〇三	第二類二
同	岳陽	〇、五〇	一八、六〇	六五、二五	一五、六五	〇、六七	—	七、三五〇	同	一三、二三〇	同
潞安府	長子	二、五六	一〇、四一	七八、五一	八、五二	一、一〇	—	七、九九七	半無煙炭	一四、三九五	第一類二
遼州	遼州ノ南約十六七基米	〇、九〇	一七、二〇	七五、五〇	六、四〇	一、八〇	—	八、一八〇	有煙炭	一四、七二四	第三類二
同	遼州	一、〇四	一六、六六	七三、五〇	八、八〇	一、〇三	—	七、九六二	同	一四、三三二	同
同	同	〇、七九	一六、一五	七四、八二	八、二四	〇、七五	—	八、〇一〇	同	一四、四一八	同
同	和順ノ南約二十基米	一、六〇	一一、八一	八三、二九	三、三〇	〇、五一	—	八、四二八	半無煙炭	一五、一七〇	第一類二
平定府	平定ノ南約廿六七基米	一、七〇	八、四一	八三、七五	六、一四	二、〇六	—	八、一四一	同	一四、六五四	同
同	同	〇、八〇	五、五〇	八四、二〇	九、五〇	—	—	七、七七六	無煙炭	一三、九九七	第一類一
同	嚴盧溝平定府ノ西十六七基米(保定鑛業會社)	〇、四六	六、一二	八五、八〇	七、六二	〇、八九	—	七、九三二	同	一四、二七八	同
同	平定	一、一四	四、五六	八五、一八	九、一二	〇、五〇	—	七、七九八	同	一四、〇三六	同
同	同	〇、九八	六、七一	八八、八九	三、四二	一、七〇	—	八、三二八	同	一四、九九〇	同
同	同	二、八〇	六、七〇	七八、八九	一一、六一	〇、五八	—	—	同		同
同	同	三、二八	七、八四	八四、六一	四、二七	〇、八六	一、四〇〇	五、五〇〇		九、九〇〇	第一類二
同	壽陽ノ北二十六七基米	五、四九	一八、一五	六三、六六	一二、七〇	一、〇八	—	七、五九五	有煙炭	一三、六七一	第二類二
同	同	一、一九	一五、五〇	七六、〇九	七、二二	一、三七	—	八、一〇八	同	一四、五九四	同
太原府	楡次の西	一、一〇	九、二〇	七三、三〇	一六、四〇	〇、七五	—	七、二七一	半無煙炭	一三、〇八八	第一類二

同	同	〇、六七	一〇、四八	八三、三五	五、五〇	一、五六	—	八、二二五	同　一四、七八七	同
同	同	〇、〇一	九、一九	八六、九〇	三、九〇	〇、六八	—	八、三一七	同　一四、九七一	同
同	同	〇、八五	二一、三五	七三、九五	三、八五	三、六三	—	八、三九五	有煙炭　一五、一一一	同
同	同	〇、三四	九、八〇	七九、四六	一〇、三〇	〇、八四	—	七、七八八	半無煙炭　一四、〇一八	第二類二
同	同	〇、九〇	一一、六〇	七八、九五	八、五五	一、二四	—	七、九八七	同　一四、三七七	同
同	同	一、〇五	一〇、九〇	七三、三〇	一四、七五	一、〇七	—	七、四三八	同　一三、三八八	同
平陽府	郷寧	〇、六八	一九、四三	七一、八四	八、〇五	〇、六六	—	八、〇三一	有煙炭　一四、四五六	第二類二
同	同	〇、四〇	一九、三〇	六六、三〇	一四、〇〇	〇、九〇	—	七、五〇〇	同　一三、五〇〇	同
同	同	〇、三〇	一一、〇〇	六三、三〇	二五、四〇	一、五〇	—	六、五〇七	同　一一、七一三	同
同	臨汾	〇、一〇	二三、三八	五七、一二	二〇、四〇	〇、五八	—	六、九三〇	同　一二、四七四	同
同	同	一、四六	一九、〇四	七一、二七	八、二三	〇、九三	—	八、〇〇八	同　一四、四一四	同
同	同	〇、九一	三四、六四	五九、八五	四、六〇	〇、九〇	—	七、九九〇	同　一四、三八二	同
同	吉州	〇、八〇	二七、三二	六一、六八	一〇、二〇	〇、八二	—	七、七七八	同　一四、〇〇〇	第三類
同	洪洞の北	二、一〇	二六、一四	六八、四一	三、三五	二、三四	—	八、四〇五	同　一五、一二九	第二類二
同	同	三、五〇	二七、六〇	六五、四〇	三、五〇	四、四九	—	八、三八五	同　一五、〇九三	同
同	同	〇、八二	三八、七〇	四六、三四	一四、一四	二、八一	—	六、四七八	同　一一、六六〇	同
同	同	〇、六八	二五、八〇	五六、二五	一七、二七	一、〇二	—	七、一七〇	同　一二、九〇六	第三類
隰州	隰州	三、五八	二八、四八	六四、〇九	三、八五	〇、六八	—	八、三三二	同　一四、九九八	第二類二
汾州	寧郷	一、七四	一八、〇四	六四、四六	一五、七六	—	—	七、三四二	同　一三、二一六	第二類二
同	同	一、〇五	一七、一〇	七七、八五	四、〇〇	一、六〇	—	七、三七五	同　一三、二七五	同
同	同	一、九五	一八、六八	六七、九九	一二、三八	—	—	七、三三五	同　一三、九二三	同
同	汾州附近	一、三〇	一五、八〇	六七、六三	一一、二七	一、二一	—	七、七三六	同　一三、九二五	同
太原府	分水の西	〇、八六	二二、二二	五一、七〇	三五、二二	一、九〇	—	五、六五五	同　一〇、一七九	同
同	交城の西	一、五三	一三、六五	七六、七五	八、〇七	〇、八八	—	八、〇一一	同　一四、四二〇	同
同	同	〇、三八	一八、〇八	七三、七五	七、七九	—	—	八、〇四五	同　一四、四八一	同

同	大谷ノ南約五十基米	四、二九	二四、七一	六八、四九	二、五一	一、四〇	—	八、四五六	同 一五、三三一	同
同	陽曲太原ノ西丘陵	〇、五一	一三、九八	七一、八三	一三、六八	〇、九〇	—	七、五三三	同 一三、五四〇	同
同	興ノ北十基米	三、〇〇	二八、四〇	六二、一五	六、四五	〇、九八	—	八、一〇〇	同 一五、五八四	同
忻州	静楽	二、一〇	四三、〇〇	四九、五〇	五、四〇	〇、五六	—	六、九四〇	同 一二、四九二	第三類
同	忻州五臺間	一、一七	三〇、七七	五六、二二	一一、八四	〇、六四	—	七、四九〇	同 一三、四八二	同
代州	崞州ノ西約六十五基米	二、〇〇	三二、六七	五九、〇七	六、二六	一、七五	—	七、八九二	同 一四、二〇六	同
同	同	二、二八	三一、九九	六〇、六九	五、〇四	二、六九	—	八、〇八〇	同 一四、五四四	同
保徳州	保徳ノ西二三基米	二、三〇	二〇、八〇	六八、五〇	八、四〇	—	—	七、九八〇	同 一四、三六四	第二類二
同	同	〇、八〇	二三、八〇	四六、〇〇	二九、四〇	〇、七〇	—	六、〇一五	同 一〇、九五二	同
代州	繁時	一、七〇	一〇、〇〇	七二、六〇	一五、七〇	一、〇七	—	七、三四七	半無煙炭 一三、二二五	第一類二
同	同	三、四四	七、七七	八四、四九	四、三〇	一、一五	一、三九〇	五、八三〇	同 一〇、四九三	同
平定府	四巴嘴	二、三三	五、三六	八一、七一	一〇、六二	〇、七一	一、四〇三	五、七二〇	無煙炭 一〇、二九六	第一類一
同	同	二、八八	五、一六	八七、一八	〇、八〇	〇、七四	一、三八二	五、二二五	同 —	同
同	陽泉	一、三一	六、八五	八一、四一	一〇、四四	〇、三九	一、四一〇	五、四四五	半無煙炭 —	第一類二
同	同	二、三六	七、二三	七九、七八	一〇、六八	一、七五	一、四四四	五、二二五	同 —	同
同	同	二、五九	六、八五	八一、六〇	八、九六	〇、八三	一、四五七	五、一七〇	同 九、三〇六	同
大原府	太原西方	二、二一	九、二八	八七、八〇	〇、七二	一、二一	一、三三三	六、六〇〇	同 一一、八八〇	同
同	同	一、二六	一一、九〇	七七、〇三	九、八二	一、三三	一、三四五	六、一六〇	同 一一、〇八八	第二類二
同	同	一、一三	一五、六五	七〇、〇六	五、一六	一、〇一	一、三〇三	六、七六五	有煙炭 一二、一七七	同
同	太原東方	三、四八	一三、一〇	八一、二四	三、一八	一、七〇	一、四〇六	六、〇五〇	同 一〇、八九〇	同
同	同	二、三〇	一六、七一	六九、四一	一一、五八	一、三〇	一、三八二	五、六六五	同 一〇、一九七	同

炭量　是等炭田は未だ十分の調査研究を遂げられたるものにあらずして各炭層相互の關係明かならず、又炭層の厚も一定せず從て此廣大なる地域全部に於ける炭層の平均の厚を知る能はざるも、嘗てリヒトホーヘン氏は炭層の厚を平均四十尺とし無煙炭の區域約三萬五千方基米其埋藏炭量六千五百萬噸と概算し、ドレーキ氏は厚平均二十二尺炭

量三千五百億萬噸と推算し、更にグラス氏は無煙炭埋藏區域を約三萬五千平方基米とし、有煙炭埋藏區域を約五萬二千平方基米とせり、此區域中には前記炭田以外のものをも含有するものにしてリヒトホーヘン氏は山西全省の埋藏炭量總計を一兆二千五百億萬噸と概算せり、以上の數字は元より概算に過ぎずして、深く信を措くに足らざるも蓋し本炭田の炭量の如何に豐富なるかは以て推知し得べし

大同炭田

大同炭田は大同府の西方に位し丘陵地をなす、基盤は石灰岩にして含炭量之を被覆す、大部分は山西保晉公司の所有に屬するものにして、其間に地方土民の所有のもの點在す、含炭層は砂岩、頁岩の互層にして、數多の炭層を埋藏し侏羅紀層に屬す、層向は北三十度東にして北西に傾斜す傾斜の角度は基盤石灰岩に近く三十度を超ゆる事あれども之れに遠かるに從ひ次第に緩斜となり、遂に殆んど水平層をなすに至る、炭田は北東より南西に亙り延長九十七基米幅二十四基米の盆地を占め更に南方懷仁縣に連る、炭質は外觀無煙炭に似たるも長焰を發して燃え有煙炭なり、炭量概算は十二億噸に達し其分析表次の如し、尙目下一日平均三百噸内外の出炭あり、リヒトホーヘン氏は實に本炭田を以て支那に於ける最良なる炭田の一なりと推賞せり

	水	揮發物	固定炭素	灰	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
大同ランヽエルク	一、八七	二八、七八	五三、〇一	一七、三四	—	六、九五〇	一二、五一〇	第三類
ハイクツ	四、四五	三〇、一七	六一、三三	四、〇六	一、二九	八、一六〇	一四、六八八	同
大同坑	五、六五	三四、七二	五八、七二	〇、九一	〇、八三	八、〇三五	一四、四六三	同
同	五、六七	三三、九九	五九、二六	一、〇八	—			同

東部内蒙古に於ける曹達

產地

東部内蒙古に於ける曹達の存在は頗る豊富にして沙地帶の湖沼附近は勿論東部滿洲接壤地方到る處多少の存在を見ざることなし其最も饒多なるは哲里木盟に在りては杜爾伯特旗、郭爾羅斯旗、達賴罕、博王、賓圖各旗、昭烏達盟に在りては札魯特、阿爾科爾沁、奈曼、喀爾喀左翼、卓索圖盟に在りては土默特左翼地方とす

其他察哈爾八旗、烏剌忒地方亦多少之を產す

曹達產出の場所は概ね四圍小丘に圍繞せられたる低平地にして其一隅は水溜を形成せるを常とす、然れども亦稀に河邊又は山麓に產することなしとせず

曹達の產出狀態は地下より自然に湧出するのもにして、恰も生石灰の風化せる如く灰狀を呈し、地表に噴出凝固するを常とす而して其產出盛なるときは附近の草木枯死し、水色は灰濁色を呈す、產出量は所により同じからざるも、盛なるものは日々の產出地上二、三寸に達し少きも寸餘を下らず、其一度採取するも數日にして再ひ原形の如く露出結晶し回數を重ぬるも、決して盡くることなく、殆んど無盡藏と稱すへきものなり

東部内蒙古中有名なる曹達採取地は鄭家屯附近温都魯王府管內、玻璃山附近、及南郭爾羅斯旗管內、前大布蘇にして其兩旗に於ける概況を述ぶれは左の如し

(A) 前大布蘇

前大布蘇は南部爾羅斯旗管內にして洮南縣の東南約百六十支里、長春縣の西北約三百支里新安鎮の北東二百支里の處に在り、土人之を大布蘇城泡と稱す(大布蘇とは天然の食鹽又は曹達の如きものを產する處の意義)城泡(城ハ曹達 泡ハ水溜地ト譯ス)は一大凹地にして、高さ二十尺乃至三十尺の丘陵によりて圍繞せられ其廣さ南北二十支里、東西十二支里とす

從來該城泡の城土は其採取を公許することなく、只蒙古人滿漢人の窃取するに放任したりしを、天惠公司(支那人經營)の承辨に委したる以來、公司は窃取取締の爲め城泡の周圍に鐵條を繞らさんとしたるも、其冗費に堪へすして之を停止し、自ら採取販賣せんとし、明治四十二年の秋末

結氷の際より始めて之か採取に著手し、僅に千五百萬斤餘を採取したるも、其產出の無限なる之を採取すれば從て產出し、其產出の豐富なる到底自家の力を以て處し難きを以て、上海獨逸商人及佛國商人に計り一面販路を本邦に求めんとせしか今に其事成らす漢人之を經營しつつあり

堿土は秋末乾燥の候に至れは結晶凝固して積雪を見るの觀あるも、春末解氷降雨の期に至れは次第は融解して一大水泡と變す、其水色淡黃色を呈し之を口にすれは鹹味舌を刺戟す、硬度は降雨の多寡によりて異なれり

毎年秋期舊曆九月の候に至れは泡水漸次乾燥し、十一月の候堿泡沿岸の乾瀉地に結晶露出するものとす、其結晶堿土の種類左の如し

氷堿土、喀巴堿土、汗堿土、胡酒子堿土の四種とす

一、氷堿土　其名稱の如く純白の結晶氷狀を爲すものにして、雜分を混すること少なく、最も良好なる結晶堿土とす、然れとも產出の量は多からず、堿泡堿內產出の區域は水深の地即ち水底泥土と接觸することなき地域に結晶するものにして、採取期は毎年十一月より翌年三月迄とす、本土に付南滿鐵道會社試驗所分析試驗成績左の如し

明治四十三年第二八號

一、曹　達　灰　　三　種

右試驗の爲め本所に差出したる品に付施行せる定量分析試驗成績によれば、本品百分中に含有する主要成分の量左の如し

區　分	胡酒子、汗堿土產	喀巴堿土產	氷堿土產
不溶殘渣	四九、六八〇	三、二三二	一、二七七
可溶成分	五〇、三二〇	九六、七六八	九八、七二三
可溶成分中			
水分	一七、四〇一	五七、二一二	五五、四六三
亞爾加里（Na_2O として	一〇、〇七五	一三、七五九	一六、二〇〇
クロール	三、七二三	〇、五一五	〇、六三八
硫酸（SO_3）として	三、四一〇	五、三九八	五、六三八

苛性加里は微量

右の成績に徵すれば本品は多量の硫酸「ナトリウム」及「クロール、ナトリウム」等を夾雜する不純の曹達灰と認むと、之れ至當の事にして大布蘇堿泡より採取したる曹達灰製造原料たる堿土、其儘を提供したるものなれば、曹達灰製造用原料堿土の分析試驗成績とす

二、喀巴堿土　氷堿土に比すれば多少の雜分を混するのみならず、不定の結晶氷狀を爲すものにして、產出區域は堿土全面積の約三分の一を占め、產出量に至りては無限無盡藏と稱するも可なり、雜分を混するは水深の淺き地域に結晶するを以て、採取の際底泥を混するが故なり、採取期は通常毎年十一月前後より翌年三月迄とす

三、汗堿土　喀巴堿土に比すれば雜分を混ずること多し

之れ氷城土、咯巴城土の如く結晶厚からずして、薄く地上に露出結晶するものなれば、採取の際之を掃き寄するを以て、泥土雜分を混する事多し、産出地面積は城泥全面積の三分の一弱にして、干潟地に四時結晶露出するを以て四季共に採取す産出量は無盡藏と稱すべし

四、胡酒子撖土、汗城土と殆んど識別し難く只だ結晶の狀汗城土に比して薄し、此れ城泡周圍沿岸の干潟地に結晶露出するを以てなり、産出の量に至りては四季共に快晴の際周圍の沼澤、干潟地に結晶するものなれば其量多くして亦無盡藏と稱するを得べし。

今前項二、三、四の城土に付中央試験所の分析成績を擧ぐれば左の如し。

工報第五六三號

分析報告書

一、供試品　曹達灰

一、製造者　東京府荏原郡南品川五五三　茂木重次郎

右供試品定量分析の成績左の如し（百分中）

一、曹達　五二、七〇〇　一、加里　現有せず

一、炭酸（CO_2）　二四、三二　一、硫酸（SO_3）　二〇、五二

一、鹽素　二、〇四

明治四十三年六月三日

工業試験所第一部長　山村鋭吉

同　所長工學博士　高山甚太郎

備考　供試品たる曹達灰は大布蘇咯巴城土を以て製したる曹達にして、右成績を換算すれば、即ち曹達灰百分中炭酸曹達五八、六四硫酸曹達三六、四二鹽化曹達二、八二殘一、一二は試験中の消失とす故に四割内外は他物とす。

本城泡に於て天惠公司の採取する一ヶ年の産額は五百九十一萬斤、價格小洋六萬四千五百元にして、主として吉林奉天の諸省管内に販出す。

(B)温都魯王府管内玻璃山附近

玻璃山附近曹達の産出亦少なからす、鄭家屯魚城公司は此地東西三十支里南北百四十支里の四地を王府より借入れ、魚類の漁獲及曹達の採取に從事し、一ヶ年曹達より二千元魚類より四千元の税金を王府に納付す。

曹達の採取時期は春季にして一ヶ年の製造高約五十萬斤と稱せり、遠く北京方面に輸出せらる、然れども製造力未だ盛ならず、是れ現地に於て製造するは王府の種々なる迷信に依り許可せざるを以て、土城を鄭家屯まで運搬し製造するの不便あると、資金の少なきを以てなり、故に無盡藏の寶庫も未だ十分に其價値を發揮し得ざるの憾ありと謂ふべし。

採取法

曹達の採取は地表に現はれたる曹達灰を手又は箒にて掃き蒐め、之を容器に入れ濾過して水に溶かし煮て結晶せしむるなり。

曹達は春秋の頃に於て其産出最も盛んにして、降雨多き夏季及降雪多き冬季に於ては少し、故に之が採取は普通春

季兩秋節に於てし夏冬の二季に採收するは稀なり。
採取は概ね漢人の手に依るの現狀にして、唯だ其產地の多くは蒙古人の所有に屬するを以て、中には蒙古人にて採取し之を漢人に賣却するものあれども、監視なき地點は漢人の爲に掠奪せらるるを常とす。

製造法

曹達は俗に面城又は單に城と謂ふ、其製造法は先づ原料たる天然產の面城を清水に溶解して、小渠ある板面を稍々傾斜し之に徐々注流す、然るときは水は流れて溜容器に注ぎ、水中に混合せる砂石及塵埃は板の下部に備附けたる排斥器に止まる、是に於て貯溜せる沈澱物を釜に汲み入れ、煮沸すれば水分は漸次蒸發して、其主精分を留むるを以て、之を冷却すれば釜底に淡黃赤色なる固有物を沈澱す、是れ即ち粗製曹達なり、更に之を水に溶解し純精分を沈澱し、之を釜に入れ水分を去る等、前の操作を反覆するときは、稍々精製の曹達を得べし、如斯繰返すこと三回に至れば、半透明なる結晶をなす、此二回又は三回精製せるものは多く、顏面又は頭髮を洗ふに用ひ粗製のものは衣服の洗濯等に用ひらる、曹達の製品は哲里木盟の開拓地方に於ては徑一尺五六寸厚八九寸位の鍋型にして、一塊二十五斤乃至三十斤なり、西部張家口附近にては長方形に造る。
又別に原料を水に溶解せしめ沈澱せるものを煮沸することなく數回清水沈澱をなし、砂土及塵埃を除去し之を晒し麩糊樣のものを混じ煉瓦型に練製せるものあり、多く染料に用ひらる、如斯面城の天然原料を煮沸結晶せしむる製法を燒城と云ひ、其製造所を城鍋と云ふ又原料を採取するを掃城と云ふ。
鄭家屯附近に於ける城の種別は面城、磚城、生城、城土の四種とす、面城は城鍋に於て生城、城土を原料として製造したる粗製の洗濯曹達にして、支那人の一般に常用する粗製曹達なり。
磚城は又缸城と稱す之れ大なる煉瓦形に固めたるを以て磚城の稱あり、此は粗製の猶ほ粗なるものにして支那の染房即ち染物業者の藍を仕込むに使用す
生城は城土產出地に於て蒙古人の手に依りて加工粗製したるものにして、支那人は之を原料として面城を製造せり
城土は原產地に於て產出の儘採取したるものにして面城磚城製造の原料とす
鄭家屯に集來する面城は達拉罕王府管內產出城の土なり其產出期は陰曆二、三月頃一ヶ月間位の期間地上に厚さ二分位に露出するものを採取す、採取料は掃城稅として採取人一人一ヶ年銀十元を達拉罕王府に納むるものとす、其採取者一ヶ年約二千人の多きに達すと云ふ。
城土買賣は斗量を用ふ上等城土は一斗四十斤乃至四十六斤なり、下等城土は一斗八十斤あるも雜物及泥土を混する爲め重しと云ふ。
相場は一斗に附上等銀五十仙、下等銀十仙なり城土百斤の內より上等五十斤、下等二十斤の面城を製造するを得と云ふ。

八月產出の土城は百斤中より面城八十斤を得べきも冬期の土城に在りては六十斤を出でずと云ふ。

磚城は一塊（約五斤）銀十仙乃至十二仙面城は一盒（約百六十斤立相場にして、大なる供へ餅の如き形狀をなすもの二塊を合せて一盒となす）銀四元乃至五元なり

集散市場

曹達は東部內蒙古接壤地方市街、何れも多少集散せざるなきも其主なる集散市場を擧ぐれば

一、鄭家屯

其年の天候の狀況に依り製產額に影響を及ぼすを以て一定せざるも略ぼ左の如し。

面城　百九十二萬斤　　磚城　四十萬斤

二、小庫倫

面城　百二十八萬斤

三、赤峰

面城　八十二萬斤　　磚城　二十五萬斤

四、張家口

一ヶ年の曹達灰の輸入高六十萬斤之を張家口に於て精製するときは約半量の面城となる

用途

曹達は工業其他に應用せらるること大にして、其主なる用途を擧ぐれば左の如し

一、石鹼、玻璃製造の原料
二、染色、漂白、磨擦光澤發起用
三、絹糸、棉花、綿糸等の漂白洗滌用
四、羊毛、其他各種毛皮等の漂白洗滌用
五、洗滌、洗衣、煮食、藥用等
六、其他各種製造工業に用ふること枚擧に遑あらず

販路

東部內蒙古東部各地の產出は吉林、奉天省管內に南部各地の產地は、錦州及直隸各地に西部察哈爾各地の產出は直隸山西等の各地に供給せらる。

以上各項に於て述べたる如く東部內蒙古に於ける曹達の原料は、殆んど無盡藏にして豐富なるを以て、精製を完全にし輸送を容易ならしめ、歐洲品と均しき純良の精品を製出したらんには、歐洲曹達を驅逐し得べきのみならず朝鮮及支那全省に販路を擴張し得ること容易なるべし、現今土民の製造に係るものは單純なる製法に依れるが故に、雜分を混する結果品質上歐洲品に比し劣等たるを免れず、故に之が製法に注意を加へ且つ夾雜物を排除するの設備を遺憾なからしめ、歐洲曹達灰同樣の製品を製出することに努力し、以て之が輸入の驅逐に供するは最も緊要とする處なり

東部內蒙古に產出する曹達は以上述べたるが如く豐富にして其用途も亦大なり、故に經營其宜しきを得製品の販出に澁滯することなくんば、歐洲より日本に輸入する舶來品を驅逐し、朝鮮及支那全省をして低廉なる精製曹達使用の恩澤に浴せしむるに至らしめ、以て國益の一端を補ふことを得べし。

三井物産會社

以上の商店は或は汽船業保險業等の代理店、工業會社の代理經營に任ずる事も少なからざれ共、其の主業は一定の手數料を取り賣買の代理を營むものにして十數名乃至數十名の店員を使役し又別に支那人買辨を用ゆ。

支那商店は南北幇及び八幇の二組合に網羅せらる、是等の商店は概ね合名組織にして其の大なるものは數十萬の資本を擁し小なる者は一二萬を有するに過ぎずと雖も、皆資本に數倍乃至數十倍せる資金を運轉し且つ其幇の結團は極めて鞏固にして且南幇相互に其の氣脈を通じ、此が勢力は侮るべからざるものあり、其の營業品目の如何により支那に於ける主なる商業地は勿論神戸、横濱、マニラ、新嘉坡、瓜哇、西貢、其の他各地に代理店を有し南洋と南支那日本と香港との間の貿易は殆んど其の壟斷する所たり。

此等南北幇及九八幇に屬する支那商人が支那其の他各地に於ける支那商人の爲めに代理賣買をなす額は、香港の中繼貿易の要部をなす、而して外國商人は主に買辨を使用し南北幇又は九八幇の商人と取引するを例とす、是等外商支那商及び買辨の賣買手數料は商品の種類を異にするに從ひ一定せざれ共大體に於て二分乃至五分内外の間に有り。

主要貿易品

今香港に於ける中繼貿易品の主なる商品に付きて之を述ぶれば左の如し。

（一）米

米は本港商品中最も重要なるもの丶一にして港務官の報告に據れば、一九一一年度に於ける輸入十五萬噸、一九一〇年度に於ける十九萬噸なり、又米國領事の報告に據れば一九一一年度に於て二千二百弗を輸入し殆んど同額を輸出せりと、暹羅米を主とし東貢米、西貢米、蘭貢米之れに次ぎ、南支那殊に西江沿岸に輸出し、米作の如何に依り日本臺灣、馬尼剌に多量を輸出す、主として支那商人の取扱に關る、尙此他廣西米にして尙他へ輸出され汕頭方面に向ふもの少からずと聞く。

（二）砂糖

普通瓜哇赤糖及び白糖二十四萬噸内外並に呂宋糖二萬乃至四萬噸を輸入す、此の價格二千三百萬弗内外にして其の一部は當地太古怡和兩精製糖工場にて精製して支那へ輸出し、一部は其のまゝ中部及び北部支那へ向け輸出す、尙此の外汕頭及び厦門附近より來り當地にて仲繼され暹羅及び、佛領印度支那に向ふ赤糖及び白糖有り。

（三）棉糸

本品の輸入額は毎年十七萬乃至二十萬俵の間に在り、北部及び中部支那に於て日本糸の爲めに壓迫せられし印度糸は今や此の地に據りて死するの觀あり一九一二年度に於ける日本糸の輸入は一萬七千餘俵に過ぎず、英國糸に至りては更に少し、市場の氣配によりて上海に時々小額の荷動きを見るの外、殆んど全部南支那に向け輸出さる、汕頭は其の主なる輸入港にして一年四萬乃至五萬俵を輸入し、香港棉糸市場の氣配は主として其の需用によりて左右せらる、

其他は兩廣、福州厦門雲南地方に分配され、十手約其の四割五分を占め二十手十二手此れに次ぎ約四割を占む、雲南の輸入は海防を經由するを要し近年佛の保護政策の爲め少なからず不利を感じつゝあり。

（四）棉織物類

其輸入額は一九一〇年度に於て約千二百萬弗、英國品最も多きも、日獨製品の發展侮る可からざるもの有り、殊に手巾、棉メリヤス類に關しては日本品最も優勢の地位にあり、米國品は漸次衰境に向ひつゝあるものゝ如し。

（五）生糸及絹

本品は廣東省主要產物にして輸出年に二千萬兩に上る、太物は米國向きとし細物は歐洲向とす。絹織物は南洋に輸出し年に五百萬兩なり。

（六）石炭

本品一年輸出額は百萬乃至百二十萬噸（價格八百萬弗內外）を算し、其の八分は船舶用にして、他は概ね當地各工場に使用せられ、殆んど再輸出せられず、而して日本炭は全輸入額の約八割を占め、門司炭最も多く三池炭之に次ぎ又斯瓦工場用として夕張炭、軍艦用としてカーヂフ炭混炭用としてホンゲー（佛領印度東京）炭を輸入し、撫順炭も好評あり、開平炭は鐵道用として少量の輸入あり、濠洲炭は近年全く日本炭の爲めに壓倒せらる。

（七）麥粉

麥粉は石油と共に米國よりの輸入大宗にして、先に香港製粉會社を壓倒して之を破產せしめ、又濠洲產と競爭して之を驅逐し、獨り南支那沿岸及び雲南地方のみならず南洋一帶に分配し、一九一〇年には三百萬袋翌年は四百萬、一九一二年には實に五百七十萬俵、價格一千二百萬弗に達し米國航路の汽船は常に之を滿載す。

（八）錫

一年に約六百萬弗內外を輸入す、雲南產を主とし海防を經由して來る、廣西產之に次ぎ、相場によりて時々新嘉坡よりも輸入す、是等錫の大部は支那沿岸に輸入せらる。

（九）銅

本港は日本熟銅に對する主なる顧客にして價格約五百萬弗、英國產之に次ぎ、主として船渠其の他の工業用に用ひ又新嘉坡、印度、南支那各港に輸出し、眞鍮細工銅錢鑄造用其他に使用せらる。

（十）棉花

本品は主として印度產にして價格約三十萬弗大部分は混棉用として上海へ輸出し一部は日本に向ふ。

（十一）燐寸

本品は日本の獨占する所にして價格約四百萬弗南洋一帶及び南支那各地に分配し、概ね支那商人の取扱ふ所に係る近年當地及び廣東江門等に於て六七の燐寸會社の成立を見漸く日本品を驅逐せんとしつゝあるは注目すべき現象なり

（十二）鐵類及機械類

鐵類は約二百五十萬弗を輸入し、主として當地各造船工場にて使用せらる、其の他軌條、螺旋、釘、電線、薬鐵、縫針、釘、細絲等當地に於て消費せらるゝ外南支那一帶に

輸出せられ主として英米獨より來る、鐵道用諸機械橋梁用鐵材等は臺灣南支那其他に轉輸し、製糖用機械は臺灣に轉輸せらる、是等の機械類は百萬乃至三百萬弗の間を上下し輸出地は英米を主とす、其他鐵製諸精工品は獨逸を第一とし、近年和蘭、伯耳義、及び日本よりも輸入す。

（十三） 花莚及莚蓆

本品は廣東省に產し、前者は主として歐米に向ひ、後者は日本其の他に向ふ。

（十四） 海產物及乾物類

海產物の輸入額は一千餘萬弗を算す、南洋及び南支那沿岸より輸入す、又本品は日本の南支那貿易の大宗なり近年加奈陀方面よりの輸入漸く多からんとするは注目すべき現象なり、鯣最も多く、乾鮑鱶鰭等之に次ぎ、其の他乾蝦、昆布、刻昆布、貝柱、鰹等の日本より輸入せらるゝもの多く、海參は主として南洋より輸入し、鹽靑魚は主として加奈陀より輸入せらる、乾物類は殆んど概ね日本より輸出せらるゝものに係り椎茸最も多し、是等の海產物及び乾物類は其の一部を當地に於て消費し、其他を廣東其他南支那各地に輸出す、概ね支那商人の取扱ふ所にかゝる。

（十五） 煙 草

馬尼剌產煙草の歐米に輸出さるゝものは多く本港より轉輸され、其の他福建省及び廣東省產の煙草を輸入し、一部は當地にて消費し、一部は支那日本に輸出し、又英米煙草會社の卷煙草を廣東其の他に轉輸す。

（十六） 石 油

南支那一帶に於て需要する石油は極めて巨額に達し、スタンダード及びライジングサン二社の競爭劇烈を極む、石油はタンク船により直に需要地各地のタンクに積送するもの少なからず、故に本港に於ける取扱高は全體の需要に比すれば、比較的少額にして九百萬ガロン內外を算するに過ぎず、其の一部は臺灣東京其他南洋各地に向ふ。

（十七） 紙

支那紙は今や漸時洋紙の爲めに壓倒せられんとする傾向あり、南支那に於ける洋紙賣込みの前途は極めて有望なり現在に於ける洋紙全輸入額の半は當地及び廣東に於ける約五十種に近き新聞として消費せらる。

（十八） 毛 髮 類

本品は支那各地より輸入し當地にて精選し主として歐洲に仕向け、上等の毛布絨毯等に交織し、又婦人用髷等にも用ふ、其額一九一一年度に於て二百萬弗に近く、又別にブラシ用に用ふる剛毛類約八十億弗內外に達す、此外鳥羽毛の仲繼額も少なからず。

又桂皮、桂油、獸皮、藥材、皮革等を廣西其他より輸入し、歐洲南洋其の他南支那各港に輸出し、籐を新嘉坡より輸入し、當地に於ける名產たる籐細工の原料とす、又閩粵に於ける土布の原料として長江筋より麻を轉輸し、又馬尼剌麻の一部を日本に仕向け、殘餘を米國に送り、印度產黃麻を加奈陀及び米國に轉輸し、印度產ガンニー袋を臺灣及び長江筋に轉輸し、支那酒を南洋に送り、日本麥酒獨逸麥酒及び歐米より輸入する西洋酒の一部を南支那沿岸其の

他に送り、南洋及支那各地より落花生を輸入して廣東に送り、茶を福建廣東及び臺灣より輸入し、歐米に輸出し、支那に於ける線香の原料たる檀香木を南洋より輸入し、又南洋より紫檀黒檀、花梨木、南洋及北米より諸種堅材を轉入し、一部は當地に於て使用し殘餘は廣東等へ仕向け、又日本へも多少の輸出をなす、是等は皆其の價格百餘萬弗乃至數十萬弗に達するものにして、其の他一、二十萬弗のものに至りては擧げて數ふべからざるなり。

寄贈交換書目錄

自一月三十日
至二月十四日

書名	寄贈者	號數
通商公報	外務省通商局	三八六、三八七、三八八、三八九號
特許發明々細書	丸ノ內特許局	四號、五號
實用新案公報	仝	四〇一、四〇二、四〇三號
商標公報	仝	三八一、三八二、三八三號
特許公報	仝	二二五、二二六號
東方時論	牛込其社	二月號
國民經濟雜誌	寶文館	二十二卷、二號
上海	上海春申社	二〇八、二〇九號
ヘラルド、オブ、アジア	麹町ヘラルド社	十九、二〇號
外交	麹町外交社	三卷、四號
國家本會雜誌	國家學會	三十一卷、二號
三田評學	三田其社	二月號
月報	大日本紡績聯合會	二九三號
月報	木浦商業會議所	八八號
貿易通報	大坂商業會議所	一月號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	十八號
圖書月報	東京書籍組合事務所	十五卷、一號
地學雜誌	中華民國地學協會	七年、十二期
日本一	神樂坂南北社	三卷、二號
東洋經濟新報	牛込其社	七六八號
大陸	大連大陸社	四三號
南洋	其社	六年、一月號
朝鮮及滿洲	京城其社	二月號
新公論	牛込其社	二月號
經濟資料	東亞經濟調査局	三卷、二號
京都法學會雜誌		十二卷、二號
公聞報	天津大寶報館	三號
週報	上海日本人實業協會	二五三、二五四號
內外商工時報	農商務省商品陳列館	二月號
大陸工報	興亞技術同志會	三四號
滿蒙農報	奉天其社	二卷、二號
商と工	京橋商工社	二月號
會報	東亞通商協會	第四輯
臺灣商工月報	臺灣總督府	九三號
新支那	北京新支那社	二二八號
學鐙	丸善株式會社	二十卷、三號
日本及日本人	神田政教社	六九九號
海外在留本邦人職業別表	外務省通商局	

支那民國以後の鐵道狀況（上）

（交通部報告）

第一、漢粤川鐵道

鐵道督辦の變遷

民國創立以來粤漢鐵路公所は即ち銷滅に歸し、元年四月譚人鳳を粤漢鐵路督辦とせしも、譚氏久しく赴任せず、然れども鐵道の事務たるや、進行上急速を要し、而も銀行よりの支拂は尙總工程司格林森の調印を要する狀態にして其の實權全く外國人の掌中にありしなり。

是以趙士北に命じて漢口に於ける暫行代理をなさしめたり、嗣後譚人鳳著任せしも、數月間諸事澁滯頭緖を得ず、十月に至り漸くにして長沙に至り湖南線の回收を籌議せしも、湖南鐵路公司は之れに對し現欵の交付を請求し、堅く執つて鐵路の交付を肯せず。

後譚人鳳は他の事を以て職を辭するに及び、黃興をして其の後任督辦とし、粤漢の外更に川漢を加ひ、改めて漢粤川督辦となせり。

然るに黃興は部內の困難なる事情を悉知せず、遽かに彼等株主に對し、現金の交付を許し、原湖南鐵路總理陳文瑋を派遣し、湖南線の引き繼ぎをなさしめ、改めて國有となせり、後黃興又辭職し、民國二年二月改めて岑春煊を擧げて督辦となせり、然るに岑春煊は前車に鑑みる所ありて鐵路回收の事に充るを欲せず。

於是交通部は湖南公司に對し、代表を出京せしめて商議する得策なるを報じたるを以て、該公司は陳文瑋傅定祥を代表として出頭せしめ商議する所あり、始めて頭緖を得たり。

時に岑春煊は該總督を辭職せんと電請せり、交通部内に於ては三度督辦を更迭して而も本事件の落着を見ざるを焦慮し、熟議の結果交通次長馮元鼎を派遣し、諸事の連絡を圓滿ならしむるに決し馮次長をして督辦の職權を執行せしめたり。

馮元鼎の漢口に着するや直に之れが解決に當り、一方會辦としては民國元年七月粤漢會辦に任命せる詹天佑を改めて漢粤川鐵路會辦とし、其の事務に當らしむ、四年に至り馮の辭職と共に詹を昇任せしめて督辦とせり。

四國借欵團との交渉經過

彼の四國銀行團の公債募集は開始せられてより久しくして而も支那政府には鐵道に對する豫備なきを以て大に窮迫の狀態となりしかば民國元年秋交通部は湖南湖北の總工程司たる格林森に飭令して起工豫備をなさしめたり。

是に於て始めて資金支出問題起り、四國團は則ち厘金收入の不確實を口實として厘金の擔保を以て滿足せず、改めて鐵道を擔保に供せん事を提議し來れり。

一方支那に送付し來るべき借欵の一半を交通銀行及中國銀行に預金するの一事は、該兩銀行の信用未た厚からざるを以て心を安ずる能はずとし、又材料及帳簿の管理には必ず外國人を用ゆべき事を提議せり。

其の他四川及湖南に於ける商辦の鐵道未だ國有に歸せざるを以て借欵を交付する能はず、更に廣水、宜昌、長沙、漢口の四個所に於ては、何を以て契約に照さず起工せるや等の諸問題續發し、借欵團と交通部は逐節之れが磋商をなし其都度駁復を重ね、遷延數ヶ月に亘れるも種々牽渉相持して決する所なかりき。

是以一面借欵團と磋商する外、他の一面に於ては進行を籌畫し、先づ湖北の粤漢線路、四川の川漢線、湖南の粤漢線等の次第回收をなし國有に歸せしめたり。

其の他宜昌夔州、廣水宜昌兩段の米獨兩總工程司の招聘を決し、借欵團と商議して獨米兩總工程司の着任後、四個所同時に起工するに決せり。

彼の擔保に付ては暫く該鐵道材料を以て擔保とし、厘金收入の着實なるに至りて之れに改むる事と決し、契約以外に於ける磋議は是に於て頭緒を得んとせしも借欵團は又大借欵を以て牽制し、其の明記せる條件に依り一々辦理するにあらざれば解決する能はずと異議せり。

而も督辦公所及湘鄂總局司員及測量人員に對する費用甚だ多く部内に於ては已に籌畫に窮せり、然るに借欵は之れを運用する能はずして徒らに鉅息を積ましむるのみ、之れ既に算を失する事甚だしきを以て已を得ず、支那自ら外國人の雇用を行ひ材料及帳簿を管理し、其の交通中國兩銀行に預金せし一半を以て暫く、外國銀行に預金し該兩銀行の信用恢復したる後更に契約に準するに決せり、爰に於て民國二年二月一日正式に公文を以て該國に通達し、續議四ヶ條を允認して附件となさん事を通じ、同二月三日其の答復を得て決定せり。

外國人聘用及事務の管理

斯くの如き曲折を經て、大體の方針一定し、外國技師を招聘するに至れり、而して總工程司の聘用は借欵契約第十七條に記載する所にして該條項に依れば。

中國は自ら英國人一名の選用を行ひ、湖北湖南兩省武昌

より郴州の宜章境内に至る粤漢路の總工程司に充て、獨國人一名を選用し、湖北省廣水より宜昌境内に至る川漢路の總工程司に充つ。
又米國人一名を選用して宜昌より夔州府境内の川漢路の總工程司に充つ。
とあり。

而して外國人帳簿員の雇用及材料總管等に至つては借欵契約内何等の規定なし。
然るに光復後四國銀行團と交渉して借欵契約辨法を實行せんとせしも該銀行團は極力之れが要求をなして退讓する所なし是以已を得ず該項を加入せり。

湖南湖北段の英國總工程司格林森は前督辦端方の聘する所に係り、其の契約は西暦一九一一年七月一日に調印せられ民國に至り繼續起工經營せしものなれども職名は尙廣宜段總工程司と稱せり。

獨逸人黎諾は交通部に於て聘用せし所にして一九一二年十一月十九日の調印に係る。

宜夔段の米國總工程司白克術士は張蔭棠をして其の交渉に當らしめ、聘用せし所にして、契約は一九一三年一月八日張及總工程司間に調印を終り、民國二年二月渡支せるものなり。

其の他各該總工程司以下の各等工程司、外國帳簿員及材料總管等も亦夫れ〳〵雇定し、既に到着したり、而して此等は即ち督辦との間に於て訂定せられたるものとす。

湘鄂及廣宜線の起工狀況

湖南湖北線路の工事は、交通部より該總工程司格林森に命し曩に測量せる地圖を交付し之れと比較して迅速に武岳（武昌、岳州間）線を復査せしめ三ヶ月を期限として測量を終るの豫定を定めたり。

七月に至り顧參事德慶を漢口に派し、湘鄂線路事宜を總辦せしめ、亦格林森を督同し工程測量人員を選定し、之を六隊に分ち測量に從事せしめ、其の測量と共に測量圖を呈核せしめたり、此れ即ち湘鄂線籌辦の大略なり。

廣宜線に至つては元年十二月より總工程司獨人黎諾を聘定したるも借款交渉未了の間は暫く該總工程司をして先の圖に對し詳細の研究をなさしめ、二年三月初めに於て漸く北京より上海を經由して漢口に赴かしめたり。

五月に至り岑督辦始めて熊繼貞を派して、廣宜鐵道總辦となし、唐德萱を幇辦とし、後改めて正副局長となし、以て漢口に於て事務を開始せり、此れ即ち廣宜線籌辦の大體なり。

四川線の回收及其の清理

民國元年四年四川鐵道株主は特に大會を開き、四川線を國有に歸せしめんとし、程德全、趙熙、劉聲元、熊成章、李肇甫等五人を公選し、株主全權代表をなし、黎副總統の紹介を持して交通部に至り、一切を商議せり、嗣て程趙兩氏まだ入京せざりしを以て劉、熊、李三氏と迭次會商し、

讓渡契約を始め路線の規定、存款の交付、債務の賠償、工事費の利息分擔及一切の整理株券の交換等に至るまで皆詳細商推を經、彼此誠意を以て之れに當り協議一決せり。其の毎年返還の株券等は多額の金圓を要するを以て即ち政府の負擔とし、交通部に於て其の情況を量り、財政部と商酌辨理するに決せり。

契約協定後劉聲元氏等より迭次四川該路總公司董事、株主會及民政長等に電達せしも、皆何等の異議なく、而も公司及程趙二氏より專ら熊・劉、李の三氏に於て調印すべきを電報せり、是を以て交通部は契約草案に解説を付し國務會議に提出し、公決の後、交通部と該代表等との間に調印し、元年十一月十三日大總統に呈し其の批準を經たり。

契約訂決後は自ら該契約に按照し積極的に進行せしめんとし、先づ參事何啓椿、技士曾子模をして成都に派し、引き繼ぎ事項を辨せしめ、間接に經費の計畫をもなさしめたり、兩氏は二年二月五日成都に到着し、該總公司と引繼きを交渉したり、該總公司は代表者三人を推擧し、交渉に當らしめたり、是に於て一切の帳簿は部員と該代表者とに於て該算清理したり。

惟該算進行中種々の問題發生せしか、公債元利の算法、帳簿結算の期限各項擧費の承擔及鐵道經費以外の釐剔等は引き繼き後の負擔に大關係を有するを以て、部は該兩委員を介し、該代表と函電にて爭論せる事多かりしも漸くにして解決するを得たり。

斯如交渉を重ねて其の引き繼きを了し、正に速かに竣工を期せんとせしも、遇々該公司前總理張森楷等私に股欵維持會なるものを立て、株主を招集し、擅に會を開き衆を糾率して、公司に闖入し、董局圖記(印)鎖鑰、文書等を强要し、董局に迫りて代表をして核收の事を中止せしめんとせし突發事あり、交通部は此の電報を得て直に該省民政長に其の維持法を命じ、其の頭首武囘天を拏捕嚴辦し、張森楷等を驅逐し、董局圖記等を追逐せしめ、後該總理等常の如く事に當るを得たり。

宜昌工事は馮祖培をして漢粤川鐵道督辦の派せる參贊魏滸、米國總工程司と會同し引き繼ぎに當らしめたり。

該委員等は二年四月十二日宜昌に至り、一切の該線路工事材料は一切該路局李總理委員を派遣し一々換算せしめ且つ米國總工程司より見積を出さしめたり、其の見積は卽ち左の如し。

總豫算　關平五、六八五、〇〇〇餘兩

内

材料　關平　七六四、〇〇〇餘兩

是等は實費の見積にして其の損失の如きは此の内に入らず今公司に於て必要すと稱せる欵項を見るに。

總豫算　庫平　七、三〇〇、〇〇〇兩內外

なり、故に之れを該工程司の見積に比較すれは其の差九十萬兩左右なり。

此の一段に於ける工事は引き繼き後、該局を改めて宜夔局となし、前總理李稷勳を局長に任し、熟練と手腕とを以て其の進行を速かならしめたり。

第三革命起義に關する史料

滇督署秘書廳編纂雲南起義事略電

梁任公先生並轉各報館鑒尊電、雲南起義事略を承詢せらるゝを奉ず、遵つて即ち検案撮要して照編す、其文に曰く武昌義を首めて、而して民國誕生し、雲南義を首めて而して共和再造す、此れ中外共に知る所、後先揆を同うする者あり、然れども武漢の役は十數日の間にして、四方風起雲從せり、滇黔擧義の後八十餘日にして廣西始めて獨立を行ふ、繼で而して浙、而して粵、而して秦、迺ち漸く響應す滇の獨立を距ることすでに數月なり矣、此の數月の間各省の審顧遲回、袁氏の勢力彌漫、雲南の堅苦孤危、今事過ぎ境遷ると雖も猶ほ一々想見すべし、然り而して滇人躬から險阻を冒し、百死を蹈みて辭せず、大難を撼かして悖かす率に大義を申べ氣機鼓動し、天下翕應して竟に元兇を殪す豈偶然ならんや、蓋し滇人其の撲實を本とし以て勇敢を爲し、その忠誠を本とし以て團結をなす、而して唐公繼堯の實に之れを倡率する一日に非ざるなり、唐公生れて而して英異方さに三四歲の時即ち岳武穆精忠報國の事を聞くを喜ぶ、長ずるの比復た心を陽明の學に究め力を知行合一に致すその能く時艱を幹濟する信なる乎、學本源有れば也、帝制未だ發生せざる以前に當つて也、公袁氏の國會を蹂躙し議院を解散し參政院を設立し立法院を代行せしむる等、種

々の專擅に對しては、公即ち喟然として僚屬に謂つて曰く袁氏將さに總統の位に安んせざらんとす、設し不法行爲あり國體を擅更するあらば、當さに中原の豪傑と共に之れを除くべきなりと、上年秋籌安會の初めて萠すや、電あり滇に至る、公勃然として曰く余の前言殆んど不幸にして中れり、然りと雖も余誓つて叛國者と共に一天を戴かずと、九月十一日に於て軍界中堅の諸人を招集し、密議して三件を約定す。

一、積極提倡部下愛國精神

二、準備武裝預備作戰

三、嚴守秘密

十月初七日に於て復た軍界中堅諸人を召集し、起義の時機を議定す、四有り。

一、中部各省の一省響應を望むべき時

二、黔桂川の一省響應を望むべき時

三、海外同志或は華僑の餉糈を接濟する時

四、以上三時機均しく無効に歸する時は本省は民國存亡の爲めに計り亦須らく起つて反抗すべし。

十一月初三日に於て仍ほ軍界中堅の諸人を召集議定すらく、外は須らく虛與委蛇すべく、內は須らく嚴に奸細を防ぐべしと、然れども深く慮るに滇省一隅を以て全局に反抗す、その兵力器械皆應さに早く籌畫をなすべし、增防を藉つて名と爲し軍隊を擴張す、その擴張の法

一、退伍の兵士を召集す

二、賦閑の軍官を召集す

三、警衛兩團を編練す

四、講武學員を招添す

五、新兵を添練す

六、各團營の缺額を徵補す

七、軍需軍械を籌備す

復た滇省發難の後、如し聲援なくんば恐らくは勢孤に力弱かるべきを以て、對外の策を議定す四有り。

一、密かに貴州軍界と約す

二、海外の同志を招納す

三、員を派し各省に赴いて聯絡せしむ

四、員を派して各省の軍情を偵察せしむ

未だ幾くもあらずして、假民意の製造已に成り、大典籌備處の叛跡すでに明かなり、公所へらく彼の假民意製造の僞電は盜國の鐵證たり、將さに此れを執つて國人に告げなば、彼れ狡詐と雖も自啄殆んど辯ずるなからん矣。是に於て積極進行準備せり、然れども外には仍ほ鎭靜を表示し袁氏と表面上の敷衍を爲す、嗣で搜查す、蔡松坡既に日本に赴けりと、公報を得て昝ち密電して之れを招く、並びに李烈鈞すでに香港に到るの信を得て、乃ち鄧泰中を派し香港及上海に駐せしめ、之れを招致す、維時統率辦事處迭りに黨首長天民(志伊)李根源を密拿せよとの電ありて滇に至る、十二月十二日復た來電あり云ふ、迭報に據るに亂黨重要人滇に入り煽亂し、情形頗る鎭攝消滅を顯はす、全權便宜の處置を以て何人に論無く但だ謀亂の行爲あらば、立ろに法に置き事後報明を行ふことを許す、先づ請示を行ふを

庸ふるなしと、同月十七日復た來電に云ふ、蔡鍔戴戡亂黨と共に滇に入る、應さに嚴密查防すべしと、是時海防河內老開一帶袁探密にして蛛網の如し、公心に之れを慮かり復た唐繼禹をして名を自來水機調查に藉り、海防に蔡李を迎致し、陰に保護を爲さしむ、十二月十八日松坡は協和（烈鈞）の後を繼ぎ、己に蒙自に抵る袁氏偵知し、阿迷県知事張一鵾に密電し、機を相て暗殺せしめんとす、唐公之を知り急に駐蒙師長劉祖武に密電し嚴防せしめ、唐繼禹等と共に躬から蔡李諸公を送つて省城に到らしむ、一鵾事洩れしを料り懼れて逸す、卒之れを獲て殲す焉、擧義の前大いに公の私第に會す、會に與かる者蔡鍔、任可澄、李烈鈞、羅佩金、戴戡、劉祖武、張子貞、庾恩暘、方聲濤、顧品珍、熊克武、由雲龍、龔振鵬、唐繼禹、趙又新及び各旅長團長等皆此次護國の重要人物なり、議既に定まり謂ふものあり、宜ろしく臨時元帥府を設くべしと、議に與かるの重要人物亦之れを主とす、公謗張競權に近く大公を失ひ、且つ約法を按照するに應さに黎公を推して大總統を繼任せしむべきを以て、遂に力持してきかず、仍ほ都督の名義を以て號召指揮すべきを主張せり、次日復た血を歃つて盟を爲し、二十三日に於て發電し、袁氏に帝制取消次日答復を促がし、二十四日遂に獨立をを宣佈す、公の意は出で丶總司令に任じ、蔡を留めて戰守を籌らしめんとするに在りしも、衆議仍ほ公を推して都督と爲す、公屢々辭すれども獲ず、乃はち蔡松坡を任じて第一軍總司令と爲し、李協和を第二軍總司令と爲し、分道師を出さしめ公は滇中を坐鎮して全局を統籌し、並びに第三軍總司令を兼領す、正月黔省一致行動を表決す、一日ならずして各軍の戰捷迭りに聞へ、南北震動旋で龍氏數萬人を以て南防を擾亂し、川軍復た數千を以て相率ゐて入寇し、並びに兵を分ちて我が各要地に抗するに因り、出征各軍復た勝利を失ひ、楚歌四起風鶴惶驚その時、尙ほ一片の安寧土は惟だ省城一隅あるのみ、公乃はち分道輸隊應變計策す、未だ旬日に及ばざるに各處皆な次第に克復せり、これより敵勢日に衰へ、而して根本重要の地亦漸次底平に、三月初旬に及んで廣西獨立し、未だ幾くならずして湘粵浙蜀秦相繼いで響應し、護國軍の勢威遂に大いに天下に震へり矣、各督云ふ外交財政軍事一切の計畫、必らず須らく統一機關あつて以て總滙を爲し、對內對外紛岐を免かるべしと、乃はち梁任公先生より軍務院組織條例を擬就し、並びに唐公繼堯を互選して撫軍長とし、蔡鍔、劉顯世、陸榮廷、陳炳焜、李烈鈞、呂公望、戴戡、羅佩金劉存厚等を撫軍とす、軍務院すでに成立し袁氏は益々窮し乃はち帝制取消の僞電あり、斯時調和して仍ほ袁氏を推して總統と爲さんと云ふものあり、唐公通電して主張すらく倫理論法袁氏兵を退くるにあらずんば、斷じて罷兵の理なしと、大總統黎公繼任するに迨び、唐公元首人を得大局奠定を望むべきを以て、毅然軍務院撤廢を通電し、以て早く統一に歸せんことを期せり、是時政局に對し、各方面の主張一ならず曾ち通電して、

一、民國二年の舊約法恢復

二、國會召集

三、禍首十三人の懲辦
四、軍事會議を召集して善後を決す
の四則を主張し、大局因つて以て解決せり、玆に週年紀念に値ひ海內外の同志多く玆役の實在顚末を聞かんと欲す、撮舉を用ひ以て邦人に告ぐ、滇督署秘書廳叩十二月二十一日。

支那の喇嘛教及々教に就て（一）

喇嘛教

本宗教は支那爲政者の常に統治上多大の力を致せし所、而も其の地域西藏蒙古等の外國々境に多きを以て外交上其の宗教は常に問題の中心となり來れり、而して喇嘛教と雖とも其の根本に至つては佛教の一派たる以上少なくとも佛教各宗派と同一に之れを取扱ふべきは當然なりと雖も、其の歴史習慣を異にする所多きを以て玆に之れを詳説せん。

今佛教の支那に傳來せし狀況を見るに其の徑路四あり、一は中央亞細亞より天山を經て北部支部に傳はりしの二は雪山の險を越えて西藏に入りしもの、三は東印度より安南を經て南支那に傳はりしもの、四は南洋ジャバより馬來半島の南端を經て來りしもの是れなり。

此の中西藏に傳はりしものを除き、委く支那內地に至りて相接近し、遂に南北より入れる佛教は融合するに至れり而して喇嘛教のみ獨り融和する事なくして西藏及蒙古地方に獨存せり。

喇嘛の名稱

喇嘛とは無上即優者を意味し、梵語の「ウッタラ」に相當する語にして喇嘛僧中に於ては特に僧正の高位に在る者に限り用ひられたる尊稱なりしも長年月の間に漸く轉じて一般喇嘛僧の稱號となるに至れり、蒙古人は喇嘛を「ラアマ」又は「ラマドム」と呼び一般世人は其の教を指して喇嘛教と稱するも喇嘛僧自身は之れを佛教と云ひ喇嘛教とは稱せざるなり。

喇嘛教の傳來

支那南北朝の末葉既に西藏に於て「ボン」教と稱する鬼神崇拜一種の邪神教行はれ、其後唐初に至り棄宗弄讃なる者西藏に君臨するに及んで佛教の功德宏大なるを聞き、深く之れを信じ、十六人の使者を遣はし雪山の險を越へて印度に至り、佛典を需めしめ、且其の歸るに及び佛教の教旨に基き國家の法典を作れりと傳ふ、是れ卽ち印度佛教の西藏に輸入せられし始めにして實に西紀六百四十年卽唐の大宗貞觀年中の事なりとす。

次で西紀七百四十七年西藏王「キルソンテツアン」時代に北印度「ウヂャーナ」の僧「サンタラクシタ」及び「パドマサムバッ」なる者多くの陀羅尼、秘密修法を齎らして此地に來り、始めて其の領土に適する一種の密教を傳へ、之れを喇嘛教と云ひ、其の傳播甚盛んにして、僧侶の權勢時に國王を凌がんとするものありしと傳ふ、當時齎らせる佛教は所謂「シバ」密教の流派に屬し其の教像等も「シバ」神（三目六臂の破壞神）を筆頭に奇怪猥褻等の神體及び鬼神羅刹の

尊像多かりしもの丶如し。

現今北京及奉天の喇嘛寺に見る異性抱擁の形像を始とし多倫諾爾等に於て盛に製出せらる女牡牛の合體像其の他羅刹像等多くは當時西藏に傳來若しくは發生せしものと考ふる事を得。

各地喇嘛教の傳播

元の世祖大理(雲南)を討伐せし時、西藏に喇嘛教なるものあり、土民は皆之に歸依し、尊敬國王の上に在りと聞き即西藏と和し、紅教「サスキャ」派の喇嘛「パンテダ」の姪八思巴を伴ひ還り之を尊重し、即位の後蒙古新字千餘、字母凡四十一を作らしめて國内に頒行し、大寶法王に封じ、帝師の號を與へ、西藏政教の權、並に支那に於ける宗教統轄の權を與へたり、如斯喇嘛教を殊遇せし世祖帝の意は即ち之を以て政治上に利用し、其彭大なる領土を統一せんと欲せしに外ならず。

即ち彼はサスキャ派の大喇嘛を始め當時羅馬法王の命により支那に來りて布教に從事し居たる耶蘇教師及其他有力なる宗教家を召見討議せしめし結果、喇嘛教の教旨尤通俗的にして且つ其勢力の最も大なるを見、遂に斯くて過大の優遇をなすに至れるなり。

喇嘛教は如斯くにして歷代皇帝の尊信を受け、八思巴の後裔帝師の尊號を世襲し、歷代の天子后妃其戒を受けざるなく、其の往來には百官送迎し、帝都到る所梵唄を聞くの盛況を見たり、然れども之れを以て尙未だ該教の傳播と速斷するを得ず、其傳播は實に明の神宗萬曆の交に始れると云ふを至當なりとす。

喇嘛教の西藏の高原を出で丶青海に傳播したるは第三代達賴の時にして、土默特部右翼旗の祖、鄂爾多斯部長、順義王俺答は前後三十年の間に亘り、頻りに山西陝西を侵略し、更に北京を侵して明人を苦しめたり、其の後伊犂の厄魯特を降し、西藏を撃ちて青海を定むるに及び、遂に喇嘛教に化し殺戮を厭へて明と好を通し、其の第三代達賴を青海に迎へ、仰華寺を建て、達賴の招に應じて入藏し、藏巴汗を滅ぼし、衞藏を香花の地として達喇嘛禪兩喇嘛に獻したり、之より其の保護者として達賴より諾們罕の稱號を得たり以後青海蒙古の交通繁く達賴も屢次青海に巡錫し、黃教の始祖宗喀巴の生れし地として其胞衣を收めたり、これ即ち塔爾寺にして黃教の祖寺として多くの喇嘛僧の崇拜する處となり、第六代達賴噶爾藏札木索の如き蒙古人に擁せられて玆に位し、拉藏汗の立てし假達賴と對抗し、大に民心を收攬し、青海に於ける喇嘛教の勢、牢として拔く可からざるに至れり。

伊犂に於ける傳播は十六七世紀の頃此の地方に遊牧したるに始る、其の始め噶爾丹は准噶爾部民の信用を得、其の内亂を鎭めて汗となり、次て入藏して喇嘛となり、達賴より博碩克圖汗の稱號を受けたり、又策妄阿拉坦なる者西藏を破りて實權大慶王の封を受け、第六代假達賴阿王伊什嘉穆錯の信任を得て伊犂、阿北に固爾札廟を、河南に海努克廟を建て、西藏より掠奪し來りし供器を之に蒐藏し、西勒圖と稱

する大喇嘛の坐牀者四人を始め、厄魯特喇嘛六千餘人を養ひ、其誦經堂も都綱と稱し、西藏と等しくしたりと云ふ、就中固爾札廟は噶爾丹策淩の時迄準噶爾部民の順禮するもの遠近より來り集まり、其の宏壯漠北に伊たりと稱せらるゝ策妄阿拉布坦、噶爾丹策淩、那木札爾等三世の準噶爾汗位を嗣ぐや、皆入藏して誦經を請ひ、毎次二十萬兩を費したりと傳ふ、然れども其後阿睦爾撒納の亂に當り、黃教に一大變化を生じ、喇嘛及之を奉ずる徒殆んど一に歸したり、斯くて數千萬熱心なる喇嘛教徒も其十分の四は既に準噶爾時代の末年の流行せし痘疫に斃れ、十分の三は此兵亂に死し、十分の二は露領吉爾吉思部に奔り、清朝の此地平定後僅かに存せし十分の一も皆四方に逃竄して一時土地空虛となり、伊犂數百里間一氈帳なきに至れりと云ふ。

西藏、蒙古、靑海に今尙喇嘛教の盛んに行はるゝに似す伊犂地方の獨り回教に歸せるものあるは如上の原因に由る然れども準噶爾部滅亡の後、玆に移住せし土爾厄特部和碩特部等數萬の蒙古種族は彼に代りて該地方に喇嘛教を再興しつゝあるなり。

蒙古に於ける傳播は明の萬曆四年俺答加なる者喇嘛教を奉じ、第三代達賴鎖南嘉穆錯を迎へて靑海に至り、仰華寺を建てゝ之に奉じ、大に蒙古諸部を會し、長生水を呑みて相誓ひ達賴は殺伐を戒むべき說教を試み勵めて東還せしめたり、次て達賴は阿爾坦汗の懇請に從ひ、漠南に布教し、阿爾坦汗の子黃台吉も深く信じ、其の子孫の中より第四代達賴雲丹嘉穆錯を出すに至れり。

雲丹嘉穆錯の時、西藏の胡圖克圖等と相諮り、蒙古に掌教坐牀の喇嘛を設置せんとし、呼畢勤罕津巴札蕃を撰み、蒙古に送つて坐牀せしめ、大慈邁達里胡圖克圖となす、これ蒙古に於ける掌教坐牀喇嘛ある始めなり。

蒙古の諸民は之に大慈諾們及博碩克圖濟農等の尊號を奉り、稱して轉金徹辰降農汗となせり、次で蒙古帝國を再興したる達延汗の季子橙埒森札の孫、土謝圖汗の祖阿巴岱は入藏して達賴喇嘛に謁し、佛像經典を得て歸り、蒙古諸汗王公の心服を受け、斡齊賚巴圖宛察喇嘛音汗の稱號を得るに至れり、これより蒙古に於ける喇嘛教勃然として興り、阿巴岱の弟圖蒙宵は黃教を信じて之れを護持し達賴喇嘛に賞せられ、賽音諾顏號を授けられ、順治の頃其の子丹津喇嘛の達賴より諸們罕の號を受け、黃教は次第に內外蒙古に於て勢力を擴張し、諸汗皆之を信奉するに至れり。

滿州に於ては喇嘛教の蒙古に行はれてより間もなく、傳播せられたるものゝ如し。

由來滿蒙の交涉は夙に開け、元の大祖は支那本部を征服するに先だち、滿州を併合し、遼東行中首省を置きたるを以て、爾來蒙古の風物旣に當時より滿州に輸入せられ、淸朝開國の始めに當りて、錯伯部派爾察部の如き滿人と雜居するにより萬曆十年の頃には滿州葉赫部の靑嘉努等が蒙古察哈爾部と連合して屢次明の邊境を侵せるあり、如斯滿蒙は遠き以前より關係を有するものなるを以て喇嘛教一度蒙古に傳へらるゝや、忽ちにして滿洲にも傳播せらるゝに至れり、遼陽蓮花寺後院なる天聰四年勅健の大金喇嘛法師寶

記寺に見るも既に金時より玆に傳はりしを知る。
順後十二年建立の大喇嘛墳塔碑文に由るに西藏僧斡祿打兒罕囊斯が蒙古諸部に布敎し察哈爾部の民と共に滿州に至り清の大祖の尊敬を受け、黃敎を闡揚したること、及び太祖天命の初年に喇嘛敎隆昌の端を開きたる事を知り得べし。

惟に天聰の頃は即ち滿州に於ける喇嘛敎全盛期とも稱し得可く、彼等轉輪を懸け、寺院を建て、供物を名として奸貪至らざるなく、或は破戒或は徒弟以外の漢人朝鮮人等を奴隷となす等、其の盛行の反面に於て弊害百出を見るに至りたり、然れども太宗は由來天下統一の志を抱き蒙人を利用して其の目的を達せんとせしを以て、却て之を優遇せり天聰八年には墨爾根喇嘛が元の世祖の時思邊千金を用ひて鑄造したりと稱する佛像を奉じて察哈爾より來るや、太宗は畢勤克圖囊斯をして盛京に迎へしめ、盛京の西三里外に於て實勝寺を建立せしめ太宗親ら王公貝子を率ひて佛前に三跪九拜の禮を行ひ、又崇德の年喀爾喀の奏請に從ひ察罕喇嘛等を西藏に遣し、西藏汗及達賴喇嘛に書を賜ひ、其伊喇固克散胡圖克圖の達賴班禪西喇嘛の書を齎らし來るや、太宗は親ら懷遠門外に之を迎ひ、三跪九拜の禮を以て天を拜し、其の一行を馬館に延見し、其の齎らし來れる書を宣讀せしめ喇嘛をして讀經せしめ、茶宴を賜ひて、遠來を勞し、進城の後は崇政殿を開て宴を賜ひ、尙諸王貝勒等をして各一次大宴を催さしめ、盛京滯在八月間五日に一筵を張り、金銀珍寶綾緞を賜ひて之を勸待し、其の歸らんとするや達賴班禪紅敎諸喇嘛を始め、胡圖克圖諸汗等に至る迄詔書金碗玉杯金甲銀兩錦緞等を賜ひたり。

如斯清朝は其の政策上建國の始より喇嘛敎を殊遇せしを以て朝廷權勢の及ぶ處、喇嘛敎亦多大の保護を得て、益々其の發展を見るに至れるなり。

關内に於ける傳播は元始めて思巴佛像を鑄造して之を山西の五台山に安置せしに鑑みれば、當時より既に山西及北京に傳播せられしものゝ如くなるも、其隆盛に赴きしは實に清朝に至りて之を殊遇せしに始せる、康熙、雍正、乾隆の頃喇嘛敎徒の爲めに東西黃寺を始め幾多の寺院を建て該敎空前の盛況を見るに至れり。

今日北京及其の附近に於て喇嘛寺院の殘存せるもの大小二十八個寺あり、以て當時の隆盛を窺ふに足る。

喇嘛敎の分裂

宗派の分立は普通多くの場合に於ては其の宗義主張の相違に基因するものなるも喇嘛敎の如く經文を以て神聖犯すべからざるものとなし、經典を披見する如きは以て越法なりと思惟する彼等にありては、敎義に對する是非曲道の見解の如き殆んど抱き居るものとあらざるべし、勿論一二の例外なきにあらざれども彼等が流派の別を生ずるに至りしは畢竟僧侶の腐敗亂行問題に歸すべきなり。

即ち俗界を去り難行苦行し、現世にありては善根を積み以て未來の成道に往生を希ふは彼等は唯一の理想とせる處にして巡禮念佛は愚か輪廻轉生を信じて喫煙、飲酒、妻帶等の禁戒をなすは全く是が爲に外ならざるなり、然れ共長

年月の間には漸次思想變化し或は破戒の徒を出すに至れり是以て或る一部に於ては僧侶の腐敗非行を耳にするに至り後世所在に改革の聲を聞くに至れり、之れ蓋し人民宗敎心の向上を意味するものにして今古東西を問はず宗派の分裂は軌を同ふするものあり、以下喇嘛敎宗派分裂の一班を記さん。

（一）　ニンマバ派

紅敎喇嘛とは卽此宗派の僧侶を云ふものにして、此の派の僧侶は常に紅衣紅帽を着せしを以て此名を得たるなり、紅敎は喇嘛敎中最も舊派に屬し、肉食妻帶を許し加持祈禱をなし、開宗以來今日に至る迄敎義上何等革新を見ず、現に西藏に於て一大勢力を有するものは即ち紅敎にして、尙幾多の寺院は即ち之れに屬す、然れども蒙古に於ては此の宗派に屬するもの極めて少なく寺院等も僅少にして其勢力亦何等云ふに足るものなしと云ふ。

（二）　カダム派

西紀一〇五〇年前後即ち宋の仁宗皇祐の頃に於て既に一派をなせしものなりしが、後三百五十年を經て宗略巴なるもの出でゝ大いに宗敎改革を唱導し、遂に派を改めてゲルグバ派を興せり、これ卽ち所謂黃敎にして「ガダム」派は即ち黃敎の前身と稱すべきなり。

（三）　サスキヤ派

西紀一〇七〇年即ちガダム派の後にゴンマバ派より分離獨立して一派をなせしものなるも、十五世紀の初めゲルグム派興りし以來遂に之に壓倒せられ其の勢力微々として振はざるの形勢にありと云ふ。

（四）　ゲルグバ派（黃敎）

本敎の僧侶は常に黃衣黃帽を着せるを以て紅敎に對して黃敎と云ふ、明の太宗永樂の頃傑僧宗喀巴なる者の創めし宗派にして、即ち彼は在來の宗敎腐敗甚しきを慨し決然立て遂に一宗派を高唱し律儀に倣ひ、黃色の帽を用ひたり、されば改宗後一般土民の信仰を集め、旭日昇天の勢を以て西藏蒙古等に流傳し、殊に代々英明なる活佛此宗に臨みたるを以て、常に各派を壓倒し、各派は多く該派に改宗し、現今に於ても其の勢力各派を凌駕し、蒙藏に於ける大刹は勿論滿州北京等に於ける寺院は皆此派に屬し、其勢力實に驚く可きものあり。

佛像並に經典法器

佛像の種類最も多きは佛敎にして、喇嘛敎の如きも亦其の種類百以上に及ぶと云ふ、佛像は其の始めに於ては印度『シバ』密敎の佛像西藏に輸入せられたるものなるが其の後に至りて種々の尊像も亦輸入せられたるは疑を容れず、而して此等の佛像は次第に西藏化し、所謂西藏式佛像として今日に傳へらるゝに至りしものゝ如し。

吾人は喇嘛敎の佛像を見て最も奇異に感ずるは其等佛像の八九分通りは皆鬼神羅刹の像にして、慈悲忍辱を表示せる相好圓滿の佛像の甚だ少なきこと及び奇怪猥褻の佛像の多き事是れなり、是れ日本支那等の平和の民の氣質及理想と、蒙藏土人の其れと趣きを異にせるより出で來る現像に

して、之を研究するは畢竟其の民族性の攻究たる言を待たざる處なり。

要するに喇嘛敎の佛像は上天の諸尊多く、其相貌亦暴惡にして彼の北京雍和宮に於ける所謂曼荼羅なるものは日本傳來のそれと異なる事甚だしく吾人をして曼荼羅の稱を附するに不適當なるを思はしむ。

讀敎は支那人間に密敎と稱せらるゝも其の實支那の今日の佛敎と何等の相違なく、隨て我國に傳來せし密敎と全く其趣を異にす。

祈禱は主として加持祈禱をなすは紅敎喇嘛にして壇場其の他の莊嚴なる裝飾供物等なきに非ずと雖も、日本の其れに比し頗る簡單に、且つ修法の際供物一百個を要するも實物を用ひず、皆圖書を以て之に代用す、其修法の目的も作法も勿論一定せずして、往々我國に所謂大道野師的行爲をなし、呑刀呑火の奇術を行ひ、以て一般人民より修行者、修法者として尊敬を受けつゝあり。

經典として現今用ひらる所のものは、悉く西藏文字にして元の時代に於て一度蒙古語に飜譯せられしことありと云ふも、今日唯傳說として存在せるのみ、而して喇嘛僧の經典に對するは佛陀に對すると同じく、尊重甚だ努むるが如し、曾て北京駐在布敎師たる西本願寺別院の某師西藏文字の阿彌陀經を寫さんと志し、喇嘛僧に懇請したるも喇嘛僧は經典の捧戴するものにして披見するものに非らずと稱し容易に之を許さず止むなく支那一流の賄賂手段に由りて多大の費を投じて、漸く乾板に寫影することを得たりしと云ふ以て其の經典に對する尊崇を窺ふを得べきなり。

法器に關して玆に特筆すべき物なしと雖も、平素使用せるもの並に使用せざる迄にも曾て存在せしものに就きて玆に述ぶべし。

蒙古西藏等の內地にあるものに就きては之を知るに由なきも、北京及奉天附近に在るものは多少佛敎の感化を受け居る傾なきを非ず。

喇嘛敎に於て壇上を裝飾せる佛具には、南方支那の佛敎に見ゆる如く、閼伽花曼等の六器を有し、花瓶を其の左右に置くこと我が日本と異なるなきも、香爐の我と其の位置を異にし、供物と六器の前方に置く點に於て異なるところなし、されど喇嘛僧及支那僧は供物排列に就きて何等法式のあるなしと稱し、法の儀式に於ても各住職の任意なりと稱し居れり、思ふに如斯彼等は師弟相受くることなく、唯だ入寺以來見習に由りて之を自然的に覺るが故に、其間何等承くる所なく、唯だ先師以來の風を受け之を實行したるに過ぎざるが故に、我國の師弟相繼の其れと異なるなり、此外大皷、銅鑼、小笛、法螺を有し、讀經に際し之を用ふること我國と何等異なるあるを見ず。

現今にては之を滿洲北京等の喇嘛寺に見るを得ざるも、西藏にて一の迷信上より活佛死すれば、其死體腐敗より生ずる汁液を以て一個の土塊を作り、之に「クリカラ龍王」の像形及金剛五鈷鉾の形を彫刻するの風ありと聞く、人若し旅行する場合に之を携帶せば土匪より襲擊せらるゝの憂なく、且つ襲はるゝ場合ありとするも彈丸命中するの憂な

し〻稱し、恰も我國人の守札の如く大切に保藏携帶す、其形態圓平形にして表裏に書を繪きたるものなり。

最後に北京喇嘛廟にある廻轉經器（蒙古名マニコル）を見るに經器の廻轉し得るものあり、傳ふる所に由れば支那三藏の一義にして讀經に從ふ時搜書の面倒を避けんが爲に之を發明せし〻云ふ、而して喇嘛敎にも之れに類似するあり〻云ふ但し其意義は支那の其〻異なるも日本に言ふ所〻同議なり其の形は六角形にして高さ一尺五六寸幅約四寸のものなり其の周圍には西藏文字を刻し其中に幾千の西藏文字を記したる書を詰め込み、一度之を廻轉する時は即幾百萬回同一の經言を誦したる〻同一の功德を得る〻稱し、之を盛んに廻轉する事我國に於ける輪轉經義〻全く異なる事なし、而して彼等の此の中に入るゝ幾萬の單札は悉く西藏文字を以て記され、蒙藏其の文字を異にするも其の發音は即ち同一にして「オムマニパタモオン」即ち我國の南無阿彌陀佛若くは南無妙法蓮華經に相當する念佛なり。

北京通信

小黨分立と結束の前驅

小政團對立は政黨界最近の趨勢なりされど此の小政團なるものは倶樂部或は公寓の性質を帶ぶるもの多く「淵廬」の如きは蒲殿俊等四川議員數名の住宅にて其中の人物は多く「研究會」に屬し居り決して別に政黨を組織したるに非ず「靜廬」の如きも參議院議員の一種團體にて決して政黨にあらず唯だ省制問題に際し「靜廬」も他の二十一政團と共に調停の列に在りたるの故を以て政團と稱せらるゝなり:(最後の政團憲法協商會に代表を出せしもの二十二政團ありしと小黨分立の趨勢顯著なりといふべし)

在京兩院議員は目下七百餘人あり昨年秋の頃は「益友社」四百餘人を擁し最大黨と誇り「研究會」も二百餘人と號し「討論會」亦然りしに今や二十餘の小政團に分裂し黨員各々五六十人と稱し居れるが各政團大會に際し通告數と出席數との懸絕せるは支那特有の「跨黨」又は無斷にて名前を列せられしもの多きを見るべし。

小團分立は一時的現象にして將來必ずや合併組黨の一日あらん各政團中政黨の歷史ある者は組黨容易なるべく國民黨系の「政學會」、「益友社」、進步黨系の「研究會」等之れに屬す國民黨の結束運動は近來稍頓挫の氣味あり阻力は上海に於ける孫文岑春煊二氏の冷淡、北京に於ける「政學會」一派

の反對に在り「研究會」に在りても省制問題に於ける小團分立の余波並びに梁啓超の尙早意見により合併計畫進まず其他各團は政黨としての訓練に乏しく適當の首領を缺き獨立には力足らず合併はイヤなりといふ理由にて現狀を維持し居るが最近に到り中立政團（國民進步兩系に對し）中進步黨系に近き「平社」「蘇園」「協議會」「靜廬」「憲政會」「衡社」の六政團合併の議成れるを傳ふこれ卽ち官僚系結束の先驅なり「衡社」の梅光遠の如き札附きの官僚たり（二月四日）

鄭家屯事件解決

約半年に及ばんとする鄭家屯事件の日支交涉は一月二十二日を以て漸やく解決を告げ我が外務省支那外交部共に二十六日を以て公文書を發表せり支那側發表の公文書左の如し。

▲日本公使發外交總長宛（五年九月二日附）

玆に中日兩國の關係近來大いに改良を見兩國親交の氣運適未一新紀元を成すの時に際し忽ち鄭家屯の不祥事件を發生せるは帝國政府最も遺憾と爲す帝國政府は各方面に就き其事實を調査し務めて公平の判斷を爲さんことを期す之れを要するに本案は中國軍隊方面の挑撥に出で且つ中國の兵力を以て日本軍隊を包圍襲擊せるものに係ること疑を容るゝなきの事實と爲す事体重大言を待たずと爲す然れども帝國政府は特に中日兩國關係の大義を重視し勉めて和平解決の趣旨を以て此の解決案を提出す。

中國政府に速かに左列の事項を實行せんことを要求す

一、第二十八師々長を懲戒す

二、責任有るの將校は悉く免黜を行ひ其中直接暴行を指揮せし者は處するに嚴刑を以てす

三、中國軍隊をして此後再び日本軍隊軍人或は人民を挑撥するの何等の言動あらざらしめん爲めに南滿州及び東部內蒙古に駐紮する中國軍全部に嚴飭し並びに該地方の中國各官廳に令じ此項の命令を以て布告周せしむ

四、日本政府が南滿州及び東部內蒙古の日本臣民を保護取締る爲めに必要と認むる地點に日本警官を派駐し南滿州の中國官憲は日本人を增聘して警察顧問と爲すことを承認す

中國政府の任意となすの提案として左列事項を聲明す

一、南滿州及び東部內蒙古駐紮の中國各部隊に日本將校若干名を聘用し顧問と爲す

二、中國士官學校に日本將校若干名を聘用して敎習となす

三、奉天督軍をして關東都督及び奉天日本總領事署に親往し訪問謝罪せしむ

四、被害者或は其の遺族に對し與ふるに相當の慰藉金を以てす

▲警察官派駐問題に關し日本公使の說明

（五年十月十八日）

去歲締結の南滿州及び東部內蒙古に關する條約に按照するに日本國臣民は南滿州に在つて任便居住往來することを得並びに各種商工業を經營することを得又た東部內蒙古に在つて中國人民と農業及び附屬工業を合辦することを得、

所有る南滿及び東蒙地方日本臣民の數は必ず將さに漸を逐うて增加せん是を以て日本政府は其の臣民を保護取締る爲めに起見し認めて警察官派駐の必要ありとなす。

南滿州內地には已に設けて若干の警察官駐在所あり中國地方官は事實上業に承認を經之れと往來交涉せり帝國政府は南滿及び東部內蒙古內地日本臣民が逐漸增加の處に於て其の必要地點を擇び隨時警察官駐在所を增設せんとすその地點は自から日本民住民人の數を以て定む現在豫かじめ列擧を爲す能はず且つ經費關係ありて遽かに多處を增設するに至らず警察官派駐所の組織は土地狀況及び民住日本臣民の多少を按照して定む大概數名の警察官を遣派するに過ぎず警察官の重要職務左の如し。

一、日本臣民の犯罪を豫防す
一、日本臣民被害の時之れを保護す
一、應さに領事裁判に歸すべき日本臣民の犯罪者を搜査逮捕及び護送す
一、民事に關する領事裁判の執行事務、例へば承發吏の職務の如し
一、日本臣民の身分關係を監察す
一、中日兩國條約規定事項に違反する日本臣民を取締る
一、中國警察法規に關し中日兩國實施を協議する時日本臣民をして此項法規を遵奉せしむる爲の一切の處置

之れを總ぶるに日本政府は警察官駐在所を南滿及び東蒙內地に設けんと擬するは領事裁判權に根據するに係り其の趣旨は日本臣民を完全に保護取締り並びに各該處の中日兩國官民の關係をして圓滿良好ならしめ兩國の經濟關係をして漸次發達するを得せしめん爲めに過ぎざるのみ請ふ前に中國政府が中日の睦誼を顧全し日本の南滿內地に在つて領事館及び分館の設立を承認せられたる例に照し速きに從つて此次要求を承認せられんことを盼と爲す。

備考　此外の公文は外務省發表中に在り略之。

交通銀行借款

交通銀行整理に使用の目的にて同行と我が興業、臺灣、朝鮮三銀行との間に交涉中なりし日貨五百萬圓借欵は一月二十日正式に調印されたり參衆兩院に於ては同行が國庫代理の權あるを以て本借欵に反對を唱ふるものありしも(註)固より純然たる商事契約として政府側は國會の反對に頓着なく調印を了せる次第なり條件左の如し。

一、金額　日貨五百万圓
一、利率　年七分五厘
一、擔保　交通銀行所有の有價證券
一、日本より顧問一人を聘用す

右の如く支那として頗る有利なる條件なり交通銀行の整理はかくて此の借欵と新總理曹汝霖、株主會長陸宗輿等の頭腦とを以て着々進行することなるべし此の借欵の如き眞に所謂る「財的援助」なりといふべし。

註、一月十八日午後一時衆議院開會錢議員より交銀借欵に就き交通財政兩總長の出席說明を求むべしとの動議を提出し表決の結果大多數にて成立、二三の議案を議し一旦休

息三時四十分再開。

錢議員「交通銀行は日本銀行より借款の由其事ありや」

許交通總長「有り、金額五百萬元日本臺灣銀行及び興業銀行より借る、回控なく利息七厘五、擔保は該行所有の有價證券、顧問一人聘用の規定ある外別に條件無し」

孫鍾「此の借款はすでに政府の許可を得たるや」

許「該行は商業銀行なりすでに株主會の議決を經たり」

胡源滙「交銀は國庫を代理せり國庫の負擔を增加するに何故國會に提出せざるや」

許「該行は商業性質決して負擔を增加せず」

某議員「該行紙幣發行權あり若し借款に因りて日人此權を得るに至らば金融上甚だ危險なり」

彭允彜「交通財政兩部は該行監督の責任を負ふべし」

許「最重要の點は(一)此の借款を兌換に用ふべきや否や(二)顧問が監督の地位に立つや否やの二點に在り」

克希克圖「有價證券とは該行の株券にあらずや」

許「株券のみにあらず該行報告によれば該行に預けある他人の擔保品なりと」

某議員「將來償還不能の時は破產せん政府その責任を負ふや」

許「政府への貸金一千八百萬元あり償還不能の時は政府より右貸金を支拂ふべければ破產の心配なし」

清室優待條件問題

清皇室の爲めに終始忠節なる世續徐世昌二氏は一月十五日各政團幹部及び優待條件の憲法加入の提案者たる議員二百五十餘人を金魚胡同那宅花園に請待し席上徐世昌氏の挨拶に對し湯化龍氏の答辭あり中に「優待條件は國民が清室禪讓に對する崇德報功の報酬條件なり予誓つて大會に提出し再び一次の保障を爲さん」の語あり主客共に滿足せりと右加入の提案は其後王謝家等によりて提出せられたり世徐二氏の清室の爲めに盡すの至れる感ずべし。

地方制度大綱

民國の一大問題と目され國民進步兩系の爭執激甚を極めたる省制問題は其後各政團間の妥協成りその共同提出せる地方制度大綱案は一月十日審議會を通過し憲法起草委員の手により起草され十九日第二讀會に移れる憲法會議に提出さるゝことゝなれり全文左の如し。

第一條　地方最大區域左の如し

(一)　省

(二)　蒙古西藏青海及び其他未だ省を設けざるの區域

第二條　前條區域の設置區劃は法律を以て之を定む

第三條　省に省議會を設けその組織及び選擧は法律を以てこれを定む

第四條　省議會は中央法令に抵觸せざるを限りとし左列の各職權を有す

(一)　本省の單行條例を議決す

(二)　本省の豫算決算を議決す

(三)　省稅及び使用費規費の徵收を議決す

（四）省債の募集及び省庫に負擔あるの契約を議決す
（五）本省の財產及び營造物の處分並に買入を議決す
（六）本省の財產及び營造物の管理方法を議決す
（七）省長諮詢の事件に答覆す
（八）本省人民の本省行政に關する諮詢事件を受理す
（九）本省行政及び其他事件に關する意見を省長に建議するを得
（十）其他中央法令に依り應さに省議會より議決すべき事件

第五條　省議會は本省々長に對し違法行爲ありと認むる時は出席議員三分の二以上の可決を以て彈劾案を提出し內務總長を經由し國務會議に提交し之れを處理せしむることを得

第六條　省議會は本省行政官吏に違法行爲ありと認むるときは省長にこれが查辦を咨請することを得

第七條　省議會議員は本省行政事項に對し疑義あるときは十人以上の連署を以て質問書を省長に提出し期を限り答覆せしむることを得

第八條　省議會議員は省長の答覆に對し不得要領と認むるときは省長の會に到り或は員を派し會に到り答辯するを要求することを得

第九條　省に省長一人を設け大總統より之れを任命す

第十條　省長は法令に依り國家民政を執行し並びに地方自治を監督す

第十一條　省長は省議會違法行爲ありと認むるときは省參事會の同意を得て解散案を提出し大總統に呈し參議院に咨交して之れを議決せしむることを得但し同一會期に二次の解散を爲すことを得ず

第十二條　省に省參事會を設け省長を贊襄せしむ

第十三條　省參事會は左列人員を以て之れを組織す
（一）省議會選出者六人
前項省議員當選者は三分の一を過ぐるを得ず
（二）省長推任者六人

第十四條　省參事會は省長を以て會長となす

第十五條　省參事會の職權は法律を以て之れを定む

第十六條　蒙古西藏靑海及其他未だ省を設けざるの區域の制度は法律を以て之れを定む

佛支交涉行詰る

老西開問題に關する佛支交涉は英國公使ジヨルダン氏が調停の手を引きて歸國以來伍外交總長と佛國代理公使マルテル氏との間に交涉中なりしが十二月九日に到り兩者の間に一の協定成り代理公使は本國に向つてその許可を請ふ所ありしが佛國政府は何故か之を拒み支那政府は押返し再應右の伍マルテル協定案につき佛國政府の許可を請はれたしと交涉せしがマルテル氏は勿論之れを拒絕し佛支交涉は又も行詰りの姿となり萬事は本公使コンテ氏の歸任迄延期の事となれりこれ實に一月九日なり。

内治外交

○**露支新條約**　呼倫貝爾は特別行政區域に劃定され、該地總管勝福氏は副都統として、之を統轄することゝなれるが、該地方は元露國の勢力範圍なるを以て、該國政府は支那政府と左の如き有利なる條約を訂結すべしと云ふ。（北京日報）

（一）呼倫貝爾の全部收入は、中央政府に送附する關稅鹽稅を除くの外は、總へて自治經費に充つ可し

（二）露國は呼倫貝爾に領事一人を置く

（三）露國は領事以外に武官一名、兵二百人を該處に駐紮せしむ

（四）露國は呼倫貝爾に於て自由に居住及營業するを得

（五）呼倫貝爾に於て農工其他各項實業を經營するに當り若し資金不足なる時は他國より借欵せす、必ず先づ露國に向ふて借款を商議す可し

（六）支那政府は呼倫貝爾地方に事變ある時は、軍隊を派遣し討壓するを得るも、先づ之れを露國領事に照會し、且つ在留露人を保護す可し

○**前内務總長孫洪伊の負債**　孫總長辭職の後外間傳ふる所に據れば部内の公金行衛不明の者數十萬元の多きに上る今の總長范は當時の次長にして孫洪伊の推薦に係るを以て其詳細を調査するに由なしと雖も此の發覺は前の謝次長免職となりて事務引繼の際其眞相を發見したるものなり先づ市政公所の公金三十三萬元あるべき筈に僅かに三萬

元を存し又豫豐銀行の三十四萬元が四萬餘元合計六十萬元なり是れ此空虚を致せしは一は謝氏が自己の計を爲し徐々其欠缺を塡め一は上官の融通を求むるあれば其歡心を失はざらんを希ひ時に他よりの收入を以て糊塗彌縫しつゝある時突然免職の辭令に接し大失體を釀したれども豫豐銀行は孫總長の手中に在るを以て一時は外面を胡麻化し去りしも今は其の法を講せられず其清算整理また決して易からずと（神州日報）

○其後の徐州會議

第二次徐州會議の電報世間に喧傳せしより段總理は馮副總統に打電し速かに會議を止め各省に對しては代表者出席の事を撤回せしめたれば一時は平靜に歸せし觀ありしが近く某方面より探聞する所に據れば徐州會議結果中の電報は其來りしや否やを論せず死灰再燃の傾きあり今目前に就て觀れば業己に消滅すといへば誠に民國大局に就て幸福なれども國會議員中の一部分は僅かに尚ほ油斷ならざる者あれば内閣員は能く此間の事情に注意して再び口實を設けらるゝの材料を遺す勿れ。（神州日報）

○平和會議加入の提議者

議員黃攻素其外呂復彭允彝等十六人連署して國會に提出したる建議案は歐洲戰亂後に在ては民國に關する利害甚大なれば此際徒らに緘默すべき時期に在らざれば預しめ平和會議に列席するの要あり是れ單に靑島の民國に密切の關係あるのみに非ず近ろ歐米各國も我民國の加入を願ふ傾きあるを以てなりとの意なり（神州日報）

○內務部の新計畫

范靜生の內務部に就職後大に其手腕を振ひ民政職方警政土木禮俗衛生の各司を置き不日公布實施すべしと今其職司と執務委任事項を左に掲ぐ

一　民政司　地方行政　經濟　自治　選擧　貧民救助　罹災救助　感化院　盲啞瘋癲收容　育嬰恤嫠　慈善　國籍　戶籍　移住　出征徵發

二　職方司　行政區劃　官地收放　民地調査　土地圖誌

三　警政司　行政警察　高等警察　著作出版

四　土木司　土木工事　道路橋梁修繕、河隄海港工事　土地收用　水道調査

五　禮俗司　禮制　祀典行政　祠廟　宗教　節義稱表　風俗矯正　古物保存

六　衛生司　傳染病地　防疫　種痘　公衆衛生　車船檢疫　醫士　藥劑士　業務監察　藥品及賣藥檢査（神州日報）

○群社成立後の進行

參衆兩院の議員相謀り群社を組織したりといふは既に聞く所なりしが其後の成行を見るに着々進行しつゝあり今其五要目を擧れば

一　支社を各省省城內に置く事

二　代表者を撰定して憲法協商會に加入する事

三　憲法草案に對しての意見を決定する事

四　新聞を發行する事
　但し決議實行の上は朱念祖を煩はし亞東新聞と共に處理する事

五　各國の憲法に關する重要書籍を蒐集翻譯して參考に供する事（順天時報）

○駐邊專使公署を長春縣に設置せんとす

奉吉黑の東三省に駐邊專使を設置するの議は夙くより政府內

釐税關税及厘金税の四種にして、此等の增減は支那の財政に直接影響を及ぼすものなるが、昨年度に於ける收入の狀況を聞くに、關税の減少せる外他の三税は一昨年度と大差なく、昨年一月一日より十二月三十一日迄に左の實數を擧げたりと云ふ。（時報）

田賦	七千八百九十三萬七千五百六十三元
釐税	七千九百六十八萬四千七百餘元
關税	四千九百五十一萬餘元
釐金税	六千二百九十九萬七千六百八十四元
合計	二億七千百十二萬二千九百餘元

○支那內債募集計畫　支那政府は近く二億元の內債募集を開始す可しとの說あるが、右は交通總長許世英の腹案に出でたるものにて、支那の交通事業中差當り必要を感ずるものを、一擧にして完成せしめんとする理想的計畫の資金に充てん爲なるが如く、募集期限を四期に分ち、每期五千萬元を募集する豫定にて、第一期は來る三月一日より八日末日迄にて締切り、第二期以後は前期の狀況を觀たる上にて定むる方針にて、公債額面を一萬元、一千元、百元、十元の四種に分ち、發行價格は少なくも九四掛とし、年利六步にして公債全額を十ヶ年間に償還せんとする計畫なり、而して其資金の用途概算は次の如し。（時報）

正大鐵路回收費	一、二〇〇萬元
道清鐵路回收費	八〇〇萬元
京綏鐵路竣工及延長費	一、〇〇〇萬元
着手後完成せざる各鐵路建築費	六、〇〇〇萬元
鐵鑛及鐵工廠經營費	二、五〇〇萬元
枕木廠及機關廠設立費	八〇〇萬元
車輛製造廠建設費	二、五〇〇萬元
鐵路倉庫建築費	一、〇〇〇萬元
鐵路附屬營業資金	五〇〇萬元
電報擴張費	五〇〇萬元
電話擴張費	七〇〇萬元
電機廠建設費	五〇〇萬元
航運業開始資金	二、〇〇〇萬元
合計	二〇、〇〇〇萬元

○常關歲入豫算表　六年度全國常關歲入豫算は、左の如しと云ふ。（時事新報）

北京商税局	一、三六六、〇九三元
張家口	一六一、〇九九元
殺虎口	一七六、〇〇〇元
津海關	一、三〇八、三六一元
山海關	六五七、三五〇元
大連關	四五、三六九元
江海關	四八五、〇一一元
揚州關	一五七、五〇〇元
淮安關	三一一、〇一三元
鳳陽關	三〇五、八〇八元
蕪湖關	三六六、一三九元
九江關	五六七、四〇七元
贛州關	五〇、四一八元

膠海關	九一、五〇〇元
東海關	三八五、一九四元
臨青關	二六二、三〇三元
辰州關	三一、九六二元
寶慶關	一九、二六五元
武昌關	一〇二、一七一元
漢陽關	六六、一六八元
荊州府關	五五、七七三元
閩海關	七二〇、九九七元
浙海關	一七〇、三九五元
甌海關	四五、二九三元
粤海關	一、二五〇、六八四元
太平關	一七六、二二七元
梧州關	二三四、四三一元
潯州關	一三七、〇一四元
歸化關	一六六、九二三元
四川各常關	三二一、〇三二元
潼關	九、四五〇元
牲税征收局	一五〇、〇〇〇元

○豫算塡補の方法　民國政府豫算不足額は實に壹億餘元國務會議に於て削減に削減を加ふるも尙ほ五千萬以上に在るべし因て營業税所得税土地丈量税公債募集の目を建てゝ收支を算するも是れ一に紙面上の計數に過ぎず然れども新税中印紙税は獨り成績良好なれば當局は專ら力を此に致し各地に出張所を設け連りに增額を計る現に江蘇省の如き去年は僅かに四萬元なりしものが今年の定額は三十萬元に上る併し出張所及び委員壹年の經費は壹ヶ處に付最少にても五萬元なれば其實差引きすれば增税額は二十四萬元尙ほ夫れすら十分實收の見込あるにあらず故に其他の營業税所得税の如きは印紙税の額に及ばず又土地丈量税の如き丈量實施後にあらざれば賦課する能はず復何に因て預算塡補を得るか只此に一の公債募集あるのみ然れども公債には內外の兩種あり政府最初の希望は外債の大借欵に在て二千萬元を計上すといへども大借欵の前途甚絶望なりと財政當局最近の談なり然らば內國債二千萬元を募らんか國民は窮乏財源は涸渇す政界中の財政通も亦以て行はれ易しと爲さず本年度預算も僅々數月の後に在り此際我民國人民は各々其用を節し此危急を救濟すべし內國債の外國債に勝るは今更贅言を要せずして明かなり。(神州日報)

經濟

○漢冶萍の五年度成蹟

工場製產鐵及鋼鐵量

「マチン」鐵	三四、九〇六噸
鑄鐵	一〇一、六三六噸
軌道用鋼鐵	三〇、七七六噸
軟鋼	一六、六二四噸
大冶鐵鑛山產出額鐵鑛	五四五、八一九噸
萍鄉炭礦產出額石炭	三六五、〇〇〇噸

「コークス」　一七三、〇〇〇噸

同年度中工場に增設せるもの左の如し。

鎔鑛爐一基（毎日二百五十噸を鎔解する能力を有するもの）

「バブコック、エンド、ウイルコック」式汽罐八臺

鋼鐵製煙筒一基

「ターボ」送風機一臺

埠頭鑛石鐵及鋼鐵製品積卸機

鑄鐵場鑄鐵取離機

「オープン、ハース」式鎔鑛爐能力七十噸

白雲石工場内煆燒爐四基及粉碎器一臺

河流より水力を利用する爲水路を改修し、尙之に必要なる溝渠を開鑿したり、年度内鑄鐵價格九分方騰貴し、鋼鐵製建築材料價格十割以上騰貴したり

職員現在數　支那人技師十七名、外人技師及監督十名、外人化學技師一名、本部員二百五十二名、職工二千名、雜夫二千五百名

漢陽製鐵所より積出したる鋼製軌條は二十二萬擔の減少を見たるも、鑄鐵は二十一萬四千擔の增加を示し、全輸出額約百五十萬擔に達す、大冶鑛山より日本に輸出したる鐵鑛量は五百萬擔以上に達し、前年度に比し十萬擔の增加を示せり

○五年度の茶輸出高　農商部の調査に係る民國五年度に於ける、支那茶の輸出高は左の如しと云ふ。（時事新報）

輸出先	輸出高
英國	六、二八二、九一四擔
加奈太	四、五六一、六四九擔
露國	一九、九二九、一七四擔
孟買及海峽	八二七、一九四擔
濠洲	一、七三八、六九七擔
亞米利加	一四、一四九、八二五擔
南亞米利加	一、〇一六、四七一擔
南部各港	三、四六五、一四八擔
北部各港	五、六三七、二五二擔
日本其の他	九一、六四六、八三九擔

○中國銀行總裁徐恩元辭職せんとする理由

從來中國銀行は銀錢出入は都て他の銀行と同じかりしが徐恩元一たび總裁となりし後は陳錦濤と密切の關係あると又其他に或る意味あるを以て國庫金の出入も一切財務部に報告せず支辨と否と遲速に至る迄總裁の獨斷に在るを以て財務部といへども帳簿の考ふ可き者無く督促を爲すべき證なく實に其亂脈を極め本年三月年度末後尤も國庫の缺乏を致すに至り遂に銀行臨檢の事あらんとするを以て徐恩元も豫め其通路を開かんとするもの丶如し。（神州日報）

○制錢改鑄案の修正論爭　保利公司代表者丁長昇等五人は衆議院が修正したる制錢買收合同改鑄の第一條收錢の目方を六萬噸に限り其第三條の餘利と云ふは原案は合同十五割公司出張所は七割とありしを五割と改めたるは各商人の損害過大なりと云ふに在り左れば昨日參議院門前に於て或は廣告を散布し或は委員を撰んで事情を陳述し政府

が前に興亞公司と協議せし合同法と比較して利害得失を論じ當局は外人の借款に對しては百端も讓歩しながら吾民國商人に對しては何ぞ慘酷なるやなど大に紛擾せり今後參議院は果して衆議院と妥協し原案を維持し得るや否や。（神州日報）

○中國銀行漢口株主の嚴議　上海株主の不法を責詰するの電報を大總統等に送附せり其要に云く此次張某の轉任に付き少數株主の干渉すべき所にあらず若し一たび此惡例を開けば將來如何なる惡傾向の生ずるや明かなり政府は銀行の大株主たり銀行は金融の最大機關たり上海株主は京師の十分の一に過ぎず今此少數株主の我意を肆にするを得ず張某の轉任暫く中止と爲すも宋張の二人若し病死するとしても上海支店豈に閉鎖せんや故に能く此義に通せば紛擾は立どころに釋けん彼等尚ほ頑として聽かざれば國に法規あり宜しく嚴罰すべし聯合會の名あるも正當の團體に非ず速かに彼等の起訴を取消すべしと。（北京日報）

○漢口の中國銀行株主と上海株主の訴訟　上海の中國銀行株主たる上海支店副經理張嘉璈は兼て辭職申出しも正經理は電報を以て許可せざりし處張嘉璈は急に激烈の運動を始め上海の裁判所に株主を退くことを請求するの訴訟を起したれば裁判所は直に本銀行金庫中に就て上海株劵高貳百餘萬元の假差押處分を申渡もしたれば上海の一大問題となり上海商會總理朱佩珍等は中央政府に打電し何とか處置せられんことを出願したり想ふに中央政府に於ても漢口の株主が上海の株主に對しての行動は決して承認せられざるべし今陳月秋等以下六千七百〇六人の株主の願書を讀むに上海の株主は連合會の名義を以て法廷に起訴すといへども中國銀行株主全體の利益に關すれば少數株主の除名は決して多數株主の承認せざる所なりといふに在り。（北京日報）

交通

○齊愛線の測量　黑龍江齊々哈爾より愛琿に至る鐵道は、去年交通部より技士を派遣して測量せしめたるが、該技士の報告概略は左の如しと云ふ。（順天時報）

一、全線の總延長一千二百二十支里にして、齊々哈爾を起點となし布哈特、墨爾根を經て愛琿に達す

二、工事の最も難きものは、愛琿黑龍江の二大鐵橋、及某々二嶺の三大隧道にして、其の工事費八百萬元、全線の費用合計二千二百萬元にして、平均一支里の費用一萬八千零三十三元なり

三、全線の竣工は起工の日より約一千日を要す

四、該線は省城及愛琿等の繁盛なる商埠を經て、黑龍江の本流に達し、並嫩江一帶の沃地を通過すれば、將來完成の上は營業の發達期すべし

○內蒙電線架設　內蒙及東蒙に電線及び無線電信を架設せんとは、袁時代より提唱せられし所なるも、經費なく實行し能はざりしが、今回段陸軍總長王參謀總長等は蒙邊多事にて、電信架設の必要頗る切なるものあれば、大總統

に經費支出の命令を乞ひ、左の三線を架設せしむる豫定なり、而して來る三月中旬之が實行に着手する由。(順天時報)

一、熱河(架設地)より朝陽、赤峯、翁牛特旗科爾泌旗、巴林旗を經て洮南(架設地)に至る線、

一、張家口(架設地)より多倫諾爾を經て蒙古(架設地)に至る線

一、奉天(架設地)より札魯特布旗、浩罕特旗、洮南を經て綏遠(架設地)に至る線

○交通部の訓令　交通部總長は鐵道管理局各課に訓令して云く鐵道營業たる上は國家財源に關し下は人民の福利に繫る故に從業員は各省法規を遵奉して國利民福を圖るべきに拘らず我民國鐵道弊害甚だ多し本總長屢々訓示する所ありたれば凡そ鐵道員なる者は定めて此意を體して從業せらるるなるべしと雖も尙ほ訓令する所以は今後は愈益々從來の積弊を除去するを專一と爲し小弊なりといふとも決して見逃す事あるべからず大害なりと思ふも決して畏怖の念を起すべからず能く其本末大小を詳かにし他人の過誤を彌縫せんが爲め虛僞の報告を爲し自己の罪科に陷らざらんことを期せよ歲に隨ひ月を逐ひ日に刷新するを要す云々。(神州日報)

○周襄鐵道の計畫　交通部總長許英世氏は交通上の計畫線路の管理新線路の設計極力邁進して止まず現に周襄線路の如きは其一なり聞く某道代理孫多鈺氏は此線路開設の爲め熱心運動し該局長も共に許總長に迫り總長も復如何ともする能はず遂に新線路の爲めに別に局を設けず株欽鐵道局を以て兼ぬる事に定めたれども周襄新線路と株欽線とは固より遠隔の地なれば一局を以て此の連絡なき地方を兼辦するは果して能く行はるゝものにや。(順天時報)

○雲南東川より叙州に至る鐵道線路の計畫　裕中公司代理人克理韓德森氏の談に云く民國政府大借款成るの曉は雲南省東川より叙州に至る鐵道線路開通の成案あり不日當さに發表せらるべし若し此の線路にして落成すれば直に雲南四川に連絡し尤も重要の地となり將來は更に雲南省城に直通するを以て四川省と海外各國との直接連絡も亦期すべしと果して此談の如く行はるゝ時は我帝國の交通上にも大關係ある一支線として輕々看過すべきにあらず。(順天時報)

○四川鐵道公司破壞事件　四川商辦兼川路公司代理時縣は又々中央政府と各方面に打電して張森階等の倉庫を破壞し財物を掠奪し事務員を驅逐し亂暴至らざるなき事件を以て直に會議を開き交通部令を遵奉して解散せんか實に非法の解散にして將來責任問題起る時は行政官廳は果して負擔し得らるゝや且つ開會準備を爲すとしても破壞の殘物何れより手を下し得るか目下我を捕へんとすること切迫し各事務は盡く停滯し居れり故に善後策の開會は都て官廳に因て施行すべし復他に處辦するの人なしと。(北京日報)

宗教教育

○外交部より各省に宗教調査を命ず　憲法草案

に於ては孔子教を以て國教の大本と爲すに在るを以て他の信教者は爭ふ所あらんとする傾向あれば外交部は豫じめ各省各地の宗教觀念を調するの必用あり其統計一覽樣式の用紙を各省に頒ち塡寫せしむ其訓令の要に云く內務部の報に據れば基督教の東漸は旣に數百年の前に在り前淸以來に至て益々其盛を極め國人自ら教會を設け教堂を建つる日一日より多く條約の關係より動もすれば外交問題を惹起す宗教は各自由に任すと臨時約法に載すとはいへ舊の外交關係の者今は將さに內政範圍に入らんとす教民の流派同じからず教產の性質亦辨し難し因て此際舊教を奉ずる者幾人新教を奉ずる者幾人教會堂の土地家屋の所有權の所在等を鑑別するの必用あれば民國元年訂成したる表式に塡寫して各地駐在派遣交涉委員をして一體に調査せしめよ。(北京日報)

○孔子教を定めて國教と爲す　湖北黃岡等の紳士は連名を以て大總統國務院參衆兩院に打電し孔子教を憲法中に加へ定めて民國の主教と爲し中華の國情に順ひ歐米の成例に合せ信教の自由と並び行はれて悖らざれば速かに此教を維持して國脈を延べて人心を定めんと請願せり。(北京日報)

○民國全國學校最近統計表　此表は教育總長范靜生氏が教育の普通を謀るが爲め各省に命じて詳細報告せしめ作製せし者といへば蓋し大過なかるべく又近來民國教育進步の一端を見るに足らんか。

學校	數	學校	數
大學校	一二	高等大學	一九
工業專門	八	醫學專門	四
各級師範	五〇七	實業學校	九一
法政學校	五六	附屬中小學校	五二七
軍警學校	九三	半日學校	一、五八二
女學校	三五七	小學校	五三、二〇四

(順天日報)

雜誌支那合本出來廣告

支那調査報告書

自明治四十三年七月至十二月　壹册
自明治四十四年一月至　六月　壹册
自明治四十四年七月至十二月　壹册

（支那調査報告書改題）

支那

自明治四十五年一月至六月　壹册
自明治四十五年七月至大正元年十二月　壹册
自大正二年一月至六月　壹册
自大正二年七月至十二月　壹册
自大正三年一月至六月　壹册
自大正三年七月至十二月　壹册
自大正四年一月至六月　壹册
自大正四年七月至十二月　壹册
自大正五年一月至六月　壹册
自大正五年七月至十二月　壹册

總「クロース」金文字入

各壹册　金貳圓五十錢

郵稅不要

東亞同文會調査編纂部

大正六年三月一日發行（毎月一日十五日發行）

支那

第八卷第五號

要目

東亞同文會調査編纂部

特約大出版

て研鑽せし所を加へ記事精確調査周到資料又最新なるを期す紙質優良地圖寫眞皆精巧を極む蓋し支那に關する內外の書籍中最も完備せる者たるは贅するを要せず。

豫約價格

一回拂　金參拾四圓（郵稅不要）

三回拂　每回金拾貳圓宛（郵稅不要）

十八回拂　每回金參圓貳拾錢宛（郵稅不要）

豫約期限　大正六年二月末日

申込所　東京市赤坂區溜池二番地

東亞同文會

電話新橋一二五五番
振替東京九七三〇番

（豫約及內容に關す詳細は御申越次第直に御送可仕尙見本は御通知次第送呈す）

大正六年三月一日發行「支那」第八卷第五號

論説

資料

雜録

次

通　信

時　報

會　報

發行書目錄

書名	冊數	體裁	定價	郵稅
支那經濟全書（第四版）	全拾貳冊	菊版 總紙數 約一萬二千頁	特價 金貳拾八圓	郵稅（內地 一圓八十錢 支那 二圓五十錢）
日露之將來（第三版）	全壹冊	菊版 紙數 三百頁	印刷實費參拾錢（非賣品）	郵稅 金八錢
大清律	全壹冊	菊版 紙數 約四百頁	正價 金壹圓五拾錢	郵稅（內地 十二錢 支那 三十錢）
樺及北沿海洲	全壹冊	菊版 紙數 約五百頁	正價 金壹圓五拾錢	郵稅（內地 十二錢 支那 三十錢）
蒙古及蒙古人（再版）	全壹冊	菊版 紙數 約八百頁	正價 金貳圓五拾錢	郵稅（內地 十七錢 支那 三十五錢）
勾麗古碑（石版刷）			正價 金七拾五錢	郵稅 金八錢
文學士大村欣一氏著 支那政治地理誌（上卷）	全貳冊	菊版布製 約九百六十頁	正價 金參圓	郵稅（內地 二十四錢 支那 四十五錢）
支那政治地理誌（下卷）		菊版布製 約千七十頁	正價 金參圓五拾錢	郵稅（內地 二十四錢 支那 四十五錢）
山東及膠州灣（再版）	全壹冊	菊版クロース 約七百頁	正價 金貳圓	郵稅（內地 十二錢 支那 三十錢）
支那重要法令集	全壹冊	四六版 約四百頁 帙入	正價 金壹圓五拾錢	郵稅 金八錢
現代東部蒙古地圖	四色刷 縱一尺八寸 橫二尺六寸 帙入		正價 金六拾錢	郵稅 金四錢
東部蒙古	全壹冊	菊版洋裝 七百八十六頁	正價 金貳圓五拾錢	郵稅 金二十錢
改訂 支那全圖	全壹枚	縱五尺一寸 橫四尺四寸	正價 金貳圓	郵稅（內地 八錢 支那 三十錢）
最近 支那貿易	全壹冊	菊版 紙數 七百頁	正價 金貳圓五拾錢	郵稅 金十八錢

東京市赤坂區溜池町二番地
東亞同文會調查編纂部
電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年三月一日
第八卷第五號

論說
清帝の復辟說を論す

一

共和政治か支那に適合するや否やは今更に說くの必要なかるへし、革命亂の始に當り予は既に之を論し、堯舜禪讓の傳說は支那現時の共和政治と何等の關係かある、されと今帝政に復すとも支那の安危は之により必すしも定まるとすへからす、思ふに淸室滅亡の因は種々ありと雖も其內に存する者比較的少く且つ微弱にして寧ろ世界の趨勢が此國をして永く無事に置かしめさる運命に因る、其專制は淸を滅せるに非す、其立憲も亦淸を滅はせるに非す、若し支那をして世界と常に隔絕せしめ得たらんには永へに事なく其最も民性に適合せる政治を繼承して此國を治むるに足る、然れとも今や支那は世界の趨勢に動かされ其最も適合せる政治を棄つへきの秋に會し、而も新に採らんとする如何なる政治も容易に此國民に適合するなし、支

那の治安は共和に待つ能はす、亦た帝政に期す能はす、たゝ之を其國民に望むへく、而して國民は今一亂長く收拾すへからす、と云へり、今や其第一次革命より既に五星霜を閲し、而も猶共和か帝政かの問題は解決せらるゝなし、世事眞に茫乎たり、而して支那政變を思へは更に茫乎たり、抑も共和には何如の意義かある。

二

支那は上古に聖賢の多しと傳へらるゝ國なり、上古の政治は國民の理想たりとする説の行はるゝ國なり、堯は其位を舜に讓り、舜は其位を禹に讓る、是れ賢を以て賢に代ゆる者、共和の精神こゝに明なりと唱ふるは獨り革命論者か自家の主義に附會して云へる説のみに止まらずと雖も、然れとも邈乎たる傳説に傳はる所、幾何か支那現勢と關係する者そ。

凡そ其事情を詳にせす其眞に可なりや否やを攻究せす、漠然其の皮想の言を信して直に之を眞理とし之に復歸せんとするは殆し、堯舜の傳説は其の時代の眞相を考へ來れは其所謂禪讓は德を以て德に傳へしか、將た又權力の大を以て權力の大に傳へしか、既に最も不明なり。然れとも一歩を讓り堯舜聖人の世には權勢の爭奪なく、萬民たゞ一に德に從ふのみとして考ふれは、是れ史家或は思想家か自家の理想を其上古の世に寓し其の之を現世に求めんとして得さるを史上に得らるゝに於て大に喜ふへき者あり、然れとも之を取つて直に今の支那民情に合せしめんとせは誰か其の迂を笑はさる者そ。

水は容易に水蒸氣となる、水蒸氣は容易に水となる、然れとも國家の政治は而かく物質の變化の如く變化すへきに非す、其帝政が眞に支那に不適なりとの理由何處にか在る、而して之に反し其共和が果して支那に適すとの理由も何處にかある、古に然りしもの今に必すしも然りとすへからす、況んや人間無限の機能を集成して形成する國家の政治大本に於てをや。

三

革命の亂起るや、公正に支那政體の可否を攻究し、明確に革命家の心事を洞察したる士は、其革命か毫も理論上に根底を有するなく、支那國勢に事實上大利を與ふに非ざるを明にせり、故に其始め袁世凱の心事と術策とを最も支那に忠なる者たらしめんことを期待して已まさりき、其袁が南北講和を提議し、北京政府と南京政府との合一を策するに當り清帝の退位を一條件となしたる時思ひらく、今支那の政爭を一日も長くすへからす、而して之を治定すへきに當り先つ革命家の唱ふる共和政を利害を顧みす一時聽くを要

す、之に聽き支那の治安を得は幸之に過きじ、治安一たひ成らは共和か帝政か何時たりとも之を決し得へし、大義に於て袁の誤る所、之を許し難しと雖も其の最も容易に南北分爭を止めんとする心事は諒すへしと。

是に於てか支那に忠なるの士は袁を以て共和を行ふの人とせす、清室轉覆の策の如き固より爲し得る人に非すとし、一意袁か爲す所支那大局の治安に在りと思惟し、若し然らさりせは切に然るを希望して已まさりしなり、然れとも恨むへし世事悉く意と違ふ、今よりして既往を思ふ眞に隔世の感あり、袁の策一にこゝに出てす、共和の採るへからさるを明にせしと雖も、自ら清に代りて帝たらんとせり、袁の帝たらんとせる亦支那の上古傳說に由る、實に支那の共和も簒奪も其據る所を古典に取るは皆誤の甚しき者に非すして何ぞや。

四

孟子に曰く舜の堯に相たる二十有八載、堯崩し三年の喪畢るや、舜は堯の子を避けて南河の南に去る、天下の諸侯朝覲する者堯の子に往かすして舜に往き、訟獄する者は堯の子に往かすして舜に往き、謳歌する者は堯の子に謳歌せすして舜に謳歌す、故に曰く天なりと、然して後天子の位を踐む、禹は益を天に薦む、七年禹崩す、益は禹の子を避けて箕山の陰に去る、朝覲訟獄する者益に往かすして禹の子に往く、曰く吾君の子なりと、是に於て禹の子位を襲くと袁の帝たらんとするや各省將軍大吏を始め吏胥雜役と雖も之に赴き之に往けり、蓋し孟子の所謂朝覲、訟獄、謳歌する者皆清帝に赴かすして袁に到れる者、豈袁世凱たる者天なりと云はさるを得んや。

武王の殷を伐つや、伯夷叔齊馬を叩いて諫めて曰く、父死して葬らす孝と云ふへけんや、臣を以て君を討つ忠なりと云ふへけんや、武王は伯夷叔齊を以て義人なりとして而も紂を伐つて其位を奪へり、武王は聖人なりしか故に可なり、袁世凱は聖人たらさりしが故に不可なりと云ひ得るか如きも、武王は聖人なりしとは傳說上のことに屬す、袁か居然として西山に清の幼主を望みなから帝たらんとせしは決して支那歷史に於て根底なきものに非さる也。

五

支那の歷史を公正に玩味し明確に判斷すれは孟子の傳ふる所の如き一種のおとぎ話に非さるなきか、堯の崩するや民は堯の子を棄てゝ顧みす、之を不肖不賢なりとして舜に從へり、禹の崩するや民は其子を吾君の子なりとして之に從へるは、其子賢にして聖なりしか爲めなりと、思ふに賢とは如何にして之を定めしや、聖とは如何にして之を量るや、多

數人民の附和する所是れ賢にして少數人民の敬仰する所是れ不賢なりや、要は其權勢の大小に基くに非すして何ぞや。支那上古の人民は全く權勢を知らす、たゝ德を明にするのみとは、支那歷史の一部を讀みし者も首肯する能はす、況んや游牧農耕相半する黃河流域當時の文物を考察して誰か之を信する者ぞ、歷史は美なるを要す、予は近世史家の如き史實を拾ひ、美なる歷史を破壞して史家の能事とするを忌む、堯舜の傳說は歷史美として之を崇尊する深し、濫に其史を汚かすを欲せす、然れとも其美なる歷史を現世に持し來り之に附會して以て自家の利を求むる支那革命論者及ひ簒奪論者を悪まさるを得す。

支那の現勢は上代に同しからす、唐、宋、元、明時代にも同しからす、今の時に當り明は元に代り、淸は明に代る、何人と雖も淸に代つて帝たり得へしとは支那を亡ほさんとする者の心事なり、上代は共和なりしかは今に於て支那は再ひ上代の政治に復歸すへしとは亦此れ國家を自家の利害にのみよつて決せんとする者の術策なり。

六

思ふに支那國運は深淵に臨んて薄氷を踏むとも稱すへく、累卵の危に在りとも謂つへく、現時世界の大亂の爲め幸に列國に顧られすして其の危機も迫るなしとすと雖も霜を履んて堅氷至る、姑息の安は恃むへき幾何ぞや、此時に當り吾人は切に支那大局の保持を支那國民に望む、擧國一致とは何れの國にも常に用ゆへき套語に非す、現下の支那の如きに於て始めて力ある金言なり。

今や九州の智者明士綺羅星の如く北京に集る、憲法を議し國政を論し而も其眞に解決せんとして必ずや最後に自ら撞着矛盾する所あるを發見す、實に矛盾せさるを得さるなり、意義なくして共和を標榜し之か最後の不可を知りながら一時を彌縫して國家の大綱法律を定めんとす、豈自家撞着せすして可ならんや、淸帝復位の說は宋育仁を始め幾多の士により唱道せられたり、今や進んて擧國一致之を實現すへきの時に非すして何ぞや。

要之、傳說より來る皇位簒奪は當今の支那に適合せす、否世界の大勢に一致するなく、傳說より來る共和も亦支那の國本と相容るゝなし、然れは支那統一は淸帝の復位に在るのみ、徒に議論を止めよ、議論を以て亡國を救ふ能はす、紛爭を止めよ、紛爭を以て廢國を興す能はす、嗚呼靜觀すれは萬物一に歸す、天地位し萬物育す、支那に忠なるの士は此秋に當りまた何をか論し何をか說かん。（北濤生）

資料

支那の對獨抗議

獨逸の新潛航艇戰策宣言に依り、米獨國交の斷絶となり、飛報傳はるや、支那の驚愕一方ならず、一は友邦中の友邦として最も信頼を拂へる國、他は陰媚の手段を以て支那に對し最も取入りつゝありたる國にて、親米親獨の二派は、陰然たる勢力を政府及び民間に有し居たることとて、驚愕も無理ならず、中立維持、協商側加入の兩論朝野に喧すしく（註）馮副總統は中立維持論者にして康有爲氏も「隣境戰あり門を閉づる可なり」とて、戰禍加入を不可とし、梁啓超氏は條件附賛成なりなど傳へられしが、二月四日米國政府は支那政府に對し、自國と同一態度に出でんことを勸告せる通牒を發して曰く

中立國が二月一日獨逸政府より受けたる封鎖區域の確定並びに無限制潛航艇戰開始の通牒は、國際公法を無視し中立國の主權を犯し、人道を蹂躪する不法行爲と認め、米國は三日を以て獨逸と國交斷絶を宣したり、是れ獨り米國のみの問題にあらず、中立國全體に關し國際法擁護の大問題なり、支那政府は此の見地より米國と同一の態度に出でんことを希望す

と、支那政府は此通牒に接し狼狽措く所を知らず、連日國務會議を開き、國務員の外陸徵祥、曹汝霖、梁啓超等在野有力者の意見をも徵し、種々協議する所ありしが、民黨出身者は米國に依るべしと唱へ、官僚側は獨逸の復辟を恐れ

て之れに反對し、一方獨公使ヒンッェも同國留學出身の議員等を通じて暗中飛躍を試みし爲め、容易に決定を見ざりしも、大勢は如何ともすべからず、八日米國公使ライシュ氏の再度の謁見は、決定的影響を大局に與へ、九日午後支那政府は獨逸に對し新戰策採用に關し嚴重なる抗議を提出し、同時に米國に對して米國と同一行動を取るべき旨の回答を發し、同日午後六時在北京外國新聞特派員に對し、その顛末を發表したり、對獨抗議對米回答原文並に譯文左の如し。

△對獨抗議原文

本月一日、敝國政府、奉到貴國通牒、敬悉貴國政府、將於二月一日以降採用海上封鎖策、對於中立國輪船、航行於一定禁制區域內、概與危險等因、查
貴國從前依潜航艇戰、與敝國人民生命損害、甚非淺鮮、茲復更行濫用、欲實行採用新潜航艇戰策、危及弊國人民之生命財產、實屬蹂躙國際公法之本義。

若承認此次通牒其結果將使中立諸國與交戰國諸國間之正當通商、悉被侵犯、而導專橫無道之主義於國際公法上、故敝國政府、關於二月一日宣言之新戰策、將對貴國政府提出嚴重之抗議、且爲尊重中立之國之權利、維持兩國之親善關係、期望貴國政府、勿實行此新戰策。

若事出望外、此抗議竟歸無效、使敝國不得已而斷絕兩國現存之外交關係、實屬可悲、然敝國政府之執此態度、全爲增進世界之平和、保持國際公法之權威起見、自不待言。
敝總長將因此機會致最高敬禮於閣下之前。

一九一七年二月九日

中華民國外交總長　伍　廷　芳

德意志帝國全權公使辛慈閣下

△右譯文

本月一日敝國政府は貴國の通牒に接し、貴國政府は將に二月一日以降に於て海上封鎖策を採用せんとす、中立國汽船が一定の禁制區域內に於て航行するに對しては概ね危險を與へられんとの旨を敬悉せり、查するに貴國が從前潜航艇戰に依りて敝國人民の生命に與へたる損害甚だ淺鮮にあらず、茲に復た更に之れが濫用を行ひ、新潜水艇戰策の採用を實行し、危きを敝國人民の生命財產に及ぼさんとするは、實に國際公法の本義を蹂躙するものに屬す。

若し此次の通牒を承認せば其結果將さに中立諸國間及び中立諸國と交戰諸國間の正當なる通商は、悉く侵犯され專橫無道の主義を國際公法上に導かん故に敝國政府は二月一日宣言の新戰策に關し、將に貴國政府に對し嚴重なる抗議を提出し、且つ中立國の權利を尊重し兩國の親善關係を維持し、貴國政府の此の新戰策を實行せざらんことを希望す。

若し事望外に出で、此の抗議も竟に無效に歸し、敝國をしてやむを得ず、兩國間に現存せる外交關係を斷絕せしめば、是れ實に悲しむべき事に屬す、然れども敝國政府の此の態度を執るは、全く世界の平和を增進し、國際法の權威を保持せんが爲めに、起見せるは自から言を待

たず。
敝總長は將に此の機會に因り、最高の敬禮を閣下の前に致す

一九一七年二月九日

中華民國外交總長　伍　廷　芳

獨逸帝國全權公使ヒンツェ閣下

對米國回答原文

奉到本月四日貴國政府通牒、敬悉貴國政府、因德國政府二月一日以降、將採用潛航艇新戰策、決取認爲必要之行動等、因󠄀敝國政府、與貴國大總統意見相同處、即德國政府危及中立國人民之生命財產、且危及中立國及中立國間及中立諸國與交戰諸國間之正當通商。若聽其施行、不加反對、則德國政府、恐遂於事實上實行、此次新戰策、在國際公法上、將開一個新主義、此亦敝國政府所同信者也。敝國政府、對於閣下通牒中所表示之態度、全表贊同故、將與貴國政府、共採一致之態度、關於海上封鎖策、向德國政府提出嚴重之抗議、且表明中國政府、今後因維持萬國公法本義、或將不得已而採認爲必要之行動。敝總長因此機會將致最高之敬意於閣下之前。

△右譯文

本月四日貴國政府の通牒に接し、「貴國政府は獨逸二月一日以降將さに潛水艇新戰策を採用せんとするに因り必要なる行動を取るに決せり」との旨を敬悉せり、竊かに想ふに敝國政府は貴國大統領の意見と相同じ即ち獨逸政府は危きを中立國人民の生命財產に及ぼし、且つ危きを中立國と中立國間及び中立國と交戰國間の正當通商に及ぼさんとす。若しその施行にまかせて反對を加へずんば、遂に恐らくば獨逸は事實上に之れを實行せん、此次の新戰策が國際公法上に在りて、特に一個の新主義を開くものなるはこれ亦敝國政府の同じく信ずる所の者なり。敝國政府は閣下が通牒中に表示する所の態度に對し、全く贊同を表す、故に特に貴國政府と共に一致の態度を執り、海上封鎖策に關し獨逸政府に向つて嚴重なる抗議を提出し、且つ中國政府は今後萬國公法の本義を維持する事に因り、或は將さに已むを得ず認めて必要と爲すの行動を採らんとする事を表明す。敝總長は此の機會に因り特に最高の敬意を閣下の前に致す。

十日段總理以下各國務員衆參兩院に出席、右につき報告する所ありしが、進步黨系及び益友社政學會（共に國民黨系の穩健派）は政府の態度を是認せしも、丙辰俱樂部（國民黨系の急進派）及び韜園（孫洪伊派）は政府の方針を不可とし、馬君武等より約法第三十五條違反なりとて質問出でたるも、段總理は「約法第三十五條は宣戰及講和に關する場合參議院の同意を經べきを規定せるのみ、今回の場合は宣戰にあらず、若し宣戰の場合ならば無論事前に國會に諮る筈なり」と突き放して退場したり、かくて政黨側の反對は省にならず、却つて政學會の如き李肇甫、韓玉辰等を

して、各派と交渉の任に當らしめ、國民外交後援會を組織し、一般新聞紙は政府の處置を是認するのみならず一歩進んで協商側加入を高唱する有樣にて、米國は勿論協商側の欣喜一方ならず、殊に三年來支那引入れに苦心せる英國外交は猶是一大收獲を見たりとて、英米兩國外交の成功を讃するもの多し、引入論者中の道化役者善く言へば急先鋒たるシンプソン（プットナムウイール）は十日北京ガゼット紙上に於て「支那對外政策の誕生」と題し一流の阿附力を以て支那國民を持ち上げて曰く。

　支那政府は昨日重要の決斷をなしたり、遠大なる對外政策は於是乎發生し、一九一七年二月九日をして永く識して忘らざらしむるの一日たらしめんとす矣、中國は毅然として米國の請に應じ之れと聯合し海賊にも似たる獨人の潜航艇戰策に反抗せるなり、新地位に立つて世界の欽敬を致す、公文倂へて歐米に到らんか必らずその熱誠を激發せん、中國は對外關係上實に一新紀元を開けるなり、云々。

　對獨抗議後更らに一段の發展あるべきや否やに就いては斷言し難きも、果して協商側に加入して、獨逸に對し宣戰するに到るべきや疑問無き能はず、今は默して推移を見るの外なきが、支那が國家としての立場を決するには、愼重の態度を以て周到なる省察を加ふるの要あるべく（註）に現はれたる加入論者の論據中、「列國に對する報酬論」の如き「列國會議參加利益論」の如き、尚ほ一層の考慮を經ざる可からざるを信ず。

（註）米獨國交斷絕と共に北京新聞界に於ては、中立維持說、協商側加入說兩者の論爭喧すしかりしが、兩說の論據は「北京每日新報」が掲げたる次の二項に出でず左に之れを記載すべし。

（一）中立論者の論據

協商國中當さに英國を以て中心と爲すべきか、開戰より今に到りたゞ外交戰を以て能事となし、徒らに人の家國を以て其の犧牲に供するのみ、白耳義、羅馬尼二國の如きは協商國に附和するの故を以て、國土は廢墟と爲り人民は流離せり、而も協商國は徒らに虛言を以て牢籠するのみにして坐して、その亡ぶを視て救ふ能はず、希臘の如きは則ち未た協商國に加入せざるを以て日に脅迫を受く、殊に知らず、其の朝に加入して夕に則ち滅亡を見ることを、中國今日國內の情勢は白耳義羅馬尼だにもしかず、一躍して英佛露日米と相並んで、交戰國の一員たり得べきか。

開戰の第二年英國は中國引入れの計畫あり、その第一の用意は中國をして武器上の幇助をなさしめんとなり、苟くも吾國の加入を得ば漢陽德州上海廣東各廠彼れ共同對敵を言とし、人を派して製造を監督せしむべく、その極即ち彼れの意是れ從はざる可からざるに到らん、第二は即ち經濟上中國をして敵人を中國商場の外に驅逐せしめんとなり。

此の二つはすでに協商國間に協定せられし計畫にして加入の日は即ち革命實行の日、その他無窮の義務皆な加

入に因つて發生せん中國何ぞ故無くして求めて人の奴隷と爲り、以て自ら苦惱を求む可けんや、且つそれ獨逸の全敗を云ふが如き事實に不明なるの譚のみ。

(二) 加入論者の論據

米國今回の態度は中立國として當然是認すべきものなり獨國の通牒が中立國の主權、及び人民の生命財產を蔑視し自から世界の主人翁を以て居らんとする、是れ忍ぶべくんば何をか忍ぶ可からざらん何の顏あつてか自立を言はん、ウィルソン大總領の愼重も國際上の地位を爭ふが爲めには此に出でざるを得ず。

近十年來歐州國際上の形勢は一に同盟と協商の對待なり日本は新進、且つ東亞の一隅に僻在し甲午(日清)甲辰(日露)兩役を經て一躍して一等國と爲りたるも、今なを日英同盟を以て外交の基礎と爲して足らず、益すに日佛、日露の兩協商を以てせざるを得ず、知るべし二十世紀の外交孤立無援にして幸にも存する者なきことを、中國頻年外交の不振は國力の以て後楯を爲す能はざるに因り、而して當局者は世界の大勢を諳んせず、機會の來るべきあるも頭を掉つて顧みず、四もに依傍無きの窮境に陷るを致せるなり、前年協商國の加入運動に際しては不幸內にして帝制の議あり、外にして他方面の牽掣あり、良好の機會を逸せしが、今や竟に再び吾人の眼前に至れり、內政を以て言はんか共和復活して百事緒に就かんとし、外交を以て言はんが寺內內閣の中日親善を標榜せるあり此の機會を趁うて米國の後に從ひ協商國に加入し、聯盟國に對して宣戰すべし中國の加入が一方の力を厚うして他方の凶燄を殺し得べくんば、是れ中國人道上文化上盡すべきの天職にあらずや、況んや獨國の兇暴なる通牒あるをや。

中國對世界の關係日々に密通を加へ我れ獨り世界の外に超然たらんと欲するもそれ得べけんや、且つ我れの今なを獨立國たるを得るは、たゞそれ列國均勢の賜なり、既に其賜を食す、即ち應さに報酬する所あるべし、積極的助力は或は能はざる所なれど協商國に幾分の增長を與へ得べきは斷言して可ならん。

百餘年前歐州擧州ナポレオン一世を以て敵とせるに際し英墺露の號召に始まり各小國の附和を得て大勢定まり、ウィンナ會議に於ては各小國列席してその權利を主張し得たるにあらずや、國家の生存を謀るが爲めにも加入は絕對必要事たるなり。

山東省の石炭

濰縣炭田

濰縣炭田は略二等邊三角形をなせる山東省山地が、濰河の流域により半截せられたる西部北面截口に當り、沂山連峰の一支山が東北走し沖積層下に隱れんとする處にして、濰縣の南約十四基米の地に位す、炭田は東小河に始り西白狼河に斷たれ、其延長約十五支里、南北景山窪より鐵道線路附近に及び其幅員亦殆ど十五支里に達し、張羅院子附近を坊子炭坑と稱し、本炭田の中心地なり。

本炭田は濰縣安邱、昌樂の三縣に跨れるものにして、地は波狀の臺地にして、砂岩頁岩より成り、三炭層を挾み基盤をなせる石灰岩を被覆し、東西に走り十二度乃至十六度の角度を以て北方に傾斜す、含炭層の上層は侏羅紀の植物化石を埋藏するも、下部は上部石炭紀に屬す、三炭層中上層は侏羅紀に屬し品質下等にして採掘に堪えず、第二層は厚十三尺乃至十七尺、下層は厚四尺乃至六尺共に石炭紀に屬すと稱せらる。

本炭田中現に所謂坊子炭坑と稱せらるゝものは元獨逸の山東鑛務公司の經營せし處のものにして、後山東鑛務公司は山東鐵道會社と合併し、更に日獨戰爭の結果一切を擧げて日本の手中に歸するに至れり、今坊子炭坑を見るに、坊子、ミンナ及アンニーの二堅坑より成り、內現時稼行しつゝあるは坊子、ミンナの二坑にして、アンニー坑は單に排水の用に供せらるゝのみ也。

坊子竪坑は鑛務公司が初めて一九〇一年九月開鑿したるものにして、山東鐵道坊子驛の西南約二千米突にあり、同驛より膠濟鐵道の小支線を敷設し、炭坑附帶の總ての設備皆其內にあり、所謂坊子炭坑の中心たり、竪坑は總煉瓦卷圓形にして直徑三米突半、坑深二百四十八米突二四、二分の一噸入二段ゲーヂ卷揚能力一日一千噸なり。

ミンナ坑は坊子竪坑より北方約五十米突を隔てゝ相並べり、一九〇五年開鑿、一九〇七年四月竣工、圓形總煉瓦卷

にして直徑四米突二分の一、深さ約二百五十五米突、二分の一噸入二箱の二段ゲージ、卷揚能力一日二千噸と稱す。

アンニー竪坑は坊子竪坑の北約二千米突、坊子驛坑内にあり、坊子炭坑大擴張の計畫を以て一九〇四年開鑿に着手し、爾來數年間鋭意之れが竣工に努め、迸入せる火山岩床の掘鑿に、崩壞せる舊坑水の排出に全力を盡し、坑外に於ても亦發電所、鑄物工場、機械工場等各般の設備に努めしが炭層は火山岩の爲に大混亂を受け、遂に出炭を見る事能はずして、一切の設備は之を黌山炭坑に移し、僅に本坑は排水の用に供するのみなりしが其後夫れすら用をなさゞるに至れり。

是等三竪坑は何れも第一乃至第二坑道を以て相貫通し、共に主要層及下層を柱房式によりて採炭す、炭層は總て三層あり其上層は品質劣惡にして稼行に堪えず其下部三四百尺に厚十二尺の石炭紀に屬する炭層あり、第三層は第二層の下約百六十尺にありて厚平均十三尺なり、獨逸人が本炭坑を經營して以來採炭せる額を表示すれば次の如し。

稼行主	季間	既採炭量	採掘炭層	採掘場所
土人個々に、土法を用ひ採掘す	獨人の經營に至る以前	約五〇〇、〇〇〇	主要層、上層	本落院及坊子附近一帶
山東鑛山公司	第五營業期 一九〇三年	九、一七八	主要層	坊子坑
同	第六營業期 一九〇四年	五〇、六〇一	同	同
同	第七營業期 一九〇五年	一〇〇、六三二	同	同
同	第八營業期 一九〇六年	一三七、〇〇〇	主要層、下層	同
同	第九營業期 一九〇七年	一四五、〇〇〇	同	坊子坑 ミンナ坑
同	第十營業期 一九〇八年	二三九、三四二	同	坊子坑 ミンナ坑 アンニー坑
同	第十一營業期 一九〇九年	二二三、三五四	同	同
同	第十二營業期 一九一〇年	一九四、八九七	同	同
同	第十三營業期 一九一一年	二〇九、一八八	同	坊子坑 ミンナ坑
計		一、八四九、一八八		

本炭田の埋藏炭量に至つては未だ定説なく、或は二億噸となし或は一億噸となし或は三千萬噸とし一千萬噸とせり石炭は有煙炭にして、一般に粘結し、其分析結果は次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
三、八〇	三〇、七〇	五一、八〇	一四、七〇	〇、九七	一四九	六、一六〇	一一、〇八八	第三類
二、〇一	三〇、六〇	五一、三三	一六、一六	一、三三	—	六、五五〇	一一、七六〇	同

博山淄川炭田

山東省西部の主脈たる泰山連峰は東北に延びて博山附近に斷たれ、餘波は黒山黌山等の稱ある山地を以て黄河流域の平原に沒す、是等の山地は海拔三百米突乃至五百米突の低山性より成り、北に流るゝ孝婦河の流域により約東西に二分せらる。

博淄炭田は此流域に盆地をなして分布し、延長は南黒山附近より北湖田南山に至り、幅員亦廣きは七八哩に及び、リヒトホーヘン氏の測定したる處によれば其炭田區域は四十四萬支里に亘れり、膠濟鐵道は本炭田の爲に張店驛より博山縣に至る全長四十三基米の支線を布設せり。

本炭田は淄川、博山の中間なる大崑崙より龍口に引ける東西の一線によりて南北の二大鑛區に分たれ、其北は所謂黌山炭坑にして從來獨逸人の採開せし處に係り、其南は博山炭坑にして支那人の經營する處なり。

黌山炭坑

黌山炭坑は博淄炭田の北半全部を包容し、元獨逸の山東鑛務公司の經營せる處のものにして一般に淄川炭坑と稱せられたり、淄川縣下に屬し龍口附近に於て東西に劃せる一線の北湖田南山附近に及び延長四十支里に近く、往時は土人土法を用ひて大小無數の採炭を行ひしか其獨逸人の經營に歸して以來、專ら黌山附近の一坑に主力を注ぎ其他は嚴に亂掘を禁じたり。

本炭田は夾炭層はリヒトホーヘン氏の所謂生產的石炭紀層にして各色の砂岩、頁岩を互層して成り、時に石灰岩叉は粘板岩を介在し、或は玄武岩等の火山岩に侵さるゝ事あるも、之れ其局部に限られ概して平和なる層狀をなし、發育最も完全に近しと稱せらる、黌山區に於ては層厚約一百米突に達し、大小十數枚の炭層を夾有せるも、其他の地區に在ては一部著しくは數部削剝侵融せられ均一ならず、地體の構造は比較的單一にして、概ね一大向斜層をなし、西南より東北に走り、西北に二度乃至五度緩斜せるを一般とす。

夾炭層が介在せる炭層は其發育全しと稱せらるゝ黌山區に於て、土人は之れを十六枚乃至十八枚を闞せるも明確ならず、然れども全炭田を通じて少くも四五枚より七八枚は必ず夾在し、內一二枚の可採炭層を有せるものゝ如く、現時稼行の黌山區に於ける柱狀斷面圖に見るに、山東鑛務公司の命名せる炭層はA層よりI層に至る迄九層の外に、D、Eの副床二枚無名層一枚合計十二枚あり、其層厚二十六尺餘に達せるも其內可採炭層として現に稼行せるは、(一)主要層A層及其下位層を合せて一尺八寸強、(二)主要層D層にして二尺三寸強、(三)主要層G、H兩層を合せるものにして七尺六寸強あり、三層の層厚合計十一尺七寸強にして、此外不規則層として知られたるF層も曾て採掘せられたる事ありと。

炭質は各層各區元より多少の相違あるべきも、概して有煙炭にして粘結せず良好ならざるもコークスを製出すべく採炭は塊分二割を出でず、過半は粉炭にして其斷口は介殼狀を呈し稍光澤あり、蒸汽炭として山東炭中第一位にして、濰縣炭より良質なり、其分析結果次の如し

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	英國熱單位	種類
〇、四八	一七、八八	六三、〇一	八、六三	一、一六	一、二四六	七、二七〇	一三、〇八六	第一類二
〇、四〇	一六、八六	七〇、八〇	一三、一四	〇、八〇	一、三九二	六、九三〇	一二、四七二	仝
〇、四四	一五、六一	六九、七七	一四、一八	〇、五四	一、二六六	六、八二〇	一二、二七六	仝
〇、五五	一四、三五	七八、六九	六、四一	〇、五二	一、二四九	七、一五〇	一二、八七〇	仝
〇、六一	一七、一三	六九、一三	一三、一四	一、七六	一、二七八	六、九三〇	一二、四七四	仝
〇、五〇	一六、三二	七三、二六	一〇、九〇	〇、九六	一、二八六	七、〇二〇	一二、六三六	仝
一、〇三	一三、七一	六一、六四	二三、六二	〇、四一	一、五〇四	五、六一〇	一〇、〇九六	仝

山東鑛務公司は本炭田を其手中に收めて後、一九〇二年に至り山東鐵道博山支線の起工と共に、現在の黌山炭坑附近に試錐を開始し、爾來探鑛二ヶ年にして一九〇四年博山

支線の竣工を俟ちて第一竪坑の開鑿に着手し、次いで第二竪坑（溜川坑）に及び一九〇六年會社の第八營業期に至り初めて相當の出炭を見るに至れり、後一九一〇年六月中間坑の開鑿に着手せしが、時恰も濰縣炭田のアンニー坑に失敗せしより其設備一切を此に移し、爾來全力を此に傾注せり

右の第一竪坑は博山支線の溜川驛よりせる引込線の終點に建設せる黌山炭坑事務所の前面に第二坑と南北三十五米突を隔てゝ位し、坑は圓形にして直徑四米突三、坑深約二百七十米突、二分の一噸入二段ゲーヂ、卷揚能力八時間五百噸なり。

第二竪坑は第一坑の南約三十五米突にあり、直徑五米突の圓形坑にして坑深二百七十米突、設備は一切濰縣炭坑のアンニー竪坑の夫れを移したるもの也。

第三竪坑は第一第二坑の東方約七百五十米突にあり、補助坑にして專ら下部主要層を採掘し第一第二坑に貫通せり

博山炭坑

博山炭坑は北黌山炭坑と界し南孝婦河の上流によりて包まれたる、博山縣城を中心とせる南北約三十支里東西約十五支里の一區域にして、夾炭層は砂岩、頁岩より成り、西北西三四床に傾斜し黄土によりて被覆せらる、炭層は其發育完全なる黑山區に於て大小十五枚、全層厚三十五尺五寸あり、其詳細次の如し。

第一層 灰末層 厚一尺内外　第二層 氣煤層 層厚二尺
第三層 土 煤 同一尺三寸　第四層 硯 瓦 同 一尺二寸
第五層 大石炭 同六尺内外　第六層 小石炭 同 三 尺
第七層 燋石炭 同一 尺　第八層 小 煤 同 一 尺
第九層 小黄石炭 同二 尺　第十層 灰石炭 同 二 尺
第十一層 大黄石炭 同六 尺　第十二層 油 炭 同 二 尺
第十三層 大石炭又は小段石炭 同二尺内外　第十四層 小石炭又は小段石炭 同 四尺内外
第十五層 頭 煤 同一尺内外

其内最も多く稼行せられたる主要層は第二層、第五層、第六層、第七層、第十一層、第十三層、第十四層の七枚二十四尺にして、他の數層亦其用途に應じ隨時採掘せられたり然れども他の區域にありては多くは第一層乃至第十層の十枚を缺き第十一層以下の數枚の發育せるを一般とし、其等の數層は孰れも地表下五十尺乃至八十尺に賦存し、緩傾斜をなすを以て採掘極めて容易なり。

本炭坑中既に採掘せられつゝあるもの數多あり、然かも其多くは小規模のものにして不完全なるを免れず、今其主要なるものを次に列記せん。

洋式稼行則ち土法稼行の規模稍大にして、不完全なる蒸汽卷揚機を備へたるもの七ヶ處あり、高家嶺、河池、八陡莊院、紅土地、徐家崖、綿花地、臺頭等是也

次に大井、運炭、排水、昇降の各專用坑を備へ土法稼行の中規模大なるもの八ヶ處あり、峰炮峪、廟嶺、梁中、河西、簸箕、揚家樓、北峪、葦渡河是也

尙小井、運炭、排水、昇降總て一條坑を以て便じ極めて小規模のもの二十ヶ所あり。

石炭は有煙炭に屬し概ね粘結し其分析の結果は次の如し

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー 英國熱單位	種類

〇、九五	一六、二五	七七、七二	五、〇八	〇、九六	一、三三六	七、三七〇	一三、二六六	第二類二
一、二七	一九、六一	六七、八二	一一、三〇	三、三六	一、二九一	七、一五〇	一二、八七〇	仝

採掘の方法は所謂土法にして、專ら竪坑のみを以てし絕對に斜坑を見ず、大井稼行にありては運炭、排水、昇降の各專用竪坑を備ふるを常とし、其坑深は地によりて一定せざるも七十尺乃至百五十尺あり、次に小井稼行は前項の各專用坑道を單一坑よりて便ずるものにして、直徑六七尺の圓形竪坑にして、坑口に單式跛輪杆を設け、二人乃至三人力により運炭、排水、昇降をなす、洋行式稼行とは大井稼行の跛輪杆を蒸汽力により動かすものにして、單に蒸汽力を應用したりと云ふに過ぎず。

章邱炭田

膠濟鐵道の王村驛附近及明水驛の南方に、胡山を介して約東西に夾炭層の分布せり、之れ則ち章邱炭田なり、其前者は王村鎭の南南西約八支里孟家院、張家莊附近にあり、小川博士の說によれば博溜炭田をなせる夾炭層が孝婦河の流域を出で丶、山稜を迂曲して、茲に連亘せるものなりと、現時此地には二坑の土法小井稼行者あり、後者は明水驛の南約二十五支里文祖鎭、黃海及埠村地方に散點せる、新舊坑口の所在にして、目下稼行せるもの八坑あり。

炭田の地質構造は夾炭層に屬する石炭石灰岩を缺く外略博溜炭田に同じ、含炭層は基盤をなせる石灰岩上に坐し、單斜層を爲し北二十度に傾斜す、炭層は一尺五寸、二尺、四尺の三枚あるも、稼行に堪ゆるは四尺層一枚のみ、石炭は有煙炭に屬し粘結す、其分析結果は次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
〇、四三	一八、一三	六六、八六	一四、五八	〇、五〇	一、三四〇	六、八二〇	一二、二七六	第二類二

新泰炭田

新泰炭田とは萊蕪、新泰の兩縣の中間を約東西に横はれる蓮花山嶺によりて二分せられ、略南北に汶河及小汶河の流域に分布せる含炭層にして、北部のものは萊蕪縣下に屬し縣城の東々南約三十支里、閻莊附近の平地にあり、元萊蕪炭田と稱せられたるものにして屢採掘を試みられたるも炭層薄く且急斜せるが上に湧水多量にして、到底其目的を遂する能はずして止めり、南部即ち小汶河流域のものは新泰縣城の西北十五支里蔡家莊附近及西南十五支里汶南附近にあるものにして、所謂新泰炭田の稱あり、今此兩區を一括して新泰炭田と稱す。

夾炭層は黑色及綠色の砂岩、頁岩の互層より成り、瀝青石灰岩及石炭層を夾在し、所々火山岩に犯さる、北閻莊附近、南蔡家莊以南地方に濟南石灰岩を不整合的に覆ひ、西南に三十度乃至四十度傾斜せり、炭層の既知のものは一尺乃至二尺のもの三にして、其質博山炭に比し劣等なるも有煙炭に屬し、骸炭分に富み光澤を有せり、其大協炭の分析表次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
一、七四	三七、三九	五八、八九	一、九八	二、三三	一、二七	七、五九〇	一三、六六二	第三類

沂州炭田

沂州附近にも炭田あり現に土法により採掘するもの少なからず則ち沂州府治の南方約十基米の紅土店は其主なるものゝ一にして、南及西に亘り波狀の臺地をなし、基盤は石灰岩にして夾炭層によりて被覆せらる、夾炭層は主に頁岩より成り、薄層の砂岩を挾み東方十五度乃至三十度に傾斜す、數多の炭層は涑河に沿うて處々に露出し、其厚は三尺乃至五尺にして、有煙炭に屬す。

次に沂州の西南約二十四基米なる傅家莊の南、鳳凰山の北に鳳凰潭炭坑あり、炭層三あり、上層は質良好なるも其他は劣等なり、從來地方土人の土法によりて開採するものありしが光緒三十三年に至り知府李叔堅氏專ら盡力して半官半民の開爺煤鑛公司を興し稍規模を大にして採炭を開始せり、目下一日四、五十噸位の出炭あり、其分析の結果次の如し。

	水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
鳳凰潭上層	〇、六八	二〇、六三	七六、六八	二、〇三	一、六八	一、二七九	七、四二九	一三、三六五	第二類二
仝下層	〇、六七	一六、八一	五一、五八	三〇、九六	八、三六	一、五八九	四、九五〇	八、九一〇	仝

寄贈交換書目錄

自二月十五日
至二月二十六日

書名	寄贈者	號數
奉公報	奉公會	二月號
新支那	北京新支那社	二二九、二三〇號
上海	上海春申社	二一〇、二一一號
公聞報	天津大實報館	四號
特許發明細書	丸ノ內特許局	六號
實用新案公報	同	四〇四、四〇五 四〇六、四〇七號
商標公報	同	三八四、三八五號
特許公報	同	二二七、二二八號
東洋經濟新報	牛込其社	七六九、七七〇號
山林公報	農商務省山林局	第二號
水產界	大日本水產會	四一三號
通商公報	外務省通商局	三九〇、三九一 三九二、三九三號
ヘラルド、オブアジア	麴町ヘラルド社	二一、二二號
報德	大日本報德會	二月號
紡織界	大阪工業教育會	八卷四號
滿蒙經濟事情	關東都督府民政部	第五號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	二月號
國際法外交雜誌	國際法學會	十五卷六號
週報	上海日本人實業協會	二五五號
地學雜誌	東京地學協會	三三八號
財政月刊	北京財政部	五年、十一月 同 十二月
月報	宇都宮商業會議所	一六〇號
月報	名古屋商業會議所	一一八號
會報	帝國鐵道協會	十八卷二號
水交社記事		十五卷一號
偕行社記事		七六號

支那民國以後の鐵道狀況（一）

第一　漢粤川鐵道

粤漢線湖南段の國有顛末

湖南に於ける粤漢線は岳州に於て湖北段と接し、長沙を經て湖南々都の岳州管下宜章に至るものにして粤漢鐵道廣東段に連る、其の延長一千二百餘支里なり。

前清光緒三十一年（一九〇五年）八月間米國合興公司より回收し、湖南粤漢鐵路公司と改めたるものに係る、即ち湘路公司と國有に關する引繼き辦法を商議せんとしつゝありし時に於て、適湖北に革命の起るありて遂に中止となれり。

民國創設せられたる後、交通部は借款既に成立し契約は之れを廢棄する能はさるのみならす、湖南の商辦公司經營は數年を閲して僅に株金八百餘萬元を募集し得たるのみ、起工後三年にして已に運轉を開始せるもの僅に一百餘支里のみなるを以て之れに對する善後策を講するに至れり、是等進行の遲々たる原因を探究するに該商辦公司の籌募せるもの鉅款にして易々たらず、即ち鐵路の資本金增加過重に依るものにして之れを國有に歸し以て辦理するにあらざれば、到底竣工を見る能はざるの狀態にありしなり、湖南公司も亦是に見る所あり、遂に湖南段の國有說起る、而も甚だしき反對なかりしなり。

時に譚人鳳督辦となり、內は國務院及交通部より、外は譚人鳳より湖南都設譚延闓に會商し、公司と協議し其の回收辦法に就き議する所あらしめたるに、公司の意の在る所は旣用の金圓全部を擧けて現金の引渡しを受くるに在り、然れとも交通部に於ては財政縮窘之れを支出するの途なきを以て四川公司と締結せる引繼き辦法に倣ひ、分年償還をなすの外、何等途なかりしかは、交通部は有利證劵の發給をなす事を以て該公司と磋商せり。

然るに該公司は黃興等の發起に依り湖南自ら支線の建設をなさんとし曩の幹線資金たる株金を之に流用するの議を起し交通部に對し引き渡しを電商せり。

交通部は之れに對し既述の如く財力及ばざるを以て、但に四川公司との例に依るの外、如何ともなし能はず、且つ前例を無視して、湖南のみに特例を開く能はざる事情あり、是を以て一方之れか駁復をなし、他方に適々部中の秘書張緝光の長沙關監督として赴任するあるを幸とし、其の代表者と詳細接議せん事を命せり。

五月に至り公司は始めて總理陳文瑋、黄事傳定祥を代表に公推して上京せしめたり、本部は之れと會商する事數次、遂に合約二十款を議定し、湖南境內原定の粤漢幹線及三佛(三水、佛水間)の支線等湖南の有する七分の三の權利を訂明し、且つ所有一切の土地權利等を一律國有に歸するに至れり。

而して株金の還付に就ては仍ち年賦償還法に依り、甲乙の二種に分ち、商房、薪股本金額を甲種に屬せしめ、民國二年に於て二百萬圓餘を償還し、民國三四の兩年に於て殘部の償還をなす、而して米鹽の株金は乙種とし、引繼きの第三年より起算し、十二年間に分ち、一年を二期とし之れが償還をなすに決せり、其の年賦償還の金高に對しては、交通部より期限前に有期證劵を給與して之れが證となし、其餘の當然爲すべき事項に就ては協議の上之れを條欵內に記入すべく、尚償還額及期限等も附表を以て規定する事に決し、公司代表は公司に電商し其の調印の同意を得て合約草案は國務院に提出し、六月二十五日大總統の批準を得たり。

此の合約調印後、交通部は秘書黄敦慉、主事巢功賛、顧梓田を長沙に派し、帳簿を清理せしめ、長株(長洲株州間)鐵道工事は督辦より湘鄂段工程局局長顏德慶、總工程司格林書を派遣し實地檢閱の上、引繼を了せしめ、並に繼續管理せしめたり。

嗣て湖北境の工事起工せるを以て顏、格兩氏共に出張する能はず、暫く總務長吳希曾を派遣し工程司等を率ゐて湖南に至り先づ之れが辦理に當らしめたり。

是等各員は前後して湖南に至り夫れ〳〵事務の進行に勵め、總て湖南鐵道事務は七月一日引き繼きをなし、嗣て帳簿の清理をなせしも、また完了せず八月一日に至り正式に授受を了れり、公司事務の授受を了れりと雖も其の線路の授受は之れを了らず、然るに公司は債務甚だ多く、期限を經過せるものあるの理由を以て、支出を本部に電請し來れるも、交通部に於ては帳簿の完決を見ざるのみならず、工事の授受を了らざる今日に於て、之れが前渡をしなす事能はず、且つ部の財政上支出多くして之れに應ずる能はざる旨を復答せり、詎ぞ料らむ各該員等正に着々事務の進行を料れるの際、長州に於て七月の變亂ありて遂に之れが中止の已なきに至れり。

されど引繼きに派遣せる各員は亂前己に長株鐵道九十餘支里及沿線停車場橋梁涵洞、水櫃及車輛機關庫等を己に詳細點檢せり、故に平靜後前任各員を派し、繼續辦理に當らしめたり。

粤漢鐵道起點と起工

鐵道建設に就ては線路の選定及起點の選擇は實に重要なる問題にして、如し工事前に於て之れが盡善規畫を期するにあらざれば其の建設時期材料運搬等に滿足なる結果を得る能はざるのみならず、將來の營業上にも大なる關係を及ぼすものなり。

思ふに粤漢鐵道の首段（湖北段）起點は前清時代張之洞の原來擬定せるもの即ち武昌鮎魚套とす、而して該地を以て鐵橋架設の區となせり、是れ蓋し京漢、川漢兩線の接續に便せんとせしものなり。

嗣きて端方の督辦として就任するや、前議を改めて武勝門外の徐家棚を以て起點となすの提議をなせり、端總辦は該地は其の地域廣くして、各種の廠房を設くるに適當にして、且つ附近の水較深く、海洋汽船の停泊に便にして大なる機械類材料の運搬及將來汽船に依る輸出貨物等の積卸しにも便なりとなせるを以てなり。

右二者に就ては其の甄擇上決して偏廢すべきものにあらず、宜しく其の調査を充分ならしめ以て其の良を採るべきを萬全とするが故に數ヶ月を費し、湘鄂總局に實地調査をなさしめたり、其の報告に依れば。

鮎魚套地方は北方小山を環らし、西大江に面し、交通便利にして、城を距る亦近し、故に幹線の起點を此地に定め武漢停車場となさば甚だ宜しきに似たり、然れども該處は僅に百丈（百六十六間餘）内外に過ぎず、是を以て停車場の建設には則ち餘りありと雖も機關庫、料廠棧房、東房及各橫工廠を建設するに足らず若し從事後擴張して附近に及ばんとするも市房櫛比し人煙稠密にして購地遷讓等必ず轇轕多からん、是を以て張之洞の擬定に係る徐家棚を以て各項廠房建築し、而して江岸に一碼頭を修め貨物の積卸をなすに若かず、然らば端督辦の籌畫に係る汽船の一事も亦庶くば、偏廢せられざるものなり。

後再び打靶場より一支線を敷設せば、該線の更に靈敏ならざるの虞なし、且つ通商門徐家棚兩處に於て各停車場を設け旅客に便すべし、是れ即ち辦理して可なるものなり云々と、然れども事の重要なるものあるを以て、此の報告一方の言に依り之れが採否をなす能はず、宜しく地方の意見を徵求するを要す、時恰も馮次長該路に督辦として湖北に赴任するあり、因て湖北總督並に紳商と迭次商量せしめたり、多くの意は鮎魚套は襄河に緊接し、直に漢陽に對するのみならず、能く北風を阻り船舶の停泊に適す故に全線總停車場となすべく、之れを下流徐家棚地方に比すれば漢口に接近し、租界に至るを得利害殊に懸隔ありとの意を有せり、故に馮督辦より此の狀況を交通部に致し、審に核定を加ひたる結果鮎魚套を以て該路の起點とし所有起工一切の事宜並に迅速籌辦を命せり。

而して鮎魚套より新益洲に至る一段は二年七月二十二日開標して土方工事請負を核定し、八月一日總公所より工程司に飭命し、請負工事及人夫等を監督せしめ、段落に依り起工せしめ一方工程司及購地處をして協力遵辦せしめ沿革の民岸は八月六日を限り、買收せしめ工事に便せしめたり。

三佛支線國有顛末

三佛支線は廣州の石圍塘より起り、佛山を經て、三水縣城に達する全延長三十哩四、即ち八十支里二分なり、本路は其の距離短かしと雖も、經過地は皆繁盛の區なるを以て毎日の收入は二千圓内外に達し、毎年合計する所に依れば年額八十餘萬圓の收入あり、實に利を獲る事厚しと云ふべきなり。

該線は一九〇五年米國商合興公司より贖回せる後廣東湖南湖北三省の共有と成せしものにして一小鐵道にして三人の總辦を有し、其の經費も冗費多し、而して五十圓以上の支出に對しては三省の承認を要するの狀態にして牽制の甚だしき、事權の不一なる、管理の宜しきを失するは曳て營業の發達を害するものなりと云ふべく、從て其の發展改良一切の計畫に就ては何人も之れを過問せざるなり。

湖南湖北兩段の幹線相繼ぎて國有に歸し、該路所屬の大部分は收回せられたり、故に二年四月に於て、既に部は僉事黃嵩齡及廣九鐵道總辦溫德章をして該路の情況を調査せしめ、隨て國有に歸せしめ蘇鋭釗を之れが局長に任じたり。

雜錄

交銀借款條件

我が興業、臺灣、朝鮮三銀行より成る銀行團と支那交通銀行との間に締結されし交銀整理五百萬圓借款契約は一月二十日交銀總理曹汝霖、同協理任鳳苞兩氏と銀行團代表志立鐵次郎氏代理二宮基成氏との間に調印されたるが契約全文は二月五日政府公報を以て發表されたり、今此の全文及び交銀當事者が國務院に呈せる呈文、並びに同行顧問傭聘に關する往復文書を次に掲ぐ、なを契約第五條に依り同行株主會長陸宗輿氏代理人として東京に於て借款金額を受領すべく一月三十日北京發來朝せり

●交通銀行總管理處國務院に呈し日金五百萬圓を訂借し業務を整理する爲めに借款合同（契約）を鈔錄し備案（登記）を呈請するの文

備案を呈請する爲めの事竊かに思ふに本行數年以來、力を竭して圖維し、營業幸ひに漸やく發達し、內外均しく虧缺無し、前に政府財政困難を以て、迭りに軍政經費の墊付を飭せしに因り、本行棉薄を揣らず、多方設法以て仰いで國家全局を維持するの至意に副はんことを冀へり、民國元年より今に至る迄、積缺至つて鉅なり、但だ庫欵の往來既

に間斷なく私家の存款、亦少數に非ざるを以て、墊款多しと雖も尙も暫らく支持を爲すべし、兌換停止を奉じてより後、營業減色し現金缺乏し周轉維れ艱し、而して各省分行及匯兌所數十處兌換を停止せし者あり、地方の情形に因り停止する能はざる者有り、辦法旣に極めて一ならず、處理乃ち益々難しとなす、本行が迭次缺款發還を呈請せしは、蓋し實にやむを得ざるの苦衷あるなり、乃ち今を距る數月に至る迄辦法無し、且つ國庫の款項をして舊に照し往來せしめば、則ち出納の間亦稍々周轉に資すべし、詎んぞ時半載を經て獨抱向隅加ふるに官私の存積多く提取せらる、收入の缺乏彼が如く支付の困難は又此の如し、双方窘迫應付俱に窮す、本行信用の爲めに計り營業前途の爲めに計り、股東の血本の爲めに計るに、自から法を設けて維持に資することなきを得ず、現に日本興業銀行等と協議し、暫らく日本金五百萬圓を借り、期を約すること三年年利七厘五毫十足交款、決して用費無く行存の國家有價證券を以て擔保品と爲し、純ら商業借款の性質に照して辦理し絲毫も利權を損するなし、此項の合同は本行董事會に提交し通過することを經、一月二十日本行總協理と日本興業銀行總裁志立鐵次郎代理理事二宮基成と正式簽字せり、理まさに中日交も借款合同を以て、各一分を鈔錄すべし、鈞鑒を請ひ並びに財政交通兩部に行知し、查照備案せしめ、外交部をして例を援き日本駐京公使に照會せしめんことを、此に呈し中日文借款合同各一份を附呈す、交通銀行總管理處謹呈中華民國六年一月二十二日

●借款契約全文

中華民國交通銀行（下には甲と稱す）は、業務整理の爲めに起見し、日本國株式會社日本興業銀行株式會社臺灣銀行、及び朝鮮銀行三銀行より合組し、株式會社日本興業銀行を以て代表と爲すの銀行團（下には乙と稱す）に向つて、日金五百萬圓を借る所有ゆる訂立合同條件左に開列す

第一條　借款金額は日本金五百萬圓とす

第二條　借款期限は本契約調印の日より起算し滿三年を以て限りとす即ち民國九年一月十九日に至つて滿期とす

第三條　借款利息は年七分五厘即ち日金一百圓につき七圓五十錢を核算付給す

第四條　第一回の利息支拂は借款金額交附の日より起し民國六年七月十九日に至り止と爲し日を按じて核算し期に先ちて交附し以後每年七月三十日及び一月三十日に於て期に先ちて半年の利息を交附す

第五條　乙は本契約第十條所載の擔保品收到後借款金額全部（第一回に於て差引くべき利息を除く）を東京に在つて甲の代理人に交附すべし

第六條　甲の代理人が前條の借款金額全部を收到せる時は存款と爲して乙の銀行に存入し隨時提用すべし

甲の代理人は前項存款の條件及び匯款方法に關し東京に在つて乙と協定すべし

第七條　此項の借款は全部實數交款とし決して折扣及び用費無し

第八條　此項借欵將來の還欵及び付息は均しく東京に在つて辦理す
第九條　此項の借欵は期滿前に於て甲は全部償還する事を得惟だ須らく三ヶ月前に於て預かじめ聲明を行ふべし
第十條　甲は還本付息を擔保する爲めに起見し左列物件を提供して擔保品と爲す
一、隴秦豫海鐵路債劵額面一百三十萬元
二、中國政府國庫債劵額面四百萬元
三、中國政府の交通銀行に對する債劵證書額面二百四十二萬五千六百八十七元六角八分
第十一條　甲は前條擔保品全部を交附するに當り委任狀を作成し北京に在つて乙に交し收執せしむべし乙は前條擔保品收到の時に於て寄存證書を作成し甲に交附すべし
第十二條　甲もし期に到つて元金を返濟し利息を交附する能はざるときは乙は第十條所載の擔保品を以て隨意處分し以て還本付息の用に充つることを得
第十三條　甲は本借欵契約期限內に於て外國より資金借入の必要あるときは先づ乙に向つて合宜の條件を以て商議をなすべし
第十四條　本契約は甲より中國政府に呈明登記するものとす
本契約は漢文日本文各二通を作成し簽明蓋章し甲乙各一通を執りて據となす
中華民國六年一月二十日
大正六年一月二十日
交通銀行總理　曹汝霖　印
交通銀行協理　任鳳苞　印
株式會社興業銀行總裁　志立鐵次郎代理
理事　二宮基成　印

●交通銀行顧問傭聘に關し交通銀行と興業銀行代表との往復書簡

▲交通銀行より興業銀行代表へ

本行成立してより數載現に世界の趨勢に應じ、改良の計畫を爲さんとし、貴國顧問一人を傭聘せんと擬す、本行總理もし顧詢事件あらば亦應さに詳實答覆すべし、約期三年、年薪日金一萬元即ち尊酌推薦を希ふ云々

▲興業銀行代表より交通銀行への返書

御申越の趣きは承知せり當さに卽ち相當人物を斟酌し擧薦せん云々

支那の喇嘛教及回々教に就て（二）

第一　喇嘛教

寺　廟

寺院は大小によりて其の規模一ならずと雖も大體に於て構造を一にせり、蒙古等に在りては寺を中心とし其周圍に高さ二三尺の土盛を作り、其の上に一丈餘りの竿に經文を細寫せし白布或は赤布を附着して之を建て、以て淨界と俗界とを區別す、而して此の土盛の郭の中央に本堂を建て、其の左右前後に數個の伽藍を建築し、普通讀經の際は此の左右前後の堂宇内に於ける打鬼會　盂蘭盆會等の如き大法會は中央本堂に於て之を執行す、然ども是れ大寺院に於て始めて見る處にして、中流寺院に在りては寺院の周圍に土盛を有するもの少く、例へ土盛を有するも其上に幢幡を建つるもの甚稀なり、滿洲、北京、小庫倫等の寺院に在りては寺院の周圍に土壁を繞らせるに過ぎず、況んや其の以下の寺院に於てをや。

建幢を以て俗界と淨界とを區別せるは蒙古に於ける小數の大寺院に過ぎざるのみ、伽藍も又然り、中流寺院に在りては本堂の外見るべき堂宇なく、時として一二の堂宇を其の左右に有せるものありと雖も、至つて矮小にして堂々たる大寺の伽藍の其れに比すべくもあらざるなり。

更に下等寺院に在りては其の唯一の矮小なる寺廟を圍んで三五の喇嘛僧住するに過ぎず、殊に甚だしきに至つては西方沙漠地方に到らば、僅に矮小なる土塊の家屋を寺院に當て、二三の蒙古包其周圍に散點するに過ぎずと云ふ。

住屋は大廟にありては寺の左右又は背後に並び建てられ、庫倫の拉薩其他の大寺院の如きは恰も住屋のみにて一市街をなせりと云ふ、其壯觀思ふ可きなり。

中等以下の寺院に在りては住僧少く、從つて住屋亦多からずと云ふ、北京雍和宮の如きは其の住僧八百と稱し、住屋は本堂の左方に設けられ、數棟の長屋ありて宛然市街をなし、各室約六疊敷乃至十疊敷程にして高級喇嘛老僧等は各一室を占むるも、下級若くは若僧連の如きは一室内に數人居住し、共同生活を營み居れり、一般に漢人は此種喇嘛の市街を稱して喇嘛街と呼び居れり、而して蒙古西藏等の瘠地に黄瓦燦然たる高き伽藍を見るは、蓋し彼等民族の如何に諸教に對して信仰深きかを證するに足るものにして、彼等が喇嘛に對する恰も小兒の慈母に於けると何等異る所なきを以つてなり、此事に關して頁を改めて述ぶる所あるべし。

北京及奉天に於ける喇嘛寺院は蒙古に於ける少數の或寺

院と共に清廷勅建に係れる者なるが故に、其の美、建築の壯大以て蒙藏內地の其れと同日の論に非らずと云ふ。

喇嘛の稱號

大寶法王大乘法王等所謂朝廷より賜りたる尊稱ならば、背後に一國の絕對的なる權威の保護あるが故に、敢て他の喇嘛等の此種稱號を犯す者なしと雖も、單に信仰上より捧けたる尊敬の如き背後に朝廷の保護なく、且又支那にありては日本の如く一宗統治機關の設けなく、假令名義上之ありとするも地方寺院に對しては何等の權威なきが故に、賞罰等元より行はる可くもあらず、故に地方寺院にありて高位の稱號を潜稱するものありとするも、之を糺明する事元より不可能事たり、況んや喇嘛教の如き一宗の機關を設けざるものに於てをや、要するに彼等に在りては其の階級の如き、尊號の如き彼等僧侶は自己の信仰に基き其の衷心より尊信する所のものを以て大喇嘛と尊稱し、喇嘛自身亦爾か信ずるに至るが故に、所在自書自讃の喇嘛の輩出する亦止なきに出つるなり、然れども彼等は比較的正直なるを以て自己よりも比較的信仰多き喇嘛の面前に於ては自身亦該喇嘛を大喇嘛と尊稱するに外ならざるが故に、其間衝突の起る事殆んど之なきが如し、殊に蒙古旅行者の談に由れば、蒙古到る所の寺院に活佛と稱するものあり、其の何れが眞の活佛なるか、蒙古の事情に通せさる者には全く其の甄別に困むものありと云ふ。

現今一般に稱する喇嘛僧中にも佛爺喇嘛、札薩克喇嘛大喇嘛、㕑喇嘛黑喇嘛等の名稱あり、以下之に就き述せんとす。

佛爺喇嘛

所謂活佛にして此の級に屬するものは、西藏に於ける達賴班禪の兩喇嘛及び蒙古の庫倫に駐在せる呼圖克圖、幷に內蒙古の多倫諾爾及北京雍和宮內に住する呼圖克圖の數人に限り居るも、蒙藏所在の喇嘛廟に住する喇嘛輩も亦自書自讃此の種の喇嘛と稱すること前述の如し。

達賴喇嘛

達賴とは西藏人は之を「キャルフリンポチエ」と云ひ大德中の大德を意味し、蒙古人は大海の意味を以て達賴と稱し、觀音菩薩の化身として蒙藏一帶の僧俗より崇拜せらる、現に「ゲルグパ」派の管長として且西藏に於ける政教兩權を統べ前藏の首都拉薩の南近き布達拉に錫を止む。

班禪喇嘛

目下後藏首都札什倫布に住す、其始祖は凱珠布格博克巴勒藏と稱し、第十五世紀末の人にして、達賴喇嘛第一世羅倫嘉穆錯の法弟として黃教の始祖宗喀巴に師事し、其師入滅と共此地に移りて達賴喇嘛と共に黃教を分掌せり。

庫倫の呼圖克圖

元の當初より喇嘛教は既に蒙古に知られたりしと雖も、其の主長が呼圖克圖として爺佛喇嘛の尊樣を受くるに至りしは、大慈邁達里呼圖克圖より創まる、彼は阿巴岱汗の懇請に由り蒙古に轉生せしものにして、其在世中全蒙の人をして歸敬せしめたり、今外蒙庫倫に住せる呼圖克圖は其後

當なりと云ふ。

多倫諾爾の呼圖克圖

多倫諾爾に呼圖克圖の坐床するに至りしは清朝に始まる聖祖康熙三十年四月哲布尊丹巴呼圖克圖は土謝圖汗等喀爾喀七旗を率ひて來り歸したる爲め、帝は多倫諾爾に幸し、五月諸汗台吉等に大宴を賜ひ、土謝圖、車臣二汗には稱號を賜ひ札薩克圖汗の弟策妄札を親王に封し、次に汗號を襲がしめ、諸部の濟諾顏を王、貝勒、貝子、公等の爵に改封し、凡て三部三十七旗となし、札薩克を授け、之と同時に蒙古の衆志を一にする爲めに彙宗寺を此地に建立し、內外蒙古に命し、各地より一人の喇嘛を送らしめ玆に住せしめ、次て第五代達賴喇嘛大弟子章嘉呼圖克圖を西藏より迎へ、命して玆に住持せしめたり、之れ卽ち多倫諾爾の呼圖克圖の始めにして、今日に至る迄代々呼圖克圖を以て稱せらる。

北京雍和宮の呼圖克圖

雍和宮は元の雍正帝の藩邸なりしが、帝位を繼くに及ひ、之を宮禁の一部とし、佛像を安置し、駐京喇嘛をして管理せしめ、瀧潛藩邸の神聖を永遠に維持せしめんとせしが乾隆の始め遂に之を喇嘛に下賜せられたり。

其の僧正は拉薩のデーパンセラ及びガーデンの三大寺中より撰ばれて來る呼圖克圖にして、淸帝は之を親王に準して待遇す、これ雍和宮に呼圖克圖の在る始めにして、今日呼圖克圖西藏より來り、革命後と雖も政府の待遇異なることなし。

札薩克喇嘛

內外蒙古西藏青海等の大寺院に住し、佛爺喇嘛の住せる寺院に在りては、位之に次ぎ、佛爺喇嘛は信仰の中心をなせるに對し、此種札薩克は政敎の權を統べ、管內に於ける土地及人民を統轄し、一寺院の寺務萬端を取締り、衆僧及一部族若くは一部落の指揮者として一般に尊敬せらる、此種の喇嘛は多く名門の出にして、各汗王公台吉等の血族者等概して此職に推さるゝを常とす、蓋し諸汗公王の勢力其の背後を護るを以つてなり。

北京雍和宮に在りては佛爺呼圖克圖の下に二人の札薩克あり、佛爺は內外諸般の事務に全く關せず、日々一室に籠りて前の所謂「オンマニパトモアオン」を念誦するを終日の業となす、然れとも札薩克は一は內務を專管し、日常勤めとせり、一は寺內諸般の事務を執り、一つは外務として政府との交涉其他外部より來る諸種の事務を專管するものに於て此の兩札薩克喇嘛各犯す所なしと云ふ。

廟喇嘛

廟喇嘛は特に一名を設けて揚くるの價値なき如きものなるも、從來習慣的に稱呼し來れるものなるが故に、玆に揭げたるに過ぎず、由來庙喇嘛たる語は一般喇嘛と云ふと同意義にして、何等異なる所なきなり、然るに特に此名義ある所以のものは蓋し一般世人稱呼の慣習に基くものにして世人は彼の高位にある特種喇嘛と區別して稱せんが爲に一般喇嘛を稱するに庙なる名詞を冠し、以て其間差別を瞭然しめんとせるに外ならず、而して此等所謂庙喇嘛の中にも修業の多少によりて位階に區別を生じ、且つ幼少の頃より

勉學修業等の見込如何に依り、其他種々の事情に由り、一生涯庙喇嘛の位置を脱する能はざる種類の者あり。西藏に所謂戒を持する者は土臺上に在り、戒を持せざる者は土台下に在りと云ふが如きは全く此の間の消息を語るものなりとす。

此等の喇嘛平素寺院内に在りては、佛事より掃除に至る迄で寺内一切の庶務を管し、外にありては信徒の葬祭冠婚等の禮に參與するの外、家畧を有せる寺院にありては、此等の飼育をも司り、札薩克喇嘛若しくは大喇嘛の命に從ふて寺院内外一切の雜務に從事するものとす。

黑喇嘛

俗人にして寡夫寡婦となりたる者か剃髮して其の配遇者の追善菩提を吊はんとする所謂道新にして、法衣袈裟を纏はず、又經文をも修得するなく、四六時中、念珠を爪繰り「オンマニパトモアオン」を念唱して只一生を送る者を云ふ。

蒙古西藏人は野蠻人に似ず、比較的父母子孫を思ふの情深く、從つて其の死するや只管亡者の生天を願ひ、其の死體の如き火葬にし、若しくは野に晒し、骸骨の殘るを待ちて之れを粉末とし、麥粉に混じて團子として鳥獸に施與し、或は其の粉末を粘土に混じ佛像を造り、亡靈の以て天に上らん事を祈願すと云ふ、此れに由て見るも彼等の信念の如何に强烈にして其亡者生天を祈るの念に切なるを見るに足るべし。

彼等は其亡者の靈を吊はんとして寺入り經文を習得するに年老へて如何ともするなく、僅に道新となりてせめての思ひに其亡靈を吊ふものにして彼等が心事以て哀れむ可し。

大喇嘛

其の宗派の如何を問はず、其の種類の如何を論せず、其の品級の如何を言はず、唯一寺院の座主として其の寺院を支配する首席喇嘛を稱する敬號にして、其の以外何等の意味をも有せざるなり、故に一寺院あらば必ず其處に此種所謂大喇嘛あり、蒙藏人は一般庙喇嘛に對して其の首長喇嘛を尊敬して大喇嘛と稱するなり、故に時としては大寺院に在りては信者の稱する所謂大喇嘛なる者數人あり、此等の喇嘛又自己以上の喇嘛に對しては大の字を附加し、斯して遂に一寺院の首長に歸一するに至る。

此の大喇嘛は多くは王公台吉等の門閥を有し、且つ勢力を有するもの丶子弟たる喇嘛之に推さる丶を普通とす、而て札薩克喇嘛に圖り又此の大喇嘛は其職に就くに當り、要件として一度西藏に於ける總本山の參拜を了したるものならざるべからざるも、時としては蒙古地方に於ける小庙の喇嘛の如き未た參拜を了らずして此職に當るもの少なからずと云ふ、蓋し土地不毛加ふるに總本山に到らば貢物を捧けて授戒せさるべからざるが故に、貧困なる寺院に在りては貢物經費等容易ならさるを以てなり。

此の他大喇嘛中西藏より招待せられて座主となれるものあり、北京の雍和宮の呼圖克圖を始め、蒙古の大寺中亦尠からずといふ、然れども一般世俗の習慣に從ひば等しく寺院

の住職と雖も特に佛爺喇嘛に對しては之を大喇嘛と稱せず、蓋し大喇嘛と稱せば一般處在の喇嘛に共通し、感情上何となく活佛の尊位を現はし不敬且つ不適當なる如くなれは也。

彼等の普通云ふ所に由れば上等大寺院の首席喇嘛を稱するには、等しく活佛の敬號を以てし、中等以下の廟に於ける喇嘛主席者を稱して大喇嘛と稱し居れるものゝ如し、されども勿論之一般的俗習に從ふものにして、其の間に於ける區別たる上述の如き即ち是れなり。

種類大要如此、其品級に至つては其始め入寺に際し始めは沙彌と稱せられ、修業修練して次第に高級に至り、衣色亦一樣ならざるなり。

生活狀態

喇嘛僧の生活狀態に關しては、土地及習慣の相違等の點より西藏、蒙古、北京、滿洲等一樣ならず、彼等は一日一二回より四五回に至る規定勤業の外、信徒の招席に應じて法會供養を勤め、其暇には殿堂の洒掃をなし、或は薪材を集むる等寺內一切の雜務に任じ、蒙古西藏等の家畜を有する寺院にありては、之を放牧し、飼育上に於ける總てを掌理す、而して北京に於ける喇嘛僧は、其の內職として西藏語、蒙古語等の教師筆耕を始めとし佛像を書き、蒙古へ賣出爲に珠數を繫ぎて以て其の生活費の幾分を備ひ居れり。

右は一般喇嘛に付きての言なるも、特に高級喇嘛に至りては、元より斯かる庶務に任せず、北京の呼圖克圖の如きは閑暇あれば一室に閉ち籠りて念珠を片手に「オンマニパトマフォン」を唱念して、寺務一切は札薩克喇嘛に任じ、全く之を顧みざるなりと云ふ、其他普通喇嘛にして有福なるものに在りては敢て內職を營む如きことなく、規定勤業の他は無爲に生活をなせるものゝ如し。

清朝は其建國の當初蒙古種族の力を借りたる關係上、其の天下を統一するや、一面に於ける蒙古人懷柔上喇嘛僧に對して、未聞の待遇を與へ、他面に於ては北狄か支那歷朝をおびやかしたる古來の事蹟に鑑み、深く此の民族發展を剎かんことに力を注ぎ、王公台吉を始めとして庶民家族中一二の家督相續者を剩す外、悉く祖先の追福を祈らしむるとの好名義の下に、之を喇嘛寺に送らしめたり、斯くて喇嘛寺に送られたる者は概して七八歲より十二三歲迄の間なるが、入寺の始めは沙彌と稱し、修行を一順終了する迄の衣食の費は勿論裁縫洗濯に至る迄の雜費悉く自家より送くる即ち其の獨立生活を營む得る迄多年の間生家より仕給せらる、然れども長じて一人前僧侶となれば、信徒の布施により生活し得るのみならず、寺に在るものは寺內一切の庶務に任ずるを以て、衣食に窮する如き事なく、且つ內職其の他によりて比較的費用の多額を儲け得るの途多く、されば時としては多大の貯蓄を有するものありと云ふ。

蒙古に於ける特種の寺院及び北京駐在の喇嘛は其位階老幼に應じて毎月政府より多きは十兩、少きは一二兩に至る生活費を受け居るが故に、此等寺院の者は比較的有福なる生活をなし居れり。

但し此の生活費の下賜に付ては十兩乃至一二兩とせるは表面規定にして、事實喇嘛の手に入るは其の半額位に過ぎずと云ふ、蓋し政府より支出せられたる規定額も喇嘛僧の手に到る迄に經過せる幾多の官吏の間に於て幾回となく減少せられ、遂には少額となるものなり、然れども喇嘛僧も之を公にするを得ざるは一は支那の習慣なると二は中途官吏の讒言を蒙り賜金斷絶の憂有るを以て少なくとも下賜なきに勝れりとの思考より割り出し今日迄續行せられ居るもの丶如し。

法衣は夏は下はズボン一枚上は袖なし一枚の上に直接長さ一丈計りある大袈裟を二重に捲き着け、其の捲き方の如き佛教各宗の大袈裟と大體に於て相違なしと雖も、其の紐を有せざる點は即ち異なる、此の外我が國に於ける輪袈裟の如きものあり、是卽ち「ハタ」と同樣のものにして、我國に於ける輪袈裟は此の種の傳りしに非らざるか。

次に各の法衣は支那敎徒の一般に着用せるものと同形の者を用ふ、帽子は大喇嘛は閻魔の如き頭巾を載き、一般の者は歐洲の龍騎兵の圖に見るが如き帽子を用ふるを普通とす。

讀經には大鼓、法螺、木魚、銅鑼小笛等の樂器を用ひる事敢て我國と異ならず、唯其讀經に當り高位の輪番監督するあるが故に規律甚だ嚴に、且つ蒙古人は一般に音聲朗らかなるが故に、聞くものをして恍惚たらしむ。

北京雍和宮の盂蘭盆會には三日間諸堂宇を開放し中央の本堂に五佛の圖副を掛け、香花と少許りの供物とを手向け、其の設備頗る簡單なり。

讀經は午前十時頃及午後三時頃に於て行はれ入堂に際し、約十分間前に本堂前に讀經しつゝ衆僧の集會を待ち、然る後徐々に入堂す、彼等は勤行に出席し得ざる時には豫め其の旨監督者に屆出をなすを要すと云ふ。

修行

佛敎各派は勿論喇嘛敎に於けるも、亦修行を存す、然れども其の修行の動機及び目的に到りては勿論同一にあらざるなり、佛敎各派にありては發心修行證菩提涅滅の順序を以つて之を行へ修行の如きは即ち證菩提の爲にする一の手段として之を修め、從て其方法如何に關しては古來一定の法規ありと雖も、徒らに之に拘泥するは不可なりとの思想の下に、我國の如き全く自力宗を離れて他力本願の淨土或は眞宗の如き宗派を生ずるに至れり。

蓋し其の支葉本末を誤りし結果新思想の發現を見るに至る止むなしと云ふべし、而して支那にありては印度古代の思想尙未だ全く離脱せざる如き觀あり、彼等修行せざるものに到りては全く學德なく、遊怠其極に達し、所謂俗より出で丶俗よりも俗なる觀ありと雖も、多少志あるものは難月苦行に精進し、之にあらざれば以て、成佛し難しと思考し、敢て人の眞似じ得ざる如き事をなし、佛果其のものよりも難行其物に重きを置き、想外の苦行を行ふを以て一般の信仰を集むるもの尠しとせず、喇嘛敎の如き亦多少其の傾向ある如し、然れども元より狡猾なる漢人に比し質朴なる彼等は其修行に於ても亦頗る眞面目なるものあり、然れ

ども涅槃寂靜の境よりも化身轉生を希ふ彼等の修行は其の目的に於ても一般佛教の其と相違あるは又免れざる所なり。

由來人種は知識程度發育の如何によりて、其の宗敎心に又相違を生じ、文明人は樂園を未來の淨土若くは天國に求めんとし、未開の民は果報を此世に享けんことを欲するは既に瞭然の事に屬す、故に喇嘛僧の如き專ら化身轉生を希ふは當然の事實なりとす、されど彼等の修行は原より單に斯かる簡單なる思想に基く物に非らざるなり、時としては或は一寺院の住職たるに止まらず修行に出づる者、若くは一層高き敎を受けんとするもの等ありて其修行の原因を探り來らば多々あるべしと雖も、要するに質朴なる彼等は概して野心を抱藏するなく唯だ單に子の慈親を慕ふが如く、何等の理由なく種々の修行を積むもの多しと見るを得べし彼等の修行として見るべきものは旅行と參禪とにして彼等は各地の寺院を巡禮し或は數十人の團體を組織して活佛其の他高貴の化導を受けんが爲に遠く西藏の總本山、外蒙古の庫倫を始め或は多倫諾爾に或は山西五台山に參拜巡禮し數年に涉る大旅行も敢て辭せざるなり。

北京の喇嘛の言に依るに西藏に崇拜するには、喇嘛僧一人の費用としては北京を出發して經路を蒙古青海に採り、歸路に印度を經るもの約三百圓を以て足れりと云ふ、而して彼等の多くは北京に於て種々の商品を仕入れ、蒙古に至りて之を賣却し、更に蒙古の土產を購ひ西藏に到りて之を賣却し、順次斯くして巡廻し來るが故に、其費用の如き至つて小額なり、唯だ彼等の最も費用を要するは西藏活佛に拜謁する時に當り、贈呈する土產物なりとす、其他に至りては喇嘛自ら稱する如く眞に僅少なり。

崇拜は喇嘛敎中に於ては我國に於ける所謂參禪の如きものなし、從つて所在寺院に在りては之を行ふもの絕無と云ふも可なり、古來參禪の地として有名なるは青海に於ける黃河の上流の青海湖是れなり、此湖は西寧府の西三百餘支里に在り、周圍七百余支里にして十三峯に環繞せられ、海中に察僕及拖羅海と稱する二島あり、人跡全く到らざる清淨の地にして、喇嘛僧の禪定を修むるものは、冬時湖水氷結せし時に、一年間に於ける糧食等其の他一切の所用品を運び置き、以て一箇年この島より出ずる事なく、專ら練行に勤む、而して此の湖は西藏と支那との交通路に沿ふが故に、參禪者も又殆んど每年此に至るものありと云へり。

活佛の抽定

活佛を抽籤に依り定むと云ふは研究上最も趣味多しとする所、蓋し世界宗敎中、其敎主彼等の所謂化身轉生せし佛佗を抽籤の如き手段を以て決定するが如きは未だ曾つて其例を見ざる處、これ喇嘛敎の喇嘛敎たる所以ならんか。今其の方法等の概要を左に述べんとす。

抑も化身轉生の事たる明初黃敎の始祖宗喀巴に創められたるより以來達賴喇嘛は其生存中に於て地方を巡錫するに當り、相好圓滿の幼童を探し置き、其臨終の時に際し、某處に轉生すべき事を遺言するを例とせり、然れども其の後

の如かりき。
　思ふに支那虛弱の狀態を永續せしめ更に其程度を甚くするは、是れ從來列強が執り來れる對支政策なるが、此政策の爲に支那が蒙りたる幾多の屈辱あるに拘らず、試みに公平なる見解を以て一九一六年の支那を見よ、其眼に映ずる所果して如何。支那が其從來蒙りつゝありし屈辱に對し報ゐし所は、啻に其革命に際し活潑に活躍せる、新なる愛國心と國家的觀念のみに止らず、更に一歩を進めて實現されたる、確定的にして極めて鞏固なる、十八省の國民の上に立つ政府なりとす、此の如く鞏固にして全國を統一せる政府は思ふに支那の歷史上其比儔あるを見ず。
　吾人が一年間の全記錄を有する最近の年、即一九一四年に於て、支那は驚嘆すべき未曾有の二大事業を遂達せり、而して支那が夫の地獄に於て山上に石を轉かし上ぐるの難事を命ぜられたる、希臘國內の王シシファスの故事に在るが如き、苛酷なる負擔に苦みつゝあるの事實を知らざる者は、此二大事業の價値を十分に賞讃すること能はざるべし。二大事業の一は即內債募集にして、支那は一昨年始めて內債を募集し、國家の信用を以て一般國民に臨み、其結果凡六千萬圓の應募高を得たり。其二は即國家財政の遣繰にして、支那は遂に一昨年の會計年度を通じ、其過重なる外債の償還額を期限通りに完濟し、而も毫も外債に依ることなく尙且幾分の剩餘金を存せり。
　此二事業は實に、自由に對する要求の體現にして、單に巧妙なる財政的手腕の賜に過ぎずと爲すこと能はず、詳言せば是れ實に、政治的生命の滅亡に對し猛烈反抗して蹶起せる國民が、精神的の叫に外ならざるべし。
　此等顯著なる政變は、極めて明白に或重大なる意義を有するもの也。乃夫のベレスフォード及其一派が曰にせるが如く、支那は無力の爲に國家の破產を來し、遂に自滅の悲境に陷るべしとする、支那年來の危機は最早少くとも、之を斷定すること能はざるに至りぬ、蓋支那は其從來爲せしが如く、舊外債を償還するが爲新に外債を起し、此の如くして步一步深みに陷るの愚を、敢て繰り返さゞるに至りしを以てなり。
　吾人は玆に支那の進步と、其鞏固に赴きつゝある明白なる徵證とを高調し、之と其進步に對する新なる危險とを、明確に對照せんとす。此新なる危險は實に、昨年中極東に於ける凡ての事物を、隱蔽せるものにして、即一九一五年日本が支那に對し、形式は兎も角性質上斷乎たる最後通牒として要求せる、夫の苛酷にして峻嚴なる條項を云ふ。而して支那は今や漸く其從來の危險を切り拔け來り、自存に達する一道の光明を認め始めたるものなるが、其從來の危險と此新なる危險とを區別し對照すれば、其意味極めて深重なるものあるを知るべし、蓋此新なる危險に遭遇しては、支那が苦心慘憺たる改革も、殆其効果を現はし得ざるべきを以て也。然れども列強が旣に支那に課したる負擔は、此新なる危險の場合にも大に其力を現はせり、即彼等の行動は今や日本を刺戟して其例に倣はしむるに至り、而も之を拒止せんとせば、勢自家撞着の己むなき破目に陷りぬ、即

列强が啓きたる先例の政治的結果は、逐に日本をして、列强と同じく更にハンデイキヤツプを得ることに依りてのみ、始めて太平洋に於ける勢力均衡に對する北條件機會を、良好ならしむるを得べきと、思惟せしむるに至れり而して此場合に於ける日本の所謂ハンデイキヤツプは、恰も所有權の徵證の如く思はるるに至りぬ。之を他の方面より云へば、列强が干渉に依り支那に負擔せしめたる重荷は、今や日本の侵略が其高潮に達し得べき、絶好なる必要條件を供したるものなりとす。言はゞ列强は支那にコヽロホルムを嗅がせて之を昏睡せしめたるも、其懷中物を拔き取る仕事は却つて、彼等の競爭者たる日本の手に依つて爲さるるに至れるなり。

日本の東亞に於ける覇權は今や少くとも當分は確實となりぬ、而して之が爲に從來列强が維持し來りし、世界の勢力均衡は茲に始めて、極めて著しく動搖せるを見る。然り而して新に生じたる日本の優勢が、支那の運命を左右せんとする限り、吾人が日本の支那に於ける機會を支那より撤去するに非ずむば、其機會の適當なる比例を保つ事を期す能はざるべし。思ふに日本人は既に支那の航路に風波を起し、爲に支那のジヤンクは今や其針路を誤らざらむとして必死に力めつゝあるは蓋疑ふ可からざるべし。然れども更に深く考ふれば。支那は過重なる負擔と。堪へ難き困難とを擔荷せしめ、即其船の底荷を過重ならしめ、平穩の時に於てすら船のロードライン（水際線）をして艙口より上に在るに至らしめたるものは決して日本人にあらず。

尤も日本人は一八九五年日清戰爭の結果に於て、支那に莫大なる償金を課し、之が爲に支那をして其借欵政策の端を啓くに當り、既に五億四千萬圓（内三億圓は今猶未償還額として殘存せるが）てう巨額の外債を負擔するに至らしめしは事實なり。而し此巨額の償金は、當時日本の內政外交に對し干渉を行ひ居りし、列强の之を承認したる所にして、此點に於て彼等は全然責任を避回し能はざるべく、更に其後五年を經て列强は所謂拳匪の賠償金として、一層巨額の賠償金を支那に課したるが、此額は其後永く支那の憂患を作せるものにして、之に對比せば日本の要求せし償金は實に小なるものとなるなり。然らば即支那が外債の憂患に苦めらるるの端を啓き、支那をして今日の衰亡を來さしめたるものは、實に歐洲諸國に外ならざるを知るべし。是を以て前に述べたる支那現下の危險を適當に理會し、捕捉するには、列强從來の對支政策を理解するは、極めて緊要の事なりとす。

今日に在りても拳匪賠償金は、支那幾多の憂患中最も新に且最も苦痛とする所なり。故に支那人は此苛酷なる負擔は、縱令表面精神的制裁なる粉飾の下に課せられたるものなれども、實は支那の一時代に亘り其政治的向上心を研磨せしめんが爲に、列强が熟慮の結果課したるものなる事を明かに知るに至りぬ。蓋此等の列强は斯くして巨額の負債を設定せるのみに止らず、更に進みて支那人の統一運動を水泡に歸せしめ、爲に支那をして其外債を償却し得るに至りしやも料り難き機會を、失ふに至らしめたるを以てな

り。即列强は其利益の爲に、支那の國家的歳入とも稱すべき、總ての歳入を取得分割し、更に當時最も絶好の機會ありしに拘はらず、支那自ら發議せる改革計畫を一笑に付して之を拒否せり。

而して此等の結果は、今日に於て之を看取することを得べし。即此等の結果は實に最近の革命を釀成せるに外ならず、蓋該革命の原因は種々あるべきも、其基礎を爲せるものは乃、支那が常に外國債權者の爲に、屈辱を蒙りつゝあるの事實に外ならざるべし。即一九一一年十月革命勃發の當時、三省が鐵道國有に反對して、兵を擧げたるは、決して鐵道國有政策そのものに反對せしが爲にあらずして、實は鐵道國有は外債を募集して、國內鐵道を買收することを意味し、從つて此政策は外國勢力の侵入を誘致するものなる事を恐れたるを以てなり。果せる哉當時國際協調が支那に對する干涉の、第二幕は既に開始せられつゝありき。

列强の對支政策の第一幕に於ては、有力なる債權國は實際上單に外國勢力の突進急促となるに先ち、支那改革の擧を無効ならしむるに力めたるのみなりしが、第二幕に入るに及び列强は、自ら此遷延されたる改革の擧を實行せんと計り、玆に料らずも支那社會に於ける更に一の新なる危機に瀕せるなり。即吾人は一九一三年春に於ける夫の五國大借款を成立せしめたる、各種の寬大なる利權讓與、契約更改其他國內の危機等を綜合して考ふる時は、明かに其間に包含せらるゝ首要なる目的を看破することを得べし。其目的とは即借款團の組織せる借款監督委員會の設立に外ならず、即當時支那は革命動亂の後を受け、無政府狀態の下に在りしを以て、其の自由を容易に剝奪し得る絶好の機會を呈せるなり。此の如く一個の連續せる方策として之を見、更に對支政策の第一步を顧る時は、此策略が彼等の曾て熟慮確定せる政策中、如何に其步を進めたるものなるかを見て、轉驚嘆を禁ずる能はざるなり。

列强の侵略政策にあり。一は即各國競ふて、其早くより拋擲せる門戶開放主義の下に開放されたりし地方に、深く利益範圍の楔を打ち込み、之に依つて、能ふ限り多くの利權を自ら獲得するの方法にして、他は即此等の各團體が相合して更に一團を形成し、其力に依り北京に於て、列國共同監督の機關を組織し、之に依り支那の內政に對する監督を實行せんとするに在り。此の如くして當時露西亞は外蒙古を取得し、英は西藏に新なる優越權を創設强行し、又鐵道吸收の方策に依り、獨逸は山東の西部及南部、新に四千萬圓に値する鐵道敷設權を取得し。

日本は滿州及東部蒙古に於て、新に一千一萬哩の鐵道敷設權を得、之に依り其現に有する利權を、更に有效に活用し得るが爲の有要なる地步を占むるを得たり。露佛二國は相合し、白耳義の一會社を手先として、大規模の二大系統の線路を以て、完全に支那全國を縱橫に切斷せり、即一は南方佛領境域に近き地點を起點として北方に走り、其終點は支那の北境に達し、シベリア橫斷鐵道と容易に競爭し得るの距離に在り、他は即支那中部を東西に橫斷する三千哩の鐵道敷設權にして、東は海に達し、西は歐洲露西亞に於

ける、カスピヤ横斷線系統の延長の方向に向へるものなりとす。英國は楊子江沿岸地方に於て、新に二千哩の鐵路敷設權を取得し、之に依つて其從來保有せる、同地方の勢力を確保せり。

獨り我米國の銀行家は、大統領ウイルソン氏の命に依り、此の如く各國の利權相錯綜せる地方の競爭より脫退するに至りぬ、然れどもスタンダート、オイル、カムパニイが、各國專門家の多くが目して以て、現在世界に於ける最も豐富なる石油產出地と爲せる、支那北西部の鑛油產地に對し、獨占的に等しき採掘權を取得せる點より見る時は、合衆國は各國の取得せる利權中、最良なる分前を得たりと言ふも過言にあらざるべきか。

此等利權獲得の經路は實に、渾沌たる競爭と機會主義の錯綜せるものたりしが、各國が自己の勢力範圍として漸次演然と劃したる線は、今日に於ては既に讓與せられたる特權所要の記號を有するに至れるものなるを知る、是れ借款團體が北京に於て各國の取得すべき利權配分を議するに際し、其既に一國の勢力範圍となれる地方の利權を、其國に割當て來りしを以てなり。而して列國が團體として爲せる活動の效果は更に大なるものあり、即漢口に集中せる四國鐵道は、共同管理の模範的實例を示すものにして、此事たる現在に於ては誠に喜ぶべき事象なりとす、而して此內獨逸の持分は、英佛二國共同管理の下に取得せらるべく、合衆國は此場合に於ても、歐洲に於けると同じく、策の施すべき無き中立國として只之を傍觀するのみ。

此の如き狀態は、一九一三年四月末國會に對する五國借款契約の强制的通過ありし以後數日、無政府不統一の狀態を現出せし當時に於て、其極點に達しぬ、即當時南方派の大部は、第一革命に際し其名を知られたる大多數の袖領に從つて斷然袁世凱の政府と斷つに至りぬ。予は恰も借款契約通過後直樣北京に着せるが故に、南方派袖領が當時該契約を拒否せんが爲、極めて果敢に惡戰したりしも遂に其效無かりしを知る。當時予は、南方に於て久しく抑壓せられたる革命の氣運漸次熾烈に赴き、情況に依りては勃發すべし、との流言を耳にせしかば、直ちに南方に向つて出發せり、而し楊子江の數省に革命勃發せし當夜、予は恰も在上海鐵路管理局に孫逸仙氏と談話中なりき。故に第三革命の最も普通的にして、且最も有力なる原因の一は即、五國借款團の設立せる借款管理委員會に對する危惧なりとは、予が確信を以て斷言し得る所なりとす。當時第一革命に於ける、過激共和論者は從前に比し、一層賞讃すべき程賢明にして、且責任觀念に富める首領を戴きしが、其勢の乘ずる所遂に兵を擧ぐるに至れり、而して其理由とせし所は、袁世凱が自己の目的の爲に國家を橫領すと云ふが爲にあらず、寧ろ袁氏が外國人の爲に國家を私するが爲と云ふに在りき。尤も後に至り袁世凱氏に對する猜忌の念と、憲法の無效となりしに對する無念の感とは、遂に彼等の最初の觀念を沒却し、爲に專ら大統領に對する、無意味なる個人攻擊を爲すに至らしめぬ。但此等の個人的攻擊は極めて猛烈にして且稍正當なる範圍を越えたりしにせよ、大統領は其最

初抱懷せしめたる危惧の念を、全然一掃すること能はざりき。蓋南方派の沒落後支那が外國人に讓與したる。鐵道敷設權其他經濟的利權極めて多く、就中鐵道敷設權の如きは其後一年餘の間に外國に讓與せしもの、實に五千哩以上に及び、此等は孰れも支那の管理權以外に在りき。是を以て革命黨の亡命客等は遂に其危惧の念の果して根柢あり、理由あるものなりとの觀念を一層强からしむるに至りぬ。

思ふに此借款團委員會が活動の機會は、支那が革命に際し渾沌たりし時期に於て、其最高潮に達したるものにして、其後種々なる豫期せざる事情の勃發に因り、漸次其勢力を失ひつゝあるを見る、而して此等の事情中其最も豫期せられざりしものは、實に吾人が前に一言せる如く支那の覺醒にして即支那は此頃より、漸く統一の緒に就き始めたり。更に列强が從來支那を弱むる爲に執り來りし漸進的法即、支那より土地利權を徐々に掠取し、其行動を國際共同又は條約の力に依りて辯護するの政策は、歐洲戰亂前に在りては彼等の年中行事とせし所なりしが、大戰後此等の政策は既に其跡を絕ちつゝあり、蓋歐洲動亂の慘禍は、今や支那に於ける歐洲協調の形骸を留めしむるのみにして、恰も食後血液が消化作用の爲胃腑に集中するや、頭腦の作用則不活潑なるが如く、彼等は國力の全部を擧げて國家危急の機に臨めるを以て、其支那に於ける活動今後數年間何等見るべきものあらざるべし。（未完）

譯者曰く、本論文はガードナー、エル、ハーディング氏の「支那の現情」（一九一六年四月著）（プレゼントデー、チャイナ）中の一節なり同氏は米國著述家記者にして一九一三年支那に遊び北京上海の間を往來し親しく革命黨の首領と往來し當時の政變に通曉せるの士にして氏は同書に於て列國の對支政策を叙し、之に對して支那が覺醒して起ち大に自强の方法を講じつゝあるを說き更に日本の對支政策を叙述批評し結論として支那の將來を論じたり同氏に本書の外「青島何の爲め關鍵？」の著あり。

福建漳州府の水仙に就て

輸出年額十萬元

水仙花は此の地特産の一にして其の支那内地及海外に輸出せらるゝもの年々巨額に上る、土人の言に據るに此の地に於て水仙花を栽培せしは今より凡そ二百年前にして、當時此の地方の人民の亞普利加に出稼きせるもの一外人の花園内に水仙花の美しく咲きたるを見、歸國に際し其の根粒二個を請ふて攜帶し、歸郷の後之れを培ひたるに前者と同様の美花を開くに至り、爾後盛に栽培せらるゝに至れり。と云ふ其の眞僞俄かに此れを知る能はずと雖も該地に於て本草の栽培は蓋し遠き昔にあるや必せり。

産地及産額

水仙花の産地は主として漳州南門外日橋附近五支里の地點に散在する黄山諸郷社にして、一年平均三百五十萬個なりと云ふ、今其の産地及産額を示せば左の如し。

産地	産額
新塘	二〇、〇〇〇
庵楽	四、〇〇〇
丸寶堀	四、〇〇〇
后山	一、五〇〇
小梅溪	五、〇〇〇
大梅溪	一〇、〇〇〇
田中央	八、〇〇〇
蔡均	二〇、〇〇〇
下尾	四、〇〇〇
南洋坪	二、〇〇〇
手母園	六、〇〇〇
蔡坑	四、〇〇〇
龍虎庵	一、〇〇〇
大洋	二、〇〇〇
山坪	二、五〇〇
合計	九三、五〇〇

右は見積高にして各郷社別年額にて小郷社産出額をも合計すれば優に年額十萬元に達すべし。

花種

水仙花種は水仙花根粒の下部に位する二個の根莖より成る、此の根莖をもぎ取り葉を除き適度に乾燥し舊八月上旬に至れば之れを土中に埋む、然る時は翌年四月末に之れを掘り出し、日光に晒すこと約二日間にして、全く外部の濕氣を去り保有に便にす。

而して水仙種は三千粒を以て一擔とし、各郷社間に販賣せらるゝものは現時一擔三元五六十仙とす。

水仙花は播種の後第三年目に收獲するものにして播種法

は土中約三寸下に之れを埋め第二年目には四月末に掘り出し、舊八月上旬に至り再び地中に埋む、此の際第一年の各粒より整理し斯くして再び翌年舊四月に掘り出し、之れを煉瓦敷の庭上に晒し、乾燥せしめ、舊八月迄保有す、第三年度此の工程を經て其の翌年の四月之れを收獲す、如斯する事漸次年數を經るに從ひ根粒增加し、大粒となり市場に販賣せらるゝに至る。

植付

植付の初年目は各種の間隔一定せず、目分量にて之れを土中に埋むるものなるが故に相當成長するも之を整理せす、一年種は約二百六十坪（地方に依り差異あり）に付き一千粒の種を植付け第二年目も亦植付の間隔一定せず、第三年目は一つ宛根粒の大小に依り栽培して以て收獲に便にす。

施肥

本品の栽培に最も多く使用する肥料は豆餅にして糞尿牛等之れに次ぐ而して施肥せんとする場合には、之れを水に溶解せしめ、八月末播種の際約一圓施し、九月十一月に二三回施すものとす、其の施肥の割合は根粒一千個に付き豆餅四枚を普通とす。

栽培費

今初年に於ける栽培費を見るに大略次の如し

種代	一千個	一弗三十仙
豆餅	四枚	六弗
賃銀	十三人	四弗五十仙
合計		十一弗八十仙

右の如く初年に於ては約十二弗の費用を要す。

栽培花園

水仙花園は委く水仙花のみにして他の花草を栽培せず、舊四月より八月上旬に至る間は花園內の畑の上面を堀り返し、日光に曝し、更に之れを高さ一尺許幅四尺に盛りたる畦となし各畦に一尺幅の溝を造り灌漑に便にし、常に水を二三寸の深さに保たしめ。水の絕えざる樣注意す。

即ち初年及第二年目には前記畦に亂雜に播種すれども、第三年目に至れば適度に其の間隔を作り、地上に芽を出すに至れば藁を其の上に敷き枯れざる樣之れを保護す。

而して初年に於ては其の形態と大差なく、第一年目の收獲期に至り稍外鱗を生じ第二年目堀り出したる時は丈け短くなると同時に外鱗を增して菊花狀をなし、而して第三年目收獲期に至れば數個の部分に分れ各其の上部に葉を生じ常に見る水仙の小なる形態を備ふ。

第三年目に於て地中に埋むるには特種の伎倆ある鄉人を雇ひ外鱗を除き其の心のみとなすものなり。

斯くして收獲したるものを販賣するには其葉莖を際き根莖を其のまゝ乾燥せしむ、蓋し濕氣は此の時の保存上には禁物なるを以てなり。

貯藏

水仙貯藏するには一年間を限度し、此の間に於て之れを水に浸し、後五十日を經れば、開花す。

開花時期としては寒中を以て賞美せられ、正月を經過せ

ば其の價値を失ふ、即ち明春に逢ふべく賣出さんとして收穫せるものは二年後に至るも腐敗すること少なしとは云へ花を開かさるもの多きを以てなり。

而して之れが保存期に於ては水分は禁物にして、若し掘り出したる時は之れを日光に晒し、漸次外皮の水分の乾燥するを俟ち其の根粒のまゝ積み置き翌年正月を目的として賣却するものなり。

品質の鑑定

本品の良否は主として根粒の大小に依るものにして、大なるものを良とし、小なるものを不良とす、斯く收穫せるものに就ては大小を鑑別する事容易なりと雖も、若し花園中に在る間に其の取引をなさんとせば、其の地方に出でたる（即ち三年目四月頃）葉の枯れたるや否やに注意するを要す、即ち地上に出でたる葉の枯れたるものは根粒小にして不良なるを以て從て價安きが故なり。

時期と水仙根との關係

本品栽培に於ては氣候は大なる關係なく、只雨水の多寡に依り豊凶あるものとす、水仙は適度の水量を要するとも若し大水の爲め浸さるゝ事あらむか、全々收穫を見る能はざる事往々あり。

販路及び販賣高

水仙は其の根粒の大小に依り其の販路略一定せる傾あり、即ち香港上海向は大概ね大粒にして天津等に向けらるゝものは小粒のもの多し、今其の仕向地及數量を示せば左の如く

仕向地	數量
英米	一、三〇〇、〇〇〇個
廣東	四四〇、〇〇〇
上海	四五〇、〇〇〇
天津	二五〇、〇〇〇
福州	一五〇、〇〇〇
香港	四五〇、〇〇〇
臺灣	七八〇、〇〇〇
神戸橫濱	二〇〇、〇〇〇
漳州地方	一五〇、〇〇〇
汕頭	一五〇、〇〇〇
潮州	六七、〇〇〇
泉州	四五、〇〇〇
平和	一二、〇〇〇
漳浦	一二、〇〇〇
合計	四四、六六、〇〇〇

支那內地に於ては以前相當の販路ありしも、三四十年來英米に輸出せらるゝもの多きを加へたる結果內地への供給は幾分減少せる傾向あり。

我が神戸橫濱は近々二十年前より輸入せられたるものにして英、米への輸出は厦門の外數に手を係るもの多し。

荷造

水仙の荷造りは特種の圓形なる堅固の籠に結むるものなれども販路の如何に依りて大小形狀を異にす、其の各種に就て之れを見るに左の如し

仕向地	品質	數量

香港	正號記	一籠	三〇個
上海	正號記	同	八〇
同	二號記	同	一〇〇
天津	正號記	同	三〇
同	二號記	同	三〇
廣東	正號記	同	六〇
同	二號記	同	七〇
同	上號	同	三〇
福州	同號	同	一〇〇
倫敦	同	同	三〇
同	同	同	三〇
紐育	同	同	三〇

輸出品は天津、香港、廣東向きは、土付の儘荷造りするも、英米向は土付を不可とす、蓋し土付は根粒を保護する點に於て利ありと雖も運賃の關係上土付とせざるなり、而して英米輸出するものは直徑一尺、深さ一尺二寸許の圓形小籠を四ヶ連ねたるものを一包とす、共に重量は五十二封度あり。

荷造りに使用する竹籠は漳州城南門外舊橋より西方約三十五支里なる火燒園及十五支里を隔つる東坂より製出せらるゝものにして其の價は一元に付き二十八個、三十二個、三十五個、四十個、及大なるものには一元に付き二十五個、二十個、十個、六個等あり。

而して之れに附屬すべき麻糸、蓋、竹竿等を要す、而して麻糸は一個荷造り用四厘、蓋一ヶ一仙、竹竿一本二厘とす。

荷造りは水仙商自ら之れを行ひ、花期即ち舊五、六、七、八月頃に至れば漳州舊橋附近に出張し、房屋を借り受け荷造り場とす、荷時には附近の慣れたるものを雇入る、其費用は一人三日間一弗を普通とし、食事は雇主負擔とす。

運搬諸掛り

搬出諸掛は全部買手の負擔とし各農家より舊橋上流の船積場に至る費用左の如し

大梅溪	至溪船	毎擔	一〇仙
小梅溪	同	同	四
后山	同	同	一〇
蔡均	同	同	二〇
新堀	同	同	一〇
庵樂	同	同	一二
丸寶堀	同	同	一〇
田中央	同	同	四
下尾	同	同	二
南洋坪	同	同	一〇
手母園	同	同	一二
蔡抗	同	同	一二
大洋	同	同	二五
龍巖	同	同	二五
山坪	同	同	一五

而して舊橋より約二支里の小溪より小型民船に依り小港に至り再び大型のものに積換ひ後厦門に至るものにして其の

運賃は從來慣習上舊橋上流より小港に至る運賃及小港より厦門に至るものを一括して規定す、卽ち左の如し

香港間	一籠	一五仙
廣東間	同	二〇
上海間	同	二〇
天津	一包	四四
租家庄	同	四四

本品は運搬季節に至れば清溪河に依り運下せらるゝものにして一隻民船の積載量は四千五百個乃至千五百個にして清溪河に浮民船數七百五十餘隻に及ぶと云ふ。

諸税金

一水仙花捐

本品には水仙花捐と稱し、賣買をなす每に一擔に付き一元二角を徵せらる、農家は此の捐に付き大なる苦痛を感ずるも未た何等改良せられず、而して本捐は地方費に充てらるるものなりと云ふ。

二釐金税

各産地より厦門に至る本品は漳州府城に於て更に釐金を支拂はざるべからず、其の税率は水仙花千個に就き銀一兩四分とす、

水仙根の價格

一籠三十個入に屬するもの	一千個	五〇元—四〇元
同 八十個入に屬するもの	同	四〇
同 百個入に屬するもの	同	二五—一六
同 六十個入に屬するもの		四〇
同 七十個入に屬するもの		二四
三十個入四籠(五十二封度)		一八

取引商

漳州に於ける所謂販仔なるものは農家と花商との仲間に立つて賣買の中介をなすものなり、而して其の數約三十名あり、今各地方別に之れを見るに。

台山	一人	小梅溪	三人
大梅溪	五人	蔡坑	六人
新塘	十八人	下尾	二人
手母園	二人		

厦門水仙花商號を擧ぐれば

金榮芳　金淸芳
金玉芳　金世芳

更に厦門に於ける外國商人は左の二個とす

得記　殘和

賣買慣習

販仔が農家より買付するは包買と現買とあり、前者は收獲に先き立ち花の出來榮により善惡を識別し、前金を農家に渡して花園に於ける收獲物の買し占むるものなれば大洪水によりて意外の危險を伴ふ事少なからず、後者は現物を見て買付するものなり、現物買の際に農家は置して其の大粒を表面に置き小粒なるものを不面に置き、販仔買出しの際は只單に手を中央に入れしむるのみ、故に買付したる後小粒を發見せば、之れ販仔の損失に歸す、故に販仔の買付方法の巧拙によりて損益あるは勿論にして宛も煙草産地に

花季迄延期し其内利息は一ヶ月に一元に付き一仙五厘を逑求す。

於ける買付と異なることなし。

販仔が附近の農家に就て水仙花買出しする場合には花商より前貸金を受け、農家と包買は現物賣買の取り極めをなす、而して損益は花商の名義に依るものなり、販仔及花商の關係は花期中給料制度に依り傭はるゝものとす。

販仔が郷村より買出す場合包買の際は、收獲期即ち舊四月に現金に先渡し、現物買の際は實銀を授受す、金銀支拂は龍洋を以てす。

厦門花商が本品を買付けるには二種あり一は農家より直接買付すると、販仔の手を經るとの二なり、普通花商の資力なきものは販仔の手を經ると多く資力あるも花商即ち金榮芳の如きは特に季節に至れば、舊橋附近に家を設け、直接販仔を傭入れ、農家に派遣し買付をなせしむるなり。

此際農家は貨物を棧內まで運搬し、荷造りをなし、直ちに現金を受取ると、十五日後一ヶ月後に支拂を受けるものとあり、契約の如何により厦門金榮芳の如きは舊六七八三ヶ月は十餘人の販仔を傭入れ、盛んに買付す、傭人給料は三四ヶ月間三百弗、百弗、六十弗等の種類あり。

當地販仔は厦門花商と特約の花季に先き立ち、金銀を受けとり之れにて買付けをなし、棧房に運搬し、荷造後淸算し金子を授受す、此の際花商は販仔に對し約定書に同社人の保證をなさしむるなり。

保證人は販仔の資力並に水仙の有無を正し、保證書を書入れしむ、而して前渡金には授受の月より利息を付す、若し花期中全部の契約を履行する能はざる時は、結局翌年の

内治外交

○鄭家屯事件に關する外交部の宣言書　千九百十六年八月十三日　日本商人吉本と遼源駐屯の二十八師團の騎兵と、口論喧嘩の結果、中日軍隊の衝突事件を釀成したり、今其由て來る所を繹れば、日本軍隊が鄭家屯に駐在すること、玆に二年又餘、本より中國と互ひに交涉して此に至りしに非ず、然るに、日本巡查河瀨は、日本商人と支那兵士と喧嘩せりと聞き、直に日本陸軍中尉及び兵卒と同行して、中國の師團司令部に至り、交涉中に開戰し、互ひに死傷者を出す、中兵の即死は四人、日兵は十二人、是に於て、日本軍隊は四平街に在り鄭家屯に至る一帶の地方に、軍隊を增派駐屯せしめたり。

九月二日　日本公使は中國外交部に向ひ、八條の要求を提出して、中國の實行を迫る、其四條の第一は、第二十八師團兵を懲戒する事、第二は責任ある將校は都て免職し、直接暴行を指敎せし者は、嚴罰に處する事、第三は中國軍隊或は軍人に命じ、今後は再び日本軍隊軍人及人民に對し、挑發的言動あらしめず、偏く中國軍隊の南滿州及び東部內蒙古駐在の軍隊に對し、此趣旨を出示布告する事、第四は日本政府の其臣民の南滿州及び東部內蒙古に在る者を保護する爲め、日本警察官を必要の地點に派遣するを承認し、又在南滿州中國官憲は、日本警察官を增聘して顧問と爲す

事

尙ほ中國政府の意に任ずといふ提按する者四條あり、其第一條は、南滿州及び東部內蒙古に駐在する中國軍の各部隊の士官は　日本將校若干名を聘用して敎習と爲す事、第三條は、奉天督軍をして關東都督府及び奉天の日本總領事館に至り謝罪する事、第四、被害者及び其遺族に對し、相當の慰籍金を贈與する事。

中國政府は專ら平和解決を欲すれば、九月九日、日使提出の條件に就き、會議を開き、九月九日より十一月二十四日に至る迄、屢々審議し、凡そ中國主權に礙り無き者は、讓步すべきは讓步せしも、惟だ軍事顧問敎習及警察官派出所增設の三事を承認せず、十月十八日、日本公使は決して中國警察權に障害あらざる等の理由を說明す、十二月二日、伍廷芳の外交總長に就任す、其十九日、復日使と會議し、力めて聘用の三事は無理の要求なるを論じ、其取消を求むること屢なるも、日使仍ほ決して讓步せず、本年即ち千九百十七年一月五日、日使乃ち伍總長に面し口述書を交付す、

(一)士官學校敎習を傭聘するの件、此要求は本と將來滿蒙地方の武官を幇助養成し、兩國親善の精神を闡明して鄭家屯事件の如き誤解を拒絕するに在れば、都て中國の任意として敢て相ひ强ひず。

(二)軍事顧問を傭聘するの件、此案は旣に民國四年五月二十五日、兩國交涉の案件中に在り、本と兩國軍事官憲の意思疏通し、彼我誤解を豫防するに在れども、亦中國の任意として敢て相ひ强ひず。

(三)警察官を派遣する件、兩國新約實行の後は、益々日本商人の東蒙南滿に往來居住する者多きを加ふ、因て商人の保護取締上勢ひ增設して、兩國國交親善を厚ふするの本源なり、且つ治外法權の地に在ては、固より當然の行爲にして、決して中國主權を侵害するに非ず、若し飽まで同意を表せざれば、日本政府は必要に應じ實行するのみ。

一月十二日　中國政府は此口述書に對し回答したり。

(一)本國陸軍の人員にして敎授する者あれば、外國人を聘用するの意思無し。

(二)奉天督軍署は旣に日本軍事顧問あり、口述書の意は了悉せり。

(三)千九百十五年五月二十五日の新約規定は、南滿州及び東部內蒙古に往來居住する日本商人は、中國の警察法令に服從し納稅の義務あるべしといふは、是れ治外法權に因て發生するの問題なれば、豫じめ之が備を爲せしなり、然るに今日本公使は確實聲明すといへども、中國の主權と形式上に於て都て妨害あれば、徒らに兩國の親善を損するのみ。

且つ現在滿州に設置しある警察官派出所に就ては、中國政府及び地方官が、屢々日本に抗議するも、敢て撤退せず遂には鄭家屯に置くに至る、中國派出員の調査報告に據れば、日本警察官吏の擧動に依りて、今次衝突の事件あり、同意を表せざれば、必要に應じ實行す云々、中國政府は決して承認する能はず。

此後　日本公使は其政府に電稟し、中國外交總長と北京に於て、相互照會の結果條約文を締結したり。

一　二十八師團長を戒飭する事。
二　責任ある中國將校は法律に照し嚴罰すべき者は處罰し、其餘は參酌處分する事。
三　日本臣民の居住者及び軍隊に對しては相當の禮遇を與ふることを出示曉諭する事。
四　奉天督軍は相當の方法を以て、關東都督府及び奉天日本總領事館に援接する事、但し其方法は督軍の任意處辨とす。
五　日本商人吉本に五百元の救恤金を與ふる事。

一月二十二日　外交部は更に日本公使に對し、四平街より鄭家屯に至る、沿道一帶の日本軍隊は、何れの日に撤退するやを照會するに、日本公使の覆照には、第五項全部實行の日を俟つて、始めて全部撤退すべしとの意を述ぶ云々（盛京時報）

○米國政府への答覆　支那政府は獨逸政府に對し抗議を申込むと同時に米國政府にも回答したり其要は對獨の意見は同しければ米國政府が表示したる態度は尤も贊同するを以て今後は行動を一にして海上封鎖等の件に關しては更に獨逸政府に向ひ嚴重の抗議を申込むべしとなり（順天時報）

○獨米國交斷絕に付ての研究　獨米斷絕の變局に對し支那政府は屢々秘密會議を開き研究する所あるも未だ其確定に至らず政府部內の意見に三派あり。
一　米國の後に從ひ德墺兩國と外交關係を斷絕すべし
二　協商國に加入すべし
三　中立の現狀を維持すべし
各自主張の基礎同じからざれども其大勢は特別の事情發生せざる以上は、飽まで局外に中立し世界の戰局を傍觀するに在り或は傳ふ獨國が米國よりの第二通牒の覆信を待ち其方針を定め獨國前言を取消ざる時初めて米國と行動を共にすべし現に米國公使は民國果して米國と同一態度を取れば戰後必ず支那の危殆に陷らざるを明言せしとか（順天時報）

○三政黨の合併　協議會、蘇園、憲政會の三政黨が、合併すとの噂は、屢々新聞紙上に見るゝ所なりしが、今聞く所に據れば、此三政黨を打つて一丸と爲し大同俱樂部を設け、暫らく憲政會事務所を假りて、本部と爲す其重なる人物は、協議會の田應璜、張其密、李芳、蘇園の孫鍾景、耀月、狄樓海、憲政會の胡壁城、揚士聰を始め、部員凡そ百五十人許、然れども、其內には一人にて、籍を兩黨に置く者あれば、恐らく實數は壹百內外に過ぎざるべし、又衆て平社より提議に係る、六政黨合併問題は、此三政黨合同實行の後を待ち始めて協議に係るなりと云。（順天時報）

○大總統勳位を親授す　正月五日午前十時、居仁堂に於て、勳位授與式あり、其受勳者は左の如し。
勳二位　侍從武官長陸軍上將　廕昌
勳二位　前安徽都督上將銜陸軍中將烈威將軍　柏文蔚
勳二位　前廣東都督智威將軍　胡漢民
勳三位　前雲南臨武將軍　龍覲光
勳四位　前雲南陸軍第一師々長陸軍中將　葉荃

勳四位 第二講武堂堂長陸軍中將 陳 文運
勳五位 陸軍少將 張 慶雲

此他の文武官員は、近日又親授せらるべしと云ふ（順天時報）

○蒙古王族の旅費規定 蒙古回々西藏各地の王公貝子等が、北京に來朝歸國の時に、給與すべき旅費に因て、其優遇を表はすべしと總統の旨を奉じ、貢總裁は現に其回期に迫るを以て、豫じめ其旅費額を定め、總統の許可を得て不日實施すとのことなり、其額は左の如し。

（內蒙古各旗）

察哈爾屬霍特等旗 六盟伊克明安等旗

親王	壹千元
郡王	八百元
貝勒	六百元
貝子	五百元
鎮國公 輔國公	四百元
札薩兒台吉	三百元
協理台吉	二百元

（外蒙古各旗）

四部落 甘肅 青海 所屬各旗

親王	千五百元
郡王	千二百元
貝勒 貝子	八百元
鎮國公 輔國公	六百元
札薩台吉	五百元
協理台吉	三百元

（遠邊各旗）

科布多 烏梁海 塔爾巴哈 伊犂 新疆 阿爾泰 等旗

親王	二千元
郡王	千六百元
貝勒 貝子	千元
鎮國公 輔國公	八百元
札薩克台吉	六百元
協理台吉	四百元

（西藏各旗）

西藏辦事長官屬 札什倫布 加多 克唐古忒等旂

親王	千八百元
郡王	千四百元
貝勒 貝子	千元
鎮國公 輔國公	七百元
札薩克台吉	五百元
協理台吉	四百元

この總計九萬元餘と爲る（順天時報）

○外蒙胡片馬澳門三經界の標準 外交總長伍秩庸氏が各國公使に提出すべき三經界の標準は左の如し

一 外蒙古の經界線 從來露國公使「リホンスチ」と議定せし恰克圖協約を以て標準とする事

二　片馬の經界線　前淸雲南巡撫李經義と英人と訂結する者を以て標準と爲す事

三　澳門の經界線　前淸宣統二年議定の澳門は葡國領土と認めざるを以て標準と爲す事

但し此の三問題は遠からずして先づ葡國公使「フレート」氏と談判を開始すべし（順天時報）

學事宗敎軍事

○大學校の改革　大學校長蔡元培は、大學校組織を根本的に改革し、豫科卒業期を一年、本科を三年、研究科を二年と爲し、法政專門學校を法科大學、北洋大學を工科大學、京都醫科專門を醫科大學、農業專門を農科大學と改稱し、現在の理文工醫農大學卒業者には學位を與へ、技士と稱し文法二科にして更に研究科卒業者には學位を與へ、技士にして又研究科卒業者にも亦學位を與へんとの提議あり敎育部も賛成したれば、現在大學生卒業後を待つて實行し、本年は法工二科の預科生を募集せずと云ふ（盛京時報）

○國敎問題の解決近し　國敎問題に付き、國敎維持會と信敎自由會と、互ひに其持說を主張して相ひ下らず、紛々擾々數月の久しきに亙りしが、二月六日に至り、兩會員は中央公園に集り、演說會を開き、招待者數十人、時に國敎維持會の李景濂は、我初めて國敎の敎を以て敎育の敎と認めしは誤なり、故に敢て國敎を主張せず、將來は信仰自由の一條は、固より完全に通過せしむべし、但し敎育の項下に於て「孔子の學を以て敎育の大本と爲す」の一條を加へられたしとの意を演說し、又同會員張琴も第十九條第二項に修整を加ふれば、差支なしといへば此の問題も、次會に於て必ず平穩に通過解決すべし（順天時報）

○南支七省砲臺の調査　參謀總長王士珍氏は頃ろ當局に上申し江蘇安徽浙江廣東湖北江西福建の七省に部員を派遣し其佈置等を調査せしむ既に着手したる地方は左の如し。

江蘇省　吳淞　雲臺山　圌門關　焦山　黃山　小角山。
安徽省　梁山　釆石磯。
浙江省　海門　象山港　乍浦　虎頭山　鳳凰山。
廣東省　虎門　碣石　澄海　汕頭　湛川　江門。
湖北省　竹山　蛇山　田家鎭　大別山。
江西省　湖口　小孤山　鄱陽。
福建省　泉州灣　漳浦　詔安　海壇島　三都澳　福鼎。

尙ほ此外に軍防上必要の地方には順次砲臺を增築せんとの計畫なりと云ふ。（順天時報）

○天主敎耶蘇敎の勢力　兩敎の敎會敎徒職員等の數目を明白にせんと、外交內務兩部の調査したる表は左の如し。

敎會　禮拜堂　二千七百十七ヶ所
　　　傳道堂　四千二百八十八ヶ所

布經會社 八ヶ所
青年會
病院 九ヶ所
醫學校 百六十一ヶ所

學校
大學 九ヶ所
中學 千百七十一ヶ所
小學 二千五百五十七ヶ所

信徒
外國女教師 千八百三十六人
中國男教師 九百〇二人
中國男副教師 八千三百八十一人
中國傳道婦女 千百〇八人
學校教員 二千七百十九人
學生 十八萬六千百三十人
醫師 三百八十八人
教友 三千五百二十八萬七千八百〇九人

（盛京時報）

財政

○浙江省行政費の削減　前省長呂公望、の議定せし本年度の行政費總額二百六十萬四千三百九十五元にして、之を前年度に比すれば、三十二萬四千九百五十六元なりしなり、然るに新任省長齊…着任後は專ら其削減を計り、先づ警務所經費中に六百元を削り、本省に於て五萬元を削り、更に督軍楊……の、軍事費減額十八萬元の提議を容したれば今迄反對せし省民も、齊楊兩氏の民意を納れ、中央政府に對しても都合宜しかるべしと好評判ありとか（順天時報）

○民國六年上半期各省行政費の確定額

自一月一日至六月三十日　各省行政費總額　三千五百五十四萬八千元

内

省	金額	備考
直隸	三、二八六、〇〇〇元	（北京、熱河、察哈爾行政區域を含む）
奉天	二、〇五二、〇〇〇	
吉林	一、三八九、〇〇〇	
黑龍江	九一七、〇〇〇	
山東	一、六四三、〇〇〇	
河南	一、四二〇、〇〇〇	
山西	一、五八九、〇〇〇	（綏遠、行政區域を含む）
江蘇	二、〇六四、〇〇〇	
安徽	一、三九〇、〇〇〇	
江西	一、四一五、〇〇〇	
福建	一、四五二、〇〇〇	
浙江	二、一〇〇、〇〇〇	
湖北	二、一五八、〇〇〇	
湖南	一、七五〇、〇〇〇	
陝西	一、二〇〇、〇〇〇	
甘肅	一、〇〇〇、〇〇〇	
新疆	七〇〇、〇〇〇	
四川	二、五一〇、〇〇〇	

廣東	二、四八七、〇〇〇
廣西	一、〇六三、〇〇〇
雲南	一、一七九、〇〇〇
貴州	七二八、〇〇〇

（順天時報）

○民國五年度全國官產收入の總額　二月七日陳總長より總統府參議院に提出したる各省官產の收入總額は自五年一月一日至十二月三十一日　總計六百十二萬五千七百八十五元也

（順天時報）

○各部院の經費大削減　本年度豫算大不足の爲め大總統は特に國務院をして中央政府の政費に大削減を加へしめたり今其發表せし經費額を見るに左表の如し。

外交部	一九六、五〇〇	
內務部	二、二五五、二八二	
陸軍部	一五、二〇五、五五五	（各省の陸軍部所管の經費を含む）
海軍部	五、五六六、七二四	（海軍部所管の經費を含む）
財政部	二三、〇〇五、一〇〇	（附屬機關を含む）
交通部	一三二、三一〇	
司法部	一八三、二三二	
農商部	五八一、五〇〇	（附屬機關を含む）
敎育部	三八、〇〇〇	
蒙藏院	一〇、〇〇〇	
總計	四七、一七四、二〇三	

（順天時報）

○各省厘金收入表　此の表は財政部數年間の調査に基き其平均數を表はせし者にして此外福建省等の調査は未だ報告あらず。

北京	二七〇、〇〇〇元	奉天	三、四五〇、〇〇〇
吉林	一、九二〇、〇〇〇	黑龍江	一一七、〇〇〇
江蘇	三、一二〇、〇〇〇	安徽	一、六五三、〇〇〇
山東	二、三三〇、〇〇〇	山西	七、二九一、〇〇〇
河南	二、六七三、〇〇〇	陝西	七八二、〇〇〇
甘肅	八一九、〇〇〇	浙江	三、六七四、〇〇〇
江西	二、三一〇、〇〇〇	湖北	三、一八二、〇〇〇
湖南	一、六二〇、五〇〇		

（時事新報）

○五年度豫算の塡補　政費を削減し支出を緊縮するの外、更に收入の稅額を增加するを計り、財政部より國會に提示したる者左の如し。

北京	八〇、〇〇〇元	安徽	六六〇、〇〇〇
直隸	一、五二〇、八〇〇	江西	五五五、〇〇〇
奉天	三、四五〇、〇〇〇	福建	一、三〇〇、〇〇〇
吉林	一、三七〇、〇〇〇	浙江	一、二二〇、〇〇〇
黑龍江	六七〇、〇〇〇	湖北	一、一四五、〇〇〇
山東	九八〇、〇〇〇	湖南	一、九七四、〇〇〇
河南	三〇五、〇〇〇	陝西	二五〇、〇〇〇
山西	四四〇、〇〇〇	甘肅	四〇〇、〇〇〇
江蘇	二、〇〇〇、〇〇〇	新疆	四七〇、〇〇〇
四川	二、三三〇、〇〇〇	廣東	一、七三〇、〇〇〇
廣西	六一〇、〇〇〇	雲南	四八〇、〇〇〇
貴州	二〇〇、〇〇〇	熱河	六九、〇〇〇
綏遠	六、〇〇〇	察哈爾	六五、〇〇〇
川邊	三、五〇〇		

增加合計　二千四百二十八萬三千三百元也

（時事新報）

○淮鹽と張勳の關係　淮鹽は兩淮の鹽田を謂ひ、兩淮は淮南淮北を謂ふ、淮南の鹽田は素と二十二ヶ所ありしも、產額年を逐て衰退するに引換へ、濟南の新田は日に益々旺盛を極め、民國元年に開業したる鹽商は、大源、大阜、大德の三會社と爲し、繼て起る者を大有昌と爲す、同三年にはまた公濟裕、通慶、日新の崛起するあり、今日これを濟南の七會社と稱し、淮鹽全局を左右するの力あり、就中大源の勢力最も大なり、其大株主は卽ち張勳と爲す、株金額は凡そ二十萬元、現任淮鹽運使劉文揆は、本と張の幕僚たり、故に張の關係鹽田製鹽ともに、劉の維持操縱に因て、相場の高低賣買の掛引、張に利ならざるは無く、大德等六會社も、亦常に其餘澤を蒙り、商況實に盛大を極む、今試みに民國五年の鹽價商況の一斑を說く可し。

淮北鹽の產額は本と甚だ多からず、民國五年の如き、僅かに數萬の通行稅を與ふるを以て、淮南の二十ヶ所を合はせて、二十餘萬の通行稅劵のみ、故に淮南一ヶ年の消費高は、六十萬の通行稅劵を與ふに過ぎず、去れば若し濟南の新產地無き時は、淮鹽沿革の費消は、長蘆沿革の費消に及ばざりしなり、然るに、民國元年濟南鹽田創設の初め、長蘆三十萬通行稅劵を借りて運搬したるに引換へ、現在の濟南鹽田は、既に百五十ヶ所あり、每一ヶ所の資本凡そ一萬元、而して七會社中大源の四十餘ヶ所を第一と爲し、民國五年の產額最低下も一萬六千苞あり、其最多は二萬四千苞、平均一ヶ所產額二萬苞、每苞百零五斤此百零五斤は鹽政處の公定に據り、其實は百零八斤なり、其正稅額は百斤に對して徵收す、此間種々官商の弊害を生ずるは世人の知る所なれば今敢て贅せず、要するに製鹽一苞の價は錢一千八百三十文としても、二萬苞を得れば三萬六千六百文、故に一萬五千文の資本を卸せば、一ヶ所一ヶ年の鹽價三萬六千文を得れば、一切の費用を引去りても、純益金は一倍の利得あり、假りに濟南の七會社の株金一萬元と定め見れば、一年の利得も亦一萬元なり、是を以て濟南の株主は、多く當局大官にして、苟も有力の重要人物に非ざれば、資本を投じ株主たるを得ずといふ、非常の好景氣なり（盛京時報）

○鹽稅增加の好景氣　民國成立以來、極力鹽稅徵入を計りしが、近年に至り益々其好成績を擧げ、本年の如き其收入豫算額は、九千萬元以上の多きを致し、每月平均七百五十萬元に下らず、故に鹽稅担保の借款每月平均二百四五十萬元を償還するも、尙ほ關稅擔保の九十萬元を助補し、尙ほ餘す所四百萬元ありて、中央政府の經常費政軍費に充つるを得こと、實に十分の六七に在り、此外、直收中央政府に收入する者、每月平均三百萬元を加ふれば、意外事件の發生する無れば、政府は決して財政困難と謂ふべからず。（盛京時報）

○各省行政軍事費確定の豫算表

內務　四八、〇五二、一六二元
外交　六八九、四七一
陸軍　九、八五一、三二八

巡防警備	二三、七八一、九八五
海　軍	八三六、一七六
財　政	一〇、五一二、三四二
司　法	七、〇九三、二八〇
交　通	三九五、八七三
教　育	一〇、七一九、五二七

、陸軍司法教育は昨年に比すれば增加したれども、其他は却て五年度豫算額に比すれば、百分の二十五を減ずとふ云。(盛京時報)

借款

○内國公債募集の發行手續　交通總長許雋人氏が本年中に交通內國公債發行の議を提出し內閣の同意を求めたりとの事は屢々新聞雜誌にも掲載せられしが近頃連りに段總理と陳財政總長に迫り熱議の結果其募集の手續を分ちて四期と爲して、實行する事に定まりたり今其大略を述れば左の如し。

第一期	六年七月一日發行	債額六千萬元
第二期	七年一月一日發行	債額五千萬元
第三期	七年七月一日發行	債額五千萬元
第四期	八年一月一日發行	債額四千萬元

尙ほ募集員にして特別盡力功勞ある者には、夫れ〳〵相當の勲章等を與ふるの法を設けて奬勵すと云ふ(順天時報)

○對米借款の內容　今交通部員の言ふ所に據れば、中米合同契約の鐵道線は左の如し。

湖南省株州より廣東省欽州に至る間	七百哩
河南省周家口より湖北省襄陽に至る間	九百哩餘
此外　某より某に至る間	百　哩

この線路全長千百哩に過ぎず、其修築に就ては、米國資本家より未だ何等の提議あらず、去れば世間に流布する鐵道借款の件は、其眞相を悉さゞるを知るべし。(順天時報)

○倫敦に於ける大借款會議　一月三十日英國倫敦に於て四國團代表者が支那民國第二の一萬々元大借款會議は米國銀行加入を以て問題と爲す此問題は本と英國の發議に出るも、日本政府は英國の米國資本を利用し日本の計畫を阻止するを疑ひしを以て躊躇未決なりし所今次本野外相政見を議會に發表する演說中米國資本家は日本資本家と提携の意あるは誠に喜ぶ可き現象なり目下日米兩國經濟接近に付て考慮中の語あり言外自ら米國の大借款に加入するを贊成する知るべし日本既に贊成すれば英佛露三國不贊成の理なし果して然らば第二の大借款は米國加入して成立するや必せり而して其擔保は鹽稅と爲し地租を要求するが如き嚴酷の條件は結ばざるべし。(時事新報)

○保利銀行案に付き協議委員の選定　此案の提出後參議院が衆議院の修正を贊せざるより、政府は更に原案を衆議院に廻付す、是に於て兩院妥協の外なきを以て、委員十三人を選出す、其人名は左の如し。

參議院　李紹白　王伊文　朱念祖　李兆年　陳善齋、

○廣東礦山の調査報告 支那礦山は湖南を以て第一と爲し、廣東を第二と爲す、谷農商總長は先年來、屢々廣東省に命じ、技師を出張して調査せしむ、頃ろ、廣東礦務技師梁宗梁の報告を見るに、既に開鑿に着手しつゝある者六ヶ處、未だ開鑿せざる者二十餘ヶ處あり、今其開鑿する地方を擧げれば左の如し。

(1) 曲江縣妙梓閣 九百六十九畝銻礦
民國二年三月 借區主 馮 春 源

(2) 曲江縣獅子頭 二百四十畝銻礦
民國二年九月 借區主 馮 春 源

(3) 曲江縣黄沙坪 百九十九畝銻礦
民國三年二月 借區主 陳 恭 甫

(4) 曲江縣蜜蜂洞 二百十畝銻礦
民國三年七月 借區主 豐 德 公 司

(5) 防城縣東興鎭 百四十畝銻礦
民國四年六月 借區主 張 益 恒

(6) 防城縣東興鎭 二方里銻礦
民國五年二月 借區主 馮 純 鄕

(順天時報)

○黑龍江甘河石炭礦の復活 甘河産の石炭は滿洲産の石炭よりも、火力強く品質良好なれば輸入を禁じ利權を保つに足るといへども、黑龍江省を距ること遠く、博爾汽江口より百二十里の輕便鐵道あるも尙は七百餘里の水路あり、夏秋の雨季に帆船の利あるも、運搬費多くして燃料費消の額少く、春冬燃料必要の際は、石炭の不足を告ぐ、黑龍江軍長畢某常に考ふる所あり、先づ其地理を踏査せしむるに、該礦は九峰山の側に在り、內興安嶺の礦脈と連續し、面積六七百里の廣きに及び、石質も亦佳良にして、白煙、無煙、硬炭、褐色炭の四種あり、若し新式の開鑿法を用ふれば、眞に無盡藏たるべく、又、哈爾賓と黑龍江の鐵道線路と連絡すれば、前途の有望なる期して待つべし、是に於て、畢軍長は一切の情形を、農商財政の兩部に稟申し、更に電報命令を請ひ、土地丈量より收入金額二十萬元を應用して、炭礦調査の費用に充て、技術者等を派遣し、實地踏査の上、詳細の地圖幷に設計書を作製して、不日實行するに至るべしと聞く。(盛京時報)

○小礦借區法案の大要

一 礦區の二百七十畝未滿を以て、小礦區と爲す。
二 借區免許狀の期間を三ヶ年と定む。
三 小礦區は外國人合同經營を許さず、又外國の資本を借るを許さず。
四 小礦借區人は、縣知事の認めて品行端正の者に限り一般礦商資格査定の規則を適用せず。
五 小礦借區免許狀狀税の規定は左の如し。

石炭礦の五十畝未滿の者 貳十五元
五十畝以上百畝以下 四十元
百畝以上二百畝以下 六十元
百畝以上二百七十畝以下 八十元

此外 各種小礦の三十畝未滿の者は四十元、百畝以內は六十元、餘は此の例に倣ふ

此案は既に國務議會を通過したる者なり。（盛京時報）

○周襄鐵道の確定　交通部が周襄鐵道の新線路確定發表後更に米國商裕中公司と借款契約を結び共同經營に付きての附帶條件は既定の鐵道線路千百哩中株欽間の一線は僅かに七百哩にして四百哩の不足あれば此の不足を補はん爲め河南の周家口より南陽襄陽を經て陝西の漢中に至る一線を加ふれば將來に於て借款内に加ふ可き此線より四川に入るべきに差支あり且つ周家口より漢中に至る線路は六百哩の長きを以て共同經營既定の哩數に超過すること二百餘哩なり因て再び協議を遂げ周家口より襄陽に至る二百哩を以て周襄鐵道と稱し該借款内に納れ株欽鐵道局長をして兼務處辨せしめ着々進行せしむべしと六年一月二十六日の總督府の指令に見へたり。（時事新報）

○自流井富順河間の鐵路計畫　自流井は四川全省の一大富源地にして、鹽税のみにても壹ヶ年の收入額、千萬元以上なれども、船舶の往來困難交通不便の爲め、其利源を開發する能はず且つ同地紳商等の迷信ありて、僅々九十五里の陸路に鐵道敷設を喜ばず、然るに富順縣知事楊叔堯の調査測量の結果に據れば、大川大山の障害なきを見て、一面には郷紳劉寳之等を説きて、此鐵道の有利を説諭して、貳拾萬元の資金を調達し、又一面には人を北京に派遣して株金を募集し、更に一月八日から自流井の神廟に詣り、同地の紳士紳商を集めて、地方の利害得失を説明論斷の後、印刷の株金申込書壹冊を頒つ、毎壹冊合計壹萬元と爲し、壹株は百元、其株金は會社の手を經ず、株主より直接中國銀行に送付せしむ、自流井鹽實捌研究會長劉景賓の如きは即時に三十萬元を引受け、其他各鹽業者は鹽一貨車を要する者は、株金百元を引受くことに爲りたれば、今後毎年流下する、自流川の三千餘貨車は、四十萬元の大利を得べければ、一同大賛成にて、此鐵道線は近き將來に於て、實行開通すれば、生活情態の重慶より三倍も高き煩ひも免るべしと云ふ。（順天時報）

會報

陸宗輿氏招待會

本會にては支那交通銀行株主會長陸宗輿氏の來朝を機とし二月十五日午後六時より同氏並に章支那公使及同公使館員一同を華族會館に招待して晩餐會を催せり來會者は細川侯を初め清浦、曾我兩子、頭山滿、野田卯太郎、寺尾博士、伊澤修二氏等會員六十餘名にしてデザートコースに入るや清浦子一同を代表して挨拶をなし次で陸氏は大要左の謝辭を陳べ更に別室に於て歡談の後九時過ぎ散會せり

日支兩國の親善を圖るの急務なるは今更多言を要せざる所なるが既往兩三年間に於ける兩國の關係は敢て疎隔せりといふにあらざるも一種の雲影の棚引けるが如き感ありて眞乎に兩國親善の實を擧ぐるに至らざりしなり然るに今日は全く此等の雲影除去せられ兩國の關係を改善すべき絶好の機會といふべし而して予は夙に兩國親善の實を擧ぐるには經濟的提携を實現せしむるの最も時宜に適したるを信じたりしが今回幸ひ交通銀行の要務を帶びて渡來せるを以て此機に於て貴國朝野の士と十分意見の交換を行ひ歸國の上は出來得る丈け兩國親善の實を擧ぐるに力めんと欲す貴會に於ても何卒此目的を達成するに助力せられんことを望む」云々

當日出席者氏名左の如し

來賓
陸宗輿
章宗祥
王鴻年
郭左淇
劉光謙
朱紹濂

會員（イロハ順）
井田武雄
五百木良三
井手三郎
伊藤竹三郎
伊澤修二

犬塚信太郎
伊上雅二
伊藤知也
西村虎太郎
西田畊一
侯爵 細川護立
頭山滿
大間知芳之助
大久保高明
大谷嘉兵衛
太田惟一
小川平吉
岡田晋太郎
大村欣一
甲斐靖
香川悅次
加藤駒二
柏原文太郎
田鍋安之助
田代亮介
田中收吉
子爵 曾我祐準
副島八十六
鶴岡永太郎
佃信夫

中村純九郎
中野二郎
中西正樹
中西淳亮
上野岩太郎
野田卯太郎
山内嵓
山口宏澤
山本市太郎
山本熊一
增田高賴
古田錞治郎
藤田諭一
寺尾亨
葛生能久
宮島大八
澤柳政太郎
平井千太郎
白岩龍平
森猛熊
望月龍太郎
望月小太郎
水野梅曉
子爵 清浦奎吾

支那

第八巻第六號

要目

東亜同文會調查編纂部

大正六年三月十五日發行「支那」第八卷第六號

論説

資料

雜録

發行書目錄

書名	冊數	體裁	價格	郵稅
支那經濟全書（第四版）	全拾貳冊	菊版總紙數約一萬二千頁	特價金貳拾八圓	郵稅（內地一圓八十錢 支那二圓五十錢）
日露之將來（第三版）	全壹冊	菊版紙數三百頁	（非賣品）印刷實費參拾錢	郵稅金八錢
大清律	全壹冊	菊版紙數約四百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
樺太及北沿海洲	全壹冊	菊版紙數約五百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
蒙古及蒙古人（再版）	全壹冊	菊版紙數約八百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅（內地十七錢 支那三十五錢）
勾麗古碑（石版刷）			正價金七拾五錢	郵稅金八錢
文學士大村欣一氏著 支那政治地理誌（上卷）	全貳冊	菊版布製約九百六十頁	正價金參圓	郵稅（內地二十四錢 支那四十五錢）
支那政治地理誌（下卷）		菊版布製約千七十頁	正價金參圓五拾錢	郵稅（內地二十四錢 支那四十五錢）
山東及膠州灣（再版）	全壹冊	菊版クロース約七百頁	正價金貳圓	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
支那重要法令集	全壹冊	四六版四百頁 帙入	正價金壹圓五拾錢	郵稅金八錢
現代東部蒙古地圖		四色刷 縱一尺八寸 橫二尺六寸 帙入	正價金六拾錢	郵稅金四錢
東部蒙古	全壹冊	菊版洋裝七百八十六頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅金二十錢
改訂支那全圖	全壹枚	縱五尺一寸 橫四尺四寸	正價金貳圓	郵稅（內地八錢 支那三十錢）
最近支那貿易	全壹冊	菊版紙數七百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅金十八錢

東京市赤坂區溜池町二番地
東亞同文會調查編纂部
電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年三月十五日

第八卷 第六號

論 說

支那の關稅改定

一

淸末以來支那政府は屢關稅改定を列國に提議し其輸入稅を增率せんことを以てせり、現行の輸入稅率は北淸事變の最終議定書により一九〇二年に一たび改めたる者にして、當時其輸入稅率を定むるに一八九七年、一八九八年、一八九九年の三個年間に於ける各商品の陸揚當時の價格を平均し其百分の五を標準とし、之を重量に從はしめたり、即ち棉糸百斤の輸入稅を〇・九五海關兩とするは當時平均價格の五分より算出せし者とす、而して此の稅率は十年每に支那政府の提議により改定すへきを約し時價の變遷に伴ひ稅率を改め公正を保つへきを示せり。

實に一九〇二年より今や旣に十五年を經、各商品の價格は大率舊の如く廉價ならす、支那政府は時價に從ひ更に此の稅率を改定せんことを唱ふるは理由に於て毫も違ふ所なし、故に其從價五分を改むるなくして以て稅率を時價により改算すへきとの提議に於ては各國

殆と之に不贊成たるへき者なきか如し、然れとも此間に從價五分を改め七分五厘として改定するの提議あり、之か爲め問題は紛糾するに至れるなり。

二

支那政府か從價七分五厘を提議する基因は所謂マッケー條約と稱せらるゝ一九〇二年の英清改訂通商條約に在り、該條約は世人の能く知る所なれはこゝに贅言するを要せす、其主旨は支那內地の通過稅たる厘金稅を全廢せしめ之に代ゆるに輸入稅に從價七分五厘の附加稅を以てすへしとするに在り、故に之に從へは外國製品が支那の一開市場に入り直に販買し終らるゝ場合には從價五分の輸入稅のみにて事止むも、開市場を出てゝ支那內地に入らんとするに當りては更に從價七分五厘の附加稅をなし、此の稅を納めたる者は支那內地何れに至るとも再ひ通過稅を課せらるゝなきを豫定する者とす。

固より稅關には從來厘金免除の爲め從價二分五厘の附加稅をなすの規定あり、之を子口半稅と云ひ、外國輸入品にして輸入稅と此の半稅を納めたる者は支那何れに至るとも再ひ通過諸稅を課せらるゝなきなり、故に英清改訂條約は此の子口半稅を七分五厘まて高め之か收入を以て支那政府か全國の厘金稅を廢する爲めに生する收入不足を補充せしめんとの意思なり。

一九〇三年我國は支那通商條約を改訂するや、英の改訂したる所を毫も考究するなく、漠然として之を其まゝ襲用し茫乎として之を條約中に加へたるを見る、若し當時一步進んて支那の政治經濟狀態を考察し關稅の改定を深く研究せしならんには英國のなせし所を其まゝ襲用するのことなく、必すや此間に大なる意義ある條約を成立せしめ得たる者の如し、然れとも該通商條約の規定は其實行につき條件の動かし難きを附帶するを以て、其實行の容易ならさるより論すれは必すしも之を多く議論する必要もなきなり。

三

英清の通商條約に於て關稅改定に關する條件は支那に於て最惠國條款を有する列國が一九〇四年一月一日までに本條約と同一の者を支那と締結すべきを以てし、若し締結する能はさりし時は本條約の規定は列國か其條約に調印する時に効力を生すへしとなす、然るに英につぎ日、米之に從ひ同一の約を結ひしも其他列國は之を顧みす、是を以て此の條約は今に至るも何等實行につき効力を有するなきなり。

思ふに支那は斯る條約の存在すると否とに係らす、一九〇二年の稅率を改めんと欲するは理の當に然るへき所、若し五分稅を定むるなくとも之を事實上今の時價の五分たら

しめんと思ふ、況んや厘金廢止などの條件あるにせよ、附加税を七分五厘まて増率し得るの條約か英、日、米との間に存するに於てをや、然れども我國最近の經濟貿易關係は十年の昔に比すへくもあらす、彼我關係愈密なるに從ひこゝに支那の關税改定は我國の大なる不利を釀すべきに至れり、世に所謂日支親善は常に利害を基として說かる、利害を超越したる親善は予不幸にして未た之を聞かず、是を以て支那の改率は如何なる理由あるにせよ、我國人の喜ばさる所なるを見る。

四

支那は關税又は通過税を課するに於て世界に比なき古き歷史を有す、春秋戰國に既に之あり、更に遡つて考ふれは三代の政治にも之ありしを見るへく、降つて近世に至り愈其税關增加し、其税名叢生し、水道には船に課し、陸路には牛、馬、車及擔夫に課し、支那に於ける税は地租を除けは悉く通過税たるの觀あり、然り而して上代より通過税を行へる目的は主として官府の收入を加へんとするに在り、時に課税の結果極めて稀に今の所謂保護政策に似たる狀況を示せしことあれど、是れ偶然の結果とすへく、決して官府は始よりかゝる保護の目的を以て税するに非さる也。

開港に當り支那は收入を目的としたる輸出入税を提議し、獨り輸入に於て税するを考へしのみならす、其輸出及內地沿岸貿易にも課税せされは已ます、之を行ふ既に七十年、今に至り內地諸税を一革し、生產商業に不利なる諸税を廢せんとすと雖も、其財政及ひ税制の根底にして改まるあらすんは奈何ともなし難し。

實に支那は三千年、通過税を實行し來り、其間幾多の經驗と智識を有し而も此の税をたゝ政府の收入或は官吏の利益とのみ考へ、一歩も其他に出つるなかりしは寧ろ奇蹟なりともすへし、然り而して此の奇蹟を有する國民か一朝の理論政策により其税制を根底より新にせんとするは其難き何人も之を首肯す。

五

然れとも理論上及事實上より支那を觀すれは、眞に其苦衷察すへきあり、輸出税の不利を知ると雖も廢するに力なく、輸入税は列國の協定を經されは分毫も之を動かし難く、而して列國は支那を或種の自由貿易國と見做し永久に之を遇せんとす、假令五分税は存在すとも五分税を有する自由貿易地帶なりと支那を解するは必すしも僻說に非す、支那は如何なる政策を有すとも世に流行する保護貿易政策は夢にも之を見る能はさるなり。

實に支那東隣の大國たる我邦は支那關税問題に對し根底ある主義を立つるを要す、利害もとより深く究むへし、然れとも必すしも利害にのみよつて決すへき問題たるにはあまりに大なり、若し帝國の國力と國勢と國運とは支那を聯

ねて關税同盟を締結し以て東亞をして列國に對せしめ得るあらは事は或は容易ならん、はた又帝國は亞細亞を一圜となし之を永久的に自由貿易地となすを得は事更に解し易からん。

保護貿易政策は永久地球の存在と共に滅ふへき者に非さるか否乎、貿易は自由たるへきは千古の眞理たるへしとせは何時かは全亞細亞の自由貿易も行はるるの機も來らん乎

六

現時我邦に於て進歩せる工業の大部分は近く支那に於ても興るへき性質を有す、我邦の工業は其最も簡易にして製造し得へく、資本も比較的に小にして其利大なる者に於て發達し來れるは當然のことに屬し、而して支那の現勢及將來も亦之と其軌を同しくす是を以て此の一方面のみより考察すれは關税問題は頗る重大なる意義を有する者の如く、彼我の工業には同種類の相對抗する性質の者益多からんとするなり、然れとも我邦の工業の程度は如何なる事情あるとも支那に於ける工業よりも一日の長を示すを必要とすへく、若し直に彼我同一程度に到ることあらは是れ我邦工業の退歩を意味せすんはあらす。

思ふに我邦の工業が關税率二分五厘の增加の爲めに直に衰ふる底の者ならさること是れ何人も知る所、支那工業の最近稍興るを見て、以て我邦工業を悲觀するか如きあらは我國の恥辱之より甚しきなし、若し夫れ眞に支那と對抗して敗るゝの工業もあらは、かゝる工業は如何なる方法を以てしも我邦に存在すへき者に非す、寧ろ速に滅ふるを可とする性質を有すと謂ふへし。

實に我邦人か現時及將來に於て大に興すへき工業は工業上優秀の地位を占め、眞に帝國の工業として世界に誇るへき者たるを要す、劣れる技術と智識と器械とを以て容易に製造し得へきか如き工業は我邦の誇となすに足らす、かゝる種類の工業か支那の關税の爲め壓せられて亡ふるあるとも(其實決して我邦にかゝる者なしと雖も)之れ寧ろ大に祝すへき者たらすんはあらさるなり。

七

支那關税問題は更に深き攻究を要す、一九〇二年の昔に英國か大なる考察をもなさすして支那と約せる所の如きは今や再ひ顧みるへき秋に非す更に進んて支那の輸出輸入、內地税制、海港場に於ける工業組織等を精細に攻究して後、平凡なる案を放棄し、卓拔にして識一世を蓋ふの議を提出すへし。

道途傳ふるが如く支那か他の外交問題に於ける交換として關税問題を決せんとするか如きは、其の解決の主義と解決の內容とに於て甚た贊同すへからさるあり、交換を以て事を決するは多くは彼我相互の眼前の利害か相決濟せらるゝ場合なり、故に區々の小利害に關する問題は之により決するを可とすへし、東亞の將來に關する大問題を何等用意なく何等主義もなくたゝ眼前の利を彼と我と相換へんとして決するあらは國家の不幸之より大なるはなし。

(北濤生)

直隷省の石炭

鷄鳴堡炭田

鷄鳴堡炭田は直隷省宣化府下にあり、京張鐵道を距る事近く、然かも其間に支線の布設あり、ライアス紀の砂岩、頁岩より成り石炭を埋藏し東微南四十五度に傾斜す、炭層大小六あり、内稼行中のもの三層にして、層厚は三四尺乃至十四五尺に、炭質は半無煙にして粘結す、其一部は京張鐵路局の所有にして、其採堀せる石炭は之を京張鐵路に用ふ、尙他の一部は土民の採堀する處なり、一年間の産額五六萬噸に達す、其分析の結果は次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
二、六八	二六、二〇	五六、〇六	一四、九六	〇、三七	一、四九四	五、七八〇	一〇、四〇四	第二類二
四、〇〇	三七、七〇	五一、〇四	七、三六	〇、三六	一、三四六	六、七一〇	一二、〇七八	第三類

石門寨炭田

石門寨炭田は山海關の北方約三十五基米の地に位し臨楡縣内に屬す、其區域は黑山宮嶺、石門寨、義院口等の諸村に跨り延長約三十五基米、幅約四基米あり、地質は石炭紀層にして、炭層は四層あり、其厚一尺より六七尺に及ぶ、現時支那人の所有に屬し小規模の採堀行はる、然かも炭坑の數は三百餘に達し一年間の出炭高八萬噸なりと、炭質は無煙炭にして、交通比較的便利なれば將來盛に採堀せらるゝの時あるべく、現に日本人にして支那人との合辦により之を採堀せんと計畫中のものありと云ふ、石炭の埋藏せら

る丶と推定せらる丶區域は深さ四十尺迄採堀し得るものとして、三十平方基米と計算せられ、其炭量は二億萬噸と概算せらる、本炭の分析結果次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
三、四五	八、八五	八五、四二	二、二八	一、一七	一、三九四	五、六一〇	一〇、〇九八	第一類二
〇、七八	七、八九	八〇、九九	一〇、七四	〇、七九	—	—	—	同

齋堂炭田

齋堂鎭は北京の西方淸水河の附近に在り、北京より五十八基（百一淸里）を距つ、淸水河は渾河の支流なり、該地は南北兩山の間に介在して、地形廣濶なり、南山は甚高峻にして石炭紀に屬し、北山の岩石は支那層に屬す、產炭地は淸水河上流の一端にあり、西北龍机溝、西南馬蘭村にも炭層あり、齋堂の北には獨山高く聳ゆ。

該地方の構造は西方は斑岩の壁立せる處を界線とし、齋堂鎭の北方にては炭層嚢括せられし如き形となり、東方は淸水河の北岸を限りとし、炭層は皆桃兒山の南面に向つて傾斜せり、古炭層の上層には赭岩類あり。

獨山の西北面にては、有煙炭及無煙炭共に赭岩の上部にあり、炭層は東南に向つて六十度の傾斜をなす、此區域の狀況は甚不規則にして解し易からず、多分形成の際に倒置せられしものならん、桃兒山南方の區域は規則的なり。

上流西湖林の南方にては岩層紛亂し、赭岩類壁立の狀をなして南より北に走れり。

齋堂の石炭は皆土法によりて採堀せらる、龍机溝と馬蘭村の炭坑は、少しく無煙炭を產し、齋堂の北に在る謙順窖は有煙炭を產す、下炭層は有煙炭に屬す。

齋堂鎭の南黑土港の石炭は有煙炭にして、獨山の西北姚順臺には有煙、無煙の兩種を出す、今該炭脈の厚薄を推算するに、平均約十米突（三十四呎）、面積約三十三方キロメートルにして、含炭量は少なくとも四億五千二百萬噸あるべし。

齋堂の炭礦中は炭脈薄く、或は品質不良にして採堀し能はざるもの數處あり、齋堂炭分析の成績に據れば、分析六回の中三回まで灰分十六パーセントを超へたり、これ注意すべき事なりとす。

臨城炭田

臨城縣城の北方約十基米なる祁村の北にあり、其延長南北約二十五基米餘に及び、商邑、臨城及内邱の三縣に跨り、砂岩、頁岩より成る、炭層は大小五あり、内稼行に耐ゆるもの二にして、其層共に四尺以上あり、層向は南北にして南方二十度乃至三十度に傾斜す、炭層賦存の區域は槪略三十五平方基米にして、其炭量一億萬噸に達すと稱せらる。

石炭は半無煙炭に屬し粘結し、塊粉の量は相牢ばすと雖も、下層は塊炭多きが如し、石炭は長焔を發して燃え稍良好なる骸炭製造に適す、其分析の結果は次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
一、七一	三三、四九	五四、八〇	一〇、〇〇	一、二七	一、二六五	六、九〇八	一二、四三四	第三類
一、九五	二八、八〇	五一、四〇	一七、八五	〇、六五	—	六、七一〇	一二、〇七五	仝

本炭田は約二十年前より採堀せられし處にして、開坑以來今日に至る迄の間に採堀せられたる石炭の總額は八十萬噸に達すべしと云ふ、即ち開坑後五六年間は土法によりたるを以て、此間の採堀量は二萬二千五百噸内外なるべく、而して爾後九年間は支那の土法及歐式によりたるを以て其量十萬噸に達すべく、最後の八年間に六十五萬噸を採堀したるべし。

本炭田中最初開採に從事したるは北窰にして、南窰は近來開坑せられたるもの也、現時一日の出炭額六百噸あり、一年間の產額二十萬噸に達すと稱せられ、京漢鐵道は本炭運搬の爲特に支線を布設せり、本炭坑は白耳義シンジゲートが支那官憲と合同して採堀する處にして、其社名を臨城鑛務局と稱す。

西山炭田

西山炭田は北京の南西に當る大房山及馬鞍山の石灰岩を圍繞せる丘陵中にあり、砂岩、頁岩より成り上部に礫岩を夾有す、房山縣と龍平縣との兩縣に跨り北京との間に鐵道布設せらる、煤嶺、長江峪、大夫庄等の諸村は房山縣の西北、西北西及北方にありてリヒトホーヘン氏の所謂瑠璃河炭田をなし、又北京の西十一基米乃至十三基米の地より西方に連る延長六十三基米、幅十九基米乃至二十四基米の區域はドレーキ氏の所謂王平炭田にして共に西山炭田の一部也。

本炭田中に於て稼行中に係る炭坑は其數甚だ多く、龍平縣内に約百十、房山縣内に約三百十あり、一年間に本炭田内に於て採堀せらるゝ處の石炭の量は三十萬噸乃至五十萬噸に達するものと推算せらる、其多くは支那人の經營に係るものなれども、一坑は米支兩國人の合辨に係ると云ふ。

炭層は大小合せて十三層あり、其内主要なるもの四にして、各層の厚は四尺乃至十尺にして、主要層の總高は二十七尺に達す、炭質は處により異るも悉く無煙炭にして、概ね粘結せずして短焔を發して燃ゆ、分析の結果は次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	種類
〇、八六	五、九三	七七、八四	一五、三八	〇、一五	一、三三	第一類一
三、八六	三、一一	七五、三三	一七、七〇	〇、三二	一、八八六	仝
二、四一	四、一九	七七、九六	一五、四四	〇、二八	二、七九四	仝
〇、八三	六、八八	六六、六三	二五、六七	〇、二八	一、八六〇	第一類二
三、三九	二、八二	六九、三一	二六、四八	〇、二七	一、八七〇	仝
五、三四	三、四三	六八、九二	二三、三一	〇、四八	一、八六〇	仝
二、八四	五、四二	八五、三九	六、三四	〇、一四	—	仝
二、〇一	二、一四	七九、九一	一五、九三	〇、三三	—	仝
一、三九	五、二六	七八、一九	一五、一四	〇、三三	—	仝
二、三五	三、二五	八三、四一	一〇、九七	〇、六三	—	仝
一、三三	二、四九	七八、〇三	一八、三五	〇、二六	—	仝
二、六七	四、〇八	八二、六四	一〇、五九	〇、三六	—	仝
一、八七	三、三三	五七、八三	三六、九五	〇、一一	—	仝

磁州炭田

磁州炭田は磁州の西約四十基米にして、京漢鐵道の西二十基米餘の地に位する彭城鎭にあり、支那人の土法を用ひて小規模の採堀をなすものあり、地質は石炭紀層にして、

炭層三あり、厚各二尺以上にして、炭質は有煙炭と無煙炭の二種あり、一年間の出炭額は十萬噸内外に達すべし。

其他の炭田

寧山炭田　唐縣の北西約三十基米、保定の南西百二十九基米にあり、片麻岩系岩層上に一小盆地をなす、夾炭層は砂岩、頁岩よりなり石灰岩上に坐し黄土に依り被覆せらる、層向は東北東にして中部に一の向斜層をなす、炭質は有煙炭なり。

小牛群炭田　赤峰縣の西南西約六十基米にあり、今より約五十年前に開坑せられ、現時年產額六百噸あり、夾炭層は砂岩、頁岩及石灰岩より成り玄武岩により貫通せらる、現時採掘中の炭層は厚四尺あり、石炭は無煙炭なるも品質は良好ならず。

大烈山及小烈山炭田　平泉州の東三基米にあり、近時の開採に係り採掘額も一ヶ月十五噸に過ぎず、地は砂岩、頁岩及石灰岩より成れる波狀の臺地にして中世層に屬し、炭層一ありて北六十度東に走り北々西三十度に傾斜す、炭層は薄く炭質亦良好ならず。

七家子炭田　清河邊門の北約五基米の長城外にあり、今より約二十年前初めて採掘せられしものに係り、炭田は清河の西岸に沿える波狀の丘陵臺地にして、主に砂質凝灰岩より成り、約東西に走り南方五度乃至十度に傾斜す、二炭層中上層は厚一尺以上あり、下層は現時稼行せられ上層の下三四十尺にあり、其厚二三尺なり、石炭は有煙炭にして粘結せず、分析表次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
三、二	二、七三	四、六九	三、六八	〇、三	五、六三二	一〇、一三八	第三類

其他の炭田　其他曲陽縣下の炭田、錦州の西なる南票炭田、宣化縣下の炭田等あり、現に土法により採掘中のものも少なからず。

附言　井陘炭坑事情は本誌第六卷第二十二號に掲載せられたれば、之れを略す。

支那民國以後の鐵道狀況（三）

第二　隴秦豫海鐵道

沿革及借款

支那内地鐵道は南北を通ずるものあれども、東西を結ぶなし、汴洛線は短距離にして、洛潼線は未成に屬し、開海は停辦す、是以速かに一大東西幹線を敷設し東、海口に出て以て邊陲を固うし、兼ねて海港を開かんとせり。

光緒二十九年白耳義鐵道電車公司と訂結せる所の汴洛鐵道借欵契約二十三條に將來河南開封より西安に延長する場合は應に先づ白耳義公司の辦理を允すべしとの聲明あり、而して民國元年交通部は白耳義公司と借欵二億五千萬法郎を商訂し、隴秦豫海鐵道借欵契約を訂立し、並に前に訂結せる汴洛借欵をば廢棄し新契約に併合して辦理するの捗ひとなれり。

於是元年九月二十四日交通、財政兩總長は白耳義公司代表陶普士と署名し、大總統の批準を奉呈し、參議院に於て九月二十七日議決せり、而して施肇曾を督辦に任命し、白耳義公司より次で二千五百萬佛郎の前渡を受け、公債一千萬佛郎を發行せり。

東西兩線路の撰定

線路は西甘肅蘭州府より起り東江蘇省揚子江北部の海岸に至らむとするものにして其の經過地は西安府、潼關、河南府、開封府、歸德府徐州府等にして海口に至るもの即ち四省を橫貫し其の延長實に四千餘里に及ぶ。

而して數段に分ち其の速成を期し、汴洛鐵道も既に本鐵道に歸併して管理するに至れり。

江蘇省内の起點と其の勘測

隴秦豫海東線の終點は良好の海港を選擇する事、最重要なる事に屬するを以て民國二年三月、交通部は技正沙海昂を派遣し測量せしめたり、其の報告に曰く、

江蘇省楊子江北瀕海の區は一は海州の臨洪口、二は海州の灌河口、三は老黃河口の通洋港、四は鹽城縣の新洋

港、五は海門の海峽綜等にして比較研究するに臨洪口、通洋港、新洋港は皆適用すべからず、惟灌河口海門兩處は較宜しきに合す、然れども灌河口の欄門は沙極めて廣濶にして大潮河は日々淤墊しつゝあり、而して潮流は漸次阻遲せらる、故に灌河口を以て海港となさんと欲せば則ち沂、沭兩水の堤壩を撤し、五大龍溝の堵築を啓き、大潮河をして天然の形勢に規復せしむるにあらざれば不可なり。

海門に至つては則ち南北兩航路あり、而して南航路は北航路に比較すれば佳良たり。

海門の形勢を論ずれば自ら大港を以て最良と爲す、但海口の建築及經營一切の需欵甚だ鉅なり、又天生港を適用するに如かず、其の已成の場所は築路材料の運輸に於て尤も便利なるに因り、施督辦も灌河口の形勢不可なるを以て諸か實行を見るを難しとなすに似たり。

海門の大港を創始するも亦需欵鉅きに過ぐ、是に由て通州の天生港に及ぶ、並に海門航路の圖及華洋報告書を呈し撰定に備ふ。

查するに借欵契約は本鐵道の終點は須らく海岸に達し、水陸運輸及軍事計畫に於て必ず良好の海港を得て仍て以て路線を規定すべしと云ふに在り。

是を以て稅務處、海軍部に請求し、各測量專門家を派し沙海昂說帖に按照し海門の大港及通州の天生港兩處に於て航路水道に關する詳細の測量をなし、其の通州の灌河口に於ける大潮河の天然形勢の規復し以て海陸の用に合し得るか否やを再び勘視せしめ然る後議定することとなり、稅務處より江海關巡工司戴理爾を派し、海軍部より上海總司令專科測量人員及副官許繼祥を派遣し合同して詳細の測量をなし、比較の結果一良港を擇び東路の終點を爲さんとせり、後海州航路の甚だ適用し能はざるを見灌河口一帶に赴きて詳細測量せり。

辦理機關の設置

總公司を鄭州に設け、汴洛兩端より分ち汴洛に接せしめ、汴洛以西を西路となし、以東を東路となし、各工程局一個を設置し即ち總公司及東西工程局は已に組織の緒に就き、東西各路も亦已に人員を派遣し測量せしめたり。

各線合併國有の概要

汴洛、洛潼は皆包括して該鐵道線路內に在り、汴洛の商有株は屢々交通部に呈請せるものあるを以て、國有となし、次で河南の交通銀行に赴き其の株金を領收せしめたり、數月の後領收せるもの已に半數を過ぐ、復多數株主の要求に依り、河南都督より公司を解散し及董事會を設立し清算機關となし、完全に國有に歸せしめたり。

洛潼は成立後六年なれども資力甚だ薄弱にして成績擧らす、民國二年に及び、開通せるもの百支里に及ばず、土工亦四五十支里を出でず、之れ又地方行政機關に於て收めて官有となしたるも後更に國有となせり。

第三　浦信鐵道

沿　革

本線は前淸光緖二十四年英商の要求せる五線路の一にして、曾て草約五條を訂結し、江蘇の浦口より安徽を經て、河南の信陽を終點となすことを聲明し、且一切の借款章程を訂正せるが、皆滬寧線に照して辦理せり。

民國成立後英商中英公司代表梅爾恩より正約の訂結を促せるを以て交通部は草約の先在するものあるを以て、且つ本線は津浦、京漢の兩大幹線に接し、安徽河南省平壤の區を縱貫するを以て兩省の工商實業に裨益するものあり、故に敷設を主張す、即ち英商と合約を磋議せり。

鐵道籌備所

民國二年一月交通部より大總統に呈請し、沈雲沛を浦信鐵道事宜籌辦と爲し、籌備處に於て總工程司を聘し、先づ委員を派遣して線路の測量を爲さしめ、合せて沿道の商業狀態を調査せしめたり、又一面に於ては英商と改約改線を磋議せり。

借款契約の成立

借款額は英貨三百萬磅にして、其の他工事材料、理財用人一切は附加條件となせり、之れを滬寧鐵道のそれに比すれば利權の爭回せるもの實に多し、而して契約草稿は之れを國務會議に提出し、議決の後國會に附し其の通過を得たり。

第四　京熱鐵道

本線は即ち北京より熱河に至るものにして極めて重大なる關係を有す、故に交通部は特に委員を派遣し之れを踏査せしめ、合せて熱河より朝陽及熱河より赤峰に至る線路をも調査せしめたり。

委員等踏査して熱河に至るや、前途水害の爲め前進する能はざりしも、其の完了せる京熱線は延長四百支里とす。

而して古北口內は水多く、古北口外は山多きに因り工事甚だ浩大にして曾て豫算せし處に依れば其の敷設費三千萬元以上に達す、其の沿道の物産は即ち礦物を以て其の主なるものとなす。

第五　滇邕(雲南南寧間)鐵道

本鐵道は前淸時代に於て中央政府の計畫せるものにして郵傳部は曾て工程司を派遣し測量せしめたるも測量半にして擾亂の爲め遂に之れを中止するの已なきに至れり。

民國成立後交通部は繼續して委員を派し該線路を調査せしめたり、而して其の測量の完成せるものは雲南より起り曲靖、羅羊、江底、興義、百色を經て南寧に至るもの其の延長一千九百餘支里とす。

其の他南寧より延長して梧州に至り三水に達し、粵漢鐵道に接續せんとするもの三千一百餘支里とす。

沿道の商業狀態を案するに南寧、梧州、興義等は頗る繁盛なり、惟百色より興義に至る間は商旅不便なり若し鐵道完成するに至らば香港より雲南に入る貨物は必ず此の線路に吸收せらるべし。

況や雲南、貴州省內の線路經過地は遍く煤、鐵鑛を産し其の質も佳良に、興義附近の硝礦、煤、水銀等の礦物の現

資江の水運に就て

總説

湖南省水系は之れを湘沅資澧の四に分ち、洞庭之れを總べて岳州より流れて揚子江に注ぐ、是等諸水の本支流及其の間を連絡する諸水道は頗る發達し、舟揖縱横に通じ省內及ひ外省との通運路をなし人文上貢献する所決して尠からず、其水利の最も大なるものは湘江にして沅江之れに次き、而して湘沅兩江の如きは地勢緩に且從來交通の要路に當りしを以て、其の流域及水運の狀態等に關しては幾多の人により屢踏査報告せられたり、然れとも資江水利に關しては之れと稍事情を異し、益陽上流は概ね峽谷急灘の間を流れ其の通交往來甚だ困難なり、

こは湘南西北部地方物產の運搬路として極めて重要視す可きものなるにも係らず、未だ能く世間に紹介せらるゝに至らず、其の實情は殆んど知らるゝに由なき有樣なり而して間々之れに關し記述しある所を見るも多くは舟人又は旅行者より聞知したる概略を述ふるに過きす、未だ以て其眞消息を知ること能はさるを遺憾とす、

以下同江に於ける水運の現狀に就き述べん。抑も資江には二源あり其の北源は湖南省武岡州の西北境に發し東北流して寶慶縣の西南九十支里の大羅江に於て其の南源たる夫夷水を合す夫夷水は其の源を廣西省界に發し新寗を過きて來るものなり、二流相合して水勢旺盛寶慶縣の城の側を洗ふて北流し新化を經て益陽に至り二分流し、一流は東流して臨沘口より芦林潭に至りて、湘江に合す、一沅は沅江を過きて直ちに洞庭に注く其の長さ約二、〇〇〇支那里とす其の東南は武岡新寗に通し、下は益陽より洞庭の水運に連る、此の水道は益陽より上流は概ね山間岩石の間を貫流するか故に、河巾頗る狹隘にして各處に急灘の横わるあり、其數寶慶より上流五十三灘其下流一百を數へ舟行什だ難とする所資江を指して別に灘水又は灘河と稱するも亦宜なり、然れとも其流城寶慶を中心とし武岡新寗地方即湘南西南部は其の一大倉庫にして石炭鐵鑛紙木材等の產物少なしとせす、而して其の地勢上四圍山を圍らし外境との交通比較的

容易ならず、唯此路資水の水利は唯一の好輸出路たるものなるが故に、其の水道斯くの如く難險なるにも係らず、民船の往來少なしとせず、殊に特別構造を有する民船毛板船后章詳述する所ある可し）の水道を下るあり、其の乘組水夫の如きは、灘水の航行に熟練したるものを用ひ、且は他地方民船の水司に比し、其數を倍加して航行し居るも、尙時に危險に遭遇する少なからずと云ふ、以て其の水路の情態を知らむ。

斯の如く此の水道は上流地方出產の輸出路としては最も重要視せらる可きものなれども、之れを溯るに當りては水急に灘多きが爲め、其の岸により綱を以て船を曳き上るものにして多くの日子を要し、且つ積載量の從て大なることを得ざるか故に、これを有利なる輸入路として考ふること能はす、尙これを旅客路として考ふるも巨灘の危險相連りて夏期增水期舟行稍好都合なる場合の外は此の水路によるは不適當にして、新化下流に於て僅に其便を見る、故に上航せんとする場合には其の日數を浪費すること多ければ、此の路をとらず陸路流れに沿ふて上るものとす。

寶慶下流

資江の水利は寶慶縣に於て二分せらるを以て、寶慶より下流及ひ上流水利となして說明するを適當とす、所謂資江水利なるものは主として其前者寶慶より益陽に至る七八〇支那里の間を指すもの以下項を逐ふて該水路に就き詳述する所ある可し。

第一　水路の狀態

試みに寶慶城北南江嘴に立ちて望めば資水遠く西より來り、東南より來る邵水を合せて洋々東北に流れ去る、此處資水の巾約一〇〇碼邵水の巾約六〇碼なり邵水の兩岸は人家水に臨みて列ひ、東門橋下四五丁の所船水面を埋め、帆檣眞に林立其數二百有餘を計る可し夏期の盛況以て想ふ可し是等は多く新化益陽等下流との往來をなすもの夏期增水期に至りこゝに比して貨客を俟つなり、船問屋又は牙行の大なるもの多くは此の河岸にあり、民船の大なるもの長さ五〇呎乃至七五呎巾九呎より十五呎に及び其の搭載量二〇〇乃至一〇〇〇擔位のものなり、此の邵水側に繫ける民船は多く梳蒿子の種類にして煙草紙其他時に石炭を運搬するなり、寶慶及び流域諸都邑に於ける燃料は多く之れ等の石炭を用ふること多し實に寶慶は資江水運の上流に於けるポイントを成すものにして、上流々域地方より至る貨物は當地に於て仲繼せられ更に下流に輸出せられ又は上流地方に輸送分配せらるゝものなり、下流地方に於て之れかポイントを爲すものは即益陽なり、益陽も亦資江流域水運と洞庭水運との仲繼埠をなす。

一昨年五六月の南部及中部支部一帶に大洪水は、廣東廣西豪雨の爲起りたるものなるが故に、資江も亦其の影響を免るゝ能はず、稀有の大洪水を生し寶慶縣城に於ける水高は三〇呎以上に上り河水汎濫しバンドを越へ城門を侵して城內に流れ入り濁水膝を沒し、城民の被害少なからざりし

と云ふ、寶慶は古來洪水の害を蒙ること極めて稀れにして今回の洪水の如きは六十年來之れなかりし所と傳へらる、城民の如き能く防水の法を知らず爲めに周章の樣誠に甚しきものありしと實見者は語れり。

寶慶に於ける水深は、夏時增水の時一〇呎以上に及び冬期に入り減水するも尙三呎内外を有するとも下流地方に淺灘多く通船困難の地あれば、夏期增水期に非ざれば二三百擔積位以下の船隻を除きては大船の航行殆んど絕つ。

以下下流の水利及沿流一帶の狀況に就き少しく述ふる所ある可し。

舟寶慶を出てゝ資水を下るに其の最も危險と稱せらるゝは、此處より新化の間にして殊に下流六〇支那里の地點たる小庙頭より小溪口（黛水口）に至る四十支那里の間を最も難處とす、此の間は五六百呎の岩山水に迫りて峽谷をなし、處々溪水の注ぐあり雨水出つる每に兩岸より、河底に岩石沙礫を押出し、河巾を狹むるあり、或は河底暗礁のあるありて水これに激して灘をなし、渦を生し、舟行難を極む之れ等峽間最挾き處八間乃至十五間位なり。

舟小庙頭より南北に流ること約五哩峽に入らんとする所に灘あり、これを銅柱灘と云ふ朝溪水をこゝに合せ河巾七八間溪水端急上下水高の差七八呎勢矢の如く波は踊りて舟を洗ひ人々爲めに戰慄す、舟多く碎く、惟夏水漲る頃舟行稍可に資水中の第一險灘と稱せらる、此の灘は別に栗蔓灘とも稱せらる、銅柱灘の名は往昔岸上に銅柱を建て灘を上る船、繩をこれに繫きて之れを捲きて上けたるにより此名ありと云ふ。

又西北する五里一灘を過ぐれば更に情溪灘あり、左に一溪を合せて灘をなす、增水期に遇へば水崖上ニ濺ぎ山爲めに雷鳴を聞き、其の險銅柱灘に讓らず。

之れより沙子灣龍溪口三門灘を經て、新化溪に入り、黛水口（小溪口）に至れば峽初めて開く、此の間の灘の數二十有餘險灘と稱す可きもの五六あり、其の灘長きは二町半より三町に及ぶ。

以前に水路此峽を通過して益陽に下りたる者の談を聞くに當時資江の水は水量最も嵩大の時にありては水勢甚だ急なり、寶慶より一時に三隻相伴ふて下航し彼人は其の最も後の船に乘したりしが、船恰も此峽灘に指しかゝるや、灘水險惡にして舟人操縱自由ならず不幸機を失して忽ち其前に進みし、舟二隻相續きて見る見る岩石に衝突し粉碎し、乘組める人々の溺死の慘狀を目擊し頭髮逆立の思をなしたりと、夏水最高增水期に於ける其航船の困難なる亦想ふ可し。

故に古來此地通過の旅客舟人共に苦心せし所、舟人の熟練を以てするも亦時に失禍なき能はずして、舟隻碎破貨財人命を失ふこと少なからず而も其災禍に遭ふや伴舟相助くることなく、又は之れに乘じて惡事を働かんとするもの少なからず、依りて船幫はこゝに峽灘通過及難船救助方法に干し期定する所あり、今之を抄錄すれば左の如し。

第二　峋嶁門船幣規定

客の峋嶁門の險阻を患ふること久し、寶郡より百餘里其

の間桐柱灘青溪灘の如きは洪水に會ふ毎に絡繹たる舟舨常に憂慮せざるなし、其危急殊に畘嘍門に於て什しとなす、今夏初め資郡同福莊の毛板彼の處を過ぎ回て灘の左に至る、何方翼鶴列等策を按して以て救濟し、漸く大謬を熟知す、不然意漿篙及一切の器物は遂に勢に乘じ、障害を被り貨船一律に流水に奪去さる、客紳の云ふ所を聞くに、湯、掛、劉漢康祥光等彼の所に至り、地勢の危急を説明し往ひて圖隣挽處に推承せんとす、總ての鶴客等懇を同ふして罸に從ふ、石に刻して後日に供ふ章程の公儀保欵は左に列す。

一、毛板船經に畘嘍門に至り、倘水勢泛濫すれば船は破損し划子は勢によりて船體を操縦することを得ず、從て平水をして心亂れ小なれば什物を失ひ大なれば則人命を害するに至る其損失實に云ふ可らず、若し又違ふものは處罰す。

一、船彼の處を過ぎ倘稍傷を帶びて岸を觿す可きものあれば、仍本船舵工の如何なる方法によつても全客貨を顧み傍ら划子は衆を恃み掠奪又は騷擾をなすことを得ず、之れに違ふものは處罰す。

一、船夫洩を經、又は舵部破壞に因り或は出帆の際に蒙る破損等は概ね本船の舵工より划子をして繩を出して船を救ひ、岸に觿かしむ、如し船己に穩なれば公儀して即ち八十文を賞給す

一、破損せられたる船隻己に所有運炭其他一切の荷役に際し舵工自ら適當なる者を撰擇使用するに及び決して騷擾し、事端を惹起するを得ず之に違ふものは處罰す。

一、船隻の難破するに當り、划子は先づ人を救ふを以て大急となす、貨物を撹するが如きは、之に次ぐ人一人を救濟するを得ば公儀重賞す可し。

黛水口より下流は舟峽間を出て新化に近付くに從ひ兩岸山漸く低く水稍緩に灘も大なるもの少なし、此の附近一帶石炭の產出多く(其採掘法は頗る發達せず、勢開掘せらるゝは簡單に堀り得るもののみ、粉炭多くして塊炭少なし)新化に於ては水の深さ最深六七呎河巾一二〇碼位

新化附近は鐵鑛の產出多く又石炭あり其鐵鑛は當流域に於ける第一の物產也石炭をも出し之れより、下流は水深々からず淺瀨又は三角洲等處々にあり、減水期に至らば航行困難なる可しと思はるゝ個所少なからず、新化より一三五支那里郎塘より下流川堆街に至る間は再び灘多し、夏時の航行は左程迄困難及危險を感ずるものなし、此の附近杉松の材あり、殊に百里に亘り竹山は稀れに見る所にして、從て竹產多く此等は總て筏として下流に下す、東拌及黃沙坪は茶の產地にして資江下流に於ける運輸主要品をなす、山塘街より以下に江水洋々行舟容易也、寶慶より益陽に至る水程七八〇支那里なり。

第三　寶慶益陽間水程及上下航日數

今寶慶益陽間水程及上下航日數各地間に於ける灘の數を示せば次の如し

	寶慶より	各地間	下航時間數	各地間灘數
小廟頭	六〇	六〇	五時―三〇分	二一
小溪市	一〇五	四五	三―四〇	二五
潛塘灣（兼水口）	一三五	三〇	二―二〇	三
新化縣	一八五	五〇	三―五〇	五
大洋村	二一〇	二五	四―	｜
油溪市	二六〇	五〇	四―五〇	九
白溪市	二八〇	二〇	一―四〇	一
澄溪市	三一〇	三〇	二―二〇	一
鄧塘市	三二〇	一〇	一―	六
坪口溪	三三五	一五	一―二〇	一二
煙溪口	三八〇	四五	三―一〇	六
馬巒市	四一〇	三〇	三―	六
對口溪	四四〇	三〇	五―	｜
東坪市	四七〇	三〇	五―（對口溪ト合セテ）	四
江南	五〇〇	三〇	二―五〇	六
小灘	五二五	二五	二―	五
敷溪	五五五	三〇	二―二〇	一
馬家塘	五九〇	三五	三―	五
山塘街	六五〇	六〇	五―三〇	二
	慶寶より	各地間	下航時間數	各地間灘數
書塘	六八〇	三〇	三―	一
花桃港	七一〇	三〇	三―二〇	三
新橋河	七四〇	三〇	二―二〇	｜
△益陽	七八〇	四〇	三―三〇	｜
計			六六―四〇	一四三

（注）符號△は上陸滯在地點を示す

上表に於ける寶慶益陽間の水程又は各地間の水程は土人又は舟人の言ふ所を骨子として之れに下航時間及び水勢の如何を考察して表はしたるものにして固より嚴格なる所の測量に依るものに非ざるも或は多少據る可きもの有あらんか、此の兩地間の水程に就き淸國事情は五〇〇支那里とし或は七五〇支那里とせるが實際に於ては之れよりも長く七八〇里内外を當れりとせんか、今一〇支那里を三哩として、之れを計れば兩地間の水程は二三五哩となる。

下航時間數は八月二十三日午後〇時半寶慶を發してより同月三十日午後十二時半益陽碼頭に達する迄、約滿七日間の日子を要したるが、其中より沿流諸都邑に繫船滯在したる時間を除き舟が全く行駛を繼續したるものと見て其正味の時間を表示したるものなり、即六六時間四五分は其下航に要したる時間數にして之れを日數に直せば、同江は流急に灘多く從て危險多き爲め夜間は行駛する能はさらしむるが爲め、早朝四時半開船午後七時に止むるとして其の一日に於ける行駛時間を十四時間半夏日なれば、早朝四時半に發し黄昏七時に及ぶ間にして、此れを計算すれば約四日半なり、而して當時は夏季增水期にして此れ等冬期の減水期に比すれば其航行は什だ容易なりと云つ可く、其速度も此より速なる可ければ冬期減水期同江は水落石出其航行最も難とす可く、且晝間航行時間數も減少す可ければ從て冬期

航行は此れより多數の日子を要し、約一週日を要す可きかと、以て其の夏時に於ける水速の速きを察す可し、當時資江水量の減退は日に約七八寸なりき。

之によりて見れば資江は寶慶より益陽迄七八〇里を六十六時間四十五分にて到達し得可し即二〇〇擔積の舟一時間平均下航里數は二五支那里約三哩半の速力なり、尤も新化上流及び鄉塘東坪二十間の急灘多き地方に於ては櫓楫の力及ぶこと少なきも新化附近に至るに及びては水勢速急ならず其櫓楫の力を含むこと多し。

其灘の數に付ては古來寶慶新化間四九灘寶慶益陽間一〇〇餘、灘と稱せらる大小灘極めて多く此れを數ふるに遑あらさらんとす、予の數ふる處によれば寶慶新化間灘數五十四處其の中大灘と稱す可きもの七八ケ所其長きは二三町に及び通過の危險なる所とす、新化益陽の間は巨灘の慴れ無し其數一二三あり、尤も此等の中には河底淺くして水流の稍急激なるものにして以て、灘と稱し得さるものも含有す、而して冬期減水期に至れば其の水量を減し石灘を顯すこと多ければ、冬期は一層其の數を加へ從而舟航も亦困難を覺ゆるものと云ふ可し。

今參考の爲め資江筋に於ける灘の種類を擧げて說明すれば次の如し。

(一) 水道中に兩岸又は一岸より溪口に砂礫岩の類を押出し其れが爲め水道を塡め上下の水高差を大ならしめ、水急に灘をなし渦を生する場合寶慶新化間岩山深谷をなす、場合に於て最も憂慴す可き險灘をなす此の種のものを最も恐る可きものとす、銅油柱、情溪、其他此れに類するもの多し、資江は峽間岩石の間を流れ又兩岸より注ぐ溪流什だ多ければ此種のもの多き所以なり。

(二) 水道中に暗礁横はりそれが爲め灘を生じ、渦をなすものこれ處々に見る所にして仲々險惡のものに屬す。

(三) 急流一時に前面に當る岩石に直角に激し爲めに深潭波を揚げ渦を生じ折流し去る場合此の種に屬するものは極めて少なく、蘇溪關下流の惡灘の如き此の例なり。

(四) 以上の種類のものによらず小曲折又は河底淺くして瀨荒く、波激するもの此の場合は尤も平凡なるものなれども、尙危險を免れず。

第四　流域の諸邑及び物產を擧ぐれば左の如し

地名	所在岸	人家約數	物產
寶慶	右	約五六、〇〇〇	石炭木材、竹紙鐵器
小廟頭	左	同　二〇	—
小溪市	右	同　五〇	—
珠溪口	左	同　二〇	—
砂灣里	右	同　四五	石炭
漩塘灣	同	同　一五六	同
大灣里	同	同　七〇	同
冷水江	同	同　五〇	同、錫
化溪	左	同　四五	同
新化縣	同	一二、五〇〇	鐵鑛、紙

大洋市	左	五〇	鐵鑛
漩家灣	同	二、〇〇〇	｜
小洋布	右	二五	｜
田家溪	左	三〇	｜
油溪市	右	一五〇	石炭
白溪市	同	二五〇	竹木
澄溪市	左	一五〇	石灰
鄉塘市	同	四五〇	同竹木
小煙溪	（左右）	三〇	竹木
坪口溪	左	七〇	同
煙溪	左	四〇	竹
馬欝市	同	一三〇	竹、紙
對口溪			｜
東坪市	同	四〇〇	茶、相油、茶油
江南	同	一五〇	｜
小淹	同	二五〇	｜
敷溪	同	五〇	｜
雅山塘	左	三〇	｜
Tontsusan	右	五〇	｜
小塘街	左	三〇〇	｜
黃沙坪	右	二五〇	茶竹、茶油
書塘	左	七〇	竹山
桃花灘	同	一一〇	
新橋河	左	三〇	
益陽	同	一、五〇〇	紙、竹木

沿道釐金局は寶慶新化鄉塘益陽にあり上下航の貨物に課稅し、益陽より溪口に至るものは岳州釐金局を通過するものとす、尙小淹に茶金局あり上流黃河坪東坪市は實に湖南に於ける重要なる茶の產地にして其下流漢口に運送せらるゝに道中當地に於て釐金を納付せざる可らず、本水利によりて上流新化寶慶地方に運送せらるゝ惟塩は東坪市兩惟塩檢查所を通過して上航す。

交通部直轄鐵道短期外債及立換金並前渡金表

（民國五年十月交通部調査）

（一）中央公司短期借欵（京奉鐵道利益金引當）

名　稱　中央公司短期借欵

調印所日　民國四年（一九一五年）十二月四日（契約者梁敦彥）

債權者　英國中英公司

用　途　華中鐵路有限公司の津浦、浦信二鐵道に對する立換金の利子支拂（民國四年即ち一九一五年十月末迄の分）及び中英公司の寧湖鐵道に對する前渡金の利子支拂（同上）並に京奉鐵道豫算の各費用に充つる爲め

起債額　規銀二百十萬兩（割引なし）

利　子　年七分

實收額　規銀二百十萬兩

擔　保　京奉鐵道利益金但し京奉鐵道、滬杭甬枝滬楓鐵道の三借欵元利を支拂ひたる剩餘金とす

借欵期限　四個年

元金償却
始終期　民國六年（一九一五年）六月八日
　　　　八年（一九一九年）六月八日
（三ヶ年間六期に分ちて償却す）

(二) 獨亞銀行の期日到達して償却せざる借欵の延期借欵(京漢鐵道收入引當)

名稱 德華(獨亞) 延期借欵
調印期日 民國五年(一九一六年)八月四日 (契約者支那側許世英、獨逸側エッグリング「獨亞銀行副支配人」)
債權者 獨逸德華銀行
用途 一九一六年八月十八日期限の德華銀行短期借欵元利償却の爲め
利子 月八分
起債額 支那現流通の銀元九十五萬元(割引なし)
實收額 同右
擔保 京漢鐵道收入中期限到着せる負債額を償還するに足る額を指定して銀行は其承繼人に擔保として契約通り償還する特別擔保品とす
借欵期限 四ヶ月
元金償却 民國五年(一九一六年)十一月十日
始終期 六年(一九一七年)二月十日
(四ヶ月四回に分ち償還す)

(三) 德華銀行の津浦鐵道立換金

名稱 津浦鐵道臨時立換金
調印期日 民國元年(一九一二年)七月十一日及八月十一日
(契約者朱啓鈐)
債權者 獨逸伯林德華銀行
用途 津浦鐵道北段の急需に支拂ふ各欵の爲め
借欵額 元利合計英貨九十萬四百二十四磅六志四片
利子 年七分
擔保 伯林德華銀行に保管しある未發行の津浦鐵道續借款公債
償還期限 随時償還することを得
備考 (一)本前渡金は原と第一回に四萬磅、第二回は四萬九千磅交附せられ其後引續き前渡金の交附あり總計六十七萬七千四百六十七磅八志三片に達し民國五年(一九一六年)六月末迄に元利加算して九十萬四百二十四磅六志四片に至れるものなり
(二)本前渡金は原と民國元年末に償還する定めなるも未發行の本鐵道續借款公債を引當てとし若し期限に至るも償還する能はず亦公債を發行する能はざる場合は銀行は随意償還に足る丈けの額の公債を(利子及割引の五磅半、費用等を差引額面百磅のものを八十八磅の割)買入るゝことを得ることとなしありしも其後再三延期せるも償還する能はず又公債も發行する能はざれば銀行は契約通り公債買入れを肯んせず償還に一定の期なきに至り目下半年毎に利子を元金中に繰込計算しあり

(四) 華中公司津浦鐵道立換金

名稱 津浦鐵道臨時立換金
調印期日 民國元年(一九一二年)八月二十八日

（契約者朱啓鈐）
債權者　英國華中鐵路公司
用　途　（甲）津浦鐵道南段未拂の各債を支拂ひ及必要の車輛を豫備し並に南京、漢口間の汽船等に充つ
（乙）南段の工事を繼續す
借款額　英貨三十萬磅（割引なし）
利　子　年七分
實收額　英貨三十萬磅
擔　保　未發行の津浦鐵道續借款公債
年　限　原と民國二年（一九一三年）三月廿一日に償還するに定めしも目下無定期
備　考　本年前渡金は原と民國二年（一九一三年）三月廿一日以前に償還するに定め、未發行の本鐵道の續借款公債を引當となし若し期限前に該公債を發行する能はず又償還する能はざる場合は公司は隨意に利子割引五磅半費用等を差引き百磅の額面を八十八磅の割にて計算して償還に足る丈け公債を買入るることを得となしありしも後ち期限に至れるも償還する能はず、又公債も發行する能はざりしかば公司は契約の如く買入れを肯せず償還期を一定せざるに改め民國四年（一九一五年）十二月四日中英公司の短期銀借款成立するに及び本前渡金に對する同年十月卅一日迄の利子を支拂ふと共に爾後半個年毎に利子を一回支拂ふことに定め五年（一九一六年）五月一日には五年四月末迄の半個年分利子として英貨一萬九百四十九磅五志四片を支拂ひたり

（五）正太鐵道立換金

名　稱　正太鐵道立換金
調印期日　前清宣統三年（一九〇九年四月廿三日）本鐵道の前技師長米來哈（ミライハ）は前鐵路總局に商議の上方法を規定せり
債權者　巴里銀公司
用　途　専ら本鐵道の材料代支拂の用に供す
起債額　佛貨百五十萬佛朗、内公債己發行額百二十六萬三千フラン、未發行額二十三萬七千フラン
公債發行日　民國元年（一九一二年）　二月廿一日二十五萬二千五百フラン
（八月廿一日、四十七萬二千フラン
八月十日、三十六萬フラン）〇數字に誤謬ある如し。
八月卅日、八萬五百フラン
十月二日、九萬一千フラン
實收總額　佛貨百二十六萬三千フラン（割引なし）
期　限　原と一個年を期とするに定め期日に至り延期せんと欲する場合は四十日以前に銀公司と商議するを要す、更に期限を延期する場合は依然此の規定によること
己償還額　佛貨二十六萬三千フラン
未償還額　佛貨一百萬フラン

備　考　本立換金は始め宣統元年陽歴四月間に正太鐵道前技師長未來哈より前鐵路總局に書面を以て謀り方法數個條を規定し原立換金は一百五十萬佛朗なりしも已に償還濟となり本表に列記せる各回の立換金額は民國元年(一九一二年)二月以後に續いて立換たるものなり

(六) 道淸鐵道立換金

名　稱　道淸鐵道臨時立換金
調印期日　民國五年(一九一六年)八月十二日許世英と福公司總理董、堪睿克との間に契約す
債權者　英國福公司
借欵用途　道淸借欵第一回の元金償還及第二回の利子支拂を期限到達して爲す能はざるより延期したるものなり
起債總額　英貨四萬四千三百十磅十志(割引なし)
利　子　年七分
實收總額　英貨四萬四千三百十磅十志
年　限　民國六年即ち一九一七年二月十五日一回に償還す

(七) 隴秦豫海鐵道短期借欵

名　稱　隴秦豫海鐵道一九一六年七分利附國庫劵
契約期日　民國五年即ち一九一六年二月十九日(施肇曾契約訂立)
債權者　白耳義鐵道電車合資公司
借欵用途　左記の如く本鐵道の歐洲に於ける各費用支拂に備ふ
(一)材料代の未拂
(二)本鐵道の原借欵に對し期日經過して未だ支拂ふ能はざりし利子
(三)先に提供したる本國庫劵の民國六年七月一日迄の支拂ふべき利子
起債總額　佛貨一千萬フラン
利　子　年七分
實收價格　九十五
實收總額　佛貨九百五十萬フラン
擔　保　原借欵と同じ、並に原借欵に對し一倍半の本國庫劵を提供せると同樣國庫劵を引當とす
年　限　四ヶ年
元金償還終期　遲くも民國九年七月一日を過ぐるを得ず

(八) 浦津鐵道前渡金

前渡額　備考を見るべし
前渡金交附期　契約調印後六ヶ月內
前渡金償還方法　第一回公債發行收入中より差引く
備　考　契約第三條所載に依れば公債未發行前の前渡金は英貨二十萬磅を過ぐるを得ずとあり嗣いで銀公司よりは契約に遵照して交附し一九一六年四月三十日迄に利子共に已に二十萬四千七百三十八磅十

四志三片に達したり、歐洲戰爭の結果公債を發行する能はざるを以て後ち、一九一六年一月十四日本鐵道督辨は銀公司と商議の上毎月英貨七百五十磅を前渡し利子年七分とし以て暫時全機關を保全するの用に供することゝ爲したるが爲め一九一六年一月より同年〇月末迄に又五千四百五十四磅十六志を前渡し利子は年七分にて計算し合計四十五磅五志五片となれり

(九) 寧湘鐵道前渡金

前渡額　契約に依れば英貨五十萬磅を交附すべき筈なるも目下前渡しせられあるは庫銀二百萬兩及上海銀元四十六萬八千兩なり

前渡金交附期　契約調印後六ヶ月以內

前渡金利子　年六分

前渡金償還方法　第一回發行の公債收入中より差引く

(十) 同成鐵道前渡金

前渡金　英貨一百萬磅(備考參照)

前渡金利子　年六分

前渡金擔保　未發行公債中より前渡金一倍半の額を提供す

前渡金元利償還法　公債發行の時首として償還す

備考　原借欵契約第十五條には但し本公債未發行前に急に本契約に照し進行せんと欲すれば支那政府と公司と先づ的欵を籌ることを公認す云々とあれば此に根據して公司と英貨一百萬磅の前渡金を受くることを訂定し一九一三年七月廿八日より一九一四年五月廿五日迄に前後英貨七十七萬二百十七磅六志六片及び佛貨五百七十九萬八千五百十八フランク九十五サンチーム(之を二五、二五にて英貨に換算して二十二萬九千六百四十四磅六志三片)の交附を受け合計英貨九十九萬九千八百六十一磅十二志九片にして尙ほ不足なること一百三十八磅七志三片なり公債發行後公司に對し首として償還す

(十一) 濱黑鐵道前渡金

前渡金　原と露貨一百萬留布と定められ已に現元五十萬兩を前渡しせられあり

前渡金交附期　民國五年四月八日

前渡金利子　年七分

前渡金擔保　將來發行する公債一百五十萬留布の額を銀行に提供す

前渡金償還法　民國七年四月八日に元金を償還し民國六年四月八日及民國七年四月八日に利子を支拂ふ、若し該期限前に第一回公債を發行し得る場合は公債收入中より元利金を差引く

米國人より見たる 列強の對支政策と支那の將來（中）

財政の改善

縱令這般歐洲大戰亂の勃發なかりしとするも、既に述べたる支那自强の新精神たる、其勢の乘ずる所、仍能く積弊を一掃して、改革を達成し得たりしや、盖疑を容れざるべし、而して此點は實に、支那が現在遭遇せる危機に於て得たる一大敎訓なりとす。尤も今回の改革は、政治上の見地より之を見れば、或點に於て極めて失敗なりと云ふべく、特に國家の大權を大統領の一身に集中せるは、最も著しきものなりと云はざるべからず、蓋之が爲に大統領の勢力漸次强大に赴きつゝあるが故に、一度其更迭の期に至らば、國内に於ける勢力の均衡遽かに動搖を來たし、牽いて政界の紛糾を滋生せしむべければなり。

然れども他方支那が此間に於て逐達せる、財政改革の業たる、極めて顯著なるものにして、此點に就きては眞實、袁世凱の手腕を賞讃せざるを得ず、即氏は當時廣く、改進派中より才幹ある者を拔擢して、財政改革の事を實行せしめたるものにして、其結果頗る見るべきものありき、其大體を見るに、當時始めて諸種の新租税を賦課せしが、其成績頗る良好なりき、尤も此新税の成功は、啻に租税政策の適當なりしが爲のみに因らず、支那財政史上曾て見し事なき、國民愛國心の發現亦與つて力ありしものなりと云はざるべからず。租税の系統に就きて曰へば、婚嫁税、所得税、相續税、證書税（契税）、其他酒税、煙草税等の如く、嗜好品に課する消費税の如き、近代各文明國に施行せらるゝ、新なる諸種の租税を賦課徵收し、又金庫制度に就きて見れば、支那國立銀行たる中國銀行及交通銀行の活動範圍を擴張し、其責任を明確にしたりしを以て、此等兩銀行の基礎は、曾て支那財政上の破産の惡夢に襲はれ居りし悲觀論者流の、夢想だも及ばざるが如き程鞏固となりぬ。

此等財政上諸種の施設の結果、支那は啻に一年間に於ける、收支を相償ひ得たるのみならず、更に其一度逐行し得たる財政改革は、歲と共に着々其効績を擧げ、遂に將來行はざるべからざる、巨額の外債償還に對する餘裕を、增加し得べしとの確信一般に生ずるに至りぬ。加之當時政府は最近革命に際し負擔せし債務を、銷却するが爲寬大にして、適當なる方法を採用せしかば、上記國家の財政能力に關する確信は、廣く國民の間に傳播するに至れり。

即一九一四年には廣東省内に於て、革命政府發行の紙幣一千萬元を買上げ、又四川省に於ては、南京革命政府發行の軍票四百五十萬元を償還し、其回收せる軍票は、之を愛國會集會の當時、公衆の面前にて燒却せり。更に一九一五年二月廿日北京に於ては、盛大なる紙幣銷却の擧ありき、即當日は樂隊煙火の間、幾多熱烈なる演說ありて、其擧を盛

ならしめたりしが、其一日の回收高實に、一百萬元以上に達したり、而して其間紙幣を提供する者は、何人と雖も悉く硬貨を受取ることを得、毫も偏頗の處置あらざりしを以て、曾ては國家發行紙幣の信用を、深く疑ひたりし頑迷なる徒も、今や其硬貨引換を確信するに至りぬ。

利權囘收運動の發足點

此の如くして成就せる、支那に於ける有力分子の新なる團結の政治的意義は、極めて明確なるものあり、他なし卽支那は過去に於ては常に、古くより外國勢力漸侵てう危險に冒され、力能く之に抗するを得ず、辛うじて餘喘を保つのみになりしが、今や諸種の改革を遂行し、國力の基礎漸く定まり、其結果過去に於て、根帶なき樂觀論者の唱導せると異れる、稍確實なる利權囘收運動に發足するの基礎を樹てたるものなることを知る。而して支那の債權者たる列强の資本團も亦、今や其過去に於ける政策の沒常識なるを自覺し始むると同時に、支那の利權囘收運動の壓迫に屈服しつゝあるを見る、從つて今回の革命動亂に關する損害賠償に就きても、列强は其最初要求したりし賠償額四千餘萬元を、極力主張することなく、强硬なる英米兩國の反對に聽從し、遂に右の額を僅に六百萬元に減少せり、此額は少くとも革命動亂中に破壞されたる、外國財產の正確なる評價額に近きものなるべし。

日支交涉

第一、對支要求の意義。上述せる如く支那が諸種の改革を遂行し、其前途洋々たるの秋に當り、昨年端なくも日本より重大なる最後通牒を受け、爲に又もや根帶深き危險に際會するに至りぬ。此最後通牒の支那に及ぼす影響如何。日本の主張に依るに、支那が讓歩せる條項は勿論、其將來の協議に保留せる條項も共に、毫も支那の保全と獨立とを危ぶくするものに非ず。然るに支那は全く之と異れる見解を持し、今や日本の侵略を危惧すること甚しく、梁啓超の如きは時局に關し、其意見を露骨に發表して曰はく、「白耳義の罪は其ルクセンブルグの轍を踐むことを肯せざるに在り、中國の罪は實に其韓國の例に傚ふことを肯せざるに存す、」と。思ふに日本が大隈侯の口を通じて、「余は大日本帝國總理大臣として、既に明言せるが如く、日本は敢て他意を藏するものに非ず、卽領土的野心を有せざるは勿論、支那其他の國民が有する權利利益を剝奪するの意思を有せざる旨を、玆に再び合衆國及其他世界各國の國民に對して明言す、」と云ふが如き、對支要求に關する保障を、世界の記錄に載せたるが、之に對し、支那の國務大臣が纔かに上述せる如き恨言を、單に口頭を以て發表し得たるに過ぎずと云ふ一事は、實に東洋の弱國に特有なる、政治上の困難を示すものたらずんばあらず。

第二、對支要求の公正なる批評。上記大隈侯の保障あるに拘はらず、日本が既に斷乎として其前進政策に着手せしは、明白の事實なり。然れども吾人は日本の此前進策實行の狀態を敍するに先だち、其之を誘致したる四圍の事情を

嚴密に觀察し、以て公平なる批評者の地位に立たざるべからず。日本が對支要求を提出するに至れる原因目的の如何は姑く措き、其此の如き手段を執りたるは、思ふに過去十數年間に於て、歐洲列强が支那に對し執り來りし慣用手段を、單に模倣せるに過ぎずと云ふ點に於て、既に日本の行動を是認すべき有力なる理由多々ありと云はざるべからず。試みに問はん、日本が滿洲に關し北京に於て開始せし日支交涉と、英國が西藏の分離を策するが爲、ダーヂリングに於て開きたる英支談判、乃至は露國が蒙古の露國化を承認せしめんが爲、恰克圖に開ける露支談判との間、果して實際上著しき差異あると認め得るか。更に之を獨逸の膠州灣占領、又は佛國の安南東京横領の如き、不法横暴なる行爲に對比せば、蓋思半に過ぐるものあるを知るべし。

加之、東亞の强國が其隣邦たる弱國の漸次列强に侵略さるゝを、防護せんが爲に必要なる手段として、前記の要求を提出せるものとせば、そは極めて正當なりと云はざるべからず、蓋之を過去の經驗に徵するに、歐洲列强が對支政策の結果は、歲と共に其勢力を支那內地に侵入せしめ、其極支那の滅亡を早むべければなり。更に日本が殖民及貿易の爲にする海外發展は、國家存立上極めて必要なりとする議論も亦、頗る理由ありと爲さゞるを得ず。

第三、支那の極力反對する理由。然るに斯く友誼的態度を持し、而も害意なき旨を確證して、其急を救はんとする善隣友邦に對し、支那は何が故に此くの如く極力頑强に反對するものなりや。思ふに此理由は日本の要求條項の內容そのものに存す。故に此反對の理由を明かにするには、先該要求の內容を明かにし、更に其條項中支那が承認するの已むなきに至れるもの、及後日の交涉に延期せられたるものを區別せざるべからず、而して此兩種の要求條項は決して偶然且無意義に區分せられたるものにあらず、乃日本は一九一五年五月七日支那に交付せる最後通牒に於て、支那が最初の四箇條を無條件に承認するに非ずんば、自由行動を執るべき旨を言明して之を威脅し、遂に其目的を達したるものにして、第五項の要求條項は延期されたり、而して支那が四箇條の要求を承認せる結果、日本は次の如き利權を獲得せり。

（イ）　日本の取得せる利權。南滿洲及東部蒙古に於ては、日本國民は土地所有權及賃借權の取得、居住往來の自由、商工業其他の業務に就くの自由、其他實際に於て有望なる鑛山の全部を、獨占的に採堀經營することを得るの權能、及此等地方開發の爲にする借款の供給管理、並に新に興すべき凡ての鐵道の敷設管理等に關する特權を獲得せるものにして、此等の特權は日本以外の外國國民の全く享有せざる所なりとす、而して就中借款に關せる日本人の特權も亦全然獨占的のものにして、條文中支那國民は特別の目的の爲に、自ら資金を募集し得る旨の例外的規定あれども、こは單に空文に過ぎざるべし。

其他關東州租借期限、及重要なる吉長鐵道の管理經營期間は、共に九十九箇年間に延長せられ、從つて南滿鐵道の營業期間も亦、同期間に延期せられたり、此外南滿洲に於

て日本が新に取得せる有力なる特權頗る著しきものあり。

山東省に於ては、日本は青島攻略の効績と犧牲とに對し、獨逸が膠州灣及其他山東省內に於て有せし、總ての特權の繼承を要求して、之を取得し、更に支那より山東省沿岸の島嶼港灣不割讓の保障を得たり。加之日本は青島の役に際し、其軍隊を上陸せしめたる龍口より、山東鐵道に會する軍事上極めて重要なる鐵道を敷設するの權利を獲得し、而も此の如く幾多の特權を獲得せるに對し、日本は單に歐洲戰爭終了に及びて、青島を還附すべき旨を約せるのみにして、且其還附に當りては、日本政府の指定する地域に日本租界の設定を承認すべき事を約し、以て青島に於ける其地步を鞏固にせり。

支那最大の製造會社たる漢冶萍煤鐵公司に關しては、日本國資本家と同公司との密接なる關係に顧み、支那政府は日本政府の同意を經ずして、同公司に屬する一切の財產權利を自ら處分し、又は之を國有となさゞること、及公司をして日本政府の同意せざる資本を、借入れ又は使用せしめざるべき旨を約せり。

臺灣の沿岸なる福建省に關しては、支那は該省沿岸地方に於て、港灣、造船所、軍用貯炭所、若くば海軍根據地の如きものを設くることを、何れの國にも許さざるべく、又外國の資金に依り、自ら同樣の施設を行はざるべきことを約せり。

最後に支那は其沿岸の港灣島嶼又は沿岸地帶を、他國に讓與若くば貸與せざるべき旨を約せり。

（ロ） 將來の交涉に保留されたる條項。以上は日本が現實に獲得せる所なるが、日本が今回の對支要求に於て、如何に多くの希望を有したりしやは、其將來の交涉に保留するの已むなきに至れる所謂第五項の條項を一見せば、極めて明かに之を知ることを得べし。卽此條項に依るときは、支那は兵器の大部分は、之を日本の供給に俟たざるべからず、卽或は之を日本の監督の下に在る、自國の兵器製造所に於て製造するか、或は之を日本より購入せざるべからざるなり。又北京政府に於て、日本人を高等顧問として傭聘すべきこと、或は支那內地に於て、學校病院等の目的の爲にする、日本人の土地所有權を承認すべき件等も、亦此條項中に包含せられたり。其他支那に於ける日本人の布敎權、或地方に於ける日支警察の合同管理、及福建省に於ける勢力範圍の設定、等に關する要求も亦、將來の交涉に保留して延期せられたるものにして、就中布敎權の取得は、日本が韓國經營に際し其効果尠からざりしものとす。

此第五項の條項中最も世人を驚倒せしめたるものは、實に九江より西は楊子江を溯りて武昌に至り、東は杭州を經由して汕頭に達する、一大鐵道の敷設權に關する要求なりとす、而して此鐵道計畫は、從來英國人の獲得せる勢力範圍を切斷するものにして、在支英人が悉く日支交涉に對し、其初より猛烈に反對せるは、思ふに主として之が爲なるべし。

（ハ） 支那の反對する理由。思ふに東洋的の狡猾なる政治家と雖も、眞面目に前記の要求を考慮し、大膽にも「此

等の要求は、毫も支那の享有する利權を剝奪するものに非ず」と斷言し難かるべし、而して此等の條項は、日本及支那に取りて均しく友邦たる合衆國に對しては、一大衝動を與ふるものなり。然るに又紐育に於ける日本新聞記者團長にして、責任あり尊敬すべき池永博士が、日本の對支交涉を辯護して「日本が近時に於て爲したる成功は、世界に於ける面目ある地位を取得するに十分也」と喝破し、更に大多數の日本人は博士の言に同意するの事實を茲に一言せば、以て吾國人の墮氣を一掃するに足らんか。思ふに此辯護は正常のものなるべく、而も此一言たる實に日本國民の心理狀態をして、現に歐洲に彌蔓し之が壓服に對し吾人が正に一大決心を爲したる、夫の一種の心理狀態（譯者曰、此心理狀態は獨逸が偏狹なる勢力主義を鼓吹し其結果軍國主義よりパンヂャーマンズムの大成に腐心し遂に國家の大方針を誤るに至れる國民心理狀態を暗示せるものならむ）に正しく一致せしむるものなり。

此要求に包含せらるゝ事實を露骨に表白せば、卽支那の主權の侵害となる、是れ乃支那が要求を極力拒絕せし所以なり。日本は爲に辯じて曰はく、「該要求は毫も支那の主權を損するものに非ず」と、然れども世界は日本が曾て其韓國との關係に就き言明せる語の、正しく之と同一なることを忘却せざるなるべし、而して韓國の現狀如何。

（二）　日支交涉に現はれたる日本の外交手段。　亞米利加に於ては、日本が極めて露骨にして且高壓的なる、外交政策を有することを疑ふは必ずしも、好戰論者流にあらざることを、漸次知るに至りぬ。卽一九一五年五月の最後通牒を以て終を告げたる日支交涉に於て、日本は最初より甚だしく誠意を缺き、爲に支那に在住する幾多の米國人は、其從來日本に、關して懷ける思想を、著しく變更するに至りぬ。蓋支那が列強の協商援助を得んとして、屢熱烈なる懇請を爲し、爲に其支那との交涉を秘密にすること、最早不可能となるに至る迄、日本は支那との間に交涉の行はれつゝある事實を全然否認せり、加之尊敬すべき日本の指導者たる大隈伯すら、其間明かに支那の友邦を欺瞞するの目的を以て、常に歐米諸國に於て、盛んに阿諛的言辭を弄せり、（阿諛的言辭を弄すの語はインデペンデント誌より採りたるものなり）。此言たる頗る猛烈なる非難と思惟せらるべく、從つて多くの讀者は、遽かに之を信ずること能はざるべきが故に、予は以下手許にある印刷書類に依り、實例を擧げ詳細に其然る所以を證明せん。卽先其著しき例として、左に大隈伯の言明せる所と、日本政府が實際要求せる所、換言せば大隈伯が帝國總理大臣、卽日本政府の首腦者として、自ら認識し命令せる所とを對照せん、卽、

一九一五年四月三日大隈伯の國際通信社を通じて爲せる言明

日本は支那に對し日本人顧問の傭聘を要求せることなし。

同五月七日日本政府官報に發表されたるものにして一月十八日日本が支那に提出せる要求條項の一箇條

支那中央政府は、政治、財政及軍事顧問として、有

力なる日本人を傭聘すべきこと。

思ふに日本の無法なる外交政略を證明する實例、之より歴然たるもの有らざるべし。

大隈伯は又、「日本は單に南滿洲の或特定の地方に於ける警察合同を要求せるのみ、」と言明せるに(此事旣に非也)實際に於て、日本は最初無制限に、警察合同を要求せるなり。是に由つて之を見るときは大隈伯は實に、極めて卑劣な外交上の策略を利用せるものなり、即彼は先事實を秘密にし、然る後半官的に之に關し、虛僞の陳述を爲せるものなり。加之時局の極めて險惡なるに激せられ、支那全國の輿論沸騰せるに際し、伯は恰も路透通信に依り、世界に言明せる所あり、曰く、「獨逸人は廣く誤報を傳播し、爲に支那の煽動家に乘ずべきの機會を與へたり。」と。更に伯は此の絕驚すべき侵略的要求條項を掩蔽するに、左の一語を以てせり、即曰く、日本が這般種々の要求を爲せるは主として、日支間に永く懸案となれる、各種の問題（前後の文勢より見て重要ならざる問題の意を偶す）を解決するが爲にして、此等懸案の或ものは、日露戰爭以來未解決のものなり、而して交涉終了後、其經過を發表するに至れば、其著しく誇張せられたることを明にするを得べしと…………。

（ホ）　日支交涉と日本が韓國に對して行ひし政策。今や日支交涉の始末は發表されたり、而して此交涉の結果と、日本が曾て韓國に對して行ひし、政策の記錄とを考察するときは、當時支那が今後日本より更に無法なる打擊を蒙るべきを怖れ、且今尙怖れつゝあるは、蓋理由あることなるを知るべし……。然り、日本が現に支那に對して行へる策略、即其が韓國に於て行へると全く同じく、既に熱心なる佛敎國に於て、佛敎布敎權を要求せる事、乃至は欺瞞の方法に依り、對手國の友邦を離間瞞着するが如きは、其曾て韓國に對し行へる策略にして、今猶吾人の眼に新なる所と、總ての點に於て全然一致す、是れ豈支那に取りて、不祥事ならずとせんや。然りと雖も支那は、韓國の如く日本の欺妄的條約、又は威脅的侵略に因り、彼の如き屈辱的最後を遂ぐるに、甘んずるものなりと言ふべからず。時局は未だ決してしかく絕望に赴けるにあらず、蓋支那が一度日本の要求を承認してより、東洋の覇權は既に日本の手中に歸したるは事實なり、然れども朝鮮人に比するときは、支那人は極めて頑强なる國民にして、而も日本が野蠻民族より、漸く國民として成立せし以前より、既に久しく統治の事に習熟し、且其間幾度か、其征服者を廣大なる國土内に、同化吸收し去りたるものなれば、今遽かに日本の爲に征服さるゝものにあらざるべし。

（未完）

支荷條約修正に對する南洋僑民の請願

三寶壠僑民韓希琦等は和蘭との條約改正に關し參議院に請願書を呈出せり、全文の大意次の如し。

竊に惟ふに蘭領の支那移民は其數六十萬以上に達し、財產亦巨億の多きを致す、西人恒に言ふ、「荷屬の地は金藏世界たり、華僑は實に啓鑰の役を司ると」良に誣さるなり。一念吾華僑の該屬地に對する責務を顧みるに、以て報効する所の者は既に已に至らさる所靡し、而も還つて之れに對し受くる所の實際情形を見れは則ち方に淺となす、即ち一毫の權利の言ふべきもののなきのみならず、甚たしきに至つては不幸にして人の危害を受くる所のものなきにあらず。生命の賤なること、螻蟻と異なるなし、其の然る所以のものは何ぞや、是れ我か政府前清時代に於ては外僑に

く、未だ曾て適當の條約ありて之れか保護をなゝ

故のみ、尤も痛むべし。

適當の條約の之れか保護をなすなく、保護の責任を放棄す、更に條約ありと雖とも該條約內の字句に疑義の發生せる場合に公文の附件として某事項の解決辦法を承諾するのみ、數十萬の海外國民の生命と其の所有財產とを擧けて惜まず之を斷送し、巫族土人の第二の位置に淪入せしむ、嗚呼傷むべき哉。

僑民等此に戚々たり、既に懷を陳べんと欲して未た路あらす、適々京報を閱するに「外交部近く條約研究會の組織あらんとし、業に已に各國條約を檢集し、不日討論に從事し、將來修正を提出するの豫備手續と爲す云々」と載せり。

僑氏等遂に蹶然と起つを禁せす、冒昧を揣らず、敢て管見の及ふ所、就中中荷條約の應に修正すべき事項の三大端を列擧し、謹て約法第七條に據り鈞院に籲請す、維我議會諸公幸に鑒を垂れよ。

一、修正中荷條約には應に僑民待遇の條文を增加し、平等を要求すべし。

查するに世界各國は外國人の地位に對し、近く平等主義を採用せんとす、而も荷國民法を以て首とす、蓋し一八二九年制定せる所の荷國民法及法例は、其法例第九條に於て已に王國民法は法律の認むる例外を除く外荷國人及外國人に對し、皆この規定を適用す、とあり而して民法第一編第一章私權の享有及喪失の規定にも亦內外國人は同一に私權を享有するの能力有る事を明示せり。

惟一八五四年定むる所の荷國治理屬地章程は一八九九年之れを修改し、其の第百九條は則ち各項命令の施行準則に於て別に基督敎人、日本人、及次項載せさる者は同しく化して歐洲人と爲す、亞剌伯人、麻埒人、支那人及前項載せさる者及回敎人、多神敎人は均しく同化して土人と爲す等の條項あり。

該條文は一九〇六年、大概修改せられたるも未た實行せられず、且其の改修せられたる所は再華僑に就ては少しも變動なし、蓋し種々不平等の待遇は實に該條文を以て根本中の根本となす、而して他項の所有横被摧殘、法律上備載の及はさるものあり、乃ち紛至沓來、保護を求めんと欲すと雖も土人の地位に據るか故に之れを果す能はず。

顧念するに古人言あり「見レ兎顧レ犬、猶未レ爲レ晩、亡羊補牢、猶未遲」と、僑民等竊に謂らく、今後此の條約を改修するの時は首に應に前清同治二年八月二十四日即ち西暦一八六三年十月六日の中和條約第七欵の荷民の中國に在る者には地方官は常に保護を加ひ、如し欺凌擾害、恣意槍掠あらば、即ち當に法を設けて査追し、並に該犯をは律に按して嚴辦す等の條項に援據し、相互主義の交換條文と爲し、以て保護に資すべしと。

是れを光緒二十年正月二十日即ち西暦一八九四年三月一日の中英續議滇緬條約第十七欵に倣照すれば、兩國人民は英人の中國地界に在り、或は華人の英國地界に在るとに論なく、凡一切の權利は應に享有すべく、現在及其後改修せらるゝも相待最優國（最恵國）と一律にして異なるあるを得ずとあり、光緒六年十月十五日即ち西暦一八八〇年十一月十七日の中米續修條約第二欵にも中國商民にして如し傳、敎學習、貿易、遊歴を爲す者及隨行又は雇用者其他現在米國各處の華工は均しく其の往來自便を許し、各國優待の最高利益を受けしむとあり。

光緒十二年三月即ち西暦一八八六年四月の中法（支佛）越南通商條約第四欵には越南（安南）地方の中國人の身家財產は俱に安穩に保護せらるゝを得、決して刻待拘束せられず、最優待兩國人と一律にして異なるを得ずとあり。

各條文を斟酌辦理し以て、六十餘萬顚連無告の僑民をして、之れに因りて適當の條約あるを得て之れを保障するを得しめば、庶くは生命螻蟻の危害或は解免せらるるの一日あらむ、而して後權利義務の規定得て言ふべきなり、此れ修正中荷條約の僑民待遇に關し必す注意すべきものなり。

一、修正中荷條約は領事權限の各條文を増加し、務めて適當範圍に合し、保護に便せしむべきなり。

査するに前清宣統三年即西暦一九一一年の中荷在荷蘭領地殖民地領事條約全文の第十七條には領事權限は中國船舶内の保護、緝捕及裁定、海上損害船貨、秩序維持等の條文を除く外、所有僑民關係は僅に僑民の死亡と繼續事務管理とに就て協議するを得るの一條あるのみ、他は皆闕略せられ居れり、第二條は則ち領事は商業事務官たるを聲明し、第六條は又領事は毫も外交上の性質なきを聲明せり、然れとも中國は荷屬の地に於て先に船舶内の保護緝捕及海上損害船貨の裁定及秩序維持の各條文なく、既に適用せられず、加ふるに第二第六兩條の聲明を以てし、嚴に制限を加ふると否とは則該職者に任かせたり。

然るに領事は惟閑散日を度り、坐して僑民の冷嘲を受け、熱諷耳に充つるも聞くなきのみ、此の項條約を締結するの用意何に在る、固より人をして百思するも其の解を得さらしむるなり。

僑民等草茅の下士、商人社會に遯跡し、筆を嚢して傭人の役を執る、本より國際の事を輕語せず、然れども竊に漢譯法蘭西福偶氏著はす所の二十世紀國際公法を讀み、第四編第一章第三節第一欵に至れば、法國領事組織の批駁及改正草案は委員會研究の結果を述べて謂ふ、領事重要の職守は外國に僑居する人民の利益を保護するに在り、商業事務官にあらず云々と、其の第四欵は領事と外國に僑居する本國人民との關係編、保護の條下に於て謂ふ、領事は應に外國に僑居する本國人民を保護すべし、且つ領事は所在地方官に對し應に其の同國國民をして被害の行爲を充分に阻止せしめ又其の國民を協助し以て正當の賠償を要求すべし、此の目的を達せんと欲せは同國外交官の紹介を以て政府に要求することを得云々と規定し、又領事の職務は外國の裁判に對し其權利を保護するのみ云々とあり。

甚たしきは謂ふ吾國荷屬の地に在りて而して前者締結の領事條約の効力を全部停止せんと欲すれは則ち已む、然らすして苟も修正を提出せんと欲せば、必す上述の各節領事所有の權責を援照し、一々本約内に加入し、妥に釐訂し、執行に便すべし、仍原約第二條の「領事は商業事務官に係る」の句を增改すべく、其第六條の「毫も外交上の性質なし」の句は當然刪除すべし、尙第三節の「若し緊急の事情ある場合は各領事官は直接領地殖民地督撫に陳請することを得、但し須らく其の事を證明するを要し、確に緊急に係れば、並に當に備文記載すべく、次級官吏に請求し能はさるを以て、或は前に已に次級官吏に對し請求を陳明するも絕えて効力あるを見ず」云々とあり、宜しく但須らく以下の數語も亦刪除すべきものたり。

其の然る所以の者は我國の荷公使と荷屬地僑民と相距る窵遠なり、凡そ事從ふなくんは參與せす、領事既に荷政府に逕請する能はす、所有直接に領地殖民地督撫に陳請し、又種々明文の裁制を受くれば則ち若し重大事件あるも、外交部及駐荷公使の兩文稟を轉詳する外、復力を致すべきの處なし、外交部は即ち駐京荷使に對し交渉するのみ、遂には命を海牙に聽くを要す。

荷政府も亦事屬地轄治の下に出つるを以て、應に督撫より查覆し、督撫又諸を當地の官廳に委し、往復循環、動經數載して後、輙ち了らさるを以て之を了る。

歷年以來僑民被戕案及種々の損害は屢々疊出するを見るも交渉は率に結果なし、其の最大原因は正に此の患に坐するのみ、此れ修正中荷條約の領事權限に關し宜しく注意すべきものなり。

一、修正中荷條約は應に法を設け、宣統三年中荷領事條約の公文附件を取銷し、別に積極的屬人主義の國籍法を採り、詳細規定し、數十萬の人民をして、荷屬地の本國々民とし異族に淪入するを免かれしむべし。

査するに國籍法の沿革は、古より皆親子關係を以て主と爲し、屬人主義を守り以て其の國籍を定む。

希臘、羅馬及東亞各國は均しく其人の出生地を問はず、何れに屬するか、一に父母の原籍に歸せしむ、是れ即ち屬人主義なり、中世に及び封建制度の發達に因り、一切の法

律關係は皆所在地を以て之れか標準となし、事々均しく屬地主義を取る、國籍法の規定も遂に漫然之れに從ひ、其の父母の國籍の何れに屬するかを問はす、出生子は皆出生地の國籍を取得す、是れ屬地主義と云ふ。

然れとも近世以來の法學原理は、國家思想の發達に從つて變遷を爲し、一般國法學者は皆土地は人の附屬物にして、人は土地の附屬物たらさるを認む、故に人口稀少にして移住民を利用して新進する小數の國家即南亞米利加の如きを除く外、已に屬地主義を斥け、屬人主義に囘復せり。

蓋し國民の思想、習慣、性情、風俗等は皆血統關係に依り、子孫に遺傳す、而して現在國民の子孫又將來の國民たり、故に國籍法の主義採用の如何は終日に以て血統關係に依りて定まるは實に當然と爲す。

今各國現行の主法主義に於て、英國、北米合衆國、葡萄牙諸國は則ち屬地、屬人の折衷制を取り、日本法蘭西、比利時(彼斯)丹麥(丁抹)瑞典、露西亞、伊太利、西班牙、諸國は則ち屬人制を以て原則と爲し、因て無國籍の弊を豫防し、而して補救方法と爲さんとして屬內地制を例外として採用す、蓋し、其の主義上の傾向に於ては固より己に屬人に趨き自ら止む能はさるものなり。

獨逸、澳太利、匈牙利、椰威、瑞士、塞爾維亞、羅馬尼亞、諸國に至つては則ち積極的屬人主義と爲す、西曆一八八七年獨逸と関都拉斯との條約には「獨逸人にして関都拉斯に在りて子を生みたる場合は獨乙人と爲し、関都拉斯人獨乙に在りて子を生みたる場合は関都拉斯人と爲す事を明定せり、之れ其の一證なり。

乃西曆一九一〇年荷蘭政府の頒行したる一種荷屬地殖民籍新律は則ち復、單純の屬地主義を採用せり。

我か祖國前清政府は此の時を以て抗議を提出せす、或は速かに原來の國籍條例及施行細則をは積極的屬人主義を取り重て訂正を行ひ、國の內外に宣示し、他日交涉の根據地步と爲さざりしは已に大なる誤りに屬す、翌年五月中荷條約成る、竟に復公文附件內に於て該約內中國臣民に於ける中國臣民荷蘭臣民等の語に就て疑義ある時は荷屬地に在りては應に該屬地法律に依り解決すとあり、是に由り該新律第一章の第一第二等の條に依れば「凡そ人荷屬地に生長すれば卽ち荷屬地殖民籍と爲す、第三、第四、第五條は「民籍の妻及子女は之に隨ふて同しく荷屬地殖民籍と爲す。

夫れ所謂殖民籍なる者は固より即ち第二にして被征服人の代名詞のみ、而して其の結果は祖國より來れる吾人にして尙該屬地に就て娶妻生子する者家庭內に於て國籍統一の便利を得る能はす、祖國政府方面は又此の數十萬の海外に生長せる國民と其の所有財產とを擧けて無形に之れを斷送し、巫族土人と拌合調和せしめ、共に虀粉と成し、以て荷政府の奴虜呑噬の資と爲さしむ、以て三數無足重輕の領事を設置し、而して公然此の項多數國民と其所有財產の重大損失とを承認して之れか代價と爲す、外交の失敗、寧ろ此に過くる有らんや。

僑民等當に民國五年十一月頃報載の公府國會に咨文せる修正四法案の內に國籍法の一件あるに因り、曾て電文にて

擬商せり、其の略に云ふ、修正國籍法は積極的屬人主義を採用し、海外大多數僑民をして異族に淪入するを免かれしめられん事を乞ふ云々と、而して三寶城中華總務商會より駐爪哇總領事官に函請し外交部に轉電し、參衆兩議院の核辦を咨請しせり。

意謂へらく、事、法案に關す、而して國會諸公にも完全の權責を具負せらるゝありと雖も、利害の在る所、關係殊に鉅なり、固より敢て自ら緘默を事とせさるなり。

且つ之を前清同治七年即ち西暦一八六八年の中米條約第六欵に考ふるに、米國人民にして中國に前往し、或は各地を經歷し、或は常に居住せは中國は總て須らく相待最優の國の得る經歷常住の利益に按照して米國人をして一體均沾せしむ、中國人にして米國に至り或は各處を經歷し、或は常住せは、米國も亦必す相待最優國の得る所の經歷と常住との利益に按照して中國人をして一體均沾せしむ、惟々米國人にして中國に在る者、此に因つて中國人民と爲すことを得す、中國人にして米國に在る者亦此に因りて米國人と爲すことを得ず云々とあり。

光緒二十年即西暦一八九四年の中米會訂華工條約第四欵には米國に在る華工或は別項の華人は常居と暫居とに論なく、其生命財產を保護するの目的の爲めに米國々籍に入るゝを準さゝるは勿論、其餘應に盡く米國律例の準す所の利益を享け、各國人最優待のものと一體相待し、異なるなきことを得、玆に米國政府は仍續約第三欵に按照して訂する所は盡く其の權力を用ひて在米華人の財產を保護す云々とあり。

即ち常居及華工外所謂別項華人等の句あるは當然所在地に生長する人を言ふものにして、是れ我國と米國との訂定せる條約は已に屬人主義を採用するの條文あり、爾後何國に對するに論なく固より援して先例と爲すべし、務めて所有規定をして悉く中米續約と同料せば、庶くは蹉跌を虞さらむ、況や入籍辦法は本須らく其の人の自ら主動と爲す者なるおや、然り且つ加ふるに制止を以てして是の如し、而して中荷間の關係は既に上述せる如し、尤も中米の事、比すべきにあらざるも、自ら極力之を抗爭せずんば、誓つて此の項屬人主義の圓滿目的を達せず、固より該公文附件を取消すに如かず、此れ修正中荷條約の法を設けて宣統三年所訂の領事條約の公文附件を取消し、並に時に先じ、積極的屬人主義の國籍法を訂定し、條約修正を爲す惟一重要の豫備手續となすべきものなり。

以上の三端は蓋し其の犖々として大なるもの、他事は瑣碎に屬し、多瀆を容れず、倘し鈞院に於て約法第十九條第七第八兩項の職權を執行し俯して裁決を賜ひ並に建議案を提出し、政府に咨告し、即ち外交當局に發し採擇施行を蒙らば則ち救はれ、六十餘萬の荷屬地僑民等水火の中より出でゝ衽席の上に登らば、背此の擧に由つて獨り僑民等の戴德已まざるのみならず、我中華民國前途の實利之に賴る。

再び西暦一九一五年八月十四日荷政府公布の新增荷屬地土著刑律は違禁選擧を取締るものにして、我國原定の參議院議員選擧法と直接衝突す。

僑民等一方には祖國立法關係の爲に、權利の在る所、放棄する所あるに甘んせず、一方には居留政府司法關係の爲めに刑罰ある所、未だ冒犯するに便ならず、是を以て現に第一項改選の期に屆るも從ふて措辦するなし、
茲に謹んで該條文譯鈔一份と荷屬地殖民籍新律とを合併し、査察を粘附し、以て核奪に憑す、此に神州を望み、輸誠響往、屛營待命の至に任ふる無し云々。

北京通信

對獨斷交是非

二月九日支那政府が獨逸政府に對し抗議書を提出するや、國會內には之れを是認するものと之れを非認するものと生じ、前者は國民外交後援會を組織し、後者は外交商權會を形成し、各々その主張を貫徹せんとせり。

國民外交後援會

國民外交後援會は政府の對獨態度を是認する一團にして、二月十二日衆議院憲法起草委員會場に會合し、研究益友社より各二名政友會より一名計五名の起草委員を推し、十三日籌備會を開き集まる者、益友社（李述膺朱念祖曹玉德鄒魯）政學會（李肇甫劉彥）討論會（黃贊元克希克圖林繩武）平社（周澤徐蘭墅）潛園（蘇毓芳仇玉廷富元）尙友會（趙成思劉振生劉恩格）國敎維持會（黃懋鑫）正社（陳善）憲法研究會（陳銘鑑李兆年）大同俱樂部（李芳）靜廬（鍾允諧吳文瀚）等十一政團、二十日更らに第二回籌備會を開き政學會、研究會、尙友會、靜廬友仁社、國敎維持會、平社討論會、潛園正社、大同俱樂部等政團代表出席

（一）外交商權會に合併を提議すること
（二）二十五日發起人會を開くこと
（三）藍公武孫潤宇李肇甫向乃祺をして章程を起草せしむる

ことを議決し、二十五日江西會館に於て發起人會を開き來會者三百餘人籌備員十人を推し、次の章程八條を議決したり。

第一條　本會は外交を研究し政府を匡助するを以て宗旨となす

第二條　凡そ本會の宗旨と相同じき者は會員二人以上の紹介を經て本會々員たることを得

第三條　本會に評議調査文牘庶務會計五部を設け評議部に評議員五十人を調査部に調査員三十人を文牘庶務會計各部に各々幹事七人を設け會員より之れを推定す

各部辦事細則は別に之れを定む

第四條　本會の大會は定期無し評議部より召集を議決すその主席は臨時公推す

第五條　凡そ特別に本會を贊助する者は評議部の議決を經て推して本會名譽顧問となすことを得

第六條　本會の經費は特別捐及び會員常捐を以て之れに充つ

第七條　本簡章は會員五十人以上の提議に由り之れを修改するを得

第八條　本簡章は大會議決の日より施行す

參列政團の顏觸れにて察し得可きが如く、本會は進步黨系の研究會、第三黨中の最大政團にして研究會との關係深き討論會、國民黨穩健派の益友社、政學會、及び益友社支店の評ある平社、最先きに結束したる御用黨大同俱部等を重要なる組織分子とし、政府の態度を是認すると共に一步進んで協商側加入を主張するもの、益友社領袖張繼の如き最もその急先鋒たり。

外交商榷會

討獨抗議を以て輕卒なりとなし、嚴に中立維持の立場に在らんことを主張する一派にして、丙辰俱樂部（國民黨系の激烈派）の馬君武、白逾桓、温世霖、葉夏聲、韜園派（孫洪伊丁世嶧一派）の蕭晉榮、彭介石、吳宗慈、宗淵源等を主動者として丙辰俱樂部派の章士釗も甲寅日刊を提げて之れに應せり、同會は二月十八日憲法起草委員會場に於て成立會を擧げ次の簡章十四條を議決し役員を推定せり。

一、本會は定名して外交商榷會と爲す

二、本會は外交の利害を研究し外交の事實を調査し政府を匡助し輿論を指導するを以て宗旨となす

三、本會は兩院議員及び院外同志を以て之れを組織す

四、本會の組織は分つて總務文牘會計調査交際五科となす

五、總務は本會一切の庶務及び他の各科に屬せざる事件を掌る

六、文牘は本會の文書編纂事件を掌る

七、會計は本會の款項支出入事件を掌る

八、調査は本會の戰況及び交涉事件搜集を掌る

九、交際は本會中外の交際事件を掌る

十、每科に主任一人副主任二人を設け各科幹事より之れを互選す

十一、每科幹事は定額無く本會より之れを推選す

十二、本章程もし未だ盡さゞる事宜あるときは二十人以上の要求を經て修改を提議することを得
十三、本會事務所を〇〇に設く
十四、本章程は大會議決の日より施行す

幹事

總務科　白逾桓　溫世霖　鄭人康　丁象謙　李錡　曹振懋　陳九韶　鄭懷辰　彭介石　吳慈　陳堃　宋淵源　杜華
文牘科　何雯　祁連元　萬鴻圖　陳嘉會　陳洪道　蕭晉榮　黃肇河　張善與
會計科　陳煥南　白常潔
調査科　黃攻素　馬君武　李積芳　楊樹璜　凌毅
交際科　錢崇培　干爲岐　周澤苞　王乃昌　杜樹勛　劉成禺　唐寶鍔　葉夏聲　秦廣禮　周震麟　張知競

(政府との交渉に當る代表)馬君武、葉夏聲、黃攻素、唐寶鍔、錢崇塏、蕭晉榮、

此の派は此の如くにして孫文を宗とする國民黨系の激烈派と孫洪伊、殘黨たる韜園派の結合にして純民黨と稱すべく、對獨外交を主題として分れたる後援會、商榷會の二派は他日或は官民兩派の對抗となるやもしれずと觀側さる。

日本の勸告及び協商國の運動

日本政府は二月十一日芳澤代理公使をして段總理を訪問せしめ支那の獨逸に對し取れる行動に贊成の意を表し、且一歩を進めて協商國に加入せんことを希望する旨陳述せしめたるが、協商各國も無論之れに同意にて連日會議を開き種々打合せする所あり。

獨逸公使の躍起運動

一方獨逸公使も十三日黎總統に謁見し戰局其他につき陳述して中立嚴守の可なるを勸告し必死となりて躍起運動を試み、例によつて官民一致の外交をなし北京は慘澹たる外交戰の戰場となりたり。

黎總統の態度と馮氏入京の影響

政府側は概して協商國加入に傾き獨逸に對して今一歩を進めんとの說有力なるも肝腎の黎總統は加入不贊成にて、爲めに廟議一定するに到らずとの噂傳へられたるが、二月二十三日副總統馮國璋氏の入京は黎氏に何等かの影響を及ぼしたるものゝ如く、黎總統は三月一日北京ガゼット紙上に於て次の如き聲明をなしたり、曰く、

協商國加入に反對するは大總統一人にして而かもその位地を賭しても中立を主張する決心なりとか、又は大總統は某高官に對し獨逸の潛航艇策の爲め英國が二ケ月以內に饑餓に陷り、次いで倫敦の占領を見るに至るべしと、內話せりとかいふ風說は、事實無根なり、大總統は加入問題を以て政黨政派の問題となすことを欲せず、寧ろ大總統は戰爭は國家と國家の爭ひにして政府又は元首間の爭にあらず、隨つて此問題は支那國民の決すべきものにして中央政府當局又は公私の顧問等によつて決せらるべ

きものにあらずと認め居ればなり、先づ支那の利益を主とし個人又は黨派の利益を顧みる可きにあらず、苟しくも冒險投機的精神にて策を決し國民の生命利益を犧牲となすが如きは、國家に對する罪惡なり、大總統は戰爭の慘禍に顧み國際紛爭の解決上止むを得ざるにあらざれば、之れを避けんとするの念慮を有し時局に對し穩和の意見を抱けるも、政府及び國會にして支那の根本的利害に顧み愈々其の政策或は行動に出づる場合强いて反對せんとするものにあらず云々。

支那側の加入條件

此の如くにして支那側の態度は總統府側の主張大體に於て勝を制し先づ對獨斷交を決行し、次で協商側加入に進まんとするに一致し居れるがこれは默して推移を見ることゝし愈々支那が協商側に加入するとしてその條件として如何なる條件を提出し來るべきや、氣の早き北京外交團にてはすでに之に就き支那側と交渉し居れるものゝ如く（陸徵祥氏その衝に當れりと噂す）その條件は、

（一）償金支拂延期

（二）關稅改正

の二に外ならざるが如し、此の二者は協商側の支那引入れ運動に際し屢々繰返されたる所の好餌にして、陸徵祥氏を通じてなされたる此の申込に對し、協商側は之れを「好意的に考慮すべき」を返答せりとの事なれば、對獨斷交を期とし具體的交渉に入るべしと察せらる。（三月三日稿）

確定せる保利銀借款契約

全國商會聯合會の集合資本を以て成立せり保利銀公司と支那政府との間に五百萬元借欵契約及び制錢收錬契約締結され右二契約は國會の承認を求むる爲め提出されしこと旣報の如し、然るに右に關し參衆兩院間に意見の一致を見ず、兩院各十三名の委員を選び協議會を開くことゝなり、二月十五日開會の結果衆議院の修正議決通り。

（一）收錬契約第一條の制錢收錬額を六萬噸を以て限りとし

（二）仝第三條の制錢收錬純益の分配步合を變更し

なほ

（三）仝各省所得純益金使用に制限を加へ

（四）收錬契約第五條及び第六條を削除

したり、左に修正されたる各條文を掲ぐ

制錢收錬契約

第一條　本部は公司より五百萬元を借欵するにより特に本公司に許すに制錢收錬の權利を以てす其の期限は第一批借欵交足の日より起算し四年を以て度となす

その制錢收錬數目は至つて多きも六萬噸を逾ゆるを得ず

仝第三條　制錢收錬の餘利は一切の開銷を除く外分つて十五成となし本部五成を得收錢各省五成を得本公司も五成を得、（奬勵金もその內に在り）

收錢各省の所得の利益は地方公益を辨理するを以て限りとなし省議會の議決を經ざれば動用するを得ず

仝第五條　削除

三、該外人等は自己の職權以外の他の政治に干與すべからず
四、該外人は請暇の場合の外故なく任地を放るゝを得ず
五、該外人は支那官吏と同樣の拘束を受くべし
六、該外人にして若し品行不正及違法等の行爲あれば、主管官廳より上申せる理由に基き直に辭任せしむる事を得べし

教育軍事

○學校系統新制　范教育總長は民國學校の新系統を次の如く訂正すべく計畫中なり。(北京日報)

一、小學校四ヶ年畢業を義務教育となし、畢業後は高等小學校或は實業學校に入學する事を得
二、高等小學校畢業後は中學校、師範學校或は實業學校に入學する事を得
三、小學校及高等小學校に補習科を設け二ヶ年畢業とす
四、中學校四年畢業後は大學校或は專門學校或は高等師範學校に入るを得
五、大學校は豫科三年本科三年或は四年にて畢業とす
六、師範學校は豫科一年本科四年にて畢業、高等師範は豫科一年本科三年にて畢業とす
七、實業學校は甲乙の兩種に分ち各三年にて畢業とす
八、專門學校は豫科一年本科三年或は四年にて畢業とす

○教育部直轄學校經費　北京にある教育部直轄各學校の經費次の如し。(順天時報)

學校	經費
高等師範學校	一三、七五〇元
北京法政學校	七、二五〇
北京工藝學校	九、二九一
醫學專門學校	四、七五〇
高等農業學校	四、一六六
女子師範學校	四、二七〇
中等師範學校	三、五〇〇

○海軍要案提出　海軍總長程璧光は中央擧行の軍政會議に對し左の如き海軍要案を提出せり。(時報)

一、海軍勢力を擴張するの計畫方法
一、軍港の建設
一、艦隊の編制
一、新式訓練の進行
一、潛水艇の新造
一、魚雷製造所及魚雷學校の整備擴張
一、沿海要塞軍防配置

財政

○民國五年度豫算案協定　民國五年度豫算案は其編成を了せるか、收支相償はざる點について政府に於て削減を加へ其結果大概次の如くなれり。(時報)

部	金額
外交部	一九、一五一、〇〇〇
內務部	二八、一七一、五〇〇

財政部	一三、七〇一、二〇〇
陸軍部	九八六、五〇〇
海軍部	二、四一九、四〇〇
教育部	六〇〇、三〇〇
司法部	八六、一〇〇
農商部	一、七三八、四〇〇
交通部	三六一、一〇〇
蒙藏院	一〇四、二〇〇

○鹽稅餘欵支途　本年一月分鹽稅餘欵四百五十萬元ば、二月十九日を以て支那政府に交付せられたるが、其支途次の如しと。（時、新報）

一、參衆兩議院經費及議員俸給
一、二月分中央各機關經費
一、海軍部直轄各艦隊餉項
一、陸軍部直轄軍隊餉項
一、北京步軍及警察二署經費
一、八旗兵餉
一、本年第二期前淸皇室經費

○六年度各省軍費豫算　陸軍部に於て編訂し國務會議に啓送せる民國六年度各省軍費豫算次の如し。（順天時報）

直隷	一一、三二一、五八四元
奉天	七、五四九、九五五
吉林	五、一〇六、五一〇
黒龍江	四、六五五、五八六
山東	四、三二八、三九七
河南	三、一六九、九二六
江蘇	五、三三四、四二六
安徽	六六〇、七四〇
江西	二、二五六、四五二
湖南	二、一六七、三八三
湖北	九、四一三、四九六
福建	三、〇九〇、一六六
浙江	三、一〇八、二二七
廣東	六、一三四、四二九
廣西	三、八三五、五一四
山西	三、一二三、四〇〇
陝西	三、〇一九、三三七
四川	六、七七六、三三一
雲南	五、七七〇、九七〇
貴州	二、〇二六、七七七
甘肅	三、九六二、六八四
新疆	五、五七五、〇七八
熱河	二、〇八〇、六七〇
察哈爾	三七一、五〇五
綏遠	一、〇二四、一五一
阿爾泰	四一、四六〇
西寧	二五三、六六六
西藏	一〇三、五〇〇

○六年度府院豫算　民國六年度に於ける公府及國務院豫算次の如し。（時事新報）

吉林省
宣統三年發行債額　一千萬元
湖南省
辛亥年發行債額　百二十萬兩
雲南省
辛亥年發行債額　三百萬兩
江蘇省
第一次公債　辛亥年發行債額　三百萬兩
第二次公債　民國元年發行債額　百二十萬兩
福建省
宣統二年發行債額　二百萬兩

○本年度發行公債　支那政府が本年度に於て發行すべき公債豫定は一億五千萬元にして、其數目及發行豫定期は次の如し。(時事新報)

一、內國六厘善後公債
債額五千萬元　發行期三月一日
一、第二期有獎儲蓄票
票額一千萬元　發行期六月一日
一、交通公債
債額六千萬元(總額二億元、第一期發行を六千萬元とす)　發行期七月一日
一、農商部有奬實業債劵
債額一千萬元　發行期七月一日
一、海軍固國公債
債額二千萬元　發行期未定

經濟

○普通商業税試辦　財政部にては歲入不足、彌補の爲に次の如き税率の下に普通商業税を試辦すべしと。(時報)

資本金三百元―五百元　每年一元
同　五百元―一千元　二元
同　一千元―二千元　四元
同　二千元―三千元　六元
同　三千元―四千元　八元
同　四千元―五千元　一〇元
同　五千元―八千元　一六元
同　八千元―一萬元　二〇元

一萬元以上は每年其資本額千分の二に依り征税す、若し營業者が納税を拒みたる時は五元以上二百元以下の罰金に處す。

○支那產鹽額　鹽務署顧問デーン氏が各省鹽務狀況を調査せるもの丶內、各地の鹽產額次の如し。(順天時報)

長蘆鹽　三九七、四九八、二〇〇斤
山東鹽　一八五、五一六、〇〇〇
兩淮鹽　七五六、〇〇〇、〇〇〇
兩浙鹽　一二六、八七八、二〇〇
福建鹽　二二一、〇四八、〇五〇

法律命令

民國六年一月一日　會計年度改正の總統令公布
衆議院咨開の五年度歳出歳入豫算案及七月一日より起算し、次年六月末日を以て會計年度となす云々に對し、査するに現今の會計年度は一月一日より十二月末日なるも、之れ國會々期と相銜接せず、亟かに應に改正すべし。
會計法案は國會に提交して議決するは勿論應に即に當分七月一日より起り六月末日を以て一年度と爲すべし、以て遵守に資す。

同　二月三日　辛亥革命以後政治問題に依り罪名を蒙れるものに對し罪名解除の總統令公布

二月三日　東蒙哲里木盟の達爾罕、圖什業圖二旗、昭烏達盟の札魯特左右巴林左右阿魯克爾沁、克什克騰六旗の匪擾被禍に對し財政部より一萬二千圓を賑撫す。

二月十四日　本月二十四日仲春上丁、孔子の祀期なるを以て教育總長范源濂を派し、恭く代つて禮を行はしむ。

二月十七日　雲南第一覆選區衆議院議員の改選は民國六年二月二十六日に於て擧行す。

同　哲里木盟參議院議員の補欠選擧は民國六年三月十六日に於て擧行す。

敍任辭令

署理重慶鎮守使署參謀長（一月三十一日）　余際唐
免本職　綏遠都統署審判所々長　雷祖培
署廣西桂林道々尹（二月一日）　高培德
海軍々醫大監　何根源
署山東高等審判廳々長　沈其昌
綏遠都統署審判所々長　房金錡
晋封、鎮國公並加貝子銜　阿拉瑪斯圖呼
黑龍江陸軍第一師々長（二月四日）　許蘭洲
同　第一師歩兵第一旅々長　巴英額
同　第一師歩兵第二旅々長　國棟
暫編貴州第一師歩兵第一旅々長　李雁賓
同　第二旅々長　盧燾
免本職（二月七日）　南京造幣分廠々長　夏翊宸
署南京造幣分廠々長　宋發祥
廣東陸軍第一師參謀長　陳繼祖
兼辦喀什交渉事宜（著任迄揚增炳兼務）（二月十三日）　朱瑞墀
兼代鎮江交渉員　周嗣培
待命（二月十五日）　外交部特派江蘇交渉員　楊晟
外交部特派江蘇交渉員　朱兆莘
免本職　湖北政務廳々長　胡俊采
湖北政務廳々長　何佩瑢
陸軍中將（二月十六日）　唐天喜

同　陳復初
陸軍中將銜　田獻章
同　張孝準
同　蔣方震
陸軍少將　彭廷衡
同　陳嘉祐
同　葉成林
同　蘇長青
北京待命　浙江財政廳々長　莫永貞
浙江財政廳々長　張厚璟
陸軍少將銜　誠明
同　孟富德
同　李恩榮
晉封郡王　濟克登諾爾布林沁札木蘇
待命(二月十七日)　四川建昌道々尹　杜慶元
四川西川道々尹　周恭壽
四川建昌道々尹　楊端宇
司法部參事(二月十八日)　何基鴻
吉林財政廳々長　楊壽枬

支那

第八巻第七號

要目

東亜同文會調査編纂部

本店　臺北

支店及
出張所

臺灣　基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、宜蘭、
　　　淡水、新竹、阿緱、花蓮港、臺東、澎湖島、
支那　上海、九江、福州、廈門、汕頭、廣東、
南洋　香港、新嘉坡、
歐洲　倫敦
內地　神戶、大阪、東京、

株式會社

臺灣銀行

支那南洋歐洲幷臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立
其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京支店

東京市麴町區永樂町二丁目一番地

支配人　山成喬六

本局
五〇〇六〇番（特長）
五〇〇六一番（長）
五〇〇六二番（長）
五〇〇六三番（長）
五〇〇六四番
五〇〇六五番

支那之工業目錄提要

第一章　緒論
第二章　原料
第三章　資本
第四章　勞働者
第五章　動力
第六章　税制
第七章　洋式工業沿革
第八章　洋式工業保護策
第九章　洋式貨物機械製品に對する特典
第十章　支那工業組織
第十一章　合辦事業
第十二章　棉糸紡績
第十三章　生糸
第十四章　絹糸紡績
第十五章　織布工業
第十六章　メリヤス
第十七章　絹織物
第十八章　毛織物
第十九章　燐寸
第二十章　製革
第二十一章　製紙
第二十二章　大豆工業
第二十三章　棉實油
第二十四章　石鹼工業
第二十五章　蠟燭
第二十六章　硝子
第二十七章　セメント
第二十八章　製粉業
第二十九章　製糖工業
第三十章　蛋白工業
第三十一章　磚茶
第三十二章　罐詰
第三十三章　麥酒釀造業
第三十四章　卷煙草工業
第三十五章　製鐵工業
第三十六章　造船業附鐵工業
第三十七章　軍器火藥製造工業
第三十八章　小枠柞蠶絲工業
第三十九章　各種精選工業

東亞同文會調査編纂部發刊

專用　電話新橋一二五五番
電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年四月一日發行「支那」第八卷第七號

論説

資料

雜録

目次

通信

時報

會報

横濱正金銀行
七十四回決算報告

（大正五年下半期）

▲貸借對照表

○負債

科目	金額
拂込株金	參〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇円
諸積立金	貳〇、八〇〇、〇〇〇・〇〇
滯貸準備金	貳、參壹貳、〇七貳・七四
銀行券	壹八、〇五〇、五四七・〇貳
諸預リ金及手形内入金等	貳七四、七七八、七九八・七七
賣爲替再割引手形支拂承諾 手形他店勘定等	貳貳六、八五壹、壹壹八・壹四
支拂未濟配當金	八、九〇參・七七
前半期繰越金	壹、四參七、四五五・七四
當半期利益金	貳、五八貳、四〇〇・五八
總計	五七六、八貳壹、貳九六・七六

○資産

科目	金額
金銀勘定	六七、四五貳、七五貳・壹壹
内 手許有高	參〇、七壹〇、〇六五・六八
内 銀行預ケ金	參六、七四貳、六八六・四參
諸公債證書	貳壹、五參〇、壹七壹・四五
諸貸金割引手形等	壹七八、六參貳、八參九・八五
買爲替他店勘定等	參〇參、〇壹七、四貳四・九六
地金及外國貨幣	貳、貳六四、貳〇九・九六
營業用地所家屋等	參、九貳參、八九八・四參
總計	五七六、八貳壹、貳九六・七六

▲損益勘定

科目	金額
總益金	參壹、六七七、參六八・九壹
内 前半期繰越金	壹、四參七、四五五・七四
總損金	貳七、六五七、五壹貳・五九
差引純益金	四、〇壹九、八五六・參貳

右利益金分配方左ノ通リ

科目	金額
積立金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
配當金（年壹割貳分）	壹、八〇〇、〇〇〇・〇〇
後半期繰越金	壹、七壹九、八五六・參貳

右報告候也

大正六年三月十日

横濱正金銀行

頭取 井上準之助
副頭取 山川勇木
取締役 相馬永胤
同 園田孝吉
同 木村利右衛門
同 原六郎
同 小田切萬壽之助
同 川島忠之助
同 男爵 岩崎小彌太
同 巽孝之丞

前書ノ事項ヲ審査候處總テ相違無之候也

監査役 淺田德則

追テ三月十日株主總會ニ於テ取締役及監査役改選ノ結果前記何レモ重任外ニ渡邊福三郎氏新ニ監査役ニ當選就任

大正六年四月一日
第八卷第七號

論
說
匪亂償金の輕減論

一

顧れば匪亂の爲め支那政府が列國に支拂へる賠償金は、一九〇一年より一九一六年末までに元金六百四十萬三千八百四十五磅、利子四千〇四十二萬三千八百三十九磅、其合計約我が四億六千萬圓に上る、該賠償金の總額は六千七百五十萬磅にして、其四十個年の利子年四分合して七千五百二十九萬七千九百八十三磅となるべく、此の元利を合計すれば約我が十四億萬圓たり、故に今に至るまでに支那が支拂へる額は約三割二分强に當り未だ其半に達せずとすべし。

此の賠償金は十數ヶ國に分配する者にして、今其旣に支拂へる十六年間の元利を關係各國所得額につき見れば次の如くなる。

露西亞	一三、五六六、五八一磅
獨逸	九、三七二、八七四
佛蘭西	七、三七五、六九七
英吉利	五、二六七、六五〇
日本	三、六二一、六七二

米合衆國　三、四二七、六九八
伊太利　二、七六九、八〇五
白耳義　八八二、七六七
墺太利　四一六、五五四
和蘭　八一、三四六
西班牙　一四、〇八一
葡萄牙　九、五九九
瑞典　六、五三七
其他　一四、八二三
合計　四六、八二七、六八四磅

之が分配を受くる各國より見れば露獨等二三國を除く外は其額甚だ大なる者に非ず、受くるも受けざるも可なるが如き者とす、然れども支那より之を見れば過去十六年間に於て小ならざる賠償をなせしなり。

二

北淸事變の最終議定書成りし當時を回想すれば、列國が支那に對する態度隔世の感なくんばあらず、固より匪亂は內亂より延て列國を敵とし、之が爲めに各國が蒙れる損害は鮮少に非ず、列國が六千七百五十磅の賠償を要求し之を決定したる理由なきに非ず、然れども當時列國は日淸戰爭に於ける支那の敗北を見、支那を輕視する特に甚しく、而して東隣の我國も當時は列國の固より顧る所ならず、是を以て露佛英等强國は弱國に對して爲し得る限りの苛酷なる條件を提出し、支那の滅亡又は分割已むを得ざる者と思惟しゝなり。

匪亂の外人排斥を唱へる、誠に支那の國力を擧げて凡ての列國と戰ひ、輸贏を一戰に決せんとせる快擧にもあらず、內亂が勢を增して何等の思慮もなく唯在支那の外人を攻擊したる者のみ、故に當時其の眞相を知りし者は單純なる暴徒の盲擧即ち一匪徒と之を解せり、實に一匪亂と知りながら猶且つ之を懲罰する上に更に重大なる責務を支那に負はしゝは强國の弱國に對する暴擧たりしのみ、然れども東亞幸に强國の跋扈を長からしめず、我國の起つて支那保全を提唱するあり、米も亦機會均等を以て强國の壟斷を制し、是に於てか支那に於ける列國の形勢はまさに一轉せり。

三

匪亂を去る十數年、東亞の形勢また昔日の如からず、此間に當りてや匪亂賠償金輕減問題はまさに列國により議せられざるべからざる機會を幾度も經過せり、然れども獨り米國が所得の償金を以て支那留學生を米國にて敎育すべしと提議したるあるのみ、列國は默々一言も之に及ぶなく、是に於て反て支那にては列國に之を懇願せんとする運動を屢起せり、此の運動は公式に列國に之を提議するに至らざりしと雖も、支那政府の衷情亦想ふべきものあり。

殊に革命以來支那中央政府の確立は一に外債の償還に關聯し、貧弱なる全國の財政を以て北京政府は遂に堪ゆべからざる苦累を負ふ、實に外債の償還だに減ずるを得ば北京政府一年の政費約一億萬圓の中、半以上を減すべく、匪亂賠

償金元利約四千萬圓のみも之を減じ得ば蓋し其幸の大なる言を俟たざるなり。
匪亂償金の年賦は利子の減ずるに從ひ元金を遞增する如く規定し、一九一七年よりは毎年元利合計四百萬磅を下ることなし。

四

吾人は支那に阿諛して匪亂償金を輕減すべしと考ふる者に非ず、將た又世の所謂輕薄姑息なる日支親善を以て之を提唱する者に非ず、川柳に云ふ、「お彼岸の團子のやうな支那勳章」實に一時茫乎たる親善を以て甚しく悅ぶが如き意味より之を說くに非ず、唯帝國が東亞の盟主として東亞の事は東亞に於て決する底の國是あるよりして之を思ふのみ。

支那が列國と訂立したる條約を一改するは容易なることに非ずと雖も、匪亂當時支那に對したる列國は目今支那に對する列國に非ず、支那を甚しき弱國と見、甚しき富國と過信して定めたる賠償金額は過大なりとは今や大率世人に知らる、且つや其分配を受くる者より見れば多くは年に甚しく大なる額にも非ず、受くるも可なり、受けざるも可なりとする程度なるに於てをや。

支那は古來の歷史より又自家の態度より屢列國に誤解せらる、匪亂の當時支那は無限の富國として誤解せられ、支那も自ら傲然として其の富を誇張せり、是を以て列國は其償金額に就き殆ど適不適を顧慮せずして議を決せるなり、實に其上流社會の社交上に於ける虛榮なる態度を始め、支那官紳には我國人の企圖すべからざる豪侈あり。

獨り豪侈を誇ると共に自家の弱點を表はすを無限の恥辱となす、此の間には自ら莊重なる威嚴、寬厚なる禮儀の如きを含むなきに非ずと雖も、時として大なる誤解を招くを免れず、彼の李鴻章が日淸役後敗殘國の宰相として露帝戴冠式に臨み、我が山縣公と列を同じくし、堂々たる威儀、豪然たる擧作、列國の使臣をして支那は寸毫も敗色なしと嘆せしめたる如き、偶以て支那人の社交手腕を見るに足り、而して此の手腕は時に誤解を生せしむ、匪亂の善後を策せる慶親王及び李鴻章が此の意義に於て支那を誤解せしめ、列國をして欲する限りの償金を定めしめたる形跡誠に瞭として明かなり。

今風說に聞く、支那は協商國に加擔すべき一條件として此の償金の猶豫を求むと、然れども支那が之を以て交換條件となすは餘りに策の窮したる者と評せずんばあらず、

五

支那が獨逸の暴擧に對し國交を斷絕せるは蓋し人道上の偉大なる義憤に出でし者なり、神人共に憤る、是に於てか斷乎たる國策を決すべし、旣に神人共に憤る公憤より獨逸と義絕せりとせば其の協商國に加入するや否やは支那自ら決すべく、若し或は利を協商國に求め、利あらば加入せんとする如き陋劣なる手段もあらば支那に惜むこと深し。

夫れ兵は生死の地、存亡の境に際して始めて起すべし、兵を用ゆるの道古來幾多の賢人之を教ふ、利の利とすべきを見て濫に兵を起せば國危きのみ、國家危急にして始めて國民を合一し死せしむべく生かしむべし、國家に大急なくして兵を動かすあらば之れを兵を瀆すと云ふ、現下支那の國勢が眞に獨逸と戰はざるを得ざるあらば戰ふべし、嗚呼天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふに於て獨逸と義絕せしは尙ふべし、然れども若し求むる所他に在つて而して玆に到りし者あらば憂ふべく哀むべし。

協商國に加入せんとして求むる所あり、其一條件として匪亂償金輕減を提議する如きあらば吾人之を賛同するを得す、寧ろ其陋を笑ふべきのみ。

六

議會政治なる者はなるべく多數の間に共通なる愚論を以て政治を行ふを云ふに在れば、東亞の大策も亦之に準ずべき愚策より他に策すべきなからん、多數の力を恃み、群衆の意を願みるは本來弱者の爲す所、劣者の爲す所なり、爾く同盟によらずんば世界の外交を處決し難きやうに思ふ者も少からず、同盟により見識なき弱國も時として一時の勢威を張り得べし、然れども卓識千古を曠くする國家は必ずしも常に同盟を賴るべき者に非ず、近く十數年の帝國は同盟熱に傾き、同盟は國家をして依賴心を多からしむるの弊なき能はず。

東亞の大策は固より世界の大勢に鑑みて之を樹つるを要すと雖も、同盟協約のみの關係より決すべき者に非す、數國の共に唱ふる所に從へば過なからん、少數の唱ふる所に從へば殆からんとは抑も東亞に國を建つる大國の言ふべく思ふべきに非ず、憐むべし、强國の欲する所に從へば國策こゝに全からんとは。

思ふに帝國は支那の治安を希ひ、支那政府の確立を望み、東亞の指導者として愧づるなき地位を思はゞ、公正なる判斷により、其決する所を行ふに躊躇するべからず、天の大任を下す所以を三省せずして可ならんや。（北濤生）

本論第八卷第五號の論説淸帝復辟論は大村北濤子の執筆せし所、同文會全體の主張と關係なし玆に附記す、

東部蒙古の金鑛

五家子金山

五家子は朝陽の西北六十支里老哈河の支流なる四座塔溝河の右岸にあり、此地方に金鑛あり、現に採掘せらるゝもの三箇處にして、王瑞卿なるもの五家子德元金廠と稱する精錬場を設けて、是等鑛山より出づる鑛石を精錬す、其現に開堀中の鑛山の概況次の如し。

一、南山金山　南山は五家子の對岸約二支里の地にあり、地表は黃土を以て蔽はるゝも、附近は花崗岩及玄武岩より形成せられ、鑛脈は是等の間を貫く石英脈なり、民國元年より南山の中腹に坑口を開き目下採鑛しつゝあり、既に數十丈の深さに達せり、然れども本金鑛は是より土人の注目する處となりしものゝ如し、試堀せる箇所と覺しきもの數ヶ處にあり、土人は約三十年前より之れが採鑛をなせりと傳へらる。

目下坑夫數は僅に十五人にして、其操業期間は九月より翌年二月に至る數ヶ月間也、採堀したる鑛石は之れを坑外に搬出するや、先づ粗雜なる手選をなしたる後五家子德元金廠に送り、此に於て研搗子によつて粉末となし、更に之れを淘箕と稱する搖舟に入れ水中にて洗滌し砂石と金屬とを

分離せしむ、斯くてこれを一旦乾燥せしめ坩堝に入れ一種の風爐を以て熔解し靑金を作る、其一年間の賣上高は約八百兩內外にして、一兩大凡大洋四十元の價格なりと。

鑛石の含金量は手選せざるもの平均金百萬分の四、銀十萬分の一一•四、手選せるもの金十萬分の一•二八銀十萬分の一•〇四なり。

二、白石喇子金山　白石喇子金山は五家子の東北方二支里の地にあり、民國三年八月以來開坑せる處にして、坑口十二ヶ處あり、僅々三名の苦力にて採鑛に從事す、地質は南山の夫れに同じく、石英脈は地表より三四丈の下にあり、鑛石分析の結果は金百萬分の二銀百萬分の六なり。

三、蜂子峪溝金山　五家子の東北方三支里の山頂にあり、白石喇子と同時に開坑せしが含金量少きより、後幾何もなく採掘を中止せり。

來毛子溝金山　附小張子附近の砂金

來毛子溝は朝陽の北方百支里の地にあり、頭道溝と二道溝の二溝に分れ、二道溝は目下土人の採鑛に從事するもの多く、又頭道溝は斷層面に於て一の竪坑を下し採掘しつゝあり。

當山は蒙古人の所有なるが山東人任朝鳳之れを借入れたるものにして、地代は一年一畝三百七十文にして、全地積七百畝あり、鑛石は灰綠色の粘土質にして硫化鐵點在す、頭道溝の坑口は高さ二千八百尺の山腹に開かれ兩盤は硅岩より成り、脈の走向南四十度東傾斜北東七十度なり、而して其脈の厚さは五分乃至三寸にして、地表より七十丈の深さに迄掘下げ居れり、採掘の盛なるは冬期にして、此時は二十人位の坑夫を使用し一日五十斤入の籠三十箇位の鑛石を採取すと云ふ。

而して採掘したる鑛石は坑口に於て肉眼にて手選をなしたる後、之れを各採掘者の自宅に運搬し此にて研搗子を用ひて粉末としたる後土砂を洗別し、爐或は天火にて乾燥し、再び研搗子に掛けて之れを椀掛し得たる粗金を强硝水を用いて處理し鑛務局に販賣する也、其一兩の價百八十吊乃至三百吊とす、其鑛石の分析の結果に見るに平均金十萬分の一•八五、銀百萬分の八あり。

來毛子溝より流るゝ小溪流に沿ふて進む事九支里許にして小張子と稱する一部落あり、此小溪流の河底に砂金層の沈滯あり附近の土民は農閑の時即ち每年八月より翌年二月に至る頃迄の間此砂金を堀出し、各自に製錬して不純なる靑金を作り賣出す、其砂金層は硫化物の層にして、來毛子溝附近にありし鑛脈の同化崩壞し、雨水の爲に洗ひ流されて沈積したるものなるが如し。

金廠溝梁金山

金廠溝梁金山は朝陽の北々西百二十支里、建平縣の東々南百四十支里の地にあり、建平朝陽兩縣の境界に位す、目下採堀を中止しつゝあるが、本鑛山の下方地盤は片麻岩、綠泥片岩及花崗岩等より成り、金鑛は上記岩石中に於ける石英脈なるが如く、而して其中には黃鐵鑛散在す、鑛脈の

數は七八條あり、鏈幅一寸以上二尺內外にして鏈の延長半支里以上に達すべしと。

當山は光緒十八年廣東人徐氏始めて之を開坑し、諸器械を唐山より購入し、後張翼總辦となりて之れが經營に當りしが、光緒二十四年の北清事變の爲一時中止の姿となり、其後劉氏之れと代りて光緒三十年に至る頃迄之れを採堀せりと、其後屢總辦の交迭ありしが、事業盛大なりし時は一日三十兩（約三百匁）の金塊を出せし事あり、當時は坑口も七八ありしが如く最も深き竪坑は六十七丈あり、其鏈幅八寸乃至二尺にして、品質良好なりしも、下部に至るに從び出水多く排水に困難なりしより之れを休止するに至りしものなりと。

尙鑛石分析の結果は金百萬分の五●四、銀百萬分の九●六にして、昔時採金をなしたる滓鑛にても尙金百萬分の八●〇銀十萬分の一●二ありと。

撰山子金山

撰山子（轉山子）は喀喇沁王部の東北方敖漢部との境界にあり、建平縣の東北百二十支里、黑水の東北山路七十五支里赤峰縣哈達の正東百二十支里の地に位す。

敖漢部に境する部分に近く約南北に渉る二帶の山脈あり、其最も東にあるものは古生界に屬する角閃片岩、石灰岩及頁岩の五層より成り、西方にある他の一帶は其北部にありては太古界に屬する片麻岩にして、古生岩層に推移し、其南部は安山岩脈に連る、而して此兩山脈の中間は厚く黄土を以て包まるゝ古生界層の小丘地方にして、老哈河の一支流其中央を南より北に流る、撰山子金山は前記老哈支流流域の東北部に位する一岐谿谷中にあり（轉山子と稱する營子の西方六支里）、鑛脈は同地方石灰層の裂隙に沿ふて上昇し來りたる火山岩と石灰岩との間に生成せられたるもの也。

當金山は光緒十八年徐氏の開坑に係り、同二十四年に至り、張彥莫（當時道臺）其事業を繼續し、兩三年前より前天津都統馮氏之を繼承し建平鑛務總局を設立し、目下竇氏を總辦とせり、現在役員七八人苦力二三百人ありて、採鑛に從事す。

目下は一時休止中なるが、其採掘せられつゝありし鑛脈は石灰岩と之を破つて上昇せる火山岩との間にある石英脈にして、細脈となり母岩中に割り入れるもの多きも、幅平均六七寸乃至一尺位なり、走向南四十五度東にて、東北に八十度傾斜し延長約二千尺以上なるべし。

鑛石は方鉛鑛、黄鐵鑛、閃亞鉛鑛等を含有する石英脈石にして、方鉛鑛に富む部分を最上鑛とし、硅石を捨石とせり、今日迄に稼行しつゝありし坑口二ヶ所あり、其深各五六十丈に達し水少し。

而して製錬の方法は坑內より來れる鑛石は貯藏所にて拳大以下に破碎選鑛し、製錬所に送らる、此處にては大小二種に分ち、各乾燥したる、後小碎して更に選鑛し、粟大と米粉以下の粉鑛に分ち、之を別々に研搗子に送る、研搗子は花崗片麻岩製にして、臺の直徑五尺、挽臼は圓筒形にし

て其長二尺直徑一尺、臺の裏面は凸孤形をなし外緣に向つて傾斜せる普通の麥挽臼なり、其數十六臺あり、二室に裝置す、斯く粉碎せられたる鑛石は傾斜七八度を有する傾斜板上に流し、其未だ板を流れ終らざるに熊手を以て間斷なく之を搔き上げ、板を落ちたる濁水は之を沈澱溝に落し、上下流れ去り沈澱物溝に滿つれば之を揚げ搖舟にて分金し、之を乾燥して坩堝に入れ、之に硝石と粘土とを混じ一種の精金爐（風爐）にて、木炭を焚き熔解靑金を作る。

鑛石分析結果次の如し

一、上鑛（方鉛鑛に富みたるもの）
　金萬分の四・四九　銀萬分の二・六七五
二、製錬滓
　金十萬分の三・三四　銀萬分の一・二八
三、上鑛を椀掛に付し得たる汰鑛の分析結果
　金千分の一・八五二　銀萬分の七・二五二

霍家地金山

霍家地は喀喇沁王部東北方丘陵地方の盡くる處に位す、黑水の東々北山路三十五支里、轉山子の東南三十支里、赤峰より建平、朝陽に至る大道中にありて、成子山及東山の二金山あり。

霍家地地方は潮都廟北方の太古界岩層高峰と霍家地東方の安山岩脈との間にあり、此地方の金山は古來土人の探掘に從事せし處にして、東山は好況を呈したるも出水多き爲中止し、目下成子山のみを採掘せり、成子山は霍家地の西方七支里にあり、六年前より着手し、現今は平遠公司の所有に屬し、一昨年七月より探鑛に着手せるものにして、技術者として英人アレクザンダー、エル、ホール氏外一名駐在す。

成子山は雲母片麻岩層より成り、其中にペクマタイト脈あり、而して金屬は此ペクマタイト中石英に當る部分にあり、多く硫化鐵を含み品位良好ならずと、鑛脈は五本あり、走向北五十度東傾斜東南六十度にして厚さ二尺乃至一尺あり。

坑口は三ヶ所にあり、其一は五尺に四尺の竪坑にして、其深さ百七十尺に及び、其二は十五尺に五尺の竪坑にして深二百五十尺、其三は四尺に五尺の斜坑にして延長百尺に達せり、尙之等より更に横坑道を穿ち其數七八あり、坑內は出水多量なればポンプを以て排水す大竪坑開鑿には一尺平均五十元を要し、既に三萬元を投資せりと。

鑛石分析結果は成子山鑛金十萬分の一・一五銀百萬分の三・八東山鑛金十萬分の四・五四銀十萬分の一・六四なり。

鷄冠山金山

鷄冠山は赤峰の西南九十支里の地に位する十家子村落の南方、更に十支里の地に孤立せる片麻岩の高峯にして、金鑛採掘地は此絕頂に近き部分にあり、十家子より鷄冠山下に至る約五支里間は道路平坦にして馬車を通ずべし。

金鑛採地附近に於ける片麻岩は其走向北五十度東、傾斜

東南に五十五度にして、西南に於ては花崗片麻岩狀を呈し居れり、鑛脈は此片麻岩と走向傾斜を同くし、下部に至るに從ひ石英分增加し脈中、黄銅鑛硫酸銅、黄鐵鑛等を見る、坑は竪坑にして火藥を用ひて掘進し、目下舊坑共二十餘あり、地表より約三十丈にして鑛脈に達す。

當地は約四十年前より赤峰地方の商人によりて開掘せられたる處なるが、後成績思はしからざる爲一時中止したるが現在は李文昇金義成の二人の合資を以て操業し居れり、鑛石分拆の結果は金十萬分の二・一八銀十萬分の七・六七なり。

支那の蠶絲業統計

工場數	一、一七七箇
職工數	一三一、三四八人

支那の紡績業統計

工場數	三一七場
眠工數	一一九、〇四六人

資江の水運に就て（續）（完）

寶慶上流の水利

資江は尙寶慶上流にも民船を通し、夏季增水季には五〇擔乃至一〇〇擔の舟も武岡新寧に溯ると云ふ。

此の水利は銅盆江即資水北源、夫夷水即南源及邵水との三つに分つことを得可し。

銅盆江及辰溪の水利

資江水北源たる銅盆江は武岡州西境に發し、諸支流の水を集めて水量を加へ、武岡州より下流には舟揖の便あり、而して此の地方の民船は秋船の小型のものにして、小秋子と云ふ、同江は更に流れて寶慶境に入り、辰溪口に於て辰溪を合す。

辰溪は隆回、三都王、岸砦に出て東北より來り會す、其延長百十七支那里、辰溪口より五十七支里上流なる六都砦

市間の水程を擧ぐれば左の如し

辰溪水程

六都砦市	｜	｜
桃花沙坪	三	三
朝陽舖	七	一〇
飛蛾灘	一五	二五
張家舖	三	二八
牛軏灘	一六	四四
小江口	八	五二
資江分流點	五	五七

資江水程

辰溪口	｜	｜
貓兎嚴	一〇	一〇
北陽河後	一五	一五
桃花坪（寶慶通利司アリ）	二五	一〇
老鴉灣	三四	九

馬水	四二	八
王家木（北一支里ニシテ八仙廟アリ）	五九	一七
石塘水	六五	六
青草渡	七六	一一
普口溪	八六	一〇
大羅江	一〇一	二〇

匙溪口ヨリ大羅江ニ至ル一〇一里ナリ
大羅江ニ於テ資水南源タル夫夷水新寧ヨリ來ルニ會ス資水ハ更ニ此處ニ於テ東北流ス

大羅江	―	―
溪口渡	七	七
永成一都	一六	九
楓江溪	二八	一二
孔雀灘（大羅江以下第一ノ險處トス）	三六	八
三味塘	四六	一〇
野鷄灘	五六	一〇
獨石灘	七二	一六
神灘渡	八九	一七

寶慶縣

大羅江より此の縣域に至る水程約二八〇里、吃水淺き小型の民船往來し、此れらを小秋子と云ふ、石炭紙穀物類の運般に從ふ、倘上流は沅江の上流に通じ、貴州との交通路をなし、皮貨の輸入路をなす。

二、夫夷水（南源）

夫夷水は其の源を廣西興安縣に發し、新寧に至り、西より一支流を加へ、水勢を增し、陽塘架中、麻元塘等を經て曲々東北流し、大羅江に於て資水北源に合し、寶慶に至る、其の間急端淺灘尠きに非ざるも、小舟能く新寧に通ず、巴捍の種類なり、倘上流より筏を流下すること多く、杉材の如きは重要なるものなり。

新寧は寶慶上流約二五〇支那里に在り其の發源は倘一二〇支那里の奥にありと云ふ、此れに沿ふて進めば廣西省海溪口（七〇支那里、）西延（七〇支那里）より興安全州に通す可し。

邵水

邵水は寶慶東部の諸小流を集めて縣域の南に於て資水に會するものにして、其の水源には桐江、槎江、檀江の三あり、延長一九〇支那里、桐江を正源となすものの如し、桐江及び槎江の合流點たる曹家壩より小舟を通じ、其の往來盛なり、邵水縣城に於て約六〇碼、水緩かに水深も相當に在り、寶慶縣城と田舍との間の貨物の運輸路をなし、曹家壩より寶慶縣城に至る約八〇支那里あり。

資江に於ける民船業

第一　民船の種類

資江を往來して貨物の運搬をなす民船にも其の種類少なしとせず、これ等は各地方により其の名稱を異にするも其の構造形狀相等しきあり、或は全然又は一部を異にするも

のあり、次に其の航路範圍により、民船の種類名稱擔載量を掲ぐれば左の如し。

(一)　寶慶に於ける民船の種類

一、寶慶船　寶慶に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
秋船	二本乃至三本	六人乃至十二人	三〇〇擔乃至八〇〇
梳窩子	同	五人——十人	三〇〇——六〇〇
毛板船	同	六人——十二人	三〇〇——八〇〇
渡船	—	—	—

一、新寧船　新寧にて製造す　五〇——二〇〇

船種	帆檣數	水司	載積量
把捍	二本	四人——七人	—

一、武岡船　武岡にて製造す　五〇——二〇〇

船種	帆檣數	水司	載積量
小秋子	二本	四人——七人	—
益陽船	—	—	—
新化船	—	—	—

(二)　益陽に於ける民船種類(即資江筋)

寶慶益陽間民船種類

一、新寧船　新寧に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
把捍	一本乃至二本	—	五〇——二〇〇

一、寶慶船　寶慶に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
秋船	二本——三本	六人——十二人	二〇〇——八〇〇
梳窩子	同	五人——十人	二〇〇——六〇〇
毛板船	同	六人——十二人	三〇〇——一、二〇〇

一、新化船　新化に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
駁船	二本	四人——八人	二〇〇——四〇〇
山槎子	同	同	同
平頭子	同	同	同

一、安化船　安化に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
安化槎子	二本	四人——五人	二〇〇——三〇〇
中釣鈎	同	五人——六人	二〇〇——四〇〇

一、益陽船　益陽に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
七板子	二本	四人——五人	二〇〇——三〇〇
通捍子	同	同	同
調捍子	同	同	同
長船	同	同	同
艙子	同	同	同
相扁子	同	同	同
開稍	同	同	同

安化船に倘槎船、陽溪船、古煙溪船、古蝦蟇船、古七板子、三艙子、麻雀尾、渠江船、開稍槽船等の區別ありと云ふも今は此れを詳することを得ず。

(三)　外水路より益陽に入る民船種類

一、沅江船　沅江製造

船種	帆檣數	水司	載積量
例划	一本——二本	二人——五人	一〇〇——三〇〇

一、龍陽船　龍陽に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
般船	二本——三本	五人——十人	三〇〇——六〇〇
銅邊子	—	—	—
銅艙兒	—	—	—

一、岳州船　岳州に於て製造す

船種	帆檣數	水司	載積量
舾船	二本	五人——七人	三〇〇——五〇〇

一、划子 一本—二本 二人—五人 一〇〇—三〇〇
一、長砂船 湘潭にて製造す
烏江子 二本 四人—七人 二〇〇—三〇〇
到巴子 同 — —
窩子 同 — —
巴捍 一本—三本 八人—十二人 旅客用四〇〇—八〇〇
一、湘潭船 湘潭にて製造す
到巴 二本—三本 八人—十二人 五〇〇—八〇〇
梳窩子 三本—四本 二十人—二十六人 官吏分ノ旅行用船六〇〇・一、二〇〇
巴捍 同 同 同
一、湘郷船 湘潭にて製造す
刻巴 二本 五人 八人 三〇〇—六〇〇
平板及窩子 二本—三本 七人—十人 五〇〇—八〇〇
一、衡山船 衡山にて製造す
瀟林江 二本—三本 四人—十人 二〇〇—八〇〇
小駁 二本 五人—七人 三〇〇—五〇〇
巴捍 二本—三本 六人—十人 四〇〇—八〇〇
一、永州船 永州にて製造す
小駁 二本 五人—七人 三〇〇—五〇〇
巴捍 — — —
一、辰州船 辰州にて製造す
麻陽船 二本 五人—八人 三〇〇—六〇〇
辰條子 二本—三本 七人—十六人 五〇〇—一、五〇〇
一、常德船 常德にて製造す
般船 二本—三本 五人—十人 三〇〇—八〇〇
津市駁船 二本 三人 二〇〇 三〇〇
鴉船 同 十人 五〇〇 八〇〇
一、瀏陽秋子 同 四人—十人 二〇〇 八〇〇
一、湖北船 漢口より官鹽を運ぶもの 二、〇〇〇—三、〇〇〇

航行及船戸

凡そ民船の便ある地方に在りては船行又は此れに代る可き船幇、船會、船總の設けありて乘客荷主及び船戸の間に立ち、周旋をなす民船問屋あり蓋し乘客又は荷主は往々船戸の爲め不當の運賃を貪られ、又其の甚しきに至ては貨物の損傷、粉失、盜難等に遭ふも其の賠償を得るに路なければなり。

資江筋に於ては益陽、安化、新化等に船行の設けあり、何れも官より部帖(即牙帖)を給せられ、營業税を納め、正式に營業し居るものなり、益陽に於ける船行は永隆船行、李須船行の二あり。

武岡新寧などは何れも船記の船行あり、寶慶の如きは各船幇、江神會あり、是等は船行の性質を有するも其名義を有するものなし、是れ斯くの如き名義によりて巧みに税捐を免れんとするなり、然れども該地方習慣上均しく此れを認め、地方官も亦何等の干渉をすることなき也。

長沙、瀏陽、湘陰、湘郷、察郷等に於ては各船隻は各幇に入會し、此れを船行又は船公會、船總其他に登記(掛號)報告し置き、検査に便するものとす、野鷄船、置船等の民船は船行に入會して運搬貨物を得るの便宜を受くる能はさるものとす、益陽に於ては此等は必須の事項には非ず、登

記をなしたるものは概ね收得利益の多寡に應じ、所得稅とも稱すべき稅金を納むるを要す、尙同地に於ては安化より來る運茶船に對し航行は之れに課稅するを例とす、安化、新寧、新化等は河流狹く船甚だ少なきが爲め、習慣上登記を要せず。

前述の如く資江流域の處々の船行又は船會の如き或は部帖を有し、或は此れを有せず、營業を許さるゝありて一定せずと雖も、其の營む所は荷主又は乘客と船戶との間に立ちて、民船雇傭の周旋をなし、船隻を定め、運賃の見積りをなし、船主の出せる契約書に署名し、運賃其他の事項に付き保證の地位に立つものとす、而して之れに對しては一定の手數料を徵す。

手數料及び其の徵集方法の如き各地方により一樣ならず、益陽の如きは原則として運賃一串文に付き、四十文を徵し、例外として茶船に於ては箱の大少により、每箱六文、八文、十文、十二文等其額を同ふせず。

安化は益陽と同じく百貨運搬の百分の三を徵することゝし、例外として紅茶は石（ダン）を以て計り、每石十八文を徵するを例とす、尙益陽安化の如きは以上の如く契約の際一々其の手數料を徵するの面倒を省かんが爲め、每年期を定めて一時に一定額を納むるの方法に依ることあり、此れを幫差費と稱す。

其他新化寶慶武岡新寧の如きは其の手數料に付きては一定の規定を定むる無く、運賃價目により双方より隨時に協定し、一定の標準あるなし。

而してこれ等手數料は表面上船戶より徵する習慣なれども、實際は其手數料丈けは運賃中に含ましめ、其の負擔は間接に荷主又は乘客に轉せしむるものとす。

民船行は單に出荷の引受け保證をなすに止まり、着荷に就きては一切關係を有せず、又他埠船行とは連絡をも有せざるを以て、貨物を民船にて輸送する場合には渡されたる荷送狀を船主自ら貨物受取人に引渡すに止まり、船行も亦頗る無責任のものにして、客貨の盜難其他の損害に對しては船戶に命じ、荷主に對し此れを賠償せしむるの方法を講ずるのみ、それ以上の責任を負はず、勿論遭風失水等の不可抗力に依る損害に對しては、責を負ふことなしとするものにして頗る曖昧なるものたるを免れず、然れども數百年來習慣上個人の信用は營業上貨物輸送は頗る確實に行はれつゝあり、而して相互には一定の規約を有し互に利益を保護するが如し。

資江に於て尤も特種の民船は、毛板船にして其構造及目的等は已に述べたるが如し、而して寶慶は此れが起點なり、今寶慶に於ける毛板船幫の規定を擧ぐれば左の如し。

毛板組合規定

我が毛板組合は先年已に理事會議に於て章程議定せられ、完備して缺くる所なかりしも、爾來歲月を閱すること久しきに亘り、諸般の條規漸く廢施し來り、組合員間に種々なる弊害を惹起するを免れざるに至れり、此の期に際し大に改新する所あらずんば將來救ふ可らざるの窮地に陷らんとす、是以、本組合は策を講じ、先づ從前の規定を整頓

し、其の寶郡安化沿河一帶の議する所の事項を右標に泐し、以て永遠に備へむとす、また益陽一埠は必ずこれを碑石に刻す可し。

議決する所の各條左の如し

第一條　船撾、益陽の舵工、水手は食鹽米穀等を要求することを禁ず之れを犯するものは罰金に處す。

第二條　外河の舵工、水手は船舶を以て重とし、猥りに夜間官吏の隙を窺ふて關を通過することある可らず、之れに違反するものは罰に按じて處罰す可し。

第三條　岳州を通過する船舶は釐金を定納し、必ず預め水難に備へ、遲延の虞を船主に及ぼさゞること。

第四條　船湯、益陽は水手に眞價を給與す、即ち益陽に在りて支給せらるゝ金錢は一般に通用せらるゝものなるを要し、之れによりて葛藤を惹起す可らず、如し之れに違反するものある時は罪の大小を按して處罰す可し。

第五條　炭戶は先に比較等級を分ち、公戶は火印あるものを以て、證據をなす、近來私に僞物を以て客商を欺くものあり、以後尚之れを用ゐるものは處罰せらる可し。

第六條　船職工は船中に於て賭博を禁す、水手は該取締に當る可し。

第七條　船工にして船舶遭難に際し、溺死し或は病の爲め死したるものは、舊章程に照し、收斂費用を給與す、此れ天災によるものに限る。

第八條　舵司は客船資本の領收するを以て主となす、總て認眞に運送し、平穩に波止場に下す可し、客船にして桃花港に在り、波止場より積荷を水に渡して益陽に至るものは徒に急速の取扱をなし失事を惹起すること勿れ。

取調の上舵手の雇用に係るもの丶外處罰嚴なる可し。

第九條　毛板船は原運炭を以て業となす、雜貨を合せ運搬するを得ず、近來往々之れを輸送するものあり、爾後之れを行のものあれば罪を按してこれを處罰す。

以上各條船工舵手等の嚴守す可き所、若し違反するものあれば、罰のある處を極めて恕する所なかる可し。

光緒二十一年二月

毛板組合規定

思ふに章程嚴守せられざる時は客商資本を以て重となし、兼ねて我等生命の關する所なり。

近來人心糜施し、事端を生ずるに至る、昨年何晩秀、周吉祥、槍放に關し相爭ひ、漸く解決せられたり、此に我郡の鄭紹仰等の會議する所あり、具に禁令を定め取締に備へんとするも、原の成規決定は未だ商量の中に在り、我郡船戶舵手等は爾後章程を尊奉し、相互槍奪事端を惹起する等のことある可らず、若し敢て規定に違反するものは指名處罰し、宥恕する所なし、特に該規定を左に列記す可し。

一、放船は印舵を捆す可きものとす、又掌架上船するを定めとす、如し特に框放するものは罰金八十文を科す。

一、船舶の益陽に至るもの遲延到着するものは、怠慢によるものにして、舵工と相關する所なし。
一、號客にして舵工と圖りて船を放つものは、その距離の長短を論ずることなく、水面を以て定めとなす、如し違ふものは罰金六十文を科す。
一、府城出發途中不幸にして難船の厄に遭へば、船員一同盡力救濟に努む可し。
一、かゝる場合須らく老練なる舵工に托し目的地に護送せしめ、而してこの費用は總てこれを號客の負擔に歸するものとす。
一、一切の船舶沿河の淺深に於て難破を恐れて、舵工を雇ふて私に逃るものは更に二倍の罰金を科す。
一、舵工號にありて一度身價若干文と定め、後倘し途中水難に遭遇し號客別に舵工を雇ふこどあるも、先に締與せられたるものはこれを返付することなし。

寶慶五属舵工闔主

旅客狀況

慶寶より外境に至るには多く陸路による、其の大要を擧くれば左の如し。

（一）大道
一、東路—檀木—金蘭—衡街
二、東南路—洞油—邪陽
三、西南路—新寧—西延
四、北路—巨口湖水—新化—安化

（二）驛路
東北線＝雀塘—鄉鄉—湘鄉—永豐
西　線＝桃花坪—武岡州—西岩楓門—綏寧
西南線＝西岩—城步—長安營或江頭より廣西省に至る

是等の通路ある可しと雖も、武岡及新寧間僅かに舟揖の此れを助くるあるを除きては、轎子の便ある外、車馬の雇ふなく、旅店の設備も極めて宜しからず、旅客不便を嘗むることと什し、唯北路寶慶より新化安化に通ずるの處は資水の水利あるが爲めに、旅客は多く之れによる、然らば只々陸路による不便不愉快を避くるを得ると共に、其の到達に要する時間も早く、經費も節約し得可し、然れども此の通路を取りて下流安化、益陽、常德、岳州、漢口、長沙に出つる旅客の往來は左程に頻繁ならず、且水流極めて急なるが爲め、客船の往來するもの殆んどなく、下航の貨物民船に便乘すること多し、其の賃銀は寶慶より益陽に至る一人三弗乃至三弗半、新化より二弗又は二弗半位を普通とす、而して此の兩地間一船を買ひ切り、下航すると二〇〇擔、積水手八名のものにて三十弗乃至四十弗之れより大なるものは此れ以上を要求さるゝものとす、尤も此等は船底には煙草、紙、石炭を積み行くものとす。

予等が此の下船に備ふたる搭載量三〇〇担位船長約五間船巾最廣きもの約一間半のものにて水手及厨子總て人名其の船底には煙草を積込み、其上に予等八人及ひ護兵四名横臥するに充分の餘裕を有するものにして、最初五十弗を要求し値切りの結果二十五弗迄底下せしめ、當時定額十五弗を要求し殘金は益陽到着の際交附するの約束をなしたり、尤も酒

後は此れ以外に船戸は予等を益陽に送るに付き平常下船日數よりも途中繫船時間たる二日半を加へし時日を要せり。

益陽下流の小蒸汽船業

民國三年八月末に於ける資江下流益陽或は沅江を通過し營業せる小蒸汽船左の如し

（一）益陽に於ける小蒸汽船

航路地名	里數支那里	船舶名	噸數	營業者	寄港地
益陽長沙間	二四〇支里	長江	一八	高老王	臨沘口
同	同 同	志遠	一九	―	―
同	同 同	永豐	二三	冴某	―
同	同 同	新江源	二八	徐胖子	―
同	同 同	鴻鈞	二二	―	―
益陽九都間	二〇〇 同	飛霞	一六	周侯亭	沅江
益陽漢口間	―	太平	八〇	王某	―
		吉翔	―	―	―

其の運賃を示せば次の如し

一、益陽長沙間

統艙	一弗
房艙	一弗半
官艙	二弗

二、益陽九都間

統艙	八六〇文

各地別に賃銀を上ぐれば

沙頭	一六〇文
鄒家窖	二六〇同
茈湖口	三〇〇同
沅江	四二〇同
草尾	六四〇同
中魚口	八〇〇同
烏嘴	八四〇同
九都	六六〇同

等あり

益陽に於ける汽船會社（出張所をも含む）

濟客	輪船公司
玲記	同
天吉	同

（二）沅江に於ける小蒸汽船

航路地名	里數	船名	噸數	營業者
長沙沅江常德間	四八〇	澄源	二一	日清汽船（清港 臨沘口 龍陽）
同	同	義源	二一	同
同	同	月利	三二	―
同	同	保慶	三二	郭賢生
同	同	保利	二八	彭桂林
同	同	大豐	二四	揚怡盛
同	同	聯舛土	二五	漢記
同	同	飛虎	二二	戴生昌
同	同	彩雲	二五	沈子澍
同	同	降勝	三二	戴生昌
長沙沅江津市間	三五〇	正通	一六	東記（靖港 臨沘口 日高）
同	同	鴻利	一四	口福業
同	同	祐順	一三	姚錦參

航路		船名	噸數	所有者
同	同	新燕	一九	陶 發
同	同	瑞新	一四	李 某
沅水三星湘內	二八〇	洪江	三〇	揚怡盛
同	同	賽陞	三二	李 某
沅江常德桃源間	—	鴻順	二〇	周 某
沅江長沙衡州間	—	新利濟	三二	同
同	—	新安平	三〇	唐有乾
同	—	飛濤	一三	沈子洵
同	—	保利	三八	財政局
同	—	新平	二三	王 某
同	—	久安	八	周僕市
同	—	昭潭	二〇	周 某
同	—	錦輝	八〇	揚怡盛
沅江常德桃源間	—	鴻須	二〇	周 某
沅江津市澧州間	—	裕遠	九	彭 某
益陽沅江九都間				

此外當時其の航路を明かにせざりしものに濟源恒榮黃州福利等アリ。

沅江に於ける輪船公司及び其の航路を示せば

公司	航路
華高輪船公司	各　地
濟安　同	長沙九都

今參考の爲め沅江に於ける華高輪船公司の定むる各地に至る小蒸汽賃を上ぐれば次の如し

由、沅江至三仙湖

地名	賃
津　市	二四〇文
九　都	二元正
漢　口	二八〇文
漢　河	四元正
寶塔縣	八角
常　德	三元六角
新　縣	一元
烏　嘴	三元二角
城臨磯	四二一〇文
肺　口	二元八角
岳　州	八角
白舛口	二元四角
声林潭	八角
安　都	一元六角
瀘泚口	六角
湘　陰	九角
靖　港	八角
長　沙	二元正

支那に於ける獨逸勢力の一班

今や支那は獨逸に對し斷交を聲明し、更に次いて協商各國に加入して獨逸に戰を宣せんとしつゝあり、而して夫れが結果は支那にある獨逸人の根據を全部掃蕩すべしとの事なるが、今支那に於ける獨逸勢力中の一班を左に採錄すべし。

一、領事館所在地

奉天　牛莊　天津　芝罘　濟南　成都　重慶　宜昌
漢口　南京　上海　福州　厦門　汕頭　廣東　北海
南寧　海口　龍州

二、在留獨逸人數

地名	備考	人數
天津	(大正二年六月)	四〇五
南京	(以下戰亂前調査)	二五
九江		三〇
漢口		三四七
長沙		六四
沙市		五
重慶		二三
成都		二七
福州		二〇
汕頭		九三
廣東		一九三

三、支那政府其他聘用獨逸人

武官

職	地	階級	人數
總統府軍事研究員	(北京)	少佐	一
將校研究所教員	同	大尉	一
參謀本部翻譯官	同	大尉	一
武昌陸軍中學堂教習	(武昌)	中尉	一
測繪學堂教官	同	大尉	一

文官其他

郵便總局秘書長	一	大冶セメント會社技師	一
同秘書	一	漢陽鐵廠技師	九
北京一等郵便局長	一	川漢鐵政局技師	二
鹽務稽核總局副會辦	一	武昌電燈公司技師	三
濟南地方鹽務稽核	一	武昌方言學堂教習	一
京師大學教授	一	萍郷煤鑛公司技師	一三
財政顧問	一	成都火藥廠技師	一
林業顧問	一	鑛山技師	十數名
公債局監査役	一	鐵道技師及吏員	七、八十名

支那稅關雇聘獨逸人數

稅關長及副稅關長	八
事務員	二六
港務局長及同等官	八
外班勤務	一一九
（附）宣教師	
宣教師	一九一
宣教師兼醫師	一〇
宣教學校	三九

四、獨逸人關係鑛山

所在地	鑛山名	備考
江西省	萍郷炭山	獨逸より資金を供給せし事あり、獨人技師六名あり
直隸省	井陘炭山	獨人ヘンネッケン所有
湖北省	新炭鑛	黄口の上流三百八十支里あり、獨商パーデンショーに
黒龍江省密山縣	鷄觀山炭山	商會經營獨人支那商の名を借りて採掘權を獲
湖南省南寧縣	水口山鉛鑛	獨商禮和洋行關係
湖南省江華縣	永州錫鑛	獨商捷臣公司關係
內蒙古熱河凌河	石棉鑛	獨商德勝洋行主關係あり
湖北省	湯新鑛山	獨商瑞記洋行關係
同	興山銻鑛	獨商嘉利洋行關係
湖南省	常寧銻鑛	獨商瑞記洋行關係
湖南省	益陽銻鑛	獨商禮和洋行關係

（但山東省に於けるものは之れを除く）

五、駐屯軍數

駐在地	將校	下士以下	砲及機關銃
北京	五	一五〇	一六
天津	九	二七〇	四
塘沽	―	二	―
漢沽	―	六	―
胥各庄	―	六	―
蘆臺	―	六	―
雷莊	―	二	―
山海關	―	三	―
計	一四	四四五	二〇

六、郵便局

支那に於ける獨逸郵便局所在地次の如し
北京、天津、塘沽、山海關、秦皇島、（靑島）（濟南）上海、鎭江、南京、宜昌、漢口、福州、汕頭、厦門、廣東

米國人より見たる列強の對支政策と支那の將來（下）

が結局支那全國に對し、形式上は兎も角、實際上に於て、獨占的勢力を取得せんとする大野心を有することを、明かに斷言し得べし、而して吾人が此言を爲す決して事實を誇張するに非ず、全く極めて眞面目なる確信を表明するのみ。果して然らば吾人支那の將來に關し、寒心せざらむとするも豈得べけんや。而して吾人の此危惧が杞憂に非ざることを證するが爲、左に滿洲に於ける日本の經營に就き、特に注目すべき事項を略述するは、極めて適當なることなりと思惟す。

二、滿洲に於ける日本の優越

一九一四年十一月十日、當時合衆國駐支公使故ロックヒ

滿洲に於ける日本の地步

一、日本對支政策の發足點

支那今日の形勢は、既に述べたるが如く、敢て亡國に近けるが如く、しかく絶望的に非ずと雖も、而も一度其將來を洞察するときは、吾人は支那全國に優越なる勢力を揮はんとする、日本年來の大野心の端緒に向つて、一步一步辿り行かざるべからさる程、非なるものあるを知るべく、而して此大量心の野心の端緒は乃、日本が既に其優越なる地步を獲得大成せる地域たる、滿洲に於て之を發見し得べし。換言せば、現日本が滿洲に於ける活動より推論して、日本

ル氏は、其有名なる最後の演説に於て左の如く喝破せり、即、

「南滿洲の管理が日本の手に移りて以來、該地方に於ける英米二國の貿易が、常に著しく衰退しつゝある事實は毫も疑を容れず、而してこは全く、日本が特待關税、特定鐵道運賃率、及航路補助金等を設け、又は巧に支那内地税の納付を廻避する等、種々の方法に依り其貿易を助長するが爲に、此等二國の貿易は之が競爭に堪へず、漸次該地方より排斥さるゝに至りしものなることも、亦極めて明なりとす。」

と。而して又米國支邦協會(American Association of China)は、其一九一四年度の報告に、左の如き記事を載せたり、即

「日本が採用せる手段は、明かに門戸開放主義を無視するものにして、即、自國の貨物に對しては、啻に汽車汽船の運賃率を割引するのみならず、他國の商品に對して課徴する所の、關税手數料等の如きも免除するものなり、是れ極めて重大なる問題なり、と云はざるべからず。」

と。由是觀之、日本の商業に對し政府が與ふる便宜恩惠は、縱令、法律上の條件として現はれざるも、實際上業務の經營に關し極めて有利なるものにして、此の如き便宜は日本の國旗の向ふ所之に從はざるなし、是れ恰も乃木將軍が其不屈不撓の精神を以て。滿洲の或地方に於ける、露西亞人の生存を不能ならしめんとして遂に其目的を達したると同じく、今や此等地方に於ける、外國の貿易を不能ならしむる目的を以て、熟慮の末計畫されたる國策の結果なりとす。

三、滿洲の最近

以上は昨年の最後通牒以前に於ける、滿洲の狀態なり、而して其將來の運命如何は實に、東亞に於ける最近外交問題の研究者が言ふ所を、綜合して考ふれば容易に之を理解することを得べし、即彼等の見解に依るときは、既に成立せる日支新協約に依り、日本は今や南滿洲及東部蒙古に於て、優越なる地歩を占め、之に多くの日本的色彩を與へたり、而して他の列强は日本の此特殊の地位を敢て疑はんとするものなし、蓋し之に對して反抗せんとするときは却つて其失ふ所多きを免れざるべきを以てなり。

山東に於ける日本の勢力

青島其他日本勢力の發展しつゝある山東省各地に於ても到る處稍小規模なりと雖も亦、滿洲に行はるゝと同樣の政策既に盛に行はれつゝあるを見る。即ち日本人は現に到る處、獨逸人の曾て有せし特權を增加擴張しつゝあり、例へば獨逸人は從前或地方に於て、支那貨幣を使用し、支那語を用ひたりしが、日本人が該地方に來るに及び、則忽ち、之に代へし日本貨幣日本語の使用を、强制したり、又山東鐵道に於ても、獨逸人の經營せし時に當りては其使用せし獨逸從業員、僅かに百人以內にして、其他は凡て支那人なりしが、日本人の一度之を管理するに及び、從業員は盡く之を自國人となし、全部之を南滿鐵道より採用せり。其他青島税關に就きても、日本は最初東京政府の獨斷的に任命せる官吏を以て、其收税官を獨占せんことを主張したりし

も、遂に獨逸の先例に從ひ、北京政府監督の下に之を管理することに同意せり、但之に對し北京政府は、日本の管理に屬したる山東各地方稅關に任用すべき、日本稅關吏の數を大に增加すべきことを讓步せり。

支那に對する重大なる新危險

以上例示せる形勢の變化に依り、吾人は支那に對する新なる危險が、極めて重大に且頗る急迫せるもの、なることを判斷し得べし。思ふに日本人は、其國家勢力の發展に適當なりと、思惟する地方に一度地步を占むるや、決して退かざるが如き、不屈不撓の精神を有するものなるが故に、其現に懷抱する意圖は、支那が最近大成せんと、大に努力しつゝある國家統一に對する、諸種の障礙中最も重大なるものたるや、蓋疑を容れざるべし。是に於て乎支那は、其曾て幻覺せる、掠取せんとする恐しき列强の手の幻像が再び歷然として腦裡に現はるるを知るべく、從つて日本が如何に保障、否認を繰り返すにも拘はらず、支那が日本の干涉に信賴せず、却つて之を危惧するは、決して無理からぬことと言ふべし。

倘、支那國民をして、自由に自己の運命を開拓せしむるものとすれば、其平和に對する潜勢力は、極めて絕大にして深甚なるものあるべし。而しながら事實は然らずして、支那は今や微弱爲すなく、既に列强の侵略に蹂躙され、屈辱を受けつゝあるものなれば、將來に於ては又、這般の歐洲戰爭に比し、更に大なる戰亂の巷となることあるやも料るべからざるべし。然らば則現今の支那問題たる、其關する所啻に、支那に對する公正なる活動の維持に依り、享受すべき列國の利益のみに止らず、更に大にして世界の平和も亦之に包含せらるとせざるべからず、而して此二個の問題は實に、吾國は勿論其他列强の安危の繫る所にして、之が解決の方法は乃、極力支那の保全を支持し、何者の攻擊に對しても、之を防護するに在りと爲さゞるを得ず。

支那の將來

第一　總說

以上論せし所に依り、吾人は玆に二個の目的を達したるなるべしと思惟す、即其一は吾人が今日支那に關して、得たる數多の印象を、歐米の讀者に傳へ、之に依り讀者をして、現に進步の道程に在る支那國民が、果して如何なる心理狀態を以て、諸多の改革を遂行しつゝありやに關し、多少理解する所あらしめむとするものにして、其他は即、支那最近の歷史の背景を爲す所の、夫の變遷紛糾せる幾多の危機を其が大體的一般政策の系統に從つて敍說せんとするに在りき。

此二個の事實を明確に理解し、更に支那の將來を考ふるときは、其政治的將來は明かに、日本及日本の行動に對して加へらるる歐洲列强の擧肘、並に合衆國の行動如何に依りて、左右せらるるものなることを知るべし。然り而して之を支那自體より見るときは、其將來を決定する諸多の動因中、支那國民の經濟的發展を以て、最も重大なるものと

せざるを得ず。思ふに共和國成立の初期を通じ都會地方は常に不安定の狀態の壓迫を感じつゝありしが故に、此間經濟的發展の問題を念とするに遑なく、況んや之を具體的に計畫するが如きは、夢想だもせられざる所なりき。而して今日に在りては又、日本の侵略的政策の壓迫に威嚇されつつあるを以て、支那有識の士と雖も亦、均しく此問題を考慮すること能はざるの狀態に在り。

然れども支那發展の好機は今や將に熟しつゝあるを知るべし。即歐洲大戰の終熄に伴ふ列强の戰後經營は、案外速かに、支那發達の地盤を開拓するに至るべく、即此時に際せば、支那の經濟的產業的發達の可能力は、世界列强商戰の大政略中に、明かに現はれ始むるに至るべきや蓋疑を容れざるべし。

第二、列强の對支鐵道政策と支那の將來。

凡そ國產業的生命の中心は、其鐵道に存す。若支那にして、全然經濟的、商業的發達の必要に適應するが如く、自國鐵道の一大系統を、建設するの實力を有し、從つて主として自國の利益を基礎とし、之を開發する列强顧客の利益を副として、其無限の資源を開發するが爲に、大規模の鐵道計畫を實行し、得るものとすれば、世に所謂支那鐵道の發達は、決して世界的問題となるものに非ざるべし。然れども現代の如き資本的時代に在りては、支那の如く未だ開發されざる無限の富力を藏し、而も政治的に微弱にして貧弱なる國家は、決して其自動的の發達に放任せらるゝことなかるべきは明かなり。

（イ）支那鐵道は列强勢力のバロメーター也。

今日に於ける支那鐵道の狀況は、之を地方的に言ふも、將之を國家の全體より見るも、實に列强勢力の重要なる晴雨計なりと云ふを得べし、即列强が支那に於て有する勢力の範圍及程度は、支那鐵道既設、未設及敷設中に在るもの延長一萬五千哩の所有權及管理權の屬する所を、一見すれば直ちに之を明かに知ることを得べし。左に擧ぐる表は、之に就き大體の數字を示すに過ぎざれども、之に依り何等說明を用ひずして直ちに、支那が其產業發達に必要缺くべからざる、絕對的條件たる要素を、如何なる程度に於て、自ら左右し得るものなるかを明かにし得べし、即、

	資本	既設哩數	工事中又ハ契約濟ノ哩數
全然外國ノ管理所有ニ屬スルモノ	三三〇,〇〇〇,〇〇〇元	二,四七〇哩	一,三〇〇哩
外國ノ管理ニ屬スルモノ	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,五六八	六,九〇〇
支那ノ經營セルモノ	一二八,〇〇〇,〇〇〇	一,八九五	三六一
合計	八五八,〇〇〇,〇〇〇	五,九三三	九,五六一

（此數字はチャイナイーヤブックに依る）

即支那の鐵道は既設敷設中のもの及契約濟のもの合して延長一萬五千四百九十四哩資本八億五千八百萬元に達するものなるが、其中支那の經營に屬するものは、僅かに長さに於て二千哩即全體の七分の一、資本に於ては一億二千八百元、即全資本の六分の一に達せざるを知る。

加之右の表に就き更に注意すべきもあり、即支那は將來

其未設線九千五百六十一哩の、敷設工事進歩し完成するの時に比すれば、現在に於て遙かに良好なる地位に在るものなりとす、蓋此未設線の中外國の管理に屬するもの、大部分を占むるを以てなり。

（ロ）支那鐵道の二大特徴

支那鐵道に關し、注意して心に牢記すべき、基礎的事實二あり。第一は即支那に於ける鐵道は、近き將來に於ては主として、外國利害關係の繋る所なることにして、而も此外國の利害關係は、債權者たる鐵道の資本主に對し、終局の權力を保留するものにして、爲に此權力は遂に、外交界並に政治界に於ては、一種の有力にして融通し得べき財產と見做さるに至ることなり。且此事は津浦鐵道の場合に於けるが如く、外國が支那の主權に對し、相當に寛大なる取扱を爲すとも、將滬寧鐵道に於けるが如く、全然外國の經營管理を主張するも、毫も異る所なし。

第二の事實は即、從來久しく門戸開放主義を無効ならしめて、之が確立を困難ならしめ來りし所の夫の各國の勢力範圍が、此鐵道配置策略の結果として、今や明確なる性質を具有するに至りしことなりとす。予は最近の支那年鑑（China Year Book. 1914.）に表はれたる數字及其後手にせる個人の報告を基礎として、此等の鐵道が列强の間に配付されたる狀況を、明かにするが爲に、左の如き表を作れり、即

國名	資本	既設哩數	工事中又ハ契約濟ノ哩數
英國	一四〇、〇〇〇、〇〇〇元	八四五	三、〇〇〇
獨逸	八〇、〇〇〇、〇〇〇	七三二	九〇〇
白耳義	一一五、〇〇〇、〇〇〇	二九一	二、五〇〇
露西亞	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇	—
日本	一二五、〇〇〇、〇〇〇	七八五	一、二〇〇
佛國	六二、五〇〇、〇〇〇	二九〇	一、三〇〇
合衆國（四國借款分担額）	七、五〇〇、〇〇〇	—	三〇〇
支那	一二八、〇〇〇、〇〇〇	一、八九五	三六一
合計	八五八、〇〇〇、〇〇〇	五、九三三	九、五六一

（但獨逸ノ數字ハ戰前ノモノナリトス）

（ハ）第二世界大戰亂の危惧

第二の世界的大戰爭を惹起する恐ある原因を、研究するものより之を見れば、現今列强が支那に於ける鐵道の管理權を取得するが爲に、入り亂れて競爭せる狀態を示す所の、上記の表は、決して單なる一個學究的の數字を表はすものとして、之れを等閑視することは能はざるべし。之を歷史に徵するに、バグダッド鐵道管理權の獲得は、實に這般大戰亂の首要なる一原因にして、日本が嘗、露西亞と干戈を交ふるや、其宣言せる目的は、即朝鮮に於ける自由行動の取得にありしと雖も、而も南滿鐵道の管理權も亦日本が目的とせる重要なる阿賭物たりしや疑なし。

之を現今支那の鐵道に就きて見るに、之が管理に關し列强の勢力は、姑く均衡を保てるが如しと雖も、其形勢頗る危險にして、且其眼前には列强をして戰爭を決行せしむるに足るが如き、重要なる產業的發展又は經濟的征服の阿賭物

の横はるあり、其狀恰も過去に於ける、幾多の大戰爭を惹起せしめたる狀況に、彷彿たるものあるを知る。

例へば前述せる白耳義シンヂゲートの取得せる鐵道系統中海州より起り支那中原を横斷し甘肅より蒙古に入るものは其背後に露西亞の存することを知るべく、更に成都より起り四川陝西を南北に縱斷して歸化城に至るものは其實權佛國の手に在るは明かなり、而して此露佛の二線は明かに、競爭的のものたるべく、又前者は英國勢力範圍を侵すは明かなるべし。此外佛國の西江流域に於ける英國の勢力範圍侵略、日本の揚子江流域に於ける英國の勢力範圍侵略計畫の如き、數へ來れば孰れも、支那に於ける列强の鐵道競爭の、極めて激烈にして、其間重大なる危險を包含するものなることを證するに足るべし。

第三、列强の對支經濟的發展政策と支那の將來。

鐵道以外の列强對支經濟的政策を見るに更に寒心すべきものあり。例へば揚子江流域に在る大冶大鐵山に關し日本は優越なる特權を獲得して、該地方に於ける英國の勢力範圍を侵略したるが、日本の貪慾なる、更に漢陽に於ける漢冶萍大製鐵廠に關しても、亦一大特權を取得せんと、努力しつゝあれば、此等は相合して後日外交上の一大爭議を、惹起するなきを保し難し。

合衆國に就きて之を見るに、其一大經濟的勢力を代表すと自任せる、スタンダート石油會社は其派遣せる代表者等の名義を以て、支那に於ける廣大なる石油坑の經營に關し、有名なる契約を締結せんとせり、而して該契約は一時其成立を妨げられたりと雖も、合衆國は之に依りて兎に角、支那に於て未だ開發せられざる、最大の石油坑區域と認めらるゝ地方に對し、先鞭を付けたるものなりと言はざるべからず。

支那に於て從來列强の演じたる、工業的發展の競爭に關し述ふるときは、既に浩翰なる一書を作すべく、特に其競爭範圍の最も廣く、且色彩の最も鮮明なる、紡績業の角逐に關しては殊に然りとす。即支那に於ける紡績業の中心は、上海に在るものなるが、其實權は主として英國、日本及支那三國人の掌中に在り、而して此等紡績業者は同地の勢力を、無制限に利用し得るの特權を有するものにして、之が爲に該地紡績勞働者の生活は、極めて慘澹たる狀態に在り、本年(一九一六)上海に開催されたる、看護婦大會は、此狀態を形容して、「文明上の一大恥辱」なりと云へり、是れ豈日本以外に於て、社會改良を行ふべき、頗る大なる區域ならずとせむや。

然れども予は此等に就き、詳論するを避け、玆には只此妨止すべからざる、外國勢力の發展が、益有力に且明白に表示しつゝある所の根本觀念を述ぶるに止めむとす。然らば其根本觀念とは何ぞや。他なし即近代世界に向つて開放されたる、經濟力の貯藏地中最大なるものたる支那の如き大富源は、實に吾人歐米世界に對する、一大危險を形成するものなる事にして、而も此危險たる這般歐洲大戰の教訓に依り、漠然たるにせよ吾人が豫見せざる能はざる所のものなり。惟ふに此經濟力獲得の競爭は、現下の戰亂中一時

停止されたりと雖も、戰後再び開始さるべきは、又已むを得ざる所なるべく、而して若今日の政治家にして、夫の屢唱導されたる豫言即、今回の大戰に於て、聯合國勝つとするも、其間に爭起り其極、各國は自滅するに至るべしとの豫言を、實現せしむるが如き大問題を研究するときは、東亞に於ける經濟的競爭の錯綜緊張する所、危險の前兆歷々たるものあるを、看取し得べけむ。

結論　支那の將來と合衆國の使命

第一、合衆國の地位

吾合衆國人は遐に太平洋を隔てゝ、此窘窮せる支那を望見し、其が世界の近き將來に對して有する、重大にして恐るべき可能性を想見する毎に、常に無限の感慨を禁ずる能はざるものあり。今や戰亂疲弊の秋に際し、吾人が之に對する恐怖、極めて痛切にして切迫せるものあり、故に今に於て再這般大戰亂の如く、經濟的競爭を原因とする、世界的大動亂を釀成せしむるが如き、大危險の伏在を感知すること能はざるべし、蓋世界は案外不敏にして、昭々乎たる其歷史の教訓にも、曾て耳を貸すことなきを以てなり。然り而して吾人は今や日米の間、誤解惡感漸々として發生し、爲に吾人は常に國家危險の惡夢に、惱まされつゝあるものにして、兩國間の親善を圖るが爲には、極めて愼重なる判斷と和衷協同の精神とを要するものあるの秋に際す。

第二、支那問題は世界的問題也。

然りと雖も合衆國は內、自國の前途を顧念し、外列強の關係を考慮して樹立せる、外交政策を遂行し得る範圍內に於ては、支那の統一自彊を援助するが爲に、必要なる機會を捕捉するに、十分の注意を用ひざるべからず、蓋支那の富源を戰爭の目的とする、世界的戰爭の危險を防止し減殺し得るの政策、之を措きて更に有効にして、堂々たるもの存せざればなり。今や支那の將來如何は、啻に日本の問題たるに非ざるは事實なり、然れども吾人は今に於て之を世界的問題となし、以て將來其日本の獨占的問題となるを防がざるべからず。

第三、合衆國の政策は支那の發達を圖るに在り。

惟ふに支那の分割、或は一國に依る支那の併合又は管理、其他東亞に於ける勢力均衡を、永久に破壞するが如き、重大なる事件發生の結果如何は、一度思を土耳古分割に致すときは、極めて明確に之を想像し得べく、且支那の場合には、其之より更に甚しきものあるべきこと言を俟たざるべし。

土耳古を弱國たらしむることは、從來列強の對土政策たりし所にして、即彼等は永く虛僞的條約を濫用して、之を弱むるの政策を慣用し來り、爲に成立せる「土耳化」なる語は夫れ自身旣に其政策の非難すべきものなることを、意味するものなるが、爾來五十年、此永く掠奪されたる土耳古は、今や有史以來の大戰亂の一大原因となりぬ、是れ豈天の弱國に代りて其掠奪者を膺懲せるに非ざる莫きか。

是に於て乎、吾人は此教訓を支那の將來に援用し、依て列強を戒むるに、殷鑑遠きに在らざるを以てせざるべから

す。然り、支那の將來に關し、合衆國が到達すべき唯一の結論たる確乎不拔に且正々堂々たるものにして、即他なし、「支那の發達は世界平和の爲に必要不可缺ものなり」と云ふに在る也。（完）

寄贈交換書目錄

自三月十七日
至三月二十六日

書名	寄贈者	號數
水產會	大日本水產會	四一四號
通商公報	外務省通商局	三九九、四〇〇、四〇一號
ヘラルド、オブ、アジア	麴町ヘラルド社	二五、二六號
紡織界	大阪紡織雜誌社	八卷、六號
特許發明明細書	丸ノ內特許局	十號
實用新案公報	丸ノ內特許局	四一四、四一五號
商標公報	丸ノ內特許局	三八八、三八九號
特許公報	丸ノ內特許局	二三一號
上海	上海春申社	二一四、二一五號
國際法外交雜誌	國際法學會	十五卷、七號
貿易	大日本貿易協會	三月號
週報	上海日本人實業協會	二五九號
新支那	北京其社	二三四號
化學工藝	小石川其社	一卷、三號
戰時ノ露國產業	小石川其社	—
公聞報	天津大寶報館	九號
會報	帝國鐵道協會	十八卷、三號
四日市商業統計月報	四日市商業會議所	九五號
偕行社記事	卜	七七號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	三月號
東洋經濟新報	牛込其社	七七三號

支那關稅改正に關するブレドン氏の意見

前年支那政府がマッケー條約の期限に基きて、關稅改正を提議し來るや、大に內外の論評する所となりしが、前署理總稅務司ブレドン氏亦た之に就て、其意見を發表する所ありたり。前回は各國皆主義に於て贊成せしも、遂に實現せられず立消えとなりしが、今回段內閣は列國の參戰勸誘を幸とし、現實七分五厘に改正せん事を提議し來れり。現實五分にして尙は反對多きに、現實七分五厘は到底列强の容るゝ所とならざるべきは明にして、問題は大に紛糾すべきが、此際ブ氏の有力なる意見を紹介するも無益にあらざるべし。

一九〇二年清國は協定關稅々率を改正し、列國との通商狀態を改良せんとし、先づ英國の委員と交涉を開始せしが、其際清國側の委員たる盛宣懷氏の述べし所は、實に、稅率問題に對する支那の政策を最も簡單明白に述べしものと見るべし。

即ち氏は曰く、清國は清國自ら何等の成案を提供すること能はず。第一に問題たるは清國は外國貿易により幾何を收め得るや。即ち列强は清國に幾何を收むるを許るすか即ち是なりと。盛氏は清國に輸入せらる、外國貨物に對して、課する稅金に、二箇の重要なる種類あるを述べたり、即ち其一は、外國人の管理する海關が海岸に於て課する海關稅にして、他の一は通過稅及び內地稅なり。後者は啻に通過稅として海關之を課するのみならず、內地に於ける地方徵稅機關が通過及び到着に際し課するものにして、所謂釐金稅なるもの是なり。

盛氏は北清事變善後議定書に依りて認められたる一般觀念を基礎として稅率の改正を企て、從來清國が外國貨物に課したる從價五分稅を本稅とし、更に之に其十五割の附加稅を加へたるもの、即ち本稅を二培半せしものを一割二步五厘稅と稱し、一度び此稅を支拂ひたるものに對しては、爾後何種の課稅をも爲すこと無かるべしと提案せり。英國は此案に對し多少の條件を附して同意し、北米合衆國も亦同意せり。日本、葡國、獨逸、伊太利も亦此案の主義に贊成せしも、其他の列强は贊否何れにも決せず、結局列國協議の末、重稅たる稅率のみを改正し、且つ課稅價格は該協議當時の市價を以てせず、過去三箇年の平均市價を以てすることに一致したり。

然るに此三箇年に於ける貿易は、清國に取りて特に不利なるものありしが故に、該協約に據る本稅の五分は、眞に五分の價直なく、實際の物價より見れば四分五厘に相當する位なり。

改正率は一九〇二年十月三十日に成立したる、支那現行

稅則に規定せられたるが、此協定を爲したるものは、日、英、獨、白、西、墺、蘭の七箇國委員にして、彼等は盛氏等支那委員と上海に會合し、一八九七年以降三箇年間に於ける各商品の陸揚げ價格（卸賣値段より關稅五分、金利二分半、仲買錢一分、陸揚其他費用一分、手數料二分半合計一割二步を控除したるもの）を基礎とし、其從價五分を以て輸入稅とし、漸次換算したるものなり元來支那は其當初より條約を以て、輸入貨物並に輸出貨物に對する課稅を協定稅率とするの主義を採り、輸出入共に從價稅五分を課し且つ關係國の何れかの一方より要求する時は、各十箇年每に改正するを得る事とし、斯くて一八六七年第一回の改正をなせしが、所謂最惠國條欵の爲めに、一國に對して改正せんとする時は、勢ひ他の凡ての列强に交涉し其承諾を得ざる可らざるより、改正の事容易に行はれず、一九〇二年に至るまで輸出入稅率に關して何等の變更を見る事無く、唯條文の解釋上時々極めて輕微なる實際上の變更を見たるに過ぎざりき。從つて爾來十數年を經たる今日に主り支那政府が輸入稅率の改正を要求し、併せて協定後六十年に垂んとする輸出稅率の改正を希望するは、必ずしも理由無きにあらざるなり。

支那政府は關稅改正に對する交換利益として釐金稅廢止を勸告せるマッケー條約を是認し、釐金に相當の改正を加へんとするの意ある如きも、支那の財政狀態は克く釐金を廢止し得るかは疑問なり。又支那は實際上三分五厘の從價稅により、一分五厘の輸入稅收入を失ひつゝあるが如きも、此損害は全然不正に蒙りたるものなりとは云ふを得ず。何となれば陸路貿易にありては、法律上五分以下の稅率が行はれ居ればなり。即ち露領西伯利亞、佛領東京、英領緬甸、日本領朝鮮間の國境貿易に於ては、輸入に對して三割、輸出に對して四割減稅せられ、倘國境に於ける徵稅は一八五七年の舊規則を適用し、一九〇二年の改正稅則には據らざればなり。支那が此國境貿易に於て損失する處の如何に大なるかに就き、左に聊か說明する處あるべし。

璦琿、三姓、滿洲里、哈爾賓、綏芬河、琿春、及び龍井村等の北境諸商埠に於ける輸入貿易品の總額は、一九一二年の一箇年に於て二千八十二萬七千六百六十七兩（海關統計表十一頁）を計上し、是に對する五分の課稅額即ち百四萬一千三百四十八兩より、其三割卅四萬七千廿七兩を控除したる殘額、六十九萬四千二百五十六兩なるも、實際支那の收入したる處は三十九萬七千八百三十二兩なれば、支那の損失は正に二十九萬六千四百二十四兩となる次第なり。

次に龍州、蒙自、思茅等の各商埠も佛領印度支那との貿易に在りては、其總額八百一萬七千九百五十兩にして、其五分は四十九萬九十七兩、其三割は十二萬二百六十九兩なるが故に、支那が正當に收入し得べき額は二十八萬六百三十八兩なるに、實際に於て支那の收入せる關稅は十七萬七百五兩に過ぎざりしを以て、十萬九千九百三十三兩の損失を受けたるなり。

最後に緬甸國境の騰越に於ける貿易の輸入全額は、百八十二萬四千九百三兩にして、其五分は九萬一千二百四十兩

其三割は二萬七千三百七十二兩なれば、支那は輸入稅總額六萬三千八百六十三兩を收め得べき筈なるに、其實際上收入したるは二萬六千四十兩に過ぎず、此に於ても支那は三萬七千八百二十八兩の損失をなし居れり。

即ち支那が北境貿易に於て減稅の爲めに受けたる損失は三十四萬七千二十七兩、佛領印度支那貿易に於て受けたる損失は十二萬二百六十九兩、緬甸貿易に於て受けたる損失は二萬七千三百七十二兩、合計四十九萬四千七百六十八兩にして、稅則不備の爲めに受けたる損失は北境に於て二十九萬六千四百二十四兩、東京に於て十萬九千九百三十三兩、緬甸に於て三萬七千八百二十八兩、計四十四萬四千八百八十五兩、即ち總計九十三萬八千百五十三兩の損失を受しつゝある譯なり。

素より同年の沿岸貿易に於て受けたる損失は五百八十七萬五千百四十一兩にして、國境貿易に比し約六倍の損失なり。小なる國境貿易の損害は之を忍ぶも、大なる沿岸の貿易の損失を避けんとするは正當の行爲なり、然れども支那が關稅改正の交渉をなすに當り、國境貿易に於て減稅を實行しつゝあるの事實は、困難なる障害を與ふるものと謂はざる可らず。

國境貿易に限り減稅の必要、果して何處にありや、元來此の減稅は、一八六九年の露國に對する陸路貿易章程に於て確定せられしものなるが、縱し其際に如何なる理由ありたるにもせよ、之を以て今日にも適用せんことは明かに時勢に背反するものなりと稱せざるを得ず。

一八六九年の陸路貿易章程第五條に曰く、『露國人にして露國より商品を輸入し陸路天津に到る時は、稅則所定の率より三分の一を減じたる輸入稅を納付せしむ。但し張家口に留め置ける商品に對しては稅則所定の稅金を同所に於て納むべし』と、次に佛國も此の例に倣ひ、一八七七年東京雲南經由の貨物に對して特權を得、英國も亦緬甸雲南間の貿易開始後是と同樣の特權を取得したり。此等の特權は既に數十年を經過したるに拘らず、依然撤廢せられざるに僅々十數年を經過したるのみなる沿岸貿易に於ける課稅を改正せんとするは不合理なりと謂ふべし。

勿論西伯利亞鐵道に由り北滿(實際は總ての滿洲)に輸入せらるゝ貨物、即ち露國又は西伯利亞より輸入する生產品、海路浦鹽港に輸送されたる日本、歐洲又は米國よりの輸入生產品は、滿洲里驛及び綏芬河に於ける清國稅關業務執行假規程(一九〇九年制定)第二條により鐵道運送に係る貨物なる以上は、輸出入共に清國海關稅則規定の稅率三分の二の稅金を納むることゝせられ、更に北方黑龍江に到る迄の滿洲に仕向けらるゝ朝鮮及び日本の生產品にして、汽車に依り鴨綠江橫ぎり安東に到るものに對しても、亦輸入貿易たると通過貿易たるとを問はず、海關規定の稅率三分の二の輸入稅を徵する事となり居たるが(一九一三年五月協定)此等は鐵道協約、土地租借條約等政治上の問題を根據とせる例外の例外なれば、其北境乃至緬甸の國境貿易の減稅とは同視すべからざるなり。

加ふに支那が沿岸貿易に於ける現行稅率は、平均一分五

厘の減收を見つゝあるも、支那は一旦輸入税を支拂ひて輸入したる貨物に對して通過税又は抵代税なるものを課するが故に、輸入税に於て失ふ所は、之を內國税にて償ひ得るの便宜あり。即ち外國船に積載して出港する貨物は、その異に海外に輸送さるゝと否とを問はず、一律に之に課税するものなれば、結局一面に於ては條約上確認されたる外國貿易に課税をなすと同時に、他面に於ては古來沿岸を運送する貨物に對し來れる賦課金を代表すべき税金を賦課するの自由を有するものにして、之れに依りて少くとも年九百萬兩の收入を得つゝあれば、優に輸入税の減收を償うて餘りあるにあらずや。

右の意味に於ける內國税は、支那に於て輸出税として解せられつゝあるも、支那內地の各州又は各市に運搬せらるゝ輸入貨物に課する通過税と其性質を一にするものなる事を知らざるべからず。支那と諸外國との條約は、外國船に積載せられて輸送さるゝ支那貨物と同じく、旣に輸入税を支拂ひたる上更に通過税を負擔することを容認するにより、輸入税の減收によりて失ふ所は、假令輸出税を全廢する共、なほ十分之を補ふを得べきなり。

又抵代税なるものは、如上通過税に代はるべきものにして、入港輸入税の金額を支拂ひたる外國品が復び五割の附加税を納付することを意味す。而して此附加税を支拂ひたる時は通過證を與へられ、其所持者は豫じめ申告したる仕向け地に輸送する途中に於ては、如何なる徵税廳の下に於ても、何等の課税を受けざる特權を有するも、此附加税の支拂ひは、明かに輸入税の平均減收率たる一分五厘を掩ふ可く、支那が現實に從價五分の輸入税を得る爲め、税率改正を主張することの失當なることを示すに足るものと云ふべし。

實際に抵代税の額は從價の二分五厘以上に上ること稀なりとせず。支那にして其關税改正の目的を達せんとせば、先づ此通過税又は抵代税等、所謂釐金税を撤廢せざるべからず。現に支那自身も其不當なることを認め、一九〇二年英清條約第八條前書に於て『支那政府は生產地通過地又は到着地に於て、釐金及び其他の税を課する制度は商品の自由流通を妨げ貿易を阻害するものと認むるが故に、玆に第八節所載の制限を以て、右の徵税法を全廢せんと欲す』と聲明せるにあらずや。

支那の喇嘛教及回々教 (四)(完)

呼圖克圖の入蒙

呼圖克圖の擧終るや選擧委員は朝廷に奉る報告文を草して北京より特派せられたる官吏に托し、之を奏上せしむると同時に、蒙古よりの使節に二三名の老喇嘛を新呼圖克圖の給仕として殘すのみ、總て歸國し、其選擧の模様結果を殘りなく報告し、且つ新呼圖克圖を迎へて法座に就かしむるの準備に着手す。

此の新呼圖克圖の迎へとして西藏に赴くものは、習慣上一名の王其主長となり、各汗旗等よりは貝勒、貝子公、若くは札薩克、台吉の一名宛、其外高德の喇嘛をして之に加はらしめ、且つ若干の同行者、導者、御者、牧者、天幕取扱人、廚夫及雜雇等に更に幾多の巡禮者も之に加はり、一行一千人を超過するを例とすと云ふ。而して此等の食糧雜具を始め諸種の献納品等を運搬する爲に用ゆる駱駝千頭以上なりと云ふを以て見るに一行の壯思ふ可きなり。

彼等一行の出發に當り諸寺に於て途中安全の祈禱擧行せらる又宮殿にも庶民群集し、玆にても祈禱をなし、終りて發足す、香烟は庫倫市街を覆ひ奏樂郊に聞ゆ、斯くて見送り人と共に城外の天幕に入り、樂て準備せられたる訣別の茶を喫して相別る。

彼等の庫倫出發は從來二三月の交なりしなり、蓋し酷暑の至らざるに先達ちて庫々諸爾の草原に出て、以て夏季炎暑の旅行に堪ざる駱駝を憩はしめんと欲するが故なり。

一行は土謝圖汗及三音諾顏部の游牧地を經、次で阿拉善王旗を過ぐれば即庫々諸爾の草原なり、玆に憩ふこと數月冷秋十月の至るを待ちて更に進行を繼ぎ三四ヶ月にして拉薩に致る、達賴喇嘛は其附近の寺院を以て、此の一行の宿泊處に當て優遇至らざるなし。

一行は即ち西藏の高僧を訪問し、貢物を献し、新呼圖克圖に都ての佛式を授けられん事を求む、貢物としては通例銀製盤の曼荼羅、銀千兩、絹布若干疋其他種々あり、既して新呼圖克圖は佛戒を受け、且つ「カムホーユンシンナ」に叙せられ、蒙古に歸るを許さる、即蒙人は幾千の西藏の僧侶に送られ、新呼圖克圖を奉じて歸途に就く。

拉薩より阿拉善迄は同地駐在の支那兵呼圖克圖を護選するを常とせり、斯くて呼圖克圖幾萬の僧侶に迎へられて庫倫に至るも直接宮殿に赴かずして、數日間曠野に黃色の假宮を設け玆に錫を留め、佳日を撰んで始めて庫倫に入り、「バルンオルゴ」寺院に至り、茶及肉の供養を受け、再び黃轎に乘し「ツオリチン」寺の本堂に移り、庫倫の高官一同に迎へられ、清帝の名を以て呼圖克圖に其の拜利の證たる金璽と金紙の勅書を賜はる、爾後呼圖克圖は宮殿の奧深く住し、呼圖克圖教育の主任たる諸們汗喇嘛等より經文其他の

一切の法式等を傳受せられ、佛の化身として人間世界に住する活佛として、一般僧侶の信仰の中心となり、尊崇を受くるに至る。

回々教

傳來及其の名稱

紀元第六世紀の初、亞剌比亞の豫言者により[illegible]唱へられたる新らしき宗教は疾風迅雷の勢を以て亞剌比亞全土を風靡し、更に西方に向ひ羅馬帝國の大半に蔓引し、更に其勝利の歩を東方に進め、直ちに新疆及支那本部に侵入せり。

該教の始めて支那に傳來せしは彼の唐太宗の頃にして、當時新疆に連りし突厥人に由りて信奉せられ、其の手を經て甘肅陝西に傳播せらるゝに至れり。

支那人の該教を稱して回教と名づくるは蓋し漢人の所謂回部を經て支那に傳來せしに由るものならむ由來該教は「神意に隨順する教」の意義を以て、回紇人間に信せられしものにして漢人は彼等信者を稱して回民又は回子と稱したり、然れども是元より漢人の云ふ處にして回教徒自らは回教の名稱を避け清眞教と稱し、寺院を清眞寺と名け、信者は一般に奉眞子と呼ぶ。

此の中央亞細亞を經て陸路新疆甘肅の地より支那に傳來せるものに對し、海路南支那に傳へられたるものあり、之佛教の海陸兩途あると全く相等しきの觀あり、然れども聖學的組織を有する佛教々理に比して、無學なる「ムハメッド」が唱導せし所なるを以て殆んど論ずべきものなく從て其教義に對する異論の如き殆んど出ずる餘地なきなり。

海路よりせし傳來は「ムハメッド」在生中より始まり、其の死後に於ても宣教師等渡來せし如く、歷史に傳はる所に由れば「ムハメット」在生中夙に廣東に向つて傳道を開始し、傳道者宛噶斯（Wakaoo）以下三人の亞剌比亞人が萬里の波濤を越へて廣東に到着せしことあり、時に唐太祖貞觀三年にして亞剌比亞に於ては「ムハメット」が「メッカ」を征服せる年なりき。宛噶斯の何人なるかは未之を知り得べからざるも歷史家の稱する所に由れば恐らく彼は「ムハメット」の母「アーミナ」の兄弟なりしならんと云ふ、彼は即清朝の許可を得て廣東に傳導を開始し、既に多數の信者を作れりと傳へらる。

斯くて彼等は數年の後一度亞剌比亞に歸りしが、教祖「ムハメット」既に逝去の後なりしかば、彼は聖典「コーラン」を携へて直に支那に來り、其一生を終る迄專心布教に從事したりと云ふ、而して支那に於ける最初の回教會堂として宛噶斯の建立に係れる懷眞寺は今も尙廣東に在り、其屍は廣東北部桂華岡に在りて一般土人は香墳と稱し居れりと云ふ。

斯くの如く回教が南支の地に於て其根據を作り、盛に布教し信者を作りつゝある間に、一方亞剌比亞本土に於ては鐵と血とを以てする傳導を始め、劍か貢か將た「コーラン」かと怒號し破竹の勢を以て忽ちに彼斯帝國を克服し「サバン」朝最終の君主エッデジルト二世をして遂に城下の誓をなさしむるに至りしのみならず、彼等を屠り盡せり、時恰

も西暦六百五十一年、唐の高宗永徽二年なりき、玆に於て「エッテジルド二世」の子「フィールッ」は使を遣はし高宗に救を求めたり．されば當時回敎主「オトマン」は唐の援兵の來らん事を恐れ、憂心措く能はず、遂に一人の使節を唐朝に派遣し辭を低うして彼斯を救ふなからんことを哀願せしめたり、高宗も其請を容れて「フィールッ」の語を斥けたる事史の證する所なり。

布　敎

回敎は此の後次第に內地に廣まり、唐の玄宗元實元年には首都長安に宏大なる回々敎堂の建設せらるゝを見るに至れり、當時史王鉷の選文にかゝれる石碑等も建設せられ、今尙西安は之を有せりと云ふ。

當時回敎は如何に支那人の眼に映せしか且つ其の傳導方法をも此碑文に依りて窺ひ知ることを得るものなり、即亞剌比亞に於て劍か貢か將た「コーラン」かと大聲疾呼して傳道布敎せし該敎も、支那に於ては平和の裡に廣道せられたるを見たり。

由來支那は知識の寶庫として夙に亞剌比亞人に知られ居たりし如く「ムハメット」の如きも知識を求めん爲には支那をも遠しとせずと云へりし事ありと云ふ。

回敎の傳道者は此の所謂知識の國に來りて、支那從來の思想信仰を研究し、自己の宗敎を此等の國民的宗敎と調和し、以て布敎せしものゝ如し、該敎は支那一般識者より排斥せらるゝを免れ得たるものゝ、蓋し此が爲めならむ。

此頃天山甘肅地方に移住して支那人と雜婚せし回紇人は擧けて回敎を奉せし爲、回敎は支那の北西邊に於て著しき發達を遂げ、現今天山甘肅一帶の地は回敎徒の根據地にして陝西河南の如き其の土民の十分の二三は回敎民なりと云ふ、以て其傳播の如何に廣きかを窺ふに足らん。

支那歷朝との關係

唐は各宗敎に對して寬大なる政策を取れり、否な寧ろ是等を尠なからず保護せし事明かなり。回敎も亦從來の當初より尠からず保護を受け、殊に歷朝を通じて回敎に天山甘肅地方の屈强なる邊外の民に由りて信せられしを以て、一は邊外鎭撫の爲に、一は其勢力を利用して朝敵討伐の爲に邊外回徒の心を迎へんと努め、此等の政策上盛んに該敎に對して保護を與へしものゝ如し。

亞剌比亞史家の傳ふる所に由れば、唐朝は安祿山の亂に際し、當時の敎主たりし「アッバス」朝の「マンシユール」に援を求め、「マンシユール」之を容れて亞剌比亞の精兵四千を送りしと云ふ、然れども之れ亞剌比亞の遠隔地より送兵せしものに非らざりしが如し、即唐の玄宗皇帝の安祿山に追はれて四川に避難するや、肅宗位に即きしとき、直ちに援を回紇の懷仁可汗に請ひ更に天德二年にも懇願せるを以て、可汗は己の長子に精兵四千を與へて應援せしめ、終に亂を平定するに至りしなり、從て此の時に於ても直接に唐朝と「アッバス」朝と交涉せしに非ず、玆を以て見るも亞剌亞比亞史家の所說は、恐らく懷仁可汗が肅宗に援を求められし時、一往「マンシユール」に可否を問ひ、其の許可を得て、援兵を出せしを、恰も亞剌比亞兵來援の如く記せしも

のにあらんか。

　宋代に至り回教は益々支那內地に侵入せり、蓋し宋朝は其建國の當初より、內憂外患頻りに至り、手を西北邊境に延すの暇なく、之れに乘じて回教は荒漠たる邊境より甘陝の肥沃なる地に、次第に移住し來り、水草を逐つて居住定まりなかりし彼等の生活も、茲に沃土を得て居住し、牧畜農業を營むに至りしなり、爾後次第に漢人種と接近し、陝甘の地は知らず識ずの內に其勢力を扶殖せらるゝに到れり。

　元朝の興隆は回教傳播に甚大なる効果を及ぼせり、即ち元朝の採りし宗教優遇は回教徒をして自由に支那內地に布教傳播するを得しめたり、即ち帝成吉思汗は其子孫に向つて遺言するに、宗教は孰れの宗教にも重きを置かざる旨を以てし、其信者に關しても各宗教の信者は之を平等に待遇すべき事を懇に訓誡せり。

　彼の宗教に對して斯かゝる所爲に出でし所以のものは、由來彼は宗教なる者を觀て各宗教は同一なる神を各種の異なる方法に於て拜し居るものと思惟せしに由るものなり、彼は如斯宗教觀を有し、一般世人の最も偏倚しやすき所を一歩超越して、最も理性的に最も公平に各宗教及其等信者に對せしを以て、回教の如きも遂に山西地方に迄も傳播せらるゝに至れり

　且つ彼の無學なる大帝は其武力を以て東歐迄も勢力を擴しりと雖も、其功業を統一するの人材に乏しかりしかば、帝は盛に內外人を顧問に聘し、其足らざる所を補はんとせり、而して其尤も重用せられしは彼斯人なりしを以て、彼等の信せる宗教即ち回教亦次第に地方に傳播せらるゝに至れり、而して此等彼斯人は其日常用語を以て、「コーラン」を書寫し、其原文其儘を使用し居たりしを以て、支那に於ても遂に彼斯語は日用の常語となり、而して回教徒の學者語となり、支那語以外の回教書は皆彼斯語を以て書せらるゝに至れり。

　現今に至る幾百年間其日月短しとせざるも、回教徒たるものは其「コーラン」を原文の儘之を暗し、且つ小學に入る者の如き多少文字を解せんとする者は、悉く其の休日會堂に於て之を傳習せられしなり。

　蒙古朝廷にかはりて支那に君臨せし明朝も回教に對しては其政策上之を優遇せし如き觀なきに非らず、明の大祖洪武の初に於て一回寺を金陵に建立し、帝自ら百字讚を書して之を下賜したり。曰く。

乾坤初始　天籍住名　傳教大聖　降生西域
移受天經　三十部冊　普化衆生　億兆君師
善聖領袖　協助天運　保庇國君　五時祈祐
默祝太平　有心眞全　加志窮民　柱救思難
洞徹迷冥　超技靈魂　脫離罪業　仁覆天下
道亙古今　降邪歸一　教明淸眞　穆罕默德
至貴聖人

と大祖の後は時として回教に利ならざる場合ありしと雖、黃河を決するが如き勢を以て、滔々として回民族の蕃殖に伴ふ、該教の傳播は、如何に之を壓迫せんとするも不可な

る所、況んや回民族の勢力を利用して自家を保たんとする支那歷朝の宗教政策に於てをや、斯くて該教は日と共に浸々乎として禹域九州の全域に傳へらるゝに至れり。

淸朝に至りては土耳古斯坦の征服が回教隆盛の源因をなすに至れり、爾後該地の小王及僧侶は屢々北京に來住し始めたり、而して乾隆帝は政略上より一土耳古王女を納れて妃となすに及び、王女及回教を奉する其の從者の爲に回教寺院を建立せり、回教徒は凡て此等の機會を捉へて以て其發展を計り、淸朝も亦慓悍なる彼等を招して國勢の擴張に資せんとせしを以つて、彼等は淸朝に入りて官吏となり、軍人となり、其功を成し得ざる如きものは更に他方面に在りて、淸朝の利害の爲に働き、國家內部の改善によりて自家も亦好結果を得ん事を期待せり、蓋し回教をして淸朝に意を向はしめしものは之れにより漢人を統治せんとの意に出でたるなり。

由來回教は漢人に思想を受けしよりも元朝に於て受けし所大なれば、回教は漢人に對するよりも、より以上滿蒙族に對し同情を有し、且つ性狡猾なる漢人の爲に常に其利益問題等に關して、一步後へに瞠着たらざるを得ざりし爲に、漢人に對する不滿の念は遂に滿蒙族援助の念と化し、淸朝建國以來三百年時に天山の變ありしと雖も、其平素に於て常に淸朝に對して精忠を抜んで居りし事は、疑ふべからざる事實也。

淸朝亦此間の消息を解するが故に、彼等に對する待遇等其宜しきを得、兩者相待つて國家安寧の基礎を作れり、斯くて回教は益々內地に布教せられ、北支那一帶及天山甘肅、陝西、河南は其の根據地の如く、中支那及南支の如き地方に於ても時として一都邑人口の大半回教徒を以て之を占むることありと云ふ、其勢力願ふ可きなり。

如是回教は極めて少數の例外を除くの外は、常に支那諸帝の好意を受けて、平和の間に之を傳播し、今日盛況を見るに至れるなり。

然れども茲に最も注意を要す可きは、支那官憲殊に淸朝が蒙藏政策に採りし如き手段を以て、回教徒に對せんとせしときに、蒙藏の單純無垢なる彼等民族に比し、執拗驕慢の如き彼等は、其淸朝の政策を看破し、自族勢力の失墜を未然に防がんとし、屢々官憲に對して反抗せし事ありき、而して其最も著名なるものは、淸朝の咸豐十一年天山甘肅の邊境に起りし、東干の亂にして新疆、陝西の地にも蔓延し、頑强なる抵抗を試み、五十有餘の都市を荒廢に歸せしめ、其の人口四分一を失ふ迄激しく抗爭し、前後十七年の長きに亘り、同治十一年に至りて左崇棠出でゝ漸く之を鎭壓するを得たるなり。

現今其勢力

宗教の勢力なるものは即ち其敎民の勢力なり、原より徒に敎民の數のみを以て其勢力云々するが如きは聊か早計に失するの嫌なきに非らずと雖も、無形の精神的の產物を以て之を具體的に言ひ顯はさんとするには、勢茲に出づるの外途なきを以てなり、然れども茲に最も意を强くし得べき一事は回敎々民の其宗敎に對する信念は、一般的宗敎を奉ず

る者即佛基等の信者の其宗教に對すると、其信念に於て雲泥の相違あるを見るなり、即ち後者は自己の爲に宗教を信ずるも、回教徒に於ける回教は彼等の生命にして且つ國家の主權と同一の性德を有せる如く思惟し、該教の爲には一身を神前に捧げるを以て、人間眞善の美擧なりと思惟し、嘻然として水火の中に投ずるを見る、斯かる民族に在りては宗教の即ち其民族にして其民族は卽ち該宗教の勢力なりと斷ずる亦聊か誤りに非らざるなり。故に吾人は該教の勢力として該教々民の勢力如何を述べんと欲するものなり。

　回教徒中其名鏘々たる一老人あり、其の名を陳正樹と言ひ河南省開封府に住す、彼の談によれば、該教々民は全國に散布し、其數知るべからずと雖も、其尤も多數居住せるは西北支那各省にして甘肅の七八百萬、雲南、陝西の四五百萬を最とすと、而して河南には約百萬の教民あり、己れを持する嚴に、且は清淨潔白にして豚を食はざるのみならず、異教徒の作れる食物をも口にせずと、斯くの如く其守る所なるが故に、未だ開けざる、幾多の曚昧なる民は漢人と婚せず、回民は恰も一民族其儘一獨立國の觀を有せるなり、されば若し回民にして回族の商居にも到らずして漢人等の如き異教族の物品を購求するあらば、異教徒の如く之を排斥するを常とせり。

　如是彼等の間に於ける團結力は頗る鞏固にして教徒間に於ける交情も亦甚だ密に相互救濟を忘れず、教規を守る事頗る嚴なるが故に、其團結上に於て尠からざる効果あるは疑を容れざる所なりとす、如斯全國に通じて數千萬の教民が其志を一にして互に相援助するが故に朝廷の拜威を以てして尙多少恐るゝあるは當然のことゝ云ふべし。

　而も彼等は今日に於ても穩密間に侵々乎として努力を扶殖し、言論に由る宗教の布教は其信者に對する拜威左迄强烈なるものに非らざるを知る彼等は言論の布教は其教勢擴張に資する尠きを以て、其布教法として世上無類の方法を考出し、現に之を實行しつゝあるなり、即ち彼等は小兒購買を以て根本的に回教的趣味を傳染せしめ、生涯是より脫する能はざらしむるに至らしめんとするにあり、是れ宗教傳播に尤も確實なる方法として、吾人は尤も趣味を感ずる所なり。

　此主義に基き、若し支那人にして貧困其子女を養ひ難きものある時は回教徒來りて之を購ひ、回教の信仰を教へて是を養育し、回教禮拜をして習ひ性たらしむるに至るものなり。

　彼の咸豊の亂に於て左崇棠の爲めに數萬の丁兵を損せしより後其努力挽回に努め、約一萬の漢小兒が回教徒に買養せられたる如き其尤も著なるものとなす。

　而して是等の增施せし民を以て、邊境未開の地を益々開拓し、東干の變事に當り荒废に歸せし幾多の都邑も後漸くにして回復せらるゝを見るに至れり、彼等の勢力扶殖に對する苦心亦察するに餘りありと云ふべきなり。

聖典上に顯はれたる彼等の戒律

　支那に於ける回々教徒は聖地「メッカ」地方に比して、其宗教上の規律の如き頗る怠慢の如しと稱せらるゝも、尙「コ

ーラン」に規定せる宗律は嚴に實行せられ居るを見る、其の規定する所を記せんに。

一、齋戒沐浴して毎日五回の禮拜祈禱をなす。

二、禮拜祈禱は天命十二條、典禮十二條、聖行二十八條の外、榜搭四拜、拋甲十拜、底蓋四拜、等あり、皆西方聖地に向つて跪座之を行ふものとす。

三、飲酒、喫煙、賭博を禁じ、豚肉を避く、主として羊肉を食ふ。

四、食事時は必ず顏面手足を洗ふ。

五、一神敎なれば他の偶像を拜するを許さず、又他宗敎徒との結婚を禁ず。

六、多妻主義にして正妻四人の外に蓄妻を許す。

七、舊曆を用ひ八月、九月、十月を以て齋期と稱し、夜中一回の食事をなす。

以上の規定は其重なるゝものなりと雖も、支那に在りては其の大體に於て之れが行はるゝに過ぎず。

河南省等に在りては禮拜日(金曜日に當る)を除く外は、平日に於ても五回の祈禱をなすも、齋戒休浴することなく祈禱も定場に於て西向し、暫時默祈するに過ぎず、但し是をなすものは比較的眞面目なる者若しくは老人等なりとす。

齋戒休浴は普通禮拜日に於て之をなすのみなりと云ふ、第三の中喫煙は比較的眞面目に之を實行し居るもの丶如しと雖も、飲酒は全然之を禁じ居らざる如く、豚肉を避くると云ふ點に於ても同樣にして、豚肉の外食ふに適當なる食物なき地方に於ては、支那人の如く之を食し居れり、且つ官吏公人等の如き職に在るもの酒肉の爲に各官との交際を絕つ能はざるを以て、彼等は家に在りては之を禁せるも、外に在りては之を如何ともなし能はざるなり。

第四の所謂食事の時の云々に關しては、彼等間に在りては此比較的嚴重にして、食事に際し顏面手足を洗ふのみならず、箸、容器の如きも丁寧に之を洗滌し、客棧其他飲食店等に在りても、箸と共に二枚の紙片を添附し客をして其欲するが儘に箸を磨かしめ、食事の後の如きは漱口水を持ち來りて、一律に口を漱かしむる等、其潔淨なること實に吾人想像以外なり。

回敎徒は之等の關係によりて漢人の飲食店に至りて食を取るを欲せず、且漢人は豚を常食とするが故に、回人の豚を食せざることなきにしても常に豚を盛れる食器を以て其食糧を盛られるを欲せざるが故に、回人にして漢人の客棧に宿泊し、飲食するもの甚だ稀なり。

第五の如きは孰れの寺院に於ても行はるゝ所にして、其聖堂は東向して建築せられ、禮拜は堂の正壇に對すれば聖地に向ふ如く構造せられ、神體としては何物をも安座せられざるなり、且つ異徒をして一歩も聖堂に踏み入らしめず、若し之を犯すものある時は敎民總出して大掃除を行ひ之を洗濯し、神位に謝せざるべからざるが故に、其の見張の如き頗る嚴重なり彼等は實に聖堂を以て宮殿の如く思惟せるなり、彼等の生活狀態は凡て此戒律を基礎として、打算せられたるものなれば、上述各種の諸項に由りて略ほ其生活狀態を察知するを得べきなり。

府院問題の公權的説明

丁總統府秘書長の辭職書

前内務總長孫洪伊、前總統府秘書長丁世嶧、及び前國務院秘書長徐樹錚の三人が三つ巴となりて爭ひたる府院權限問題は、南北反感の錯綜之れに加はりて黎元洪氏の繼任後の大問題なりしが、孫罷められ、徐之れに次ぎ、丁世嶧亦辭職（二月二十日許可）するに及んで一段落を告げたるの觀あり。然り而して僅かに一旬、對獨斷交問題に關して黎段の衝突を見、内閣の首班たる段總理其人が、職務を放擲して天津下りの醜態を演ぜんとは。事は固より外交の大事に屬すとは云へ、平常よりして府院の間に隔離無からしめば、何ぞ此の如き醜態を暴露することあらん、卽ち知る府院の間、疎通を缺ける甚しい哉。前總統府秘書長丁世嶧は、辭職に際し長文の意見書を發表し、府院問題の眞相を訴ふる所あり、丁はもとより黎總統の心腹なれば楯の半面を逸せるの嫌は免かれずと雖も、亦一の公權的敍述とするに如かず。左に之れを抄譯して讀者の一顧を請はむとす。眞理は中間に在り、丁氏に對する「總統制樹立云々」といへる反對黨の非難の如き、一部の眞理無しとせず、又た讀者の留意を要する所

なり。

古は君子の仕ふるや、その志を行ふが爲めなりと。猶想ふ大總統繼任の時、甫め一月、某家居病に臥す、微かに府院爭ありと聞き、心に怪なりと所爲へるもその詳を知らず、然れども頗る恨を項城に致し、所爲らく國に當る四年、來者をして一成規の循ふべきなきに至らしむと。後使者の入府問話を傳話するに及び、到れば則ち任命狀下る、某亦即ち辭せず、以て仕を爲すに非ず、蓋し深く大總統の仁讓賢明、必らず能く責任内閣の實を擧げ、而して所謂府院問題、中に於て當さに必ず其眞あるべきを知ればなり。果して入府一月にして、乃ち知る所謂府院問題なる者、國務會議以前議事日程無く、會議以後報告無し、一令を發するにも總統は其の用意を知らす、一官を任ずるにも總統其の來歷を知らず、九省聯盟は則ち熟視して覩る無し。(初めて發動するの時某曾ち命を奉じ往いて告げしも、内閣之を不理に置き、直ちに徐州會議を釀成するに至りぬ、大總統一再の催問を經て、乃ち初めて命令を發したり。)龍李の交々爭ふや、則ち龍に令して李を擊たしむ。(此の令若し總統の阻するあらざりせば、閣員の異議を持する者、即ち一發收む可からざりしならん。)陳文運は某使の提議を經たるに必ず任じて駐庫大員と爲し、嚴家熾未だ閣議を經ず、(財政總長亦曾て與かり聞かずと聲明せり)(譯者註、嚴家熾は廣東財政廳長なり)而して必らず立時蓋印を以て滿意と爲す。國務總理は恒に匝旬にして一たびだも總統に晤せず、惟見る院秘書長の其間に來往傳道するあるのみ、詢ふ所有れば則ち事閣議を經たり、内閣責を負ふといふを以て對へと爲す。大總統や無見無聞、日々に坐して用印を待つを以て職を盡すと爲す。某豈責任内閣制度を知らざらんや。大總統は國務に對し、宜ろしく過問する所なかる可からず、然れども之を約法に案ずるに、大總統亦自から其の職權あり、國務に干與せざる可也、無見無聞は不可也。(曹汝霖使日の事、一月以前、日外部早く日皇に發明するを經たり。而して我が大總統時に至つて尙ほ未だ盡く其の事を知らず、内閣と章公使と來往せる十餘の電報、未だ一たびも呈閱せず。梁任公の來京するや、聞く曾て大總統に勸むるに日本天皇に倣ひ、國事を問はざるべきを以てせりと。此言固より善し、惟だ知らず梁氏、亦た曾て總統に勸告するに日本内閣に倣ひ責任を負ふべしといふを以てせりや否や。)而して況んや其時大難初めて平ぎ、宿疾未だ瘳せず、閣員缺席、(閣員僅かに五人ありしのみ)議會未だ開かれざりしおや。内閣究竟誰に向つてか責を負ふや、疑問無き能はず。則ち大總統をして國務に對し稍々見聞あらしむるも、尙ほ違法と爲すに至らずして、時局に於て未た益無しと爲さゞるに似たり。乃ち内閣は猶は以て未だ足らずと爲し、所謂府院權限節略なるものと、國務院兼辦總統府收發の兩大通告あり。某至愚なるも所爲らく。府院の病根は隔閡壅蔽に在り、内閣責任の何物たるかを知らざるに在り、國務總理と大總統と直接國事を論議せざるに在り、而して權限の如何に在らずと。於是、乃ち一府院辦事手續なるものを擬し、大總統の國務會議に出席するを根本救治と爲すを主張せり。蓋し若し此議にして行はるゝを得ば、元首と國務員間の壅隔全く消え、府内各項の機關一擧にして廢すべき也。其の來る專ら此一事を了するが爲めにせり、當時曾て聲明すらく、該案の通過と否とに論無く辭職を決定せりと。謂はざりき閣派譁然

の主張を容るゝ事を言明したるより、三月六日北京に歸り、七日より平常の如く國務院にて執務し、同日馮副總統、王參謀總長と共に總統府に赴き、黎總統に會見せり（神州日報）

○各省官制內容　各省官制は旣に法制局に於て議定せられ、近く國會に提出して其議決を經べしとの事なるが、其內容概略次の如し（時報）

一、省長道尹縣知事の三級制を以て地方制度とす

二、縣知事の監督權及道尹の委任權は之れを從來より擴大す

三、縣知事は專ら行政を爲し別に司法公署或は地方司法分廳を設け司法を專管す

四、各公署所用の人員は從來より稍增加す

○支那參戰と對獨處分　支那が獨逸に對し宣戰し、聯合國側に加入すると共に、獨逸人に對し次の處分をなすべしと（順天時報）

一、獨逸租界は共同租界とし、獨逸租界現有の工巡局巡捕は一般に廢止する事

二、凡て獨逸人經營の銀行及商店は閉鎖を命ずる事

三、支那政府雇聘獨逸人を解傭せしむる事

○段總理下津　國務總理段祺瑞は對獨斷交措置に關し、黎總統が國務院の決定に同意せざるより、三月四日辭表を提出し、直に臨時汽車を命じて、吳光新外一二名の隨員と共に天津に下り、此に許世英、梁啓超、李經義等の出迎を受けて、段は直に伊太利租界の其自邸に入れり（時報）

○保險局官營案　支那政府は保險局を官營せんとするの議あり、大略之れが草案も成りたる由なるが、右法案要領次の如し（時事新報）

一、本局は官吏の年金を以て經營し、生命、農業、水火保險を業務とす

一、資本金を五百萬元と定め、國庫より支出す

一、本局は各省開設の官立銀行分行支店及郵便局に其代理處を委託する事を得

一、本局の資本金及保險料運用方法次の如し

　國有營業の確實に利益あるものに放資す

　擔保付貸出

一、本局は每年六月及十二月の二回に決算をなし、決算表を作つて財政部に送付し、政府公報に登載す

○米國實業團入京　米國實業家は今回支那視察の爲に、三十名の團體を作つて渡來し、三月三日入京の豫定なるが、其在京中の豫定日程次の如し（順天時報）

四日　青年會歡迎大會に出席

五日　大總統に謁見

六日　北京大學、孔子廟、雍和宮、國子監等參觀

七日　清華學校頤和園兩處參觀

九日　商品陳列所、工藝局、印刷局、天壇參觀

十日　古物陳列所三大殿中央公園參觀

　同夜德昌飯店の商會招宴に出席

十一日　午前退京

○文官試驗規則　文官考試規則は旣に脫稿し、近く發表せらるべきが右規則中の試驗課目に關するもの次の如

し（順天時報）

甲、必試課目は次の六とす

憲法　刑法　民法　行政法　國際法　經濟學

乙、撰擇課目は次の如くして、受驗者其中の一を豫選すべし

財政學　商法　刑事訴訟法　民事訴訟法　國際私法

考試は筆記考試及口述考試とし、筆記試驗に合格したるものにあらざれば口述考試を受くる事を得ず

○張勳の對時局意見　安徽督軍張勳は徐淮道尹李慶璋を北京に遣はし、段總理に面會せしめ、次の如き其對時局意見を傳へしめたりと（順天時報）

一、中央に對しては擁護主義を採る
一、地方に對しては現狀維持主義を採る
一、獨逸に對する抗議には贊成なり
一、中央よりの命令に對しては絕對に服從すべし

○聯合國の對支回答　聯合國側は三月一日北京に聯合國外交團會議を開き、其結果支那政府に對し、支那政府が今日迄に採れる對獨手段には贊成なる事、及若し支那が聯合國側に加はるに於ては、聯合國政府は義和團事件賠償金延期及關稅問題についても、協議する處あるべき旨回答したりと（時事新報）

○馮副總統の對時局意見　馮副總統は二月二十五日居仁堂に於て、黎總統と會見せる際時局に對する其意見を簡單に次の如く述べたりと（北京時報）

一、獨支間國交問題に就いては、段內閣の主張に贊成す
二、府院間の衝突は可成調和を保ち、各自に自己の畛域を超えざるを旨とすべし
三、現內閣は現在の儘にて維持するの方針にて、全部の改組、一部の改組共に不贊成なり

教育軍事

○全國軍事會議案　全國軍事會議は三月一日より開會の豫定なりしも各省代表者中、出京せざるものあるが爲、更に開會を十日間延期したる由該會議に提出せらるべき重要議案次の如し（時報）

一、國防の重要事項、及整備の要點
一、征兵制實行と其辦理順序
一、軍國民教育方法と其普及方法
一、全國軍隊の編制改良と着手方法
一、軍政統一の着手
一、軍人の意見融和
一、全國軍區の劃分及實行順序
一、馬制改革と牧畜改良方法
一、軍火製造の研究と全國兵工廠擴張計畫

○武昌軍隊春季檢閱　武昌の李督軍は二月二十七日武昌駐劄各軍隊の春季大檢閱を行へるが、右檢閱軍隊は次の如し（順天時報）

一、北洋第二師團步兵全部
二、省防步兵第一、第二兩聯隊

三、湖北第三混成旅團步兵
四、湖北第六混成旅團步兵
五、督軍公署新衛隊營
六、湖北第一師留守步兵輜重各營

○學務整頓進行情形　教育總長范源濂氏は努めて學務の進行を期しつゝあるが、其辦法次の如きものありと。(順天時報)

一、各省學校管教各員は特別の情形あるものゝ外、一律に高等師範卒業生を任用す
二、すべての教科書に修訂を加ふ
三、中小學校學生は分別して甄別によりて、以て學級を昇降せしむ
四、私塾の取締に對し詳細の取極を定む

○醫學專門學校擴張　京師醫學專門學校は開辦以來成績頗る良好なるものあるが、今回次の方法により、大に其擴張を計るべしと。(順天時報)

一、外國教員添聘
二、經費加籌
三、學生增招
四、重を實地練習に注ぐ

○臨時海防方針　獨逸との國交危機に瀕せるより、此際特別に海防方針を決する要ありとて、三月六日大體次の如く決定せり。(時報)

一、海防警備隊一旅約六千人を組織し、天津大沽、秦皇島煙臺海防事宜を分擔せしむ
二、長江警備隊十營計五千人を組織し、南京、呉淞、上海、馬尾、漢口等各地の江防事宜を分擔せしむ

財政金融

○財政會議議案　財政會議に對しては各方面より議案提出多し、其內國債整理及豫算整理に關するもの次の如し。(時事新報)

甲、內外の債欵整理に關するもの
一、各省の自ら擧債する事を嚴禁す
二、各省現有新舊債額を調査す
三、各省現有債欵所持の擔保品收入情形を調査す
四、各省現在債欵の還付方法を酌量す
五、中央公債保證用途を推廣す
六、證劵交易所設立を希望す
七、商號銀行經營の公債放資を勸告す
八、內國公債機關を經理し、受發債票の期限及方法を規定す
九、各省發行の五年度債票は、各財政廳に於て、發行前に調印して以て流弊を防ぐべし

乙、豫算整理に關するもの
一、全國貨物税及正雜各税を劃分する方法
二、正雜各税及各税率名稱を劃一する方法
三、各省財政廳に飭し、征收税欵開支經費を節約する件

四、各局署は常征税欵留支經費を一律に豫算に編入して、以て事實を明かにすべし

○財政會議議案　全國財政會議に各省其他より提出せる議案次の如し。（順天時報）

一、田賦徵收整理辦法案（賦税司提出）
二、田賦整理意見書（江蘇財政總長提出）
三、辛亥兩年舊糧整理案（福建財政廳長提出）
四、田賦考成實行案（同）
五、田賦整理意見書（山西省長及財政廳長提出）
六、河南省田賦整理意見書（河南財政廳長提出）
七、田賦整理は戸糧編審をせんとするの意見書（同）
八、交通税籌設意見書（江蘇財政廳長提出）
九、鐵路釐金税整頓意見書（同）

○關税整頓提議內容　財政部にては關税を整頓せんが爲に、税務處と種々辦法商議中なるが、其大要次の如し。（神州日報）

一、常關の權限を擴充す
一、海關の税率修改辦法に照して税章を分別改革す
一、別に常關の貿易冊を編成す
一、近年の各種物價を調査す

○清室優待費の分擔　清室優待費は從來財政部に於て、捻出し每期撥付するを例とせしが、今回財政部にては財政整理の一端として、右經費を各省をして分擔せしむる事とさせるが、各省の分擔額次の如し。（順天時報）

山東	十六萬元
山西	十六萬元
河南	十六萬元
江蘇	十六萬元
江西	十六萬元
浙江	八萬元
湖北	十六萬元
湖南	八萬元
廣東	十六萬元
四川	十六萬元
陝西	八萬元
福建	十六萬元
津海關	十六萬元
江海關	三十二萬元
鎮江關	十六萬元
寧海關	十六萬元
蕪湖關	十六萬元
閩海關	十六萬元
九江關	八萬元
宜昌關	八萬元
長蘆鹽課	三十萬元
兩淮鹽課	二十萬元

○財政會議案　政府は米獨國交斷絶せば、爲に財政上に種々の變化を見るべきより、此際全國財政會議を開き、次の諸件を討議せんとの意嚮なりと、（時報）

一、全國烟酒稅增加案

一、全國印紙稅擴充方法
一、各省の中央政費協濟法規定
一、裁釐加稅得失研究案
一、會計處分法規定
一、地方豫算及會計年度實行案
一、地方稅、國家稅分別案
一、國稅分廳恢復案

○交通行政成績　交通部許總長が前日總統府に報告せる、五年度路電郵三項の收支成績を聞くに、之れを四年度に比し七百三十四萬九千二百七十四元六角四分の增收なり、收支比較せば實に六十六萬九千二百八十四元二角八分の利益あり。(時報)

○新補助貨の流通　支那政府にては其幣制統一の目的の下に、今回次の如き新補助貨を用ふる事に決定し、一部は既に開始せられたり。(時事新報)

種類		枚數
中圓銀貨	大洋一元に付	二枚
二角同	同	五枚
一角同	同	十枚
二分銅貨	同	五十枚
一分同	同	百枚
五厘同	同	二百枚
二厘同	同	五百枚
一厘同	同	一千枚

○全國流通紙幣額　財政部最近の調査に係る支那各省の流通紙幣額次の如し、但し銀兩は七錢三分とし、銅元及制錢は一千二百文として計算す。(時事新報)

甲、銀元票

省	額
廣東	三二、五〇〇、〇一一元
湖南	二二、六三三、三〇八
四川	一四、四〇〇、一〇〇
山東	一、一四〇、〇〇〇
湖北	五、〇〇〇、〇〇〇
黑龍江	三、九二五、三三三
浙江	三、七五〇、〇〇〇
江西	二、九九七、九〇〇
廣西	二、一八七、六八三
雲南	二、〇〇〇、〇〇〇
貴州	二、〇〇〇、〇〇〇
福建	一、五九〇、〇〇〇
安徽	三九〇、〇〇〇
河南	一一〇、〇〇〇
山西	七三、三八二
直隷	四、〇五三
合計	九二、九九一、六六八

乙、銀兩票

省	額
奉天	八、二〇三、〇〇〇兩
新疆	八、〇〇〇、〇〇〇
陝西	一、九六〇、〇〇〇
河南	一、八一四、〇〇〇
甘肅	二三〇、〇〇〇

江西	二〇五、〇〇〇
黒龍江	一〇、〇〇〇
直隷	一、二三〇
合計	二〇、四二三、八三〇

丙、錢票銅元制錢單位票

吉林	一三、六二三、〇〇〇、〇〇〇文
黒龍江	一七、二六四、〇〇〇、〇〇〇
湖北	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
江西	八、九〇三、〇〇〇、〇〇〇
河南	三三六、〇〇〇、〇〇〇
甘肅	一三三、〇〇〇、〇〇〇
計	三六〇、二七五、〇〇〇、〇〇〇
換算合計	二七二、九三一、三六〇元

鑛山

○**湖南全省金鑛調査** 農工商部技師が最近調査せる處によれば、湖南省に於ける金鑛は、支那商の完全なる株式により採掘せらるゝもの五ヶ所あり、大略次の如し。(時報)

一、桃源縣向日州金鑛は砂金鑛にして、其面積十五畝、民國四年三月六日鑛商劉金湘なるもの許可を得て採掘に從事す

二、合同縣小水溪の金鑛は二方支里にして、民國元年七月十六日鑛商陳均金なるもの許可を得て採掘す

三、安化縣熊家冲の金鑛は面積百六十五畝あり、民國二年十一月より鑛商李允元なるもの採掘す

四、江華縣永水圃手冲の砂金鑛は百三十五畝の面積あり、民國二年十二月より鑛商海萬濤なるもの採開す

五、會同縣東爪の金鑛は面積十五畝にして、民國五年二月二十日鑛商楊敬軒之れが採堀の許可を得現に開採す

○**石油鑛事務所廢止** 熊希齡が總辦たりし全國煤油鑛事務所は、今回裁併せられて、一切の書類等は農商部に引繼がれ、尙熊希齡は平政院々長に任命せらるゝ事に決定せりと。(順天時報)

○**模範製鐵場計畫** 農商部にては中央模範製鐵工場設立の計畫あり、既に鑛政司長張軼歐に命じ、之れが計畫を立てしめたる由にて、其大綱次の如し。(時報)

甲、總廠

一、地點　直隷省灤縣
二、豫算　每日生鐵三百噸製出豫定
三、鑛石　鑛石は海龍縣龐家堡及灤縣司家營鐵鑛のものを使用すべし
四、石炭及コークス　開灤炭山より採る
五、經費　二百萬元
六、進行方法　三期に分ち計畫進行

乙、分廠

一、地點　江蘇省浦口
二、豫算　每日製鐵五百噸製出
三、鑛石　江蘇省秋陵關鐵山
四、コークス　山東省嶧縣産

五、經費　三百萬元

法律命令

三月二日　文官任職令を廢止す

叙任辭令

扶農鎮守使（三月一日）　福元
鑲黃旗蒙古都統（三月二日）　載濤
京師高等檢察廳檢察官　張汝驛
署國務院參議（三月三日）　劉崇傑

直隷省農牧林圃畝數

農田	八二、五七八、九〇六畝
牧地	一七七、五〇五
山林	八三七、一〇六
畑地	一、三三七、〇三八
合計	八四、九三〇、五五五畝

會報

●汪使招待午餐會

本會にては去三月廿日午後零時半より支那特派大使汪大燮氏同隨員並に章支那公使同公使館員一同を帝國ホテルに招待し午餐會を催せり來會者は會長鍋島侯を初め正親町、柳澤兩伯、清浦、曾我兩子、小松原英太郎、大谷嘉兵衛、頭山滿、根津一氏等會員八十餘名にして先づ鍋島會長の挨拶に次で清浦子は

汪特使今回の使命は我天皇陛下に對し奉り最高勳章を贈進せらるゝにありて今や滯りなく其使命を果されたるが予は特使か更に此使命以外を果されん事を望むものにして即ち我國民が如何に日支兩國の親善を熱望しつゝあるかを看取せられ以て兩國提携の實現に一歩を進むるに至らん事を冀うて已まず

と歡迎の辭を陳べ右に對し汪大使は大要左の如き謝辭を陳べて會員の爲に乾杯し歡を盡して二時半散會せり

日支兩國が特種の關係にある事は今更予の說明を俟たざる所にして殊に昨今に於ては兩國の關係益々密接し親善の實漸く擧がらんとするものあるに至りたるは兩國の爲洵に慶すべき事といふべし然るに此機に際し予が貴國に渡來し貴國皇室を始め朝野各方面の歡待を蒙り而して諸名士と意見を交換し得たる事は予の衷心欣喜に堪へざる所なり予は清浦子の陳べられたる貴國上下の擧つて日支兩國親善の促進に熱中せられつゝあるの事實に就ては十二分に之を本國に致すの途を講じ以て兩國將來の交誼に資せん事を期すべしと云々

當日出席者左の如し

來賓

特使　汪大燮
隨員　劉崇傑
同　楊彥潔
同　馮耿光
同　孫士頤
同　沈成鵠

同　郭左洪
同　陳復
同　余晋龢
同　陸宗輸
接伴官　式部官　稻葉正縄
同　同　菊池茅三
公使　章宗祥
同館員　王鴻年
同　兵開先
同　劉光謙
同　朱紹濂

會員

井上敬次郎
犬塚信太郎
伊東知也
井田武雄
速水一孔
西村虎太郎
男爵　東鄉安
頭山滿
押川方義
小川平吉
大谷嘉兵衛
大原武慶
伯爵　正親町實正
大竹貫一
大久保高明
岡田晋太郎
柏原文太郎
川島浪速
木澤暢
田鍋安之助
玉生武四郎
田代亮介
子爵　曾我祐準
根津一
中村純九郎
長岡外史
中西淳亮
侯爵　鍋島直大
中野二郎
村上幸平
鍋島直映
上野岩太郎
野間五造
黑田恒馬
桑田豐藏
山内嵒
伯爵　柳澤保惠
八尾新助

男爵 柳生一義
山根武亮
前田武四郎
増田高頼
松井廣吉
藤瀬政次郎
小松原英太郎
永瀧久吉
寺西秀武
寺尾亨
淺田德則
子爵 清浦奎吾
男爵 南岩倉具威
實相寺貞彥
白岩龍平
鈴木恭堅

山東省農牧林圃畝數

種別	畝數
農田	九三、〇八一、八八七畝
牧地	四一七、〇〇八
山林	四、八二七、五八七
畑地	一、四九六、〇七〇
合計	九九、八二二、五五二畝

支那

第八巻第八號

要目

東亜同文會調査編纂部

大正六年四月十五日發行「支那」第八卷第八號

論説

資料

雜錄

次

づ其戰に參加し其歡を求むるを要すと、實に其中央政府を危殆より免れしむるに列國の後援を要するは事實ならん、然れども支那が戰に參すると否とは以て列國の後援に幾何の差異をか生ずる、若し參戰して列國の大なる力を藉らんとせば是れ自ら知らざるの甚しき者、其愚及ぶべからざるなり。

二

昔者鄒忌齊の威王に說いて曰く、我と徐公と其美孰れが優ると聞きしに、吾が妻曰く君の美甚しと、其妾に問ふ、妾の曰く徐公何ぞ能く君に及ぶべきと、其客に問ふ、客の曰く徐公は君の美に若かざるなりと、思ふに吾が妻の我を美とするは我に私すればなり、妾の我を美とするは我を畏るゝなり、客の我を美とするは我に求むる有らんと欲すればなり、今齊は地方千里、百二十城、宮婦左右王に私せざるなく、王の蔽甚し矣と。

思ふに今或る者が支那に對し參戰の利を說くは鄒忌を以て美となせし妻妾或は客に似たらずや、支那に在る獨人の根據を覆へし、多年跋扈跳梁しゝ獨人の勢力を傾け盡すとせば支那の大利之に如くなく、數國は支那の參戰に對し財力を以て之に資し、關稅を改め、債務を緩にし以て之を助くるあらん、支那の大利何者か之に若かんと。

然りと雖も支那が戰に參して何事をか聯合列國の爲めに盡さんとかする、兵を藉すか能ふべくもなし、財を給するか、能ふべくもなし、唯支那に在る獨人を驅逐し、獨人の力を除く消極的の方面に聊微力を致し得るのみ、其の盡す所而かく少くして其求むる所大なる者あらば、列國たゞ之を笑はんのみ、支那の爲政者の大賢を以てして決して斯る拙策を取るなきを予は深く信ず。

三

思ふに現時の歐洲戰爭は歐洲を主戰場とし、其の戰の起れる所以、其戰の已む能はざる所以、凡て歐洲に在り、故に其平和會議の開かるゝに當てや、聯合數國は國家の存亡を賭して決すべき絕大の問題を有する眞に多々なり、假令東亞に國を樹つる大國なりとも、此の會議に列しては幾何か有力なる發言權をか有する者ぞ、東亞の大國は戰に參し直接に間接に大なる力を盡し、少くとも印度洋以東全太平洋の治安を保持せりと雖も、奈何にせん、歐洲數國の決すべき問題は斯の如く小ならざるなり。

滕の文公問ふて曰く滕は齊楚の間に介在す、齊に仕へんか、楚に仕へんか、孟子對へて曰く、是の謀は吾が能く及

ぶ所に非ざるなり。

已むなくんば一あり、斯の池を鑿し、斯の城を築き、民と之を守り、民死を效して去らずんば則ち爲すべきなりと、今や支那は此の境遇に處するの覺悟あるを要す其の務むべきは齊に仕ふるの策に非ず、楚に仕ふるの策に非ず、其眞個國家の確立に在り。

支那が內政を整理し、國基を鞏固にする、蓋し今の時を措て求むべきなし、あゝ之を千歲の一遇と云はずして可ならんや、支那の開國以來、列國の支那に對する一日其力を緩くせず、殊に近く十數年の間列國は夙夜支那政策を忘れず、一事起り一事生ずるや、必ず此間に言を容れざるなく、支那中央政府は終年たゞ外交に忙殺せらるゝのみ、一日其內政を顧みるの遑なく、然れども今や支那は自ら求めずして煩雜なる外交を免れ得べき機に到着せるなり、然るを猶自ら求めて外交を更に紛糾せしめんとは、是れ支那の爲めに惜しまざるを得ざるなり。

四

聯合列國は其數に於て濫りに多きを希ふの傾向甚だ大なるなくんばあらず、寡は衆に敵せず、固より一面の眞理なり、然れども今や世界の何者をも驅つて之を自家聯合に投じて喜ばんとするの意なきか、唯其數を目的として支那に參戰を慫慂するあらば更に其意を解すべからずとすべし。

然れども聯合列國は決して斯る下策に出づる者に非ざるべく、其數よりも實力を尙ふこと眞に切なる者あるが如し、是を以て列國は必ずしも支那の參戰を大なる希望を以て待つに非ず、支那も將に列國の眞情を深く察するを要す、是を以て或は關稅の改革を提起し、匪亂償金の猶豫を請ひ、進んで領事裁判權の撤去を求め、以て參戰の前提となさんとすとも列國は顧るべきに非ず、蓋し然るが如き問題を先決して而して後支那の參戰を期待するが如く列國は其數を目的として喜ぶ者に非ざればなり。

支那は春秋戰國以來、大道を誤るなき大策に於て秀てたる歷史を有す、時あつては術策を事として却て術策によりて敗るゝの跡もなきに非ざれども、大觀すれば他國人の決して倣ふ能はざる大策を其史書に載する事絕ゆるなし、是を以て言へば支那は今の如き時期に際し決して其策を誤るなきを保證すべし、若し然らずして却て他の術策に陷る如きあらば祖先の史を辱かしむる甚しとせずして可ならんや。

五

近年支那に於ける內政の設備は今や其の大體の骨格を成

せる者とすべく、更に之を潤色し之を完成し、眞に活力ある設備となすは目下の急務なり、之を鐵道に見る、其の延長は三千哩に止まると雖も、然れども國內幹線の大部分既に成る、新に偏僻の廣野に鐵道の延長を希ふべき秋に非ず、既成の線路を更に完備し鐵道の能力を發揮するに務むべし、唯京奉京漢二線につきてのみ營業利益あるを見るも其他數線悉く損失相つぎ償ふに途なく、而も假令營業利益なしとするも交通上至大の利を與ふれば可なるも、何れも設備不完全にして殆ど鐵道をして本能を盡さしめず、遺憾も亦甚しきに非ずや。

之を教育學校に見る、之を裁判所構成に見る、之を實業に見る、悉く其軌一にして成る所骨格に過ぎず、計畫雲霧の如く蒸々たるも、殆ど其內容實力の充つるを見ず、支那爲政者の刻苦經營日も猶足らずとすべき事業眼前に駢列す、然るを若し放棄して顧みず、徒らに外交にのみ力を致さんとするあらば、之れ其本末を顚倒する者、豈三省せざるべけんや。

頃者中國、交通二銀行の整理に心を傾け、鐵道改善に意を致すが如き、吾人の最も贊同する所、更に進んで、其國の成る所以を究め、其の民の與る所以を明にし、民をして死を致し去らしめざるあつて然して後始めて天下に策すべきあり、外交は今の問題に非ざるなり。

六

說者曰く、由來支那人の外國に出でゝ業に從ふ者、其體力優秀にして勤勉努力殆と其勞を知らず、是を以て今や南洋、濠洲、南北亞米利加に在る者千萬を以て數ふべし、方今歐洲の大陸、勞力を要する眞に大なり、若し支那人をして此の業に就かしむるれば百萬の數直に之を得べく、獨り聯合軍の幸に止まらず、支那の受くる利また鮮少に非ざるべしと。

然り支那人を國外に導かんとすれば百萬の數も一時に之を得べきは事實なり、在外支那人の勤勞を以て稱せらるゝも一朝一夕の故に非ず、然りと雖も支那爲政者よりして之を考へしめば果して何如ん、國力は國民に待つべく、國基は蒼生に期すべし、之を驅つて國外に放し、假令歐洲の野に在つて爲す所大なるありとも、國家の眞の幸とすべき者幾何かある。

支那の現狀を見る、庖に肥肉あり、厩に肥馬あり、而して民に飢色あり、野に餓莩あるの感なくんばあらず、人は云ふ支那は土地生產力に比して人口過剩に過ぐと、然れども吾人は其生產が人口より少しとは信ずる能はず、其然るが如く見ゆる所以は原因他に在り、支那海外移民の多きは決して人口過剩の結果に非ざるなり、蓋し老弱をして溝壑に轉せしめ、壯者をして四方に散せしむるは其爲政者の然らしめし者なり。現狀既に斯の如く、而して今之を國內に於て救ふの道を講究せず、海外に放ち以て利ありとなさは、是れ人の子を死地に陷溺せしむる者、人の常情を有する者既に之を哀み之を悼む、況んや國を持し民を保つの仁賢に於てをや。(北溟生)

東部蒙古の石炭

新邱炭田

新邱炭田は阜新縣下にあり、新民屯の西北西約百二十基米の地に位し、十數年前より開掘せられし所にして、炭量豊富に炭質亦良好にして極めて有望の炭田たり。

炭田は波狀の丘陵地にして、片麻岩より成れる小岳により圍繞せられ延長東西約十三基米、南北約八基米の盆地をなす、基盤は各種の片麻岩にして北東に走り概ね北西に傾斜するも、炭田の北側にありては南方に變じ、含炭層は恰かも其向斜盆地上にあり、含炭層は砂岩頁岩、礫岩より成り砂岩は上部に厚く、下部は砂岩、頁岩の互層にして數多の炭層を埋藏す、層向は北東にして二背斜層及一向斜層ありて其幅一基米半餘、延長約四基米半なりと云ふ、傾斜角は時に急にして七十度に達し時には殆ど水平となる事あるも、一般に南部には三十度內外にして、北部には之より緩也、其地質年代は中生層に屬するもの丶如く、炭層の重の要なるもの三あり、厚二尺より數十尺に達し變化甚しく、上層は西端には二三尺にして二條の夾みを有するも、東方に次第に厚く中部には十二尺に膨大し、更に東方に數多の薄層に縮迫す、而して其平均の厚は蓋し五尺を下らざるべく、中層は上層の下約八十尺にありて其中部に厚く西端に薄く、厚さ二尺乃至二十尺にして平均八尺あり、下層は中

層の下更に七十尺にあり最も重要なる炭層にして、其厚き時は二三の夾みを有するも厚さ八十尺に達し、西方には薄きも尚十二尺あり、其平均の厚は二十五尺乃至三十尺あり、稼行すべき炭層の總厚は三十八尺を下らざるべし、而して延長四基米傾斜に沿ひ幅一、五基米の面積は容易に稼行するを得べく、其炭量概算は一億二千萬噸に達す。

石炭は漆黒にして僅に粘結し長焔を發して燃燒し、質堅硬にして塊炭を得る事難からず、下部に至るに從ひ炭質最も良好なり、其分析結果次の如し。

	水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量（カロリー）	發熱量（英國熱單位）	種類
上層	一四、〇	三一、〇	五一、五	三、五	〇、四	—	—	—	第三種
同	一四、〇	二九、五	四八、五	八、〇	痕跡	—	—	—	同
同	七、三六	三五、九六	五〇、七六	五、九二	〇、九二	一、三五四	六、二一五	一一、一八七	同
同	五、八九	三〇、六一	五七、三〇	六、二〇	〇、七八	一、四七四	六、二七〇	一一、二八六	同
中層	一、〇六	三五、三五	五三、一七	一〇、四三	二、八一	一、三三一	五、八三〇	一〇、四九四	同
同	七、五七	三七、八八	五二、四〇	二、一五	〇、六四	一、二九六	七、二六〇	一三、〇六八	同
同	八、三三	三五、五二	四八、六三	七、五二	一、四四	一、三一六	五、八三〇	一〇、四九四	同
同	九、〇	三五、〇	四七、〇	九、〇	—	—	—	—	同
下層	八、七〇	三六、八三	四六、六八	七、七九	〇、六七	一、三四〇	五、五〇〇	九、九〇〇	同
同	一一、四	二五、六	五七、八	五、二	痕跡	—	—	—	同
同	四、五	三六、一	四七、八	二、六	—	—	—	—	同
同	一二、八九	三四、九九	四八、五二	三、六	〇、五九	—	—	—	同

斯くの如く炭質良好に炭量亦豊富なるより、土人の早くより之を採掘するものあり、炭坑の數數十に達し中には地方官憲の經營に係るものもありしが、邦人大倉組は其有望なる炭田なるを見て、之れが採掘權を得んとして盡力する所あり、大正四年一月に至り遂に大體之れが目的を達する事を得たり。

十大分炭田

十大分炭田は赤峰縣下にあり、五家炭田の西に連る、久しき以前より稼行せられたるもの〻如く數多の舊坑あるも、其沿革は詳かならず、地形及地質は全く五家のそれに同じきも、地層は五家の下部に該當するもの〻如し、層向

及傾斜は變化多きも、概して地層は北二十五度東に走り、西北西二十五度に傾斜す、稼行すべき炭層三あり、厚五尺五寸五尺及三尺にして、炭層の總厚十二尺也尙炭層賦存の推定地域は約二百四十四平方基米にして、炭量十一億四千萬噸と推算せらる、目下一日約三十噸の產出あり、炭質は五家炭と相近似し、只粘結性稍弱し分析表次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
一五、三七	三七、三九	四〇、一九	七、〇五	一、五五	五、三三五	九、六〇三	第三類

五家炭田

五家炭田は赤峰縣の南々東約四十基米の地にあり、旣に約五十年前より土人の採掘に從事するものありたりと云ふ、現に稼行中のもの六炭坑にして一ヶ年の出炭額二千五百噸なり。

地は波狀の高原にして厚き黃土を以て覆はれ、含炭層は中生層に屬し丘陵地をなし、玄武岩之を貫通して噴出す、地層は變動の爲及火山岩噴出の結果層向傾斜一定せざるも、概して北二十度乃至三十度西に走り、南西十五度、乃至二十度に傾斜す。

稼行に對する炭層四あり、就中厚さ十一尺に達する第二層現に稼行せらる、各層の厚第一層は約八尺、第三層は六尺、第四層は十二尺あり、炭層賦存の推定地域は約八十四平方基米、炭層の總厚三十三尺にして、炭量概算十億萬噸に達し、內三億四百萬噸は確實に採掘し得べきもの也と云ふ、石炭は褐色の有煙炭にして粘結す、分析表次の如し。

水	揮發油	固定炭素	灰	硫黃	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單熱	種類
一七、九四	三四、三〇	四三、五九	四、一七	〇、四八	五、〇六〇	九、一〇八	第三類

麒麟山炭坑

朝陽の東南十二支里なる麒麟山の山腹にあり、炭層は大凌河河岸より右側約百間の黃土層下にあり、石灰岩の互層に挾まれ其層數は分明ならざるも五層あるが如く、上層は旣に採掘し目下下部二層に着手せり、層の厚は一尺乃至二尺にして、其走向北六十四度西、傾斜南西四十五度乃至三十度なり。

當地は光緒二十五年始めて採炭を開始せられしものにして、目下馬得山なるもの他の出資者と共に稼行しつゝあり、現に一箇の斜坑を下し其傾斜四十五度深三十丈あり、而して坑口の高は河表より約二十五間の處にあり、橫坑道は東西に三本を畀ち、各坑道の間隔は一間乃至一間半なり、出炭量は月により異るも三四千斤乃至五六千斤の間にして九月は最も出炭量多し、其分析結果次の如し。

水分及揮發物	骸炭	灰分	硫黃	發熱量
四二・〇四	三六・七三	二〇・六〇	〇・七九〇	五・五〇〇カロリー(トムソン)

生分山炭坑

朝陽の東北十二支里、麒麟山炭坑の東北二支里の地、大

淩河々岸より約二百間の南の黄土層下にあり、炭層は七層あり、目下第三及第四層を採掘しつゝあり、其厚三尺乃至四尺なり。

本炭坑は光緒二十九年以來採掘せられし處にして、目下潭萬全外十人の合資を以て採堀す、但當山の所有權は劉喜なるもの丶名義なり、稼行中の坑口二あり、孰れも斜坑にして且斜面に沿ふ、深は二十丈に達し坑内水少し、此外舊坑數四あり、當山の全鑛區は三十畝にして地租は一畝につき十八吊なり、尚其出炭分析結果次の如し。

水分及揮發分	骸炭	灰分	硫黄	發熱量
四六•九七	四四•五一	八•五二	〇•六二	六三〇〇カロリー（トムソン）

臺大吉營子炭坑

臺大吉營子炭坑は興隆溝の東北十五支里、臺吉營子と稱する村落の東南一支里の臺大吉營子東梁溝と稱する丘陵上にあり、東西二斜坑により開堀稼行す、當山は劉九晏の所有にして、民國二年九月以來開採す。

東坑と西坑との坑口は四十間を隔て、其炭質亦相異る、即ち西坑は爐煤にして東坑は燒煤なるが之れ中間に斷層の生せるが爲なるべし、砫岩の露出部の走向が炭層の夫れと交叉せるは此の證左たるべし。

西坑の地表は黄土を以て蔽はれ下盤は粘土質砂岩にして、炭層は一層なるが如し、炭質は軟弱にして濕氣に富み粉狀になり易く其走向は北九十度東傾斜東南五十四度なり。

東坑は深さ百餘尺あり、坑道東西に各一本を穿ち炭質は硬く塊炭を得るに難からざるも、搬出に困難なるより粉炭多し、其分析結果次の如し。

水分及揮發分	骸炭	灰分	硫黄	發熱量
二四•四四	二七•五七	四七•九六	〇•七八	四三五三•九七カロリー（パー）

興隆溝炭坑

朝陽の北々東六十支里、喇々屯兒の北方二十五支里に位する興隆溝と稱する小村落の北方約一支里半の山腹にあり、現在採掘しつゝある炭層は一層にして、其走向北八十度東傾斜北西四十度乃至五十度なり、層の厚は五尺内外にして、炭質は燒煤又は香煤（天然コークス）と稱せらるゝ處のものなり。

此地に於て採炭の開始せられしは百餘年前にして、現時の坑主董履恒は民國元年より之れに着手し、坑を燒煤窖と稱し目下二坑を採掘せり、孰れも斜坑にして三十度の傾斜を有し、堀進二百四十尺にして初めて炭層に達す本炭分析の結果次の如し。

揮發分	骸炭	灰分	硫黄	發熱量
一〇•〇〇	六二•七	二三•七	〇•一五	六七•九八カロリー（パー）

岳家溝炭坑

興隆溝の東北二十五支里朝陽の東北九十支里の地にあり、光緒三十一年の開堀に係り、稍大規模の稼行行はれ、永聚

窑天興窑及東興窑の三坑あり、阜新縣の人叢仍如其總辦なり。

永聚窑は斜坑二本を下し一方は坑夫の昇降、採炭の搬出及入氣に供し、他は排氣及排水に供す、而して各坑口には小屋を建て排水には蒸汽汽罐を設け排氣には石炭の燃燒を以てす、斜坑は孰れも三十度以上の傾斜を有し坑内は稍規則的に開堀せらる、本坑の地表は黃土を以て蔽はれ地下九十尺にして炭層に達す、炭層は三層あり、現に其一層を採堀す、其厚五尺以上あり、石炭は黑色光澤ある無煙炭又は半無煙炭にして、其質良好に塊炭多し、層の走向は北八十度東、傾斜北西三十度乃至四十五度にして、坑内出水多し。

天興窑は永聚窑と同じく斜坑二本を下し、一日二千斤餘の出炭あり、炭質、炭層等前者に同じく、毎年陰曆八月より翌年正月に至る間に最も多く採堀せらる。

東興窑亦前二坑と相接し夏連發の所有にして、相當の出炭あり。

本炭坑出炭の分析結果次の如し

水分及揮發分	骸炭	灰分	硫黃	發熱量
四二•五七	四六•三	一一•三〇	〇•三一	七二•六〇カロリー（ボンブカロリーメーター）

大臺子炭坑

朝陽の西南二十五支里の大臺子山の山腹にあり、朝陽巡警局長孫慶璋氏の所有にして、民國三年の開坑に係る。

地表は黃土を以て蔽はれ九丈乃至十丈にして炭層に達し、炭層は一にして其厚三尺以上あり、走向北五十度西、傾斜西北四度にして、出炭は黑色にして塊炭を得易し、坑道は目下煤洞（苦力の昇降及運搬用）、水洞（排水用）及氣洞（入氣用）各一あり、煤洞は四十五度の傾斜を以て約六十尺堀進せられたり其分析結果次の如し。

水分及揮發分	骸炭	灰分	硫黃	發熱量
三四•三五	五一•〇八	一四•五六五	二•二七	五四六六カロリ、（パー）

支那民國以後の鐵道狀況（四）

第九　津浦鐵道

津浦鐵道は天津より浦口に至るものにして、直隷、山東、江蘇安徽を通貫し、黄河、大紋河、淮河、泗水等の諸川を過ぎ、泰山麓を過り、洪澤の大湖を迂回せるを以て其の工費鉅額にして、洵に支那各鐵道中最大工事に屬するものにして其延長一千八百餘支里、支線一百八十餘支里とす。

而して韓莊運河を以て南北兩段となし、北段は獨乙資本に據り、南段は資本を英國に借り、光緒三十四年起工し、宣統三年各南北兩段は韓莊驛に於て連接せり、然れども黄河大鐵橋工事及兗州徐州間は尙竣成せざりしを以て材料の運搬は輕便に依れり、其の後民國元年冬に至り黄河鐵橋の架設漸く竣工し玆に始めて南北全通を見るに至れり。

第十　張同鐵道

張綏鐵道は前清宣統元年七月、前の郵傳部より上奏許可を經、其の豫算は七百一萬六千餘兩を計上せり、而して常時に於ては年二百萬兩を費し、三年半にて竣工せしむるの計劃なりしなり、而も邊地なるを以て一年に於て大々的に工をなし得るは僅に六ヶ月に過ぎず。

起工後種々の點に於て原測量を詳細調査せるに坂坡多く其の狀京張線と何等異る所なし、故に之が變更をなし十支里を展長せり、而して宣統二年十月には柴溝保に至るまで開通し、三年十月には陽高に至りたれども其の時、偶々武漢の事起り工事中止の已むなきに至れり。

民國元年末に至り復び開工せるも工費に不足し、各種の工事を縮小し、民國二年十一月甫めに大同に至るを得たり、玉河の架橋工事は浩繁にして且つ道路高く、土を取るに困難を感ぜり、民國三年六月に至り開通して玉河の西岸に到着せり、是に於て張同鐵道は全く竣工を見るに至りしなり、

今其の大體を見るに

一、幹支線合計　四〇三餘支里

二、橋梁數　　　　二三八

三、車站　　　　　一二個所

四、各廠房屋及機關車、車輛

此の合計經費　　八、六〇四、〇〇餘元

即ち此の經費を最初の豫算に比較すれば約一百五十萬元を超過せり。

査するに該鐵道は其の方向曲折し半徑の最も小なるものも一千尺あり、線路の高低に至りては最も傾斜なきもの、百十分の一にして幹路の用に適す、而して之れを原表の測量に比すれば十支里の增加を見たるも、而も較々平坦にして工事易々たりしなり、故に所要の經費も原定のものに比すれば一半を節省し得たり。

全線の架橋工事に至りては、玉河橋、大洋河橋を以て最大となし、小洋河橋、通橋河橋之れに次ぎ其他大小橋梁合計二百三十四所其の延長一萬四千三百六尺にして架橋經費二百八萬九千五百元、平均一尺に就き百四十五元を要したるものにして、近來支那に於ける新設の橋梁に比すれば大に經費の節減をなし得たるものにして而も其の工事も堅固なり。

其他總ての房廠、車站等の工事は皆簡樸に從ひ、其の材料等も外國より購はざるべからざるもの丶外は皆最寄に於て其の材料を取り以て國貨提倡に資せり。

本鐵道車輛の設計は車臺は向に外國より購用し、車身は材料の堅實なるものを取り且つ本國に在りて修理し易きものを擇び、防險耐久に關しても最新式の車輛を取れり。

民國四年交通部直轄各鐵道收支表

鐵道	項目	金額（元）
一、京奉鐵道	收入	一五、四二五、九九八・四九
	支出	一〇、〇一七、五六一・三九
	利益	五、四〇八、四三七・一〇
二、京漢鐵道	收入	一七、二三七、九五〇・三一
	支出	一一、一六八、三七八・五五
	利益	六、〇六九、五七一・七六
三、津浦鐵道	收入	八、五五六、三四五・九八
	支出	一一、二八三、七二八・七三
	損失	二、七二七、三八二・七五
四、京張鐵道	收入	二、七四三、七七九・三九
	支出	一、四六八、一九一・六五
	利益	一、二七五、五八七・七四
五、張綏鐵道	收入	八八一、一〇一・六〇
	支出	五一〇、〇六二・五九
	利益	三七一、〇三九・〇一
五、正太鐵道	收入	二、一四三、六三三・八五
	支出	二、二六一、六一〇・七七

損失	一一七、九七六・九二

六、道清鐵道

收入	六三三、五〇七・六七
支出	八八七、〇四七・〇〇
損失	二五三、五三九・三三

七、吉長鐵道

收入	九一四、〇三一・二六
支出	一、三六七、三七〇・〇八
損失	四五三、三三八・八二

八、汴洛鐵道

收入	一、一六二、〇八八・八六
支出	一、四一六、七九九・八九
損失	二五四、七一一・〇三

九、廣三鐵道

收入	八五一、五六八・八三
支出	五三七、五五九・六〇
利益	三一四、〇〇九・二三

一〇、廣九鐵道

收入	八一七、四九〇・五〇
支出	一、八二五、三一一・七三
損失	一、〇〇七、八二一・二三

一一、滬寧鐵道

收入	三、四四二、五九六・〇七
支出	三、九二九、八〇七・九九
損失	四八七、二一一・九二

一二、滬杭甬鐵道

收入	二、〇七二、四〇〇・四七
支出	二、五一六、七八五・二二
損失	四四四、三八四・七五

一三、株萍鐵道

收入	六九二、一〇六・五〇
支出	七六八、一一五・〇四
損失	七六、〇〇八・五四

一四、漳厦鐵道

收入	四一、〇八一・七八
支出	二〇六、〇八六・〇四
損失	一六五、〇〇四・二六

以上合計

總收入	五七、六一五、六八一・五六
總支出	五〇、一六四、四一六・二七
差引利益	七、四五一、二六五・二九

支那に於ける獨乙勢力の一班（續）

名稱	區間	權利者	權利關係
煙濰鐵道	芝罘濰縣間	獨逸政府	借款（主義上決定）
順濟鐵道	濟南ヨリ越リ順德府ト新城トノ間ニ於テ京漢線ト連絡ス	獨逸政府	借（款主義上決定）
高徐鐵道	高密徐州間	獨逸政府	借款（主義上決定）
開兗鐵道	兗州開府間	獨逸政府	借款（優先權）

八、航運

（1）、東洋航路（漢堡亞米利加汽船會社、北獨逸「ロイド」汽船會社）

（2）、上海支那航路（漢堡亞米利加汽船會社）

（3）、揚子江航路（Melchers & Co.）

以上の外「リクマー」汽船會社等を加へ支那諸港に寄港する船舶一年約五千隻、其の噸數六百萬噸以上即ち外國船舶總噸數の百分の七餘に當る。

七、鐵道

（一）借款鐵道

名稱	債權者	金額	現存額
津浦鐵道借款	獨亞銀行	六四五〇、〇〇〇磅	六四五〇、〇〇〇磅
粵漢川鐵道借款	獨亞銀行	一五〇〇、〇〇〇	一五〇〇、〇〇〇
京漢鐵道買收借款	獨亞銀行	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇

（二）日支條約の結果他日獨逸との間に讓渡方協定すべきもの

（1）既設の分

名稱	權利者	權利關係	投資額
山東鐵道	山東鐵道及鑛山會社	既設權及經營權	二七〇〇〇、〇〇〇磅

（2）未設の分

九、支那在住民及び商事會社數

所在地	商社數	居住者數	所在地	商社數	居住者數
上海	一〇二	一、一〇〇	濟南	一六	不明
天津	六二	四〇五	哈爾賓	一六	一〇〇
漢口	二八	三四〇	其他	三四	不明
廣東	一七	不明	以上合計	二七六	二、八一七

十、專管居留地

天津

漢口

十一、銀行及び主なる商社

名稱	資本額	本店所在地	支那に於ける支店所在地
德亞銀行	七、五〇〇、〇〇〇兩	上海	北京、天津、濟南、青島、漢口、廣東、香港

備考、兌換券發行權を有し頭取の選任は獨逸皇帝の裁可を要す

名稱	資本額	本店所在地	支那に於ける支店所在地
瑞記洋行	不明	伯林	北京、濟南、青島、牛莊、大連、奉天、長春、上海、漢口、重慶、廣東

備考、獨逸其他英米に於ける十餘の商社の代理店たり

名稱	資本額	本店所在地	支那に於ける支店所在地
禮和洋行 (Carlwity & Co.)	不明	漢堡	北京、天津、濟南、武昌、青島、奉天、上海、漢口、長沙、重慶、廣東、香港

備考、獨逸其他英米蘭伊に於ける十餘の商社の代理店たり

名稱	資本額	本店所在地	支那に於ける支店所在地
捷成洋行 (Diederichsen & Co.)	不明	「ギール」	北京、天津、青島、芝罘、奉天、上海、廣東、香港

備考、獨逸に於ける五商社の代理店たり

名稱	資本額	本店所在地	支那に於ける支店所在地
西門子電氣公司 (Siemens China Electrical Engineering & Co.)	不明	伯林	北京、天津、青島、上海、漢口、廣東、香港

備考、「シーメンス」各社の代理店たり

名稱	資本額	本店所在地	支那に於ける支店所在地
美最時洋行 (Melchers & Co.)	不明	「ブレーメン」	天津、上海、南京、漢口、宜昌、廣東、香港

備考、獨逸に於ける約十商社の代理店たり

十二、諸企業中主なるもの

（イ）、獨逸より資本を出せしもの

名稱	所在地	債權者	借款額
支商、唐山セメント會社（啓新洋灰公司）	直隷省唐山	獨亞銀行	五六、〇〇〇円（四千二百萬圓）

備考、多數の獨逸人を使用し事實上獨逸人の經營に囑す

名稱	所在地	債權者	借款額
支商 大冶セメント會社	湖北省大冶	保商銀行	一八八、〇〇〇（百四十萬兩）

備考、保商銀行なれ共其の主たる株主は瑞記洋行にして「大冶セメント」は事實上獨逸人の手に囑す

名稱	所在地	債權者	借款額
支商 嶧縣中興公司	山東省嶧州	瑞記洋行 捷成洋行	不明

備考、材料の大部分は獨逸商より買入るゝ由

名稱	所在地	債權者	借款額
支那政府 沙河鎮兵器廠（未詳）	直隷省沙河鎮	捷成洋行 禮和洋行	一、二〇〇、〇〇〇円（未發行）

備考、大正三年殆ど成立せしも參政院の反對に遇ひ中止せるが假契約は成立せるものと察せらる

（ロ）、獨逸自身の經營に係るもの

名稱	所在地	債權者	借款額
瑞記紡績廠	上海	瑞記洋行	一三四、〇〇〇磅(百萬兩)
瑞記容機器船廠	上海	瑞記洋行	一〇〇、九〇〇(七十五萬兩)

備考、英國籍を有するも瑞記洋行主宰す

名稱	所在地	債權者	借款額
瑞綸製紙廠	上海	瑞記洋行	不明

備考、支那人の出資をも含み英國籍を有するも瑞記洋行主宰す

名稱	所在地	債權者	借款額
固本石鹼工場	上海		五三、〇〇〇(四十萬兩)
須和麥酒會社	上海		四〇、〇〇〇(四十萬弗)

十三、學校及病院

(イ)、學校

名稱	所在地	學科	設立年次
同濟德文醫工學堂	上海	醫科工科	千九百七年 千九百十二年

備考、醫科は上海に於ける醫學校力中最も完備し、工科も青嶋高等學校の職員生徒移入せられたるを以て盛大なりと云ふ、生徒總數三百七十名なり

名稱	所在地	學科	設立年次
德華高等學校	青嶋		
德華中學堂	漢口	獨逸語	

備考、獨逸政府より年五千兩の補助を受く

名稱	所在地	學科	設立年次
德華工科大學	漢口	工科	未設

備考、既に敷地を設け創立計畫中

名稱	所在地	學科	設立年次
德華普通中學校	天津	獨逸語及普通學	千九百七年

備考、生徒百五十餘名

名稱	所在地	學科	設立年次
濟南獨逸語學校	濟南	獨逸語及普通學	千九百十年

備考、青嶋政廳より年額一萬馬克の補助を受く、生徒約八十名

(ロ)、病院

名稱	所在地	設立年次	備考
同濟病院	上海	不明	備考同濟醫學堂の附屬
晋濟醫院	重慶	同	教會の敷設にして患者收容力約五十人
駐屯軍病院	北京	同	公使館護衛隊附屬病院
濟南德華病院	濟南	同	濟南獨逸領事館及獨亞銀行より年額五千元の補助を受け患者收容力約三百名

十四、貿易額

獨支貿易は輸出入共第三國を經由するもの尠からず從て支那稅關統計と獨逸通商局統計の間に多大の差異あり左の如し。

千九百十三年	支那稅關統計	獨逸通商局統計
獨逸より支那へ	二一、一二九、九四七(海關兩)	二六、六二三、〇〇〇(海關兩)
支那より獨逸へ	一四、三三八、八二四	三七、五五七、〇〇〇
合計	三五、四六八、七七一	六四、一六九、〇〇〇
外國貿易總額に對する百分比例	百分の四	百分の八

十五、借款

(イ)、長期借款

名稱	債權者	金額	現存額
日清戰役償金英獨公債(第一回)	獨亞銀行	八,000,000磅	五,一七〇,000磅
同上第二回	獨亞銀行	八,000,000	六,四00,000
幣制借款	獨亞銀行	三,三三三,000	100,000(前渡)
改革借款	獨亞銀行	五,000,000	五,000,000

備考、公債未發行

(ロ)、短期借款

名稱	債權者	金額	現存額
短期借款及賣掛代金	獨亞銀行 禮和洋行 捷成洋行 其他	約八00,000磅	約八00,000磅

備考、財政部借款二口の外陸海軍部の武器、賣掛代金

十六、軍隊

(イ)、駐屯軍

駐在地	員數 戰前	戰後	備考
靑嶋	二三00		
北京	一五七		公使館護衛
天津	三0四	(不明極少數)	北支駐屯軍(鐵道守備を含む)

(ロ)、俘虜

南京	六四	S九十號乘組員
吉林	若干	露境脫走の俘虜にして隨時天津其他に送るもの

十七、賠償金

名稱	債權者	金額	現存額
義和團事變賠償金	獨逸政府	一三,五一〇,五七七磅	二一,三三三,四四九磅

備考、現存額は元利合計

十八、新聞

名稱	發行地	持主	發行數	備考
Deutsche Zeitung für China.(獨文)	上海	東亞ロイド	四,五百	聯合軍側を排斥し特に英國に對し反感を有す
The War.(英文)	上海	東亞ロイド		獨逸に有利なる戰報を掲げ主として英國を抗擊す
Ostasiatishe Lloyd's.(獨文)	上海	東亞ロイド	約一千最も有力なる獨逸機關紙	
Peking Post.(英文)	北京	支那人		「ロイド」通信員「クルゲール」黑幕たるも賣行少なし
Tageblott für.(獨文)	天津		二,三百	獨逸人の機關紙
Nord China.(英文)	天津		二,三百	獨逸人の機關紙にして極力英國に反對す
協和報(漢文)	上海	東亞ロイド		
Journal. Won Wan.(獨文)	上海	東亞ロイド		

雜錄

米國人の見たる
歐洲大戰と米國對支經濟發展の機運（一）

一、緒言

近來米國對支經濟發展策の提唱せらるるもの頗る盛に、其實業家の支那に去來するもの頗る繁く、其齎す所の意見は孰れも、支那に於ける企業の極めて有望にして、米國經濟的發展に對し、好適の舞臺を供するに足ると、言ふに一致するが如し、思ふに大戰の結果債務國より、一躍して債權國と爲り、無限の經濟力を蘊蓄せる米國は、今や其餘力を擧げて、對支經濟發展政策に出發せんと企劃せるものなるを知るべし。而して我國經濟界亦之に唱和し、日米合同企業の說を爲すもの尠からず。是れ固より我國對支經濟發展の隆盛を來す原因として、大に歡迎す可き所なるが、而も米國の此活動は或點に於て、我國の活動と競爭的地位に立つやも料り難かるべし、故に吾人が今に於て、米國對支

經濟發展策の動機、方法及其長所、短所を究め、以て一面之と合同するの道を求むると共に、他方之に對する競爭に備ふるの策を講ずべきは、蓋し緊喫の事に屬す。

本論に述ぶる所は米人ポール、マイロン氏著「歐洲大戰と支那に於ける米國の機會」(Our Chinese Chances through Europis War. by Paul Myron.)より米國對支經濟發展策の大體を抄譯せるものなり。而して本書は一九一五年に公刊されたるものにして、米國對支企業熱の勃興を惹起せる、一原因たるべきの點に於て、我國對支貿易研究者、及貿易業者等の參考に資する所尠からざる可きを信ず。

二、米支國民思想の近接

一、支那の鎖國は其地理的位置に起因し、其國民性に因るに非ず。

支那が古來鎖國主義を採り國内に蟄居せるは、全く其地理的地位の然らしめし所にして、決して其國民性の致す所にあらざるものなり。蓋し支那人本來の性質は極めて友情に厚く團欒を好み、頗る社交的のものなり、從つて彼等は直ちに周圍の狀況に適應するものにして、此事は彼等が假令全然新奇なる風習の裡に處するとも毫も異ることなし。然るに此の如く社交的なる支那人が、幾千年の昔より引續き其國内に幽閉され、未だ曾て外國との交通を爲すことなく以て近代に至りたるが如き奇現象は、蓋し歷史上他に比儔を見ざる所なるべきも、而も一度支那の地理的位置を考ふるときは直ちに之を了解することを得べし。即支那の國境を見るに、陸に於ては不毛の草原、重疊せる山脈、及無人の氷原又は高原等天然の障壁を以て限られ、海に在りても亦、西歐人すら近世に至る迄曾て夢想だもせざりし、太平洋渺茫として其通路を塞ぐを知る。

然らば則支那國民が如何に進取的氣象に富み、企業的精神盛なりと雖も、當時既に其知れる所の全世界の統治を完成し、毫も外國の援助に倚賴することなく、其固有の才能に依り獨特の文明を樹立し了りたる後は、遂に其文明休止の點に達すべきは、蓋已むを得ざる所なりとす、何となれば彼等周圍自然の狀態より見て其文明は最頂點に達したるものにして、其以上の進歩は不可能事に屬するを以てなり。即支那の文明は其國民より見れば實に大成されたる文明なるが故に、彼等は之に冠するに孔子敎てふ神聖なる後光を以てし、之を尊敬すること極めて深く、今に至る迄其理想を求むるに當り曾て之を將來に求むることなく、常に之を過去に求むるを例とせり。

然り而して支那國民を孤立的に導きたる外界の狀況は、啻に其國境の情形のみに止らずして、其國内の地勢も亦然りとす、即支那國内に就きて之を見るに、其廣大なる國土を南北に連絡すべき河流一も存するなく、各地方に偏在せる幾多の河流は、只纔かに其流域地方を連絡するに過ぎずして、遂に流れて閉鎖されたる太平洋に入る、故に國内各地方は、全く隔離せられ、爲に曾て其相互の進歩を助けしことなし。此點より見るも、支那人が其文明大成の域に達して後、更に一層の榮光を得んと努めざりしは、蓋已むを

得ざる所なりとす、即支那の文明は自然の許す範圍内に於ては、既に極度の發達を爲したるものなるを以て、國民は遂に休息し悠々として待望するに至れるなり。倘現在支那の國境たる、西藏、太平洋、蒙古、伊犂等の間に米國に在るが如き數多の大湖の介在するあり、内外交通の大道を供すると共に、河川の氾濫を調節する貯水池たる作用を爲したりしとせば、支那の現狀蓋端倪する能はざるものありしや疑なけん。

二、支那の覺醒

此の如く中華の夢に眠れる大支那民族を、覺醒せしむるは、唯一回の提醒の能くする所にあらず、即阿片戰爭の刺戟、乃至は渡來せる宣教師軍の搖撼も、共に巨人の昏睡を醒すに足らずして、日清戰爭の打擊に依り、漸く其夢を破ることを得たり、而して支那が國步艱難の危險に處して、其新世界に於ける自國の地位の、極めて憂慮すべく、且著しく屈辱的のものなることを、自覺するに至れるは、實に拳匪の變に際し列國聯合軍の侵入せる秋を以て始とす。

然れども支那人の機を見るに敏なる、一度其危機を自覺するや、極めて迅速に其窮境を脱出するに努めたるは、特に注目に値する事なり。即覺醒せる巨人は、過渡時代の動亂鎭定に歸してより、數ケ月を出でざるに、今や既に世界各國の間に忸怩として閉居することなく、突然近世の巨人として其姿を現はし、其間に伍し儼然として其威嚴を保つに至りて、而して此の如き重要なる政治上の改革を、斯く短時日に完成したることは、世界史上蓋其比を見ざる所なるべし。

三、支那國民性に關する謬見

從來支那に關する智識は、主として英國阿片貿易監督官を通じて、歐米に傳播せるものなるが、彼等は不正の目的を達するが爲に、支那人を故意に曲解するを必要と思惟したりしが故に、之を以て悖德放恣なる國民なりとせり。從つて米國に於ても其支那人を知るの初に當りては、其極めて野蠻蒙昧の國民なるを傳へられたり、即彼等は不德譎詐の人種にして、公人としては腐敗し、私人としては墮落し何等愛國心、愛郷心を有せず、只纔かに野蠻なる拷問、殘酷なる死刑の制裁に依り、辛うじて其結合を維持し、政府の基礎亦極めて脆弱に、纔かに其體を備ふるのみとせられたりき。

然れども支那に關する、此の如く不當なる謬見は、其眞想の我國に紹介さるるに從ひ、漸次誤れるものなること明となるに至りぬ。實に支那人は其性情に於て吾等と酷似する所あり、而して其不德は日と共に矯正せられ、其道德は月と共に發達しつゝあるものなれば、彼等は遂に最も進步せる國民と伍して毫も遜色なきに至るべし。

近來支那人に關する謬見は、支那に永く永住し、其間何等特別の研究を爲さゞる、歐米人の言ふ所より生ずるもの頗る多し、即此等歐米人は支那に在住すること永ければ、自然支那人に關する智識を得らるるものにして、從つて其在住期間永きに從つて、其智識正確傾聽に値すとなすものなり、然れども此の如きは、誤れるの甚しきものにして、

余は屢支那に來往する間に、在住數十年以上の外人と談せしことありしが、彼等は單調なる周圍に永住せしを以て、其觀察力遲鈍となり、更に外人在留地方に住するものは、兎角獨立の觀察判斷を缺く。故に所謂老支那通の説に傾聽するは、大に危險也。

更に支那人に關する謬見の原因を爲すものは、或個人の特性より推して、國民全體の性質を斷定するの方法なり。例ば二十年間支那に在住せし外人は、個々の場合に於ける種々の實例より歸納推論して、支那國民は一般に、理解力に乏しと斷定せるが如き是也、而して其實例とは、例ば革命動亂に際し、兩軍彈雨の裡を、農夫が平然として其驚群を逐ひ歸れりとの事實を根據とし、之より推論して支那人は凡て無鐵砲なりとするの類なり。惟ふに斯くの如き獨斷的觀念は、極めて危險にして、思はず重大なる謬見を傳播するに至る、而して此の如き方法に依り、四億萬國民を理解せんとするは、蓋無稽の擧に屬するのみならず、此不可解なる大國民の研究を攪亂するものなり。

思ふに支那に關する正確なる智識は、屢次の旅行に依り確めたる生氣ある印象を補正するに、讀書質問を以てして、初めて之を體得することを得べきのみ。

四、支那人は人種的宗教的偏見を有せず。

上述の如く支那人は歐米人に比し、決して保守的退嬰的にあらず、更に其智力に於ても毫も劣る所なし。更に商業上の見地より之を見れば、人種的差別は漸次輕減せらるゝの傾向あり、蓋一般的に之を言ふときは、異人種間の取引に關する問題は、其社會的問題に比すれば、極めて簡單なるものにして、其解決頗る易々たるものなり、而して米國に於ける人種的問題の極めて重要に、其人種的偏見頗る熾烈にして、異人種に關する公平なる研究を、不可能ならしむるものあるは、蓋社會的問題に關するものあるを以てなり。即取引に於ては一般に、之を參與する當事者間の人種宗教等の差異は、毫も顧みざるを常とすれども、支那人は單に是に止らず、其取引に際し異人種に接するに當りては極めて博愛的にして、之を尊敬し其思想を認容すること頗る寛大なり。此點に關しては、歐米人と雖も之に及ばざるべし。故に實際支那人を熟知するものは何人と雖も、其歐米人と毫も差異なきことを、否定すること能はざるべし、即支那人の東洋人たるは、單に其住所の地理的地位に依る區別に過ぎざるなり、

五、支那人は豁達にして社交的に、了解され易し。

更に支那人に關する謬見の甚しきものは、之を以て陰險にして秘密多く、謎の如く不可解なる國民にして、從つて歐米人とは全然別異の精神的、道德的質素を有するものなりと爲すことなり。然れども事實は全く之と異り、彼等は豁達にして親切に、殊に吾人が具有する情緒は、悉く之を彼等に認むることを得べし、故に從來行はれたるが如き、皮膚の色に依る五人種の區別は、極めて幼稚なるものにして、今日に於ては既に之を一笑に附せざるを得ざるべし、而して若全世界の人類を、其頭蓋骨の形狀に依りて分類するときは、支那人は圓頭人種に屬し、歐米人は長頭人種に

聯す、即生理的に於ては、支那人は歐米人と異ると雖も、心理的に於ては、兩人種の普通のものは毫も異ることなかるべし。

歐米人が支那と貿易を開きたる初期に在りては、彼等の支那人に對する觀察未た周密なるを得ず、爲に皮相の見に囚はれて、謬れる報告を其國人に傳へ、支那人は謎の如き性質を有し、他人種は到底之を理解することを得ずとなし、其國人亦皆之を容れたり。然れども支那人は毫も親しみ難き所あることなく、歐米人と同じく極めて豁達にして、社交的の性質を有す、卽一度支那人と談話するときは、其如何なる地方より來れるものなるを問はず、孰れも話し好にして、其相手方の話す所に頗る興味を有し、同時に自己の語る所に、相手方の興趣を期待すると、看取することを得べし、加之彼等の社交的なる更に進みて、相手方の一身に就きて、立ち入つたる質問を發し、遂に其事業の狀況、財産年齡等をも聽き質し、若不幸等を聽くときは、直ちに衷心より同情を表するに至るものなり、故に支那人と永く交るときは、彼等が各人種中最も容易に、異人種に了解され易きものなることを信ずるに至るべし。

三、米國對支貿易に就きて

一、支那商人の特徵。

數年前或米國人は、揚子江流域に於て取引を開始せんが爲に、商品を積送して、自ら上海に至りしことありき、彼は先其取引人名簿に記載せる、第一番目の支那商人を訪ひ、其商品を賣込まんとて、取引の條件を詳細に説明せしが、其間支那人は只靜かに説明を傾聽するのみにして、之に對し一々應答することなく、一見頗る冷淡なるが如く思はれしかば、米人は少からず失望し、其申込の拒絕せらるべきを覺悟せり、然るに支那人は少時熟考の後、徐ろに口を啓きて、其商品全部買取るべき旨を答へしかば、米國人は且驚き且悅びたりき。而して之が爲に、彼は既に其積送品の全部を賣捌きたるを以て、更に重ねて商品を取り寄せる迄には、二ケ月間も手を空しくして、待たざるべからざりしを以て、彼は其事情を右の支那人に語りたるに、支那人は乃、其買取品の幾部を引取り、殘部は第二回積送品の到着する迄、待つことを諾したり、米國人則大に悅び、更に第二番目の支那人を訪ひしが、此處にても亦前と同樣の好結果を收めたり、而して其後の取引狀況も亦同樣なりしかば、此米人は倘巨額の商品を有したりしならんには、直ちに原積送品の幾倍に當る取引を、爲し得たるべきを知れり、斯くて彼は此等支那人との契約を嚴守し、誤解なき樣注意せしかば、益其販路を擴め、他の米人と共同して遂に、支那各地に大なる取引先を有するに至りぬ。

支那人は良好なる實業家なり。其斷定頗る愼重に、毫も無謀の擧に趨らず、巨額の取引に際しても、極めて平然たるものにして何等の掛引なし、其申込を受くるや愼重に之を考量し、後直ちに之が諾否を決す、其取引には通常掛値切のあることなく、常に薄利多賣に滿足す、彼等は年末一回の決算を行ふが故に、其支拂不能は直ちに察知せられ、

從つて其信用狀態を確むること我國に於けるよりも容易なり、而して彼等は破產裁判所を有せざれども、業務上の破產を以て、最大恥辱と思惟するが故に、破產に因る紛議稀なり。支那商人は又企業に對し、極めて注意深きものなれども、若其損失額小にして、支拂能力を害すに至らざるが如き、企業に對しては、冒險するに躊躇することなし。

二、コムプラドル。

コムプラドル（買辦）は和蘭語にして、買付人を意味す、而して支那に於ける買辦制度には利害相伴ふものなり、其長所としては、買辦は一面代理商の職務を行ふと共に、他方其行へる各取引に關しては、公平なる證人の地位に立つものなり。卽買辦は買手又は賣手に對して、申込まれたる買價又は賣價の上に自己の口錢を加算して、其買價賣價を定むるを常とす、例ば一商會が棉布一萬碼一碼十仙合計一千弗にて賣らんとして、之を其買辦に托するときは、買辦は之に對し自己の口錢五十弗或は百弗を加算したる一千五十弗又は一千一百弗の代價を以て之を賣るが如し。

買辦制度の弊害は、卽歐米商人と支那商人との間の取引には常に買辦の中介あるの事實なりとす、而して現在英國商人が一般に支那語に習熟せざるは、主として此制度に原因すと稱せらる、蓋現在買辦に依る取引に於ては、買手賣手共に買辦の口錢幾何なるを知らざるものなるが故に、若買賣者にして支那語に習熟し、買辦の商談を解するに至るときは、買辦に依る商談現今の如く公然に行はれざるに至るべく、隨つて種々重大なる弊害を生ずべきを以てなり、而して買辦が比較的短日月の間に、巨萬の財を畜ふる點より考ふるときは、其口錢極めて高きものなるべく、隨つて之が爲に歐米人と支那人間の取引が蒙る障礙、極めて大なるものあるべし。

三、支那語の必要。

支那に於ける商業上の成功の第一要件は、實に支那語の習得に在りとす、而して支那語は其讀み書き極めて困難なれども、之を話すこと比較的容易なり、蓋其構造錯綜複雜することなきを以て、英語の如く、一語一語連接し之を文法上の方式に從つて按配すれば、直ちに一文を成せばなり、而して官話の發音は、之を佛語に比するときは、甚しく難からず、且通常人と雖も其音調を捕捉すること比較的容易なり、加之支那人は會話に際し、其意を捕ふること極めて敏に、初學者の誤謬を看過するに頗る寬なり、殊に北京官話は語頗る明瞭圓滑にして、音調玲瓏なるを以て、行人の語と雖も之を解し得べし。

支那語を解する者は、何人と雖も容易に支那商業界に入るを得べし、支那に於ては主なる商人の商業上の地位、其需要如何を確むることは、極めて容易にして、之を同業者に質して其眞相を知るを得べし、又支那實業家は極めて平民的にして、主人は通常其食事に際して、使用人と共に圓卓の周圍に團欒し、親しく飲食を共にし、斯くして不知不識の間に、其使用人の協同心を養成するものなり。

四、貨幣制度の不統一。

支那貨幣制の複雜なるは、其一定の本位貨幣の缺如す

るが爲にして、支那に於ける商業發達に對する一大障礙を成す、但之あるが爲に山西錢業者其他の銀行業者は、常に不當なる利益を收むるものなり。即錢業者は其取扱貨幣の換算を爲すに當り、金磅より銀兩、（純銀一定量を以て銀貨幣價格の標準とせらる）銀兩より墨銀元に換算するものなるが故に、此間彼等は幾多の口錢（差額）を利得す、而して墨銀より、小銀貨銅貨銅錢等に、換算する場合に於ける、各貨幣の比價は、日々の銀銅、金銀比價の變動に從つて、決定せらるゝものにして、此等の比價は常に變動するものなるが故に、墨銀對小貨幣の比價も亦日々動搖す。即銀行業者は此貨幣比價の變動あるが故に、其取扱貨幣に對し三種の利益を收む、而して商業界に於ける錢業者階級の勢力、頗る大なるを以て、彼等は支那貨幣改革實施上の、一大障礙を爲すものなり。

　而して支那輸入業者の小なるものは、此不完全なる貨幣制度に依り、時として利益を得ることあり、即銀價高き時は其輸入商品に對し安き金を支拂ひ、之を賣りて高き銀を收むればなり。然れども大輸入業者等は凡て完全なる幣制改革を希望するを常とす、但在北京專門家の言に依れば現狀より見て、幣制改革の完成には、少くとも今後十年を要すなるべし、尤も現行の如く不完全なる幣制の下に在りても、支那の商業は盛に行はれ、今後益發達すべきこと勿論なりとす。

　支那に於ける銅錢銅貨の流通高極めて多く、通貨過剩の爲其市價は屢額面の半以下に下ることあり爲に一般商人は時々大損失を蒙る唯之を利益とするものは古錢蒐集者のみなるべし、即流通銅錢中一千年以前の鑄造に係るもの頗る多く、漢陽在住アダムス博士（Dr. Adams.）は、嘗て釣錢として得たる銅錢中、西歷百年代鑄造のものありしと語れり。（未完）

蒙古に於ける露國商業及び經濟發展勢力扶殖策

イエムモローゾフ

露蒙接近の今日あるは若し之を經濟上の方面より論ずるときは、方に露國商業家の媒介によらずんばあるべからず、往古は埠夫果老得貿易市及び「ハンサ」同盟市間の通商勃興より、近くは亞細亞極東異域の貿易開始に至る迄で、一として此れ皆な然らざるは無し、夙に經濟的感念に刺戟せられたる、露國商業家は勇往邁進能く路無き道を求めて、氣候風土の變遷に拮抗して、一に商品を以て亞細亞極東民に接し、漸く貿易の端緒を開くや、更に進んで是等異域の人種、地理、政體、宗教、風俗習慣俗は長所短所をも研究し、之が露國會社をして隣邦國家の國情及び民情を知らしむる紹介者となり、漸く事理に通曉し貿易の發展を見るや、更に敏腕を振ふて商業且は經濟上の地歩を固ふし異國々民をして夙に露國貴族及び皇室に對する敬虔の念を扶殖し、以て領土を獻じ家畜を進貢せしむるに努力せり、實に現今の露國版圖は以上の手段によりて贏得せしものにして、現時の亞細亞西比利全土も亦斯の如き方策によりて併合せられたる所とす、故に當時露國の亞細亞征服又は西比利遠征には必ず商業家を先鋒として、貴族皇族之に從ふを例とせり露國當時の施政方針としては、専ら正義正道を基礎とし、常に露國々民性の發揮を怠らざりし所にして、現時帝領の一部分たる西比利の現狀能く之を證して餘りあり、彼露國貴族皇帝及び政府が、交る交る或は規定に政府覺書に外交文書に、又は通商條約に基きて、露國商業家の地盤を築きたるが如き是れなり。

露蒙貿易は既に幾星霜の久しきに亘ると雖も、其の起源に至つては寧ろ偶發的性質を帶び、貿易の稍や枝葉を供ふるに至りたるは、前世期時代清國製茶の蒙古內地を經由し、恰克圖及び西比利地方に輸入せられたる頃に屬し、恰克圖に紅茶を運搬し來れる蒙古人が、織物を購入せんが爲め、露國商人と物品交換をなしたる時とす、當時茶の取引をなしたるものは恰克圖在住の露國商人にして、蒙古人は單に是が運搬に從事するに過ぎざりしも、常に過分の報酬をうくる結果として、自然露國製品を供給し、漸く兩國人間に親善なる政治的關係をも見るに至れり、然るに時恰も蘇士運河の開通に會し、露淸貿易も亦多く海運によることとなり、從來漸く順境に向はんとせし、淸國蒙古及び露國間の

貿易に尠なくも大影響を來たし、是迄で北京、張家口、庫倫、恰克圖の隊商路に沿ひ莫斯科に輸入せられたる商品も俄然其の五割を失ふこととなれり、斯く茶貿易の海運に奪はるると共に、露國製造品の蒙古輸出著しく減少したるがために、外國商館は好機逸すべからずとなして、續々北淸取引を興し、漸次天津方面より市場を蠶食し、其の製造品は專ら在蒙淸國商人の手によりて、蒙古內地に賣込まれ、漸く露國商業の利益を壟斷せんとする傾向を呈するや、一部露國の商業家等は飽迄も積極的競爭を試みて、蒙古貿易市場の挽回且つは經濟的勢力範圍の維持に盡瘁せし者も亦尠からざりき、爰に於てか露國商業家は爾後支那商人の媒介によりて到底成功を收むる能はざるを覷破し、毅然起立して自ら經濟の衝にあたり、由來恰克圖を經由して行ひたる迂遠なる貿易法を撤廢し、勇往邁進各盟內に通商を開始するや、彼等の具ふる熱心智識及び技能は端なくも、地方の狀況に適合し、盟內貿易亦漸く前途に光明を認むるに至れり、蓋し此結果を得るに至りたるは、全く彼等商業家が熱心なる活動に胚胎する所にして、啻に商業上の利益を焦慮するに止まらず、尙ほ蒙古內地の狀況に鑑みて或は蒙古語を解し、且習慣、生活、施政、宗敎に通曉せる同志を叫合して、學校を興し又は各王領土に店員を派遣して、販路の擴張を計り、又旁ら蒙古人を說きて露國々體及び國民の尊敬すべき所以を知らしむ等、其の事業は一にして已まず、無論此の間多少の非難は免れざるしと雖も、其の對蒙政策の上に貢獻したる所蓋し尠少なりとせず、彼の西比利研究は勿論延びては北歐露合併に到るまで一として彼等の力に成らざるはなし。

西比利鐵道の施設によりて、蒙古貿易は更に第二回の打擊を蒙るに至れり、一は敷設工事の經費莫大にして人煙稀有なる西比利地方住民をして、容易に勞働賃金を得せしめ、且從來蒙古にて薄利の事業を營みたる露國小商人の注意を奪ひたがためにして、尙は該鐵道に依り滿洲の中部に接近すると共に、露國政府の着眼點も此處に集中し、且露國企業も亦漸く蒙古を疎んずるに至れり、外部の事情既に望無きこと斯の如くなりしに拘らず、而も蒙古盟內の貿易は駸々として進み、露國製造品の需用も亦激增して却て供給の缺乏を感ずるに至りしも、露國商業家の之を解し且之が利害關係を研究する者無かりしを以て、其の缺乏を充たすを得ざりき想ふに斯の如きは露國商業家の大失錯にして、露蒙貿易の衰頹も亦全然故無きに非ざるなり。

顧て露蒙貿易の經路を按ずるに其の初めは專ら蒙古に於ける行政、宗敎、商業の中心地たる烏里雅蘇臺、庫倫及び科布多等に於て經營せられたるものにして、漸次取引の活潑に行はるるに及んで、各都市より幾百露里の地に店員を派遣せられたり、是等店員にして地方の情況に通じたる者は若干の貯金を爲し、獨立して新たに取引を開始するも無論小資なれは、多くは前店主に融通を仰ぐを常とす、然れども蒙古には露淸銀行を除き他に資金の融通を爲し得べき機關なく、尙は露淸銀行すら小商人の信用貸付を拒絕するが故に、前記店主借入の場合等にても其條件の過酷なるは

利なる家畜及び原料品を取扱はざるべからず。

（四）、總て商業は間斷なく進步するものにして、生活狀態の變遷と共に其形態の變化するを原則とするが故に、蒙古研究も亦日々晴雨計を見るが如く、始終間斷なく之を繼續すべし、而て政府當局者先づ其の衝に當り市場研究が國家的商業政策の先驅なることを辨へ、國內の商工企業者に商業的感念を注入することを圖ると同時に、商工業界に立て其の牛耳を執らんと欲する者の缺くべからざる、改良完成の感念をも注入せざるべからず、若し之に反し露國にして此の機會を逸せんか、將來の國境防衞又は國境稅關保護の爲めに幾百露里の地帶に亘り、軍隊を駐屯せしめ且要塞を築くを必要とするに至るべし。

既に蒙古は今日迄支那人によりて開拓せられたる所多く、彼等は又着々蒙古をして支那殖民地化せしめんとの準備を怠ること無し、今にして蒙古に對する防支那策を講せざらんか必ず歷史的一大錯誤を招くや疑なし。

印花稅（印紙）に對する廣東商會の反對

稅目成りて其の實の擧からざるは支那行政の常習にして印花稅の施行せられてより旣に四年然るに南方商業の中心地たる廣東に於て此の反對の擧あり記して參考に資せん。

査するに吾が國の印花稅を試行せるは、民國二年の始めにして、原と參議院に於て議決せるものに係る。凡そ財物交を成す價値十元以上なれば、種類を分別して印花稅票を購貼するは人民をして交易成つて法律の保證を受けしめ、一方面にては亦國富の歲收を增加せしむるものにして法は本より至良なり、東西各國均しく先例あり、近かく香港の如き之を行ふ多年、成效卓著にして未だ苛擾を以て言を爲し、而して紛々として苦を訴へ、改を請ひ、免を請ふものあるを聞かず。

吾國仿辦して僅に二年に及び、即ち杆格形はる、習慣尙未だ養成せられずして、財部又稅額の推廣を議す、各省方に勸誘に著手し、旋て又檢査罰章を嚴定せり是れ本を緩じて厲を加ふるものにして民の適從するなし、部吏は孜々として以て收益を求め、警察は執行の惟嚴ならざるを恐れ、更に且つ敲詐以て罰欵を圖る、則ち良稅反つて惡稅と成る、殊に立法の初心を失す、祇に規定の其の宜しきに適せざるに因るのみならず、施行其の道に循はず、利未だ見ずして害、先づ出づ、烏ぞ其の可なるを見ん。

抑も知る印花の原理は一ひ貼用すれば適法の効力あり、稅契の如き然り、稅法頒行の後、人民契約を接受するに、方に一種重要の保證と見做すべく、印花を貼せざらんと欲すと雖も而も收受を肯せずんば、本より强迫の必要なく、事に檢査に從ふを庸ふるなく、更に其の罰則を嚴定するの要なく、虐を以て政を爲し、刻を以て長を見るものなり。

稅法を行ふ初に當つては、或は其の効用を知らず、祇須く地方官は隨時隨地、明白に演講し、剴切勸諭し、人家喩戶をして曉らしめ、貼用の慣習を養成せば期して然らずして自ら然り、則ち大宗稅收は至るを期せずして自ら至る奚又何ぞ必ずしも妄肆誅求し、顯に法の意に違ひ、怨を吾か民に取らむ、即ち或は專ら收益を以て論ずれば、原法の定むる所の十元稅率は港例（香港の規定）と同じ、香港は錢銀の收據に限り、方に印花を貼す、而して向に吾國の種類の如く煩多なるものなし、港の地たるや祇一隅、更に吾國の遼闊なし、其の稅法の寬、地面の狹、每年數十萬を收むべし、吾國に比較せば何ぞ百倍に止まらず、歲收當に數千萬元在らず、亦收益の目的を達すべきなり、奚ぞ稅の推廣を容さんや、小數を網羅し、一元稅率の細に至る、又復檢査嚴罰、商を害し、民を病ましむ、誠に其の何の心なるを知らず。

前に敝總會迭く原法所定の發貨條一種及部議推廣稅額の苛擾なる情形を以て政府に取消しを陳請し、僅に執行の延期を准されたり、而して未だ民の害を痛除する能はず、今復稅法を厲行し更に檢査罰章を定め地方に施す、災變の餘、民生凋敝の頃、猶警吏の肆意誅求に任す、商場寧ろ幸あるや乎、

敝總會は商務を維持するの責任あり、貴會も人民の代表機關たるを以て閭閻の疾苦に對し、均しく恝置し難し、以て特に意見書を提出し、煩苛各種を條列し、實に據り陳明し、伏して鑒核を祈る、迅速議決の上政府に分別取消更正等を懇請し、幷に警察は各縣知事に飭し、檢査に依照し、再び苛擾なからしめ、以て民便に從ひ、而して稅源を裕ならしめんこと迫切屏當、待命の至りに勝えず。

茲に各行商紛々投訴に因り、謹んで應に取銷更正の各種を以て後に臚列せん。

一、印花稅額の推廣に依り一元以上は均しく貼用するを要すとあり。

右は最も煩苛なるものにして、此の案は原財政部の講議に依り、吾國經濟程度較低きに依り、財物の交を成す多く十元以下に在り、且つ恐る商民取巧、即ち價十元に及ぶもの亦分割規避す、故に原定稅法に於て、甫めて頒行を經るの後即ち又推廣稅額を呈准せり、純に收入を增加せしむるの起見に依ると雖ども未だ施行の窒礙、人民に利ならざるに計及せず。

査するに參議院の印花稅法を議決せるは均しく價値十元以上にして始めて印花を貼用すべきに係る、且つ稅率も重きにあらず、一び購貼を經ば即ち適法の憑證ありて、國家の保護を受く、人民交易に在りて價十元に及ぶ者斷じて分割立單せず、自ら手續の繁難を取り以て十餘錢の印稅を避けん、況や交を成すの一物は盡く以て擘分すべきものゝみにあらざるなり、過慮の詞にあらざるなし。

新稅の頒行を顧みるに、惟々推行利を盡すにあるのみ、密網を設けて畸零を搜括する勿れ、郵政の初めて行はるゝや、亦近きより遠に及べり、漸にして始めて全國に通せり、今巳に習慣を成せり、吾國人民の衆、商市の繁を以て財物の交を成す、價十元以上に在る者恒河の沙數の如し果して能く盡く原理に依り、印花を貼用し得ば歲獲奚ぞ數千萬金に止まらん。

近く香港一隅の地を觀るに歲率十元以上、祇貼錢銀收據、每年亦數十萬金を得、吾が華全國の大、交易の繁、即ち港例に照して行はゞ得る所必ず十百に倍せん、奚ぞ苛求を事とせんや、若し吾國印花は開辦兩年にして未だ大効を收めす、稅額を推廣するにあらざれば以て增收するなしと云はゞ此れ未だ國情に達せざるの言なり。

竊に以爲らく、徵收の未だ旺ならざるは實に開辦久しからずして、人民未だ習慣を成さず、稅法未だ推行せざるに緣る、吾國經濟程度の較低きに依るにあらず、人民分割規避し而して法疎にして遺漏し鉅欵集め難きなり。

邇ろ粤省連年の災變に値ひ、商務凋殘、民力疲敝の後に於て原法頒行、猶且其の難に任じ、力めて國餉を顧ひ、曾

て反對の示無し、本より嘉すべきに鵬す、乃ち部復推廣を議し、征一元の税率に及ぶ、苛細煩擾、更に小民生計に於て妨あり。

前に各行商の艱苦を瀝陳して十元以下の煩苛の淸負に據るに大部分は漫として察を加へず、祇展期緩辦を准せるのみ未だ其の規復をなさず、更に警察に介し、嚴密檢査し罰欵全數を以て賞に充つるを准す、而して警察は利を貪ること狂の如く、攔途要截濫罰拘留、民は命に堪えざるなり、應に政府に請ふ部議推廣税額の案を取銷し、仍原頒の税法に照して十元以上は分別貼用し、以て煩苛を省き而して元氣を培はんことを請ふ。

一、當票續定四元以上は須らく印花一分を貼用するを要すとあるは仍窒碍あり。

夫れ衣物を典質して四五元の少に至るは皆貧民濟急の需に類す、未だ四元に滿たざる當票と雖も票紙費を酌收することを準せり、而して之れを何れの側より徵集せんとするも皆願はざる所なり、若し、十元以下なれば則ち質商は利を得ること稍多きを以て法に依り貼足して紙費を收めざるものあらむ。

玆に査するに四元税率も亦期限滿了にして仍推廣税額に照し一元以上は即ち須らく貼用するは、更に難と爲すの若あり、近來典業凋零し既に流質物の損失あるに加へて復紙幣の低折あり、多く已に當を押に改む而して押餉亦每年三百兩より增して六百元に至る、復大元に照して邀納す、負擔の重、昔に比すれば增あり、一分の印税は甚だ微なりと雖も、然れども出票過多なれば簇計甚鉅なり、應に體恤を量予せられんことを請ふ、仍原法に照し一律十元以上は印花を貼用せしめ商力を紓べしめられんことを祈る。

一廣東省の商店の貨物發送は多く先づ送狀を出し、後收銀するものにして出單の時に當りては財物は未だ交を成さず、本より印花貼用の必要なし、銀を交付するの時に於て、受取人に於て印花を粘貼し、單子を交付し方に正辦を成す、香港此の如し、自ら仿照辦理すべきなり。

初め已に會より財政部の批示を詳奉せり、即ち此の項發貨單と印花税法第二條第一類所定の發貨票とは微に區別あり、應に變通免貼云々と即ち本總會より全省の商民に遵辦せんことを通飭せること案に在り、乃之を行ふこと久しからずして、部は意へらく税收に影響あらずと、隨つて又發貨出單を謂ふ、物已に交を成せば仍ち出單せしむるの時、法に依りて貼用せしむ、交銀の時に至つては錢銀の領收の憑據となすべく、再び印花を貼し以て税則に符せん等の語あり。

已に立法の本旨と刺謬す、更に商場の習慣と符せず、殊に知らず粵省商場の買賣、發貨出單は記數簡單に屬し、貨物に從ふて送往するもの後復節に逢ひ帳を討するか或は月に按んじて抄草し、買客をして取貨の貨目を知らしむるに過ぎず、本より何等關係なし、往々同一の貨物なり。

簇數單を出して而して亦欵の收到するもの無し、固より逢單便貼する能はず、且つ貨物の價、或は撻欠せられなば則ち、血本方に且くも歸するなし、印花何ぞ賠累に堪えん、更に此の店に依托あり彼れに托して代賣せんとし、送狀を

出して送往す、其の擇取を聽し其他を返退するもの、又貨物の見本に符合せざるありて全部を返還するか、或は價値を碇減することあり、而して原送狀に記する所は實數にあらず、凡そ此の種々は皆單貨門を出づるも貨物は未だ交を成さず、自ら此の單を以て已成交の證と爲すこと能はず。

況や貨出で、銀未たし、將來銀を交するも、亦以て此の單あつて則ち交するにあらず、此の單なくんば則ち否なるにあらず、實に缺くべかざる條字にあらず、決して貨物交を成すの確憑となすこと能はず。

若し性質より論ずれば則ち此の單は發貨より後、直に簽收に至りて畢るべきものにして方に交易の手續を定め、錢銀の收據を與ふべきもの、祇々收銀の一事に系るものなり、決して同じからざるあり、況や銀錢の收據は稅法文已に別に一種を立つ、應に印花を貼すべし、更に未た此の發貨一單を以て強分して二と爲すべからず。

而して兩者をして印花を貼らしめば、誤つて物件を租賃(賃借)するもの、或は貨物を抵當となすものとなし、應に次を按んじ、貼用すべきものとなし、發貨單の例の如き卽ち是れなり、應に前案を翻し所有發貨送單及年討帳清單は一律印花の貼用を免せられんことを請ふ、仍收銀の時一回印花を購貼し以て稅法に符し、重征を免がれん。

一、鋪屋租部は應に租法に依照すべしとあり。

按ずるに本印花を此種租部に貼用するは、原貿易帳部となし、月に按じして數目を登記するもの性質は同じ、原頒の稅法は祇租賃土地房屋の字據を載せ、價値十元以上は印花を二分を貼し、並びに未だ年月の貼用を分晰聲明せず、而して警察遂に濫罰圖賞、部面に於て已に印花を貼用するもの尚其の月に按ずれば未貼を謂ふ責難索擾、被害良に多し。

原夫れ本省の房屋の租項は已に抽一(百分の一)の警捐なり、應に月に依る印花の貼用は勒索すべきにあらず、若し尚吹求勒貼すれば則ち沾戶收租の者倘未だ帶に及ずして罰卽ち之に隨ふ、徒らに警察の私囊を飽かすのみ、益々人民の苦思を增すのみ、應に請ふ出示聲明し鋪屋租部は仍ち賬部に照し一律に每年印花二分を貼用し以て界線を清めん。

一、商場貿易は常に數を記する小紙あり、重要事項に關するにあらざれば即ち正式の單據なく、又現銀の交易に就ても單據の必要なし。

今財政部は謂く、奸巧の徒あり、往々發貨票上に於て僅に價格を記し、商號及印章を用ゐず、小條なるが故に正式の單據にあらずと藉口し遂に印花を貼用せず、此等は故意に隱稅するものにして、以て無心漏貼のものと比すれば情節較々重し、縣警察に命じ嚴密に偵查せしむ云々と。

若し之に依り執行せば則ち商場に於ける記數簡單にも亦蓋章を要し、且つ印花を貼用せざるべからざるに至る其の結果遂に其の煩に勝えずして立單せざるのみならず、警察は常に之に藉口して隨時入店檢查し、更に擾思を滋くす。

夫の人民の交易一切契約單據は稅法規定の種類に入り始めて應に印花を購貼すべし、其の稅法なく且つ立單者なき時に於て其の稅を科するは苛法たり宜しく政府に對し民情を體念して悉く慣習に從はんことを請ふ。(以下略)

北京通信

外交總長問題

注目すべき高而謙氏の任命

民國外交總長伍廷芳氏は、對獨斷交前より段總理等斷交論者と意見を殊にしたる結果、對外交渉の實務より除外され、衰病の故を以て辭表を提出し、段總理も無論許可したきは山々ながら、後繼人無きに苦しみて之れを許可せざりしが、辭表再び提出せらるゝに及んで終に意を決し、陸徵祥氏を後任に推薦することゝせり。然るに陸氏は唐紹儀氏辭職後外交總長の候補者としてかつて一度び國會に提出され、その否決に遭ひしことあり、一會期内に同一人を國務員に二度も推薦し得べきや否やの論喧しかりし爲め、段氏は三月二十四日國務院に兩院議員の重立者七十餘人を請待し、陸徵祥氏推薦の意を洩らし、同意案は議案と異り同一會期内に二度提出するを得べしと信ず、諸君の見る所如何と述ぶるや、褚輔成劉彥等より意見の開陳あり、要は陸氏其人に對しては別に不滿なるに非ず、法律上にも障碍無きが如きも、政治上に弊害を貽すを免かれず、兎に角國會に對し右の點につき諮詢すること、即ち同意案は議案と區別して同一會期間に再提出をなし得べきや否やを諮詢すべしといふに在り。段氏は於是二十九日右諮詢案を參議院に提出したるに、百四名に對する七十名にて否決されたるよ

り、終に高而謙氏（前伊太利駐劄公使）を外交次長に任命し、實際の總長の任務を實行せしむることゝせり。高氏は福建の人、明治四十一年外務部右丞より雲南蒙自道臺に任ぜられ、次で同省交渉使に陞り、對佛外交に當り、後澳門劃境問題の委員を命ぜられ、片馬問題起るや又た雲南布政使に任ぜられ、革亂起り氏と縁故深き岑春煊四川總督となるや、氏亦た雲南より四川に轉任せしが、赴任に及ばずして上海に隱れたり。右によりて知り得べきが如く、氏は純然たる專門外交家にして、殊に邊務外交の逸材を以て稱せられ、其方面に於ては第一人と許され居たる人なれば、決して不適任と云ふ可からず。段氏の近來舊官僚を重視するの傾向ある、高氏其運に應じて復活し來れるか、但し高等外交に至りては、例の國際政務評定會あるは記憶し置かざる可からず。

保利銀公司解散

全國商會の集合資本に成ると稱せられ、政府と五百萬元借欵、制錢收煉兩契約を締結したる保利銀公司は、兩院協議會の決定（本誌第八卷第六號「確定せる保利銀借欵契約」參照）を不服とし、契約を破棄し、三月中旬終に自から解散したり。同公司の實相に就ては、從來種々の世評ありしが、此の如き成行に見る時は、獨逸資本に係れりとの說、强ち否定す可からざるが如し。

支那の露國新政府承認

露國革命の報は、支那の朝野に多大の反響を及ぼし、今更ながら對獨斷交の早計なりしことを論ずる者すらあるに至り、獨逸公使亦曳かれ者の小歌的にソレ見た事かと冷笑し、政府は狼狽、劉駐露公使を叫叱してその眞相を得んとあせりしが、三月二十五日頃同公使より達せる電報に據れば、「米國は正式に露新政府を承認したり、中國も同樣の手續に出づべきや否や、電訓を請ふ」とありしより、劉公使に電訓して正式に露新政府を承認せしめたり、即ち三月二十七日なり。

陸榮廷氏の入京

其の獨立宣言に依りて、第三革命の大局に決定的影響を與へたる廣東督軍陸榮廷氏は、同省財政救濟其他に關する用向を帶び、三月二十六日を以て北京に到着したり。氏は途中南京、徐州等に於て馮國璋、張勳諸氏と會見、意見を交換したるが、右諸氏の參戰反對論に對し「予は一軍人のみ、外交方針に就いては政府の命を奉ずる外なし」と答へたりと、眞意の在る所察すべく、その入京は段總理、梁啓超氏以下の參戰論者に取りて何ぼう心强き事なるべきか、但し陸氏は一介の武弁、その入京用向は廣東財政救濟のみ、他故あるに非ず。

斷交後の形勢

沈寂無聲何等の發展無し

三月十四日支獨斷交後玆に半月、國際政務評議會は幾回

と無く開かれ、同會の包容せる各人皆なそのベストを盡して當面の外交に貢献しつゝあるが如きも、形勢は終に沈寂無聲、何等の發展なく、聊さか拍子拔けの感あり。是れ併しながら當然の成行にして、米國の態度の彼れが如くなる、はた又た露國に革命起りて、その實相の了解せられざる、共に與かつて力あり。

次に斷交後の經過を略叙せん。

　獨人保護法の制定

陸軍内務兩部は大總統令を奉じ、在支獨人保護法を制定せり、即ち左の如し。

(甲)、退去者保護法（要點）

一、獨人にして支那より、退去せんとする者は、姓名年齡職業を所在地地方官及び軍事長官に屆け出で、中央政府の許可を得て護照を給す。

二、退去者は支那官憲の檢査を受け、軍用品以外は携帶を許す。

三、殘品財産は財産處理辦法に照し處理す。

四、退去者は適宜の時間内に支那政府指定の航路を經て退去すべし。

五、退去者の保護は支那の領域内を以て限りと爲す。

六、退去者の携帶品輸送船は地方官又は軍事機關代りて豫備す。

(乙)、殘留者保護法（要點）

一、商民宣教師等にして、現在の住所に繼續居住し、平和の職業を營む者は、生命財産の保護を受くることを得。

但し支那現在、及び將來頒布の法令章程に服從すべし。

二、在留商民等は、命令を受けたる日より三日内に、姓名住所職業を各所在地方官に屆け出で、登錄證を受くべし。

三、轉居移住等の場合には一々屆け出で登錄證の改正を爲すべし。

四、在留者にして法規を犯し、秩序を紊す者、或は支那に不利益なる行爲ある者、又は其の嫌疑者は期日を限り退去を命じ、又は旅行禁止等に處すべし。

五、本法公布後獨逸商民宣教師等は、各地方長官を經て、政府の許可を受くるに非ざれば入國を許さず。

　獨逸租界回收、及裁判權問題

獨逸專管居留地を如何にすべきやとは斷交後の一問題にて、斷交後獨逸の在支利益を代表する和蘭公使より代管の要求ありしも、支那政府は之れを拒絶し、外交團の許可を得て支那兵を租界内に進め、該租界地を回收せんと主張せり（天津及び漢口）。但し租界市政局（ミユニンパルカウンシル）に就いては辦法未だ決定し居らざるが如し。

領事裁判權に就ては種々の議論あり。支那側の意嚮は支那に重要關係ある件の裁判權を回收し、普通民刑事案件は和蘭公使の審理に歸せしめんと云ふに在り。支那の回收を希望せる案件は次の如し。

一、内亂　二、外患　三、機密漏洩　四、邦交妨害　五、强盜　六、殺傷　七、交通妨害等十餘種。

協商國側は右兩問題に對し愼重の態度を執り、輕々に支那側の要求を容れ、各國の權利を輕減するが如き先例を後日に貽すことを避くべく、その結果として和蘭公使の租界、代管、領事裁判權代行に對し異議を挾まざるべしと推測さる。

獨逸公使出發

支那側の對獨人處置は實に寛大を極めたり。獨逸公使ヒンツェ氏の如きも、斷交後十一日を經たる三月二十五日を以て漸く北京を出發し、先づ津浦線にて上海に下り同地より和蘭船レンブラント號に乘じ支那を離れたり。此の如きは協商國側にとりて頗る不滿足にして、有名無實の國交斷絶といふべく、折角斷交の效果を減殺すること少なからずと支那人間にも非難の聲あり。

國際政務評議會と梁啓超氏の參戰論

國際政務評議會は、高等外交に關し國務會議以上の勢力を有し來れり。甲寅日刊主筆章行嚴氏は「不管部國務員會議」なるものを創設し、英のウォーア、キャビネットに倣ふべしとの論を發表し、一世の注意を喚起したるが、此の政務評議會は變態ながら不管部國務員會議にあらざるか。爾來外交の事、外交部の所管を離れて此會に移れるの觀あり。

獨人保護法、獨租界回收、裁判權回收等の諸問題一切決を此會に取り、外交部はあれども無きが如し。而してその會員には非ざれど梁啓超氏は種々の關係より此會に對し絶大の勢力を有し、その意見は屢々會の、議題として討論されたりと。然らば梁氏こそ眞の意味に於ける支那の外交總長たるなれ。三月二十五日氏は評議會に一書を致して曰く。

宣戰の事宜ろしく銜接決行すべし。鄙見の及ぶ所を別紙に錄す。乞ふ討論主持せられよ。

と。別紙意見書に曰く

絶交後の緊急問題

(甲)、宣戰問題

一、宣戰の必要

宣戰を以て必要ならずといふの論者は、米國を援いて例と爲すに過ぎず。然れども我が國情形の米國と同じからざるの點二あり。その一、米國は宣戰後直ちに實際に戰爭に從事せざる可からず、故に戰前の準備を怠る可からず、米國海軍費數億を增加せるは全く此の必要に基くものにして、準備完成の際は即ち米獨開戰の期たるべし。我が國は之れと異り宣戰すとも戰事無し故に遷延の必要無し。その二、米國には租界なく、又た領事裁判權なく、その他一切獨國と不平等の條約なし。故に目前の爲めに計らんか、絶交のみにて宣戰せざるも國内の獨人を防範するに苦しまず。將來の爲めに計らんか、舊條約が繼續して効あらんとも大なる損失無し。我れは則ち條約を廢止するに非ざれば、適當の法の以て獨國在留民を防範すべきなし、蓋し領事裁判權撤銷に由無ければなり。將來の爲めに計るに、苟しくも宣戰せざれば、將來國交復活の時、舊條約の効力も亦從つて繼續有効の事となり、我が負ふ所の種々不正

常の義務、解除に由なかるべし。宣戰して後、將來和約金締の事ともならば、我に在つて有利と爲す也。之れを要するに對獨感情は已に傷けられたり、今の儘にしたりとて獨人の惡感を減じ能ふとは思はれず。故に宜ろしく吾國に利ある所の者を擇び、毅然之れを行ふべし。此は是れ勉めて協商國の意に徇ふに非らず、我れの自から處する所以の者、實に應さに此の如かるべき也。

二、宣戰の理由

獨國回答の傲慢、實に我が國家の威嚴を蔑視す。且つ最近復た第二次の宣言を爲し、始終潜艇戰略を勵行し、故意に我れの忠告に反抗す。凡そ此れ皆な絶交の理由にして、亦た即ち宣戰の理由なり。且つ遠東平和の局、實に獨國の膠州灣占領によつて破壞されたるものにて、彼の役の發生は、實に獨人の國際公法を蔑棄するの第一步也。公法を蔑棄するの國、我が國は人類正義の爲めに計り、自國過去受くる所の利害の爲めに計るに、皆な宜ろしく奮起して之れを懲治すべし。宣戰の理由は固より甚だ堂々たり。

三、宣戰の時期

時期は速を以て貴しと爲す。蓋し吾が絶交の理由が即ち宣戰の理由たること前述せるが如し。今若し銜接決行せずんば將來別に宣戰の理由を覓むるも恐らくは得可からず。蓋し普通宣戰の慣例、皆な兩國軍隊接觸衝突の後に之れを行ふ、我れ獨と接觸の事實無し、且つ彼れ又た決して先づ我れに向つて宣戰するの事無し。我れ自から審にして若し宣戰の必要なくんば、則ち此を長じて終古せん、既に認めて必要と爲さば、則ち躊躇する所なかれ。

或は謂ふ、須らく協商國と交換條件を確定せるの後を俟つて宣戰すべしと。彼れ大謬論なり。我れ自から人道の爲めに、公法、國仇の爲めに獨に宣戰す、協商國と獨澳との間に於て偏愛偏憎あるに非ず。且つや國は尤も市道を以て交はるに非ざる也、而して何の交換利益の云ふ可きあらんや。關税改正等の事、本と我が國十餘年希望する所、久しく國際間の宿題たり、我れ自から適當の時機を選びて各國に提議すべきのみ。適當の時機とは、各友邦我れと睦誼益々敦きの時を云ふ。此れ宣戰と截然兩事たり、斷じて混じて一と爲すべからざる也。

(乙)、對澳問題

既に獨に對し宣戰す、澳に對しても自から當さに同一態度を取るべし。即ちもし現在獨に對して絶交し、澳に對しては現狀を維持すとせば、その危險實に思議す可からず。蓋し獨人の種々の陰謀、至つて畏る可しと爲す。これを近日米墨等の國に於ける行動に證するに實に心を驚かすべし。若し澳使館、領事館、澳租界にして陰謀の府とならば危險如何ぞや。或は曰く米、澳と絶交せず、我れよろしく之に倣ふべしと。此れ大いに然らず。米には澳租界無く、領事裁判權無し、故に澳を不問に置いて可

なるのみ。

然らば則ち澳と絶交宣戰の秩序如何、曰く、澳亦曾つて潛艇政策を以て我が駐使に通告せり、我今宜しく最後の通牒を以て澳に致し、二十四少時を限りて答覆せしめ、期を逾へなば即ち絶交宣戰並に行はゞ可ならん耳。凡そ一政策、須らく徹底的主張あるべし。若し且つ前み且つ卻かば、必らず進退據を失ふに至らん。是れ政府國會に在つて毅然決然勇を鼓して以て之れに赴くべき耳。

と。交換條件の要求を以て陋と爲し、關稅改正と協商加入とは全然兩事なりと唱破せる所、流石支那政治家に一頭地を抜くものといふべし。國際政務評議會は、梁氏の此の意見書を議題として討論する所ありしが、決定に至らず。事態は專ぱら米國態度の發展を待つべく殘されたり。之れを三月末に於ける形勢とす。(四月二日)

湖南通信

湖南銻(アンチモニー)業組合辦法の趣旨

目下對外貿易は極大の組合あるに非ざれば最優の勝利を得る能はず此れ商業の知識を有するもの丶言ふ所なり湖南銻業は對外巨額の貿易にして近年之に因りて利を獲たるもの多く又之に因りて破產せし者少からず其原因は公司林立して各一隅を占め統一的團體なきの致す所と各公司の資本雄厚ならざるを以てなり無統一の團體は時ありて運轉の妙を缺けり各公司の產鑛は豐富ならざるに非ず其統一なきを以て其採掘旺盛ならざることあり各公司の製煉精良ならざるに非るも統一團體なきを以て良品にして販路自由ならざることあり況んや資本統一せざれば雄厚ならず產出統一せざれば豐富なる能はず製煉統一せざれば精良なる能はざるをや前年銻價急貴して其困敝を感せざりしが去年銻價低落し其情勢絀迫し人々無統一の弊を悟れり華昌公司は對外統一內均利の說を持せるも彼は純銻製煉を該公司の發明特權と誤認し又其發明特許權と專賣特許權を混淆して湖南の銻商は華昌以外の者には純銻製煉と其輸出を許さず僅に生銻の輸出のみを許せり、而して華昌の力大なるも全省の銻鑛を盡く收取して純銻を製煉するは不可能なり實際に於て華昌が占領せる銻鑛は湖南全省銻鑛の十分の二に過ぎず華昌が此政策を實行するに由り全額の八分の銻鑛は日本人に轉煉轉賣の利を與ふ華昌にして發明權あらば其專利は彼の專有すべきなり製煉の特權は其專有にして何國も之を有し得ざるべきも專賣權は全部の銻商又は其組合に歸すべし華昌一社の獨占すべきものに非ず且此事たる華昌にも大なる不利あり華昌一社に於て專利專權を有し其他の銻商は純銻を製煉するを得ざるも生銻の輸出は禁止し能はずして自由輸出に一任せば其價格の昂低を華昌は何術を用ひて操縦するが悉く買收せんとするも財力の許さゞる所なり其一部分を買收するも到底昂低の權を執る能はざるべし去年華昌が百餘萬元の損失を蒙りしは生銻を買收し純銻を製煉して米國

に輸出し其價格の暴落に遭ひたるを見るべし是れ製煉の專權と專賣權を有して自困自累せしものなり今吾湖南全部の銻商のために計るに華昌以外に一大組合を結び少量の生銻を國外に賣出する外は盡く一大製煉場を新設して製煉すべし之を製煉組合と云ひ又各公司の製煉せる純銻も聯合せる機關に由りて輸出すべし之を販賣組合と謂ふ此二種の組合中に於て採鑛の發展も計畫すべし先づ第一着に製煉と販賣組合とを手始とし徐々に採堀方法の統一を圖るべし華昌のためにも此巨大の團體を利用して相互提携して去年紐育に於て困みたるが如き事あらしめざるべし全世界の純銻四萬噸を下らず湖南は其四分の三を占む此種の辦法が實行せられんには全世界の銻價は湖南人の手に於て操縱すべし湖南の銻商は永久他人に其死命を制せらるゝの慮なかるべし此れ全部銻商の利のみならず亦華昌公司の利なり双方の利あるを眞利となす明達の士の賛許する所なり然るに吾國は團體なきを以て外人に譏られたり吾湖南の銻商は派別支分各々門戸を立るの弊を免れず特に銻鑛は湖南人生命財產の寄る所なり早く之が計をなさゞれば將來必盡きる の日 あらん。(下略)

湖南銻業組合辦法

一、湖南に於て華昌公司を除く外總ての銻業即ち採鑛、製煉、運輸販賣をなす者は此一大組合を結びて相提携し國際貿易の利權を擴充するを以て主旨とす。

二、凡そ本組合に入りたる者は總ての銻鑛を製煉し純銻となして輸出すべし。

三、本組合は製煉組合より販賣組合に聯絡し販賣組合は鑛山組合に聯絡して一大組合を成し同一の貨物、同一の商標、同一の價格を以てするを對外唯一の主旨となす。

四、本組合は政府に請願して華昌公司と同等の專賣權を享有すべく又政府に請願して凡そ國立、公立各銀行は省城に運搬し來れる銻鑛が純銻を煉成して輸出販賣する迄時價に照らして抵當品となすを得せしむ。

五、本組合の資本株金は長沙銀二百萬兩とし專ら製煉と販賣とをなす生銻を以て株となすを許すべし株金募集は別に之を行ふ。

發起人

曾繼梧、陳炳煥、余叔仁、曹典球、胡邁、李振鐸、楊開運、龍緩瑞、陸鴻逵、周聲洋、胡兀俠、李誨韋明、楊光柱、謝重齋、謝國藻、黃式鄘、張孝準、黃俊、黃忠績、

小鑛業者登錄新規程

湖南財政廳は小鑛業法を各縣知事に頒送して一般小鑛業者に示諭せしむ。

一、登錄限期　本月(三月)より開始し四月十五日前迄に財政廳に來り登錄手續をなすべし此期限を經過したるものは採掘を禁止し取締をなすべし。

二、登錄料金　小鑛発狀の下附を出願する者は財政廳の規定に依り左の通り料金を納むべし。

(甲)石炭鑛の五十畝未満　料金　十元

同　五十畝以上百畝未満　同　二十元

同　百畝以上二百畝未滿　同　三十元
同　二百畝以上三百畝未滿　同　四十元
（乙）各鑛（石炭以外）二十畝未滿　同　十元
同　二十畝以上三十畝未滿　同　二十元
同　三十畝以上四十畝未滿　同　三十元
同　四十畝以上五十畝未滿　同　四十元

（二百七十畝未滿の石炭鑛山と五十畝未滿の各種鑛山を小鑛業とす）

三、登錄圖式（登錄）請願者は他人の前きに出願せざりしものに限る請願者は鑛山圖を提出すべし其圖中に左の各項を記入すべし。

（一）、請願地名
（二）、請願地の面積
（三）、鑛區境界
（四）、周圍及隣接鑛區

四、登錄取締　小鑛登錄後左記の取締に照らして遵守すべし。

（一）、外國人と合資するを得ず
（二）、抵當權の目的となすを得ず
（三）、小鑛免狀有効期間を二年とす此期間は登錄せし日より起算す
（四）、小鑛は官廳より必要と認むる時は他の鑛商と合併するを得（終り）

湖南今年茶業の豫測

漢口茶業公所の通告せる所に據れば茶業の前途左の如し

一、歐洲戰爭延長して各國の生命財產を損失し金融停滯せるは當然なり但し茶の代金交附遲延し支那茶商は之が影響を蒙れり。

二、海戰開始せし以來各國商船の入港甚少く其規定嚴重にして船載噸數に制限あり茶の搭載を許すもの多からず露國浦鹽鐵道は軍需品を運輸して商品を積まず漢口の新泰、順豐、阜昌、の三廠は磚茶の停滯甚多く將來紅茶の市場も販路の望なし。

三、茶業の盈虧其害は多を貪る在り去年春茶一たび失敗して湖北湖南に於て子茶停業の議ありし後送荷せるもの二萬箱に滿たざりしも年末迄に賣れ盡さず若し停業の規定なくして漢口に十數萬箱の子茶を加へ來らば果して如何なる現象ヶ生ぜんが知るべからず茶業操縱の權我に在ざるを以てなり特に屢々僥倖を試みしに誤てり。

四、外國商の中國に在て茶商を營む者は茶の優劣に由て價を定むるも尙彼本國の銀價に因りて轉移す露國はルーブルを用ひ英國はシルリングを用ふ此時茶商未だ相場を立てざるも彼國目今の市場豫測に據るにルーブル下落しシルリング騰貴せば中國茶商は莫大の障碍を被るべし彼豈我が爲めに曲諒して高きを加へんや我己に彼のために損失を受けたり今年の茶は恐らくは去年の價格に照らすを得ざらん。

五、印度錫蘭の茶は既に我中國茶の販路を占有せり前年

歐洲戰爭のため販路澁滯せしが去年は產額極て多く中國に輸入せるもの少なからず其價格甚廉なり中國の茶は其栽培と製法に改良を加へざれば殆ど存在の餘地なからん。

六、上海漢口の兩處に現存せる紅茶二萬餘箱あり去年の產額を査するに一昨年に比して二十六萬箱を減少せしに尙賣れ盡さず目下最上品の價十一二兩中下品は七八兩乃至六七兩の差あり而かも尙買手なし遠からず紅茶の市場に出るに至らば現存品は益販路に困まん。

七、去年の花香茶は一昨年に比して二萬餘包を減し目下漢口の茶商及仲買の手に三萬餘包を存して販路なし協和洋行は軍用品として千七百餘包を購入し輸出せしも新泰、順豐、阜昌は寂として荷受の消息なし此外更に商賣の言ふべきものあらず。

八、內地物價騰貴し人工稀少に費用は數陪を要し原產地の價格を引下ぐるに非れば到底辦法なからん米獨國交斷絕し此より中立國の帆影輪聲は復出て來らざるべし海上運茶の船も減少し茶の販路は更らに困難ならん。

(云々)

以上は漢口茶業公所よりの通報なり湖南の安化縣は年々紅茶の產出を以て有名にして所得も每年三四百萬兩を下らざりしが今年は昨冬來例年になき寒にて茶樹に害を及ぼし今年の收穫は必減少すべく悲觀し居れり。

湖南政府六年下半期收支實數(自七月至十二月)

收入部

國稅

項目	金額
一、甲賦	九十五萬六千六百三十五元六角三分五厘
一、厘金	九十萬六千五百六十五元五角一分八厘
一、雜收入	六千二十八元五角七分五厘
一、正雜稅	四萬九千七百八十六元一角六分一厘
一、官業收入	一千二百元
一、公債	五千五十九元二角五分九厘
地方稅	
一、正雜捐	四萬二千七百五十六元一角六分五厘
一、雜收入	四萬九千四百五十八元七角五分九厘
一、公業收入	百五十元七角一分
一、餘款	三千九百五十二元九角二分六厘
計	二百一萬五千七百七十八元二角一分七厘

支出部

國庫支出

項目	金額
一、陸軍部	四百三十六萬六千六百七元五角八分七厘
一、內務部	六十三萬四千九百九十七元三角九分一厘
一、司法部	十七萬二千六十三元八角六分八厘
一、財政部	四十五萬千五百四元四角九分七厘
一、敎育部	三萬八千三百二十五元八角六分
一、外交部	三千元
地方支出	
一、內務費	三十四萬九千九元四角六分六厘
一、敎育費	三十二萬五千九百二十六元七角八分六厘

一、財政費　二千二百八元七角五分七厘
一、實業費　十二萬二千五百四十四元三角一分七厘
計　六百四十六萬六千百八十八元六角二分九厘
收支不足四百四十五萬四百十元四角一分二厘

寄贈交換書目錄

自三月二十七日
至四月十一日

書名	發行所	號數
地學雜誌	東京地學協會	三三九號
月報	奉天商業會議所	五三號
月報	名古屋商業會議所	一一九號
半年報	天津商業會議所	自大正五年七月 至大正五年十二月
月報	木浦商業會議所	九〇號
新支那	北京新支那社	二三五、二三六號
通商公報	外務省通商局	四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、
東洋時報	東洋協會	二〇二號
公聞報	天津大寶報館	一〇、二、
週報	上海日本人實業協會	二六〇、二六一、二六二、二六三號
圖書月號	東京書籍組合事務所	十五卷三號
學燈	丸善株式會社	二十一卷六號、七號
地學襍誌	中國地學協會	八年二斯
日本及日本人	神田政教社	七〇二號
東方時論	牛込其社	四月號
ヘラルドオブ、アジア	麴町ヘラルド社	三ノ一號、二號
水交社記事		十五卷二號
國民經濟雜誌	寶文館	二十二卷四號
三田評論	三田其社	四月號
紡織界	大阪紡織雜誌社	八卷七號
特許發明明細書	丸ノ內特許局	十一號
實用新案公報	同	四一六、四一七號
商標公報	同	三九〇號
特許公報	同	三三一號
大陸	大連大陸社	四月號
國家學會雜誌	國家學會	三十一卷四號
東洋經濟新報	牛込其社	七七四號
水產界	大日本水產會	四一五號
朝鮮及滿洲	京城其社	四月號
內外商工時報	農商務省商品陳列館	四月號
上海	上海中商社	二一七號
農商公報	北京農商部	三卷七期
京都法學會雜誌		十二卷四號
第二回海外派遣官報告	農商務省商工局	
南阿弗利加貿易事情	農商務省商工局	
他山百家言	中國實業雜誌社	
外事彙報	外務省政務局	三號
臺灣商工月報	臺灣總督府	九五號

內治外交

○**對獨斷交後の處置** 對獨斷交後の處置に關し各省等より質問し來るもの多きより、段總理は特に之れに關し次の答覆を與へたり。（時報）

一、我國は獨逸と暫時外交關係を斷絕するも、之れを誤つて敵國の性質をなすべからず

二、各地方獨逸人商人敎員技師醫師牧師等の國境を出でんとするものには、一律に護照を發給して出境せしむべく、仍內地に留らんとするものに對しては特に警兵を設けて愼重保護すべし。

三、墺洪國に對しては平素の國際法に照して待遇すべし

四、往來公文の獨逸に關係あるものにも、敵國の文字を用ふべからず。

五、獨逸皇帝及官憲に對しては仍從前の通の名稱を用ゆべし。

六、獨逸軍艦軍隊は武裝を解除せしむるの外其他の虐待行爲を加ふるを得ず。

○**伍總長各國公使會見** 伍外交總長は三月十七日獨逸に對し、斷交通告をなしたる後各國公使を招致し次の諸項を報告せり。（時報）

一、對獨斷交の情形及墺洪國に對しては何の影響をも生せざる理由の說明。

二、斷交後の一切の豫備及在支各種獨人の處分問題。

三、協商國側に對しては斷交後一切の設備甚だ多く財政

困難に負擔亦増加すべければ各國が適當の援助を與へられん事。

○國際政務評議會　外交關係研究の爲今回國際政務研究會組織せられたるが、其研究事項として章程中に掲ぐる處次の如し。（時　報）

一、國內獨逸人の處置
二、協商國に對して主張すべき條件
三、支那勞働者供給問題
四、物資供給問題
五、關税改正問題
六、巴里經濟同盟條文
七、講和大會豫備問題

○各政黨の對外交問題態度　各政黨は外交問題については、多く現內閣の施設に贊成なるが其態度次の如し（時　報）

一、大同俱樂部政府の外交方針に對しては一致贊成なり同意の方式表決の一節に對しては、之れに反對なり、但し各政團各主張あり、其他の方法を用ひて表決せば、又政府の外交方針の進行を贊成すべし。

一、討論會特に此事の爲に開會研究し大多數の意見を聞くに大同俱樂部と略相同じく、外交方針には贊成なるも、表決には贊成せず、如し他の表決方法を用ひん事を主張するものあらば政府の外交方針に贊成すべし。

一、研究會大會を開き議決の結果政府の外交方針に贊成し、既に通告を發せり、本團議員は一致法を設けて意見を疏通し、應否表決方法に關しては、尙未だ明瞭の主張なし。

一、益友社　前次開會討論を經て大多數政府の外交方針に贊成したるも、應否表決の一節に關しては、尙未だ辦法を議出せず。

一、政學會　政府の外交方針には贊成なるも、同意の表決については極めて反對す。

一、衡社　外交方針には贊成なるも其餘の如何は尙未だ探明せず。

一、平社　一致外交方針に贊成す、同意の方式を用ひて表決するには反對にして、表決の方法問題については、尙未だ議決せず。

一、丙辰俱樂部　政府の外交方針に對しては、一部分は贊同し一部分は反對に、尙未だ一致する能はず反對一派にありては、同意を主張し、其他の方式表決を主張せず。

一、民友社　政府の外交方針に對しては、懷疑の態度を表示し、丙辰俱樂部の一分と主張を一にす。

以上各政團の大體について見るに、政府の外交方針に贊成するもの、最大多數にして、贊成せざるものは僅に一小部分のみ、則ち國會の外交方針に反對するや贊成を見るべく、只應否の表決及何種の方式を用ひて表決するかの問題について、各政團の態度劃一ならざるのみなり。

○天津租界引渡　直隷省長は中央政府の命を奉じ、三月十六日を以て天津なる獨逸租界の引渡を受くる事となり

楊警察廳長は第一交渉使と共に巡警隊を率いて、獨逸租界工部局に至り、獨逸國旗を引卸し、支那國旗を揭げ、次いで獨逸兵營に至りて武裝を解除せしめ、尙支那巡警を各所に配置せり。(順天時報)

○國際政務分擔　國務院內に設置せる國際政務評議員會にては、三月十六日の會議に於て其研究事務を次の如く分擔する事とせり。(時報)

一、陸徵祥　孫寶琦兩氏は在留獨逸人處分問題を分擔す

一、陸宗輿、曹汝霖兩氏は聯合國交涉問題を分擔す。

一、伍朝樞、程子元兩氏は支那人夫派出問題を分擔す。

一、汪兆銘、王寵惠兩氏は物資支給問題を分擔す。

一、熊希齡氏は關稅改正問題を分擔す。

一、夏詒霆、張國淦兩氏は經濟同盟問題を分擔す。

一、伍廷芳、王士珍兩氏は講和大會準備をなす。

○馮副總統の南歸　馮副總統は對獨斷交問題其他の要務を以て北上中なりしが三月十一日南歸の途につき、同夜天津に一泊の上、翌十二日津浦鐵道にて南京に歸任せり。(北京日報)

○在支獨人宣敎師　外交部にて調査したる支那各省在留獨人宣敎師數次の如し。(順天時報)

直隸	十二戸	七十五人
熱河	二戸	七人
山東	十五戸	百十三人
山西	二戸	十九人
河南	九戸	六十三人
湖北	五戸	三十九人

○熊希齡の辭任申出　新任平政院々長熊希齡は三月十五日入京黎總統に面謁の上辭任を申出で、之れに對し總統は頻に辭任を勸告したりと云ふ。(時事新報)

○獨人處分法　對獨斷交後の獨逸人の處分に關しては次の方法を採るべしと云ふ。(時報)

一、獨逸公使館及領事館の人員に對しては、政府及各省交涉員より護照を給し、四十八時間內に出發せしむべし而して公使に對しては特別列車を派しこれを護送し上海より中立國船舶に搭乘して歸國せしむ。

一、支那の軍隊に服務し又は兵工廠鐵道等に服務中の獨逸人は暫く停職を命じ、俸給の半額を給與す。

一、漢口、天津の獨逸租界は支那政府の管理に歸せしむ。

一、獨逸人の發受する郵便電信は支那政府に於て、之れを檢閱す。

一、支那沿岸にある獨逸軍艦に對しては海軍に於て其行動を監視す。

一、支那にある獨商及獨逸宣敎師は常の如く居住するを許し、政府之れを保護す。

一、獨逸人經營の銀行病院學校等は均しく開辦を許可す。

一、今後獨逸貨物を中立國船舶により轉運するものに對しては舊に照して收稅す。

一、獨支兩國人間の訴訟は支那司法衙門の審判に歸せしむ、但し兩造共に中立國領事裁判を希望する時は、之れに歸せしむ。

一、獨支兩國間の條約或は契約に規定せる事項は、一律緩に付す。

一、獨華銀行の發行せる紙幣は、中國交通兩銀行をして斟酌處理せしむ。

○河南省國會議員の總統面陳　河南省選出參議院議員毛印相、謝鵬翰、衆議院議員陳鴻疇、韓臚雲、徐綳曾五氏は、大總統に面謁し、次の諸件を面陳せり。（順天時報）

一、個人所持の對獨方針を陳述す。

二、田省長を暫く更任すべからざるの理由を報告す。

三、政府が袁の爲に褫職せられたる省議員九人の原有資格を恢復せん事を要求す。

○聘用獨人數　各省は中央各機關聘用中の獨逸人數次の如し。（時報）

一、各省省長署顧問、鐵路技師、管理員、海關驗税員、輪船稽查員、兵工廠技師等の獨人計九百十三名。

二、中央總統府、税務處、內務部、財政部、陸軍部、教育部、審計院、交通部、顧問職員及各學校教員、工廠技師等の獨人計二百十一名。

○警務會議代表者　苑內務總長は警務會議を召集せるが各省派遣代表者次の如し。（時報）

直隷　王緒　　奉天　王永江

黑龍江　劉下軒　　河南　董遇春

山西　王履康　　湖北　張治禮

浙江　楊桂欽　　福建　開銘

廣東　張芳鵬　　廣西　陳凱

四川　汪秉乾　　熱河　馮夢雲

綏遠　董有聲　　新疆　王孚曾

察哈爾　張錫光　　雲南　趙世銘

貴州　揚振聲

○政府の兼職取締　國務院にては各省に對し京外行政機關の任に兼職の徒に多きを戒しめ次の諸項を命令したりと。（時報）

一、特任各兼職の處については制限を加へず。

二、薦任各職は二處以上を兼ぬるを得ず。

三、委任官は一律に兼職を許さず。

軍事

○各省警備隊數　各省區の警備隊現有數は次の如くなるが、本年度はそれを増加せんとするの議ありと。（順天時報）

直隷　六千六百名

奉天　五千名

吉林　一千二百名

黑龍江　一千名

山東	三千二百名
河南	三千名
山西	四千四百名
江蘇	四千五百名
安徽	四千四百名
江西	三千二百名
福建	二千八百名
浙江	四千名
湖北	三千八百名
湖南	三千五百名
陝西	二千百名
甘肅	一千二百名
新疆	九百五十名
四川	二千六百名
廣東	三千五百名
廣西	一千名
雲南	二千二百名
貴州	五百名
京兆	一千三百名
熱河	四百五十名
綏遠	二百名
察哈爾	四百五十名

○國防兵編制法　今回政府にて編制せんとする國防兵六十師團の兵員分配數次の如し。（神州日報）

甲、歩兵

一、三棚を一排とし、毎棚を二十八人とす。
一、三排を一連とし毎排を八十四人とす。
一、四連を一營とし毎連を二百五十二人とす。
一、三營を一團とし一營を一千八人とす。
一、三團を一旅とし毎團を三千二十四人とす。
一、二旅を一師とし毎旅を九千七十二人とす。
一、毎師一萬八千百四十四人とす。

乙、騎兵一團
丙、砲兵一團
丁、工兵一營
戊、輜重兵一營

○馮副總統の軍隊收束意見　前日國務會議に於て各省軍隊存留改編善後事宜の問題となるや、馮副總統は、全國の兵數を五十八万餘と暫訂すべしとの説を出し、段總理亦之れに賛成せる由なるが、其内容は次の如きものなりと。（時報）

直隷	九萬五千人
京兆	三萬九千人
熱河	一萬三千人（察哈爾七千人を含む）
奉天	三萬三千五百人
吉林	一萬二千人
黑龍江	一萬五千人
山東	二萬一千人
江蘇	四萬四千人
安徽	二萬人

江西	二萬三千人
浙江	一萬八千五百人
福建	九千五百五十人
河南	三萬七千五百人
山西	二萬五百人（綏遠の六千人を含む）
湖北	二萬一千五百人
湖南	二萬一千人
四川	二萬四千人
陝西	一萬二千人
甘肅	七千三百人
新疆	九千五百人
廣東	四萬人
廣西	一萬五千人
雲南	二萬七千人
貴州	一萬人

財政

○德華銀行の鹽稅控留　北京德華銀行は中獨斷交の前日財政部に對して、本年二月中、還付すべき鹽稅剩餘規元三十九萬四千五百五十六兩四錢、銀元、二十萬元は本行に於て之れを控留し、以て各項借欵等の支拂の用途に充つべき旨申越せりと（時報）

○デーン氏續約問題　鹽務顧問デーン氏は五月を以て續約期限滿つるを以て、政府は再び續約聘訂の意あり、其續約契約は蔡廷幹氏に於て起草中なるが、其大要次の如し。（時報）

一、期滿慰勞金英貨一萬磅を給付す

一、續約期限を三年とし、期限中に七ヶ月の長期休暇を與へ、休暇中の月俸及歸國往復旅費は支那政府より支給す、尚其各省鹽務調査に際しては、政府より專車を備ふ

一、續約期限滿了後は五千磅の慰勞金を給す

○各省外債分擔額　本度各省分擔の外債總額は四千六百九十九萬一千五百兩にして、其各分擔額次の如し。（時報）

直隷	一、八四一、〇〇〇兩
東三省	三一、二五〇
山東	一、五〇五、五〇〇
山西	一、六一八、五〇〇
河南	一、九九九、六〇〇
江蘇	七、九三一、二五〇
安徽	二、五三一、五〇〇
浙江	四、〇四七、〇〇〇
江西	三、四四三、〇〇〇
湖北	四、〇五九、〇〇〇
湖南	一、四〇七、四〇〇
福建	二、二五〇、〇〇〇
廣東	七、三一九、〇〇〇
廣西	六四七、五〇〇
雲南	四一七、〇〇〇

貴州　二〇六、〇〇〇
甘粛　三五〇、〇〇〇
新疆　四六〇、〇〇〇

○**財政會議紀要**　今回開會の全國財政會議第六次會の重要案件次の如し。

甲、新提議案

一、全國財權統一案（湖南財政總長提出）
二、軍費統一要求案（湖南省長代表及財政廳長提出）
三、財務機關所屬員司取締簡章制定建議案（檢査會提出）
四、新疆の兵屯を酌改し以て財政を維持するの意見書（新疆省長及財政總長提出）
五、紙幣取締印紙貼用勵行案（印紙税處提出）
六、人民が丁糧納付に當り串票を用ふる時は、毎枚印紙二分を貼用せしめ、以て現金に代えしむるの案（印紙税處提出）

乙、積議案

一、考成徴征條例擬修意見書（江蘇財政廳提出）
一、縣知事短欵三項處分議案（福建財政廳長提出）
一、縣知事交代細則議案（福建財政廳長提出）

○**海關整頓辦法**　財政部にては積極的に海關の整頓を行ひ、大に其増收を計らんとするの計畫あり、其方法として次の諸件を該部召集の財政會議に提出したり。（順天時報）

一、前年の海關收入と比較するに、江蘇、宜昌、重慶各關は收入甚だ少し依つて其減收實況及補救方法を詳叙報告せしむ
一、關税の減收あるに加へ、今日財政困難に減政實行中の事なれば可成支出を節して彌補に資せしむ
一、關税の收入減少するも外國に對する賠償金丈けは、如何になる方法を講ずるも之れを存儲して、以て外國に對し信を失するが如き事無からしむ

○**官產收入報告**　陳財政總長は本年一月中の官產收入額を大總統に報告したるが、其額四百三十五萬七千二百八十九元六角にして、將來尚增收の見込ありと。（順天時報）

○**鹽税餘欵支途**　二月分鹽税剩餘三百六十萬元は銀行團より支那政府に引渡さるゝ事に決定せるが、其用途は次の如し。（時報）

中央行政費補助　八十萬元
近畿軍警費　百二十萬元
教育費補助　二十萬元
邊省軍費補助　六十萬元
臨時特別支出豫備　八十萬元

實業

○**滙豐銀行收益狀況**　一九一六年度中の滙豐銀行の營業收入次の如し。（時報）

純益金　三、〇二七、二一九・八九
益金合計（前年繰越共）一〇、一六五、六六五・一六

右の内昨年八月毎株二磅三志合計二五八、〇〇〇磅則

二、四六四、四七七元六一を配當せしが、此外重役に對する報酬三〇、〇〇〇元を除き、七、六七一、一八七●元を次の如く分配す

毎株配當二磅三志及十志の特別配當	五〇〇、〇〇〇元
銀積立金繰入	七五〇、〇〇〇
房屋產戸	六〇〇、〇〇〇
後期繰越	三、一六六、五七八●八五

○殖邊銀行新營業　殖邊銀行は業務擴張の起見よりして、本年度より次の如き新業務を開始せり。（時事新報）

修學豫備儲金
學資儲金
婚姻豫備儲金
養老儲金

○滿洲私鹽取締新約　滿洲に於ける私鹽取締の爲支那政府は南滿鐵道會社と次の條約を締結せり。（時報）

第一條　南滿鐵政公司は官鹽を輸送するの時は、必ず東三省鹽務官署發給の許可狀を以て標記となし、若し此輸送許可狀なければ其輸送を拒絕すべし

第二條　許可狀所載の食鹽斤數並に發貨地點、卸貨地點及期限等實際と符せざる時は、其輸送を拒絕すべし

第三條　許可狀樣式は定めて四頁となす、第一頁は原發の鹽務官署に保存し、第二三四の三頁は均しく檢送者に給與し、第二三兩頁は卸貨地の滿洲鐵政車站に保存し、第四頁は貨主に交與す

第四條　若し滿洲鐵政公司僞造品の私鹽を承受する時は、該公司營業の範圍內に於て取締上最も有益の法を擇んで之れを處理するを妨げず

第五條　の吉黑兩省の鹽輸送規約に對しては、榷運局と滿洲鐵政公司間に別に契約を訂すべし、但し榷運局鹽輸送契約を履行せざる時は、本取締法亦同時に廢止すべし

鑛山

○川藏金鑛開採條陳　四川士紳徐湘等十一名は、大總統に對し川邊及西藏の五金鑛產開採の件を條陳せり、其大綱次の如し。（神外事報）

一、靈山勝跡以外は封禁を除き、何地に論なく均しく人民の自由開採呈請を許すべし

二、開採專章は別に政府に於て妥訂し並に收費を免じて提倡に資す

三、成効あるを俟ちて內地の例に照して、井口兩稅を徵收すべきも稍徵收を酌減すべし

四、收入の鑛稅は專ら川藏道路の建築に備へ、以て交通の便に供すべく、他に特用するを得ず

五、政府より員を派して局を設け、官督商辦とし、並に礦學專門家を派して、鑛產を調查し鑛質を化驗す

六、政府は應に模範鑛場を設けて商民の先導をなすべし

○昨年度各省出炭高　農商部の調査に係る昨年中の各省出炭高次の如し、此外江蘇、湖江、福建、貴州新疆各省炭各特別行政區域の分は未詳なり。（時事新報）

省	出炭高
奉天	五、四〇〇、〇〇〇噸
直隷	二、一六〇、〇〇〇
山西	二、五〇〇、〇〇〇
山東	九三二、〇〇〇
江西	八〇〇、〇〇〇
河南	五〇〇、〇〇〇
廣東	五〇、〇〇〇
雲南	三〇、〇〇〇
吉林	二〇〇、〇〇〇
湖北	一〇〇、〇〇〇
安徽	三〇、〇〇〇
湖南	九三二、〇〇〇
四川	三〇〇、〇〇〇
陝西	五〇、〇〇〇
廣西	五〇、〇〇〇
黒龍江	一〇〇、〇〇〇

會報

汪大燮特使より鍋島會長への電報

此度懇篤ナル御招待ヲ蒙リ感激ニ堪ヘス謹テ謝意ヲ表シ併セテ御健康ヲ祝ス

本電報は東亞同文會が支那特使招待會を開きしに對し謝意を表し特に會長に宛て寄せ來れる者なり

支那

第八巻第九號

要目

東亞同文會調査編纂部

支那之工業目錄提要

東亞同文會調査編纂部發刊

專用　電話新橋一二五五番
電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年五月一日發行「支那」第八卷第九號

論說

資料

雜録

一、獨支兩國人間の訴訟は支那司法衙門の審判に歸せしむ、但し兩造共に中立國領事裁判を希望する時は、之れに歸せしむ。

一、獨支兩國間の條約或は契約に規定せる事項は、一律緩に付す。

一、獨華銀行の發行せる紙幣は、中國交通兩銀行をして斟酌處理せしむ。

○河南省國會議員の總統面陳　河南省選出參議院議員毛印相、謝鵬翰、衆議院議員陳鴻疇、韓臚雲、徐維會五氏は、大總統に面謁し、次の諸件を面陳せり。（順天時報）

一、個人所持の對獨方針を陳述す。

二、田省長を暫く更任すべからざるの理由を報告す。

三、政府が袁の爲に褫職せられたる省議員九人の原有資格を恢復せん事を要求す。

○聘用獨人數　各省は中央各機關聘用中の獨逸人數次の如し。（時報）

一、各省省長署顧問、鐵路技師、管理員、海關驗税員、輪船稽査員、兵工廠技師等の獨人計九百十三名。

二、中央總統府、税務處、內務部、財政部、陸軍部、教育部、審計院、交通部、顧問職員及各學校教員、工廠技師等の獨人計二百十一名。

○警務會議代表者　苑內務總長は警務會議を召集せるが各省派遣代表者次の如し。（時報）

直隷	王謌	奉天	王永江
黑龍江	劉下軒	河南	董遇春
山西	王履康	湖北	張治禮
浙江	楊桂欽	福建	開銘
廣東	張芳鵬	廣西	陳凱
四川	汪秉乾	熱河	馮夢雲
綏遠	董有聲	新疆	王孚會
察哈爾	張錫光	雲南	趙世銘
貴州	揚振聲		

○政府の兼職取締　國務院にては各省に對し京外行政機關の任に兼職の徒に多きを戒しめ次の諸項を命令したりと。（時報）

一、特任各兼職の處については制限を加へず。

二、簡任各職は二處以上を兼ぬるを得ず。

三、委任官は一律に兼職を許さず。

軍事

○各省警備隊數　各省區の警備隊現有數は次の如くなるが、本年度はそれを増加せんとするの議ありと。（順天時報）

直隷	六千六百名
奉天	五千名
吉林	一千二百名
黑龍江	一千名

山東	三千二百名
河南	三千名
山西	四千四百名
江蘇	四千五百名
安徽	四千四百名
江西	三千二百名
福建	二千八百名
浙江	四千名
湖北	三千八百名
湖南	三千五百名
陝西	二千百名
甘肅	一千二百名
新疆	九百五十名
四川	二千六百名
廣東	三千五百名
廣西	一千名
雲南	二千二百名
貴州	五百名
京兆	一千三百名
熱河	四百五十名
綏遠	二百名
察哈爾	四百五十名

（神州日報）

○**國防兵編制法** 今回政府にて編制せんとする國防兵六十師團の兵員分配數次の如し。

甲、步兵

一、三棚を一排とし、每棚を二十八人とす。
一、三排を一連とし每排を八十四人とす。
一、四連を一營とし每連を二百五十二人とす。
一、三營を一團とし一營を一千八人とす。
一、三團を一旅とし每團を三千二十四人とす。
一、二旅を一師とし每旅を九千七十二人とす。
一、每師一萬八千百四十四人とす。

乙、騎兵一團
丙、砲兵一團
丁、工兵一營
戊、輜重兵一營

○**馮副總統の軍隊收束意見** 前日國務會議に於て各省軍隊存留改編善後事宜の問題となるや、馮副總統は、全國の兵數を五十八万餘と暫訂すべしとの說を出し、段總理亦之れに贊成せる由なるが、其內容は次の如きものなりと。

（時報）

直隷	九萬五千人
京兆	三萬九千人
熱河	一萬三千人（察哈爾七千人を含む）
奉天	三萬三千五百人
吉林	一萬二千人
黑龍江	一萬五千人
山東	二萬一千人
江蘇	四萬四千人
安徽	二萬人

江西	二萬三千人
浙江	一萬八千五百人
福建	九千五百五十人
河南	三萬七千五百人
山西	二萬五百人（綏遠の六千人を含む）
湖北	二萬一千五百人
湖南	二萬一千人
四川	二萬四千人
陝西	一萬二千人
甘肅	七千三百人
新疆	九千五百人
廣東	四萬人
廣西	一萬五千人
雲南	二萬七千人
貴州	一萬人

財政

○德華銀行の鹽稅控留　北京德華銀行は中獨斷交の前日財政部に對して、本年二月中、還付すべき鹽稅剩餘規元三十九萬四千五百五十六兩四錢、銀元、二十萬元は本行に於て之れを控留し、以て各項借欵等の支拂の用途に充つべき旨申越せりと（時報）

○デーン氏續約問題　鹽務顧問デーン氏は五月を以て續約期限滿つるを以て、政府は再び續約聘訂の意あり、其續約契約は蔡廷幹氏に於て起草中なるが、其大要次の如し。（時報）

一、期滿慰勞金英貨一萬磅を給付す

一、續約期限を三年とし、期限中に七ヶ月の長期休暇を與へ、休暇中の月俸及歸國往復旅費は支那政府より支給す、尙其各省鹽務調査に際しては、政府より專車を備ふ

一、續約期限滿了後は五千磅の慰勞金を給す

○各省外債分擔額　本度各省分擔の外債總額は四千六百九十九萬一千五百兩にして、其各分擔額次の如し。（時報）

直隷	一、八四一、〇〇〇兩
東三省	三一、二五〇
山東	一、五〇五、五〇〇
山西	一、六一八、五〇〇
河南	一、九九九、六〇〇
江蘇	七、九三一、二五〇
安徽	二、五三一、五〇〇
浙江	四、〇四七、〇〇〇
江西	三、四四三、〇〇〇
湖北	四、〇五九、〇〇〇
湖南	一、四〇七、四〇〇
福建	二、二五〇、〇〇〇
廣東	七、三一九、〇〇〇
廣西	六四七、五〇〇
雲南	四一七、〇〇〇

貴州	二〇六、〇〇〇
甘粛	三五〇、〇〇〇
新疆	四六〇、〇〇〇

○財政會議紀要　今回開會の全國財政會議第六次會の重要案件次の如し。

甲、新提議案

一、全國財權統一案（湖南財政總長提出）

二、軍費統一要求案（湖南省長代表及財政廳長提出）

三、財務機關所屬員司取締簡章制定建議案（檢查會提出）

四、新疆の兵屯を酌改し以て財政を維持するの意見書（新疆省長及財政總長提出）

五、紙幣取締印紙貼用勵行案（印紙税處提出）

六、人民が丁糧納付に當り串票を用ふる時は、毎枚印紙二分を貼用せしめ、以て現金に代えしむるの案（印紙税處提出）

乙、續議案

一、考成徴征條例擬修意見書（江蘇財政廳提出）

一、縣知事短欵三項處分議案（福建財政廳長提出）

一、縣知事交代細則議案（福建財政廳長提出）

○海關整頓辦法　財政部にては積極的に海關の整頓を行ひ、大に其增收を計らんとするの計畫あり、其方法として次の諸件を該部召集の財政會議に提出したり。（順天時報）

一、前年の海關收入と比較するに、江蘇、宜昌、重慶各關は收入甚だ少し依つて其減收實況及補救方法を詳叙報告せしむ

一、關税の減收あるに加へ、今日財政困難に減政實行中の事なれば可成支出を節して彌補に資せしむ

一、關税の收入減少するも外國に對する賠償金丈けは、如何になる方法を講ずるも之れを存儲して、以て外國に對し信を失するが如き事無からしむ

○官產收入報告　陳財政總長は本年一月中の官產收入額を大總統に報告したるが、其額四百三十五萬七千二百八十九元六角にして、將來尚增收の見込ありと。（順天時報）

○鹽税餘欵支途　二月分鹽税剩餘三百六十萬元は銀行團より支那政府に引渡さるゝ事に決定せるが、其用途は次の如し。（時報）

中央行政費補助	八十萬元
近畿軍警費	百二十萬元
教育費補助	二十萬元
邊省軍費補助	六十萬元
臨時特別支出豫備	八十萬元

實業

○滙豐銀行收益狀況　一九一六年度中の滙豐銀行の營業收入次の如し。（時報）

純益金　三、〇二七、二一九•八九

益金合計（前年繰越共）一〇、一六五、六六五•一六

右の内昨年八月毎株二磅三志合計二五八、〇〇〇磅則

二、四六四、四七七元六一を配當せしが、此外重役に對する報酬三〇、〇〇〇元を除き、七、六七一、一八七●元を次の如く分配す

每株配當二磅三志及十志の特別配當	五〇〇、〇〇〇元
銀積立金繰入	七五〇、〇〇〇
房屋產戶	六〇〇、〇〇〇
後期繰越	三、一六六、五七八●八五

○殖邊銀行新營業　殖邊銀行は業務擴張の起見よりして、本年度より次の如き新業務を開始せり。（時事新報）

修學豫備儲金
學資儲金
婚姻豫備儲金
養老儲金

○滿洲私鹽取締新約　滿洲に於ける私鹽取締の爲支那政府は南滿鐵道會社と次の條約を締結せり。（時報）

第一條　南滿鐵政公司は官鹽を輸送するの時は、必ず東三省鹽務官署發給の許可狀を以て標記となし、若し此輸送許可狀なければ其輸送を拒絕すべし

第二條　許可狀所載の食鹽斤數並に發貨地點、卸貨地點及期限等實際と符せざる時は、其輸送を拒絕すべし

第三條　許可狀樣式は定めて四頁となす、第一頁は原發の鹽務官署に保存し、第二三四の三頁は均しく檢送者に給與し、第二三兩頁は卸貨地の滿洲鐵政車站に保存し、第四頁は貨主に交與す

第四條　若し滿洲鐵政公司僞造品の私鹽を承受する時は、該公司營業の範圍內に於て取締上最も有益の法を擇んで之れを處理するを妨げず

第五條　の吉黑兩省の鹽輸送規約に對しては、權運局と滿洲鐵政公司間に別に契約を訂すべし、但し權運局鹽輸送契約を履行せざる時は、本取締法亦同時に廢止すべし

鑛山

○川藏金鑛開採條陳　四川士紳徐湘等十一名は、大總統に對し川邊及西藏の五金鑛產開採の件を條陳せり、其大綱次の如し。（神外事報）

一、靈山勝跡以外は封禁を除き、何地に論なく均しく人民の自由開採呈請を許すべし
二、開採專章は別に政府に於て妥訂し並に收費を免じて提倡に資す
三、成効あるを俟ちて內地の例に照して、井口兩稅を徵收すべきも稍徵收を酌減すべし
四、收入の鑛稅は專ら川藏道路の建築に備へ、以て交通の便に供すべく、他に特用するを得ず
五、政府より員を派して局を設け、官督商辦とし、並に礦學專門家を派して、鑛產を調查し鑛質を化驗す
六、政府は應に模範鑛場を設けて商民の先導をなすべし

〇昨年度各省出炭高

農商部の調査に係る昨年中の各省出炭高次の如し、此外江蘇、浙江、福建、貴州新疆各省炭各特別行政區域の分は未詳なり。（時事新報）

省	出炭高
奉天	五、四〇〇、〇〇〇噸
直隷	二、一六〇、〇〇〇
山西	二、五〇〇、〇〇〇
山東	九三二、〇〇〇
江西	八〇〇、〇〇〇
河南	五〇〇、〇〇〇
廣東	五〇、〇〇〇
雲南	三〇、〇〇〇
吉林	二〇〇、〇〇〇
湖北	一〇〇、〇〇〇
安徽	三〇、〇〇〇
湖南	九三二、〇〇〇
四川	三〇〇、〇〇〇
陝西	五〇、〇〇〇
廣西	五〇、〇〇〇
黒龍江	一〇〇、〇〇〇

會報

汪大變特使より鍋島會長への電報

此度懇篤ナル御招待ヲ蒙リ感激ニ堪ヘス謹テ謝意ヲ表シ併セテ御健康ヲ祝ス

本電報は東亞同文會が支那特使招待會を開きしに對し謝意を表し特に會長に宛て寄せ來れる者なり

支那

第八卷第九號

要目

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所

- 臺灣（基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿緱、花蓮港、臺東、澎湖島、）
- 支那（上海、九江、福州、廈門、汕頭、廣東、）南洋 歐洲（香港、新嘉坡、倫敦）
- 內地（神戶、大阪、東京、）

株式會社

臺灣銀行

支那南洋歐洲幷臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京支店

東京市麴町區永樂町二丁目一番地

支配人 山成喬六

本局 五〇六〇番（特長） 五〇六一番（長） 五〇六二番（長） 五〇六三番（長） 五〇六四番 五〇六五番

支那之工業目錄提要

東亞同文會調査編纂部發刊

專用 電話新橋一二五五番
電話新橋二二一七番
振替東京九七三〇番

大正六年五月一日發行「支那」第八卷第九號

論説

資料

雜録

次

大正六年五月一日
第八卷第九號

論說

露西亞と支那

一

露國に於ける最近の大政變は其由つて來る處固より一朝一夕の故に非ず、其成る處必ずしも驚くべき者に非ずとすべし、然れども曠古の大戰に際し、國家の存亡を賭して强敵と戰ひ、眞に國運危急の秋に當り、卒然として革命内訌の亂を爲す其眞意大に疑はざるを得ざる者あり、

革命を主唱し新政府を樹立するに當り、幾多の宣言は能く政變の理由を說明して餘あるか如しと雖も、斯る宣言を以て直に信ずべき者とせば、是れ甚しき皮想の見たるを免れず。

何となれば凡そ革命の如き内亂に當りては、眞個の責任を負うて起つ者あり得べき事に非ず、事變の急轉する其間髮を容れず、朝に夕を測るを得ず、此間に處して事を執る者假令責任を負ふの覺悟ありとすとも、奈何にせん時局は責を盡くさしむる如く緩かならざるを、況んや放縱放志なる徒の最も事變を急轉せしむるに力あるに於

てをや是を以て一時の民心を迎合し、輿論の雷同を希ふの宣言書の如き千百ありとすとも、決して其の眞に然りと速、斷すべからざるなり。

二

露の國情は東亞の大國支那に似たる甚しき者あり、彼は版圖の面積八百萬方哩、此は四百萬方哩、民族の混淆する彼此相似、動もすれば平生既に民種を云ひ民族を論す、產業は農を以て本とし、貧富の懸隔甚しく、王侯豪族其富一世を蓋ふ者多しと雖も、國內の億兆九割は下級の民に屬し、國を擧げて黔首とする亦二者相似たる甚し。

露は東歐に龍蟠して永く君主專制を以て政體とし、支那は東亞に虎踞してまた專制を唯一の政本とし、黔首を愚にし、政は知らしむるべからず依らしむべしとなす、露支兩國に我國人の想像だになし難き程度の專制政治が永く行はれし所以は其國狀まさに專制に適合したるが故なること誠に明に、支那が近年遽に立憲政を採らんと云ひ共和政に局を結びしは、支那以外に在つて週流する世界の大勢が之を激成せしめたるによらずんばあらず、露の立憲政を布き數年ならずして今此の大變に遭遇せる亦之と其軌を一にすと觀すべし。

露にピーター大帝あり、スラブ民族の根基を樹て國運隆として榮え、能く歐洲列國の文明を綜合せりと稱せらるゝは、まさに支那歷世の王朝に於て全盛時期の存在するに比すべく、支那の全盛時期は中央首都に限りて存し、畿輔の財力に餘裕ある時、之を用ゐ土木を興し、百官の奢侈を盡くし、工藝美術の美を整ひ、詩歌文章の粹を集めしに止まり、全國より之を觀れば未だ嘗て支那に全盛の黃金時代ありしを考ふるを得ず、露のピーター以來の全盛も亦全露西亞より之を察すれば一小部、一局部の全盛に止まり、其の西歐文明を露に移し、富國の實を成せるが如きは贊美するに堪ゆべきが如きも、露の全國家の力に於ては幾何も關するなきに似たり。

ピーター大帝以來、露の最も力を致せるは、西歐諸國の文物を露に輸入するに在り、其の各種工業の經營を始め財力も亦之を他に求め、英、佛、獨の資本と共に幾多の智能學術を吸取せしと雖も、其の文明の根底を省みれば新なる文明は露の固有性と相合せず、低き露の文明は高き西歐文明と相對峙して融合するに遲く、果然今に至りても猶且つ露は眞に西歐文明を消化し了らざるの評を免れず、露國の誇とする經濟上の各種事業は露人の經營する如く見ゆれども、其實殆ど外人に據らざる者なく、眞の露國經濟事業は低級なる露國式事業に過ぎず、上流の富豪は恣に其財を擁し其企業を誇ると雖も、國內大多數の露國人は殆ど此の階級と分離獨立して存在するに非ずや。

之を支那に見る、露の如く西歐文明を輸入するに速かならず又大ならずと雖も、今や西人と交通する既に三百年、而して其間幾何も西歐文物を消化せるを見ず、近く二三十年の間に亘り鋭意文物を外國に求むと雖も、支那思想の啓

發を始め、各般の事業永く成功を見ず、現時支那に於ける經濟上の企業大に振興するに似たるも其實質を詳にすれば是れ悉く外人の力に由る、支那その者は外人の企業と相離れ依然として千古の舊態を脱するなし。

三

露支兩國革命の原因は復雜を極むと雖も、要するに上流の特種階級が專有する權力に對する反抗其主因たらずんばあらず、露が王侯豪族の特權を一擊せるは、支那が滿洲一族及上流大官の特權を一破せるに比すべく、而して革命の主動者は智を内外に求め、識を東西に得たりとする年壯氣鋭の一團たる亦大差なしとすべく、而して其の亂を爲すや、亡國の危急を救ひ千年の大計を算するに在りと唱へる亦相同し。

然れども二國革命の本性質が國家を前提とし、眞に愛國的の行動に出づる者なりや否やは大なる疑問に屬す、支那の革命は今に至るまでの各般現象を總合して一括すれば勢權の爭奪を唯一の目的とし、其性質國家の安危を顧みる者に非ざるは眞に憾むべく、よしや數人、數十人は眞個の大識見を具有し、國家を泰山の安きに置き、國運を長江の長きに比せんと焦心苦慮せざるに非ざらんも、大勢は之を滅却せざれば甘心せず、爲めに幾回の政變幾多の改革も唯之れ革命家自家の利害により與廢するの觀あり、眞に惜むべきなり。

露は今や貔貅千萬を風雪に暴露し、山河千里戰塵暗きに當り敢て革命の内亂を釀し、口に愛國を說き、落日の國運を挽回せんと豪語するも、革命なる者の本質より論ずれば支那に於て憾む所、又之を露に憾ますんばあらず、露の前政府は親獨の策を秘藏せしが故に露軍敗衂せりとは信ずる能はず、戰起りてより既に三星霜、内億兆の財を拋ち外千萬の兵を動かせし者、誰か親獨の秘策ありて之を爲し得べきとする、其軍勢の不振は是れ露の國力に歸す、文武政道に統一を缺くは是れ亦露の國勢に歸す、豈秘策を胸中に藏して此の大戰を繼續し得る者あらんや。

四

支那が列國環視の間に奮然として革命を起せるは、露の存亡の大戰に當り革命を爲せると同日に論ずべからず、露に於ては大戰の敗北が偶革命を起すの口實となり、美名の下、美言の間に今の時を以て放縱放志なる内亂をなすに適合せる機會となせしは、抑も露の革命が眞個愛國の大信念を有せざる表明とすべく、其機を玆に求めしは露の將來を語る者に非ざる乎、否乎。

滿清の朝廷一亂に遭ひ三百年の帝業轉瞬の間に滅却し四百餘州一人勤王の戰士なきを嘆せしめ、勢威九州を睥睨したる皇族及文武大官杳然去つて流水の如し、ロマノフ王朝また三百年、皇帝六軍を統制し、千萬の軍勢山河を震撼し、百里の長壁壯士慘として驕らす、假令敵を塵にするの勇

を專らにする能はざりしと雖も、猶獨軍をして心力を竭さしむ、而も國難一過して玉臺永く光なく、龍衮空しく泥土に委す、露の國運また哀しからずや。

五

思ふに理論上最善なる政法も其國狀國俗を沒却して之を行はんとするは殆し、殊に多數の輿論を基とし責任なき放逸なる各個の思想を總合して國を理せんとする、更に危し、抑も露支二國が殆ど同一軌に出つる政變を敢てせるは其國内の形勢に於て已むを得ざるに在るは否定すべからず、然れども其原因已むを得ざる者なりしが故に之によつて新に成れる國家は舊に比し一步を進むと斷ずる能はず。

支那は一亂以後收拾眞に容易ならず、一興一廢恰も走馬燈の如く、而して國力は之が爲めに一毫も增すなく、露國の將來は之を支那と同一視すべからずと云ふ者もあれど、其國狀を詳察し內亂の實質を明にせば其の治亂の由る所を知るべく、國運の將來逆睹すべからざる者あり。

實に支那の革命運動が支那全國民と離れ、始より一特種階級の者に限らるゝ如く、露の革命も亦全國民と步調を合するに非ず、一部階級の間に於て時局を左右するのみ、支那は上下の二社會より成り、此の間の隔離する古よりして然り、而して革命なる運動も亦最大多數國民は茫然傍觀するのみ、是れ其國家の歷史的性質一種の組成をなし、自ら然らざるを得ざるに出づ、露の新政府は全國民の歡心を迎合すと雖も、是れ亦其歷史的の國家性質より見れば一階級對一階級の運動に止まり、億兆の蒼生夢々として適歸を知らず、露の上流階級は名に於て滅びしと雖も、其新に成る所の者は亦眞の露國を代表するに非ざるは何人も之を認む。

露の特に秀てたる長所は其の陸軍に在り、是れ支那の遂に及ぶ能はざる所、其民族の慓悍勇勁なる、是れ露の最も恃むべしとなす所なり、然れども此の勁剛なる民性を導くに道を以てすれば眞に雄大なる國家を形成し得んも、一度其の道を失すれば其の害毒の及ぶ所想察するに餘あり、故に若し露の國勢が此の道を失へる民性の慓悍勁勇により支配せらるゝ時機到らば更に憂の大なる者あるを想見すべし、嗚呼國民の要求は大革命を育てせりと云へる言の眞ならば、此の放縱放志にして且つ暴勇を有する國民の要求は將來如何なる要求に變すべきか、個々人々無限の要求を基として國家は成立し得べしと何人が首肯する、國民の要求愚民の要求とは眞に思はざるの甚しき言に非ずや。

支那民性は幸に露國民に比し溫厚にして和平、寬仁にして裕大、是れ武勇の國民として其の力を樹つるに難しと雖も、其平生の行動君子人の態度を愆るなき所以なり、故に支那國民の要求なる者若しありとするも、露の如く恐るべく暴なる能はず、是れ支那の革命が實質に於て大なる破壞性を伴はざる所以なり。(北濤生)

湖北湖南の石炭

湖北省

湖北省に於て石炭を埋藏する地層は上、中、下の三部に區別する事を得べく、下部に位する地層は浸蝕作用の爲低平し、丘陵をなし、主に硅岩より成り、粘板岩及砂岩を互層す、本層中に介在せる炭層にして採堀に堪ふるものは、厚約四尺なる一層なりとす、中部に位する地層は下部層を整合に被覆する厚層の石灰岩にして、粘板岩及砂岩と互層し、本層は稍高き山脈をなし、石炭採掘に便なり、本層に介在する炭層は普通二層を下らず、厚は三四尺あり、中、下部層の地質年代は明かならざれども、二疊紀前即ち石炭紀に屬するが如し、上部に位する地層は中部層を不整合に被覆する砂岩、頁岩の互層にして低卑なる丘陵をなす、本層に介在せる炭層は普通二層にして厚二尺あり、地質年代は明かならざるも、二疊中生層に屬するが如く、尙上部層を被覆するものは、支那に廣く分布せる赭色砂岩なりとす。

興國州炭田

興國州の南西約四五十基米の地なる、富水の一支流の上流江西省界に近き地に露出せる地層は、厚き石灰岩と砂岩、頁岩の互層より成り、中部層に屬すべく一向斜層を成す、其南翼には厚き二條の石灰岩ありて、各一炭層を挿間し厚

さ一尺乃至三尺あり、現に採炭中にて一日六十噸内外の産額あるも、地交通不便なるを以て、到底多量の出炭を望むべからず、炭量は約三百萬噸内外と積算せられ、中部石炭は黃鐵鑛を散點し、灰分多く膨脹粘結す、其分拆結果次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
〇、五一	一七、六一	六一、七〇	二〇、一八	四、五一	一、五六三	六、二七〇	一一、二八六	第二類二
〇、七三	一六、八五	五九、二六	二三、一七	四、六八	一、五五五	六、一六〇	一一、〇八八	同
〇、六一	一五、三九	六五、〇一	一八、九九	四、三四	一、五二〇	六、一六〇	一一、〇八八	同

炭山灣炭田

炭山灣炭田は與國州の北大冶縣の東にあり、揚子江岸を距る事六七基米許り、約二十年前發見せられたる處にして、現に炭山灣煤鑛公司の所有に屬し、洋式設備を以て一日約二百噸内外の石炭を採掘す、地は金湖及海口湖間にある丘陵にして、主に硅岩、粘板岩より成り、約東西に走り南方二十度に傾斜す、石炭は粘板岩中に介在し、二層あるも上層は稼行に堪えず、下層は則ち目下採掘せらるゝものにして、厚さ三尺乃至十尺あり、延長は明かならざるも二三基米は連續せるものゝ如く、炭量は七百萬噸と概算せらる、其分拆表次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
一、二五	一〇、七〇	七七、九四	一〇、一一	三、四三	一、四七七	六、一三〇	一一、〇三四	第一類二

黃石港炭田

大冶の北東に當り揚子江岸の黃石港の南より西に連れる丘陵地は砂岩、頁岩より成り三炭層を埋藏し、北々東二十度に傾斜す、目下三ヶ所に於て石炭の採掘行はるゝも、單に農閑の際地方土民の來りて、採掘し自家用に供するに過ぎず、炭層は最東にある青山灣より西方新山を經て馬鞍山に連り、延長二基米半に達す、青山灣に於ては最上層を採掘し、其厚二尺五寸あり、新山に於ては中部炭層を稼行し厚一尺内外あり、最西にある馬鞍山に於ては最下層を採掘し厚さ二尺あり、本炭田の炭量は百五十萬噸と概算せらる、此外黃石港の北々西華家湖に沿ひ一炭層同一層中に介在し、北四十度西に走り、南西六十度に傾斜し厚さ四尺あり。

本炭田の石炭は黃鐵鑛を散點して粘結せず、分拆の結果次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黃	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
四、〇五	七、五一	六九、六八	一八、七六	一、三一	一、七八二	三、六三〇	六、五三四	第一類二
三、七六	六、七〇	七四、七六	一四、七八	四、三九	三、七一三	三、六八〇	六、六二四	同

楊家山炭田

武昌の南方約五十基米、梁子湖及黃塘湖の間にある江夏縣楊家山炭坑は二十年前の開坑に係り、現時毎日二十噸内外の出炭あり、地は一帶の平野にして、所々に低卑なる丘陵散在す、丘陵の上部は主に蠻岩より成り南東四十度に傾斜す、蠻岩の下に砂岩、頁岩あり、砂岩中に二炭層存在すと稱せらるゝも、下層は未だ明かならず、上層は現に採掘

せらるゝものにして、厚さ二尺乃至四尺あり、二基米の間之を追跡し得べく炭量は二百五十萬噸を推算せらる、石炭は有煙炭にして、粘結せず分拆表次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
一、二七	一三、五五	六六、四七	一八、六一	三、八一	一、五二一	六、四九〇	一一、六八二	第二類二

香溪炭田

歸州の下流揚子江沿岸の香溪口より南流せる香溪水に沿ひ、北二十度乃至三十度東に走れる炭層は、香溪水の東西に於て、随所に採掘せられ、延長約十六基米に亘り、宜昌に於て消費せらるゝ石炭は多く此より供給せらる。

香溪水の東方は直に石灰岩の臺地にして、含炭層は整合に之を被覆せる赤色砂岩、頁岩より成り、二疊三疊紀に屬すと云ひ、或は珠羅紀なりと稱す、其中に綠色の砂岩、頁岩を挾み二炭層を介有し、北二十度乃至三十度東に走り、西方二三十度に傾斜す、厚は一定せざるも各層二尺内外を普通とし、炭量概算二千四百萬噸あり、炭質は粘結性にして分拆の結果次の如し。

水	揮發物	固定炭素	灰	硫黄	比重	發熱量 カロリー	發熱量 英國熱單位	種類
一、六一	二三、八六	四九、三四	二六、一九	〇、三八	一、五五七	五、五〇〇	九、九〇〇	第二類二

其他の炭田

湖北省に於ては是等諸炭田の外にも、尙數多の炭田あり、今其中の稍注目するに足るものを左に列記せん。

興國州の北方なる謝喩に現に採堀中の二ヶの炭坑あり、其炭層は厚層の石灰炭中にある粘板炭中に介在し、南方四十度に傾斜す、炭層は一層にして山腹に露出し海口湖に近く運搬は便利なり、炭層の厚は六尺あるも、採堀に堪へ得る良好なる部分は二、三尺に過ぎず。

大冶の北下陸にも炭坑あり、此地の炭層亦厚層の石灰炭中にある粘板岩中に介在し、北方に急斜す、厚は明かならざるも二尺内外なり、尙其東なる楊子江岸の石灰窑にも厚三尺位の炭層あり。

金湖の北東隅に近く興國州の北大冶の東に當れる渟源口及北東楊子江附近は主に硅石より成り、粘板岩、砂岩と互層し、二炭層を埋藏す、下層は嘗て採堀せられたるものにて、北方又は北北東二十度に傾斜し厚は二尺乃至六尺あり。

大冶の西保安湖に近く尹家山に石灰岩中の粘板岩に介在せる炭層あり、厚一尺五寸許、石炭は黃鐵鑛を含有し品質良好ならず。

楊子江岸蘄州の對岸牛角壠附近は、主に硅岩より成り粘板岩、砂岩を互層し、北方には北四十度西に走り、南西六十度に傾斜し、南方には東西に走り北二十度に傾斜す、四尺乃至八尺の厚の炭層あり、石炭は硫黃を含有する事多く品質劣等なり。

利川縣の北々西にある添油山に於ては、厚層をなせる砂岩、石灰岩上に坐して二三の炭層を夾有す、此地より四川省萬縣に至る間は石炭處々に產出し添油山及省界に近き朗家垻に數多の炭坑あり。

湖南省

石炭は湖南省の鑛產部中主要なるものにして、湘江の支流たる耒河の流域、湘江本流の西岸其他省内各地より產出しリヒトホーヘン氏は實地踏査の結果本省の東南部全體を以て一大炭田なりと斷じ、殊にこれを以て支那に於ける最大の炭田となせり、尙同氏の調査によれば該炭田は湘潭の近傍なる南嶺の北麓より起り、南北は緯度の二度東西亦經度の二度餘の間に亘り其總面積は一六、二〇〇方哩（地理上）則ち實際の二一、七〇〇方哩に達するものなり、然れども其大半は石炭紀以後の形成に係る沈澱の數千呎の厚層を以て掩はれ石炭紀以前の岩石を以て掩はるゝは僅に其一部に過ぎず、而して其石炭は甚だ廣大なる地面に於て發見せらるゝも成層概して亂脈にして、爲に石炭層の性質及位置を不利ならしむる事あり、此大炭田は地理上將實際上よりして殆ど面積の相等しき二個部分に分つ事を得べし、即ち耒河炭田及湘江炭田これなり前者は無烟炭を產し、後者は有烟炭を出し、其石炭層は性質に於ても時代に於ても兩者大に異れり。

是等炭田地方にありては從來土人は地上に露頭せる部分より採掘し、これを自家の燃料に供すると共に民船に積みて各地に販售せり、其炭坑の採掘稍久しくして或は深きに及びて採掘困難に、或は坑内水を出すものゝ如きものは直ちにこれを捨てゝ顧みる事なかりしなり、今次にこれ等二炭田につき更に評細の事情を說くべし。

耒河炭田

耒河の炭田は甚だ廣大にして其南端は廣東省界の北江の源泉地方たる宜章、臨武に起り柳州、桂陽州、桂東縣、興寧縣等を經て北し永興耒陽に終る、南方七州の炭田は面積甚だ廣く土人これを採掘するも孰れも地方に於ける使用に供せらるゝのみにして、他に輸出せらるゝものは少しこれ蓋し、其水利の便惡しきと炭質の良好ならざるが爲也、是等の炭層は概して薄く一尺内外を普通とし、時に三四尺に膨大す、此地方の石炭は湖南西部地方の石炭とは全く其質を異にし、寧ろ南部支那地方產のものに似、全部無煙炭なるも、其質脆弱にして碎け易く、大塊をなすものを一擊すれば容易に微塵となるべく、且又其儘に放置するも自然に粉末と化すべし、其色は石墨に似て著しき光澤あり、而して此地方の石炭が元來良質なるに係らず斯く使用に適せざるに至りしは地殼の褶曲作用が徐々として行はれし際に、現はれたる壓碎作用によるものにして、此地層の亂脈は非常に甚だしきを以て良種の石炭を出す能はざる也。

本炭田中最も重要なる石炭區は永興縣より耒陽縣に達する耒河兩岸の地にして石炭層は北部及南部山脈の中腹を走れり（該山脈の地層は石炭層より舊し）、其層は極めて整然たるものにして山脈の兩側に四十五度の傾斜をなして存在し、所々砂岩系と五十呎以上の厚ある粘板岩との間に出入せり、地層の傾斜せる處にありては種々の石炭層を見る事を得べく、又採堀も比較的容易也然し其位置は孰れも交通

の便良好ならず、爲に現に採掘せらるゝものは多くは河岸又は河岸附近に限らる。

此地方に產する石炭は全部無煙炭にして、永興縣附近の如く河流と最も隔絕せる炭山より產出するものと雖も郴州及地方產のものと異らずして、北するに從て炭質は益良好を加ふ、殊に永興より耒陽に至る間水路三十八哩直路二十五哩の間には數ヶの良質の炭坑あり、良質の無煙炭產地として其名あり、然れども最良質の石炭は耒陽の東方並に北東方數哩の地にある炭坑より產するものにして、此地方の全地層が將に赤砂岩の下に埋沒せられんとする少し以前に於て初めて發堀せられしもの也。

此地方より產する石炭はこれを耒陽炭と概稱す、其質概ね純粹黑色にして劈解あり、其質堅牢ならざるが爲に大塊をなすもの少く、塊と粉との比は大抵一と五乃至十の比なり、但し其最北部地方より出るものは美事なる塊炭にして品質甚だ優良に、無烟炭の最良種と稱するも決して過言にあらずと云ふ。

耒陽炭は其價格粉炭は一担原價八文乃至百錢(一噸〇・八兩乃至一・〇兩)にして、塊炭は一担百四十六文乃至百六十文(一噸一・四兩乃至一・六兩)なり、其運搬は多く水運によりて成さるゝものにして、永興より湘潭に至るの間百九十六哩、湘潭より漢口迄の間二百三十七哩あれども其間の運賃は極めて低廉なり。

此地方は存炭量豐富にして、石炭脈を堀下するに際し斜道を設くる事も左迄困難ならざるを以て、從來土民の手によりて數多の炭坑陸續として開堀せられしが、是等炭坑の深さに至りては容易に知り難きも、中には百八十呎より二百呎以上に及ものもありと、而して坑道の深きに從つて炭質亦益堅牢且良好也、殊に又此地方にありては坑內の排水の爲に數百呎の隧道を穿たん事も容易に、且地質柔軟工賃低廉なれば宏大なる炭坑を開かん事も決して困難にあらず、炭層の厚は通常三呎乃至六呎にして、必ずしも厚しと稱すべきにあらざるも炭層は割合に多し。

湘江炭田

湘江本流沿岸の炭田は耒河の湘江に朝宗する迄の下流數哩に起り湘江に沿ふて北す、本炭田の石炭は其形成上耒河炭田のそれとは全く性質を異にし、時代は耒河炭より古きものゝ如きも全部有煙炭也、中に就き長沙府下の茶陵縣、醴陵縣、湘鄉縣、寶慶府下の邵陽縣永州府下の祁陽縣は產炭地として名あり、然れども是等各地の石炭には良質のもの乏しく、殊に醴陵、茶陵等は劣等なる粉炭を產出するに過ぎず、祁陽の石炭は品質稍佳良なるも塊炭少く、寶慶の石炭は硫黃と泥土を含む事多く不純に、殊に資江の水運の便惡しきが爲に其發達の望甚だ少し、然し新式の機械を使用し文明の採堀方法により、更に地下深く堀り下ぐるに於ては、或は優良なる石炭を得る事を得べし、本炭田の石炭はこれを地質上より見る時は、揚子江の漢口下流約六十哩の地なる黃石港附近の劣等なる炭床の形成と同一なるものゝ如し。

其他の炭田

此外湖南に於て石炭を產する地あり、即ち其西半部の辰州府、沅州府等其主たるものなり、然れども是等地方の炭坑は其規模小に從つて產炭額も少く、沅州府下より出づる石炭は殆ど全部沅江流域に於て使用せられ、辰州府下の石炭は僅に其一部のみ他に輸出せらる。

斯くの如く湖南に於ける產炭區域は甚だ廣く、リヒトホーヘン氏に從へば其廣袤二萬千七百方哩に達し又粤漢鐵道技師パーソン氏の說によれば粤漢鐵道豫定線に沿へる炭田は其長さ二百哩廣さ六十哩を下らずと云ふ、而して其炭層についてはリヒトホーヘン氏は別に定說を發表せざるも、パーソン氏は其三層以上あるべき旨を明言せり、而して從來採掘せられたるものは僅に此中の第一層のみに過ぎざりし也。

山東に於ける漁業

第一　漁區

本省は渤海及黃海に面し、沿岸は無數の島嶼散在し天與の好漁區たり、然れども古來舊慣を墨守し少しも進取的施設をなさゞりし爲め、其地勢の有望なるに比し其漁業は發達せざりき。

本省に於ては制限せられたる漁區と稱するものなし、其主なる漁船集合地を擧ぐれば左の如し。

一、煙臺口
二、芝罘島
三、欒家口
四、龍口
五、虎頭崖
六、羊角溝
七、裡島
八、石島口
九、青島

各地には漁船多きは數百隻に上り少なきも數十隻を數ふ、皆自營に係る、而して漁業組合の如き設備なきを以て黃海の漁夫渤海に入り又は渤海の漁夫黃海に入りて、互に漁業に從事すと雖も、何事爭闘を惹起することなし、但し漁船の捕獲したる漁類の强奪を目的とする海賊船の横行頻繁にして、此の爲め漁業の不振を來す事甚だし、こゝに於てか近く芝罘に碇船する軍艦をして沿海を巡邏せしめ海上に於ける漁民の警衛保護の任に當らしむる事あり。

第二　漁船

芝罘にある山東漁業公司に登錄せる漁船數は約一千隻なれども、其他に於て出漁する船舶多く、其概數はこれを知るに由なし。

山東省沿岸に於ける漁船の種類を列記すれば大約左の如し。

江北沙船

江北沙船は約五六十噸の民船を用ゐ、綿製網を以て黃花魚及鰳魚を捕獲す、漁期は例年穀雨より夏至に至り、何れも膠州南方の呂泗洋に出漁し一年の漁獲高一百萬兩前後に

上ると云ふ。

山東漁船

山東漁船は角形三十噸内外の民船にして毎年清明の季より砣磯島、八脚島、連島、崆々島（以上は何れも芝罘附近の島嶼）附近に出漁し専ら黃花魚（グチ）を漁獵し、立夏の頃之れを止む、其漁具は麻線網を用ゐ一ヶ年五十萬兩内外の所獲ありといふ。

山東釣魚船

山東釣魚船は其構造福建釣魚船に彷彿たるものあり、三十噸内外の親船に約十隻の小船を附隨せしめて出漁す、其漁場は鐵山島附近の海面にして、漁季併びに漁魚の種類は夏至より大暑に至る迄は、大口魚を大暑より寒露迄は小黃魚、寒露より小雪に至る迄は帶魚を捕獲し、一ヶ年の總收益は約六十萬兩内外に上るといふ。

小沙船

小沙漁船は約二十噸の民船にして、毎年立夏より夏至に至る間洪山附近に至り、勤魚及帶魚を捕へ、又立夏より立秋に至る迄は石島口沖に於て墨魚を捕獲す、其用具は麻網を用ゐ一年の漁獲高は約五十萬兩に達すといふ。

長山島漁船

長山島漁船は首尾尖船にして二十噸内外あり、毎年穀雨より小滿迄山海關沖に於て黃花魚を漁獲し、又小滿より夏至に至る間は同所に於て勤魚及雜魚を捕漁す、其使用漁具は麻網にして一ヶ年を通して三十萬兩の漁利ありといふ。

捕海參

海參を捕ふるは漁船を用ゐず毎年秋季芝罘附近の海上に於て、木桿を持し水面を泅ぎながら之を捕獲す、其漁利一ヶ年を通じて十五萬兩に上るといふ。

其他資力に乏しき個々の漁業者ありと雖も論ずるに足るものなし、例年四五月頃は漁業の最も盛況を極むる時季にして、各所の漁船は帆檣林立織るが如き觀を呈す、此二ヶ月間の漁利は實に全年の總收入高の六割に達すと云ふ。

第三　漁網及其使用法

對漁船用網

大小對漁船に使用せらるる漁網は普通本邦に於て使用する袋狀のものにして、網口上下約五十尺、長さ四十尺を有し、網口の一端水面に浮ぶ部分には、浮木を附し、又水底に沈む他端には死錘及銅錢を付す、而して兩船より網口の兩端にある網索を曳き兩船相合してこれを曳き上ぐるものとす。

張網

此種の網は大捕船に使用するものにして、其形狀大小前者と大差なく、唯前者は二隻の漁船により隨所に之を曳くも、張網は一隻の船にて使用し、其兩端に木錨を付し之れを水中に投入して其網口を開かしめ、暫時にして之れを引き上げ、捕魚するものとす、此種のものは毎日早朝に出で一日六七次の投入をなすといふ。

打椿罾網

此種の網は張網船に使用せらる、其形狀は方形にして約

四十尺の長さを有し、其四端には木竿を付し、之れを縦に水中に立て、魚頭渾て網眼に突入せしめ、以て之れを捕捉す、而して其投入及び曳上げは何れも退潮時に於て之れを行ふ。

第四　魚　類

鮮　類

黄鯛魚　鮮食最も美なり、四時漁獲する就中夏季に於て多し。

鰔亮魚　之を煎て食すべし、春季に於て捕獲數最も多し。

喇鮫魚　此魚よく水面に跳躍す、鮮肉は食す可し、秋冬間漁獲あり、然れども甚だ多からず。

細鱗魚　新鮮の時に於ても晒乾するも食す可し、春夏兩期に多し。

洋細鱗魚　此魚は蒸食すべし、四時均しくあれども漁獲多からず。

紅鮭魚　鑵口魚ともいふ、鮮食汁となして最も佳なり、夏期最も多く產出し秋季及び冬季に於ても稍之れを漁獲す。

鮯脊魚　四時何れの時に於ても之あり、河中に棲む、鮮食し得。

比目鯊魚　四時何れの時に於ても之あり。

帶翅鯊魚　四時常に之あり。

鮐飯魚　鹽漬となしたる後、晒乾して之を蒸食す、夏期に於て捕獲高最も多し。

燕　魚　この魚二個の水翅狀のものあり、恰かも鳥の翼の如く、數丈の遠きに飛び得、鮮食すべし夏時最も多し。

偏口魚　是魚春期最も多し、鮮食乾食何れも可なり、腹中多く卵子あり、蒸乾して之れを食すべし

牛舌魚　春期に於て多し然れども漁獲少し。

土　魚　陽魚とも稱す、大なるものは常に數十斤あり、乾かして之を蒸食すべし、夏期に於て最も多し。

魯子魚　鱉子魚ともいふ、秋期以後に於て出づ、鮮食すべし。

百華魚　鮮食すべし、秋季最も多し。

青尖魚　又これを黄堅魚と稱す、春季に於て多く、鮮食すべし。

魟肥魚　鯅鰀魚なり、この魚は鮮食すれば毒あり、血を去りて初めて食すべし、味極めて美、四時何れの時に於ても之を產す。

鋸　魚　鯊魚嘴なり、產額多からず。

香梭魚　其產多からず。

嘉吉魚　其味甚だ鮮美なり、山東に於て海產を評する者、この魚を以て最も佳品となす、又乾魚となすことを得、三月及四月に出づるもの最も多く、秋季以後亦出づ。

狠牙鱔　此魚に二種あり、一を狠牙鱔と稱し、よく人を嚙む、他を鰻頭鱔といふ、其肉肥美なり、四時

常にあり。

黒　魚　この魚大頭巨目、本省にありては醃食するもの多し、四時之れ有り。

白女魚　醃漬となして食す、四時之れを捕獲す。

巴魚赤子　產出多からず。

老板魚　其形狀は圓一偏にして尖尾あり、本省に於ては晒乾して之を食す、四時何れの時に於ても之を產す。

黃花魚　即右首魚のことなり、鮮食すれば最も美味なり、又鹽漬となして食するも佳、春期に於て多く、秋季には少なし。

鰳　魚　一名河洛魚とも稱す、鱗上油甚だ多し、鄉人皆鱗と共に、これを煎じて食す、味甚だ鮮美四時常にあり。

帶　魚　一名を刀魚と稱す、銀色にして鱗なし、本省に於ては鹽漬とするもの多し、四時常にあり。

拜嘉魚　此魚頭丸く身長く鮮食鹽漬何れも佳なり、四時常に產出す。

澀皮魚　即ち紙魚なり魚翅あり、刀鞘を包むべく肉も亦美なり、四時常に產出す。

介　類

海　參　山東人の筵席に於てこの海參を以て魚類の副となす、其價格魚類に比して稍廉なり、性甚だ溫煖にして之を食すれば能く血氣を補ふといふ。

干　貝　之れを江瑤柱とも稱す、味は極めて鮮美にして、其價は甚だ高からず。

淡　菜　即ち海紅の異名なり、海中石礁の上に生ず。

蛤　乾　沙灘の中に生ず、退潮の後に於て沙中にて取るべし。

蠣　乾　海中石礁の上に生ず。

海蜇皮　秋期及び冬期併びに初春に於ける嚴寒の時に於て最も多し。

蝦　皮　小蝦を晒乾せるものなり。

水菜類

水菜類としては紫菜、海白菜の二種あり、然れども其產額多からず、唯僅かに鄉人これを採取して自ら用ふるに止まり、廣く他に供給することなし。

第五　水產製造

鹹魚類

鹹魚の種類甚だ多し、就中黃花魚及び帶魚を以て太宗となす、販路甚だ廣し、將來山東漁業中最も有望なるものなるべしと信ず。

蝦魚子類

長さ八九寸なり、鹽漬となしたる後久しきに耐へ腐敗する事なし、之を蒸食するも又は炸食するも共に宜しく、料理原料として最も佳なり、將來改良を加へて盛んに供給するに及はゝ良好の產物たるべし。

蝦　子

乾製して素菜を煮る時之を合せ用ふ、需用盛んなれば有望なり、

蝦　醬

其味甚だ腥くして、他鄉人の食し得らるゝ所にあらざるも、土人は好みてこれを食す

支那民國以後の鐵道狀況（五）

石炭輸送狀態

鐵道と鑛山とは脣齒の關係を有するか故に鐵道運輸事業中に於ても石炭輸送を以て主となす、例へば山西の石炭は路程遠くして費用巨額に上り、勢外運し難く、外國炭と利を爭ふことを得ず、上海の一隅に於てすら毎年安南炭の販賣せらるゝもの實に六七萬噸に及ぶ。

而して山西の炭質は此等に比すれば良好にして裕に競爭し得るの立場にあり、保晉公司は前に曾て運輸を試みたるも遂に成効せずして中止せり、爾後年を經る事二年二ヶ月に及ぶ、交通部は上海の商人竇興長と五年以內毎年、三萬噸を試運するの約を訂結せり、其の價三四十萬元に及ふ。

一、山西炭

鐵道運賃は鐵道の資本とも見るべきものにして陽曆七八九月は車務極めて閑散なる時期なり、而して此の季節內に於て二十噸の石炭車月百輛に達するか或は毎日十六車を運搬するものは均しく百元に付き八元の割引をなし、若し一ヶ月內毎日八車宛の運輸をなすものには百元に就き五元の割引をなすに決し二年七月より既に實施せり。

二、福公司炭

福公司炭は英商の辦する所にして、其の炭坑は河南修武縣に在り道清鐵道に依るものにして計程八十哩にして卽ち衛河に達す、石炭は該河に依りて天津に輸送せらるゝものにして、其の費用は比較的節省する事を得。

思ふに衛河は水涸れ未だ能く販路を擴張し得すと雖も石炭を出すこと日々增加しつゝあるは何人も認むる所なり、故に改めて車運となさんとせり。

清朝の末年曾て請負運輸の議を倡ふるものありしが、適々武漢に革命起義の擧あり、遂に中止せり、而して民國成立後繼續して其の請負運送の條款を提出せり、其の最も傾

聽すべきものは每年運輸十四萬噸とし二十年を期限とするに在り、是れ卽ち京漢鐵道は每年卽ち運送費四十萬元を增加すべきを以てなり。

又先に運送費を百五十萬元を前納し、三年の後每年仍四十萬元を前納せん等の事を願ひたるものあり、彼の所謂京漢每年增收四十萬元なるものは卽表面の事にして其の實此の一事あるを以てなり、石炭の銷費額は只此の數の增減あるのみ、之が實際を按ずれば則ち京漢は每年損失にあるものにして其の數二十餘萬元に及ぶものとす、況や直隷、河南、山西の窮民は小量炭礦を採辦するに依りて、生計を立つるを得るもの十萬の衆きを下らず、一たび競爭失敗せんか、斷じて一線の機關を生ずるものなく其の關係や、實に至大なるものにして、卒准し難し故に此の請負運輸は之れを許可せざるなり。

三、開灤公司炭

開平炭の發達は早くよりせられ、近頃灤鑛と合併してより今の名を用ゆるに至れり、本炭は京奉鐵道と極めて深き關係を有するものにして每年該線の運送額は約一百五十萬噸に達す、而して京奉線は石炭使用に於て特別の優待を受けつゝあり。

四、六河溝炭

本炭山は彰德府に在り、資本豐裕にして、炭質は有煙炭とす、惟北に井陘、臨城の兩坑あり、共に華洋合辦とす。

前清時代に於て先後奏請し特別減價の權利を給與せられたり、北運にも不便なるのみならず、臨城の炭も之と相隔ること遠からず、而して南運亦競爭し難し、且つ採掘の方法の巧拙は既に殊に本を成し、重輕相去ること亦遠し、實に岌々として終日すべからざるの勢あり。

鐵道聯絡運輸

第一　日支聯絡運輸

聯絡運輸は鐵道營業唯一の要旨にして、各國鐵道は此を亟にし、以て路務の發達を謀らざるなし、民國二年四月の交日本東京に於て鐵道運輸會議を開き、專ら聯合各路の通車辦法を硏究せり、東清各路も共に委員を派し、京奉路亦共に相會せり。

前に南滿と聯絡運輸辦法を訂結せりと雖も然れども、東清日本朝鮮各路に於て向に未だ聯絡せざるを以て交通政策缺點無しと云ふべからず、嗣て東清、南滿の請に因り機に乘じて委員を會議に赴かしめ聯絡運輸章程を議定し、東清各線と共に聯貫一氣せしめ、京奉より部の核准を詳し、車務總管佛類繙譯員與灶靈を派し、代表となし、前往出席せしめたり。

嗣て該代表等より各路議訂聯絡運輸條件章程を部の核准に詳報し、遂に該路より各該路に通知し、原定の期日十月一日より實行し、一面には車務處より一切の手續を籌備せり。

其の協商議訂せる所のものは旅客及手荷物の聯絡運輸並に銀行劃引と帳簿の結算及輪番管理の各辦法に係り、議案は總て十四ヶ條とす。
凡そ聯絡運輸に關し之が問題あらば均しく議定を經十月一日までに議案規定する所に按照し、一々實行すべし。
而して該路に於て通票(聯絡切符)を發賣すべき停車場は北京、天津、三海關、新民府の四處とす、其の切符の發行先は

一、日本國內鐵道の各停車場
二、朝鮮境內鐵道の各停車場
三、南滿鐵道の各停車場
四、東淸鐵道の各停車場

等にして先づ車務處は各路の聯絡切符の樣式搭乘用車輛及通用期限等の章程、手荷物保管、賠償の負擔各辦法、切符の賣出、記帳報告各手續をば、悉く議案に照して細則を規定し、豫め各停車場に於て切符の賣渡を練習し、幷に開業前に新聞廣告をなし、一面原訂の議案を部に詳報し、外交部に轉咨せり。
民國三年四月に至り、日本東京に於て復第二回聯絡會議を開けり、此の時國內五大鐵道聯絡の事、次第に進行せり、即ち京漢、京奉、京張、津浦、滬寧聯絡是なり、此の五大鐵道聯絡は既に已に實行し、將來日支旅客の經行する各路は互に關係ある處にして遂に京漢四路をも一併加入して以て運輸の發達を期し、併に各路聯絡運送の停車場を商酌妥協し、漢口、南京、濟南、張家口、上海等五處を指定し、漏で代表を派遣し、提議をなし遂に全體の賛成を經並に代表員に依て行李免費章程を約定し、悉く中國聯運各路章程に照して辦理し以て全體通過に窒礙なからしむ。
議する所の各案は均しく民國四年一月より實行せり民國四年四月復第三回會議を北京に開き、所有旅客運輸及手荷物等の案は均しく議決を經たり、惟々貨物運輸は尙未だ完全議定せられず。
聯絡停車場に至つては、中國國有鐵道に於ては則ち手荷物線の北京、天津、山海關、新民府、京張線の張家口、南口、京漢線の漢口、津浦線の浦口、濟南府、滬寧線の上海、南京等の處とす。
日本に在つては即ち東京、橫濱、名古屋、京都、大坂、三宮、神戶、下關、門司、長崎等の各停車場及東京、橫濱、名古屋、京都、大坂、各市內營業所等とす、將來所有議案全體通過し、進行手續等全體實施せば則ち日支交通は益發達を形はすこと左劵を操るべきなり。

第二、西比利亞鐵道との聯絡

民國二年六月萬國鐵路協會は莫斯科に於て第八回會議を舉行せり、該會議は專ら各國鐵路聯絡運輸の研究の爲めに設けらる、而して議案第三欵は即ち支那北部鐵路添入西比利亞鐵道運輸案となす、支那鐵道に關係する所尤切要なるものあり。
交通部は京奉鐵道車務總管佛類、總緖譯陳國華を派遣し代表として列席せしめたり、此より後支那は既に公會に加

入せるものにして、如し國際鐵道相互の問題あらば、該會の研究に提交すべく、且つ各國鐵道專門家と相互提携し智識の交換をなし得るに至れり。

第三、津浦鐵道支線と中興公司線との聯絡

嶧縣に於ける中興公司の採掘せる石炭は其の質極めて佳良にして機關車の燃料に適す、清朝宣統三年八月該公司は該縣に於て機關を用ゐて採炭に從事せんとせしも資本に不足を生じ、遂に保商銀行に向ひ百三十萬圓の借款をなし、償還期間を十年とし、津浦線の毎年の石炭購入高六萬噸の價を以て之れが返還に當つることゝし、且石炭價格割引及運賃の輕減等の契約を訂め、民國二年二月臨城棗莊支線の竣工するや該公司の棗台線に直に接繼する事を得爰に線路の聯絡及互に車輛使用に關する十四ヶ條の契約を訂めたり。

第四、津浦膠濟の聯絡

津浦鐵道は天津より起り、南楊子江岸に達し、中濟南を經、而して獨逸の敷設せる膠濟鐵道と濟南停車場に於て相接す、前清宣統三年四月曾て軌線の聯絡、貨車共通合同を暫訂せり、惟其の當時に於ては黃河橋梁工事未だ竣工せす、範圍尙小なりしが民國元年各橋梁落成し、全路の工程も次第に終了し、直達し得るに至れり、而して民國二年一月復合同内の一、二、四、六、九、十三、十七等の條を商改し、先津浦の天津、滄州、德州、泰安、曲阜、兗州、徐州、臨淮、蚌埠、浦口及膠濟鐵道の周村、張店、靑州、濰縣、坊子、高密、膠州、靑島各重要停車場に於て互に旅客切符及行李切符を賣下し、次で行旅に便せり、其の兩路の互に通過すべき車輛及乘客列車は將來尙別に專章を定むるものとす、其未だ定めざる以前は兩路より臨時酌定せるものに依る。

第五、株萍粵漢の聯絡

株萍鐵道と粵漢鐵道の長株線との聯絡は該路總會辦と粵漢の湘路總協理及運輸科とに於て詳細籌商し、貨物等級、運輸時間等を一致し車票及表冊も亦兩路運輸現在の情形を按照して預備し、並に連帶合同(契約)三十六條を議具し、往復磋商すること十餘回にして妥洽議定せり。

而して株萍路局より契約を官憲に送付し、官は之に詳細の調査をなし後之が施行を飭令せり、嗣て湖南粵漢線の國有問題あり、早く已に解決し引き繼ぎ一切の事宜は當時磋議中に在りしなり、而して當時商辦公司未だ正式の取銷しをなさず、湘路の名稱も亦未た移交の期日を規定せざりしなり、其の後、國有に決し、暫時契約草案を定め、互に之が遵守をなすことなり、民國二年五月十日より連絡運送を實行せり。

第六、浦口南京間蒸汽渡船の連絡

浦口南京間の聯絡船は初め市場局に於て承辦せるも、船體極めて小なる爲め、風に遇ふ時は極めて危險なるのみな

らず、賃銀較々多く外人の批難を受くる事多し、遂に交通部より江蘇都督に咨し、市場局請負の案を取消せり。

嗣て復商人の請負を請願せるものあり、然れども交通部は電報を以て之れを查阻し、並に路局の輪船は專ら兩鐵道の客貨從來の用に供するものにして兩鐵道に於て籌商辨理すべきものなるを以て北岸碼頭は津浦鐵道局に於て籌備すべく、南岸は滬寧鐵道局に於て設備し、且つ下關に馬頭を建築すべく蒸船は先づ津浦局に於て購入すべきことを聲明し、民國元年九月一日より實施し、兩鐵道通過の貨客に對しては費用を徵收せざるに至れり。

◎寄贈交換書目錄

自四月十二日
至四月廿五日

新支那報	北京新支那社	二三七、二三八號
公聞報	天津大寶報館	十二、十三號
上海日本人實業協會報告		大正五年
實用新案公報	丸ノ內特許局	四一八、四一九、四二〇號
商標公報	仝	三九一號
特許公報	仝	二三四、二三五號
大陸工報	大連興亞技術同志會	三六號
日本及日本人	神田政教社	七〇三號
貿易通報	大阪商業會議所	三月號
月報	奉天商業會議所	五四號
通商公報	外務省通商局	四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇號
上海	上海春申社	二一八、二一九號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	四月號
會報	南滿州教育會	十二號
東洋經濟新報	牛込其社	七七五、七七六號
經濟資料	東亞經濟調查局	三卷四號
黑白	京橋其社	一卷二號
滿蒙研究會彙報	旅順其會	十一號
奉公	奉公會	一七一號
山林公報	農商務省山林局	四號
紡織界	大阪其社	八卷八號
國際外交雜誌	國際法學會	十五卷八號
地學雜誌	東京地學協會	三四〇號
報德	大日本報德會	四月號
化學工藝	小石川其社	一卷四號
ヘラルド、オブ、アジア	麹町ヘラルド社	三四號
地學叢誌	北京中國地學協會	八年三期
支那研究	上海支那研究	第一號
偕行社記事		七八號
週報	上海日本人實業協會	二六四、二六五號
會報	日印協會	十七號

山東省の牧畜業

總説

山東の地たる全面積の殆ど六割は丘山透邐として連り、泰山、山脈は高峻ならざれども本省の中央を劃し、小山脈縱横に參差し、野草至る所に繁茂す、本省牧畜業の中尤も盛なるは牛、豚を以てし、鷄、羊、馬、騾、驢等之に次ぐ、此等家畜は其地方により種類を異にし、例へば牛の飼養は諸城、莒州、安邱、及び泰山地方に多く、驢の飼養は沂州、蒙陰、莒州附近を最とし、羊は博山、莒州沂水方面を盛なりとするが如し。

本省は農業地なるを以て、牛、馬、騾、驢等は耕作上に使用するの目的を以て飼養せらるゝも、就中牛と豚とは諸城縣並に泰山地方に於て特に輸出を目的とする少からず。

氣候は寒暑其の宜しきを得、且つ無盡藏の野草あり、故に本省は牛豚等の供給地として滿洲と南支那との間に介在し尤も有利なる地位にあり、北に蒙古の大牧場あれど、蒙古産は交通不便のため、迅速に且つ尤も適當なる時機に於て需要地に運送する能はざるの不利あり、家畜は他の工業生産物と異り機に臨みて速賣方法を講せざれば利益なし、例へば玆に一牛ありとせば一日毎に値を加へ、或時期に於て時價の高度に達すれば漸次低落するに至るを以てなり、是れ本省は時間的に需要地との距離遠からざるを以て、經濟上頗る有利なる地位にありと云ふ所以なり。

家畜の種類により其の生長期及び最高價格の時期は相異るも概ね下の如し。

	生長完了期	最高價格の時期
馬及牛	第五ヶ年目	第七ヶ年目
羊	第四ヶ年目	第六ヶ年目
豚	第二ヶ年目	第三ヶ年目
鷄	第一ヶ年目	第二ヶ年目

以下更に章を分ちて本省牧畜業の概況を述ぶべし。

家畜の種類産地及飼養場

牧畜の種類に就ては既述の如く牛、豚、羊、鷄、馬、騾、驢等にして、其の産地及飼養數の大略を見れば。

一、牛

産地	頭數
青島附近	五〇〇頭
膠州	八〇〇
高密縣	六、〇〇〇
諸城縣	一〇、〇〇〇
莒州	八、〇〇〇
蘭山縣	三、〇〇〇
蒙陰縣	三、〇〇〇
新泰縣	二、〇〇〇
泰安縣	一二、〇〇〇
濟南府附近	一、〇〇〇
青州府附近	一、〇〇〇

其の他周村、博山、濰縣、昌邑、萊州、黃州、登州、並に芝罘附近等牛の飼養を見ざる所なきも、此の地に於ける養牛は多く耕耘に使用するものにして、其の頭數も前記諸地方に比し少し。

二、馬、騾、驢

産地	頭數
青島附近	一、〇〇〇頭
膠州	一、五〇〇
高密縣	八、〇〇〇
諸城縣	六、〇〇〇
莒州	一八、〇〇〇
蘭山縣	一五、〇〇〇
蒙陰縣	一〇、〇〇〇
新泰縣	九、〇〇〇
泰安縣	一〇、〇〇〇
濟南府	一五、〇〇〇
周村	八、〇〇〇
博山縣	五、〇〇〇
濰縣	八、〇〇〇
青州府	七、〇〇〇
昌邑縣	六、〇〇〇
萊州府	三、五〇〇
黃縣	四、〇〇〇
登州府	四、〇〇〇
芝罘附近	一二、〇〇〇

にして其の飼養尤も盛なるは莒州、沂州、蒙陰、新泰、泰安等西南部地方にして、春秋二期馬商は黃縣、濰縣、昌邑附近より産地に到り多數の幼馬騾兒等を購求するを常とす。

三、豚、羊、鷄

豚は至る所之を飼養せざる地なく、本省の飼養總數は恐らく五六十萬頭に達せん。

羊の飼養を營む地方は殆ど區域劃然たり、是れ回々教徒は豚を食ふことなきを以て、回々教徒の住居する地方は之

を飼養すること多し。

產地	頭數
莒州	二五、〇〇〇頭
蘭山縣	一七、〇〇〇
蒙陰縣	二〇、〇〇〇
新泰縣	一五、〇〇〇
泰安縣	二五、〇〇〇
博山縣	一〇、〇〇〇
益都縣	八、〇〇〇
濰縣	一〇、〇〇〇

鷄も豚と等しく本省至る所之を飼養せざるの地なし、今鷄卵のみの輸出に就きて見るに芝罘及び青島に於ける一九一五年の輸出額は。

	個數	價格（海關兩）
芝罘より	一二、九四二、一一五	一〇六、一五九
青島より	七、五三六、九七〇	四五、二九六

なるを以て見るも其の飼養の隆盛なるを知るべく本地に於て消費せらるゝもの、又は舊關よりして輸出するものを合計するときは生卵の總數は頗る巨額に達すべく、鷄の飼養數は本省を通じて恐らく一百萬疋の巨額に達すべし。

飼養法

本省の牧畜は多く農民の副業とする所にして、蒙古地方の如く之を專業として生計を營むものに至りては誠に寥々たるものなり、之れ牧畜のみによりて生計を立てんとするには多數の畜類を飼養せざるべからず、而して本省の如く耕耘大に行はれ至る所生產の目的に使用せられ、空地なき土地に於ては、大牧場を設くる甚だ困難ならざるを得ず、是れ其專業者少く農民副業となれる所以なり。

本省牧畜の目的に二種あり、一は食に供するものにして、豚、牛、羊、鷄の如きは之に屬し、他は耕耘運搬の用に供せんとするものにして馬、牛、騾、驢等之に屬す、尙他の方面よりするときは輸出を目的とするものと自家の用に供するものとの二種あるを見るべし、輸出に供せんと欲するものは諸城、泰山附近の牛の如く、牧者が特に食用に適應する如く飼養するものにして、自家の用に供せんとするものは即ち各農家の飼養する牛、馬、騾、驢等是なり。

一、馬、牛、騾、驢

其種類により飼養法にも稍差異あれども、此の四省は其性質能く類似するものなれば、今各別にせず概括して述べんと欲す。

牛、馬、騾、驢は吾が國に於けると同じく春夏の兩期には多く青草を以てす、馬、騾、驢等は之を人家の近傍に放養し、其欲するが儘に野草を食はしむるを常とし、時として農夫自ら草を苅り來りて飼養することあり、牛に至りては少しく趣を異にし、農民は朝夕必ず五六頭乃至八九頭を引率して山野に至り、繁茂せる青草を追ひ飼養するを常とす、其引率方は吾が國の如く何等綱を用ひざるも性質極めて溫良なるを以て、舌皷に依りて往還自由に指揮せらる。

春夏に於ては斯の如く青草のみにて飼養しうべきも、秋

冬の候に至ばれ、農民は夏季豫め青草を苅りて之を乾燥して用意するを常とす、又本省は粟の產額多きにより、其稈を押切庖丁にて長さ一寸位に剉み、豆粕の粉末又は高粱、粟、黍等を混じ水を加へて日に三回宛與ふるを常とす、馬、騾一日平均の食料は枯草又は粟稈の七八斤に粟、高粱、豆粕、豆腐粕、黍粕等を適度に混じて用ふ、驢は其の體格前二者に比し小なるを以て食料も之に準じ、前者の半を與ふれば足る、牛は食料前者よりも多量にして、稈草は十二三斤を要すべし。

小牛の食料は牛乳にして生後二週間位は專ら母乳により、次第に麥粉粕、豆腐粕を溶解したるものを用ふるも本省中青島若くは芝罘附近を除く他の地方に於ては、牛乳を搾取して之を人の食用に供すること無きを以て、小牛は生長期に於ては母乳によること多し。

二、豚

豚は之をして直に不潔汚穢を感せしむるが如く、其の食物に於ても敢て選ぶ所なし、春夏兩季は多く青草を以て飼養するも、秋冬の候に至れば豆粕、豆腐粕、蔬菜等を食はしむ、豚は肥滿するに從ひ益々飼養の營養率を增大するものにして、特に肥滿の末期に至りて然りとす、斯くすれば固性の脂肪を生じ其の味佳良となり健全にして病に罹ること少しと云ふ、之に反して蛋白質に富める飼養を多量に供給すれば反對の惡結果を生ずべし、澱粉は砂糖を加味して與ふれば、其の結果良好なり、砂糖は豚の食慾を進め多量に滋養分を食せしむるに極めて有動なる嗜好品にして、驢も又此の點に於て必要なり、故に大抵毎日毎頭五六瓦を與ふるを常とす。

三、羊

飼養の方法は稍前者と異り、元來清潔を好むものにして、春夏草色青々たる時には牧者は五十頭乃至百頭を牽いて山野溪間に至り青草を食はしむ、秋冬の二期は枯草を以て其の食料に當つるも本省に於ては主に豆粕又は豆を混和して食はしむ、本省の豆粕は多量の蛋白質を含有するが故に羊の飼料としては尤も妙なり、之れ蛋白質の若干は毛を養ふがために消耗し且つ其の性質輕捷にして身體を動すこと尤も多きが故に、其の無窒素質物を分解すること多量なればなり。

疾病

牛、馬、騾、驢、豚羊等に共通し尤も激烈を極むるを瘟疾とす、春分尤も濕氣多量なるときに發生するを常とす、其の症候は主として口内潰爛、鼻漏、濃厚にして糞は軟にして時々血液を混ずることありと云ふ、其他一般に行はるゝ病疾少なからざるべしと雖も殊に其恐るべきものは牛疫なり。

本省は牛の飼養の盛なる丈牛疫の流行も甚しく、四季慢性的に發生し草結病、氣賬病及び殃牛病の數種あり、草結病は腹部縮少して死し氣賬病は腹部の膨大を來し終に死す

るに至る、殃牛病は一種の傳染病にして下痢を催して斃死するに至るものなり、其の病症の初期に於て豚は食慾頗る減退し一兩日にして激しく下痢をなし數回にして死す、本省に於て尤も流行激烈を極むるは此の殃牛病にして、之が療治としては其の初期に於て豚の腔子の肉と蜂蜜とを調合して之に熱湯を加へ溶解したるものを口より注入すと云ふ、但し其の時期を後れたる時は之を行ふも何等の效なしと云ふ、而して此の病は秋期尤も多く氣候の寒暖不順なる時に流行を見ること多し、數年前までは之に對し斷乎たる治療を加へず之を爲すも效力なかりしがため一旦此の疾病の流行するに當りては俄然として各地に染播し、其の損失實に計るべからざるものありき、於是乎官憲之を憂ひ研究の結果、吾國に請ひ、其豫防法を講求し、今や各府縣城に於ては必ず牛疫種痘所を設立し人民の請願に應じて之を施すに至りたるを以て、漸々此の種疫病も其の勢衰ふるに至りたれども、未だ此の種痘は一般に普及せられず、山間にして交通不便なる地は依然として此の恩惠に浴すること無し、又種痘を爲すときは牛の發育を害し體質を毀損するものなりと稱する愚民あり、之に從はざるを以て、本省に於て牛疫を根治するは仲々の事にあらざるべし。

雑録

米國人の見たる歐洲大戰と米國對支經濟發展の機運（二）

三、米國對支貿易に就きて。（此項承前）

五、支那向商品は品質良好に見本と同一なる可し。六、支那市場に對する從來の謬見。七、米支通商の今昔。八、對支經營は米國之を發揮すべし。

四、米國商工業者に對する注意。

一、緒言。二支那の購買力は無限なり。三、支那向輸出品の種類。四、輸出業者の難問題。五、獨逸政府對支貿易業者保護策の一班（此項未完）

五、支那向商品は品質良好に見本と同一なるを要す

支那人は上等品を好み且品質の鑑別に巧なり、故に支那向商品は凡て見本と同一ならざるべからず。更に支那に在りては、貧民階級の間に於ても、尙贅澤品の需要頗る大にして、苦力の如き貧困なる者さへ、其一生涯には富者の消費する凡ての贅澤品を、一度たりとも使用せざるべからずとする希望を有す。而して米國製商品は概ね其品質良好なるを以て、一度支那に輸入せらるるに及べば、忽ちにして支那人に愛用せらるるに至るべし、即米國製の農具、裁縫機、新式交代式懷中時計、柱時計、機關車、自轉車、タイプライター、發動機、樂器其他種々の機械器具商品等の製造品は、孰れも精巧にして品質良好なるを以て、之を輸入するときは直ちに廣き販路を開き得べし。

蓋支那人は一度良好なる品を使用し認識する時は、爾後常に之を愛用し、決して之が代用品、模倣品を使用することなく、從て精巧なる歐米品を模倣して造られたる日本品は、假令一時的需要を有すと雖も、直ちに發見せられ驅逐せらるゝを常とす。然れども日本商人は機敏に且巧妙に米國品を模倣し、販路を侵蝕するの虞あるを以て、機械製造に從事せる米國大製造業者の一人は、曾て其製出機械を日本人に販賣し、又は日本に積送するが如きことなしと、語れることあり、尤も外國商品を模造するは、獨り日本商人に限らず、歐洲人と雖も之を爲す場合あり、即前記製造業者の言ふ所に依るに、曾て歐洲人は米國製の捺染機を模造販賣せしことありしが、其手際頗る巧妙にして、模造品は一見したる所米國品と毫も區別付かざる程なりき、然るに此模造品は遂に米國品の販路を侵蝕すること能はざりしのみならず、獨逸に於ては米國品は之に比し一臺に付一千弗の高價にて從來の販路を維持せり、蓋、模造品は米國機械に用ひたる金屬の鍛錬に必要なる、冶金技術の特徴を模倣すること能はざりしが故なり、かくて米國會社は此の如き模造を棄てて顧みざりしが、模造者は競爭に破れ遂に失敗の已むなきに至りしと謂ふ。而して米國商品特に金屬製品は、前記の如く特別の品質を有するものなるが故に、其支那に於て廣き販路を獲得し、且之を維持し得べきこと、極めて確實なりと思惟せらる。

六、支那市場に關する從來の謬見

從來支那貿易に關し、米國商工業者をして、支那市場開拓を躊躇せしむるが如き、報告を傳へたるものあるは、實に所謂世界漫遊者流の爲せる所にして、此等米人は全然皮相の觀察に囚はれ、何等の企劃をも試むることなく、支那に於ける諸種の企業は、早く既に失敗に終れりと速斷するを例とせり。余は則此等のものに對し、支那に於ける米國商業發展の機會に就き、質したることありしが、左に其大體を摘記せん。

論者或は曰く、「支那は極めて資金に乏しき國の如く思はるゝが、故に、米國の商品を多く之に賣ることは、到底困難なる可し、加之我商品は品質良好なるを以て、價格亦廉なるを得ず、故に支那人は假りに外國品を買ふとしても、高價なる我商品よりは、寧ろ廉價なる歐洲品を選ぶ可し、更に支那人は極めて愛國心に乏しき國民なるが故に、其經濟の發達は之を近き將來に望むことを得ざるべく、完全なる陸軍を備ふるの望殆ど之れ無し、又彼等は性極めて固陋にして、共通の國語を有せず、貧にして其天府の富源を開發するに足る資本を有せず、故に支那に於ける商業的企業は、常に大なる危險の伴ふあるを免れず」と。

然れども此等の結論は極めて不完全に、且不正確なるものたるを免れず、惟ふに支那に實際流通保有せらるゝ貨幣は案外多額に上るものにして、苦力の如き貧困者多きの故を以て、支那に資金缺乏すと斷定すべからず。又支那人は縱令資本無くとも、尚能く其國の發達を遂ぐるを得る國民なりとの事は、實際彼等が馬來殖民地の建設てう、驚く可

き大事業を遂功せるの事實に徴して、明かなる可し、蓋此場合に於て支那人は何等の資金を有せしことなく、其資本は即彼等の强力なる腕と、頑强なる體軀とに外ならざればなり。更に支那人は廉價劣等の品を所望すと云ふものあれども、事實は全く之に反し、彼等は最上等の品を好み、且頗る鑑識力に富む、即彼等が商品を購ふに際し常に口にする語は「良貨は多々益々辨ず」と云ふことにして以て、其需要する貨物の品質をトするに足るべし。又支那人は決して愛國心を缺如せる國民にあらず、而も其愛國心たる、一種の國民的習慣性を爲し、牢として抜く可からざるものあり、即支那人は極めて深き國民的自負心を有するものなり余は嘗て海峽殖民地に於て、支那移民の一人と語りしことありしが、彼は勿論其父及祖父共に、未だ曾て一度も故國に歸りたることなきものなるが、其談話中彼が支那の制度慣習を理會し、而も之を愛好するの念極めて强きものあるを認めたりき。

七、米支通商の今昔

米國人が支那と貿易を始めたるは實に十八世紀末の昔にして、即一七八四年二月二十二日、米支貿易の先驅者たる米國一汽船が、紐育を出帆し、翌年五月歸航せるを以て其嚆矢とす、爾來今に至る迄百數十年間に於て、米支通商が圓滑平穩に行はれ來りたるは、吾人米國人の誇とする所なり、而して當時の船主等が支那を遇する頗る公平なるものありしは、一八二一年に於ける貿易の中止に關し、一八三五年一月の北アメリカ評論（North American Review, January.1835）所載の記事を見れば明かなるべし、即該記事に據るに、一八二一年米船の一水夫が黃埔（Whampoa）に於て支那人を殺害せることあり、爲に同年十月米國貿易は一時中止せられたり、而して當時米國商人船主等は、黃埔近海に於ては支那の法律行はるるを以て、之に服すべきものなりとし、加害者を直ちに支那官憲に引渡せり、加之該事件の審判に際し二三の米商人は、辯護人として被告の辯護を擔當せしが、其態度温和にして、處置公正なりしかば、兩國人間何等の葛藤を生ずることなかりき。

其後米國太平洋岸にては、支那移民に對し排斥的態度を持し、或は今や既に忘却せられたる、米貨排斥事件等、米支貿易を阻害する一二の小故障ありしにも拘はらず、支那に於ける米國商人の好評は、其後毫も變ることなく、今や新時代の支那に活動せんとする米國商工業者等は、其先導者が遺せる潔白公正なる態度の歷史を、利用し得べき地位に在るを知るべし、但近來米國國內の事業頗る旺盛にして商工業者等は概ね之に沒頭し、敢て東亞遠隔の地に市場を開拓することを欲せず、爲に此清き米支貿易の歷史は、今に至る迄未だ十分に利用さるるに至らざりき。

八、對支經營は米國式を發揮すべし

支那に於ける英米二國の利益は必然的に頗る相錯綜し、時として兩者の限界を識別し難きことあり、然れども此兩國利益は今後益増加し、其相合する所遂に、東洋に於ける

商業的勢力均衡の重點を形成するに至る可し。而して東亞に於ける米國人は概ね其先輩たる英國人の指導に隨從し、其舊式經營法を模倣するの傾向あり、之が爲に米人が成功に必要不可缺とする、獨創的突進主義の特徴を失ふを常とするを見る。蓋支那貿易に從事せる英國商工業者は、既に支那に於ける多年の經驗と、完備せる商工業組織とを有するを以て、不斷の活動と侵略の必要とを、痛切に感ずることなし、從つて彼等の執務時間は極めて短かく、到底今日の獨逸精力主義と競爭すること能はず、即英人は倶樂部享樂運動遊戲等に多くの時間を徒消し、其事務は多く支那人に任ずを常とす、故に業務の方法は自然支那式に變更せらるる傾向あり、又會社商會等に在りて、無經驗の青年が重要なる地位を占め、智慮經驗ある人の判斷を要すべき事務を、裁斷せること屢之れ有り、而して此の如き場合には特に、支那式方法を採用し易きものとす。余は嘗て北京の銀行員なる一青年に、其計算機を使用せざる理由を質せしに支那使用人は生れながらの計算者にして、計算機を使用すると同樣なりと答へたることありき、而して同銀行にては依然算盤を用ひて計算し居たりしが、多額の計算には多くの時間を要し、爲に顧客取引者は之を待つの煩に堪えず、孰れも新式銀行の設立せられんことを、希望するの狀態に在りき。

惟ふに英國式經營方法も亦多くの長所を有し、其業務組織の完備せる蓋、他國の企及す可からざるものあるべきは疑なからん、然れども支那貿易に關する吾米國の機會を捕捉し利用するの途は、所謂米國式の方法を外にして、之を他に求むること能はざる可し、即米國人が支那貿易に從事するに當りては、他國に倣ふの要なく、宜しく獨立濶歩して、米國實業家の特徴たる、突進的活動主義を實行すべく更に內國に於けると同じく支那に於ても、常に契約嚴守の誠意を念頭に置き、顧客の嗜好に投ずるが爲には包紙の色合厚薄等の末に至る迄、之に意を用ふべきものなることを閑却せざるの心得あるべきものなり。

此等の點に關しては、獨逸の經營方法を參考するを要す蓋獨逸人は遙に列國人に後れて、東亞の經濟舞臺に現はれたるものなるが、其活動の方法英國人に比し頗る進步的にして、支那人の嗜好に投せんが爲に、刻苦勉勵至らざるなく、概ね早朝より深更に至る迄、終日營々として執務し、常に歐米最高標準の營業組織を形成せんと努力するを見る果せるかな過去數年間に於て、彼等が收めたる成功の跡頗る驚くべく、其影響到る處顯著なるものあり、即近來多數の支那人が、孰れも獨逸語を研究し、從つて獨逸語の通用急速に擴大しつゝあるの事實は、明かに之を證明するものなり、加之獨逸人の支那人に接する、英國人に比し、遙かに親和的にして、其好感を得るに力む、又支那人間の獨逸語には英語の如く所謂ピジョンヂャーマン（變體獨逸）のあるなく、孰れも正確なる獨逸語にして且、英人にして支那語を話し得るもの極めて稀なるに反し、獨人の之を流暢に操るもの日に益多きを見る、例ば余は山東省を旅行せし際、一獨人に會せしことありしが、彼は年齒僅かに三十歲

に滿たざるに、旣に十年間山東に在住し、其間常に馬背に跨りて、人跡稀なる內地各地方を旅行し、專ら落花生と牛皮の買出しに、從事し來れりと言ふ、其熱心なる正に我國人の學ぶ可き所なる可し、故に獨人は今や其支那人との取引に際し、從前の如く買辦を使用することなく、進みて各地に自國人の代理店を設置したりしと見ゆ。

夫の往年靑島要塞が、日英軍の包圍攻擊に遭ひて、一溜もなく投降せしは實に獨逸政府が將來其山東に於ける經營の爲に、曾て養成せし多くの支那通を救はんと欲したるが爲なる可しと思惟せらる、蓋海外事業經營に經驗を有する數千の國民は、政府に取りては何物よりも重要なるものにして、倘彼等にして到底勝算なき籠城の犧牲となり、戰死するが如きことありしならんには、之を補給して、支那通を養成するに、恐らく一時代の年月を要したる可きを以てなり。

四、米國商工業者に對する注意

一、緒言

米國は未だ曾て大規模の支那貿易を、計畫せしことなきが故に其現在の對支貿易は極めて微々として振はず、卽其初七仙美孚燈を賣り擴げ、之が爲に忽にして、其石油に對する廣大なる販路を擴張せし、夫のスタンダート石油會社、シンガーミシン會社、及英米煙公司、其他二三の大會社を除きては、何人も支那貿易に關し、組織的計畫を企圖せるものなし。

二、支那の購買力は無限なり

日本大汽船會社の重役は、嘗て余に語つて曰へり「卽支那の購買力は誠に絕大なり、而して其今日外國より輸入せる量は、其將來輸入すべき量の一小部分に過ぎざるなり」と此言や誠に然り、蓋支那人は一般に貧なりと思惟せらると雖も、其數幾億に上るが故に、支那全國の購買力は實に無限なりと謂ふ可し。

惟ふに支那が覺醒して以來、其政治の狀態常に著しく紊亂し來りしを以て、其貿易が世界に對し如何なる關係を有す可きやに就き、判斷すべき根柢を供せしことなく、從つて世人の支那貿易に就き研究せしもの亦多からず、前述日本人の言に據るに、現在統計の示す數字は極めて不完全にして、之に依りて一時代後の支那が有し得べき、莫大なる對外購買力を推測することは能はざるべし、卽支那國民中大多數の貧民階級は現在に於て、外國商人の實際上の顧客にあらず、寧ろ其將來の得意なりと云はざる可からず、而して現に直ちに支那貿易に從事する場合の、成否如何を考ふるに當り、此多數の貧民階級を除外するも、尙富者の數極めて多く、其購買力頗る大なるものあるを以て、其成功の機會頗る有望なりと謂ふ可し。

勿論支那が米國より輸入するものは、其自ら製造すること能はざる、製造品又は米國の如く安價に生產すること能はざる、原料品粗製品等に限らるるものにして、從つて支那が其產業を改革し、近代的產業組織を完成するの曉に至

らば、其廉價にして効驗ある勞力を利用して、各種の工業其他の産業を盛にす可く、其結果米國は勿論其他の各國をも凌駕するの勢を示し、容易ならぬ競爭者となることあらんやも、亦料り難かる可し。然れども支那が此の如く、産業獨立に成功する迄の間、即少くとも今後三十年間は、主として輸入貨物に倚らざる可からずして、其種類頗る多く其額亦巨大に上るべきものあらん。

三、支那向輸出品の種類

第一に大規模に輸入さるべきものは、鐵道電鐵用の車輛、軌道、機械、鋼鐵材料、其他の鐵道材料並に鑛山、工場其他公益的建築物等に使用すべき、鋼鐵製機械材料及大小橋梁材料等にして、之に亞ぐものは、農業用機械器具、其他の鐵器類なりとす、此外普通の日用品の輸入さるべきもの其種類枚擧するに遑あらず、今現に支那に輸入せらるる日用品の中、心付きたるものを左に列擧し、以て參考に資せんとす、即

綿シーチング、裏毛織物、シャルチング、釦、靴下留、肌着類、煉乳、石油ストーブ、石鹼、蠟燭、染料、洋燈、針、留針、壜詰及罐詰食料、各種珍奇物、肉庖刀、金屬製寢臺柱時計、懷中時計、紙入、櫛、刷毛其他各種化粧用具、店用文房具、金錢計算器、複寫機、碼卷尺、秤、天秤、肉剖庖丁、錫箱、硝子箱、金屬製箱、各種家庭用具、藥、屋根葺材料、各種織物、綿布疋、靴、長靴、上靴、蓄音機、金庫、寫眞機及材料、煖爐、繪硝子、(支那人は繪硝子を好み、之に對しては隨分高價を拂ふを辭せず)、麵包粉、(支那人の大多數は今尚パン粉を知らず)、帽子(特に支那人は斷髮せしを以て帽子の需要頗る大なり)西洋理髮用具(安全剃刀、革砥、石鹼、其他剃髮用具)、スエーター、齒磨粉、齒刷毛、其他の齒牙衛生用品(此等は支那人が最近漸く使用し始めたるものなり)婦人衣裳用リボン、其他上記各種品物より氣付く可きもの一切。

四、輸出業者の難問題

今や米國製造業者等は漸く、支那に於ける經濟的發展の極めて有望なることを、理會し始めたるが如しと雖も、彼等は此の如く有望なる市場に、販路を擴張するの途を知らず、爲に孰れも其企業の危險頗る大なるべきを疑惧するのみ。然れども此の如き危惧は、全く支那市場の事情を知らざるが爲に、生ずるものにして、其實支那に於ける企業は、其方法だに宜しきを得ば、內國に於けると毫も異なることなく、何等特別の危險を伴ふものにあらず。然るに現今に於て米國製造業者が、支那市場の事情を知ることは殆ど不可能の事に屬す、蓋彼等が國內に在りて支那に關し聞く所は、纔かに時々表はるる新聞雜誌の記事、乃至は領事の報告等に過ぎずして、以て其詳細正確なる智識を得るに足らず、又此が爲特に人を派して調査するは、極めて多くの經費を要す可く、更に東洋に於ける運送取扱業の代理店たる二三の會社は、多少支那の取引事情を知ると雖も、之より報告を得んことは、到底之を望む可からざるを以てな

り。

是れ實に輸出業者の一大難問にして、而も彼等が東亞の市場に活動を始むるに當り、例ば獨逸人が其政府より受くるが如き援助を、政府より受くることなきものなれば、此問題の解決一層困難なるべし。

五、獨逸政府の對支貿易業者保護策の一班

獨逸政府が其對支貿易業者を保護奬勵するの方法、極めて至れるものあり、今其一例を示さんに、獨逸が始めて其勢力を山東省に扶植し始むるや、幾ならずして其地方農民の貧困なるは、既に其耕地を涸渇し盡し、而も肥料缺乏せる爲なるを知りしかば、直ちに肥料製造業者に好個の機會あるを報じ、以て一方輸出業者に有利なる市場を提供せり而して他方獨逸資本家は則農民に信用を與へて肥料を購買せしめ、之に因りて農産物の收穫を增加し、此の如くして其投資に對し確實なる利益を收め得たり、而して彼等は此くして收めたる利益を以て、更に農民に對する貸付を增加し之をして進むで獨逸製の農具を購入するに至らしめたり、即此方法に依り獨逸政府は二三種の事業家をして最も安全なる條件の下に利益を收めしめ更に極めて、公平に而も有利なる方法を以て、其山東に於ける政治的經濟的地歩を鞏固にすることを得たりき。(未完)

民國五年度電郵航四政特別會計
歲入歲出預計書總表

歲入門

科目		金額
第一款　交通部々管收入	共	三、七八八、九二九元
第一項　收還借款		五六〇、〇〇〇
第二項　應收利息		三、二一八、九二九
第三項　航政註冊費		一〇、〇〇〇
第二款　營業及歲計收入	共	七三、八一九、七九四
第一項　各路營業及歲計收入		五八、一三八、四九〇
第二項　電政營業收入		八、四一九、九五四
第三項　郵政營業收入		七、二六一、三五〇
第三款　資本收入	共	四三二、二一〇
第一項　路政資本收入		一三九、五五〇
第二項　電政資本收入		五、五〇〇
第三項　郵政資本收入		二八七、一六〇
第四款　本年度借入款	共	二五、六七五、四五〇
第一項　本年度借入款		二五、六七五、四五〇
歲入共計		一〇三、七一六、三八三

歲出門

科目		金額
第一款　交通部々管支出	共	二四、二二六、六一〇元
第一項　本部借款還本		三、六二六、八七三
第二項　本部借款利息折扣及行用		二、〇六九、四九二
第三項　本部特別行政費		一、一〇三、〇〇〇元
第四項　收歸國有各路股款借款本息及用費		七、〇七三、二六四
第五項　協撥未成各路墊款利息及經費		三六九、九七八
第六項　歸還以前積欠各款本息		九、三七四、〇〇三
第七項　雜項		六一〇、〇〇〇
第二款　營業及歲計支出	共	六〇、七七〇、〇一六
第一項　各路營業及歲計支出		四七、九五〇、四七〇
第二項　電政營業支出		五、七五八、八三六
第三項　郵政營業支出		七、〇六〇、七一〇
第三款　資本支出	共	一四、九二七、四五七
第一項　路政資本支出		一〇、七二一、四七四
第一項　電政資本支出		二、六六六、六一八
第三項　郵政資本支出		五一三、八〇〇
第四項　航政資本支出		一、〇二五、五六五
第四款　盈餘項下撥用	共	一、〇三二、三〇〇
第一項　撥充京漢路公積金		一、〇〇〇、〇〇〇
第二項　撥充京漢路植木場經費		二〇、一〇〇
第三項　撥充京漢路印刷所擴充費		一二、二〇〇
第五款　本年度借入款利息及扣用	共	二、七六〇、〇〇〇
第一項　本年度借入款利息及扣用		二、七六〇、〇〇〇
歲出共計		一〇三、七一六、三八三

五年度路電郵航四政特別會計歲出預計書

第一款 交通部々管收入支出

項目別	節別	五年預計數
第一項 本部借款還本		三、六二六、八七三
第一目 大東大北公司借款		二〇七、九九四
第二目 德華銀行短期借		九四五、九四六
第三目 京漢贖路公債		一、九九九、九六〇
第四目 中央公司借款		四七二、九七三
第二項 本部借款利息及折扣行用		二、〇六九、四九二
第一目 大東大北公司借款利息		二二二、三六六
第二目 德華銀行短期借款利息		七六、三六五
第三目 京漢贖路公債		五七九、八四〇
第四目 正金銀行借款利息及行用		五五一、三七五
第五目 中央公司借款利息		一九八、六四九
第六目 京漢公債活利		一〇〇、〇〇〇
第七目 中日實業公司借款利息及折扣		三〇三、六〇〇
第八目 濱黑鐵路墊款利息		四七、二九七
第三項 本部特別行政費		一、一〇三、〇〇〇
第一目 查勘路綫費		二〇〇、〇〇〇
第二目 交通印刷開辦經費		三〇〇、〇〇〇
第三目 交通會議		八、〇〇〇
第四目 交通博物館		六、〇〇〇
第五目 顧問薪津		八〇、〇〇〇
第六目 航政獎勵補助費		五〇〇、〇〇〇
第七目 統一鐵路會計會		二、八〇〇
第八目 圖書經費		六、二〇〇
第四項 收歸國有各路股款債款本息及用費		七、〇七三、二六四
第一目 浙路		二、九四九、八二〇
第二目 蘇路		一、一三三、二八六
第三目 湘路		二四一、〇四九
第四目 川路		一、九九七、六六五
第五目 皖路		三九三、〇八四
第六目 鄂路		一二八、六一五
第七目 晉路		二二九、七四五
第五項 協撥未成路墊款利息及經費		三六九、九七八
第一目 協撥同成鐵路		四、〇〇〇
第二目 協撥寧湘鐵路墊款利息及		二三三、六六八
	第一節 協撥寧湘鐵路墊款利息	二一七、五〇〇
	第二節 協撥寧湘鐵路經費	六、一六八
第三目 協撥浦信鐵路墊款利息及		一四二、三一〇
	第一節 協撥浦信鐵路墊款利息	一三四、三一〇
	第二節 協撥浦信鐵路經費	一八、〇〇〇
第六項 歸還以前積欠各款本息		九、三七四、〇〇三
第一目 銀行積欠本息		四、七一五、二九四
第二目 收歸國有各路股款債款		四、六五八、七〇九

項目別	節別	五年預計數
第七項 雜項		六一〇、〇〇〇
第一目 匯水		三〇〇、〇〇〇
第二目 兌換虧損		三〇〇、〇〇〇
第三目 雜費		一〇、〇〇〇
總計		二四、二三六、六一〇

第二款 營業及歲計支出

項目別	節別	五年預計數
第一項 路政營業及歲計支出		四七、九五〇、四七〇
第一目 各路營業支出		三〇、〇六二、〇八五
	第一節 京奉鐵路	六、三九九、〇八四
	第二節 京漢	七、四九〇、二八九
	第三節 津浦	五、〇二二、八二八
	第四節 正太	一、三七〇、七三五
	第五節 道清	四〇六、三九四
	第六節 滬寧	二、〇六三、五〇〇
	第七節 廣九	八八二、七二六
	第八節 吉長	一、〇六九、八六四
	第九節 株萍	五三四、九九五
	第十節 京綏	二、七三三、〇六二
	第十一節 滬杭甬	一、七九二、〇〇〇
	第十二節 廣三	三二四、一四二
	第十三節 漳廈	六五、四六六
第二目 各路歲計支出		一七、八八八、三八五
	第一節 京奉鐵路	一、二六一、九〇〇
	第二節 京漢	二、六三八、八三四
	第三節 津浦鐵路	五、四一四、九二三
	第四節 正太	七七八、八七六
	第五節 道清	五一四、七〇五
	第六節 滬寧	一、八三六、七五〇
	第七節 廣九	八八七、九二五
	第八節 吉長	三五一、〇六九
	第九節 株萍	二九一、五六四
	第十節 京綏	一、六二七、九二六
	第十一節 滬杭甬鐵路	一、〇二八、五〇〇
	第十二節 廣三	一一六、四六六
	第十三節 漳廈	一三八、九四七
第二項 電政營業支出		五、七五八、八三六
第一目 電報營業		五、一二八、〇三四
第二目 電話營業		六三〇、八〇二
第三項 郵政營業支出		七、〇六〇、七一〇
第一目 郵政營業		七、〇六〇、七一〇
總計		六〇、七七〇、〇一六

第三款 資本支出

項目別	節別	五年預計數
第一項 路政資本支出		一〇、七二一、四七四
第一目 各路建築支出		六、四六七、五五三

項目別	節別	五年預計數
	第一節 京奉鐵路	一,五八八,三五一
	第二節 京漢	一,六八〇,九七四
	第三節 津浦	六〇三,五九二
	第四節 正太	七四,〇七五
	第五節 道清	一二六,二三五
	第六節 滬寧	一八〇,〇〇〇
	第七節 廣九	二三〇,〇六九
	第八節 吉長	一三三,一三〇
	第九節 株萍	一三九,七五〇
	第十節 京綏	九三一,九九四
	第十一節 滬杭甬鐵路	七五八,〇五〇
	第十二節 廣三	四二,三四三
第二目 各路償還借款		四,二五三,九二一
	第一節 京奉鐵路	八〇二,五〇〇
	第二節 京漢	一,二〇八,五一〇
	第三節 正太	四五七,〇七五
	第四節 道清鐵路	二一八,六五〇
	第五節 吉長	一三一,六八八
	第六節 株萍	一〇,三五〇
	第七節 京綏	一,四二五,一四八
第二項 電政資本支出		二,六六六,六一八
第一目 電報資本支出		一,四三〇,五八〇
第二目 電話資本		一,二三六,〇三八
第三項 郵政資本支出		五一三,八〇〇
第一目 郵便資本		五一三,八〇〇
第四項 航政資本		一,〇二五,五六五
第一目 航政資本		一,〇二五,五六五
計		一四,九二七,四五七

第四款　盈餘下撥用

項目別	節別	五年預計數
第一項 撥充京漢路公積金		一,〇〇〇,〇〇〇
第二項 撥充京漢路植木場經費		二〇,一〇〇
第三項 撥充京漢路印刷所擴充費		一三,二〇〇
總計		一,〇三三,三〇〇

第五款　本年度借入款利息及扣用

項目別	節別	五年預計數
第一項 本年度借入款利息及扣用		二,七六〇,〇〇〇
總計		二,七六〇,〇〇〇

五年度路電郵航四政特別會計歲入預計書

第一款　交通部管收入

項目別	節別	五年預計數
第一項 收還借款		五六〇,〇〇〇
第一目 漢陽鐵廠還部墊軌價		五六〇,〇〇〇
第二項 收利息		三,二一八,九二九

項目別	節別	五年預計數
第一目　民國元年六厘公債票利息		四二、八一六
第二目　路政保本保息押款		四〇、二三五
第三目　京漢路解部政府資金		四〇五、四〇五
第四目　道清路解部政府資金		三九、四三一
第五目　吉長路解部政府資金利息		一七七、五〇〇
第六目　株萍路解部政府資金		二八九、〇〇〇
第七目　京綏路解部政府資金		一、五四八、五四六
第八目　漳厦路解部政府資金		一二、三八六
第九目　廣三路解部政府資金		一一五、九七一
第十目　交通銀行解部官利		一八〇、〇〇〇
第十一目　萍鑛股息		四四、八〇〇
第十二目　粵路		一八七、九七八
第十三目　粵路欠息		一三四、八六一
第三項　航政註冊費		一〇、〇〇〇
第一目　航政註冊費		一〇、〇〇〇
總計		三、七八八、九二九

第二款　營業及歲計收入

項目別	節別	五年預計數
第一項　各路營業及歲計收入		五八、一三八、四九〇
第一目　各路營業收入		五七、八八二、二二七
	第一節　京奉鐵路	一五、一四〇、九七五
	第二節　京漢	一七、五一七、二〇〇
	第三節　津浦	九、一八四、九二三
	第四節　正太	二、三五〇、〇〇〇
	第五節　道清	六七三、四四五
	第六節　滬寧	三、六七五、〇〇〇
	第七節　廣九	八八五、八五〇
	第八節　吉長	七九二、五八二
	第九節　株萍	七〇七、九九四
	第十節　京綏	四、二五九、三六四
	第十一節　滬杭甬鐵路	二、一一三、五〇〇
	第十二節　廣三	五四二、四八〇
	第十三節　漳厦	三九、九六五
第二目　各路歲計收入		二五六、二一三
	第一節　京奉鐵路	五五、〇〇〇
	第二節　京漢	六四、四五〇
	第三節　津浦鐵路	一七、七五〇
	第四節　正太	一七、八〇〇
	第五節　滬寧	一三、七五〇
	第六節　吉長	二、五〇〇
	第七節　株萍	二、七〇〇
	第八節　京綏	一〇、六四三
	第九節　滬杭甬鐵路	七一、〇〇〇
	第十節　廣三	四二〇
	第十一節　漳厦	一、二〇〇
第二項　電政營業收入		八、四一九、九五四
第一目　電報營業收入		七、四二五、七五六

項目別	節別	五年預計數
第二目 電話		九九四、一九八
第三項 郵政營業收入		七、二六一、三五〇
第一目 郵政營業收入		七、二六一、三五〇
總計		七三、八一九、七九四

第三款 資本收入

項目別	節別	五年預計數
第一項 路政資本收入		一三九、五五〇
第一目 各路借款收入		一三九、五五〇
	第一節 滬杭甬鐵路	一三九、五五〇
第二項 電政資本收入		五、五〇〇
第一目 電報資本		四、七〇〇
第二目 電話資本		八〇〇
第三項 郵政資本收入		二八七、一六〇
第一目 郵政協款		一〇〇、二六〇
	第一節 新疆協款	一〇〇、五〇〇
	第二節 東三省	五、七六〇
第二目 前期盈餘撥入		一八六、九〇〇
總計		四三二、二一〇

第四款 本年度借入款

項目別	節別	五年預計數
第一項 本年度借入款		二五、六七五、四五〇
總計		二五、六七五、四五〇

各省事情（一）

上海

英國の茶輸入禁止と上海の現狀

上海各茶商は今回英國政府が支那茶輸入禁止の令を出したるに對し、甚だ恐慌を來し、曾て同業者全體を招集し、茶業公所に於て討論會を開き、其の結果該公所と商務總會と會同し、政府に打電し、外交部に轉諮し、駐英施公使に電令し、英國政府に交渉せしめたり。

然れども尙未だ其の目的を達せず、是を以て各茶商は此の事の目下交涉中に在りて、應に目的を達すべきか否やは今之れを逆睹し得べからされど、然れとも、同業者中には其の救濟の方法を講じ、若し今後も禁止令を廢せざる場合の損耗を減少せしむるの必要ありとなすものあり。

故に前日謙順安茶棧、唐竹軒等より本年に於ける紅茶綠茶等の景況險惡なる情態を全體茶商及山內莊客に通知せり其の大略を見るに左の如し。

吾華、茶務ありてより以來、凡そ茶に洋莊茶の生意は、紅綠に論なく、また曾て今日の如き險なるものあらず、英國は戰務日々に促り、船の裝運する無きに因り、茶業の輸入を禁止せり、獨り我華茶のみに非ず、凡そ東洋、爪哇等の產は均く禁止の中に在り、即ち印度錫蘭茶も亦祇一半を運送するを許す、是以英國向きは全く杜絕せること勿論にして、此の外祇々露西亞及米國の二販路あるのみ、而も露國の運送は、汽車便に依るもの實に大多數なるに、其の汽車便たるや今日軍用品を裝運し、即ち茶葉の運送を停止せり、故に時に積行し得る場合あるも、時に其の通せざる場合あり。

而して若し此れを船運に依らむか、每月僅に一二隻にして噸數は多きを望むこと能はず、故に阻滯するもの多し、況や露國所用の盧布貨幣は昨春百元に對し二百二十盧布なりしも今は即下落して三百二十外となり、加ふるに爲替手數料二・九パーセントなりしも、今年は三・七六にして更に多きは四パーセントに達す。

是れ即ち露國に就て論するものなれども、去年の二十兩の貨物は每擔爲替運送に七兩を要す、而して四十兩の貨物は十二兩を加ふるを要す、外國商人の漢口に於て茶を購ふものは運送費用等をも其の價格中に計算せざる能はず、是れ露國に於て能く多量に販路を有するものにして將來上海漢口は必ず去年に比し七兩乃至十餘兩を低下せしむべきものならむ。

若し米國に就て之を云へば、其の往來の船は每月僅に兩三隻に過す其の運送荷物は多く什器にして茶を運送するものは僅少のみ、且つ其の運賃は去年每噸八米弗にして支那の十六元に相當す、每噸は茶の五擔にして、茶一擔

は三元二角に相當す、今則一噸二十五米弗を加ふる時は即ち五十三元を增加するものなり、茶一擔は十元とせば參着爲替にて爲替料を加算すれば二十兩の貨物は四兩を加ふべく、三十兩の貨物は六兩を增加せさるべからず、故に四十兩とせば八兩、五十兩とせば十兩を加算せざるべからず、將來米國商人が茶を買入るゝも亦必す此の爲替料を加算すべし。

按するに茶の價の遞增は去年に比すれば七八兩より十四五兩に至るものと云ふべし。

之を要するに紅茶と綠茶とに論なく、其の製造本に於ては即ち去年に比し五割減と見るを得べく而して上海漢口に運送し來るもの恐くは、價も亦本を支ふる事能はざるべし、倒底獲利の計畫望むべからず、況や英國既に茶の輸入を禁止せり、則ち東洋、瓜哇、錫蘭、印度等の茶も亦必す露米兩國方面に其の販路を求むべし、然ば我が華茶は更に影響を受くるに至るべし。

就ち去年の出來高に比すれば五割減なるも市場既に澁滯せり、一たび市況澁滯すれば各商は貨物の代價を急ぎ請求すべし、轉じては手放しに急にして遂には外商の爲めに價格を低價せられ意外の損失を招く、況や歷年漢口に於ける取引を見るに往々取引を急ぎ、朝夜其の間に價格の差を生すること甚だしきもの等あるに於おや。

而して該茶は大體露國或は米國に輸出せらるゝものにして、直に船便に依りて輸出せらる、以是自ら時に收銀することを得、然るに今年は船の積載すべきものなく、三四週間乃至數ヶ月の遲滯を生ず。

是の如んば即ち貨物却て堆積し、銀の價は益々緊漲し、倍々慮ふべきとなす。

又聞く米國は已に協商國に加入せりと、而して將來必す輸入稅を加ふべく、米國向き船舶は益々少數に至らむ茶も亦之れに依つて必ず減せん。

凡そ此の險象の叢生は其の情形に依るものにして現今紅茶は損失なく、綠茶を尤も慮ふべきものとなす蓋し綠茶の熙春は祇露國にのみ販路を有し、大帮平水は米國に販路を有す、而して共に對して輸出せしものを見るに溫州玉山の大帮、珍鳳眉等にして已に販路なし、若し轉じて熙春を造らば熙春を妨ぐること甚だ多し、而して堆積して目銷し難し故に綠茶の險は紅茶のそれに比し尤も甚だし。

謹んで目下の情形を報告し以て製造各庄內諸日の警鐘をなす、製造元の價格及其の出來高は六割となすべく、而も尙平穩を望み難し、故に手控をなすに如かず現狀即ち此の如し今後の變化は尙逆料の外に在り、隨時探聞して以て進止を定めば庶くは誤を貽すを免かれん諸公幸に鑒を垂れよ云々と。

廣東

臺灣銀行借款成立と廣東財界

中國銀行の停業より後商民共に損害を受く、而して當路

者は法を設けて規復せんとし始めて借欵に依るの策を建つ、是れ即ち台銀借欵にして借欵交渉は磋議已に半年にして當初は擔保品に就き、官產所總辦劉瑞麟の牽掣する所となれり、然るに近々劉は輿論の攻擊を受け、而も督軍陸榮廷又北京に在りて當面財政部と磋商したるを以て最も力を得、於是內外合して氣を成し一臺灣銀行借欵三百萬、遂に中央の核準を奉したり、當路者は以て中國銀行規復するに一刻も猶豫すべからずとなし、復現款交付の請求をなせり。

之に對して臺灣銀行は北京公使よりの通報に依り其の引き渡しをなすべきを答ひたるを以て政府より日本公使に速かに借欵の引き渡しあるべく飭令せんことを希望せり、而して臺灣銀行は本月十五日北京公使よりの命を受け準備に着手せりと云ふ。

聞く所に依れば臺灣銀行は即日三十萬元の交付をなし殘部百五十萬は改めて交付すべしと、而して此の交付の結果は銀行紙幣三日の間大に升漲し、八〇より忽ちに八四五となり、又九〇•〇となり、又忽ちにして九四•四に至り商民歡躍し、爲めに民衆に安心を來せりと、惟朱省長は臺灣銀行借欵三百萬成立せりと雖も、其中該行に對し、舊負債を償還し、又割引をなす時は實に銀百八十萬元を得るのみなるを以て更に日前議する所に依れば本省厘金を擔保として借欵せんとすと又實業銀行の盛立をも畫しつゝありと云ふも之れ一朝一夕の事にあらず。

要するに廣東は中國銀行の兌換停止後は紙幣の低落甚だしく政府は每月數十萬の損失を負擔せざるべからざるの狀態にあり、故に若し一日延長せば國家一日の損失を大ならしむるものと云ふべく、要は中國銀行の開業を以て目下の急務とすべし。

而て當局も爰に見るあり、北京中國銀行に打電し、上海漢口等の分行より五十萬元を借り、廣東中國銀行復活の補助となし而して一たび厘金借款の成立を俟って全部の返還をなさんとすと其の賛否に就てはまた何等の報を得ずと雖も中國銀行の恢復も亦遠きに、あらざるべし。（時報）

陝西

延長石油に關する國務院の答復

衆議院議員馬穰の提出に係る政府收辦の陝西石油礦辦法に關する質問に對し、國務院は左の答復をなせり曰く。

國務院咨覆の事の爲め、大總統貴院に發交するの咨を奉するに開く、議員馬穰等提出の政府は陝西延長石油礦を收辦したるも何を以て今に至りて尙正當に辦法解決する無きか、との質問書一件答復を希ふ等の因。

査するに油礦を國有に收歸したるは民國二年にして當時煤油の需用日に繁に而して世界各國の軍艦近々多く改めて炭油を用ゆ、尤も我國海軍の計畫上に於ても大なる關係あり、必ず國家の全力を須ゐて注辦するを要す、斯の國產は漸を逐ふて充裕するの希望あり、當に國務會議の決定を經、前に大總統令を奉し、各省に行ひ、一律收めて

國有に歸せり。

復た此の項專門人材と開辦の資本とは均しく缺乏を形す民國三年二月、政府始めて美孚公司と條約を締結し、直隷陝西、兩省の油礦を指定し、美孚より專門家を派し、前往探査するを准したり、而して若し果して利を獲べくんば、再び中美公司を組織せんとせり其の探査期間内に要する所の各種費用は中國政府と美孚公司との間に各半額を負擔するに定め、是等は國有に歸するの計畫にして中美合同を訂立せる事とは截然兩事に屬するに係る、原質問書に謂ふ中米合辦の名目を假り、改めて國有と爲す事實上未だ盡く符合せず。

陝西商民の辦する所の保陝、溥利兩公司は既に收めて國有に歸し、令に遵ふて停辦せり、民國三年曾て全國煤油礦事宜處より、駐陝勘礦事務所に飭し、商股資本を調査す、今尙調査期間内にあるを以て將來中美合辦となすか否や、抑も中國政府に於て自辦すべきかは未だ解決せず。

則ち完全收買の一事は祗暫く停頓を爲すべし、所有保陝、溥利各公司は能く完全に接收し得るか否や、將に農商部の調査報告竣りて後、財政部と會同し、酌核辦理す、中美勘礦各費に至つては、鑽機の購辦運轉、軍隊の防護、華洋員司の川費薪給及種々建築設備の如き、時を閲すること二載有餘、上年より停辦して以後業に、中美經理處に於て美孚合同し雙方核算し彼此各々認めたり、一切の簿籍册據は均に審計院に咨送し審査に付せり、相に貴院に咨覆すべし、査照して可なり云々。

滿洲經濟通信

（三月廿五日）

目次

■**南滿製糖**　昨年末東京に於て創立せられし南滿洲製糖會社は其本社を奉天に設け着々經營を進めつゝありて目下鞍山站の製鐵所と共に滿洲の人氣を集中せしめ居り候、第一、最も困難なりとせられし原料甜菜の栽培勸誘と社員の非常なる努力と滿鐵其他の後援により意外の好成績を見近日の如きは一般農民の申込者連日雲集の有樣にて既に希望面積を超過せるを以て今二十五日には總締切をなす由に候栽培區域は北は鐵嶺より南は遼陽に至り其極端は鐵道にて工場を去る孰れも四十哩の距離にあり、遠からずとせざるも初年度としては實に止むを得ざる所なるべく之が運搬は重に滿鐵線によるものなるを以て營利以外に滿洲開發に

特殊の使命を有する滿鐵は必ず特別なる便宜を與ふべきを以て製糖會社としては此點に就き困難を感ずることなかるべく候、然し交通の便より云ひても土地の關係より見ても撫順線、安東線、及本線との間に挾まれる地方は將來とも に最も重要なる栽培地たるべく考へられ候、何はとまれ期節遲れの二月より初めて斯く短時日の間に約二千五百町歩の栽培契約を實現し得たることは誠に大成効と云はざるべからずと存じ候、但し其希望面積を得る事に於て成効したりとて中々安心はなるまじく、今後の指導、監督を充分にして栽培成績を良好ならしめ以て栽培者に其有利なるを感ぜしむること最も肝要かと考へられ候、若し今年度に於て多大なる努力と少なからぬ經費を掛けて勸誘したりとて今秋の收穫成績不良ならば明年度に於ては更に〳〵其困難を加ふべく之に反し今秋の成績良好なるを得ば明年度以後は招かずして栽培希望者續出すべく、つまり今年度の成績如何は會社五十年の運命に關係するものと考へられ候、從て製糖會社としては少々の不利を忍びても極力其栽培者を利益せしむるの法を講ずる要可有之と存ぜられ候。

■陸運　二月中の滿鐵運輸收入は本線二百七十四萬三千六百八圓安奉線二十一萬三千百七十五圓合計二百九十五萬六千七百八十三圓にて前年二月に比し九十五萬五千六百三十四圓の増收に候昨年四月より累計せば收入合計二千四百三十九萬四千四百六圓前年同期に比し増收二百九十七萬六千百四十二圓に達し其收入區分左の通りに候。

	二月	前月比較増
乘車人員	三四一、二六二人	七一、八六〇人
客車收入	五一八、八四三圓	一三一、九一三圓
貨車噸數	五八一、一三四噸	一一五、六五〇噸
貨物收入	二、二五五、七七一圓	七六一、〇六一圓
倉庫收入	四五、九〇〇圓	一五、四〇七圓
雜收入	一三六、二六九圓	五七、二五三圓
合計	二、九五六、七八三圓	九五五、六三四圓
一日平均	一〇五、五九九圓	三六、五九四圓
一日一哩	一五三、六七錢	五三、二六錢

△前年四月來累計		前年前期比較増
乘車人員	三、九〇二、九五五人	五六七、二三九人
客車收入	五、八三五、七四五圓	一、一二四、九六八圓
貨車噸數	五、五八五、一七三噸	二六七、三六〇噸
貨物收入	一七、四九四、七四三圓	一、五六九、五七五圓
倉庫收入	二七六、四一六圓	六三、〇六九圓
雜收入	一、二三七、五〇二圓	二三八、八三〇圓
合計	二四、三九四、四〇六圓	二、九七六、一四二圓
一日平均	七三、〇三七圓	九、一〇二圓
一日一哩	一〇六、二八錢	一三、二六錢

十二月より一月初にかけて近年になき嚴寒の爲め貨車軸に燒損頻發し其結果一月中の鐵道收入は前年同月に比し五十餘萬圓の減少なりしも二月に入て右の如く好成績を見結局累計に於て同年度に比し約三百萬圓の増收を示せるを以て本年度の鐵道收入は非常の好成績と云ふべく撫順大山坑の

爆發の如き大損害も全成績には大なる苦痛を來さゞるべく觀察致され居り候。

▲東清收入　昨年中の東清鐵道收入は五千五十四萬七千四百六十一留にして豫算を超過する事二千八百七十八萬四千二百九十四留、前年に比し一千五十四萬一千二百二十三留の增加に候又同年中同社商業及收稅代理部收入は總計二百四十五萬二千八百十留にして其支出二萬二千六百六十留を控除したる純利益は四十五萬留に達し其總決算の時に於ては其額五十萬留に上る可しとのことに候。

▲滿鐵公所　從來滿鐵にては東清鐵道との間に關係ある一切の交涉事件は交涉局第二課に於て取扱ひ運輸營業に關する一部の折衝は哈爾賓日滿商會に代辨事務を委托し交涉に當らしめつゝありて双方の交涉は特に交涉員を派遣するの外文書の往復に依るものなりしがかくては兩者間の關係益々密接となるに從つて不便多きを以て今回哈爾賓に公所を設置し特に社員を常置して交涉に當らしめ東清鐵道との親厚を益々深からしむることに決定し去る三月一日より開設の運に至り候が同所の事務は交涉局第二課運輸部國際係に於て取扱へる事項並に撫順炭販賣契約に關する件等特に會社より命令したる事項を取扱ふものにて同時に日滿商會に委托せられたる代辨事務其委托を解きて改めて公所の取扱事務に編入せられ候同公所の設置は滿鐵東清双方の交涉事務を敏活ならしめ聯絡運輸上至大の便を與ふるものと申すべく公所長其他の職員は何れも交涉局第二課員中より選任せられ候。

▲東清連絡　兼て通信致居り候通り東清鐵道は軍需品輸送に忙殺され普通貨物の取扱ひ殆んど閉却され浦鹽の如きは輸入禁止を斷行し堆貨の一掃に努め居るも露本國の輸送せる貨車の多くは返送し來らざるより一層輸送を困難ならしめ普通貨物の浦鹽搬出は絕望の有樣なれば東清沿線に停滯せる特產物も亦尠なからず先月末滿鐵に達せる情報に依れば約二十八萬噸に達する由にて東清南線にして輸送敏速ならんには其大半は滿鐵線に奪取し得べきも昨今の形勢にては之亦容易の事には無之候然し輸送期に入れる荷主は競ひて南下を急ぎつゝありて二月中同線の連絡貨物として大連埠頭に到達もの一萬七千百二十四噸の多數に達し從來見ざる記錄を示し居り候其品別は

品名	噸數	品名	噸數
大豆	一二、八五〇	豆粕	八四〇
高粱	五四〇	小麥	二、二六三
小豆	一五〇	雜穀	三六三
其他	一一八		

而して其仕出地は哈爾賓驛最も多く海拉爾其他の各驛より輸送し來れるものゝ由に候。

■**海運**　去らでも近來緊張せる海運界は春季活況期に入り何等弱氣材料なきことゝて益上向かん氣配を示し居り候從て大連濱豆粕運賃の如きも六十錢唱へなどあり最有利に契約せるものにて四十錢なりとのことに候。然し門司濱間の高値に比すればなほ割安の感ある位に候內地肥料界不振に加へて此運賃高は豆粕業者にとり大なる苦痛と可申候。

▲出入船舶　二月中の大連港入船は百四十七隻總噸數二十

五萬六千三百二噸にて出船は百五十五隻二十七萬六千二十七噸に候此中貨物の積卸しをなさざるもの六隻六千三百七十四噸空船のまゝ入港せるはは四十八隻九萬九千百八十一噸空船にて出港せるもの十隻一萬七百七噸あり國籍別左の如くに候。

▲入港船

國籍	隻數	噸數
日本	一一六	二〇六、八〇七
支那	一六	一一、一五五
英國	八	一三、三七四
諸威	一	五、七二九
露國	二	二、五九四
丁抹	二	八、八〇〇
和蘭	一	四、四三七
米國	一	三、四〇一

▲出港船

國籍	隻數	噸數
日本	一二〇	二一九、四九二
支那	一八	一三、七五一
英國	八	一三、一四九
諸威	一	五、七二九
露國	三	三、八九三
丁抹	二	八、八〇〇
和蘭	一	四、四三七
米國	二	六、八〇二

以上出港船中歐洲に向ひたるは第三乾坤丸の佛國マルセユー行きを始め丁抹船二隻のコッペンハーゲン行きの三隻あり又米國沙市へ豆油を輸送せる日本船三隻一萬五千六百二噸諸威船一隻五千七百二十九噸の四隻ありて大連港にて一ヶ月内に歐米へ七隻の直航船を出したるは近年稀なる記錄なる由に候。

▲州置籍船　一時朝鮮移籍問題等にて賑はひたる關東州置籍船は昨年來激減し二月末現在は九十九隻、總噸數十九萬九千三百六十九噸にて最高記錄を示せし大正四年末百十七隻、二十四萬八千二百二十二噸に比較し十八隻、四萬八千九百五十三噸の減少に候此原因は撃沈船五隻、遭難船一隻朝鮮移籍三隻ありし結果にて大正元年以降毎年末の隻噸數左の如くに候。

	隻數	總噸數
大正元年	四五	四〇、七三三
同二年末	九三	一八八、九一九
同三年末	一一七	二四二、〇五〇
同四年末	一一七	二四八、二二二
同五年末	九九	一九九、三六九

■特產　二月中に於ける大連油房聯合會油房の製產額は豆粕百九十三萬八千枚豆油八十九萬千四百八十斤にて前月より豆粕二萬枚豆油九千二百斤の減少に候重なる油房の生產高は左の如くに候。

軍用地區	豆粕	豆油
日清	一二二、〇〇〇枚	五六、一二〇斤

三泰	九〇,〇〇〇	四一,四〇〇
齋藤	七二,〇〇〇	三三,一二〇
小寺	六八,〇〇〇	三一,一二〇
福順盛	六〇,〇〇〇	二七,六〇〇
成裕昌	六〇,〇〇〇	二七,八四〇
和盛利	四八,〇〇〇	二二,〇八〇
聚成祥	四八,〇〇〇	二二,〇〇〇
東永茂	四八,〇〇〇	二二,〇八〇
福元	四二,〇〇〇	二一,一六〇
義祥	四二,〇〇〇	一九,三二〇
新順洪	四〇,〇〇〇	一八,四〇〇
小崗子		
晉豐	五四,〇〇〇	二四,八四〇
天興福	四八,〇〇〇	二二,〇八〇
政記	四六,〇〇〇	二一,一六〇

獨支國交斷絶、英國の輸入禁止等弱氣材料をなして市況一般に振はず開原市場の如きは爲めに大混亂を見糧棧の破産者を續出し取引所も三月一日より三日間立合停止をなすに至る等中々の騷ぎを演出致し候、然し一般より見れは相場の下落により內地の豆粕需要を動かしつゝあるを以て此邊が底入れにて漸次反撥氣勢を見るべきかと存せられ候。

■金融 殆んど底知らずに暴騰し來れる銀塊相場も近來下り坂となりし爲め當地貨幣相場も連日銀貨安をたどり居り候然し中々思ふほどに暴落することもなく所謂ヂリ安氣勢とも可申か孰れ此夏までには相當に下落を見るべしと觀察致され候。

▲**正隆決算** 去る二月十八日の正隆銀行決算成績を見るに左の如くにて配當は年一割に當り候。

金十一萬七千七百六十四圓 純益金
金三萬七千七百九十一圓 前期繰越金

内

金一萬圓 法定積立金
金一萬圓 別途積立金
金五千圓 所有物消却
金一萬圓 役員賞與金
金七萬五千圓 株主配當金
金四萬五千五百五十五圓 後期繰越金

▲**鮮銀決算** 同じく二月二十日の朝鮮銀行決算成績を見るに左の如くに株主配當率は前期同樣年七分に當り候。

金五十六萬五千五百五十五圓三十七錢 純益金
金十一萬八千二百九十七圓四十錢 前期繰越金

内

金十萬圓 損失補塡準備金
金一萬二千圓 配當平均準備金
金三萬九千五百圓 役員賞與金
金三十萬圓 普通配當金
金五萬圓 再配當金
金十八萬二千三百五十二圓七十七錢 後期繰越金

而して兼ねて勝田前總裁時代よりの懸案たりし一千萬圓增資もいよ〳〵決行することゝなり新株十萬株の中七萬株

は舊株式の株式に應じ優先引受けしめ他の三萬株をプレミアム付にて公募の由に候。

▲滿洲銀行　前內閣時代一度議會に提出され更に經濟調査會に附議研究されし滿洲銀行問題も今次の朝鮮內閣成立し殊に勝田朝鮮銀行總裁入りて藏相となりしを以て從來の關係上よりしても滿洲銀行設置には反對すべき模樣あり現に勝田藏相も此意を言明せる由にて十數年來の懸案又々葬り去らるべき形勢なる爲め奉天商業會議所にては此際大に世人の注意を新たにすべく陳情書を作製し在滿洲聯合實業團の名を以て當局に向ひ運動を開始すべき計書の由に候、在滿洲聯合實業團なるもの丶內容左の如くに候。

大連商業會議所	旅順市有志
遼陽實業會	奉天商業會議所
鐵嶺商業組合	鐵嶺實業協會
開原商業組合	開原特產商組合
四平街協會	公主嶺協會
長春商業組合	長春貿易協會
本溪湖市民有志	安東商業會議所

然し現內閣の意向は已に前述の如く、加ふるに鮮銀今回の資本倍加は同行滿洲浸展の手を益擴大せしむべきこと明かなるを以て現內閣の持續する限り同運動は恐らく其効を奏し難かるべしと觀察致され候。

▲北滿銀行　長春北門外なる同行は昨年十一月中吉林官帖を買込み之を官帖の儘にて貸付けず金に換算して貸付けし爲め多大の損失を崇り引續遂に破綻を見るに至り二月上旬解散致し候。

北京通信

○兩廣巡閱使新任

入京中なる廣東督軍陸榮廷氏は、四月十一日命令を以て兩廣巡閱使に特任せられ、廣西督軍陳炳焜は署理廣東督軍に、龍門鎭守使譚浩明は署理廣西督軍に各任命せらる。所謂兩廣巡閱使なるもの丶權限左の如し。

一、兩廣巡閱使は特任職とし、廣東廣西一切の水陸防務を巡閱す。

二、中央に直隸し、若し會辦事件あらば兩省督軍に咨商して會同辦理す。

三、必要と認むる時は兩省の水陸軍隊を指揮するの特權あり。

四、兩省督軍若し水陸重要防務あるの際は、兩廣巡閱使に咨商して辦理すべし。

五、巡閱使は兩省民政事宜に干預するを得ず。

六、巡閱使署は廣東、桂林兩處に分設し、輪流巡駐す。

○交銀代理國庫權取消

交通銀行の國庫代理權取消は、四月三日衆議院を通過したり。同日齊浙江省長査辦案議決後、議員王源翰の動議に依り日程を變更し、交銀國庫代理權取消案を附議、先づ審査委員長王源翰の審査報告あり、谷芝瑞、葉夏聲、牟琳等の質問あり、牟の動議にて二讀會を開き大多數にて通過引

五、車輛受領辦法　輪船碼頭到着前五日、乙より先づ甲に通知し、甲は預かじめ人を派し、碼頭に在つて船到るの時、即時に單を按じて收取すべく、遲誤あるを得ず。もし船到るも往いて收取せざれば、輪船躭擱に依り需むる所の費用は、甲より責を負ふものとす。

六、起租日期　車輛陳塘莊に到着し、甲より員を派し船上に到り車輛を收到せるの日より起し、輛を按じて起租す一輛の車を受領せば即ち一輛の租を起す。もし車輛引渡の際輛數に不足あらば、乙が該輛の車件を完全に引渡しを了するを俟つて該輛の租を起す可し。

七、車輛の租費　「木蓬車」毎日毎車の租費は中國銀幣四元「高邊貨車」は毎日毎車中國銀幣三元七角とす。

八、車租期間　上記車輛は十五年を以て租賃期となす。期內は甲乙均しく退租するを得ず。もし甲自から廢約を願ふ時は、乙に期限未到來の所有る一切の租價を付給すべし。惟だ所有る車輛、もし十五年期內に於て、各車中或は損壞し、裝貨行駛に堪へざるものあり、若し實に使用に依つて破壞したるにて別故に因りて損壞したるに非ず、且修理に法無き者は、甲は隨時乙に知照し、該車輛を以て乙に退還し、其の租費を停止することを得。もし乙が甲よりの通知に接したる後、迅速收回する能はざれば、則ち甲知照の日を以て該車輛車租停止の期と爲す。

九、車輛の裝設　車雖外洋に在つて製造完備し船舶積込の際は、必らず須らく拆卸し、天津到着後甲より裝設を行ふべし。

十、車輛の修理　第八條所載の租車期內に於ては所有る車輛の車軸車輪、其他一切の修理、及び油漆取換は、均しく甲より擔任す。

十一、收租辦法　第六條に照し輛を按じて起租せる後、所有る車租は月を按じて清算し、毎月の終に於て表を作成し、天津津浦路管理局に向つて收取すべく拖欠するを得ず。

十二、車輛の所有權　車輛の所有權は、應さに乙に屬すべし。惟だ上記第八條租期以內に於ては、甲の日夜任意使用をゆるす。或は貨物軍需、或は軍隊の輸送等の爲めに使用するも乙は干渉するを得ず。

十三、車輛の保管　上記車輛租貸期內は甲より任意使用し意を加へて保管す。第八條に規定せる租期內に於ては、乙概して與かり聞かず。惟だ租期滿了せば甲は必らず須らく舊車輛二百輛を以て數の如く乙に返還すべく、短少あるを得ず。若し短少あらば何程の事故に因りて致す所たるに論無く甲概して賠償の責を負ふ。

十四、租期の屆滿　上記第八條の所定の租期滿了の後は、もし該車輛なほ使用すべくんば、甲乙雙方は本契約の條件に接照し繼續租貸するか、或は相當の價格を以て購買するか、時に屆り甲乙双方より別に協議を行ふ。

十五、契約の效力　本契約記載の各條件は、均しく部に呈して核准されたれば、本契約調印の日より效力を發生す。

十六、附則　本契約は支那文兩部を以て作り甲乙各一部を執る。津浦鐵路局と交通部と往來せる呈批各件は、各々

一部を照錄し、本契約の後に附し、以て信守に資す。

中華民國五年十二月六日訂

交通部直轄津浦鐵路管理局

正局長 王 家 儉

副局長 盛 文 頤

漢森公司代表 鮑 宗 漢

立會人代表 井 阪 秀 雄

同上附付

交通部直轄津浦鐵路管理局（下には甲と稱す）漢森公司（下には乙と稱す）は、民國五年十二月六日正式租車契約を訂立し、双方記名蓋章して案に在り。今交通部の批示を奉ず、尙ほ修正條件三條ありて双方同意せり、今附加條件を將つて後に列す。該條件は双方記者調印し、正式契約と同一効力を發生す。正式契約の後に附し以て信守に資す。

一、車輛の大修繕　契約調印の日より五年內に於ける車輛の大修繕は若し確かに車輛運搬の際險に遇ひしか、或は兵亂火災等一切意外の事に因るときは、甲より擔任し、余は乙より擔任す。惟だ應さに甲より乙に知照し、双方人を派して驗明し、大修繕を要すべきや否やを斷定すべし。以上は五年內に於ける辦法にして、其余は尋常に修理す。十五年內に在つては正式契約第十條に照らして辦理す。大修繕は七月を以て限りとし、若し期を逾へて甲なほ未だ修竣せずんば、亦日を按じて起租す。

一、起租日期　凡そ車輛陳塘莊に到着し、乙より甲に引渡し濟みたる日より以後、車數の幾何に關せず、平均每日一輛宛組立終りたるものと看做し。每日一輛宛の租費を加へ支拂ふべし。但し車件に短少あるときは、此例に在らず。起租の後は使用と否とに論なく、日を按じて算租すべし。

一、本附件は正式契約と共に効力を發生す。

中華民國六年一月三十日

交通部直轄津浦鐵路管理局

正局長 王 家 儉

副局長 盛 文 頤

漢森公司代表 鮑 宗 漢

立會人 井 阪 秀 雄

右見證一人

大正六年一月三十一日

在天津總領事 松 平 恒 雄

內治外交

○租界臨時管理局　天津、漢口等の獨逸租界は、之れを支那政府に接收し、支那政府に於て管理する事となれるが右管理局章程次の如し。（神州日報）

一、臨時管理局に局長一人を置き省長の指揮監督を受け左記各職權を行使す

イ、該區內警察及其他一切の行政事宜を管理す

ロ、警察處分及其他の行政處分を實施す

ハ、自治事宜を監督す

但し外交事件に關しては應に特派交渉員と合同辦理すべし

一、臨時管理局に助理員を設くる事左の如し、其員數は局長に於て酌定し、省長に呈由し、內務部に咨行して、案に備ふべし

主任局員　局員

顧問　雇員

司書

前項助理員は主任局員を除く外國籍を限らず

一、局長は該區內の各項事宜に對し機關を設け分別管理の必要ありと認めたる時は省長に呈由して內務部に咨行し核辦す

一、該區內原設の各機關は裁併或は變更するを用ひざるものは其舊によるを得

一、局長が各種單行章程を發布せる時は省長を呈由して

內務部に咨行して之れを核定す。
一、凡そ未だ規定せざる事宜は局長に於て辦法を酌擬し省長に呈由し、內務部及主管部に咨行して核定施行すべし。

○各省外交權限　支那政府は目下外交事務頻發すれば、若し地方政府の之れに對する權限を明定せざるに於ては、爲に遺漏錯誤を生じて、難問題を惹起すべしとて、之れが權限を次の如く定めたりと（北京日報）

（甲）外交處權限

國務院と中央外交評議會とにて決定したる結果、各省の省長、公署外交辦事處には次の權限を委す。
一、支獨國交斷絕事件のみを辦理し、從來の懸案に就いて交涉し、又妄に宣戰事件を議するを得ず。
二、全國外交處の手續を合議の上劃一する事。
三、地方行政に干涉するを得ず。
四、前項以外の事件は中央評議會の直轄に歸せしむる事。

（乙）交涉員權限

今後地方の外交の事件の重要なるものは、交涉員の報告に基きて、中央に於て之れを處理すべし、從來各省に起りし、小事件に就いて地方官は往々交涉員を差置き、擅まに自ら解決せんとし、爲に後に重大事件を釀成し、然かも其責任の所在明かならざるの弊ありたり斯くの如きは勿論行政官の越權なりと雖も、各交涉員も亦其責任を放棄せるは不可なり、而して今後は地方官は斷じて外交に干涉せしむべからず、斯くて各處隨時發生したる外交事件は槪ね交涉員に於て責任を以て辦理すべく、其重要なるものは中央に電請して其指示を受くべし。

○天津獨租界管理局　天津獨逸租界は支那政府にて接收管理後、特別管理局の名を以て種々の行政事務等の取扱に任じ來りたるが、朱省長は該局の管理員幹部を次の如く任命したりと（神州日報）

管理局長警務廳長　楊以德
管理副局長交涉員　黃榮良
同副長警務廳員　丁振芝
同副區長警務廳員　殷德林

○宗社黨の陰謀　淸朝の復辟を企圖しつゝある宗社黨は、近來上海に本部を置き種々計畫中なるが、最近に配付したる檄文なるもの次の如し（神州日報）

我大淸皇帝列聖相傳へ深仁厚澤涵濡至て深し、吾人水を飮めば源を思ふ、尺腐寸體何ぞ聖朝の賜ならざらん、豈之れを忘るべけんや、我皇上冲齡踐位したるも、輔弼の臣其人を得ざるに依り、遂に少數の叛徒をして、革命の邪說を創めて、兵を擧げ亂を謀らしめたり、隆裕皇太后は大量を以て庶政を全國に公にし、彼等の主張する共和が果して適用し得べきや否やを試驗せしめたり、然るに數年來政治擾亂し社會恐慌し財政益困難を加へ、廉恥盡く喪失し、禮法蕩然なり、此の如き現象は國將に滅亡せんとするを示すものにして、然らば則ち亡國の罪魁豈共和

の二字に非ざらんや、故に同人等數年來臥薪嘗膽尊王の大義を提倡し、中興の氣運を挽回せんと欲す、而して中外の大吏の中、忠肝義膽を抱くもの頗る其人に乏しからずして、皆重ねて今上を推戴せんと欲し、一切の準備は着々進行し、文明の各國亦一致贊同し、孰れも我皇上の復位及大淸帝國の再興を歡迎せざるなし、我大淸帝國は文明各國と互に提携し以て睦隣の誼を鞏固にせんと欲し、現に一切の締約手續亦定成し、各國との聯絡の事も既に我皇上に奏請允許を得たり、而して一方推戴の手續亦之れを議了し、進行中なれば三月を出でずして重ねて中興の盛擧を目睹するを得べし、少數人或は謂はん袁世凱帝制を行はんとして遂に變亂を招き滅亡に至れり、故に我國は帝制を恢復するに不可なりと、蓋し袁世凱は叛君無法の徒にして、妄に聖位を窺へるを以て、失敗に歸せるも、誠に我國の歷史を見んか、王莽漢を簒ひて漢遂に滅亡し、光武帝漢の宗室を中興せり況んや我皇上は、曾て全臨せし事あるに於てをや、故に再び帝制を恢復せば國内擾亂を起し、戰爭を免れざるべしとの說は杞憂に過ぎざるなり、本會同人は數年來愚忠を竭し近年幸に成功の望あり、然るに國内の人士往々復辟に對し疑を抱くものあり、或は又邪說に惑はさるゝものあり、故に我忠愛の國民に告ぐ、庶幾くは一德同心共に太平を見ん事を云々。

大淸帝國宣統九年二月　　中　興　會　同　啓

○烟酒事務署新官制　烟酒事務署督辦は同處の官制を釐訂し、之れを以て完全なる一獨立機關となさんとする意嚮の由なるが其官制内容次の如し。(時事新報)

大總裁一人(特任)　副總裁一人(簡任)

總務廳、產銷廳、公賣廳の三廳を設く

廳長三人(簡任)　秘書四人(薦任)

僉事十二人(薦任)　主事三十四人(委任)

○佛國の華工募集規約　佛國は頻に支那出稼人を募集して本國に送りつゝあるが、其上海に於ける募集規約次の如し。(時報)

一、佛國工人と同等の待遇を爲す。

二、工頭日給は最初八法二十五サンチーム。

三、工人日給は最初五法十サンチーム。

食費等は雇主に於て支辦す。

四、契約期限二ヶ年。

五、旅費の外別に小使として四十法、安家費として五十法を給す。

六、死亡の際は五百法を給す。

○各省長官の對獨態度　對獨問題發生以來の各省軍民長官の意見頗る一致せざるものあるが、今其各省の態度を分別列表すれば左の如し。(時報)

一、先に贊成し後に懷疑せるもの馮國璋。

二、先に反對し後に贊成せるもの王占元、倪嗣冲。

三、極端に反對するもの張勳、曹錕、田中玉。

四、極端に贊成するもの朱家寶、程德全、馮玉祥、孟恩遠、畢桂芳、張懷芝、孫發緒、陳樹藩、李根源、張廣

建、楊善德、盧永祥、陳炳焜、劉顯世、劉承恩、李純、李厚基。

五、絶交に賛成し參戰に不賛成のもの羅佩金、唐繼堯。

六　可否不明のもの譚延闓、張作霖、閻錫山、蔣雁行、殷承瓛。

○津浦鐵道傭聘獨逸人解雇　津浦鐵道に傭聘せる獨逸人に對しては、六ヶ月分宛の俸給を與へて、之れを解雇したるが、其總人員は二十一名にして、内譯次の如し。（日報）

濟南工場	四人
天津（保線建築）	五人
兗州濟南（同）	二人
天津（運輸）	二人
兗州（同）	一人
滄州（同）	一人
天津器械廠	一人

軍事

○北京の警備　駐京軍隊及巡警數次の如し。（北京日報）

駐京軍隊

混成模範團歩騎砲工輜機兵	一、四五〇人
第二師歩騎兵	六一〇
北京衛軍歩騎砲工輜機兵	四、一三五
第四師騎兵	二二三〇
第十師工機兵	三五〇
第七師歩騎砲兵	一、一九〇
第十二師歩騎砲兵	三、九八八
第十一師歩騎砲機兵	六、七三六
第二十師歩兵	一、七五〇
近畿第一旅歩騎砲工機輜兵	六、四五二

但其中　五、一五二人は通州に駐屯す。

第十三師歩騎砲工輜機兵	三、八七〇
京師憲兵	二三〇
護軍警察隊	二一四
京師一帶稽査隊	三三〇
内務部緝探隊	二三五
歩軍統領巡緝軍	五、〇〇〇
京兆探防隊	三五〇
京兆尹警察隊	四〇〇
海軍陸戰隊	三七〇

北京警察隊

京師警察廳巡警	一三〇
京師警察探偵隊	三〇〇
保安警察隊	三五〇
特設保安警察隊	四〇〇
消防隊	九〇〇
商團隊	七〇
京奉鐵路巡警	六〇
京漢鐵路巡警	四〇

京綏鐵路巡警　　五〇

○菊花島軍港建議

奉天省所屬の菊花島は其地位水深等軍港として最も適當に、前清の末東三省より技師程秀思を遣して調査せしめたる事ありしが、近來又々同處を軍港となし海軍訓練處となさんとする計畫なりとの事にて、其辦法次の如しと。(神州日報)

一、同島小張山の東南端より長約二千五百尺或は三千尺の一大堤を築きて伸臂狀となし、更に菊花島の西南端より一小堤を築きて大堤と相對せしめ、中間距離を五百尺となし、次て口門を作り兩堤環抱の處を長さ三千五百尺、幅三千呎、其面積合計一千四百四十二畝となし、更に七八尺堀下ぐ、此地は全部砂質なれば斯かる工事は容易なり。

二、外港より起り島の西を繞り、一溝を開堀し、小池に通せしむ、池は長さ一千五百尺幅一千尺なれば、船渠を築設し、比較的小型船隻の修理に備へ、出入の口門には石炭堆積所を設くる事を得べし、其他の製造廠は島の內部に設け、以て敵の海面よりの攻擊を免るべし。

三、島上要險の處を擇びて砲臺を築き以て敵の侵略に備ふべし。

財政

○五六年度公債分配法

五年度公債未募集額及六年度公債全額分配方法は次の如くすべしと。(時報)

▲五年度公債不足額分配　五年度公債中昨年中に募集するに至らざりしもの四百萬元あり、之れを次の如く分擔す。

中央三分
各省七分

▲六年度公債全額分配　本年六厘公債二千萬元を發行すべく、夫れは次の如く分配す。

直隸、山東、江蘇、浙江、廣東五省各八十萬元。
河南、湖北、四川、陝西四省各七十萬元。
奉天、吉林、湖南三省各四十萬元。
黑龍江、廣西、雲南、貴州、甘肅、新疆六省各三十萬元。

○交通銀行の政府貸付金

交通銀行が政府に對し貸付けたる金員總額次の如し。(時報時報)

民國元年六月末現在預り
京公足　二十二萬三千二百七十三兩八一
貸越大洋　一萬三千六百九十三元四八元

二年十二月末現在
預り京公足　四萬三千八百四十一兩二六
預り大洋　六十萬二千三百六十一元五九

二年六月末現在
預り京公足　六百八十三萬六千百九十八兩一六
貸越大洋　百三十二萬九千二百四十六元五九

二年十二月末現在

貸越京公足	三百四十六萬七千九百五兩二七
同　大洋	百十五萬六千七元五
三年六月末現在	
同京公足	九百六十萬四千七百八十五兩七二
同　大洋	四百九十一萬八千三十一元
三年十二月末現在	
同京公足	八百十五萬五千六百八十兩四七
同　大洋	一千七十五萬七千七百八十二元九
四年六月末現在	
同京公足	七百八十五萬四千九百五十兩六三
同　大洋	一千二百八十四萬七千百七元八四
四年十二月末現在	
同京公足	四百八十八萬二百六十二兩三七
同　大洋	一千二十一萬八千五百十七元五
五年七月末	
同京公足	六百四十八萬三千三百六兩七八
同　大洋	二千四十六萬四千九百六十七元一四

○浙江省六年度豫算案

浙江省の六年度豫算案次の如し。（神州日報）

歲入經常部	
地丁附加稅	七一三、三八九元
漕南等米抵補金附加稅	六八六、二二九
屯糧附加稅	九、六九三
租課附加稅	二、三七一
貨物附加稅	八九六、四〇〇
商業捐	三〇、〇〇〇
牲畜油雜捐	三六四、一七四
船貨捐	一一八、九〇〇
房警捐	一一二、〇七九
漁團捐	一〇、〇〇〇
省欵生息	六七、八七八
公產租息	三、七八五
各場廠產息收入	一二二、七九八
各學校收入	六七、五三九
圖書館收入	四八一
計	三、一〇五、七一六

（五年度に比し九萬一千五百九十九元を增加せり）

歲入臨時部	
公欵納入	三〇、〇〇〇
歲出經常部	
內務費項下	
省議會	一七三、六七九
警備隊	一、〇〇〇、〇〇〇
省會工程局	二九、七八二
水利委員會	一〇、六八四
水利委員會附屬測量隊經費	一三、六〇八
貧民工廠	三二、二四〇
貧兒院	一〇、九一九
貧兒院第一分院	二、六一一
因利局	一、五二九

省城三倉	一四、一二九
錢工義渡局	一七、三六八
浙江病院補助經費	三、〇〇〇
撥還各屬地方公益費	一四六、四〇〇
計	一、四六五、九五九

（五年度に比し三萬七千二百十九元增加）

歲出臨時部

內務費項下

省議會	六、一〇四
省議會延會費	一、八七六
省議會議員選擧費	九五、三五九
水利委員會	一、〇〇〇
省會工程局修改省域內外橋梁道路工程費	二〇、〇〇〇
省會工程局修理西湖道路橋梁名勝祠宇工程費	八、〇〇〇
省會工程局疏濬西湖工程費	二一、四五〇
浙江通商局	三四、九九二
貧民工廠貼補移送抗州貧兒院藝徒費	一、一五二
烈士後商撫郵金	四、八〇〇
計	一九四、七三三

（五年度に比し十萬三百八十五元を增加）

兩項計內務費項下支出	一、六六〇、六九二

歲出經常部財政費項下

附加征收經費	四四、八二〇
寧波洋廣貨捐徵收經費	九、七二〇
紹興洋廣貨捐局征收經費	一、八〇〇
溫州洋廣貨捐局徵收經費	三、四八〇
寧波閩貨捐局徵收經費	一、九三六
寧紹船貨捐局徵收經費	七、〇五六
房警捐征收經費	一一、二〇八
合計	八〇、〇二〇

（五年度に比し四百二十元減）

歲出經常門實業費項下

浙江農事試驗場經費	二三、四八〇
浙江原蠶種製造場經費	一〇、一八八
浙江女子蠶業講習所經費	一一、九五二
省農會補助費	二、四〇〇
省立苗圃經費	一三、〇六八
浙江機織傳習所經費	七、八七二
改良靛青製造模範工廠經費	一四、六二四
浙江製造水產品模範工廠附設水產試驗場經費	三〇、九八四
改良手工造紙傳習工場經費	一九、一六八
改良製糖廠附設種蔗試驗場經費	三、四九〇
浙江商品陳列館附設勸工場經費	七、〇九二
織物整理模範工廠經費	九、九六〇
浙江護塘森林局經常費	九、二二二
合計	一六三、五〇五

（五年度に比し十萬二千六十六元增加）

臨時部實業費項下	
浙江省農事試驗場費	一八、一六〇
浙江原蠶種製造場經費	八、五二八
改良棉花購種經費	一、九二〇
省立女子蠶業講習所經費	八五〇
浙江改良靛青製造模範工廠經費	二、九四〇
製造水產品模範廠附設水產試驗場經費	六三、三八二
改良手工造紙傳習工場經費	一二、九〇〇
浙江商品陳列館附設勸工場臨時費	一六〇
浙江護塘森林局開辦經費	九、一〇〇
省立苗圃經費	三、九二〇
實業調査會經費	一二、〇〇〇
合計	一三三、八六〇
（五年度に比し九萬四千五百八十八元減）	
兩項計	二九七、三六四

（未完）

借欵

○**廣東借款擔保**　廣東省にて今回臺灣銀行と締結せる三百萬圓借欵の擔保は次の數者なりと。（時報）

一、セメント廠　二、大沙頭
三、東堤海關官地　四、舊藩署
五、廣州署

而して右借款中より舊債を除き、百三十萬元の實收を得べきを以て、全部中國銀行營業開始資金に充つべしと。

○**各省内外債整理命令**　財政部は各省に對し内外債整理を命令したるが、其要項次の如し。（時報）

一、各省が自ら擧債するを限制し、其特別困難の情形あるものは、實に據つて財政部に呈報し、許可を得て訂借すべし。
二、各省現有の新舊債を調査すべし。
三、各省現有借欵の擔保品收入情形及元利償還の確定方法を調査すべし。
四、中央公債保證用途を推廣す。
五、證劵交易所設立を提倡す。
六、商號銀行を勸導して公債放資を營辦せしむ。
七、内國公債經濟機關を設け換發債票期限辦法を規定す。
八、地方官廳に命令し、法を設けて鄉民を招徠し、期日の如く債息を領取せしむ。
九、新發の五年公債票は凡て財政廳經理者に於て、財政廳の官印を押捺すべし。

○**陝西石油借款取消**　米國スタンダード石油會社は、曩に支那油鑛督辦熊希齡に對し往年訂結せる陝西石油借欵契約の繼續進行を謝絕する旨を通告したるが、今回更に駐在米國公使は外交部に向つて該契約解約の旨を申込めりと。（北京日報）

○芝罘水道借款 一昨年膠東道尹吳永と獨逸商ゼブシンとの間に調印せられたる百五十萬弗の芝罘水道借款は和蘭築港會社にて、それを繼承する事となれりといひ、之れが工事着手の爲技師來着、實測に着手せんとしたるが北京政府は許可を與へずして、却つて吳道尹に對し契約破棄を命せり。(時報)

實業

○中日銀行に對する質問 衆議院議員錢崇鎧は、陸宗輿、曹汝霖が日本人と日支銀行設立につき契約せりとの説に關し、次の如き質問を提出せり。(時事新報)

一、新銀行は金銀紙幣發行權ありや。
二、國家公債經理の權ありや。
三、金融匯兌權ありや。

○招商局營業收益 民國五年一月より十二月に至る間の招商局第四十三期營業成績要略次の如し。(時報)

項目	金額
收入汽船運賃收入	三百八十八萬九千二百餘兩
同 三公司共同計算運賃分收	七萬三千二百餘兩
支出船舶保險修理手當石炭其他	二百六十二萬六千六百餘兩
差引利益	百三十三萬五千七百餘兩
收入倉庫、財產收入、雜收入	二十四萬八千八百餘兩
支出地租地捐修理費利息等	五十二萬一千六百餘兩
同 株主配當賞與等	六十二萬二千兩
差引純益	四十四萬一千餘兩

○中國銀行新董事 中國銀行にては此程董事會を開き新董事を選擧せるが其人名次の如し。(時報)

唐浩鎭・黎澍
張志潭 傅良佐
張定 吳乃琛

○德華銀行處置法 對獨斷交後の德華銀行處置方法に關しては次の如く決定せられたり。(北京日報)

一、德華銀行の營業を停止す。
二、該行の所有財產中沒收を行ふべきものは、行員より政府に交付せしめ、銀行所在地機關に委託して之れが保管をなす。
三、獨政府より該行に預入しある公金は即時沒收すべし。
四、該行を經て支那政府に貸與したる金員中其債權の獨政府に屬するものは、即時に消滅すべく、又其債權の人民に屬するものは邦交の恢復を俟ちて再び清理を行ふべし。
五、人民の預金及借入金は法を設けて清理すべし、但預金中政府の許可あるにあらざれば交付するを得ず、且該行所有現金の多寡を見て其交付の數を定むべし。
六、該行既發の紙幣は暫く其行使を禁止せす。
七、該行中の獨人は其他の獨人と一律に待遇す。

○四川省金鑛調査 農商部にて調査せる四川省に於

ける支那人開採の金鑛次の如し。(時報)

一、懋功縣金穴山金鑛　鑛區五十萬里、鑛商林振耀、三年十月二日開堀。

二、懋功縣綏靖屯二凱　鑛區六方里、礦商林振耀、四年十二月三十一日開堀。

三、鹽源縣瓜別土司　鑛區百八十畝、鑛商周永慶、四年七月二十一日開堀。

四、懋功縣金穴山　鑛區五方里、鑛商裕華公司、四年三月二十七日開堀。

五、懋功縣綏靖屯二凱　鑛區一方里、鑛商林振耀、四年九月十三日開堀。

六、懋功縣綏靖屯二凱　鑛區九方里、鑛商林振耀、四年九月十三日開堀。

法律命令

三月八日　廣西補選參議院議員日期令公布。

廣西參議院の補選は民國六年三月十日擧行す。

同十二日　雅安關監督の職缺を裁撤す。

同十四日　支那政府對獨斷交の布告文公布せらる、其の本文に曰く、

此次歐戰發生し、我國は中立を嚴守す、意はざりき、本年二月二日德國政府の照會「德國新定の封鎖計畫は中立商船をして是の日より起り禁線限定内に在りて行駛する危險多し」等の語に接せんとは、當德國は此より前行ふ所の商船攻擊の方法は我國人民の生命財產を損害する已に少なからざるに屬す、今茲に潛艇作戰の經畫は危害必ず更に劇烈ならむ。

我國は公法を尊崇し、人民の生命財產を保護するの起見に因り、遂に德國に向つて嚴重の抗議を提出し並に如し獨國にして其政策を撤銷せざれば、我國は已を得ざるに迫られ德國と現有の外交關係を斷絕せんとすと聲明せり、我國の深望は德國或は其政策を堅持せず、仍向來の睦誼を保持せんことに在り、不幸にして抗議已に一月を逾え、德國の潛艇攻擊政策は茲に未だ撤銷せられず、各國商船の多く擊沈せらるゝ我國人民此に因り死を致す者已に數あり、昨十一日德國の正式答復に接す、其の封鎖戰略を取消すに礙難なりと、實に我が願望の外に出づ、

茲に公法を尊崇し、人民の生命、財產を保護するの計の爲めに今日より始めて德國と現有の外交關係を斷絕す、特に此に布告す。

現在我國已に德國と現有の外交關係を斷絕せり、所有德國僑民保護及其他應に辦すべき事宜は各該管官署をして現行國際公法の慣例に查照し、辦法を迅籌し頒布施行せしむ、此に令す。

同　二十一日　科布多補選參議院議員日期令公布、
科布多參議院員の補選は民國六年四月一日擧行す。

同　二十二日　本月二十七日は春戊の關岳合祀期たり、海軍總長程璧光を派し、恭しく代つて禮を行はしむ此に令す。

叙任辭令

陝西政務廳々長（三月八日）　李夢彪
免本職　陝西中道々尹兼全省交涉事宜　陳友璋
陝西關中道々尹兼辦全省交涉事宜　井勿幕
免本職　安肅道々尹　潘齡臯
署安肅道々尹　揚丙榮
渭川道々尹　張紹烈
海軍少將　李景曦
同　黃倫蘇
免本職　湖北水利分局々長　王爲毅
湖北水利分局々長　胡俊釆
免本職（三月九日）　山西河東道々尹　萬和寅
山西河東道々尹　徐元誥
江蘇滬海道々尹　王賡廷
襄威將軍（三月十二日）　怕勒塔
待命　雅安關監督　陳樸
加陸軍少將銜（三月十六日）　梅焯敏
同　周則范
同　吳劍學
免本職（三月十七日）　廣西田南道々尹　陳樹勳
廣西田南道々尹　王安瀾
免本職　湖南督軍公署參謀長　陳強
湖南督軍公署參謀長　張翼鵬
吉林官銀錢號監理官　金明川
免本職待命（三月十九日）　黑龍江採金局々長兼任金礦督辦　朱照
署貴州暫編陸軍第一師參謀長（三月二十日）　朱紹良
貴州暫編陸軍第一混成旅參謀長　趙文彬
陸軍中將　熙鈺
同　鶴春
同　袁得亮
陸軍中將銜　毛繼成
陸軍少將　汪慶辰
同　劉顯潛
同　朱澤黃
同　楊增炳
同　羅壽恒
同　劉富有
陸軍少將銜　楊祖德
審計院協審官（三月二十二日）　于秉信
免本職（三月二十三日）　山西政務廳々長　徐沅

職	前職	姓名
山西政務廳々長		崔炳
免本職	兼署永寧道々尹	趙又新
署四川永寧道々尹		張習懇
試署雲南菸酒公賣局々長		李慶恩
試署廣東菸酒公賣局々長		周廷勵
試署河南菸酒公賣局々長		李恩藻
試署京兆菸酒公賣局々長		顧澄
試署湖南菸酒公賣局々長		易應崐
免本職（三月二十四日）	甘肅西寧道々尹	龔慶霖
署理甘肅西寧道々尹		周務學
北京待命（三月三十日）	鳳陽關監督	陶鎔
署鳳陽關監督		孫多祺
加陸軍少將銜		翟殿林
免本職（三月三十一日）	外交次長	劉式訓
外交次長		高而謙
免本職	駐紮庫倫辦事大員都護使	陳文運
都護使——駐紮庫倫辦事大員		李開侁
桂林鎮守使署參謀長（四月一日）		黃獻琛
北京待命	陸軍第十六混成旅々長	馮玉祥
陸軍第十六混成旅々長		楊桂堂
免本職（四月四日）	陸軍第十二混成旅々長	黃國樑
陸軍第十二混成旅々長		孔繁蔚
管理鑲黃旗値年事務（四月五日）		載濤
山西雁門道々尹		單晋龢
直隸口北道々尹		鄒道沂

職	前職	姓名
●兩廣巡閱使（四月十日）		●陸榮廷
●廣東督軍		陳炳焜
署廣西督軍		譚浩明
免本職	署四川永草寧道々尹	張習懇
署四川永草道々尹		廖名縉

會報

●汪大燮特使より鍋島本會長宛の禮狀

敬啓者大燮奉使東游仰承
貴國
大皇帝稠疊寵施
公卿殷勤款洽使大燮得以周旋壇坫不愆于儀而邦人諸
友之道左相迎
盛筵款接蓋鬱有慶贈紵言歡斐娓情文銘之肺腑一行歸
國眠食猶安回溯
雲情思深藹艾盈〻春水莫罄離悰肅此鳴謝敬頌
日祉

中華民國六年四月七日　汪大燮拜啓

東亞同文會會長　侯爵　鍋島直大閣下

支那

第八巻第十號

要目

東亞同文會調査編纂部

の新著出づ

一班

燐寸
海産物
木材
メリヤス製品
紙類
洋傘
膏藥
浴巾
硝子製品
ラムプ及同部分品
革
絹綿繻子
掛時計及置時計
麥酒
陶磁器
化粧石鹸
椎蕈
人參
靴

木材
籐
豚
紙
麻布及苧麻布

後篇

關稅

海關稅
輸出入稅
子口半稅(抵代金)
沿岸貿易稅
阿片釐金
噸稅
港灣及水路改修稅
常關稅
釐金及貨物稅
關係法規

現在の通幣制改革問題

度量衡

前清の度量衡制
海關所用の權度
各地慣用の度量衡
民國の新制

對支貿易の發展策は本書に依りて明確に指示せらる

東京赤坂溜池二一
東亞同文館調査編纂部
電話新橋二二一七
振替口座東京九七三〇

大正六年五月十五日發行「支那」第八卷第拾號

論說

資料

雜錄

通信

時報

會報

發行書目錄

書名	冊數	體裁	價格	郵稅
支那經濟全書（第四版）	全拾貳冊	菊版總紙數約一萬二千頁	特價金貳拾八圓	郵稅（內地一圓八十錢 支那二圓五十錢）
日露之將來（第三版）	全壹冊	菊版紙數三百頁	印刷實費參拾錢（非賣品）	郵稅金八錢
大清律	全壹冊	菊版紙數約四百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
樺太及北沿海洲	全壹冊	菊版紙數約五百頁	正價金壹圓五拾錢	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
蒙古及蒙古人（再版）	全壹冊	菊版紙數約八百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅（內地十七錢 支那三十五錢）
勾麗古碑（石版刷）			正價金七拾五錢	郵稅金八錢
文學士大村欣一氏著 支那政治地理誌（上卷）	全貳冊	菊版布製約九百六十頁	正價金參圓	郵稅（內地二十四錢 支那四十五錢）
支那政治地理誌（下卷）		菊版布製約千七十頁	正價金參圓五拾錢	郵稅（內地二十四錢 支那四十五錢）
山東及膠州灣（再版）	全壹冊	菊版クロース約七百頁	正價金貳圓	郵稅（內地十二錢 支那三十錢）
現代東部蒙古地圖	四色刷 縱一尺八寸 横二尺六寸	帙入	正價金六拾錢	郵稅金四錢
東部蒙古	全壹冊	菊版洋裝七百八十六頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅金二十錢
改訂支那全圖	全壹枚	縱五尺一寸 横四尺四寸	正價金貳圓	郵稅（內地八錢 支那三十錢）
最近支那貿易	全壹冊	菊版紙數七百頁	正價金貳圓五拾錢	郵稅金十八錢
第二回支那年鑑	全壹冊	四六倍版背皮總クロース製紙數千二百頁餘	正價金五圓	郵稅（內地二十錢 支鮮五十錢）
支那の工業	全壹冊	菊版クロース紙箱入四百五十八頁	正價金貳圓	郵稅（內地八錢 支鮮三十錢）

東京市赤坂區溜池町二番地 東亞同文會調查編纂部 電話新橋一二五五番 振替東京九七三〇番

大正六年五月十五日
第八卷 第拾號

論 說

上海東亞同文書院の新築落成

一

上海に於て東亞同文會が設立する東亞同文書院校舍が支那第二次革命亂に際し、兵燹に罹り灰燼に歸してより四年を閲し、今や地を上海郊外徐家滙に相し新築落成し、四月二十二日其竣成式典を擧ぐ。

本館を始め農工科教室、學生寄宿舍、醫院等悉く完備し、總建坪一千五百餘坪、運動場其他の空地七千八百餘坪、工を起してより十有餘月、蓋し輪奐の美を以て誇となすに非ず、專ら其内容實地使用に適合せんと勉む、故に其の宏大の觀固より望むべからず、壯麗の美固より期すべからずと雖も、三百の俊秀を養成する校舍として一點の不備なし、吾人之を慶祝す。

新築一切の經費は其一半を支那政府の交附せる損害賠償金を以て

充つると雖も、其一半は之を書院卒業生一千名の報恩寄附によつて成るに至つては、書院が在支那有爲の人才を育成せる功蹟の反響ならずんばあらず、吾人其既往を顧み其將來を思ふ、書院の東亞人文に貢献する鮮少に非ざるを感すること深し。

二

顧れば東亞同文會の創立は實に明治三十二年に在り、爾來年を閲する十有九星霜、而して上海に同文書院を創設せしは明治三十三年にして、今に至るまで十八歳を經、其間我國各府縣より俊秀を選抜して留學せしめ薫陶敎養したる者既に一千人に垂んとす、抑も同文會の事業は日支兩國の交誼を厚くせん爲め、兩國縉紳の交際を始め、子弟の敎育、貿易の奬勵、政治經濟の調査等に在り、而して同文書院は子弟敎育の機關として之を東京上海に設く、東京に於ては支那留學生を育し、上海にては我國學生を敎ゆ。

同文會創立の當時を思へば日支兩國の人文を啓發し國運を隆昌ならしめん爲め、政治經濟上に幾多の主義を明にし、鋭意東亞の大計を策し、其爲す所小ならざる者ありき、然れども星移り物換り、今や東京に在る同文會は唯其の餘力として存在するのみの觀なくんばあらず、世事茫々、其の

推變の機微を察す、眞に今昔の感に堪へず。

支那第一次革命に際し、共和政府の樹立を聲援し、南方革命派を激勵せしことありしと雖も、今や龍頭蛇尾、また昔日の意氣と識見とを求めんとすとも之を得ず、而して特に革命以來支那の國情紛糾更に紛糾し、日支の關係密更に密を加ふるも、此間超然として殆ど爲す所なく、今に至り一主義一方針を唱ふるに至らす。

三

敎育を目的として東京、上海に二個の學校を設けしも、就中東京同文書院は時勢の推變により其目的に對しては殆ど廢校に歸す、其支那留學生を收容する始め多かりしも、今や數十を算ふるに足らず、是れ支那留學生の我國全般に於ける情形と其軌を一にし、同文會と雖も此間に特殊の成案を立つる難きに因る明かなり、然れども其の效果成蹟を見れば是れ亦同文會として誇るべき者あるを見す。

兩國縉紳の交際に關しては屢支那の大官名士を招きて宴會を開き、胸襟を披き東亞の大計を談ずるあり、大に勉むる所なきに非ず、然れども一夕の會合唯禮儀的に外交的に互に美辭を交換し、相歡ひ相樂むに止まるを以て、間接には幾多の效を齎らすが如きも特記して其の贊すべき事を見

す。

然り而して其兩國政治經濟の調査は一には上海同文書院の力に待ち、一には東京に調査編纂部を設け各種の調査或は著述の書籍を發行す、此の事業に於ては稍見るべき者あり、吾人屢世人に同文會は書店なりやとの質問を受くるに至りては其如何に此の事に力を傾注せるかを證して餘あり、然して調査編纂部の發行書中白眉とすべきは者に上海東亞同文書院の力によつて成れるあり、東京に於て特に編述せられし大著も亦なきに非す。

四

斯く同文會の事業を觀し來れば上海同文書院の成蹟はまさに同文會の唯一の事業なりとすべく、其の支那に於て人材を養成し、北は抹鞨の野より、中原黃揚の流域、南は兩粤香港の海に至るまで、主要の都市には必ず、其養成せる子弟の在らざるなく、我國内に於ては京阪神濱の各地の間に散在して支那に對する各般事業の經營に任ず、また多とせずして可ならんや。

支那に在つて支那の政治經濟事情を考察し、支那の言語を諳んし、風俗を明にし、學は日支を兼ね、才は東亞に通ずるの士、今や世に其人乏しからず、然れども其の最も多きは之を同文書院の出身に見る、吁學舍創設以來十有八載、卒業生を出す一千人、人數に於て必ずしも大ならずとすと雖も、其の力に於て聊吾人の心を强くする者あり。

五

然れどもまた思を上海同文同院の現狀に致せば、不安の感多少と謂はざるを得ず、而して其の不安なる第一事は學生の氣質に在り、今や日支の交通十年前の比に非ず、上海と我國各港との間一週に少くとも三回汽船の往復するあり、而して書院は創立以來既に十八年、聊沈滯惰氣の兆すなき非ず、交通の便にして在支我國人の數加するや、動もすれば學生は支那風俗に近くを悅ばず、支那に在りても猶且つ細心留意して日本の風俗に遲れざらんことを勉め、支那の學術を學ぶに懶うくして一に日本の學術の學ぶに容易なるに傾く、故に其の氣風自ら我國内地の學生と類を同じくし、時としては全く特に支那留學せる意味を沒却するの譏あらずんばあらず。

實に支那各港に於て方今我國風俗の移し植ゑらるゝ多く、凡そ我國人の在る所、衣食住毫も我國と異らざるの域に達せるは深く我國人の進歩なりと祝せざるを得ず、然れども、其の支那に留學するの士は上海、天津、漢口等の日

本街を學ぶを要せず、更に進んで天高く、地曠かなる支那その者を對象として研究するを要す、斯る贅言固よりなすべきに非ざれども、奈何にせん書院の風尙日に下るあるを恐るればなり。

傳ふる者は云ふ、院內學生の氣風は日本學生的の氣分を超越し、戈壁の砂漠や、長江の大流を踏破せん爲めには明日でも出發すると云ふ覺悟と研究心と眞面目とは確かに母國の學生氣分を脫して居る、然し斯く云はれしは既往の書院にして、最早や同院の古風となつて變りはてゝ居る、東洋豪傑の粗大のみを多とせないが、然し支那研究の熱誠は今の書院には稀であるとは何人も首肯する所である、支那食よりも日本料理を喜び、支那語よりも日本の小說を好み、而して今や煉瓦の大校舍に入り、冬は寄宿舍までもスチームを以て溫められる、書院の將來も知るべしであると。

吾人此の言を悉く然りとする者に非ず、然れども此の俤は大に會得し得るを見る、蓋し時勢の變遷は無限にして、人間の固有する力は有限なり、書院が今や此の無限の力に壓せらるゝまた已むを得ざる所か。

六

四月二十二日根津書院長の答辭に曰く、今一旦の設備は一小成の觀あるに似たるも、其實向後の敎導化育は既往に比し一倍の重且つ難を覺ゆ、蓋し禍は福の伏する所、福は禍の託する所、若し院員此の小成に安んじ、一度驕泰の念萠さんか、逸樂の心忽ち動き漸く怠荒放恣、其極校風陵夷、學業墮敗に陷るに至らんこと、母國に於て其例を鑒むべきもの甚だ多し、天の作せる孼は尙ほ避くべし、自ら作せる孼は避くべからず、豈深く戒愼恐懼せざるべけんや云々と。

書院統率の任に在る十有八年の根津院長にして今此の言ある、實に衷心喜悅の情に堪へず、子を知る者親に如かず、院長にして眞に今の書院の弊事を明察し得べし、然れども子を誤る亦親に如かず、其情に徇すればなり、根津院長は明察英斷、識一世を蓋ふの人なり、院長にして其の天賦の大才を以て書院の將來を一裁するあらば豈此間に何等の憂を抱くべき者か。根津院長の大才を書院に用ゆる蓋し牛刀を以てするの感なくんばあらざれども、今の世務を見る決して牛刀嘆を發すべきに非ざるなり。

（大村北濤生）

山東省の牧畜業（下）

畜產品及副產物

畜產品及副產物は其の種類に從ひ之を異にするものなれば、今便宜上牛、馬、豚、騾、驢、羊、鷄の各頭に付一々說明することゝせん。

一、牛

本省農牛の目的に二あり、一は輸出を目的とするものにして、他は農耕に使用せらるゝものなり、牛を以て運搬に使用することは馬を用ふるが如く盛ならざるも、其體力の持久頗る强きを以て馬、騾等と共に荷馬車を引くに用ひらる、而れども其の速度遲く行程も六十支里を出づる能はざるは一大缺點とする所なり。

輸出の爲めに使用せらるゝものの外は大抵農耕に使用するも普通の人民は之を屠殺して食料に供すること少し、回々敎徒は豚を食せざるが故に牛を食料に供すること多く、一般人民は斃死したるもののみを食するを常とす、蒙古地方に於ては盛に牛乳の搾取を行ふと雖も、本省住民は人工を以て之を搾取せず幼牛の飼料となす、故に幼牛の發育頗る良好にして本省の牛は其の體格毛色尤も良く到底他省の企及すべきにあらず。

本省の如きは其の飼養實に莫大の數に達するものなれば

特に尤も多數なる地方に於ては牛乳の搾取を行ふに於ては適當なる產出高を見るべく、之にて「バター」「チーズ」等の製造を企つる時は一個の產物たるに至るべきなり。

二、生牛の輸出

本省の生牛は食用として尤も高評を博し年々芝罘、龍口、青島等を經て外省に輸出せらるゝもの其の數頗る多額にして、殊に南滿地方並に浦鹽方面に於ける食料は殆ど本省の供給する所に係る、輸出地は多く泰山地方の西南部に諸城附近を主とし此等地方より汽車により濰縣に輸送せられ此の地より陸路龍口に向ふ、龍口は濰縣を距ること凡そ四百支里、渤海に面する一港にして、港灣淺く大船を碇泊せしむること能はざるも、一砂丘は遙に龍口灣を圍み冬期北風を防ぎ得るを以て、近時其の經濟的地位は浸々として進み開市場となり、沿海貿易港として、今や重要なる地位を保つに至り、支那人及日本人の經營する汽船會社あり、營口、大連、旅順口、芝罘等との間を航海す、故に北清に向ふ畜類は青島を經過すること少く、龍口より汽船にて需要地に輸送せらる。

嘗て山東巡撫は農耕に使用する生牛の輸出を爲す時は耕作用の牛を減少し從つて農業上に惡影響を及すこと少なからずと云ふ理由の下に生牛の輸出を禁止し若し之を犯すものあるときは重き罰金を課することゝせり、於是直接其の供給を受くる南滿地方、浦鹽斯德等は一大打擊を蒙むるに至れるも、其後二ヶ月ならずして其禁を解除するに至れり。

山東巡撫は牛の輸出を爲す時は農耕に使用する牛の不足するが爲に此の禁令を發せし者なれども、吾等親しく本省內地を遊歷し其の狀態を觀察するに、牛の飼養をなす目的は單に農耕に使用するのみならず、特に輸出の目的にて飼養せらるゝもの多きを見たり、本省中泰山附近並に諸城、莒州地方に於ては苟も農民が自作により自活し得る者にして五六頭の牛を飼養せざるものなく、其の多きに至りては二三十頭を飼養するもの亦稀なりとせず、如何に本省農民が農耕に牛を使用すること多しとするも、焉んぞ斯くも多數の牛を要するの理あらんや、年々多數の生牛を輸出するも、吾人は何等影響の農業に及ぼすことなきを信ず、事情既に斯の如し、寧ろ吾人は其の輸出を奬勵すると同時に他方に於ては牧牛の風を一層盛ならしめんことを希望す、有無相通ずるは之れ通商大原則なり、斯くの如くするは寧ろ本省牧畜の馬を養ふと共に國利民福を計らんとする爲政者の義務にあらずして何ぞや。

三、生牛皮の輸出

本省の牛は其の飼養方法粗放ならざるを以て牛の發育頗る佳良なる爲め、牛皮も一般に品質良好なり、牛皮の價格は其の品質高下により等差あるも上等品は每擔約三十五兩にして、下等品は二十七八兩を普通とす。

其用途も種々にして手提鞄、旅行用鞄、折鞄、靴、締革、帶革、財布其他軍需品として需要頗る多し、牛皮の大部分は海外に輸出せらるゝものにして、本省產は多く獨逸及日

本邦向兼、殊に近時支那の陸軍は革製の靴を用ひ其他學生も之に習ふ、從來支那靴の底は粗布を綴りたるものなれば持久力に乏しく、近來牛皮を用ふること一般に流行し來るの趨勢あれば、牛皮の需要は益々盛ならんとす、試に芝罘青島を經て輸出せられたる生牛皮の數量を示せば卽ち左の如し。

	芝罘より		青島より	
	擔	海關兩	擔	海關兩
一九一三年	三〇一	一〇、九〇一	三八、九四二	一、二八二、五三六
一九一四年	一〇〇	三、八一四	二六、二八八	一、〇〇三、五八二
一九一五年	二、八七〇	一五、九四七	一一、六七八	四一九、四七八

更に北方天津に集るもの及び江蘇省堺より楊子江岸に出で上海に集中せらるゝものを加ふれば、其の數量は巨額に達すべく、本省の牧牛盛なるを知るに足らん。

四、牛脂の製造並に用途

牧牛の副産物としては牛脂を以て主とす、近年此の輸出額は大に増加し、一八九九年青島の輸出額は僅に八百七十四擔にすぎざりしもの一九一三年には三萬一千八百五十八擔を算するに至れり、次に最近數年間輸出數量を掲ぐべし。

	芝罘より		青島より	
	擔	海關兩	擔	海關兩
一九一三年	—	—	三一、八五八	三五〇、四四三
一九一四年	九二	一、一四四	二四、二六六	三〇八、四三一
一九一五年	一〇四	一、三五二	三、七八五	三一、九〇六

今三萬擔の牛脂を得んが爲には少くも一萬五千頭の牛を屠らざるべからずと云ふ、而して牛脂の產地としては諸城、莒州並に西部山東一帶著はる、是れ此の地方の人民は回々敎徒にして豚を食せざるが爲め、斯くの如く多數の牛を飼養する所以なり。

故に四隣の商人は此の地に來り各屠牛家に就き牛脂を購買し、後溶解して壺に入る、固結牛脂は蘆蓆に包裝し、西部地方のものは之を濟南府に送附し、諸城、莒州附近のものは之を濰縣に送る、輸出せんとする牛脂は更に溶解し精製せざるべからず。

露人は濟南府西部停車場附近に牛脂精製會社を設立し、盛に牛脂を精製し、之を浦鹽斯德に輸出す、其の精製の方法を述ぶれば、山西製の大鐵鍋に牛脂を入れ、熱にて溶解し、細密なる針金製の濾過器を經て鐵槲に注入し、滓渣を去りたる後、油紙を貼りたる籠内に入れ、其冷却するを待ち、之を密閉し、輸出の準備を終る、歐洲に輸出するものにありては更に堅固なる荷造を要す。

牛脂の用途は種々ありと雖も、歐洲に於ては主として蠟燭及び石鹼の原料に使用す、浦鹽斯德及露領西比利亞鐵道及び山東鐵道にありては之を車輛の塗料に使用し、浦鹽斯德及び其他の衛戍地に在る露國軍隊にては之を食用に供すと云ふ。

五、牛骨の種類及用途

牛骨は之を分ちて腿骨及び雜骨の二とす、腿骨とは四肢の骨にして、細工物として使用し得る部分なり、此の骨は

多く六寸位に切斷し荷造して輸出せらる、其用途至る所同じく團扇の柄、刷子、小刀の柄、櫛、簪、其他各種の小細工に使用し、骨炭も之より作る。

雜骨は四肢以外の骨片にして單に牛骨のみならず、豚、羊、馬、騾、驢等各種動物の獸骨を混じたるものにして、全部肥料に供せらる、牛骨の始めて支那より日本に輸入せしは明治十八九年の候にして、支那人によりて輸入を試みられたり、支那牛骨を尤も盛に使用するは九州にして牛骨を粉碎して糠の如き粉末となし他の肥料と混じて之を用ゆ、牛骨は窒素、燐酸等を含有すること多きが故に稻作の肥料としては尤も適當なるものにして、近時此の需要は單に九州地方にのみ止らず更に各地に試用するに至れり。

本省は斯の如き好肥料を產するに係らず、農民は之を農作に使用することなく、多くは之を海外に輸出して顧みず、思ふに農民は肥料を使用する智識と資力なきが故に之を輸出するの利益あるに如かずとなす爲めならんか、牛骨及雜骨の山東輸出額を見れば次の如し。

	芝罘より		靑島より	
	擔	海關兩	擔	海關兩
一九一三年	二、七四五	三、一〇二	三、九六八	二五、八二七
一九一四年	三、二四四	三、六七一	一五、五六六	一九、九四〇
一九一五年	二五〇	四一二	一一、九八一	一三、四七八

六、豚

豚は飼養して特產物と稱するものにあらざるも、其の飼養他省に比し稍盛なるの狀態にあり、年々生豚又は豚毛として各地に輸送するもの少なからず。

七、生豚の輸出

豚は支那人之を呼んで猪と云ふ、回々敎徒が之を不潔と稱して食はざる外、支那人一般の常食とし、如何なる寒村と雖も豚肉の販賣せらるゝを見る、豚肉販賣には一店を有し賣買するものと特に一定の日を定め市に出でゝ切賣を爲すものとの二あり、支那人の其の副食物を調理するに當りては必ず多少の油分を用ふるを常とす、而して多くは豚を屠りたる時脂を取り之を壺器に藏し必用に應じて使用す、吉事慶賀の場合には必ず豚を屠りて食膳に供ふるは能く人の知る所なり、斯の如く豚は支那人の食料として一日も缺くべからざる所のものなるを以て至る處其の飼養を見る、今靑島及芝罘を經て外省に搬出せらるゝ生豚の數量を示せば次の如し。

		一九一三年	一九一四年	一九一五年
芝罘海關より	生豚	四一頭	三三頭	—
靑島海關より	生豚	八	二	—
靑島海關より	鹽豚	一、七四五	二三三	四、一五八
同　常關より	鹽豚	五七三	一、四九五	二、三一二

豚毛は章を改めて述ぶべし。

八、馬、騾、驢

支那に南船北馬の語あり、一度北支那の地に入れば路上

の行人騎乘する者多きを見、耕作運搬の勞務に使役する亦大なり、但し馬革は其質粗惡にして牛皮の如く靴などに製するに適せず、太皷に用ひ又は下等鞋子の底革として用ゆ、小馬の皮革は馬韁又は荷馬車備付品の一部に供す、尾は俳優用の髯となり又蠅拂となる、其硬くして短きものを下とし軟くして長きものを上とす、蹄は細工を施し鼈甲の代用として用途を有し、其肉は民間の食料となる。

騾に二種あり共に驢と馬との雜種なり、其の牡驢と牝馬との交接によりて生ずるものは馬騾即普通の騾にして牝驢と牡馬との交尾せるものを驢騾と云ふ、前者は體軀大にして力馬よりも強く後者は之に反す。

驢は身體小にして積載量多からざれども性痴鈍にして危險少きを以て乘馬用として重ぜらる、其の皮は馬に比して品質佳良なれば馬革より高價にして靴の表被等に用ひらる。

九、羊

羊を分ちて綿羊、山羊、中古羊、羚羊の四種とす、本省に產する所のものは山羊、綿羊を以て尤も多とす、山羊は其性質温良にして且怜悧に、角は綿羊に比し稍小さく七寸を出づること稀なり、其肉は回々敎徒の常食とする所にして、毛は被服其他に供し支那人の愛好する所なり、山羊毛を分ちて紫絨、白絨の二種とし、共に春季鐵鉤子にて剪り取りたるものにして冬期を經過するものなれば、其の品質尤も佳良にして極めて柔軟なるものなり。

羊毛は其用途極めて多く羅紗、毛氈、絨氈等を製するに用ひられ、又衣服の裏として各期着用せらるゝは人の能く知る所なり、吾が國に輸入せらるゝ羊毛の大部分は羅紗、毛布製造の原料となる。

羊毛は青島の輸出品中主要なるものにして芝罘の輸出に至りては少し、羊は其價格每頭約五六吊文より十二三吊文に至る、最近輸出數量は次の如し。

	一九一三年 擔	一九一三年 海關兩	一九一四年 擔	一九一四年 海關兩	一九一五年 擔	一九一五年 海關兩
青島より	—	—	—	—	五六〇	三、八〇九
芝罘より	—	—	—	—	—	—

綿羊毛

	一九一三年 擔	一九一三年 海關兩	一九一四年 擔	一九一四年 海關兩	一九一五年 擔	一九一五年 海關兩
青島より	三、〇九九	七五、〇〇四	一、八九二	六四、一三八	五、四九七	一一〇、一〇六
芝罘より	—	—	—	—	—	—

生山羊皮

	一九一三年 枚	一九一三年 海關兩	一九一四年 枚	一九一四年 海關兩	一九一五年 枚	一九一五年 海關兩
青島より	一三一、八二六	五一、三二一	四一、五七二	一八、九二〇	一七六、一四〇	六六、五九二
芝罘より	—	—	—	—	—	—

生綿羊皮

	一九一三年 枚	一九一三年 海關兩	一九一四年 枚	一九一四年 海關兩	一九一五年 枚	一九一五年 海關兩
青島より	二	八	八〇二	二八九	—	—
芝罘より	—	—	三	六	二三	四五四

十、鷄

養鷄業は本省西部及び南部山東卽ち沂州府及金嶺鎭附近を以て尤も盛なりとす、苟も注意周到なる旅行家は山東省の內地に入りて足一度村落の光景に接せば直に雛鷄群をなすも母鷄は其影を見ざるべし、是れ蓋し人工を以て鷄卵を孵化するによれり、其方法たるや頗る舊式にして大なる室內に坑を造り、其上に二段の棚を有する木製の箱を置き、其の棚の中に雛卵を入れ、柔き覆を掛け、戸窓の隙間より坑を温むる時は、約三週間を經過し卵は孵化して雛鷄となる、然れども此の方法は頗る困難にして注意と熟練とを要すること大なり、本省にては此の孵化法を用ゐ多數の雛を產するが故に鷄卵の產出額頗る多く青島及芝罘より輸出せらるゝもの少なからず。

鷄卵輸出（新鮮なる者及鹽なごしたる者）

	一九一三年 個	一九一三年 海關兩	一九一四年 個	一九一四年 海關兩	一九一五年 個	一九一五年 海關兩
青島より	二七、〇五六、〇〇〇	一七八、五七〇	一七、九六一、五〇〇	一五七、三四三	七、五三六、九七〇	四五、二九六
芝罘より	六、一八一、四八〇	五四、四八六	七、二七一、一三〇	六三、七一九	一三、九四三、一一五	一〇六、一五九

蛋白蛋黃

	一九一三年 擔	一九一三年 海關兩	一九一四年 擔	一九一四年 海關兩	一九一五年 擔	一九一五年 海關兩
青島より	一〇、八九一	五七七、三七五	一〇、四六一	五一四、三六〇	—	—

青島に於ては獨逸人經營の「コロンビヤ、シー、エム、イッチ」蛋白製造公司なる一會社あり、之れ本省の鷄卵產數の頗る巨大なるものあるを以て、之を原料とし、蛋白、蛋黃の製造をなすものにして、一九〇九年より歐洲及び米國に輸出をなす。

本省は牧畜業に於ては敢て他省に優越せるものと云ふべからず、今後斯業者の勤勉と努力とにより大に振興せざるべからざるの狀況にあり、目今稍曙光を放たんとするものなれば將來の發達を更に望むものなり。

支那關稅問題

支那の輸入稅改訂問題は、近來我國朝野の間の重大問題となつて學者も政治家も、將た又當業者も大に之れに關する論議を鬪はせつゝあるのを見る、然しながら今日迄吾人の目に觸れた處の是等の議論中には、問題の取扱方を間違へたものや、事實を誤つたものも少くない樣である、玆には簡單に本問題の經過と論點とを記述して、本問題に眼を注ぐ人々の參考に供し度いと考へる。

關稅問題經過

支那が條約改正前の我日本の如く稅權と法權との回復を計りたいと云ふのは、其宿昔の希望であつて、之れが爲には種々苦心をして居るが支那の國力及諸般の設備は到底今日に於て此目的を達し得る程度に迄達して居ない、而して現在問題となりつゝある關稅問題は、此稅權回復の目的の爲のものではなくて、單に輸入稅を條約の規定通の五分即有効五分（エフエクチブ）にしたいと云ふ點に關するものである。

支那の輸入稅は元來從價五分と云ふ規定になつて居るが、之れが徵稅の不便を避けるが爲に、或一定期間の物價の平均を基礎として、從價五分の稅率を計算し、之れを從量で徵收する事にして居る、從て物價の變動と共に或は從價五分に滿たない事もあるし、又場合に依つては從價五分以上に當る事も無しとしないのである。

而して現在の輸入稅率は一九〇二年の協定に係り、爾來物價は著しく騰貴したるに對し、稅率は更に高まらないから、之れを高騰して現在の物價に照し五分に相當する樣にし度いと云ふのが支那年來の希望で、民國成立後に於ても當時一氣呵成革命に成功したヤング、チャイニースは勢に任せて直に此問題を以て列國に迫つたが（民國元年八月十四日北京の各公使に本問題に關する同文通牒を發す）、然し當時民國を承認しない前であつたので、列國は直に之れを一蹴し去つた、其後列國が正式大總統の選擧を俟つて民國を承認するや、民國二年十月十四日左の同文通牒を各國に發して、再び本問題の解決を促して來た、

我國貨物に對する海關輸入稅率の條約は既に、其期限を終了したれば、昨年八月十四日本部は該稅率改正の爲に特に通牒を北京駐劄各國公使に發し、各其本國は此提議

に同意を表せられたり、按ずるに支那共和國政府は今正に完全正式なる友邦關係を結ふを得るに至りたれば、今後外國及内國の貿易は益增進すべきや疑を容れず、因つて輸入稅率を改正して、政府の收入を安全にし、且商業界の利便を圖らんとす、願ばくは本問題につき速に協商せられ、至急何分の回答を與へられん事切望に勝えず云々。

此通牒に接するや各國夫れ〳〵考究する處があつたが大體の意嚮は支那の提議は一應の道理もある事であるし、又支那財政の窮乏は眞に同情すべきものであるから、之れに贊成してやろうと云ふにあつて、民國三年一月に入つて後先づ英、米、獨、白、蘭諸國は無條件にて本提議に贊成する旨を回答し、次いで佛國も亦當時懸案中なりし第一次革命亂に基く間接損害支拂を承諾すべき事の條件を附するに於ては贊成すべしと回答し、更に又同年六月に至り露國は

一、陸上貿易に關する關稅は現狀維持なるべき事
二、露支兩國境界線附近より鐵道にて浦鹽に至り、再び支那內地に輸入せらるゝ貨物に對しては從前の如く二分五厘に止むる事

との條件附の下に之れが承諾の旨を回答した。

一方我日本は支那の關稅改正は非常の苦痛とする處であるから、種々研究する處があつたが、根本問題として支那の提議に贊成する事は善隣の好誼として止むを得ざる事とし遂に同年六月八日を以て或條件の下に之れに贊成する旨を回答せしめた、此條件の事については後に記述する事とするが、右條件附の贊成に對し支那は同月十九日を以て之れに不同意の旨回答し、更に無條件承諾を求めて來た、他の露佛の條件附贊同に對しては如何なる措置を採つたかは明かでない斯かる中に恰も歐洲戰爭が突發したので本問題も其儘に葬られて仕舞つて居つた。

然るに本年春初支那の聯合國側加入、對獨參戰問題の起るや、再び本問題は突發し、恰も關稅修訂を以て參戰條件としつゝあるやの觀あり、現に國務總理段祺瑞は議會に於て、暗に此意を漏らして以て支那が聯合國と同一の行動を採る事の利益なるを說明し、更に關稅改正の爲に支那が受け得べき財政上の結果に迄論及するのを見た、玆に於てか遂に關稅問題は我國朝野を通じての大問題となるに至つた。

問題の範圍

本年支那關稅問題の起るや最初は、前年の繼續を受けての輸入稅有効五分の改訂にあると信じて居たが、更に支那政府及日本政府より非公式的に漏らされた處によれば、支那今回の要求なるものは

一、輸入稅を有効五分に相當せしむる爲に、直に現在の輸入稅率を一律五割增とする事
二、追つて委員を任命し相互に協議の上輸入稅を七分五厘に引上ぐる事
三、更に釐金稅全廢の條件の下に輸入稅を一割二分五厘

に引上ぐる事

の三項であつて、全く大正三年當時の交渉の繼續ではないのであつた、之れを見て我國の識者及當業者は愕然たらざるを得なかつたのである。

抑も支那の輸入税を有効五分にする事については、從來の行懸もあり、又一應の道理もある、然しこれをなす爲に直に現行輸入税率を五割增とするとは何の標準に基いたものであるか、若し此支那の提議に從ふ事とすれば、現在の輸入税率は現時の物價に照して僅に二分五厘に當るに過ぎないと云ふ事になるのであるが、斯くの如きは到底信ずべからざる事であつて、又假に實際にさうであるとしても爲に重大なる利害關係あるものが斯くの如き漠然たる修訂に應ずる能はざる事は勿論である、從て支那が單に有効五分とすると云ふのみならずして、輸入税率を一律に五割增とする事を求めたのは如何にも勝手な事と云はねばならない。

次に要求事項の第三たる釐金税全廢を條件として輸入税を一割二分五厘となすの議は、英國との間のマッケー條約中には其旨の規定がある、然し日本との間には夫れ程明確な約束は未だ出來て居ない、則ち明治三十六年十月八日調印の日清追加通商條約第一條には

清國は其財政制度を改正する目的を有し、而して釐金制度の全廢に依りて生ずべき缺損の一部を塡補する爲、海關又は內地及國境の稅關を通過する各種貨物に對し關稅の外に附加税を徵收する事を提議したるを以て、日本國は清國が各條約國と協議の上決定するものと同率の附加税を支拂ふ事を承諾す、清國の徵收する生產税、消費税、機械製造品税又內國產阿片及鹽の税に關し、日本國は各條約國が清國と協議決定すべき同一の取極に依る事を承諾す。

とあつて、單に釐金税撤廢の場合には、或程度の附加税の徵收に同意した迄であつて、直に輸入税を一割二分五厘に引上ぐる如き事には贊成して居ないのである、從て支那から今斯くの如き申出があつても、日本は決して輸入税一割二分五厘徵收に同意しなければならない義務は毫も存しないのである、それに又支那が釐金税を全廢する樣な事は、支那現時の財政狀態及國情では到底不可能の事であるから、之れは深く問題とする必要がないと思ふ。

更に又第二の輸入税を七分五厘に引上ぐる件は、全く新奇の申出であつて、從來何等の行懸もなければ、又未だ斯くの如き支那政府の內意を聞いた事がないのである、然るに今日突然斯かる申出をなしたは何故であるか、斯くの如き不當なる又何等理由無き申出は、決して之れに一顧を與ふるの必要もないものであつて、直ちに一蹴し去つて然るべきものであらう。

さうすれば此際支那の三ケの申出中問題とすべきものは、單に第一の輸入税有効(エフエクチブ)五分の改訂であるが、これも支那の云ふ如く直に五割增とするが如き事の不可能なるは勿論であるが、兎に角相當の考慮を費すの必要があらうと思はれる。

參戰問題との關係

然しながら玆に更に考へなくてはならない一先決問題は、此關稅問題と支那參戰問題との間に截然たる區別を置きたい事である、此點に關しては津村秀松氏も國民經濟雜誌々上に掲げられた論文中に、兩者の區別すべきものなる所以を述べて居られるが、元來支那の參戰問題と、關稅改正問題とは何等の關係のないものである、現に支那が獨逸に對してなしたる斷交の通告書中には

獨逸國の潜航艇新計畫一事に對しては本國政府は世界の和平に注重し、又國際公法の宗旨を尊重し、二月九日抗議を提出せり、……一月より以來貴國潜航艇の行動は中國政府の抗議を顧みず、且因つて多く中國人民の生命を傷くるに至る云々。

とあつて、支那自らの必要の爲に此擧に出るものなる旨を明記してある、從つて支那が此目的を貫徹する爲に、獨逸と開戰する事ありとするも、日本は之れが爲に支那に對して何等かの報酬を與へなければならない理由は毫も存在して居らないのである。

さうして又關稅問題は日本が之れに對して相當の考慮をなすべき必要ありとすれば、之れは關稅其ものに關する點よりしての必要であるからして、之れは別の問題として取扱ふべきが當然であつて、支那に於ても聯合國側に加はつて參戰するから關稅問題を承諾して與れと云ふのは當を失して居るが、之れと同じく日本にありても亦支那が參戰するならば關稅問題を承諾してやらうと云ふが如き事は出來ないのである。

從つて支那は聯合國側に加盟せずと雖も、關稅問題について主張すべき事があるならば、主張するが宜からうし、又日本に於ても支那が聯合國に加盟しても之れが爲に承諾すべからざる關稅問題迄も承諾する義務は毫も存しないのであるから、此兩者は截然區別して、混同しない樣にする必要がある、今日迄の成行迄に見るに恰かも兩者の間に因果の關係あるが如く看做さるゝのは、日本の爲にも支那の爲にも決して有利な事でないから、此點は何とかして明かにして置いて欲しいものである、さうでなければ世人は益其惑を深くして反對しなくてもよい事に、反對する樣な結果にも陥る事なきを保し難い次第である。

條約期限問題

支那が關稅の改正をしやうと云ふ論據は、條約上の期限到來と云ふ事が主要なる點になつて居るやうで、現に日本の識者中にも此說を信じて、條約上日本は此際支那の申込に對し當然承諾しなければならぬ樣に云ふ人もあるやうであるが、吾人は此點に關しては尙十分研究論議の餘地あるものと信ずる。

明治二十九年七月二十一日調印の日清通商條約第二十六條には明かに

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十ヶ年の終に於て、稅目及本條約の通商に關する條欵の改正を要求する

事を得、然れども若し最初十ヶ年の終より起算し六ヶ月以内に兩締盟國の何れよりも右要求をなさず、改正を行はざる時は、本條約並に稅目は前十ヶ年の終より起算し、更に十ヶ年間其儘效力を有すべし、而して其後各十ヶ年の終に於けるも亦同樣なり。

とあつて、十ヶ年毎に兩國の何れかよりの申出によつて改訂し得べき事を定めて居るからして、之れによるものとせば「度今回の申出は右申出期間に相當するから日本は之れに同意して改訂の商議をなすべき義務が存して居る次第である、現に津村秀松氏の如きは此意見を持して居られて、大阪毎日新聞及國民經濟雜誌上で之れを公にして居られて、日本は兎に角支那の申出に對して商議をなすべき義務があると主張せられて居る、然し吾人は日本は今回の申出に對して果して此義務ありや否やを大に疑ふものである。

夫れは明治二十九年の通商條約には前記の規定はあるが、稅目については何等の規定がないのであつて、現行稅目は一九〇一年の北清事變最終議定書の規定に從ひ、一九〇二年に協定せられたものであつて、全然別個のものである、則ち北清事變最終議定書第六條（列國に對し賠償金の支拂を規定せる條項）中の一項に、

現行輸入稅率を現實五分稅に引上る事は下記の條件を以て承諾せられたり（條件は後に說明すべし）

とあり、更に之れに基きて一九〇二年八月二十九日各國委員と支那政府委員との間に稅率の協定成れるが、これ實に現在實行せられつゝあるもので、右稅目の協定に際しては別に期限に關しては何等言及せる事なく、全く無期限と解釋すべきものである。

故に此稅目の協定を以て直ちに曩の日清通商條約第二十六條の現定に關聯せしめて、十年毎に改正を提議し得べきものとするか、或は又此規定は當時列國が支那が多大の賠償金を負擔するに對し同情を表し、其收入を增加し賠償金の支拂を容易ならしめんが爲に、特に表したる純然たる好意に出づる無期限のものとなし、支那は之れに對し當然改訂を要求すべき權限無きものなりと解釋するかに就いては、尙十分研究論議の價値あるものにして、吾人は支那は直に此兩者の取極を連絡あるものと解して期限到來との理由の下に當然日本に對し稅目改正を要求し得べき權利あるものとは信じない。

從つて一九〇二年の協定に係る稅目の改正をなすべき提議を以て、明治二十九年の日清通商條約の規定に從ひ該條約の改訂を求めたるものなりと、斷じて當然日本は之れに對し商議すべき義務あるものとは信じない。

善隣の好誼

斯くの如く吾人の信ずる處によれば、支那今回の提議に對しては、日本は當然之れを受付くべき義務のあるものではない、然しながら支那は我善隣の誼ある國であつて、殊に其財政狀態は十分同情すべきであり、又條約上は五分の輸入稅を課し得べきに拘らず、物價の變動の爲に五分に相當する稅を課し得ない結果となつたに就いては、これが匡

救の途を講ずるのは道理でもあるから、支那今回の提議中の現實五分の改正は決して徒らに之れを退くべきにあらざれば、日本に多少の苦痛ありとするも、之れを忍んで聽いてやるのが、當然であると思ふ。

然しこれは決して日本が條約上の義務に基いてする事では無くして、全く支那に對する好意よりして、支那に同情して承諾するのであると云ふ點は明かに支那及支那人に徹底せしめ置く必要の存する點であつて、日本が現實五分の改正に同意するとせば、之れ一に善隣の誼に基くものであると云ふ事は、先づ第一に支那をして承知せしめて置きたい。

支那の條約違反矯正

斯くの如く日本が善隣の誼を重んじて支那の關稅改訂の提議に應ぜんとするに就いては、誠に好い機會であるから此際、支那をして、其現になしつゝある處の條約違反事項を矯正する事に努力する樣に約束させたい、此問題は敢て關稅改正問題と結び付けなくても、當然支那に對して要求し得べき性質のものではあるが、此場合に交涉する事が極めて好都合であるから、此機會に之れが解決を求め置きたいと思ふのである。

吾人の仄聞する處によれば、大正三年大隈內閣時代に加藤外相が支那の關稅改正に應ずるに際しても、又此條約違反事項矯正を以て條件とせられたとの事である、此點につき津村氏は輸入外國品に對して關稅を增徵すると同時に支那內地の產業にも之れと均衡を保つ所の製造稅を賦課徵收すべしとの條件を出したかの如くに記述して居られるが、右は誤であつて、當時我政府の一部には斯かる說もあつたが、然しこれでは全然支那の內政に干涉する結果ともなるし、且又支那には外國居留地の如く支那の行政權の及ばない處もあるので、之れをなし遂げる事は困難だと云ふので、此說は容れられなかつたとの事である。

さうして右條約違反事項の矯正とは大凡二種あつて、一は國際通商上の原則たる一度輸入稅を支拂つた外國商品に對しては、內國品と全然同一の待遇を與ふべしと云ふ點に違反した取扱を支那がなしつゝある點にあるのである。

則ち現今の國際貿易の原則としては、外國品か一度輸入稅を拂つて國內に入る時は、內國品と全然同一の待遇を受くる事となつて居つて、若し之れに對し外國品に對しては輸入稅を課しつゝ、同一種類の內國品に對しては保護金を與へたり、又は運賃課稅等につき特別有利なる取扱をなす時は、外國は直に之れに抗議を提出し、又は此特別待遇に均霑せん事を求め來るのである。

然るに支那に於ては此國際通商の原則に反し、內國品に對し特別の保護を與へ、現に釐金稅を免除せられて居る、機械製洋式貨物が大正三年當時の調査に依つても既に四十餘種に達して居つたのであるから、之れは是非矯正して若し內國品に對して釐金稅を免除するなら、同種の外國品に對しても同一の待遇を與へん事を求め、其他の免除特典に對しても同一の取扱を受け得べき權利を保留して置く必要がある、然らざれば外國品は輸入稅を支拂つてあるに拘ら

ず、內國品に比し數等不利なる地位に置かるゝ事となり、殊に日本の如く支那に近時勃興しつゝある各種の工業と略同一程度にある工業の國は非常なる不利益を蒙る結果となるのである、であるから此點丈けは是非支那をして從來の不均等の取扱を改めしめて、此機會に國際通商の原則に立ち戻らせて、我對支貿易上の不利益を免れしむる事は最も必要であると思ふ。

さうして支那の條約違反事項の第二は輸出入貨物に對して不法課税をなして居る點であつて、之れも當然其矯正を要求しなくてはならない次第である、今其不法課税について一二の例を云へば外國輸入品は輸入税の半額に相當する抵代税を支拂ふ時は、如何なる地方にこれを販運しても釐金税其他の內地税を賦課せられない規定になつて居るに拘らず、該商品が支那人の手に渡つて、支那人が內地に販運する場合には、之れに對して更に釐金税を賦課したり、或は又大口に輸入せられ其儘に抵代税を拂つた場合、之れが內地に對し分括販賣せらるゝ時には、免税單が一枚なるよりして、遂に釐金税を再課せらるゝ如き事は屢見る處の例である。

又輸出品については三聯單を以て買出をなす時は、輸出税の半額の抵代税を支拂へば、一切の內地税を免せらるゝ規定であるに拘らず、一旦抵代税を納めたものでも更に內地税を課せらるゝ事があるのである。

斯くの如きは明かに條約上の不法課税であつて、要するに輸出入品に對する取扱方法が宜しくないから起るものであるから、斯かる點は是非共之れを矯正させる必要がある。

是等の諸項も之れを條件と云へば、元より條件と云へない事はないが、然しこれは代償條件と云ふが如きものにあらずして、只支那に條約の勵行を求むるものであつて、支那としては當然なさゞるべからざる處を此機會に於てなさん事を要求するものであつて、決して無理なものではないのである。

殊に日本が善隣の好誼を重んじて此際支那の關税改正に應ずる以上は、之れを要求するのは、當然の事であつて、支那が自ら條約違反の行爲をなして、外國品に不利益を與へつゝ、獨り輸入税に關してのみ其利益になる樣な結果を求めんとするのは、不都合な行爲であつて、支那は先づ宜しく自ら其爲すべき事を爲し、又爲すべからざる事は禁止して、然る後自ら求むべき處を求むべきである。

往年北清事變後に支那關税を現實五分に改訂するに際しても、列國は

一、從來從價にて徵收し來つた輸入税率を可成速に從量税に改むる事

二、白河、黃浦江の水路を支那自らの負擔を以て改修すべき事

の二條件を提出し、此條件付を以て漸く支那の提議を容認せし次第である、されば此際支那に對し日本が若し上の如き條件を提出するとするも、決して無理の事と云ふ事は出來ないのである。

右樣の次第であるからして、支那の輸入稅を現實五分にし度いと云ふについては、日本は條約上何等の義務はないものであるが、善隣の誼としては之れを容認するのは蓋し止むを得ざる事であると思ふ、斯く之れを容認する事とする以上は、之れが爲に我貿易上に如何なる不利益ありとするも、之れは忍ばねばならぬ事である、依つて此點についても色々取調べた事もあるが、之れは今更數へ立てゝも甲斐のない事であるから、此には略す、但し右支那の提議を聽くに際しては、日本の當然要求すべき事をも要求し、支那をして其義務を完全に果さしむる事に努めなければならぬと信ずる、從て關稅問題は單に現實五分にする事の可否如何の問題よりも、之れに附隨する問題が重大であると信ずる。

結　論

世上の傳説によれば、之れが代償條件として鐵、棉花等の二三商品の輸出稅免除を要求すとの説もあるが、斯くの如きは一面より見れば要求すべからざるものを要求するの觀もあるし、又棉花の輸出稅免除は却つて支那紡績業者を利し、日本の當業者に不利益を與ふる結果となる、何となれば支那は國内移出に對しても輸出稅を徵するから、此結果は支那の紡績業者は廉價に棉花の供給を受け得る事となり、而して日本の紡績業者は多く米棉、印度棉を使用し、支那棉は用ひないから、之れが爲に多くの利益を見る事は出來ない事となる次第である、故に斯くの如き代償條件の提出は、其條件の性質よりしても、又結果よりしても宜しくないと考へる、吾人は切に當局者が能く大局を考へて國利を過たない樣にせられん事を切望する。

湖南省平江縣黃金洞金鑛の沿革及近狀

位置及鑛區

本鑛は湖南省政府に因て鑛局を平江縣東郷八社段の黃金洞に設く、平江縣城を距る一百二十支里の長壽街二十五支里の鑛道を有す、前淸政府が圈定せるものなり、黃金洞を中心として直徑三十一支里の地盤を認めて公有鑛區となす、人民は地上の權を取得するのみにして鑛業の權なし、本鑛區面積は四十一萬八千方畝となす左の如し。

鑛區面積 $= \frac{\pi \times 直徑^2}{4} = \frac{3.1416 \times 31.4^2}{4} \times 540$ 方畝

10g 3.1416 = 0.4971

10g 31.4² = 2.9938

10g 540 = 2.7324

10g(π×314²×540) = 6.2233

10g 4 = 0.6021

10g 鑛區面積 = 5.6212

鑛區面積 = 418.000方畝

地勢と交通

該鑛は山脈蜿蜒として險峻なれば交通は甚だ不便なり、鑛區より長壽街を經て東南に過ぎ瀏陽縣境に達し、又西南に行き蕭家臺を經へ嘉義嶺を越へ、献鍾市を過ぎ西北して平江縣城に至る、夫より西南達滸市を經て瀏陽縣城に至る、水路は汨水と云ふ川ありて全鑛區を貫通し西北より東南へ行き、長壽街を經て平江縣城を越へ、白魚磯より湘江に合し、洞庭湖に入る、春季は水漲り、長壽街以南は、舟を通じて本鑛區の汨水の一部に通ずべきも險峻曲折して水深尺に盈たず圓石層疊して運輸に適せず。

氣候

本鑛區は山林の氣候を帶び、坑内の温度と地面との差は通常十の一二にして、雨量稀薄にて濕地とは相反せり。

地質及鑛床

泥板岩、粘頁岩及沙板岩を以て、本鑛區を構成せる岩層とす均相平行し北西の勾配は、平地と二十度乃至五十度の傾斜を成す、天然の金質は石英岩脈中に含有し、石英岩脈の厚度は六尺に達するものあり、但通常は三尺乃至四尺、北東或は南西の勾配は水平面と三十度乃至五十度の傾斜を成す、黃鐵、黃銅、硫黃、硫蹄は本鑛の副產物たり、石英鑛石は每噸金三兩四匁を含有す、但普通のものは金一匁乃至三匁を含有す。

本鑛の原始は水成岩にして火山の作用に因り、地核震動して浸假して其傾斜を異にし、熱の作用に因り縫隙をなす地質學の所謂斷層と同時に石英鑛質地中より噴出して斷層中に塡塞し、石英岩脈の構造を成し、水成岩層に接觸して變形岩となる。

沿革

本鑛は明末に發見せられたるは現今の黃金洞鑛務分局を距る、十餘支里の鳳形窩、老後窿等の舊跡なり清朝乾隆年間に採掘甚盛にして紛擾を生じたりしを以て、時の地方長官に禁閉せられたりき、民國元年より十五年即ち光緒丁酉の年土人鑛石を採り、湖南政府に試驗を出願したり、湖南政府は鑛務分局が購入したる山あるにより縣知事周瀚に命じ、一千四百金を以て採掘の準備をなさしめ、平江鑛務分局を黃金洞に設けたり、請負制度を取り、舊式の採掘法を用ひたり、最初に開掘せしは黃金洞を距る二里許の靑灣にして、光緒戊戌の年新機械使用の議起り湖南政府は喩光容なる者を籌備専司とし、廣東より機械技師を聘し、米國より機械を購入して設備費に十餘萬兩を用ひたるも、石炭缺乏のため成功に至らず黃忠績を鑛務局長に任用して、日本技師を聘用したるも原動力不足せるを以て辭職せり、本鑛は石炭缺乏のため機械を完全に使用するを果さゞりき、此後獨逸の舂洗機を購入し、洗砂槹を建てたるも亦採用せる汽油質劣等なるため、用に適せずして停工したり、石炭缺乏のため採鑛、選鑛、ともに機械を應用する能はずして遲滯し、十餘年來失敗の局を釀成せり。

平江金鑛當事者氏名

職名	姓名	授職年月	退職年月	在職月數
籌備委員	周瀚	光緒丁酉六月	同戊戌十二年	一九
同	喩光容	同戊戌正月	同己亥四月	一六
總辦	黃忠績	同己亥四月	同甲辰十一月	四七
會辦	周鳳翠	同　同	同己亥十一月	九
同	李士銓	同辛丑正月	同癸卯三月	二七
同	揚昭樸	同癸卯十二月	同甲辰十一月	二二
總辦	李士銓	同甲辰十一月	同丙午九月	二四
會辦	廖貽謀	同甲辰十一月	同丙午三月	七
同	梅英杰	同丙午三月	同丙午八月	七
同	李繼靜	同丙午八月	同丙午九月	二
總辦	倪汝舟	同丙午九月	同丁未八月	一二
會辦	李士銓	同丙午九月	同丙午十二月	四
提調	李繼靜	同丙午九月	同丙午十二月	四

總辦	蕭世興	同丁未八月	同戊申九月	一四
同	李士銓	同戊申九月	庚戌七月	二四
同	徐元英	同庚戌七月	同辛亥十月	一六
局長	李元植	同辛亥十月	民國元年一月	二
次長	李積璐	同辛亥十月	元年六月	六
局長	胡善志	民國元年一月	三年三月	二七
次長	李潤賢	同元年七月	二年十月	一六
局長	羅　旦	三年三月	三年四月	二
同	謝　淵	三年四月	四年八月	一七
同	黃藻奇	四年八月	五年一月	六
同	兪　緩	五年一月	五年七月	六
同	湯家鵠	五年七月	五年九月	三
同	王延祉	五年十月	五年十二月	三
同	夏　政	五年十二月		

本鑛の業務開始以來主任者の更迭二十七回、其中最も多次なりしは光緒丙申の年に七回更迭したると民國五年の五同更迭之に次ぎ、民國元年四回の更迭之に次げり、此の如く頻繁なる當事者の更任は事業失敗の一因たらざるを得ず。

光緒壬寅年間黃忠績本鑛務分局長たりし時、舊式採鑛法の遲滯を慨して日本人山西敏彌氏を聘して技師となし、月俸三百元を給せしも、翌年風土に適せずして辭職せり、更らに米田良輝及び周宏業の二氏を聘用せしも石炭缺乏のため成績佳良ならず、甲辰の年解職し、局長黃忠績も辭職せり、其後當事者は屢機械の應用を謀りしも、辦理善からずして好果を得ざりし。

歴年産額表

年別	石英鑛石	洗獲生金	平均毎噸含有率
光緒丁酉	ナシ	ナシ	ナシ
戊戌	二	〇、五〇〇	〇、二五〇
己亥	五七八	七六二、五一七	一、三二〇
庚子	一、〇五九	七七九、七八五	〇、七五〇
辛丑	一、三九三	一、〇二八、六〇二	〇、七四〇
壬寅	一、四一八	二、一九四、七七五	〇、九〇八
癸卯	一、三五四	七四三、二七二	〇、五四九
甲辰	八八七	七二六、九〇四	〇、九二四
乙巳	一、六三五	二、六九六、九三六	一、六五〇
丙午	二、八一三	一、九四〇、二九四	〇、六八九
丁未	三、二七八	九八九、一七六	〇、三〇一
戊申	一、九一三	二、二七一、一八九	一、一一八
己酉	三、〇五七	三、三四一、八三一	一、〇九〇
庚戌	二、七七四	二、九二四、九六五	一、三八〇
辛亥	二、四四九	一、九二四、四四三	一、一九〇
民國元年	一、七四九	一、九三四、一三九	一、一〇五
二年	二、九三六	一、五二七、七二九	〇、五二〇
三年	二、二六五	一、一五五、五一〇	〇、五〇一
四年	二、二一四	一、二六二、三七六	〇、五七〇
五年	二、一一七	九八二、九六四	〇、四六四
總計	三五、七九一	三〇、一六七、八〇七	

本鑛金の産額は光緒庚戌の年を最豐阜とし、餘年の産

額金三千八百十八兩强にして、平均一ヶ月約三百十八兩二匁四分七厘之を最高額とし、宣統己酉の年の三千三百四十一兩八匁强、平均一ヶ月約二百五十七兩强を第二の高額とし、宣統辛亥の年の二千九百二十四兩四匁强平均一ヶ月二百二十兩九匁强を第三の收額とす、光緒乙巳の年二千六百九十六兩九匁强平均一ヶ月二百二十四兩七匁强を第四の收額とし、光緒戊申の年の二千二百七十一兩一匁强平均一ヶ月百八十九兩二匁六分を第五の收額とす、光緒壬寅の年の二千百九十四兩七匁七分五厘平均一ヶ月百八十二兩八匁九分を第六の收額とし、光緒丙午の年の千九百四十兩一匁九分四厘、平均一ヶ月百六十一兩六匁强を第七の收額とし、民國元年の千九百三十四兩一匁三分九厘、平均一ヶ月百六十一兩一匁强を第八の收額とす、其他は各年の產額千六百兩、平均一ヶ月百四十兩に達せず。

石英の產額は光緒丁未の年を第一位とし、宣統己酉を第二位とし、民國二年を第三位とし、光緒丙午を第四位とし、宣統庚戌を第五位とし、宣統辛亥を第六位とす、光緒壬寅を第七位とし、民國三年を第八位とし、民國四年を第九位とし、民國五年を第十位とす、其他の各年產量は二千噸に及ばず、鑛石の成分は光緒乙巳を第一位とし、光緒庚戌を第二位とし、光緒己亥を第三位とし、宣統辛亥を第四位とし、光緒戊申を第五位とし、民國元年を第六位とし、宣統己酉を第七位とし、光緒甲辰を第八位、光緒壬寅を第九位とす、其他の各年は石英一噸の含有金量平均八匁に達せず、其中民國五年十二月を最低とし一噸中金四匁を含有したり。

營業の狀況（歷年損益表）

年別	支出額	金の收入	收益	損耗
丁酉	兩 一、三四二、三九七	—	—	一、三四二、三七九
戊戌	三、九九六、六三一	—	—	三、九九六、六三〇
己亥	一二、九八二、〇六六	二一、九三二、五四五	八、九五〇、四八〇	—
庚子	三七、二一九、八四二	三五、八四六、二三六	—	一、三七三、六〇六
辛丑	一五、五二四、四九二	二三、八七三、九三四	八、三四九、四四二	—
壬寅	四三、五一〇、四六一	六一、八六四、五〇七	一八、三五四、〇四六	—
癸卯	五四、二〇七、七六九	二五、二一一、六七五	—	二八、九九六、〇九四
甲辰	四四、二六七、二七八	二五、五六八、一八八	—	一八、六九九、〇九〇
乙巳	四八、五二一、九〇六	七二、三三九、二六一	二三、八一七、三五五	—
丙午	五一、一一六、一三二	五一、三七九、八一〇	二六三、六七九	—
丁未	三九、二六六、六五七	三八、七三〇、三三三	—	一〇、五三六、三二四
戊申	四八、七三四、三九二	六〇、〇二八、一九六	一一、二九三、八〇四	—
己酉	七七、五三八、七三八	一〇〇、五六七、六七八	二三、〇二九、九四〇	—
庚戌	七三、〇四四、七三八	一一九、〇四八、八八八	四六、〇〇四、一五〇	—
辛亥	七〇、九三〇、八四九	九一、八四三、三九一	二〇、九一二、五四二	—
民國元年	元 八〇、六七三、〇〇〇	元 八一、七一三、〇〇〇	元 一、〇三九、〇〇〇	—
二年	一〇五、四六六、九八九	五八、二七〇、七〇九	—	元 四七、一九六、二八〇
三年	七〇、二二七、五三六	五七、四二三、八四二	—	一二、八〇四、六九四
四年	九七、三〇三、二三六	七五、四八三、七〇八	—	二一、八一九、五二八
五年	八三、〇三九、〇〇八	四四、二二六、三四四	—	三八、八一三、六六四
總計	兩 六四二、一九四、三四七	兩 七一八、三三四、六四二	兩 一七〇、九八五、四一八	兩 八四、九四四、一四一
	元 四三六、七〇九、七五九	元 三一八、一〇五、六〇三	元 一、〇三九、〇〇〇	元 一二〇、六四三、一五四

比較 {益 七六、三〇六、九六〇円 / 損 二八、六〇四、一五〇元}

鑛局の組織

黃金洞分局は湖南省鑛務總局に直屬す。

局長一人

工程主任　一、採鑛採鑛工程員　三、

試驗工程員　一、監金員　一、監工司員　八、

工程實習生　六、

會計課主任　一、解金請餉員　一、

文牘課主任　一、書記　二、

庶務課主任　一、收發員　一、衛兵　二一、

彈壓課主任　一、鑛山警察　五一、

機械課主任　一、（機械の使用をなす能はず主任一名あるのみなり）

統計課主任　一、

金塘工場理事　一、總稽查員　一、稽查員　二、

△黃金洞に屬するもの

監金員、水研監工、河砂監工、舂洗監工、

△金塘に屬するもの

壓舂監工、淘洗監工、窿坑監工、研砂監工、

圳（溝）砂監工、

鑛務分局員の月俸額

職名	一名に付月俸額	職名	一名に付月俸額
分局長	二〇〇元	文牘課主任	五〇元
工程主任	六〇	書記	一六
探鑛工程員	四〇	庶務課主任	五〇
採鑛工程員	四〇	收發員	三四
試驗工程員	四〇	彈壓課主任	六〇
工程實習生	二〇	機械課主任	六〇
會計課主任	五〇	統計課主任	五〇
解金請餉員	三四	總稽查員	三〇
稽查員	二〇	壓舂監工	一六
金塘理事員	四〇	研砂監工	一六
監金員	三二	圳砂監工	二〇
水研監工	一六	鑛山警察總巡	九
河砂監工	二四	巡長	九
黃金洞洗舂監工	二六	巡士	八
窿坑監工	二〇	鑛山警察帖寫	四
淘洗監工	二〇	衛兵	六

民國三年謝淵が分局長たりし時湖南鑛務總局に申請して局員俸給は四等十二級の制を設け年に按じて疊進するの法を取りしも謝局長辭職せし後は全然此法を廢止し爾來局員の俸給は局長の任意支給となり工程員は重大の責任を負ふ職務に在りて却て諸の課員に比して待遇の微薄なるは內外の鑛山に類例なき奇怪を呈せり。

支獨絕交及其の利害

（馮副總統の發表）

支獨外交は業に三月十四日大總統の佈告を奉じて國際關係を斷絕せり、玆に事の過去及其波瀾隱伏の點未だ周ねく國人の知らざる所の者に就て、其見聞の梗概を陳せん、幸に觀覽せられむことを。

（一）獨逸の海上封鎖戰略

獨逸は本年二月一日に於て潛水艇封鎖戰略を宣布し、各中立國に通牒して其の封鎖線內に船舶の出入を禁せり、其の封鎖線は西班牙の「フエニスタイ」岬より起り、西太西洋に至り、北英佛一帶の海面を包過して東、北海に達して南方荷蘭附近の海面に趨入して止む、此第一線也、又地中海に於ては「ジブラルダル」海峽入口數海里より起りて、西方「シシリ」島附近より西方希臘附近一帶の海面に至りて止む、此第二線也、延長總計四千六百基羅米突即ち二千五百海里なり、而して其封鎖戰略の意圖は敵を困ましむるにありて、元より交戰國の權利に屬し、國際公法の許す所なりと雖、獨の海上封鎖は公法に合せず、其の範圍公海に及び、海上の商業を阻止し中立國の權利を妨害す、且つ公法封鎖に依れば、須らく海軍の實力を以て封鎖する所の港を堵絕すべく、一線を虛劃して往來を禁絕する能はず、中立國の船舶に對しては應に警告に依り臨檢手續すべく、遽に擊沈する能はず、敵國商船に對しては應に船中に於ける

中立國人民が中立國の貨物を安全ならしむる處置を施すべく、任意に攻爆する能はず、此の數點は獨逸皆な之を犯す故に抗議を招けり。

(二) 各中立國の態度

各中立國は獨逸の海上封鎖戰略に對し其の態度を三派に分つ、(一)抗議して絶交をなすものは米國となす、(二)抗議して絶交せざるものは西班牙、伯拉西爾、智利、亞爾然丁、荷蘭の諸國となす、(三)抗議を提出し絶交を豫言せるものは我國(支那)となす、米國は各協商國との商業上の利害關係最も深大なり、故に率先して抗議し並に各中立國に通牒して一致對獨絶交せんことを勸告せり、獨逸の口實に則ち謂く米國は屢々中立國の禁令を犯し敵國を接濟し、抗議正當となさず、西班牙伯拉西爾、智利、亞爾然丁、荷蘭等諸國の抗議文は皆な公法を以て據となす、但言く今後若し公法に違反して本國人民の生命財產等を損害する等の事あらば、其咎應に獨逸より負ふべしと、智利は則ち略自由行動の言あり、並に米國の抗議と意旨相同じきを聲明せり亞爾然丁は則ち悉く公法の原則に依り決行すと稱す、此れ其の措詞輕重の大略也。

米國は抗議を提出すると同時に國交の斷絶を宣言せり、其の勢頗る猛然たり、而して絶交後兩國は復た暫らく緩和の意を表す、其後米國は又た所謂武裝中立の宣言あり二月二十六日米國大統領は國會に於て演說し必要の時機に際して軍器を酌撥して商船を貲助し、並に之に關せる保護費用調達等の金權を授與せんことを請求せしも、議論一定せず遂に否決せられたり、次で三月五日米大統領は其の就職演說に曰く、米國は武裝中立を堅持し將來大勢の迫る所牽て戰團に加入するに至るやも知れず、然れども此れ決して米國自からの希望する所にあらず云々、現に米政府は正に辦法を另籌し商船に砲を備へしめ以て武裝中立の實を踐まんとしつゝあり、米の國情は中外相制し立法行政の分權特に嚴なり、故に其政府の力甚だ微にして外交のこと往々にして首尾相應せず、立國以來外國と締盟し或は交戰せし等の事絶無なり、而して國內の民族にして獨種のもの多く、其の政府對獨の行動を溺するの故を以て、抗議絶交幾んど兩月に及び獨の戰略舊に依りて衰へず而して米は今に至つて尙進行する所あらざる也。

(三) 我國の外交經過

獨逸封鎖戰略を宣布してより後、米國は本年二月四日に於て駐使芮恩施をして米政府の通牒を我に致し、我に抗議し、並に米國と一致して獨逸と斷交せんことを勸む、英人亦た奔走運動するものあり、政府は會議數日にして外交當局の主旨獨逸の戰略は旣に公法に違犯し、我が國の權利を侵害せりとなし、我が國家の資格の爲めに計るに默する能はず、且つ機會を利用して外交に一新紀元を開き、國際平等の列を躋み、協商國の同情を得んと欲す、若し之を拒絶せんか、世界の中立國は漸次旋渦に牽入し、我益々孤立して助無きに至らむ、將來平和會議に際し人の處分に聽き勢

將さに亡國せんとす、國務員の多數は之に同意して方針遂に決定し、八日に至り議事の大旨已に決し、米使と往來商權す段總理の意は協商各國との誼應に通知すべし、日本は我と關係尤も切なり、好意を表示せざる能はずとなし、九日午前の國務會議に至り、對獨抗議及び對米覆牒文書を決定し、午後三時汪伯棠をして日本公使館に陸子欣をして英露佛の各公使館に至り此旨を報告せしめたるに、各公使は均しく感謝の意を表せり、六時文件を以て對獨對美の發表を行へり、對獨文書の電報は駐獨顔公使より其の政府に通達せしめたり、文中初は但だ抗議を提せんとせしも復た研究して若し獨逸にして其の政策を撤廢せずんば政府は止むを得ず、亦獨國と現有の關係を斷絕するの一段を加へたり、以て米國の請に徇ひ此に藉て以て抗議の有效を冀ふ也、對米覆牒は抗議を報告し幷に米國と一致行動を取らんとすることを聲明せり、此れ抗議提出の經過也。

抗議提出の翌日、段總理は駐日章公使をして日本政府に向ひ、友誼を表示し抗議の始末を報告し並に以後待商の事尙多きを聲明せしめしに、日本外務大臣答へて曰く深く感謝を示す、但た此の信を得るの晩きを恨むの意を微露せり又云く已に抗議を呈出す、速かに戰團に加入するに若かずと、互に更に誠を推して相見るべし、同時に政府は各國に通牒して、對獨抗議を宣告せるに各國ば咸しく答謝敬意を表せり、我が政府は對獨問題發生後外交總長伍秩庸老病の故に勞に任せず、時に其の息子外交部參議伍朝樞を派して會議に與聞せしむ、段總理は又た在野の名流曁び外交に經

驗ある人を多く語らひて隨時商權せしむ、是に話は抗議提出後に於ける最も緊要なる點なり。

日本政府は先より人を我が國に派して親善の旨を陳述し、先づ徐東海梁任公等と接洽し、並に寺內首相及び本野外相の意を代表せる旨を以てし、先づ在野人士に接洽するは正式の外交を避くるが爲めなるを表示し、日英露佛各公使又先後して梁任公を訪問し意見を陳說せり、徐梁二公は本と段總理の敬信する所の人たり、二人又本より抗議を主張し廣義の絕交を主張せり、其の意見は遂に隱に閣議方針の標準となり閣議亦た漸次移て廣義方面の研究に入れり、當時討論せし所の者(一)請求の條件を列擧す、(二)其條件能く各協商國の承認を得べきや否や、(三)我國は協商各國に對し應に何等の義務を負ふべきや、(四)狹義絕交と廣義絕交は應に何種の時機を待つべきか、應に如何にして步張を分つべきか、(五)條件の請求は應に如何に聲明すべきや外交の變動は財政上の影響を免れず、其の結果財政融通の道を求めざるべからず、利を逐ふが爲めのみにあらざる也是より陸子欣各公使と時々晤商し政府は即ち別に章駐日公使に一電を發し三條件を要求せしめ、其の贊助を請へり、(一)庚子賠款は獨墺に對する分は永遠に撤廢し協商側各國は十年の無利息延期となすこと、(二)現時輸入稅の五割を增加し貨物評價改正後七步五厘を徵し裁厘後一割二分五厘を徵し、其の輸入の半減を復するは即ち正稅の一割二分五厘に至りしとき廢止す、(三)辛丑條約及附屬文書中天津を開放し周圍二十里內に支那は軍隊及使館を駐するを得ず、

鐵道沿線は各國より軍隊を派駐するの條を解除すること、（二）原料の資助、（三）勞働者の資助等。

此外在京各公使との開議を聲明し、深く日本の誠章を信じ其の應援に託す、國務院は草稿已に成り三月三日先づ大總統に呈示せり、大總統は對獨抗議の時業に發表を裁決せるに是に至り、乃ち遲疑す他日國務員悉く入謁し相約し婉曲に之を陳べたり、大總統前稿を持し出て曰く此の電發すべからずと、國務員相繼で利害を陳述して曰く、先づ國會の同意を得るに非らざれば不可なりと、段總理曰く宣戰媾和は國會之を議す、今則ち先づ與國政府と意見を通ずるのみ、果して宣戰するとせば當然國會に交付すべし、大總統曰く此れ宣戰の先聲なり、宣戰媾和は大總統の特權たりと段總理乃ち起ちて謝して曰く、約法には責任內閣と云ふ大總統既に特權を採り祺瑞を以て責を負ふ能はずとなす、祺瑞惟だ辭職あるのみ、敢へて此の重任を負はずと、即ち辭して去る、國務員相繼で辭し去る段總理即時辭職を呈請して天津に赴き、范總長亦免職を請ひ諸國務員咸な總理と進退を同じうせんことを示せり、是に於て兩日間政府無く京津間挽留の使絡繹たり、大總統亦た人を遣して總理を留む四日夜より五日の晨に亘り駐京各國公使相聚りて密議す、陸子欣止むを得ず、各公使館に至り意を通じて謂ふ外交政策は變せざる也、五日晩馮副總統徐東海王參謀總長等總統に入謁す總統は徐に總理に任せん事を請ひ、又た王に陸軍總長に任じ總理を暫攝せんことを請ひしも、兩人固辭して請けず、於是乎大總統は止むを得ず副總統の天津に赴き段に歸任を力勸せん事を請て曰く、外交のことは內閣に聽きて之を主持せん且余本と成心なきもの但多數に從ふのみと、六日副總統は親しく天津に至り即夕段總理と歸京す、副總統は本と外交の商權をなさんが爲めに北來せしに初めて來京するや、內閣は略ぼ定議ありと雖大總統參謀總長及び軍人の諒を得ざる者は咸な段に附かず、國會議員又た未だ表示する所あらず、副總統は則ち更番相與に之を討議せり、而して此の存亡に關するの際議員は黨見に沈みて政府を援く、是に於てか外交後援會あり、議員の列名する者十餘團體あり、異議を持する者兩院に百餘名あり、段總理辭職後十三團體は咸な代表を出し副總統を見總理を力勸して大局を顧念し歸て國家の爲めに此の艱鉅に任せん事を請ふ是に於てか國會中必ず多數を得段總理既に復職して章公使に發電す、八日章公使よりの覆電に曰く、日本政府の意は絕獨の宣布を催し謂所條件は絕獨後に於て協商國は必ず深く支那政府を諒とし即ち提面すべきなり、時抗議後已に一日獨政府未だ答覆あらず、但だ駐獨顏公使の述に據るに外部は其鎖海戰略は撤鎖する能はずと云ふ、惟だ中國人の利益は當に別籌保護すべしと、十日晩德國公使ヒンツェ、始めて其政府の覆書を遞せり、立顏氏の言の如し、而して此日段總理は國會に蒞み外交政策を宣布せり、抗議を根據とし鎖海を撤鎖せずんば則ち公法を維持し人道を維持するの旨を未だ達せず、止むを得ず當に獨國と絕交すべしと國會は信任案を以て表決に付す、衆議院の投票は賛成三百三十一票、反對者八十七票、十一日參議院投票賛成者百五十三

票、反對者三十七票、兩院皆な大多數なり、是に於てか政府は絕交諸事を準備す、獨人を遣送するの待遇方法に就ては官吏軍隊商人等に分別し各規律を定め十四日國內に布告し國外に通牒して獨と國際關係を斷絕せり、副總統は則ち十一日に於て出京に事定し復た江蘇督軍の任所に歸る、此れ獨と邦交を絕斷せしの經過なり。

(四)贊否兩方持する所の理由と將來の趨勢

茲事國家の存亡に關係するを以て觀察同じからず贊否斯く異なるも怪むなし、國人の反對あるもの或は懷疑するものあり、政府始め米の通牒に接してより數日ならざるに已に決定し抗議を遂行して公法の爲めに爭ひ人道の爲めに爭ひ中立國權利の爲めに爭ひ義に付て言を執る、誰れか敢て非議せん第だ積弱の中國を以て此の貧國假援の秋に當る能く公道を主持し權利を列强の間に奪ひ得るや否や、要は宜しく先づ自ら揣度して鼎を絕臏に擧ぐるの暴跡反對の利害の論を慮る全く理由なしと謂ふを得ず、況んや抗議文中遽に絕交の預言を加ふ、覆米の文中先づ一致の然諾を爲す、發憤して雄言の難を爲し事を踐む、一度び發表せば持重の士頗多く疑阻すること亦常情なり、今先づ反對者の論點を列擧すれば左の如し。

(甲)抗議を提出せし時の反對者の論點(一)我國は歐洲に在りて直接航行の商務なし鎖海戰略は我に利害の關するものなし、(二)抗議によりて旋渦滾入するに毫も準備なし、(三)外交の變動に依り恐らくは國中紛擾して內亂を啓くに至らん、(四)獨逸と怨を結ぶ將來の敵を樹つるなり、(五)抗議を以て米國と好を結ぶも反て他國の猜忌を生じ將に近變あらんとす、(六)平和會議列席を希望するも他の利益に及びては未だ必ずしも得べからず。

(乙)抗議提出後絕交或は戰團加入を研究の時に於て反對せし者の論點左の如し。

(一)國力の列强と競爭するに足らざる事。
(二)顏公使等が覆電によれば獨逸は特別保護を加へんと回答せり、卽ち抗議は有効なり再び一步を進むべからず。
(三)歐洲の結局は獨逸に勝算多し。
(四)獨露單獨講和の說あり獨露日同盟の說ありて恐脅以て我を謀る。
(五)日本は東方に在りて獨り覇權を握る戰團に加入せば挾持を受けん。
(六)獨とは本親睦なり其危困に乘ずるは利の爲めに國際道德を喪失するものなり。
(七)要求する所の利益亦必ずしも得べからずして協商國に對し無窮の義務を負ふ。

(甲)抗議提出時に於ける贊成者の論點左の如し。

(一)獨の鎖海は公法に違ひて中立國の權利を侵害す、國家資格あるものは應に抗議すべし。
(二)米は旣に各中立國に通牒し咸しく起ちて抗議す、應に一致行動を爲して孤立を免るべし。
(三)外交方針此れに籍て新方面を開き以て長く此の陵運を

免るべし。
(四)協商國の敵國に對し抗議を提す、間接に協商國の同意を得べし。
(五)平和會議別席の希望並に其他の利益あり。
(乙)抗議提出後戰團加入或は絶交に就て研究せる時の贊成者の論點左の如し。
(一)獨逸は鎖海を撤鎖せず抗議已に無効たり、應に一歩を進むべし。
(二)獨と絶交せずんば協商國は親獨と視爲す獨の勢力遠東に及ばず目前且つ近憂あり。
(三)獨の戰略は攻擊より已に守勢に變せり、勝算未だ必ずしも採るべからず、例へ獨をして勝たしむるも英佛の海軍を掃蕩するに非んば其兵力遽に東洋に及び難し、即ち東方に及ぶとせば先ず應に協商國より處分せらるべく然後我に及ぶべし、即ち我親獨にして獨の全勝を得るとするも亦必ずしも幸無し。
(四)協商國は單獨講和を得ざるを約す露巳に背棄する能はず英佛の海軍力完全なれば日本も亦背棄する能はず我の協商國と好を結ぶ他慮無きなり。
(五)日本の外交方針は目下親我を主義とし各國と一致の意を力持し單獨挾持の慮なし。
(六)希望利益は協商國と交渉して已に贊意を得たり。
(七)國際上平等の資格を得べし。
(八)負ふ所の義務は協商國と交渉して限度あり。
(九)此の時機に乘じ內政を整理し國權を發展すべし。
(十)國力足らずと雖も亦妄りに自ら菲薄すべきに非ず。

以上贊否兩方の論點にして其贊成の論は即ち政府の據る所以て獨と絶交すべしとする者也、其間機は我國人の括として知らざる可からざるものなり、贊成一方面の論據は多く當局に從ひ或は外交談判の人より與聞して來る故に證實の語あり、反對方面は即ち局外の懷疑者多きに居る、此れ其一抗議未だ提出せざる以前に或は抗議の語を以て實況に渉り廻旋の餘地あり、則ち反對の說未だ必ずしも行ふべからざるに非ずと爲す、而して抗議に至ては業に已に提出を經て抗議の旨又一歩を進むる預言あり、且つ親米の機既に動き外交上便ち一發自ら止むる能はざるの勢を生ず、其後の反對論は事勢に在りて行ふを得ず、贊成の說自ら勝利を占む、此れ其二反對の說は多く國勢に鑑み務めて持重す保守に近し、贊成の說亦國勢に鑑み務めて機に乘じて強を圖る進取に近し、此れ其三也。

段總理の言に曰く我れ國釣に秉り長く此貧弱ならば終に國を誤らん今機の乘ずべきあり、希ふ所の利益の寡多分量を敢て必ずしもせずと雖も友邦は親誼を表示し我れに援助を與ふる確たる證左あり、必ず委して之れを去り以て苟安を求めて庶政を整理し國力を擴張せんとするも二資を爲すべきなり、此れを後にして更に何の術有つてか以て振作を圖らんとするや、又況んや親誼を納れずんば即ち大嫌を啓く其危殆將に終日不可とす、國中若し更に他項の我威を破るべきありて積極政策の吾云ふ所より高きものあらば吾れ亦未だ嘗て已れを捨てて人に從はずんばあらず、若し

然らずんば吾は惟だ吾れの信ずる所を斷行し以て國に効するのみと、徐東海之れに言て曰く、立國は方針無かるべからず、邦交は時勢を審にするを要す、國際關係は日に複雜に趨く、國は宜しく自ら立つべくして孤立すべからず、我國は積弱なり、孤立せば便ち自立する能はず、孤立を甘んせずんば當に援助を擇ぶべし利害の切近なるは厥れ惟だ日本のみ、親日に因て外侮を招く此れ大戒なり、親日に因て多數國の嫉忌を啓く尤も大懼なり、東亞立國の道、中日親善の前十年我れ東三省に在るの時已に日の前首相桂太郎、今の外相本野と再三之れを申言せり、不幸にして我國故多く日本の外交政策定まらず時に我國の猜疑を招き而して歐米各國の日本の對華政策方針につき時に嫌忌多くして所謂大戒大懼なるもの國內國外釋然たる能はず、荏苒以て今日に至る、寺內內閣は前失に懲り本野外相適々外交の衝に當る、歐洲多數國復た連鷄の勢を以て日本と其利害を同し其存亡を共にす米は中立と雖も已に獨と絕す交々其利害を協商國と之れを同ふし好を協商國に結ぶ、即ち亦親日なり、曰亦我れに親しむ即ち敵愾同胞たるの故にして嫌を協商國に釋くを得し所以にして七國一致我れと交歡す、十年前已に親善の理論無形の間今日實現するを得、玆れ實に東亞大局の幸と爲す況んや我國此れに籍て强を圖る確實に冀ふべきなりと、徐段に老在朝在野の議論此の如し、段の苟安に忍びざる徐の時勢を審度する尤も衆議を折服するに足る、段は外交の積極政策を主張せるの故を以て總統と意見合はずして辭職の後總統之れを留め勸駕の使絡繹途にあり是に於て贊否の形勢已に留段の聲中に於て隱決し對獨絕交轉して以て速定す、是則ち決定外交時意外の機作なり、國會議員は素より黨派を分つも獨り此の問題は兩院幾んど均しく五分四の同意あり、對外心理の一致を徵するに足る總統持する所の異議と、反對者の懷挾する所のもの國會大多數の贊成を見るに及び乃ち翕服す、此れ則ち國民代表機關有史以來の第一奏績にして以て紀せざるべからず、亦た多數政治を見るに足ると云ふもの漫として意義なきに非らざるなり。

米牒初めて至るや馮副總統は時に南京にありて政府に連電し仍は中立を守るべきを力主せり、抗議を出すに及び事勢日に亟なり段總理乃ち副總統の入京して大勢を決定せん事を電請せり、京に抵るの比反對者仍は南京前電の旨に狃れ咸しく重望に依附し前案を推翻せんとせり、近幾軍人素と總理に慊らざるもの尤も煩言あり、副總統乃ち諸軍官を集め之れに語て謂ふ抗議未だ發操せず從て我れ自ら國力を量り急進を爲すなきも可なり、而も今や對外態度既に已に宣示し詰獨の書覆米の牒萬國共に聞く所にして義に據り言を執る中道にして自棄せば、私人に在て猶且つ不可なり況や堂々一國家をや、現在但だ抗議の有效なると否とを問ふ果して獨にして吾が請を納れ其の鎖海の令を撤せしむれば則ち抗議有效と爲す、自ら無事進行すべし、若し夫れ効無くんば息む壞彼れにあり豈に蹕を施すの地有らんや我れの初めて議するや本と政府の事前に愼むべきを以てなり、事已に此に至る、若し必らず成誠を膠執し政府に與るに失據

を以てせば國家をして無信に陷らしむ、吾輩國に効なれば寧ろ忍て之れを爲さん、況や復た國際潮流日に相震撼し今後進止譃く我れの自持する者を納れざる有るをや、獨國の答覆は已に轉圜ありて我れに對し特に保護を加ふと謂ふに至るも抗議の本旨に有りて其の末葉のみ公法の爲め人道の爲め鎖海を撤鎖するに非らずんば有効と爲さゞるなり、吾れ寧ろ己れの身を犧牲として以て政府を助けて國威を張らん君等皆な國の干城たり願くば此の旨を忘るる勿れ、且つ民國成立してより後屢ば變故を經しも咸な我輩軍國の義により以て維持するを得たり、軍人は軍國の爲めに又た外交の情形を洞悉せざる能はず以て其の効を奏せん、辛亥の革命は軍人の力たり設へ與國の同情を得るに非らざるも淸社の未必らず握を遂ぐ癸丑の役北軍凱を奏し帝政の擾は軍師力持し勝負の數は國內に在りしと雖亦た咸しく國外の違に從ひ以て相因應するを見る、此次對獨の外交は抗議已に提出し世界各國咸しく我政府の擧動を注視す段總理は軍人を以て政を秉る苟安に忍びず此の時會に乘じて富强を力圖せんと欲す其の政策又た將に多數友邦の助を得んとしつゝあり、吾輩奮發以て其の成功を佐くるを思はず仍ほ轉從して之れを溺せば徒に以て國家に對するなきのみならず亦た且つ以て我が軍人の本職に對するなきなり。

段總理既に決心あり其の動將に此れを以て去就と爲さんとす萬一段內閣此れに因て解體せば茲の內外多故の日に當り誰れか能く艱に投せん、再び東海を撐柱として起たしめんとするも相國は總理と意見相同じ若し總理にして其の志を行ふを得ざるを以て位を去るとせば東海は決して後埋を更承するなく聘老恬退更らに擔任を願はざらん、則ち是れ段總理位を去らば政府將に立ち得ざらんとす、彼時國家の險象又た當に如何にすべき望むらくば諸君之れを審にせよと副總統は本と首先して抗議に對したるの人なるも是れに至て乃ち大策を力持し諸將士を體勵して乘感乃ち解く是れ又た外交政策を決定せる時の最大關鍵なり。

今ま吾人の應に研究すべき所のもの尙一要點あり、國交斷絕と戰團加入とは本とより兩事に屬す、單純なる絕交は尙を未だ中立狀態を脫離せず、加入は便ち宣戰と爲す兩者の間應に分劃の有るべき是なり、現在進行の步驟は形式上祗だ對獨の絕交と爲す大總統の布告及び政府の國會に於ける宣言皆な絕交の事に止まる即ち國會の投票亦た信認の表示なく尙ほ約法上の所謂宣戰同意の權を行使せるに非らず、若し宣戰するに至らば當に更らに履行すべきの手續と正式の文告あるべし究竟政府方針の如何は未だ明示せずと雖も而も國際方面の所謂廣義の絕交は協商國中或は已に事の停機する無しと認爲す、國中の議論は今日尙ほ二派に分る、(一)絕交を辦到するに止まり必らずしも更らに一歩を進めず、(二)怨を獨に結ぶ絕交と宣戰と初より二なし好を協商國に結ぶは戰團に加入するに非らずんば不可なり、其の絕交のみならば仍ほ舊誼を保つに如かずと、此の外又た武裝中立の說あり、米國は實に先程して商船の行使を護るに武裝を以てせり、我が國は未だ必らずしも此の事實あらず、更らに宣戰して加入せざるの說あり此れ卽ち强分層次

尤も不倫に屬す、宣戰は卽ち加入なり、加入は卽ち宣戰なり。

外交關係に就て論すれば抗議と絶交と戰團加入とは本より三級に分る、抗議の始めは米に機動す抗議已に出で其の動機又た已に暗移す、初議を秉るに則ち絶交は抗議の結束たり、近情を察するに抗議は又た加入の前徴たり、初め米に徇ひ請て因て以て協商に結び後ち協商に親しむ則ち又た米を以て間接の締好と爲す、今の狀態は形式にありては米國と相同じきも而も精神は則ち早く英佛日露伊白葡の諸國に輸す、縱と爲り横と爲り諸れが利害に準へ或は進み或は止むも別に操持有りて此れを諱とするに足らず、今より以往果して能く適可に止むべきや否や、重傷せず二毛を擒せず（左傳仁ノ意）我れ又た何んぞ獨人に仇せんや、若し夫れ然らずんば苟も國に利す、又た苟も害あらば應に避くべし、則ち箭の弦上にあるや發せざるを得す、恐らくは後の加入反對は猶ほ夫れ前の絶交反對の如けん、懸崖墜石の勢抗議以後已に成る吾國人當に深く審にすべきの所なり、然りと雖も今日國人の心理尙未だ盡く了解せざるものあり、故に前說兩派の反對するものある固よりなり、又た絶交に贊成し假へ加入するも則ち今より以後尙多少の時機を經過すべく中間未だ必らずしも波折を生ずるなしとせず、皇々たりし抗議を見よ、裁決發表して絶交時に至り乃ち異議を生ず今後の翻覆或は免れざる所なるも究竟時勢の迫る所反汗の餘地なき有らん則ち利害を審度するに非らずんば不可なり、萬一元首裁決せず萬一國會同意せずんば、又た將に如何すべき彼時恐らくば亦た徒に自擾を滋するのみ第だ自ら之れを擾す、而して又た此途に出でざる能はずんば則ち機に先ちて自ら審にし亂階を爲すなきに若かざるなり此中の利害頗る深思に堪へたり。

利害觀察の如きに至ては卽ち前擧の贊否兩方論點より類し以て之れを賅するに足る、今ま其の利害の最巨なるものに就て言はんに既に旋渦に入る當に勝負を明にすべし、獨の勝算は首として陸軍にあり開戰の始め本と十四日を以て白境を通過し二十四日にして直に佛都を搗かんとして其の勢甚だ猛なりき、而して白耳義の抵死して相抗するや獨人意計の外に出づ二十三日にして始めて白都を破る搗佛の謀以て逞せず又た聯軍の設備遂に後れず、時に佛は始め遷都せしも今ま則ち又た其の舊邑に返る三歲以來戰時延長し獨軍は轉東轉南し佛境漸やく淸晏に就く、攻露の師は互に勝敗有り、聯軍相持し兵備戰略獨に如かずと雖も、而も衆寡の數固より已に懸し疲弊の勢彼此之れを均ふす海上の交綏は未だ云ふべきを見ず、英佛の蓄勢固より將に此れを留め以て後圖を爲す或は竟に其の鋒を用ひず收束して和局の具に留作するやも未だ知るべからず。

潜艇政策は是れ能く大効を奏する否や疑問に屬す、其の大勢より測るに最後の勝敗は當に兵力に非らずして經濟に有るべし、彼此互に困みて接濟均しく難し、羅馬尼亞一隅の耕作能く獨糧を資するに足るや否や、土耳其の應援は到底資力のなきあり、丁瑞那等の諸國は時に糧食を以て獨の銅鐵と易ふ其の分量の多少は更らに知るに從なし、此れ獨

塊經濟の況なり、鎖海してより後英佛の外援斷絶せしや否や、米商船武裝の成績如何は其後に見るべく潜艇は完全に外輸を杜絶する能はず其の力固より限度あり、則ち英佛の資力或は獨に較べて優らん、假に協商國をして勝たしむれば則ち我れの加入は自ら戰勝にあり一方假に獨をして勝たしむるも獨の兵力能く遠に極東に及ぶや否や其の數至て明なり、倘し遠東に及ぶとするも則ち覇權は獨り協商各國より握る固より同じく處分を受くべし、即ち我れの親獨なるも亦た豈に以て自存するに足らんや、假に兩方疲弊し止むを得ずして和に出づるとするも則ち今日一携手の人多ければ則ち異日一發言の助多し、戰後の休養當に十年有るべく我れ此時に於て亟に養精蓄鋭の日と爲す、我國人の自處如何を見るのみ、強鄰耽視するに其の力擧て以て兼併を言ふに足らず、後の方略は敢て知らずと雖も而も此の親善の時機に當り亦た正に我が國人の結圖を要す此れ外睦内脩の會なり、露國の親獨單獨媾和の議は本より已に事實となり離し最近の情報に革命の局は陸軍を以て中心となす露帝の遜位するや大權は悉く諸れを委して戰勝を繼續するの人より主持す是れ又た協商國分離に至らざるの證なり、戰後の局各國の休養は亦た惟だ經濟のみ經濟の發展は將に東方を以て競爭の場と爲すべし、比年以來獨の商業は東方に有りて長足に進歩す本より各國の深忌する所たり、今日獨の報服を預防するの計は其勢我が國に於て其の遠圖を沮せざる能はず、此次對獨抗議の動機一は協商國に發す即ち此れ敏腕を運びて我れを挾み偕に行かんとす、其の意固より專ら戰時に在らずして戰後にあり、戰略に關せずして商業政策の前途に繫る、我れに需むる旣に殷なり則ち其の謀や急切にして所謂懸崖墜石の勢實に此れを以て其の發端と爲す、否らずんば則ち戰時の援助能く幾何か有る彼の相要する胡乃ぞ是の如く夫れ急なるや、一千九百十四年九月五日の倫敦會議は協商國をして單獨媾和の約を得ざらしむ、一千九百十六年六月の巴里會議は經濟同盟を爲し、戰時戰後永久の諸辦法に計分し、皆な商業にて獨を困するの計を爲す。各協商國は業に前後して簽字を經たり、我が國の趨勢恐らくば亦た自ら外なる能はざらん、獨の雄心有りて衆忌を激成す存亡の生死繫る所蓋し然らざるを得ざるものあり。

最後に敢て我國人の爲めに告げんに外交の大勢已に抗すべきなし、利に因り便に乘ず事爲すべし、政府は旣に已力其の衝に當る擧國應に速に之れが援を爲すべし、援の足らざる則ち之れを督促し積極の心を以て積極の政を行ひ千歲一時の機會を失ふ勿れ、此れ長治久安の業のみ、關稅の增加、賠欵の緩發等は按年計算すれば一萬々以上にあり、目前の財政得るに少紓緩發の賠欵を以てす、現在金價低落す戰後金の貴きに至り補還せば倘ほ損失を虞るゝも有形の損失を以て博く有形の利を取り內政の整理民力開拓の資と爲す、我が政府尤も當に用途を愼察し後失を滋する勿れ、衆志城を爲す願くば我國人の奮起せんことを、倘し絶交に至て止み必らずしも更事進行せずんば則ち亦た外交の方略得るに爾を以てす爾吾國人亦た惟だ戮力同心して政府を援助し以て雄圖を策するのみ。

「ラミー」に就て

緒言

歐洲の大亂は偶々我等をして、我國工業が尙未だ甚だ幼稚にして、歐米の其れと日を同くして論ずべきものにあらざるを切に感知せしめ、諸事悉く新興改革の機に逢着せざるはなし。近來諸事莫大なる需要に迫られて漸く我工業の面目を新にしつゝありと雖尙簡單にして、而も大切なる工業にして未だ世間に知られざるものあり。「ラミー」工業の如き即是なり。尤も日本「ラミー」株式會社の如き近く設立せられたるものありと雖、未だ其製品を見るに至らず。余は追次玆に「ラミー」の効用を說き、吾紡績業者及支那に志す諸彥の一考を煩はさんと欲するなり。

「ラミー」は元來主として東洋に產し、古來我國及支那に於ては之を以て能く精巧なる織布を製出せしこと、人の能く知る處なり。即ち越後上布の如き是なり。然共其精製の法たるや、頗る幼稚にして未だ全く手工業の域を脫せず、而かも歐米諸國に於ては、之が精練紡織に關し研究を重ぬること、既に數十年の長きに亘り、麻業の將來は「ラミー」紡績業の完全なる解決にありと爲し、各國競うて銳意其改善を計り今や既に紡織業中主要なる位置を占め織物業及其他の工業に關し、正に一大生面を拓くに至れり。

「ラミー」の効用に關しては、其用途の章に於て細に記する所あるべし、歐米に於ては之が織布を軍隊用被服、其他携帶具に供し、他の織物に比し、非常なる好結果を收めつゝあるの事實を知らば、之國家經濟の問題としても一日も忽にす可らざるを想はざるを得ず。殊に今日既に棉布、絹布、毛布等の各織物業に於て「ラミー」糸を混用するにあらざれば、何れも完全なる織布業の經營を遂行する能はざるの狀態にあり。是れ余が特に斯業の緊急なるを想ふ所以なり。從來我國に於て「ラミー」紡織業を企畫せしもの一再にして止らずと雖、何れも充分なる好果を收むるに至らずして、今日に及べり。是只に斯業の莫大なる利益あるを聞知して、其經營の法を究めず、徒に原料の栽培を計り、或は精練の法を知らず、殊に紡績機械の選擇を誤る等のことありしが爲にして、寧ろ當然の結果と言はざるを得ざるなり。

初め臺灣總督府に於て、產業を奬勵するに當り、先づ砂糖の栽培を第一とし次に「ラミー」の栽培を以てせりと聞く、今尙「ラミー」の栽培に要する充分の土地を民間に貸與すと云ふも、前記諸點に就て充分の考慮をなすにあらざれば、失敗の跡を繰返すに過ぎざるべし。

「ラミー」事業の成否の鍵は勿論其精練の法に存し、歐米諸國何れも其方法を極秘に保ち、他に之れが窺知を許さずと雖、昨今精練法考究に志す人も多ければ、早晩充分なる

解決を得べし原料の供給地としては、米國へは支那、英、獨佛へは支那及印度なり。而して是等需用國に於ける斯業の日を追ふて盛なるを視、地理的關係及勞働賃銀等を思考せば、斯業の我國に盛大ならざる理あらんや、將來大いに囑目すべきなり。

一　「ラミー」の種類

「ラミー」は印度にて Rhea「リー」と稱せられ、何れも產地に於ける名稱なり「チャイナグラス」は是等と同一種にして、何れも植物學上「ウラチカ」種に屬す、商品として「チャイナグラス」と稱するは、「ラミー」の皮をはぎ取りたるものを、多少漂白したるものなり、支那に於て「ラミー」は二種に大別せらる一は白麻(ペーパ)にして、他は毛麻(マオー)なり。

白麻は纖維の長さ三尺を越え光澤ありて價格も亦廉ならず。

毛麻は品質に於て勿論白麻と異なる所なきも、纖維短く二三尺に過ぎず、價格に於ても白麻の六割位なり。

白麻と毛麻との分るゝ所は、白麻は一番刈にして順調に成長せしものより製し、毛麻は二番、三番、刈の纖維なり、從つて成長不充分にして短く且光澤白麻に及ばざるなり。

二　「ラミー」の產地

今日「ラミー」の主產地と稱せらるゝは支那印度及臺灣にして「ジャバ」、「マストラ」、「ボルネオ」「マラッカ」「メキシコ」等之に次ぐ。就中支那は、四川、雲南、湖北、廣東省、其他南清一帶に繁茂し何れも栽培すと云ふ程の事にはあらずして自然に山野に產するなり、長江一帶に產するものは殆ど漢口に集まり、此處より各國に輸出せらる我國に於て南京麻と稱するは多く漢口より輸入せられしものを指す。

最も早く歐米人に知られしものは、海峽殖民地の產にして「マレイ」語の「ラミー」は此種の名稱となりし所以なり。

三　「ラミー」の栽培

海峽殖民地に於ける調査に依れば、「ラミー」を植付たる一年目には、一「エーカー」(約我四反十八步)につき約四分の三噸の纖維を得可く、二年目よりは、約二噸の纖維を得らるべしと云ふ。而して米國「ワシントン」政府の「プラント、インダストリー」局の發表するところに依れば、刈取りたる儘の「ラミー」の莖より約六「パーセント」の纖維を得と云ふ。

「ラミー」栽培は、今や東洋の暖地到る處に盛なり、然れども佛國其他歐洲の諸國が南國に栽培せし結果は、何れも失敗に歸し、今は支那及印度に原料を得ること專らなり。

而して印度に於て「ラミー」一噸一百圓を下らざる實價なれば、栽培者は相當の利益ありと云ふ。

我が臺灣にありては、一年三回の收獲あり、而して其收獲たるや、新に植付を要するにあらずして一旦刈取りたる殘基より再び芽を出し、成長するものなるを以て栽培の法良しきを得ば、其地も亦適當なる栽培地ならんか。

以上は栽培に就て其大略を記したるものなるも「ラミー」

は元來野生の植物にして只暖かにして濕氣充分なる土地なれば殊更に人工を施さずとも其適地に盛に成長し、且健全なる植物にして氣候の變化、風雨の爲めに害せらるゝこと極めて尠く支那内地殊に四川、河南湖北兩省にありて、長さ三尺位より一間に及び、到る處に青々として繁茂せるを視る。

我が九州地方にも田畝及川岸に多く茂り、「オノハ」或は「バンバン」草と稱し高さ二三尺あり夏季繁茂甚しく、頗る厄介視せられつゝあり。

四　「ラミー」の纖維

「ラミー」の纖維は、あらゆる纖維中最も丈夫にして且細なり而して、一維の長さ十四「インチ」より十六「インチ」に達するものすらあり。
今試に之を亞麻の纖維と比較すれば次の如し。

「ラミー」長さ　二、五「インチ」より十八「インチ」迄
亞　麻　同　　六「インチ」同　二、五「インチ」迄

尙又最强なる纖維なることを知らんが爲め、他と之を比較せんに、「ラミー」の强度を一〇〇とすれば、大麻三六、亞麻二五、絹一三、綿一二の割合なり。

光澤に於ても之等の纖維を凌駕す、但し絹には勝れりと云ふ可からず、然れども、或種の「ラミー」製品にありては常に是等の纖維を取扱ふ人にして餘程眼識あるものと雖、絹製品と見別ること頗る困難なりと云ふ。

我國に於ける「ラミー」の纖維は長くも三尺を越ゆるもの少なく、故に品質に於ては最も劣等なるものなり。越後上布の原料の如き、纖維は精練不充分なる爲强きも光澤良しからず三尺位のものを指先にて紡ぎたるものなり、寧ろ支那より輸入せる原料を以て織布するにしかず、價格は「ラミー」の三倍にして纖維は其長さ「ラミー」の半に滿たず、然れども上布の織布者は、或は云はん、「ラミー」と全々別個のものなりと彼等は未だ其事實を知らずして、不利益なる舊慣を守りつゝあるなり、彼等をして、事實を知得せしむる迄には、尙ほ多少の歲月を要す可く、尙又他の交織の如きも、「ラミー」を混用するの時期、近き將來に於て到達すべく、上布業者は此時に到て其特色を失ひ、上布の名も亦終に消滅するに至るべきを想へば、又多少の名殘なきにあらず。

五　「ラミー」業に關する奬勵

印度政府は五萬圓の懸賞にて、一八六九年に一噸の「ラミー」が倫敦の市價にて、五百圓を保つ樣の製品を製出する方法及機械等の發明を募集したることあり、是に依りて「ラミー」製造に關する諸種の方法、機械等に進歩を與へたること、非常なるものなりき。我が臺灣總督府に於ても數千町歩の官地を民間に貸與し、斯業の栽培を奬勵するの意を表はせりと聞く。

六　各國に於ける「ラミー」の價格

（イ）　英國に於ける價格

a 「ラミー」纖維の價格

歐洲大亂以前に於ける英國倫敦渡しの「チャイナ、グラス」の相場は一噸に付二十四「ポンド」より三十二「ポンド」に至る、(我貫に換算すれば、一貫に付、約九十錢より、壹圓二十錢に至る) 尙ほ「ラミー、リボン」或は「バークスウリップ」等は一噸に付十四「ポンド」内外の相場なり。

b 「ラミー」糸の相場

麻糸と同番手の標準にて見積りたる「ラミー」糸戰爭前の倫敦相場は、片撚にて一封度の値二十番手が二「シルリング、一「ペンス」、三十番手二「シルリング」二「ペンス」半、四十番手二「シルリング、二「ペンス」、五十番手二「シルリング」二「ペンス」四分の三、六十番手二「シルリンク」三「ペンス」半、七十番手二「シルリング」四「ペンス」の相場なり。

是れを我國の一貫の値に換算すれば約八圓三十錢より十圓迄位の處なり。

(ロ) 佛國に輸入せし「ラミー、トップ」(纖維を揃へたるもの)の價格

佛國に於ける「ラミー、トップ」の値は一封度に付一「シルリング」五六「ペンス」なり、(我貫に換算すれば一貫目六圓二十錢なり) 而して支那より輸入しだる「チャイナ、グラス」の量は大戰前に於て實に一ヶ年五十三萬貫を超へたりき。

七 歐米諸國に於ける「ラミー」業

(イ) 獨逸に於ける「ラミー」業

獨逸は他國より輸入する、麻製品多き爲、是れに代へんとして、「ラミー」業には、多大の力を盡しつゝありき、而して戰爭以前に於ては、長足の進歩をしつゝありしなり。開戰當時に支那より輸入したる一年間の總額約五十萬圓を超へたり。(一貫一圓六十錢替にて)。

又各「ラミー」工場の配當は、平均一割六分を算したりき。

(ロ) 歐米諸國に於ける斯業の傾向

英國にありては、紡績業非常に進歩せる爲め「ラミー」紡績に於ても、最も良質のものを製出し、細糸紡は其特長とする所なり。

次は佛國にして。亦上等品を紡績し、獨逸製品は、中等以下のものなり。

目下「スヰッツアランド」「ポーランド」「スエーデン」「イタリー」等に於ても、製造を開始し、露國及「イスパニア」も亦製造を企てたるも、未だ實現するに至らず。

(ハ) 米國の「ラミー」業

米國に於ては數年前迄、獨逸よりの輸入品非常に勢力を張りしも、米國にて之れが製造法發見せられ、朞年ならずして、長足の進歩をなし、歐洲諸國の麻業と對抗して、毫も損色なきに至り、盛に「ラミー」製造に從事しつゝあり、而して其原料は多く我が臺灣に仰ぎつゝあり、廈門より輸出さるゝものは、臺灣產其大部分を占むと云ふ。

八 「ラミー」の用途

「ラミー」の纖維は、久しく水中に置きても、殆んど腐敗することなきが故に、帆布、テント布、綱、縄等を製するに

適し、又氣候の變化に會ひて、何等變質することなし、即ち耐久性に富むこと纖維中、他に比するものなし。

亞麻等より輕きが故に、帆布として殊に適し、又テント布用としては輕き上に量に於て、小なるが故に軍隊用テント等には、缺く可らざるものとせられつゝあり。

又火事用ホース布、帶類、タヲル、靴紐、濾布等として適當なり、又防水を施す際、熱に堪ふるを以て、棉布等に勝り、裏地用として必要なり。

「ラミー」は最も細糸に紡ぐを得、百六十八番手は五〇四〇〇ヤードの長さを有す。（一封度につき）如斯細糸は絹糸に混じて用ふるを得、即絹緯に「ラミー」經とか、又は「ラミー」緯に絹經とかにて交織するを得るなり。

最上の纖維は錦、緞子、其他の模樣織物、帽子裏、ネクタイ、男子用服地裏、天鵞絨、レース品、女服地等として最上の麻糸品を凌駕し得。

中等品はスカーフ、頭巾、絹巾、ハンカチーフ、ビロード（下等品）普通麻品、シャツ地、毛織物混用、縫糸、釣糸、火事用ホース布、帶類、其他に用ふ。

下等品は最も多く使用せられ、何品によらず混入せらる例へばテント用布、帆布、タヲル地、綱、縄糸等なり、我國に於て最も多く使用せらるゝ細曳は從來麻にて製せられしも今日に至りては、總て「ラミー」之に代り、麻製品は遠く埋り去られたるなり、夫我等が常に足にする下駄の才は總て粗惡なる「ラミー」なることを知る人或は多からざるべし。

荷物を包む荷造用布としては、濕氣を吸收するも早く放散する性質あるが爲め、他の如何なる麻類の纖維よりも上等なりとす、又蚊帳の原料として輕くして、風通しよく、最も適當なるものとして、珍用せらる。

「ラミー」糸を入れて織りたる布は、總て強さを増し且縮なし、毛織物なども亦「ラミー」糸の混入によりて收縮の程度を減ずることを得。

「ラミー」の糸を取りたる屑も、非常に用途廣く、再び此屑を利用して、他品を紡ぐことを得、又毛氈の製造等には最も有利なり。而して此屑にて織りたる毛氈の價格は、一封度に付四「ペンス」乃至五「ペンス」の相場なり。（我一貫目一圓六七十錢位）

又セルロイド製造に用ひられ、物をみかくに適當なり、此外殊に廣く用ひらるゝは製紙用の原料としてなり、之れにて製したる紙は頗る上等品に屬す、又外科の醫術用布にも廣く用ひられつゝあり。

「ラミー」糸は、人造絹糸よりも安價にして、シャツ用として最も賣行よし是濕氣又は汗を吸收して、直に放散するが故にして、歐國用品としては、是れに限ると云ふも過分にあらず、尙軍隊用の服地として、最も適當に、米國にて採用し、非常の好結果を納めつゝあり。

佛國の紙幣は、「ラミー」の纖維にて製せられ、露國も亦其「ラミー」紙幣を佛國の或會社に注文するものなりと云ふ、是此種の紙幣は強く、且不正品を防ぐに便なればなり。

百番手の双撚一封度の絹糸、市價十「シルリング」なると

き、同番手の「ラミーシルク」(絹糸マガイ「ラミー」)は五「シルリング」六「ペンス」なり、以て如何に競爭し易きかを知るべきなり。

瓦斯マントル用などゝしては、「ラミー」に限るべきものなりと雖、上記の用途多きに比し、左程多額なりと云ふべからず、但し從前獨逸より米國に輸入せられたる、マントル用の「ラミー」糸は非常に多額に上りたりしも、今は米國麻業の發達すると共に、自國自供の域に達したり。

九 「ラミー」の精練法

「ラミー」の精練法は目下各工場の極秘する處にして、各工場に使役せらる勞働者間にすら、之を悉知するものなく各工場に於て、其投入藥品に、各自特色とするものあるものゝ如し、酸類及アルカリ類の藥品を用ひて、取扱ひつゝあること丈は、明白なる事實なれども、煮沸の際入るべき藥品に到りては、絶體に詳ならず、此煮沸に用ふる道具は釜にても桶にても宜しと云ふ。

精練法の巧拙は即ち本事業の成否を支配する問題にして精練業幼稚なりし際は、到底本業は、他の麻業に對抗し能はざるものなりと思惟せられし時代ありしと雖、今日に到りては、既に普通麻業は「ラミー」工業の爲めに、大なる打擊を受くるの傾向あり、英國等も將來印度の原料を以て、斯業の盛大を計り、他國より輸入せし亞麻の原料に代ふるに、此「ラミー」を以てするの計畫を樹てつゝあり。

「ラミー」は既述の如く我國に於ても暖地の所々に散生せり、若し東京に於ても其實物を見んと欲せば、陸軍參謀本部の堤に到れ、高さ一尺位の基太く圓形にして表は濃綠色にして縮み、裏は細毛密生して白く見ゆる葉を有する、見るから熱帶植物らしきもの即ち是なり、又若し其纖維を知らんと欲せば、南京麻屋と稱する店に到れ、所謂「チャイナグラス」其儘なる未だよく漂白せられざる下等品を見ん。

我等が「ラミー」を使用せんと欲せば、必ず毛麻に就て充分の解を與へざる可らざるなり、何となれば、纖維短くして廉價なる毛麻も、其品質に於て白麻と何等異る所なく、且充分に精練せられたる後紡績するに當りては、白麻も是非一度毛麻と略同じ長さに切斷するを要すればなり。毛麻は價格に於ても前述の如く白麻の半に過ぎず、是れ精練法の進歩したる歐米諸國に於て毛麻の需用廣く、未だ斯業の發達せざる我國に於て亞麻の代用として、白麻の多く輸入せらるゝ所以なり。

以上記するが如く「ラミー」に就て只概念を述べたるのみ、其植物學上の成分、細なる種類、各纖維との比較、紡績の狀況、販路の調査、原産地と同工業等に就ては此處に略し次號に述ぶる所あるべし。

米國人の見たる歐洲大戰と米國對支經濟發展の機運（三）

四、米國商工業者に對する注意（此項承前）

五、支那市場に關する情報蒐集の必要。六、買付人派遣の必要。七、派遣員を得るの困難。八、對支貿易中介業者養成の要。九、現今我國輸出業者に對する注意。十。支那の法制に關する注意。十一、以上所述の要約。

五、米國對南米貿易と對支貿易との比較

一、對支貿易は南米貿易に比して不便にあらず。二、貿易保護軍備擴張の必要。三、新市場に適應する貿易組織設定の要。（此項未完）

五、支那市場に關する情報蒐集の必要

獨逸政府が其對支貿易業者の保護奬勵の爲に、上述の如く多くの便宜を與ふるにも拘はらず、我政府米國は此點に關し何等の施設する處有なく、從つて現在我商工業者が、支那貿易に必要なる商況其他の智識を得んと欲せば、纔かに在支商館の陳腐なる意見に倚るの唯一方法あるのみ、而も此等商館は孰れも、各種商工業者の代理店として、旣に多忙を極め居るものなるが故に、如何に有望なる委託人あるも其上更に進みて其對支發展を扶くることを欲せざるべく、縱令之を欲するとも其餘裕なかるべし、故に此等商館より特別の報告を得るは殆ど不可能の事に屬す。

此の如き事情の下に於て、米國對支經濟發展策の遂行に際し、最も緊喫なるものは、實に手腕ある海外商業視察員又は駐文取りの團體なりとす。而も茲に言ふ視察員又は駐文取りたる夫の机上の研究に沒頭する統計家の如く、實際に迂遠なる者にては不可なるべく、さればとてあまり敏捷に過ぐるもの、又は使節氣取りの鷹揚振つたるものにても適せざるべく、要は極めて常識に富み、氣轉の利きたる上事業の經驗を有するものなるべく、從つて又賣るは買ふの半なりてふ眞理を解し、且賣買共に極めて複雜なる心の活動を要し、之が爲には多年の經驗を積める商人と雖も、猶且其智囊を絞るものなることを、十分に會得せる底の人物ならざるべからず。

今支那に關する智識の缺如に因りて、招きたる貿易の失敗を證するが爲に、左に一の實例を擧げん。

從前米國人參の支那に輸入せらるるものありしが、此人參は支那人が補血劑として使用するものにして、恰も我國人が種々の專賣特許の賣藥を用ふると同樣なりとす、而して苟も少しにても支那の風俗慣習を知るものは、凡て野生の植物は藥用として極めて效驗大なるものなることは、其本草學書に記載する所なることを知らざるものなし、故に人參を栽培して支那に輸出せんとするには、必其形狀恰も野生の如き觀を呈せざるべからず、然らずむば支那人は輸入人參の效驗を疑ひ、爲に他の興奮劑の如く高價を以て賣ること能はざるに至るべし。然るに米國輸出業者は此の事を知らざりしが故に、其人參の輸出を始むるや、其後數年

間は只管良好なる品物の栽培に意を用ひたりしかば、遂に水分多く頗る大なるものを產することを得、從つて其輸入する人參は、外觀品質共に優等なるを得るに至れり、然るに其結果は却つて豫想に反し、米國人參の販路は年々縮少され、遂には殆ど買手なき迄に至りぬ、而して此輸出業者及栽培者は後に至り、漸く其販路の縮少するに至りしは、即其品質外觀を優等にせしに歸因する旨の報告を得、爾來其栽培方法を改むるに至りしと雖も、此間に彼等は多大の損失を蒙りたりと云ふ。

勿論本國人は支那貿易に關する智識を蒐集し、之を普及せしむるに必要なる、適當の根據地を有せざることは、其頗る不利とするところなり、而して領事官等の商務官は、彼地に駐在して直接調査の任に當ると雖も、其齎らす所の報告は、素人の努力たるを免れず、但南支那の貿易に關しては、之に遠からざる處に非律賓群島の在るあり、吾人が對支貿易の國際競爭に對し、一大利便を供するものなること固より論を俟たず。

六、買付人派遣の必要

對支貿易に關し我國商工業者の第一に問はんとする所は其商品を支那に賣り込むに際し、如何なる方法を以てすべきかに在るべし、即或は直接に彼地に巡回商人を派遣すべきか、將或は簡單に見本を送付して取引を爲し得べきかの取捨に迷ふなるべし。

而して此等商工業者に對して注意すべきことは、此際何人かを派遣することは、最も必要なる方法なるの一事なりとす、蓋支那人の間に在りては、商品の目錄に依り賣付けを爲すも、決して成功することなきものにして、其注文を得るには、必ず先づ人を派し實際の見本に就き說明せしめざるべからざるを以てなり。

然れども此の如き巡回商人として、何人を派遣すべきや將此が任に適するが如き人材は、之を何處に求め得べきや、の問題は極めて困難なるものにして、是れ實に吾人が對支貿易に參與せんとするに當り吾人の前途に横はれる一大難關なりとす。

七、派遣員を得るの困難

思ふに今日に至る迄、我國內に於ける事業の成績良好なりと雖も、而も此の如き好景氣は此後永續すべきを保すべからず、故に今に於て支那貿易の發達を策するは、決して早きに失せざるべし、然るに支那に派遣さるべき社員は、少くとも普通の取引に要する談話に差支なき程度に、京音即北京官話を話し得るを要す、是れ此の如き社員は直接に支那人と應接することを得、從來の如く買辦を用ふるを要せざるべきを以てなり、然れども我國人にして支那語を話し得るもの極めて稀に、支那語と英語とを話し得るものは多く宣敎師に限らるるの有樣なるを以て、前記の如き社員を見出すこと極めて困難なるべし、勿論支那人の代理商を採用することは最も良策にして其結果より云へば却つて我國人を使用するよりも良好なるべし、そは支那人は其同胞に賣り付くるものなるを以て、外國人よりも容易に取引し得べければなり、而し乍ら實際に於て支那人を

代理商として採用することも亦困難なり、蓋若外國商人の代理商として活動するに、十分なる手腕を有するが如き支那人は、多く獨立經營に依り、之よりも多くの利益を收め得べき機會を有するを以て、薄利に甘んじて外國人の代理商となるを肯せざるべく、さればとて其自營に依りて收むる利益に相當するが如き、高き報酬を與へて支那人を代理商に採用するは、亦我國人の欲せざる所なるべければなり。

八、對支貿易中介業者養成の必要

派遣員に關する難問題解決の唯一方法は、支那貿易中介業なる一種の職業を設け、特に之が爲に必要なる學科語學等を敎授する機關により、我青年を敎育し以て此職業に適當なる資格を得せしむるに在り、此點に就き余は從來久しく、我國の高等學校及夜學校に於て、支那語を撰擇科目として、敎授すべき提議を爲し來りしが、他方に於ては、我國首要都市に於ける支那語敎授希望の有無を調査するが爲に、各地學校當事者に質問する所ありき、今左に之に對する回答中、一公立高等學校當局者より得たる所を指示し、以て此問題に對する敎育家の意見を知るに資せん、即該回答に曰く、「本市高等學校及夜學校に於て、支那語を敎授する件に關する貴書正に拜見仕候、然るに今日に至る迄の所にては、當地學校生徒間に之に對する希望無之候、尤も此支那語敎授を極めて有益なりと思惟するもの、各地共少からざるべきは勿論に御座候へども、此敎育に關し何等かの發表を爲さざる以上は、一般に此點に就き、具體的に思考するもの可無之と愚考仕候。

思ふに、若我國公立學校に支那語科を設くるときは、我國青年の支那貿易中介業者となるの目的を以て、支那語の研究を試みるもの、多きに上るべきは蓋疑を容れざるべし而して此の如き貿易中介業者は、歐洲諸國の如く國境を接する國の間の貿易にも必要なるものなれば、我國と支那との如く、地を隔つること遠く、風習を異にすること甚しき國の間の貿易に於ては、其必要更に切なるものあるべく、從つて此中介業は極めて有望なる職業となるべし、加之若我國に於て支那語を敎授するに至るときは、支那政府亦喜んで堪能なる敎師を派遣すべきは、勿論なるべきを以て、我國に於ける支那語敎授の實施は單に時期の問題に過ぎざるべし。

九、現今我國輸出業者に對する注意

上述の如く我國對支貿易の發展は、結局之を貿易中介業の成立に俟たざるを得ざるべく、之が爲には特別の人材を養成せざるべからずして、之を近き將來に求むることを得ざるべし、然れども我國輸出業者は、此間手を空しくして好機の逸するを坐視すべきにあらず、必ずや何等かの方法を講じて、其貿易を發達せしむることを計らざるべからず、故に左に此等輸出業者に對し、注意すべき事項を指示せん。

先づ將來頗る有望なる支那顧客と取引するに當りては、現在の如く單に通信に依る取引方法は、之を避けざるべからず、蓋此方法は隔靴掻痒の憾あるを免れざるを以て、之を永く採用すること能はざればなり。

更に支那貿易に對する困難は極めて多く、爲替相場の變動、運賃、貨物受渡等に關する各種の商慣習等、錯雜せる諸多の難問題あり、就中最も困難なるは、如何にして顧客の嗜好を滿足せしむべきやの問題なりとす、例へば支那人は所謂守舊心とも稱すべき、一種の心理作用を有するものなるが故に、輸出業者は常に之を滿足せしむるに努力せざるべからず、此點に就き一例を擧げんに、嘗て米國一輸出業者が商品を多量に積送せるに、直ちに之を賣り盡すことを得て、巨額の利益を收めたることありしが、其後彼の代理店より、最後の積送品中の商品の外包はパラッフィンを用ひ、而も其中には包裝不完全にして商品の古くなれるものありしを以て、其賣行從前のものに比し、思はしかざる旨を通知し來りぬ、而して此場合に輸出業者は、其支那人の代理店より錫の外包を用ふべき旨の注意ありしにも拘はらず、之を用ひずにパラッフィンを以て包裝したるものなるが、其包裝を極めて入念にし、且其商品は從前の錫を以て包裝したるものと、毫も異ることなきものなりき故に此最後の積送品の賣行惡かりしは、全く錫に代へて「パラッフィン」を以て包裝したるに原因すと云はざるべからず、以て支那人の嗜好に投ずることの、極めて困難なるを知るべし、又支那人は極めて注意深きものなれば、若或種の商品中、見本と少しにても異るもの、又は其意に滿たざるものあるときは、其種の商品は忽ちにして、其地方より排斥せらるるに至るべし。

包裝に就きては屢之を述べたるが、玆に更に此點に關する注意を述べん、香港より上海に至るは、約四十日航程にして、此間積送品は動搖轉顚し、又積卸の際にも摩擦、抛擲さるるものなるが故に、商品の包裝は極めて堅牢にして人の肩位の高さより落下するも、容易に破損せざる樣なるを要し、其容積重量共に一人にて取扱ひ易き程度のものたらざるべからず、思ふに此等の輸入商品は、深く內地に向ふべく、從つて此間山を登り谷を踰へ、曠野の難道を辿りつつ、運搬人に擔荷せらるるを常とす、而して今假りに一人にて百封度の荷物を運搬するものとせば、此百封度の荷物は之を二分し、天秤棒の兩端に吊するものなるを以て、恰も一個五十封度入の包裝とするを便利とすべく、又二人の苦力が一個の荷物を舁輿するものとせば、此荷物は重さ百六十封度位なるを可とす、又包裝の形狀は之を楕圓形或は長方形となす可く、決して圓形と爲すべからず、何となれば支那に於て荷物運搬に使用せらる事は、主として一輪小車なれば、圓形のものは運搬に不便なればなり。

一〇、支那の法制に關する注意

以上商工業輸出業者に注意せる所により、支那貿易に關する大體の事情を盡したるを以て、終りに支那に於ける民事商事の法制に就き一言せん、我國輸出業者は支那法制の實際を知らず、從て若代理店の報告以外に、其信用に就き何等與り知らざる支那商人に向け、多額の積送品を差し向くるも、該商人が後に至り其代金を支拂はざるが如き場合には、如何にして之を回收すべきや、即斯くの如き場合に救濟を求め得べき法廷の制度ありや等に就き、先懸念を懷く

なるべし。

惟ふに法制に關する問題は、支那貿易に於ては、內地取引に於けるが如く重要ならず、蓋支那商人は每年歲末に總決算を行ふものなるを以て、其信用狀態を確むること比較的容易なればなり、然れども輸出業者は代理店を委託するに當りては、必ず擔保を取り置かざるべからず、而して若代理店が其取引に失敗するが如きことあるときは、其原因多くの場合に於て、代理店其ものの態度又は不正行爲に在るものなることを知るべく、即一般に事業成功に必要なる事務上の注意は、支那に於ける取引にも均しく之を用ふべきこと勿論なりとす。

勿論支那には法律もあり、法廷もあり、然れども支那人が民事商事に關し、訴訟を提起するは極めて稀有の事に屬す、是れ支那人は世界に於て最も訴訟を厭ふ國民なればなり。

一一、以上述ぶる所の概略

以上述ぶる所を要約すれば、支那貿易に於て商品を賣り付くる唯一の方法は、即註文取りを派遣し、見本に依り親しく勸誘するに在り、而して巡囘商人は其孰れの國のものたるを論せず、均しく支那商人の歡迎する所にして、其行商には何等課稅せらるることなきを以て、彼等は他國に於て經驗することを能はざる、自由活動を爲し得るものなりとす。

五、米國對南米貿易と對支貿易の比較

一、對支貿は南米貿易に比して不便にあらず

吾人は南米諸國が單に我西半球に位し、均しく米大陸に在るの故を以て、稍もすれば支那よりも近きが如く思惟し從つて支那を以て遠く世界の彼方に在るものの如く考ふるに至ることあり、然れども事實は全く之に反し、上海は時間より云へば、ブエノスアイレスよりも我國に近く、支那の其他の諸港は、南米諸國の首都に比し、之に到達すると遙に迅速にして費用も安く、且便利なり。

二、貿易保護軍備擴張の必要

但斯く云へばとて、余は南米及支那に對する貿易の便否長短を比較し、之に依り其一方の經濟發展を貶せんと欲するものにあらず、却つて我國は此二大市場に對する商權獲得の爲に、積極的に侵略的活動を開始せざるべからざることを主張するものなり、然れども玆に更に注意すべき一事あり、即若我國が、其一度獲得せる商權を維持し保護するが爲に必要なる、軍備の擴張維持に適當なる手段を、執ることを好まざるに於ては、吾人は今に於て其一切の經濟發展の野心を拋棄するを以て、寧の得たるものと云はざるべからず、蓋現下歐洲大戰の原因は其七割五分は、各國經濟發展の保護に存し、他の二割五分は其愛國心に在りと云ふも敢て過言にあらず、故に合衆國政府は此秋に當り、其貿易保護の國策を樹立し、以て各種商工業者をして、其南米支那其他の海外各地に對する投資は、各國が採用せし唯一の保護方法たる有力なる軍備に依り十分に保護せらるるものなりとの、確信を懷かしむるに至らざるべからず、惟ふ

に吾人は世界的海外貿易發展に不可缺の要素たる、這個軍備擴張を等閑に付すべからず、蓋永久平和の黄金時代は、吾人の最も翹望する所なりと雖も、到底之を近き將來に庶幾すべからざればなり、即吾國は現在日本と云ふ好戰的國民を控へ、而も日本は今や人口過剰に苦みつゝあれば、其結果海外貿易の發展に全力を傾注すべく、遂に其活動と南米東洋に於ける我國の經濟的發展との間に、激烈なる競爭を現出するに至るの虞あるを、閑却すべからざるなり。

三、新市場に適應する貿易組織設定の要

今假りに合衆國政府は直ちに、其國民の海外貿易保護に對し、適當なる方策を執るものとし、從つて我國民は他國民との競爭に際し、均等の機會を享有し得るものとして、玆に更に必要なる亦、我國民が其新市場の需要に適應するが如き、貿易制度を組織するの、覺悟あるべきことなりとす、而して支那及南米等の新市場に於て、採用すべき貿易制度は、宜しく吾人の所謂殖民的貿易制度、又は移住的貿易制度（The Cloniozation method of Trade.）と稱するものならざるべからず。玆に殖民的貿易制度と稱するは、我國人にして此等諸國と貿易せんとするものは、其從事せんとする種類の貿易を代表して、永く該貿易國に居住し、其間在住國の國語に習熟し、風習に適應し、以て顧客たる土人の生活を理解し、出來得べくむば其國民の生活方法を採用することに、力むるの方法を云ふなり。（未完）

北京通信

（五月七日）

參戰廟議決定

▽督軍會議の効果

前號に報道せし軍事會議は、四月二十七日その第一回を開けり、政府側よりは段總理程海軍總長王參謀總長以下出席、督軍及び代表者の列席せるものは次の二十七名なり。

山西　督軍　閻錫山
河南　同　趙倜
山東　同　張懷芝
福建　同　李厚基
江西　同　李純
湖北　同　王占元
吉林　同　孟恩遠
直隷　同　曹錕
安徽　省長　倪嗣冲
察哈爾　都統　田中玉
綏遠　同　蔣雁行
山西　晋北鎮守使　孔庚
安徽　督軍代表　李慶璋（道尹）
江蘇　同　師景雲　張調食
陝西　同　瞿壽禔
湖南　同　張翼鵬

新　疆　同　錢　桐（軍事委員）
奉　天　同　楊宇霆（參謀長）
貴　州　同　王文華（第一師長）
浙　江　同　趙　禪
黑龍江　同　張　宜　張海宸
雲　南　同　趙世銘（第三師第六旅長）
四　川　同　李鴻祥
甘　粛　同　美中英（中將）
熱　河　都統代表　馮夢雲

午前十時開會段總理起つて演説して曰く

對獨斷交は中國をして參戰を避く可らざらしめたり今日速かに宣戰せすんば卑怯の謗を免かれずして協商國の反感を招かん又中國にして歐洲列國の伍に就かんとせば此機會を趁うて宣戰に出づること切要なり

と、之に對し江西督軍李純氏の熱心なる贊成演説あり、續いて二三督軍の演説ありたるが、何れも段總理の政策を支持せざるなく、對獨宣戰は滿場一致を以て可決せられたり、果然軍事會議は段内閣の反對派壓迫の具たるに外ならざりしなり、此の一幕濟むや肝心の軍事事項の協議など有耶無耶の間に之れを了し、各督軍は連日協商國公使を訪ひ、議員を請待して意思の疎通に餘念なく、餘りと云へば露骨なる擁護振りには、流石北京も面喰はざるを得ざりき、かくて五月一日各督軍を包容せる變相國務會議となれり。

此の國務會議に於て倪嗣冲、孟恩遠、張懷芝、李厚基四氏の勸説は多大の壓力を有し、但外交程海軍張司法谷農商各總長皆な異議なく、廟議は參戰に一致し、即日黎總統の裁可を得、二日國會に提出せられたり。

議會に於ける形勢は如何といふに、研究會、討論會は無論贊成なれど疑問なるは政學會、正余俱樂部なり、此の二政社中前者は内閣に張、谷二總長を出し、後者も張繼の如き熱心なる參戰論者あり、吾人の見る所を以てすれば二政社が段内閣の政策を支持すべきは、參戰反對の民友社一派に附從するに比し、蓋然性多からん、但し世間は政學會の態度に疑を懷き、反對に出づべきを豫想せるが如し、中和俱樂部の如きは純然たる御用黨なれば云ふを須ゐず、予は參戰案の通過敢へて困難ならずと信ずるものなり。（五月三日）

四川兵變始末

四月十七日發四川省議會來電に曰く

近ろ第四師全體の軍隊を解散（註）せるに因りて川軍皆な疑懼を懷き、省城の内外險象環生す、内中の情形は究詰に由なきも、惟だ川軍の憤激極點に達す、深く恐る一旦決裂せば補救及ぶ無からんことを、現に外交の危急なるに當り、豈に自から内訌を起すべけんや、望むらくば我が大總統迅かに羅督に電し、裁兵事宜に對しては、かりに進行を緩かにし以て現狀を維ぐべし、又川軍は此次の起義（第三革命を指す）に有爲有功の人なれば、請ふ大總統羅督に迅電し、各軍を編制する務めて公平を取らしめられたし、稍々偏袒あれば害たる滋々大ならん、四川の糜爛惜しむに足らず、それ國家を如何、被裁軍隊に

至つては尤も妥かに安置を爲さんことを電飭せられたし、迫切待命、主持を許盼す云々。

と、現四川督軍羅佩金氏は蔡鍔随一の乾兒にして、蔡の養痾を以て成都を去るや、その代理として督軍となりし人なり、羅氏は着任當時自己の部下なる雲南兵二個師團を率ゐて入城し、以て護衛に充てたり、戴戡氏次で省長兼軍務會辦に任ぜらる、戴氏は亦蔡鍔の同志にして文に戴、武に羅と並稱されたる程なれば、羅戴兩氏の聯絡一氣は云ふ迄も無し、然るに玆に劉存厚氏あり、第三革命起義の初、氏は深く蔡鍔と契合する所あり、蔡の雲南より四川に進出するや、一族の兵を以て叙州に響應し、以て四川省の大局を決定したり、革命功成るや羅戴二氏の各々その處を得たるに反し、劉氏は依然一師團長として其下に居らざるを得ざりし、之れを暫らくして四川の軍界に滇系、川系の語あり、前者は即ち雲南軍にして、その首領たる羅氏は、剛愎自から用ひ毀譽を顧みず、川系領袖たる劉氏は「四川人の四川」てふ輿情の後援を得て滇系に對抗し、兩軍の水火すでに一日に非ざりしが、羅督軍が軍費縮少を口實に雲貴二個師團と四川軍五個師團とを合して四川常備軍に改編せんとするや、川系は劉存厚氏を擁くに猛烈に反抗し、四月十八日遂に起つて軍公署を包圍し、兩軍砲火を交へ互に死傷あり、民家の焚燒せらるゝもの百餘家（十九日羅督軍發電）とあり。劉存厚、周道剛、熊克武三師長以下は、十九日通電を發して羅督軍との關係斷絶を宣言したり。

四川兵變の報達するや國務院は緊急會議の末、羅氏と超威將軍に、劉氏と崇威將軍に任じて調京任用せしめ、戴省長をして督軍を兼ねしめ、劉雲峯氏を第二師長（劉存厚氏貽す所）に任じたり、然るに雲南唐繼堯督軍は、友軍救援の爲め昭道の軍を動かし、すでに四川境に入れりとの噂あり、一方重慶なる四川軍も周道剛師長之れを率ゐて成都に進發せりと謂へしかば、政府の狼狽一方ならず、二十三日命令を以て王人文氏を四川查辦使に、張習氏を查辦副使に任じ、調停の任に當らしめんとせり。命令に曰く

王人文を特派して四川查辦使と爲し張習を四川查辦副使となす此に令す

四川軍興つて以來兵隊増加し餉需支絀なり上年屢々部より暫署督軍羅佩金と商り各軍裁遣辦法を酌定するを經たり本年三月川軍師長劉存厚周道剛鍾體道陳澤霈熊克武等の電稱に據るに羅署督の軍隊を編遣し餉械を支配するに主客各軍顯かに厚薄を分つとあり續いて羅署督の電稱に據るに劉存厚陳澤霈は故意に軍隊收束を遲延せしむとあり正に員を派し查辦せしめんと擬せる間又羅署の電稱あり曰く劉存厚督署を攻圍すと劉存厚は則ち謂ふ羅署督開砲して所部を攻擊すと並びに各方の電告に據るに省城連日槍砲猛烈人民生命財產の損傷甚だ鉅なりと著して王人文張習を派し馳往徹查せしむ川民はしきりに兵禍を經瘡痍未だ復せざるに又た此次の重變に遭ふ大總統實に心に痛む該查辦使等務めて須らく公を秉り實に據りて查覆し稍徇を存する勿かるべし未だ查覆を經ざる以前に在つては戴兼督に責成し在省の川滇各軍官長を嚴飭し所部を

約束し再び事端を滋すを准さず其の省外の各軍は各々地方を維持するの責あり擅まに防守を離るゝを准さず倘し敢へて違抗せば軍律具さに在り政府は偏倚する所なきも決して姑息する所無し所有此次被難の商民は並びに該省長に著して迅即査明し妥かに撫卹を為さしむ此に令す

と、王人文氏は雲南人にして清末四川の護理總督たり、鐵道國有問題に關し省民の意嚮を代表して盛宣懐（時に郵傳大臣たり）去るべしと上奏し、深く省民の歸嚮を得たる人なれば、無論不適任とは云ふ可からざるも、大體査辦といふ事其事が根本的解決の性質を帶び居らず、果して調停の功をなすべきや、疑ひなき能はず。

成都にては日英佛三國領事調停の結果二十日に至りて爭鬪漸く止み、羅氏及び雲南軍は二十五日を以て成都を去れり、二十四日命令あり曰く

前きに川滇兩軍成都に在り衝突しきりに院部より双方に電飭して爭鬪を停止せしめたり玆に戴兼督の電稱に據るに劉存厚は中央の爭鬪停止命令を置いて聞く罔きが若く仍ほ督署を攻むと崇威將軍劉存厚は著して即ち免職し査辦を聽候せしむ所有在省川滇各軍は該兼督に責成し各該管官長を嚴飭し即日開拔出城分別駐紮せしめ前令に凜遵して再び事端を滋すを得ず倘仍ほ違抗せば置法具さに在り此に令す

と、政府はさきに劉存厚氏に對する處置の當を失せるを攻撃され、玆に此の處分に出でしなり、かくて劉軍は戴省長及び各國領事等の調停に依り二十七日成都を去りたるが、雲南兵の一隊は城外に待伏し、再度の衝突起れり、形勢は益々重大なり、於是乎岑春煊起用論ありて青年政客の間に喧しきも、起否甚だ疑はし、劉存厚軍は雲南軍に對し復讐戰なき能はず、根本的解決の期は尚は頗る遠しといはざる可からず。

（註）四川第四師々長は二十二日の命令に見えたる陳澤霈氏にして、氏は所謂滇系の中堅人物なるが、事に因りて羅氏と衝突し、羅氏は一種報復的に陳氏の部下なる第四師を先づ解散したるより、陳師長は大いに憤慨し、終に川系と通じて羅氏攻撃に出でたるものなり。

中央官場の腐敗

▽財政部收賄事件僅かに了結し
▽交通部總次長又馬脚を現はす

保利銀公司より收賄の嫌疑により四月十八日命令にて財政總長陳錦濤、同次長殷汝驪兩氏の免職を見たることは既報せり、該命令に曰く

財政總長陳錦濤の面稱に據るに煉銅廠の事に因り次長殷汝驪人に代つて請託せるの情事ありと、並びに商人柴瑞周等の稟稱に據るに該總長はそれをして股款を借墊せしめ並びに字據を勒寫せしめたりと、夏壽康、張志潭を派し査辦せしめたるに、その査覆に據るに案は款項の嫌疑に關すと、財政總長陳錦濤、財政次長殷汝驪は均しく著して本職を免去し法庭に交し法に依つて辦理せしむ財政部參事廈熙正、司長吳乃琛は均しく先づ停職を行ひ一

併歸案辦理せしむ此に令す

と、今各新聞の報道を綜合してその眞相を揣摩するに左の如し。

保利銀公司借欵契約が、國會の修正に遭ふや、公司側は之れに不服にて河岸を變へて煉銅廠組織と出掛け、先づ陳財政總長に相談を持掛けたり、然るに陳總長は

一、陳の弟陳庭銘をして保利銀公司坐辦たらしむること

二、國務會議に於て右煉銅廠組織に盡力する報酬として銀二十五萬元を贈與すべきこと

の二條件を提出して之れを承諾せしめたり、而して此事に關係せるは陳の外殷次長虞參事吳司長の三人にて、その分配高は陳七萬殷五萬虞一萬吳二萬なりと、殘額十萬は陳の保利銀公司に對する出資となり居れりと、然るに陳は此の十萬元をも現金にて交附せよと公司側に迫り、公司側も今はこれ迄なりとて告訴せしより暴露せしなるが、先是陳は發覺を恐れて一日公司側の某々を自宅に招き、「陳は決して賄を受けず」との證書を無理やりに書かしめたること、直接の原因となりて告訴されたるなり。

陳、虞、吳の三人は免職當日捕縛され、殷は婦人に裝して北京を逃れ、未だに縛に就かず、然れども三犯人は既に收監され、證人も多數ある事なれば、久しからずして陳等の服罪とならん、噫、陳は西洋留學生の白眉として第一革命以來常に財政の重職を負ひ、殆んど第一人者の名あり、殷亦日本留學生の尤にして怜悧輕俊喜ぶべきの材たりしに、今此事あり、嘆ぜざる可からず。

財政部の腐敗すでに暴露され、交通部の官邪續いて暴露されたり、抑も交通部は梁士詒の交通部にして、梁すでに去れりと雖も部内の所謂「交通系」の結束は、牢として一日に抜く可からず、許世英の總長たり、玉黻煒の次長たる共に閥外の人を以て玆に處る、その久しきを得ざるや論なし、況んや許が莅任以來目に餘ること多く、或は知人を各鐵道の要職に据へ、或は鐵道の重要なる地位を賣ること前後六回(その額十三萬元に及べりと)、津浦鐵道機關車購入事件には收賄十萬元に及べる等の事あり、(津浦鐵道租車契約の相手方たる本國商華美公司の如き、問題起つてより急遽看板を出したるなりと、)此等の事實は交通部參事雷光宇、同司長曾鯤化(共に交通系の中堅)の調査に依りて遺憾なく暴露され、段總理姻戚の親を以て救ふを得ず、五月三日終に許、王の職を免じ、許は四日捕縛收監されたり、許等は畢竟「交通系」の犧牲となりたるもの、部務代理に任せられし權量が同系の首領たるに見るも明かなり、されば許は從來にても聲名頗る惡劣、福建巡按使時代にも收賄の時ありたりといへば、その去る決して早きを恨みざるなり、由來官邪の甚しきをも默過せしは舊支那の弊風、這次兩部收賄事件に對する政府の處分は、當を得たりと謂はざる可からず。

新財政總長李經羲氏

▽舊人物の全盛

財政總長陳錦濤次長殷汝驪兩氏が收賄事件に坐して職を

発せらるゝや、その後任に就き種々の取沙汰ありたるが、次長には楊壽相氏任せられ、總長には李經義氏同意案國會に提出されたり、兩氏共に前淸の官僚にして、さきに任命を見たる外交次長高而謙氏亦た然り、新人物去りて舊官僚來る、支那目今の官界は舊人物全盛の景況を現出し居れり、四月二十七日擬任李經義爲財政總長咨請同意案は衆議院に附議、出席議員四百三十二人、湯議長より段總理唯今出席說明あるべしといふや董增儒氏(研究會)起つて李經義氏の歷史は知らざるものなし、政治會議議長たり又た參政院參政たりし人、此の如き人は財政總長たのの資格無しとて反對し、凌毅、陶保晋二氏も之れに繼いで反對を唱へしが、張伯烈氏

同意案に對しては總理の說明ありたる後投票すれば足る、政府提出の人に對し討論するの必要なしと注意し、李肇甫氏(政學會)は、現在內閣には缺員頗る多し、一併同意を咨請すべく、財政總長のみを今日提出するは不可、宜しく投票せざるべしとの動議を提出したるも少數にて消滅し、段總理の簡單なる說明あり、投票の結果同意票二百六十票、不同意票百六十票にて同意案は玆に通過せり、五月一日の參議院亦百六十九に對する三十九票の不同意票ありしのみにて同案を通過したり。

聞く所に據れば段總理は初め李氏を以て財政總長たらしむるの意なく、四川に羅劉二氏衝突に依りて兵變勃發するや、李氏をしてその查辦に當らしめんとせしも、黎總統は李氏こそ財政長に適當なりと主張し、段總理も之れを容れしなりと、段內閣擁護派たる研究會はその黨首梁啓超の出でて財政に任せんことを希望して李を歡迎せず、同意案附議の際第一に反對せし者が研究會派に屬する議員なりしに徵して知るべし、反之政學會、益友社、民友社三派は、黎總統の御聲がかりにてもあり、且つは李を推立てて內閣に入らしめ、內側より內閣破壞に當らしめんとの底意を以て同意票を投じたり、更らに中和俱樂部は、李氏の公子李玉筠氏主動者となり浮遊的小團を合併し三月末成立したる政團なれば、同意票は無論也、かくて李總長同意票の內譯は政學會、益友社、民友社、中和俱樂部の二百六十票、不同意票百六十票は研究會及び討論會といふ事になる、此間の關係仲々復雜なりと謂ふべし。

李經義氏字は仲軒、安徽合肥の人にして李鴻章の一族なり、明治二十年四川永寧道を振出しに廣西雲南貴州の督撫に歷任し、雲貴總督在任中片馬問題等に民論に殉へ、頗る西南の輿情を得たり、革命亂起るや青島に隱れ、民國二年政治會議長となり、次で參政院參政に任じ、袁世凱の帝位を稱するや徐世昌、張謇、趙爾巽三氏と並んで所謂「嵩山の四友」と稱せられし元老なり、今身を屈して財政總長となる、其意解し難し、其解を求めずして推移を見んとす。

交通部の內國公債

一月中支那國務會議に於て可決せし、二億元の交通部內國公債發行案は、大に內外の注目を惹きし所にして、支那政府計畫の前後數回の內國公債が、皆盡く甚しき失敗なり

し事實に徴すれは、恐く成功する能はざるべしと考へらる、殊に之が計畫者は今回瀆職罪を以て免官の上捕縛せられし許世英なれば、今後とも此案が果して實現せらるべきや否や疑問なり。

該案に據れば、二億元は之を五千萬元宛四回に分ちて發行する豫定にして、第一回は本年三月より募集し八月を以て締切らんとする豫定なるにも拘らず、未だ實行せられざる有様なり。

然れども今日に於て之が內容を研究するは無益にあらざるべし。

前述の如く該案は總額二億元、之を五千元宛四回に分ちて發行するものにして、利子年六分、手取は少くも九十四にして其用途は

用途	金額
正太鐵道回收	一二,〇〇〇,〇〇〇
道清鐵道回收	八,〇〇〇,〇〇〇
京綏線完成及延長線建築	一〇,〇〇〇,〇〇〇
工事に著手して未成の線建築	六〇,〇〇〇,〇〇〇
鐵工廠及鐵鑛	二五,〇〇〇,〇〇〇
枕木工廠及注射工廠	八,〇〇〇,〇〇〇
車輛製造廠	二五,〇〇〇,〇〇〇
鐵道倉庫建築	一〇,〇〇〇,〇〇〇
鐵道附屬事業營業費	五,〇〇〇,〇〇〇
電信擴張	五,〇〇〇,〇〇〇
電話擴張	七,〇〇〇,〇〇〇
電機廠	五,〇〇〇,〇〇〇
外國航業開始	二〇,〇〇〇,〇〇〇

にして借欵期限は十個年とし、前五ヶ年は据置き、第六年目より五分の一宛抽籤にて償還する規定なり。

交通事業の經費は多額の資本を要する關係上、毎に外債に依るの例なりしに、今回交通部が之に反し內債に賴らんとするに至りしは、歐洲戰爭の何時終熄すべきや不明なる今日、外債に賴らんとするも困難なるのみならず、假令應募者ありとするも金融の關係上支那に不利なる條件を以て契約せざるべからず、然る時は國會の承認を求むる事困難なるを以てならんが、往年利權回收熱の熾なりし際、時の郵傳部が京漢鐵道回收の爲め、一千萬元の公債を募集せしに、支那側の應募者は僅にして、其額は三十三萬元に達せるに過ぎずして、其殘額は我が正金銀行を始め英國の「ダン、フィシャー」商會及び倫敦「シチー、エンド、ミッドランド」商會等に引受を求めたる程なれば、今回とても豫期の効果を收め得べきや否やは疑問と謂はざるべからず、此くて前回同様外國資本家に引受を求むる魂膽に非ざるなきや、殊に公債を無記名とせるが如き其一端を示すならんか。

時報

內治外交

○財政當局收賄問題　財政當局收賄問題は現に北京政界重大事件となり、外界の議論早く已に沸騰せり、今此案の始末情形につき調査するに大略次の如し。（北京日報）

一、錬銅事件の發生と保利公司　此巨大の賄案は世人皆錬銅廠事件に發するを知る、案ずるに此錬銅廠の導源は實に去年八、九月の交陳錦濤氏が興亞借欵不成立後、改めて錬銅廠を設置せんとし、始めは財部に於て其中に大利あるを以て自ら督辦して設けんとしたるに始まる、嗣いで商會中に議會に請願して商辦によつて制錢を錬收するの利益を陳述するものあり、議會は此事たる行政の範圍に屬するを以て、財政部に送到せり、茲に於て多數の商會代表員部に到り陳錦濤と談判交渉せるが、斯くの如きもの若干なるを知らざるも、陳氏は部中の談判は諸多の不便ありとて陳氏の私宅に移して開議し、每日午後七時より會議を開き十二時以後に至りて散ずる事あり、之れを久しうして始めて保利銀公司の出現あり、人の言ふ處に據るに此公司の成立は蓋し舌敝唇焦を經並に陳氏の入股の利益を得るに及んで始めて克く成立せりと、錬銅廠及保利銀公司の第一幕之れにして、則ち此全案の發源たり、此會議に預りしものは陳總長、般次長司長吳乃琛、及商會代表丁長昇等たり。

二、舊公司の消滅と新公司の發現　保利銀公司既に成立し、財政部と錬銅契約を締結せる後、公司中に契約を以て國會に送附し其議決を經て以て之れを確實せんと冀ふもの

あり、然るに料らざりき議會審査の結果は該公司平昔の希望と全然相反し保利銀公司は悲むべき解散を爲さゞるを得ざるに至れり、是に於て宣言書の發刊あり、然れども此時創辦の商人代表には極めて苦痛の事あり、蓋し契約成立後公司中の人々は事手に唾して成るべしとなし、一面株式を募集し一面技師を延聘し、一面機器を購入し、更に又一面大に酬宴を行ひ、數月以來耗す所の金錢心血既に若干なるを知らず、然るに一旦功成るに垂んとして敗るゝや、此數代表者株主より以て一切の布置に及ぶまで實に餘地の自ら容るべき無し、玆に於て又意を決し新公司を組織して以て翻本を謀り自贖を圖らんとせり、此新公司は舊公司の變相にして、其組織亦陳氏の宅に於て議せる處にして其辦法の大略は商股九百萬官股一百萬にして、官督商辦と稱し、契約內容は保利公司の夫れと大差なく、只公積金一項を增し、以て國會審査の虧耗を補はんとせり、斯くて此新公司契約辦法月餘を經て國務會議を通過せるに日ならずして外間に行賄の傳言を生ずるに至れり。

三、行賄の經過及其發覺の情形　此新公司は何を以て行賄の傳言を生せしか、聞く處に據るに其中大に曲折あるなり、蓋し商人等其初め全く行賄の心なく、舊公司につき陳氏の宅に於て會議を開くに當り、屢陳氏の入股を勸め、又若干股を陳氏に贈らんとせりとの說ありと雖も、之れ全く根據なし、然かも契約將に成らんとせし時に陳氏曰く財部は須く公司內に董事四人を占め以て辦事に便すべしと、公司の商人大に驚ぎ、之れを力拒し磋議再三始めて兩董事を部に與ふるを許す、陳氏是に於て此兩董事は一は明に一は暗にせん事を主張せり、明なるは部より派し暗なるは公司より選擧せんとせるものにして、陳氏則ち其弟陳廷銘を薦め之れを董事に擧げん事を求め、公司中の人之れを許せり、然れども陳氏の意猶以て確實ならずとなし、一函を得て以て保證せんとせしも、商人等均しく辭して肯せず、然かも陳氏は固く之れを得んとし、且次長に托して意を諭さしめ、其後遂に某司長より函稿を代擬して謂はく令弟某を商人均しく擧げて董事となさん事を願ふ云々と、陳氏函を得て始めて此案を以て國務會議に送り、之れより後此陳廷銘なるもの公司中の人と接洽談話せり、舊保利公司の事成らざるに及び商人等又陳氏と新公司約稿を草するや、陳氏多方延宕せしめ、屢臨時條文を竄改し、成立を急げる商人等の苦痛大なりしより、其中如何に磋商したるやを知らざるも、商人中代つて二十萬元を出して當事者の爲に株式を買はんと契約せるものあり、此契約成立してより公司契約極めて迅速に脫稿せり聞く處に據るに此二十萬元の契約を定めたる後商人は先づ其半を交し、其半を留めて錬銅廠成立を俟ちて交付せん事を請ひ、華俄、滙豐、鹽業三銀行より十萬元を出し、其內八萬は現金にて、二萬は小切手にてし、此巨欵は遂に某月某日を以て交付を了れり、然るに不幸にして右小切手は適々某氏手中にあり、某氏之れを現金に換へんと要求し、是の如くするもの三五次輾轉糾葛して、行賄の事外間に流露せり、玆に於て陳氏大に懼れ一夜公司中の某代表を自宅に招き、應接室に於て此案の全然金錢に關係

なき旨の證書を徴せんとせしも、某代表は十萬の巨款に關係あるを以て、斷じて一人此責任を負ふ能はざれば、他の同じく事を採れるものに諮らん事を求めしに、陳は堅く持して許さず、午後七時より午前二時に及びしより某代表者は餓えて遂に如何ともする能はず、此旨の一書を與へて始めて放出を許されたり、某代表は蹌踉として歸り大に怒り、以爲へらく我輩商人決して行賄を知らず、僅に人に代つて若干を墊出して株式買入の資本となせしのみ、今陳氏竟に此の如き事をせるは、此れ則ち此欵を以て賄賂となさんとするものなり、行賄は法律の許さゞる處にして、吾人之れを告發せざる能はずと、遂に之れを商會々長某君に告げたるに、某君は湖北人なりしより遂に入つて之れを大總統に告げ之れより此案發覺するに至れるなりと。

○陳錦濤拘引　收賄事件の爲に免職せられたる元財政總長陳錦濤は、四月十九日午前中司法警士の爲に北京前門内牢璧街私宅より拘引せられたるが、更に同日午後京師地方警察廳司法警士十餘名は巡警を同道して宣武門内板橋なる元次長殷汝驪の私宅に赴きたるに既に殷は逃走後にて目的を達せず、僅に家宅捜査の上秘密書類の押收をなして歸れりと。（時　報）

○財政總次長免官　財政總長陳錦濤及同次長殷汝驪等共謀して制錢收鍊許可の爲に保利公司より二十萬圓を收賄せる事件暴露し、四月十八日を以て遂に兩氏を免職し法廷に交して査辦せしむる旨の命令出でたり、該命令次の如し。（順天時報）

財政總長陳錦濤面稱す、鍊銅の事に因つて次長殷汝驪人に代つて請託の情事ありと、並に商人柴瑞周等の稟稱によるに該總長をして股欵を借墊せしめ、並に勒して字を寫さしむと、各情に據り當に厚壽康張志潭を派して査辦せしめたるが、茲に査覆に據るに案欵項の嫌疑に關すと、財政總長陳錦濤、財政次長殷汝驪均しく本職を免去せしめて、法廷に交し法に依つて辦理し、財政部參事虞熙正司長吳乃琛も均しく先づ停職を行ひ、一併歸案辦理せしむ此に令す。

○許總長瀆職事件　交通總長許世英の瀆職事件につき、衆議院に提出せられたる質問書要領次の如し。（北京日報）

一、津浦鐵道は日本漢森公司より貨車二百輛を賃借し、一輛に付一日四元を支拂ひ、且賃借期を十五年とし滿期後は該車輛を漢森公司に返還すべき約を締結せり、即ち該車輛は一輛の代價四五千元に過ぎざるに、同契約によれば賃借料一輛に付一年千四百四十元合計二十八萬八千元にして、之れを十五ヶ年とせば四百三十餘萬元を支拂ふ事となる、現に某支那人が他に五年を一期とし五年後は貨車を交通部に引渡すべき條件の下に貨車供給を申出でたるに拘らず却つて不利なる漢森公司と契約せる理由如何。

二、彰德より石家莊に達する一線は、京漢津浦二線の間の重要幹線にして、交通部にては久しき以前より之れを國有線とすべきの議あり、然るに之れを無視して曹某に商辦を許したる理由如何。

三、京漢鐵路にて事故發生せる當時局長兪某を懲戒免職し、而して他鐵路にて之れ以上の事故あるも不問に附する理由如何。

四、交通部にては從來車馬費其他の手當を給する陋習あり、其額數萬元に達せり、之れにつき各司員撤廢を議せしに次長王徴緯の反對して此無用の出費を繼續しつゝある理由如何。

五、許總長は大總統に上申して經費節減を聲明したるに拘らず、前に三十二人なりし主事を四十人に増加し、前に七十人なりし副主事を百十人に増加し、又電政管理局の十三ヶ處を一省一處に増加し、其他人員を増加せる理由如何。

六、奉天電政監督呂某は京奉鐵路員たりし時公金を費消して免職せられたるものなるに、交通部が彼の運動を容れて再起用せる理由如何。

七、滬寧鐵路管理處職員は初め外人三名支那人二名なりしを、後力爭して外人三名、支那人三名に改め、且支那人を首席とするに決定せり、然るに許氏の總長たるに及び該契約を取消し且外人を首席とするに決したる理由如何、

○津浦案調査　津浦鐵道車輛借入事件に關しては、國務院より許士熊、楊熊祥を特派調査中なるが、左の方法により處理すべき方針なりと。(北京日報)

一、特別國務會議を開て國會に對する回答及處分方法を決定す、尙本會議には許總長を出席せしめす。

一、本案の中心人物たる王家儉及童益臨の兩人は關係重要なれば、天津より北京法廷に送監訊問す。

一、國會に回答するの外明文を以て本案の顚末を宣布し、財政部收賄案の例に照し法廷に廻付して査辦せしむ。

○滿蒙雜居地保護　支那政府は滿蒙に於ける日支兩國人雜居區域につき、特に次の諸項に留意したる、雜居條例を施行すべき內意にて、頻に計畫中なりと。(神州日報)

一、雜居區域にある人民の私產營業を保護し、外力の犯す處とならざる樣防衛す。

一、速に戶籍法を編成し以て人心を安んじ外人より其殖民區域と目せらるゝ事を免れしむ。

一、納稅規則を定め其率を日本人と平等ならしむ。

一、警察署及裁判所の設備を整へ該區域內に於ける民國の主權を强固にす。

○獨租界管理辦法　接收後の獨逸租界管理辦法次の如く決定せられたり。(北京日報)

一、總ての居留地內の獨逸人の生命財產は均しく國際公法に依りて辦理す。

二、從前の一切の捐稅辦法は均しく取消す。

三、界內の支那人の營業は悉く中國法律によりて辦理す。

四、總ての界內の布置及防守事宜は悉く該管警察署に於て斟酌辦理す。

五。一切の訴訟事務は何人に論なく均しく中國法律に照

して施行す。

六、以上の辦法は接收の日より起つて實行す。

○兩廣巡閲使權限　兩廣巡閲使の權限は既に國務院に於て議定せる由なるが、聞く處によれば廣東、廣西兩省に均しく行署を設けて以て兩省督軍と軍事上の政務につき會商するに便し、總ての兩廣の海陸軍指揮權を與へ、國務院に直隷せしむるにありと。（北京日報）

○范總長請暇　敎育兼內務總長范源濂氏は前に病氣の爲辭表を呈せるが、更に頃日に至り病稍重しとて請暇をなし、四月卅日附を以て十日間請暇の許可ありたり。（北京日報）

○津浦局長新任　津浦鐵路局長には京漢鐵路副局長徐世璋氏を任命せんとの議ありしも、徐氏は辭して受ざりしが許總長より頻に懇請せる結果愈就任の事に決定せり。（北京日報）

○軍事會議內容　四月二十五日開會の軍事會議に於ては、各督軍は今後中央の命令に對し服從すべきを聲言し、且軍事會議の名に背かざる樣軍事事上に關する事のみを議題として、討議したる由なるが、當日の段總理の提案及其說明次の如し。（北京日報）

一、軍隊の編制法を速に統一する事。

目下我國軍隊編成の方法は前淸時代には營制餉章あり、之れによりて編成せられたりしが、革命後南京政府成立するや一の編調法を發布したる爲、各省の軍隊には前淸の舊法を用ふるものあり、又南京政府發布の新制を用ふるものあり、又時に兩式を混用せるものあり、複雜を極めつゝあれば速に之れを統一するを必要とす。

一、陸海軍の任官法制限

各國にありては軍事敎育方法完成せるを以て、其任官にも一定の標準あれども、我國は現に過渡時代に當れる爲に數年來任官法に依らずして、任官せるもの既に五萬人を逾ゆる有樣にして、今日速に制限を加へざるに於ては、軍制の紊亂を免れず、故に先づ任官法を制定し、今後任官を制限するを急務とす。

一、財政困難にて豫算不足するを以て裁兵を行つて軍費の削減を圖るべし。

今日裁兵を行つて軍費を縮少するは全國の必要と認むる處にして、之れ財政上のみの見地に基くものにあらずして、軍事上の見地にも基くものなれば、冗兵を裁減して有用の軍隊を編成するを要す。

財政

○外債償還分擔　六年度に償還すべき外國借欵及賠償金一億三千萬元は次の如く分擔して支拂ふ事になれり。（順天時報）

一、關稅中より三千八百萬元。

一、鹽稅中より三千八百萬元。

一、直隸、河南、山東、湖北、江蘇、浙江、四川、奉天、福建、各省各三百萬元。

一、安徽、山西、陝西、廣東、吉林各省各二百餘萬元。

○鹽稅と獨華銀行　財政部が鹽稅を德華銀行に預入せるに對し、直に佛國公使より嚴重なる抗議を提出し、次いで各協商國公使亦大に憤慨して英日露三國公使より之れを難詰したるが、前日國際政務評議會の開かるゝや主として本問題について協議し、其結果孰れも財政當局の處置を以て失計となすに一致し、之れを該部に傳へて速に改めしむる事とせりと。(北京日報)

○獨逸債權の處置　獨支斷交後の獨逸が支那に對して有する債權處分方法につき研究せる結果、大體次の方針に決定したりと。(北京日報)

一、關稅は暫く德華銀行に交付せず。
一、獨逸商人よりの負債は舊の如く支拂ふ。
一、庚子賠償金は暫く引渡さず。
一、墺國に對する賠償金は舊の如く交付す。
一、鹽稅は外交部と佛國公使と協議の上德華銀行に交付すべき分は中國銀行に保護せしむ。

○裁厘加稅調查　釐金稅を廢止して、海關稅を增徵するの件は、國家の收入及商業の盛衰に重大なる關係あり、之れに對しては十分に考察を加へざるを得ざるを以て、財政農商兩部にては旣に各省に通咨して之れを調查せしめつゝありと。(北京日報)

○湘江省六年度豫算案

教育費歲出經常門

公立醫藥專門學校經費	六五、〇八二元
公立法政專門學校經費	一八、二〇四
省立甲種農業學校經費	一八、六〇一
省立甲種蠶業學校經費	一七、一二四
省立甲種水產學校經費	一二、〇三二
省立甲種森林學校經費	七、六八六
省立甲種工業學校經費	六〇、三九六
省立甲種商業學校經費	一四、三三八
省立第一師範學校經費	四四、九六五
省立第二師範學校經費	九、九三二
省立第四師範學校經費	二六、九六三
省立第五師範學校經費	二四、六八八
省立第六師範學校經費	九、九三二
省立第七師範學校經費	二三、四三〇
省立第八師範學校經費	九、九三二
省立第九師範學校經費	九、九三二
省立第十師範學校經費	二五、一五七
省立第十一師範學校經費	二一、二七〇
女子師範學校經費	三〇、七八〇
省立第一中學校經費	一六、五八〇
省立第二中學校經費	一七、〇一二
省立第三中學校經費	一四、八二八
省立第四中學校經費	一七、一四四
省立第五中學校經費	一三、三五二
省立第六中學校經費	一五、九四四
省立第七中學校經費	一七、七〇〇

省立第八中學校經費	一五、一八八
省立第九中學校經費	一五、四四〇
省立第十中學校經費	一九、三二八
省立第十一中學校經費	一五、三二〇
公立圖書經費	七、六六八
省立公衆運動場經費	二、三五〇
各校會補助費	三六、〇〇〇
計	八六六、二〇四
教育費歳出臨時門	
公立醫藥專門學校經費	二五、四〇〇
公立法政專門學校經費	九〇〇
省立甲種農業學校經費	一八、六六〇
省立甲種水產學校經費	二〇、三八五
省立甲種森林學校經費	三五〇
省立甲種工業學校經費	一一、七〇〇
省立甲種商業學校經費	三、七〇〇

(未完)

金融

○金城銀行内容　今回天津に創立せられたる金城銀行の内容次の如し。(北京日報)

資本金　五百萬元

發企人　段祺瑞　吳光新　段芝貴
倪嗣冲　王祝三　張懷芝
曹錕　朱家寶　雷震春
張鎮芳　王克敏

株式　五千株とし一株百元とす

所在地　本店天津佛租界

總理　周作(前蕪湖中國銀行支店長)

○米支銀行株式募集　米支兩國の共同出資に係る中美銀行は、其資本金一千萬元を一株百元の十萬株に分ち、兩國各五百萬元宛を出資する契約にて、既に支那政府に登錄し財政部の許可を經、株式募集に着手せり、其創立事務所は上海英大馬路對康里にあり、尚左の各所にて株式募集を取扱ふべしと。(時報)

北京崇文門内	同銀行事務所
各省	中國銀行支店
長沙司門口	同銀行事務所
香港德輔道西	同
廣東省城靑海門外	開埠辦事所
廣東沙面	滙業銀行
南京大板巷	同銀行招股處

○中國銀行株主代表　中國銀行民有株株主代表の選擧は四月二十日北京に於て行ひ、財政部派遣の開票監視員盧學溥、李光啓及徐總裁、俞副總裁、官有株主代表傅良佐黎樹、唐浩、鎮陸定等立合の上にて開票せしに其結果當選者次の如し。(時報)

五百二十八票　施肇曾
五十七票　韋鐘琪

四十六票　李　覲　楓

○新補助貨辦法　新補助貨は目下天津及南京の二造幣廠にて鑄造中にて、過般財政部內泉幣司に於て右の發行方法に關する會議開催せられ、財政部內務部、交通部、京兆尹、同財政分廳、中國銀行、造幣總廠、京師商會、警察廳の各派委員出席、泉幣司長吳乃琛氏議長となりて協議の結果次の諸項を決定せり。（時　報）

一、新補助貨は切實に之れを推行すべく、而して既發の地は舊に照して處理するの外、先づ京兆より之れを發行し、漸次他處に及ぼすべし。

一、造幣廠の鑄造部は、一分五厘の兩補助貨を十五萬元又半元、二角、一角の三種銀貨を十萬元と定め、之れを中國銀行より又は同行より農工銀行其他の行號に委托して發行す、一厘、二厘に至つては舊貨を用ゆ。

一、收稅機關は國幣條例施行細則第三條に照して舊幣は兌換相場に比して、稍小額とすべき旨を告示すべし。

一、中國銀行の委托せる商人兌換所を除き其他の商店にして、新補助貨を以て爲替を取扱ふものは、均しく手數料を收取するを許す、但し其手數料は多くとも百分の一を過ぐるを得ず。

一、徵收及兌換機關及郵便、電信、鐵道局は舊補助貨を收受せし時は、悉く新補助貨と兌換すべし。

一、新補助貨の通用狀況を調査し其酌定期日前に報告すべし。

一、在京兆地方の收稅機關及郵便電信鐵道局は舊補助貨を收受するを得ず。

一、銅貨兌換券は全數を回收して再び發行せず。

經　濟

○英國行工夫募集　英人の手によつて英國行工夫を募集しつつあるが、右は招工局なるものを威海衞に設け、盛に募集中なるが其規定次の如し。（神戶日報）

一、年齡二十歲以上四十歲迄

一、賃金普通工夫一日一法

一、工夫十四人より成る一小班の小工頭一日一法二十五

一、副工頭一日一法半

一、正工頭一日二法

一、副通譯兼工頭一日三法半

一、洋人監督補助一日五法

一、勞働時間一日十時間

一、出發の際二十元を前渡し、工場着後は衣服飲食品等は招工局より給す

一、負傷死亡の場合は一人に付銀百五十元を撫卹し負傷後生存せるものには七十五元を撫卹す

一、雇傭年限は三年とす

○鐵鑛發見　江蘇省鑛務技師王錫賓より農商部に對し、南京秣陵關附近胥龍山一帶の地は鑛脈二十餘里に亘る一大

鐵山を發見したりとの報告達したるより、農商部にては更に江蘇地質調査員丁文江を同地方に派し詳細の調査をなさしむる事とせりと。（神洲日報）

○洙欽鐵道と佛國　交通部は向に裕中公司と洙欽鐵道借欵契約を締結し、該公司よりは既に技師を派して測量せしめたりしが、頃日佛國公使突として外交部に抗議を提出して曰く

　一九一四年九月孫寶琦氏の外交總長たりし時、佛國公使彼に函致して佛國に對し廣西省に於ける路鑛優先權を許與する旨を約せり、然るに今回の洙欽鐵道につき佛國に對し何等豫め交渉せざるは不都合なり。

云々と。（北京日報）

○信漢鐵道計畫　米國シームス、カレー商會は昨年五月支那との間に一億萬弗の鐵道借欵契約をなしたるが、其後該豫定線路中他國の既得權を侵犯するものありとの抗議ありたる結果、線路を變更して湖南省洙洲より廣東省欽州に達する一線となしたるが、右にては豫定哩數に不足なるより、更に今回京漢鐵道の一驛信陽より陝西省漢中に達する一線を加ふる事となれりと。（北京日報）

會　報

上海東亞同文書院の新築落成

本會附屬上海東亞同文書院は兵燹にかゝりしより以來四年假校舍にて授業せしが、今玆新築成り去る四月二十二日落成式を擧ぐ、今其工事及落成につき報告する次の如し。

建築工事概要

一、敷地購入　大正四年三月二十一日より翌五年八月十四日に亘り徐家滙天堂虹橋路に沿へる地積四十六畝六厘八毫（坪數九千四百七十一坪八合八勺）を購入す。

一、起工及竣成　大正四年建築技師谷合信行氏の手により工事設計の調製に着手し同年十月二十日完成、一部修正を加へ大正五年二月十四日起工、大正六年四月二十二日工事落成。

一、本工事總建坪（千五百九十五坪六合四勺）。其他增工事總建坪、附屬工事、附屬增工事等。

一、構造の概要は本校舍本館の建築樣式は復興式門取及び操光各部意匠には當業者尤も留意し地業、石灰煉瓦屑混凝土にして正面及び兩側三面には化粧目地赤削煉瓦を用ゆ、各部入口段石は蘇州御影石及び鐵筋セメント混凝土、腰石はセメント、屋根葺材料は獨逸式セメント壓搾瓦、屋上中央搭には避雷針を取付く、窓及各建具用硝子は各部に由り等級を異にし十八オンス及二十オンス品を使用す、木材結構用及び床板等は都て米松、其他雜作材は日本北海道產ダモ材を使用す、農工科本館は外部意匠の點に於て異るも構造上都て前校に準ず教室內部實驗設備に供する附屬工事複雜にして多くの日子を要せり。

一、經費　新築に關する總經費は目下清算中なるも約三十萬圓を要し其內十萬圓は既卒業生に於て母校報恩の觀念を以て之を分擔寄附す。

新築落成式

東亞同文書院新築校舍竣成式は四月二十二日午前十一時より徐家滙虹橋路第百號構內に新設したる中央校舍二階講堂に於て行はる、振鈴第一番三百餘名の職員學生着席振鈴第二番二百餘名の內外來賓着席するや、院長根津一氏は徐々と式壇に上り敎育勅語の奉讀あり、一同敬禮、了つて監督大島新氏の東亞同文會々長及び副會長の祝電朗讀、敎授

丸島清氏の林公使の祝電朗讀あり、『遙かに新築竣成の盛典を祝し貴院の益々隆昌ならん事を祈る』東亞同文會々長侯爵鍋島直大、同副會長福島安正『貴院新築落成式の盛典に際し滿腔の祝意を致し今後一層の發展を祈る』特命全權公使男爵林權助、次に有吉總領事來賓一同に代つて祝辭を述べて曰く

東亞同文書院新築校舍工事成るを告げ本日を以て落成式を擧ぐ、本官亦此盛典に列して一言を述ぶるを得るは多大の光榮とする處なり抑も本書院は創立以來既に十數年、卒業生を出すこと千餘名今や支那樞要の地殆んど其出身者を見ざる無く、獨り當國に於ける我方各般の事業に從事するに止らず、直間接支那自體の發達隆盛に資益する所亦鮮少ならざるものあり、以之第二次革命の變に際し不幸にして舊校舍兵燹の災に會するや、本邦朝野の擧て同情する處となりたるのみならず、又支那の官憲其失へる所を償ふに吝ならず、内外相待つて更に此完備せる校舍の落成を見るに至りたるもの、蓋し故ありといふべし、想ふに舊校舍燒失以來假校舍の設備に、資金の調達に、特に又本建築の事業に根津院長以下敎職員諸君の勞苦の多大なるものありたるべきは、吾人の深く諒とする所、今や此壯麗なる校舍を見るに迨び、其一端は將に能く酬はるゝに至りたるものと云ふ可く、吾人の又喜悅措く能はざる所也、該校舍の落成により敎職員諸君は敎育上一層の便宜を得らるゝなるべく、學生諸子は其先輩が嘗て有せざりし設備を供せらるゝに至りたるものは之よりして將來本書院の成績は更に大に見るべきものあるべく、其日支兩國に貢献する所益々多大なるべきは、本官の信じて疑はざる所之を祝辭となす。

大正六年四月二十二日　　總領事　有吉　明

續いて交涉使署朱兆莘氏は支那官憲側を代表し、上海商會副會長蘇本炎氏は支那民間側を代表して各々一場の所感を述ぶ。朱氏は曰く『支那は四千年來文字の發達あり、且つ固有の文明あるも、西洋文明を受入れたる點に於ては日本に及ばず、即ち新文明に對して餘りに立遲れの氣味あり、今後支那を開發せするとするには一つに同文同種の日本の力に依らざるべからず』云々と、蘇氏は曰く『英米佛の各國競うて支那に學校を設立したるも、實際同文同種に非ざるより不便尠からず、予は切に望む、日本と支那と共同經營の下に學校を設立し、支那人には日本文を授け、日本人には支那事情に通せしめ、相互に智識を得、共同的に事に當りたし』云々と、右終つて卒業生總代大野弘氏の祝辭、職員總代森茂氏の祝辭學生總代平林正幹氏の祝辭等あり、最後に根津院長左の答辭を述ぶ。

本日弊院新築竣成の典を擧ぐるに方り特に内外紳士諸君遠路の貴臨を辱うせるは洵に本院の光榮にして深く感激に堪へざる處也、顧ふに癸丑の兵燹本院燒亡以來玆に五年の久しき、假校舍にありて授業を繼續し、其間幾多の難關を經たりしと雖も、此微力を以てして辛じて本日擧典の運に達するを得たるもの、是れ畢竟敎職員諸氏の一致盡瘁と、學生諸子の忍耐奮勵の致す處に因ると雖も、

抑も亦内外篤志諸彦の同情協助と一千卒業生の蔭乍ら熱誠擁護與つて力ありし賜に歸せずんば非ず、退て熟ら惟ふに今し一旦設備成り形小成の觀あるに似たるも其實向後の教導化育は既往に比し更に一倍の重且つ難を覺ゆ、蓋し禍は福の伏する所、福は禍の托する所、若し院員此小成に安じ一度驕泰の念萌さんか、逸樂の心忽ち動き漸く怠荒放恣其極校風陵夷、學業墮敗に陷るに至らん事、我國に於て其例を鑒むべきも甚多し、天度の作せる孽は避くべからず、豈深く戒愼恐懼せざるべけんや、諺に曰く、油斷大敵、易に曰く亢龍有悔と、是れ眞に吾人の篤く服膺すべき格言也、自今以往古人の所謂知榮守辱の旨に遵ひ、院員互に相激厲し切差琢磨、誓つて良校風を振作し確乎不拔本院學學の要旨に據り、陶冶育英、進で中日兩國共益の道に努力し以て内外諸彦の深厚なる懿情に報ずる所あらんとす、之を答辭となす。

東亞同文書院長　根津　一

之にて式を終り午前十一時三十分一同退場、食堂にて立食の饗應あり、宴半にして院長の發聲にて天皇陛下萬歲を三唱、總領事の發聲にて同文書院萬歲を稱へ、再び院長の發聲にて來賓一同の萬歲を稱へて午後一時散會せり。

竣成式紀念運動會

書院落成式紀念運動會は午後一時より之も新に設けられたる職員住宅裏手の大運動場に於て催さるまづ中央に大國旗を建て三方に綱を張り、各國旗を以て萬飾し二百碼のトラックを設けたり、三百の健兒は運動服姿甲斐々々しく既に數番の競技を催したる頃式場を出でたる數百の來賓續々詰め掛け、觀覽席は押すな押すなの大入なりき。

競技は徒歩競爭、大障碍物競爭、戴囊スプン、リレース、一人一脚、二人三脚等種々催されしが殊に目に注ぎしは長さ二尺巾一尺計りの大下駄を穿ちて、場内を一周する下駄競爭なりき、又支那内地旅行といふ新工夫の物あり、之は各二人一組となりて、一人は路上にある麻囊に荷物を入れ小車の片側に載せて、對手を待つ、對手は之も路上にある帽子を冠り、ゲートルを卷き力杖を取つて急ぎ小車に掛つけて乘る、かくして小車は押し出さる、數臺の小車は相前後して或は荷物を落し、或は人を落して競爭し、觀衆を笑はせたり、尙は野仕合、棒倒し綱引の餘興、卒業生のリレース、戴囊スプン、復旦大學生の徒歩競爭等了りて午後五時散會せり。

沿　革

東亞同文書院は東亞同文會が對支事業に從事すべき必要なる人材を養成するの目的を以て經營せるものに係り明治三十三年五月始めて之を南京に創設し校名を南京同文書院と唱へ東亞同文會留學生、農商務省練習生、縣費留學生及び私費留學生二十四名を收容して支那語、英語及び政治商業に關する學科を授けたり、北清團匪事變の勃發に際し長江一帶も急險の情態となりたるを以て同年八月之を上海に移し假校舍に於て授業を繼續せしが同文會に於ては世運の

變遷に從ひ其擴張の必要を認め遊說員を全國に派し府縣費生を主とし一部自費生を募集し其翌三十四年五月公費生五十一名、自費生十八名に在來の學生十一名を加へ合計八十名の學生を收容して之を第一期生となし校舍寄宿舍職員住宅等を上海高昌廟に設備し其名稱を東亞同文書院と改め且つ章程を編定し茲に擴張の一段落を告げたり、同年十月三十日、御聖影を拜受し聖所に安置す翌三十五年第二期生九十名、三十六年第三期生百餘名を收容し三十七年四月第一期の卒業生を出だせり、斯くて新陳交代繼續し以て今日に至り四十三年十月創立十年の紀念祝典を擧行するに至れり、越えて大正二年七月俄然勃發せし支那南北動亂に際會するや同月二十一日より書院は江南機器局爭奪戰の焦點となり同月二十九日夜半北軍艦隊が黃浦江上より亂打する數百の曳火彈により苦心慘憺經營十有三年の歷史と心血を注ぎて蒐集せし調査資料と他に類似なき數萬の圖書は校舍と共に一朝にして烏有に歸したり之が爲め肥前大村町に假講習所を急設し九月四日第一二年生を收容して授業を開始し其の間當地赫司克而路に假校舍の工事を營み設備完成と共に十月末大村假講習所を撤廢し赫司克而路の假校舍に移り同月三十一日開院式を擧行したり、又學生入學期は最初四月と定められたるも第三期以後は八月に改められ學生の種類も各府縣派遣公費生年々增加し來りたるため自費生收容の餘地を存せざるの勢ひに至れり尙ほ書院の擴張後再び南京に復歸せず上海を定位置とせるは全く上海が支那商業上の總滙なる外社會上の重要地にして英語、支那語の研究商業の實習等に便宜なるに依れり、而して同院敎育の成績は畏くも　天聽に達し去る四十一年十月思し召しを以て金二千圓の御下賜ありたり。

管理者

南京同文書院時代は佐藤正氏院長たりしが其後根津一氏院長となり明治三十五年より三十六年に亘り杉浦重剛氏院長たる事ありしも根津氏再び院長となりて今日に及べり、監督は田鍋安之助、菊池謙二郎（敎頭にて兼任）宗方小太郞、大原武慶、上野貞正（敎頭にて兼任）の五氏を經て本年二月大嶋新氏就任し敎頭は菊池謙二郎、上野貞正以後本年二月森茂氏就任せり、尙前敎頭上野貞正氏は昨年十二月副院長となれり。尙現在の職員は敎授十六名、助敎授三名講師五名、此外幹事、事務員、寮監校醫等あり。

學科と學生

同院は從來政治科と商務科の二科を設け各其の專門的の學科の外一般智識の養成に努め居たるが同院は支那の開發に適切に必要なる農工科を一昨々年より新設したり、同院學生は各府縣に於ける多數の志望者中より嚴正なる試驗の上選拔收容せる俊才にして現在學生數は二百九十六名也同院は毎年春秋の休暇中第三年生に支那內地調査旅行を行はしめ其の結果を報告せしめて學業成績中に加へ居れるが同院學生調査旅行の所得の多大なるは人の知る所なり。

卒業生

第一期より第十三期迄の卒業生總數は九百四十一名（死亡者五十九名）にて之れを縣別にせば廣島縣の四十六名、福岡縣の三十九名、熊本縣、鹿兒島縣の三十六名を多なる數とし小數なるは兵庫縣の七名、埼玉縣、宮崎縣の六名沖繩縣の五名、大阪府の二名等たるが卒業生の職業別は銀行及會社員の四百六十七名を最多とし其他は各方面に活動しつゝあり又就職別は支那に三百四十九名、日本內地に二百五十二名、滿洲に二百三十名を始めとし東西南洋の到る處に分布さる。

◎寄贈交換書目錄　自四月二十六日至五月十日

會報	帝國鐵道協會	十八卷四號
水交社記事	水交社	十五卷三號
公聞報	天津大實報館	十四、十五、十六號
農商公報	北京農商部	三卷八冊
東洋時報	東洋協會	二二三號
上海	上海春申社	二二〇、二二一號
圖書月報	東京書籍商組合事務所	十五卷四號
新支那	北京新支那社	二三九、二四〇號
通商公報	外務省通商局	四一一、四一二、四一三、四一四號
實用新案公報	丸ノ內特許局	四二一、四二二、四二三號
商標公報	丸ノ內特許局	三九二號
特許公報	丸ノ內特許局	二三六號
ヘラルド、オブ、アシア	麴町ヘラルド社	五、六號
財政經濟時報	京橋其社	四卷五號
東洋經濟新報	牛込其社	七七七號
經濟年鑑	牛込其社	
日本及日本人	神田政敎社	七〇四號
學鐙	丸善株式會社	二十一卷八號、九號
東方時論	牛込其社	五月號
週報	上海日本人實業協會	二六六、二六七號
國民經濟雜誌	寶文館	二十二卷、五號
三田評論	三田其社	五月號
財政月刊	北京財政部	三七、三八號
紡織界	大阪其社	八卷九號
朝鮮及滿洲	京城其社	一一九號
大陸	大連太陸社	四六號
京都法學會雜誌		十二卷五號
國家學會雜誌		三十一卷五號
水產界	大日本水產會	四一六號
月報	木浦商業會議所	九一號
內外商工時報	農商務省商品陳列館	五月號
月報	大日本紡績聯合會	二九六號

支那

第八巻第十一號

要目

東亜同文會調査編纂部

大正六年六月一日發行 「支那」 第八卷第拾壹號

論説

資料

雜録

次

通信

時報

マツダランプ
出張所
東京出張所
横濱出張所
大阪出張所
名古屋出張所
門司出張所
福岡出張所
仙臺出張所
札幌出張所
大連出張所
上海出張所
神奈川縣川崎町
東京電氣株式會社
電話川崎 五〇、一〇二、一〇三、一〇四。

大正六年六月一日
第八卷　第拾壹號

論　說

戰後に於ける獨逸と支那

獨逸人の抱負

（一）

現下の歐州大戰後列國が其戰爭に依る創痍を癒せんが爲に、地域廣漠民衆夥多に、而して比較的未開の富源に富める支那に殺到し來るべきは、今や各方面に於て均しく信ぜらるゝ處にして、憂國の士の我國が今日に於て此場合に處すべき途を講究し、彼等に先んじて豫め計策する處無かるべからざるを說くもの多し。

蓋し支那の地域廣漠に富源多しと雖も、到底列強が戰爭の爲に被りたる創痍を悉く此に於て回復せんには足るべくもあらず、又戰後先づ國內の回復に專らならざるべからざる列國が、直に極東の支那に殺到し來り得るや否やは多少疑問とする處なるも、然かも支那が戰後益列強の爭覇場たるべきは疑を容れざる處にして、我國が早く此間に處すべきの途を講じ置くは最も緊要の事なるべし。

（二）

戰後の支那に於て大に活動すべき途に就いては、現に列强共に夫れ〳〵調査研究怠らざるもの丶如く、吾人は屢其一端を窺ふべき事實に觸れつ丶あるが、現に敵國たる獨逸の如き國を擧げて有力なる外敵に當りつ丶あるの際、尙此研究を忘れざるもの丶如し。

則ち昨一九一六年獨逸に於て發行せられたる『戰後に於ける獨逸と支那との關係』と題する一書の如きは、明かに其一端を示すものにして、該書は實に曾て獨逸使臣として我國に駐劄したりしムンム男が獨支協會會長として、自ら編纂せる處に係り、パウル、ロールバッハ博士の「獨逸と支那との精神生活」と題する論文と、ウォルフ、フォン、デワル氏の「支那に於ける獨逸の經濟的任務」と題する論文とより成り、專ら戰後に於ける獨支關係の處理及獨逸の支那に於ける經濟的發展策に就いて論述せり。

ムンム男編纂主任として本書に序して曰く

余が本書に依りて紹介せんとする二個の論文は戰後に於ける獨支の關係を如何に處理すべきかてふ重大問題の研究上の貴重なる材料たるべきを信ず、獨支の關係は從來文明的並に經濟的の兩方面より發達したりしの事實に顧み、予はロールバッハ博士及フォン、デワル兩氏に囑するに、此兩方面に就き各自の自由なる立場に基きて、十分に其思想及見解を表明せられん事を以てせり、從て本書の內容に關しては、其全責任擧げて編者に歸すべし。

云々と、以て其意の存する處見るべきなり。

右の內精神的方面を取扱ひたる、ロールバッハ博士の說は吾人の此に論せんとする處に關する處少なけれども、フォン、デワル氏の獨逸の支那に於ける經濟的發展策を說けるに對しては、大に留意せざるべからざるものあり。

（三）

今フォン、デワル氏の所論の大綱を見るに、氏は先づ第一に政治的觀察と題して、戰後に於ける亞細亞の開發の見るべきものあるを說き、それと共に日本の大に發展すべきを論じ、然かも此日本に對し東亞の軍事的覇者として相當の地位は之れを認むるの可ならんも、廣漠たる東亞の經濟界を以て其獨占に委するの不當なるを力說し、更に日支兩國間の關係に論及し、支那の前途については樂觀すべき所以を述べ、戰後は實に獨逸が支那に於て發展すべき絕好の時機なりと斷せり。

次に氏は支那の鐵道と題して、獨逸が支那民國成立以來鐵道利權を獲得する事の少なかりしを慨し、今後獨逸が支那に於て布設する事を必要とする鐵道豫定線を斷定し、海蘭鐵道を白耳義人の手より奪ふべしと主張し更に支那の鐵道及諸般の實業に對し獨逸が投資するの必要を論せり。

更に此後に於ては支那河川の改修並運河及築港事業と題

して、米國が支那の水利事業に關係せる事實を述べて、獨逸も之等の事業を袖手傍観すべからざるを說き、更に鑛山業各種製造工業、航海業、貿易業等に於ても、獨逸が大に發展策を講せざるべからざるを痛論し、最後に支那に於ける經濟戰爭を論じ、英國が頻に南支に於て獨逸を排せんとするを難じ、獨逸は戰後擧國一致支那に於ける經濟戰爭に從事せざるべからざるを述べて結論とせり。

其所論悉く其宜に稱へりと云ふにあらざるも、以て獨逸が將來支那に大に勢力扶植を計らんとする野心の滿々たるものあると、且又少くとも獨逸一部の識者が如何なる對支經營策を抱懷するやを徵すべき一材料となすに足るべし。

（四）

今更に進んで其所論の內容に就いて、最も注意すべき二三點を擧示せんか、東亞に於ける日本の地位に關して曰く

支那問題に關して常に念頭に置くべきものは日本なり、日本は一般に戰爭により惹起せられたる狀態を利用するの方策を採るべし、吾人が同國の將來の發達を確信すると、將又內實其國力及健全なる發達の可能に付疑を挿むと否とを問はず、兎に角日本は現在東亞に於ける軍事上の覇者たり、而して其政治的勢力に顧み、相當なる地步を許容するは當然なるも、彼の廣大なる東亞の經濟的領域は日本の獨占に委すべき理由なく、吾人を初め世界の各商業的國民に均しく開放せらるべき性質を有す

と、尙獨逸と支那との關係に就いて論じて曰く

獨逸は久しく支那に對する注意を怠れり、現戰爭開始前に至りて初めて熱心なる傳道事業の紹介を以て、支那に於ける吾人の經濟的任務に關する我國人一般の理解を見んとするの狀態にありき、此時に當り戰爭は突如勃發したり、假令戰時に於て我新聞紙の全紙面が重要なる軍事的報道により滿たさるゝ時と雖も尙東亞に於ける事件の爲に餘白を割くを忘れざりき、而して獨逸新聞紙が現世界戰爭の禍中に投せざる國の中最大の注意を拂ひしものは支那なるべく、之れ實に日と共に甚しからんとする極東及太平洋に於ける競爭が如何に世界の大局に影響し從て歐州戰爭の解決に影響すべきかに就き、獨逸の論客政客が會得する處ありしが爲なりと。

（五）

次に支那に於ける鐵道經營に關し、革命後白、佛、露、英等共に重要なる線路の投資權を獲たるに反し、獨逸が僅に津浦線京漢線の連絡線たる地方鐵道投資權を獲たるに過ぎざるを難し、白耳義の獲得せる海蘭鐵道の歐亞連絡線として極めて重大の使命を有するものなるを論じ、今日の機會に於て、之れを獨逸の手に收むべしとなして曰く

今や戰爭は利權分配計畫の新樹立の上に絶好の機會を與ふるものなり、白耳義の財政力及工業力は全然破壞せられたり、佛國の狀態も殆ど之れに近し、白耳義は如何なる方法を採るも鐵道敷設契約に於て引受けたる義務を履行する事不可能ならん、之れ獨逸の大に乘ずべき點なり。

と、更に又南は佛國の雲南鐵道の延長に接し、北は西比利亞鐵道に連結すべき性質を有する大同成都鐵道について

北支那東西横斷鐵道（海關鐵道）の外獨逸が深く注意せざるべからざる幾多の敷設特許あるも、先づ第一に考慮の價値あるものは大同―成都線にして、之れ從前の計畫によれば白耳義人の手により建設せらるべき筈なりしなりと。

（六）

尙此中に獨逸の對支發展策に關して論述したる一節あり曰く

戰爭開始前屢特殊の獨支工業會社設立の必要主倡せられ、帝國議會に對しても其適當なる計畫に關する建議案の提出せられたる事ありき、斯くの如き企圖を實現せんとするには、其前提として、先づ從來支那に於て自ら、競爭場裡に立つ事を欲せずして、該國の工業上の問題に殆んど干與せざりし我工業界が將來支那に對して興味を深くする所無かるべからず、獨逸勢力の擴大てふ立場より見るも戰爭終熄と共に斯くの如き計畫の實行せらるゝ事は頗る望ましき事と云ふべし、更に我競爭諸國と同樣に活動を自由ならしむるの必要あり、本國當局が一旦或事業を有望なりと認めたる上は、其他の問題に關しては其支那に於ける代理人の確實なる判斷及地方的經驗に信賴する處なかるべからず、利權の獲得は必ずしも即時に資金の調達及工事の着手を必要とするものにあらざる事は、未だ獨逸國に於ては十分に理解せられざるなり、英國は二十年前に四川省の某鑛山採掘權を獲得せしが、今日に至る迄尙之が實行に向て一歩をも進めざるなり、支那に於ては利權の獲得其ものが最も重要なる問題なり固より吾人は自已に相應せざる義務をも進んで引受くべしと云ふにあらず、然れども吾人が一層完全に開拓し得る地步を吾人よりも能力に乏しき競爭者に委すべきにはあらざるなり、戰爭終熄するや否や、吾人の敵國は戰爭により財政力に多大の打擊を被れるにも拘らず、爭ふて支那に利權獲得運動を試むるに至るべき事疑を容れず、斯くの如き時に當り吾人は將來吾人の進路を閉塞せられざらん爲十分の警戒を要す。

（七）

戰後獨逸が支那に活動せざるべからずと云ふについては現に戰爭開始以來英國が頻に南支及香港に於て國際法に違

反して迄獨逸商業を驅逐せんとしつゝありとなして、其計畫の無謀なるを說き、南支那に於て獨逸は其固有の商業中心地を有せざるべからずとし

英國法は獨逸商人に對し十分の保護を與へざれば、香港は最早南支那に於ける獨逸商業の中心點たる地位を保つべからず、吾人は固有の商業中心を有せざるべからず、元來香港今日の繁榮は其地にある獨逸人の技能及其使用する支那人の勤勉と、支那政府の盲從とに依つて來さるゝものなれば、若し獨逸商人が其支那同業者を率いて永久に此を放擲し、且支那政府が南支那に於て適當なる大陸港を開かば香港は久しからずして第二の澳門たらん、吾人は支那政府を誘ひて英國に對する經濟戰爭の渦中に投せんと欲するものにあらざるも、吾人は吾人の利益の爲に敵國の法律に左右せらるゝ所なく自由に南支那と商業を營み得べき地點を要求するものなり、吾人は決して植民地を求めず、只獨逸の營業所を求むるのみなり、而して吾人が黃浦若くは其方面に發展すべきや否やは今明言の限にあらず、蓋し其可否は支那の鐵道及築港計畫の如何に繫る處大なればなり。

云々と、更に支那に於ける獨逸人が統一的協同動作を採るの要あるを說き、若し聯合敵國の迫害の爲に獨逸の通商上の活動力にして減退する事あらんか、獨逸は戰爭に勝つも、之れ却つて敵國の勝利を意味するものなりとて、大に國民の奮起を促す處ありたり。

（八）

見るべし、戰後支那の經濟市場に於ける各國の角逐、列强の利權獲得競爭の益激烈なるに就いては、獨逸も其見を一にするを、而して彼は現下歐州の列强悉くを敵として、戰爭の外全く寧日なきの時にありてすら、斯くの如き場合に處すべきの途を講究する事を怠らざらんとす、上の獨逸の警戒は直に移して以て我國に適用し得べし。

惟ふに獨逸が斯くの如き計畫を持すると同じく、他の英國の如き、佛國の如きも亦略之れと同一の企畫を有すべく、更に又米國は戰爭によりて貯へ得たる巨億の資金を運用すべきの天地を先づ支那に求むべく、戰後支那大陸は盛なる列國の角逐場たるべし、日本たるもの今日より大に備ふる處無かるべからざるなり。（香郎生）

前號に記載せられたる「東亞同文書院の新築落成」と題する論文は、大村欣一氏個人の意見なる事、其署名により明かなる處なるも、重ねて特に之れを明かにす。

支那の阿片禁止（上）

今回上海に於て新たに支那研究會なるもの起り、支那研究と題する研究錄を發行せらるゝ事となり、吾人は過般其第一號を手にするを得たるが、中に畏友日野瀨溪君の「支那の阿片問題」と題する一文あり、吾人は卒讀して日野君の該博なる研究に敬服すると共に獲る處甚だ多かりしを喜ぶ、而して吾人も數年來支那の阿片問題の前途に關しては、多大の興味を以て留意し來りたるものなるが日野君が、專ら支那に於ける阿片問題の沿革に就いて詳說せられたるに對し、吾人は主として清朝末造以來阿片の禁絕を實行せる事情について記述し、以て看官の參考に供せんとす。

尙日野君は阿片の字義沿革等について說かれたるが、日本が臺灣領有後同地に於て發見したる「罌粟源流考」と稱する漢籍には、最も此事を詳說しあれば、特に此旨を此に附記して阿片について研究せられんとするもの丶參考に資す。

阿片禁止の沿革

抑も支那が阿片禁止の令を布きしは、明末にあり、然かも其實行せられざるより、清朝の鴉片戰爭に至る迄の間幾回となく反覆之れを命令したりしが、鴉片戰爭の爲支那が敗るゝや、此に支那は止むなく鴉片の禁を解き公然之れが輸入を許可するに至れり、後清朝の末造に至り立憲政體を

採用して大に國力の振興を計らんとするや、阿片の支那國民を荼毒する事の多きより、之れを禁絶せんとするの議あり、當時英國に於ても亦同様の議あり、屢議會等の問題となりしより、遂に支那は英國との間に阿片禁輸に關する條約を締結し、次いで光緒三十三年九月二十日阿片禁止の上諭の發布を見たり、曰く

阿片の禁令弛緩するや害毒全國に蔓衍し、之を嗜用するものは時を空費し生計の道を失し、健康を害し家庭を破り貧困と零落の因をなす多年來明白なり、皇帝は國力の充實に軫念せられ此時に於て臣民一致して自ら阿片を遠け病を去り健康と快樂との道を圖る事を以て第一の急務とせられ、今後十年を限り内外產阿片を全く根絶せしめん事を命じ、尙其嗜用を嚴禁し、栽培を防止するの方法に就いては政府をして適宜の方法を勵行せしむべし。

と次いで禁煙條例の公布を見る、國内の識者有志家亦阿片禁止の必要を絶叫し、一時風潮をなすに至りしが、然かも多年の因習の決して一日に改め得べきにあらず、依つて宣統元年二月更に又上諭を下して曰く

禁烟一事は國民の自彊實政教養の大本たり、朝廷治政是れ勸め、既に國民の積弱の識を慨し、友邦の期望に副はん事を慮り、日夜焦慮せざるはなし、謂ふに禁吸、禁種、及洋土藥税を補償すべき財源を得るの三事は相表裏し、一端の辦理宜しからざれば他の二端は牽制を免れず、祇手十年の期限滿て尙効を收め難きを恐る特に玆に再び禁烟を勵行すべき事を申諭す。

と、蓋し阿片問題は決して單純なる問題にあらずして、表面は人道問題なりと雖も、裏面は經濟問題にして、然かも其經濟問題たる一は支那に關し一は印度に關す、則ち支那に於ては阿片栽培を禁止するに於ては從來それを以て生業とせる人民をして如何にして生活の途を得せしむべきか、更に又阿片によりて徴收し來りたる税金廢せば此財政上の缺陷は如何にして補ふべきかの二難問あり、又印度に於ては阿片栽培の爲め廣漠たる地積を使用し、多數の勞働者これに從事しつゝあり、且印度政廳は之れにより多大の收入を得つゝあるに之れを廢せば、其善後の計を如何にすべきかの重大問題あり、爲に本問題は容易に其解決を告ぐる能はざりしなり、然るに曩に英國遂に支那の主張を容れて多少の苦痛を忍ぶも、人道の爲に阿片輸入漸禁を約すや、支那亦其財政上の缺陷については補塡の途を講じて、鋭意阿片を禁絶せんとするに至れるなり。

此再度の上諭に次いで、同年四月更に禁煙章程を發布し、主として我國が臺灣に於て採用したる方法に基きて阿片吸食漸禁の方法を採り、之れが爲の具體的方法をも決定發布したり。

斯くの如くして清朝が次第に阿片禁止を勵行しつゝありし際、偶第一次革命あり、爲に國内の秩序一時弛廢せしより、阿片禁止の事亦行はれざるに至り、嘗て熱心之を禁止したりしに拘らず、革命匆忙の際なれば顧るに遑あらざるより、再び之れを吸食するもの及公然之れが栽培をなすものを生ずるに至れり。

後民國の事漸く緒に就き秩序恢復するや、再び阿片禁止の勵行せざるべからざるを感じ、遂に大に之れにするに至り、以て今日に及べり、今以下少しく民國以後の阿片禁止の事情を説明すべし。

民國の阿片禁止

民國創業の際は百事混沌として、又禁煙事宜を顧るの遑無かりしが、之れに乘じて禁煙の制漸く弛廢せるより、民國元年六月十一日臨時大總統令を以て阿片の私種を禁じたり、曰く

禁煙は害を除き民を救ふの要政たり、前に徑に特に内外各長官に令し從前の辦法を繼續し進行せしむる事とせり、乃ち聞く各省上年軍興つて以來禁令廢弛し、無知の愚民往々利に近かん事を貪圖し、偸かに煙苗を種ゆと、若し切に剗除せずんば毒卉復萌し、何を以て新機を導き舊弊を除くを得んや、應に各省都督に責成して、已報禁絶及未報禁絶に論なく、各省一律に剴切曉諭し、如し再び阿片を私種するの情事あらば、即ち嚴飭分別鏟拔すべし、凡そ我國民は尤も宜しく互に相懲戒して禁網を干犯し、後悔を貽すを致す事勿れ。

と、蓋し當時既に阿片栽培を禁絶せる省中再び阿片を栽培するものを生じたりしより、特に此命令をなして之れを禁じたりしなり、次いで同年十月二十八日更に臨時大總統令を以て阿片禁絶を命令せり、曰く

阿片の害は至つて劇烈に人の神志を損し、人の生命を害ひ、人の財産を耗ふ事紀すべからず、而して種煙の處は吸食尤も易く、竟に老幼男女皆此習に染り、嘉禾を戕賊し毒品を視て良劑となし易く、穀麥日に少くして游惰日に繁きを馴致し、災祲洊臻餓莩野に滿ち、丁口減少し市井爲に墟となり、遂に滅國滅種の禍を招かんとするに至る、之れ宜しく禁絶すべきなり、現行刑律は製造販賣收藏栽種するものは、均しく罪名專條あり、害本を芟除し流毒を防遏する所以のもの至つて周密なり、上年以來各省の秩序多く未だ十分ならず、還復有司の注意するに暇あらざるものあり、此に於て風聞によるに向來之を以て業となすもの丶間、或は故態復萌し、厚利を冀ひ爲に外議を招き內貧弱を長せしめんとす、此害去らざれば國何に依つて振ふを得ん、應に再び民政各機關より嚴切に出示曉諭し、國民をして力めて痼習を除かしめ、吸ふものは立所に戒除し、販ぐものは分別停歇せしむべし、尚尤も必要とするは今の時は從前の煙苗下種の期なるを以て、切に勸めて地を相して宜しき所の他項農作產を種植せしめ、萬輕々に工本を棄つるなく、又茲毒卉を植えざらしむにあり、如し違ふものは、一度發覺せば均しく律に照して治罪し、決して寛貸する勿れ、官員故らに縱まにするものは、一に輕重を分別して律に按じて懲治し、總て沈痾悉銷を期し、生民日に裕かに以て共和の幸福を遂へしむべし、此に令す。

と、次いで民國二年十月二十七日大總統令を發し、阿片禁絶方法に就いて命令する處ありたり、曰く

阿片の害は禁令嚴を期し、本大總統兩年以來疊に頒布訓令し履行を習飭する處ありたり、近頃査するに各行政機關禁煙事宜に於て成蹟の觀るべきもの無しとせずと雖も、然かも姑息因循始勤終怠するもの亦ありて、除惡盡きず、流毒窮無きを免れず、特に再び京外各行政長官に通令し、疊次の訓令を恪遵して禁種、禁運、禁吸の三端を嚴切に執行せしめ、其印度阿片の輸入するものは、各關監督に命じて、條約に按照して切實に捻査して、務めて減退を期せしむべし、本を正し源を清うするの法に至りては、尤も密に巡緝を加へ、法令を編定し、主として內務部に命じ、法制局と合同煙禁律令を私犯し、又地方官吏の禁煙に力めざるもの〻處分法を切實に擬定して分別頒行せしむ、並に教育部に命じ阿片の人類を滅賊する理由を以て教科書中に編入し、誡を社會に垂れしむ、工商農林兩部は煙苗拔種の地方に於ては廣く生計を籌り、庶幾くは標本し並に根株の痛を治根し、斷じて厚生正俗すべく、之れ其一端なり、凡そ我有司これを凛にし忽かせにする勿れと。

其後三年五月五日に至り阿片栽培禁止の爲に禁種罌粟條例を公布し、本令發布以後は阿片禁絶の省たると否とに論なく一律に罌粟を栽培するを得ざらしめ、若し之れが禁制に際し人民が衆を聚めて抵抗するが如き事ありて、武力を藉らざれば鎭壓する能はざるが如き場合には、派兵協助すべき旨をも明かにし、縣知事が督率力めず、管內に罌粟を栽培するものを生じたる時は、該知事を懲戒に附すべき旨をも定め、以て專ら地方官の責任として之れを禁絶せしめんとせり。

更に又前清の末路禁煙大臣等を置きしが如く、民國三年四月より內務部內に督察禁烟處を設けて專ら全國の禁煙事宜を督察せしむる事となり。

尙阿片禁絶の目的を達せんが爲に民國元年三月十日より實施せられたる暫行新刑律第二編第二十一章には阿片煙罪を定め、禁を犯し之れを吸食するものは徒刑若しくは罰金刑に處すべき旨の規定あり、此外民國政府及各地方政府共屢令を發し、事に當つて阿片の吸食及罌粟の栽培を禁絶せんと努めたり。

且又民間に於ても全國禁煙聯合會の如きもの組織せられて、大に吸煙の害を說くと共に、各地に於て禁煙運動を盛にし、或は阿片及阿片吸食具等を一括燒却するが如き方法をも採り、以て政府の禁令を實施せしむべく、便宜と助力を與へたり。

英支の禁煙交涉

阿片禁絶は支那の單獨に處理し得べき問題にあらざるなり、蓋し清朝の末造次第に支那內地に於ける阿片栽培盛大となり、印度阿片の輸入減じたりと雖も、尙印度阿片の香港及支那に輸入せらる〻もの一八九二年には八萬三千箱、一八九七年には五萬三千六百箱、一九〇二年には五萬箱あり、印度ベンガルに於ける阿片栽培地積は一九〇六年頃平

均一萬五千エーカーあり、更に又阿片稅は印度政廳の歲入中主要なる一部を占めつゝありしものなるを以て、阿片を一時に禁絕するは、支那に於ても困難なりとする處なると共に、英國に採りて苦痛なり。

蓋し英國に於ては阿片の如き害物の輸出を繼續し、殊に之れによる收入を以て印度政廳の歲入の主要なる一部となす事の正當なりや否やと云ふに關し、屢論議の鬪はさるゝを見、然かも何人も之れを以て正義に稱へる事なりとなすもの無かりしも、直ちに財政上の缺陷を來すに忍びずして、之れを禁絕するに至らざりしが、其後次第に之れに反對する聲盛なるに至り、且又支那に於ても識者の阿片禁絕を主張するもの漸く多く、英國等の外國に於ても次第に本問題に注目するに至りしより、遂に主義として之れが禁止に應ずるの方針を持するに至りしが、偶一九〇六年支那政府より英國に對し阿片に關する交涉を提起したるより、英國も之れを諾し、玆に阿片漸禁に關する英淸協約成れり、之れ實に他日支那の阿片禁止を成功せしむるに至りたる第一の因をなすものにして、其協定の要點次の如し。

一、支那政府が國內に於ける阿片の生產消費を減ずるを條件とし、英國は一九〇八年に於ける印度阿片の輸出額を六萬一千九百箱に限り、更に爾來一割宛を遞減し、一九〇九年には五萬六千八百箱、一九一〇年には五萬一千七百箱とす。

一、斯くて該三年內の成績に見支那に於ても亦其內地の阿片の生產消費を一割宛遞減しつゝあるの事實を認むるに於ては、英國は更に向後も此比例を以て印度阿片の輸出を遞減し、以て一九一一年に至る十ヶ年を以て之れを禁絕すべし。

斯くて互に其協定を實行して三ヶ年を經たる一九一一年に至りしが、英國は支那が能く誠篤に之れを實行し其成効卓著なるものありとなし、前約の如く此輸出遞減の方法を繼續實行すべしとて、更に禁煙續約を協定せるが、其要項次の如し。

一、一九一一年一月一日以來支那は每年阿片栽培を減じ、英國は印度阿片の輸入を遞減して、一九一七年に至れば全部之れを禁絕すべし。

一、更に又一九一七年に至るの前と雖も、若し支那が明に內地阿片を禁絕したるの事實を認め得たる時は、英國は、何時と雖も阿片の輸入を禁止すべし。

一、何省に論なく阿片の栽培を禁止し、他省の阿片亦移入せざる事明となりたる時は、印度阿片も亦此省に限り直に輸入を禁止すべし、但上海及廣東二港は最後迄輸入し得るの權利を保留すべし。

之れによる時は英國は大に讓步的態度を示したるものにして、支那にして若し阿片栽培を禁絕せば、何時にても印度阿片の輸入を禁止すべきを約したるものなり、且支那阿片を生產せず、且輸入せざる省に對し印度阿片を輸入せざるの方法も支那の阿片禁止實行については、最も機宜の措置となり、之れより支那の阿片禁止の實績漸く擧るに至れり。

湖南省平江縣 黄金洞金礦の沿革及近狀（下）

工程沿革

本鑛の業務開始以來凡二十一年、其間幾多の變幻を經て、十年前に機械を使用して失敗停工せしより、其後は殆ど舊式の土法を用ひ、營業上何等の進歩をなささりし其沿革を左に掲ぐ。

工程沿革表

年別	採鑛方法	窿坑數	選鑛方法	窿坑名稱
丁酉	土法	一	土法	青灣
戊戌	土法 機械	一	同	青灣
己亥	土法	四	同	青灣、前老金山、後老金山、福字窿
庚子	同	四	同	青灣、老金山、後老金山、長田山
辛丑	土法 機械	四	同	青灣、前老金山、後老金山、馮家庄
壬寅	土法	四	同	同右
癸卯	同	六	同	青灣、前金山、後金山、馮家庄、柘坑、陸造窩
甲辰	同	五	同	青灣、馮家庄、陸造窩、前金山、後金山
乙巳	同	三	同	青灣、前金山、馮家庄
丙午	同	五	同	青灣、前金山、馮家庄、竹灣、老後窿
丁未	同	一三	土法 機械	青灣、竹灣、馮家庄、前金山、新金山、老後窿、四利窿、楊四坑、雲從窿、方家洞、逢源廠、猫公橋、興發窿
戊申	同	九	土法	青灣、竹灣、新金山、前金山、老後窿、陳家灣、猫公橋、方家洞、下嘴坑
己酉	同	八	同	仝前及、白石阿、桃樹洞
庚戌	同	八	同	右同及金窿阿、福全窿
辛亥	同	八	同	老後窿、桃樹洞、白石阿、青灣、芙蓉窩、積興窿、小溝
民國元年	同	七	土法 機械	右同
二年	同	八	土法	右同及徐家洞、前金山、馮家庄
三年	同	一〇	土法	老後窿、積興窿、芙蓉窩、青灣、桃樹洞、金宮窿、出口窿、小溝、佑興窿
四年		一〇	同	老後窿、積興窿、桃樹洞、芙蓉窩、青灣、小溝、出口窿、彭字窿、竹灣、佑興窿
五年		一〇	同	老後窿、出口窿、小溝、桃樹洞、芙蓉窩、竹山嘴、廠後窿、青灣、竹灣、佑興窿
六年		八	同	出口窿、小溝、桃樹洞、芙蓉窩、老後窿、佑興窿、竹山嘴、廠後窿

採鑛工程

本鑛採掘方法は中國一般に通用する舊式方法を採る、之を土法と稱す、坑道は概して斜形をなし、其角度は十度乃至四十五度の傾斜にして直行せず、石英岩脈に隨ふて蜿蜒曲折す、故に日久ふして洞深く、窿內の運搬甚不便なり、各窿坑の高寬も亦一致せず、石英岩脈の厚度に隨つて定む、脈厚ければ坑の高さ人の身長に達し、其寬さ約五六尺、薄きもの高さ二三尺、寬さ三四尺、故に坑夫の出入は匍匐して往反す、採掘方法は先づ工程員が石英岩の位置を指定して坑夫をして孔を穿ち炸藥を塡めしむ、其炸孔は約一尺二寸より一尺五寸にして、之に用ふる火藥は本鑛自製のものにして、炸力强猛ならず鋼鎚、鋼鑿は均く自製なり而して炸岩の後ち採鑛夫は、始て坑を出て運搬夫は內に入りて鑛石を搬出するに、竹箕を以て傳遞して、坑口を出て窿外の運搬夫は之を選鑛場の碾舂所に運搬して舂碎淘洗す。

採鑛夫及排水運搬夫の使用法は、點工制を採り、每日採鑛夫の窿內に入る三回、排水運搬夫の窿內に入る四回として時間を計らず、採鑛夫は炸孔の數を算へ、排水運搬夫は坑內の積水を汲み出し、採鑛場の鑛石を搬出し終るを以て一日の職務となす、通常坑內採鑛場には衞兵若干名ありて作業を監視す、此衞兵は專ら岩孔の深度を量り、又採鑛場の安寧を保全するの責任を負ふ、坑夫が窿を出る時は警察員若干名ありて坑口に佇立し、坑夫の身體を搜査す、凡坑夫作業時間は確實の規定なきも率ね下表の如し。

作業日程

坑夫種類	日數	入窿	出窿
排水運搬夫	第一回	午前四時	午前六時
採鑛夫	第二回	午前六時	午前九時
排水運搬夫	第三回	午前九時十分	午前十時
採鑛夫	第四回	午前十一時十分	午後一時
排水運搬夫	第五回	午後一時十分	午後二時
採鑛夫	第六回	午後二時十分	午後五時
排水運搬夫	第七回	午後五時十分	午後七時三十分

坑夫の作業は衞兵の監督する外に、局務改正の當時は、監督員を置きしも、工程放弛され產鑛制限されたり、原規定に據れば採鑛夫は每日炸孔三處を鑿ち、孔の深さ一尺二寸に達すべきに、今日の實際は二孔を鑿つに過ぎず、其深さ一尺にも達せず、腐敗情況此の如し、當事者は之を知りつつ少數坑夫の放肆を懼れて整頓する能はず、此營業失敗の一因たり深さ一尺の石英岩孔に土製炸藥を入れて爆烈するもの平均石英粗鑛八十六磅を採收すべし、一鑛夫一日平均約二百六十磅の石英粗鑛を採るべく、現在採鑛夫百名を使用するを以て、每日十二噸を採出すべき割合となる、石英含有金量は一噸平均金五匁七分を有す、之を洗つて生金六兩八匁を得、之に三十日を乘すれば每月生金二百四兩を得べし、生金の成分は百分の九十三を以て計る、總計熟金百八十九兩七匁を煉製すべし此計算に依れば、本鑛每月

の預算左の如し。
　收入　熟金百八十九兩七匁。
熟金一兩時價五十元右百八十九兩七匁は九千四百八十五元に直る。
　支出　銀六千九百十九元九角二分（民國五年決算に依る）
比較一ヶ月收益二千五百六十五元八分。
　一ヶ年收益三萬七百八〇元九角六分。
右の收支表は帳簿上の記入に依るものにして、本鑛當事者更迭頻繁なりしを以て、實際の收益ば帳簿の記明と相反せるの情況を呈せり、最近の狀況左の如し。
民國五年實收一ヶ月平均。
　收入　生金八十七兩五匁七分二厘。
煉成熟金八十一兩二匁七分一厘。
熟金一兩時價五十元共計四千六十三元五角五分。
　支出　六千九百三十三元四角七分二厘。
比較虧損一ヶ月平均二千八百六十九元八角八分二厘。
　虧損一ヶ年三萬四千四百三十八元五角八分四厘。
以上は實際の缺損額にして、本鑛の敗頽せる狀況を覩るべし、窿內の作業及設備の不完全なるは左の記載を見て知るべし。
支柱、不規律に不合式の方法を用ひ、窿內の支柱は單脚支柱を使用す。
排水、本坑內の水量盛にして、窿坑の下方或は側面より坑道を開き之を洩らし、排水には概して竹製の孔明車を用ひ、人工を以て排出す、其高低轉折の處には木製盆を連續安置し、順次下より上へと排出し、坑內の水乾きし後採鑛人夫は始めて坑內に入りて作業す。
通風、坑の深さ四五十尺風穴を開き、坑內採掘場と相通するのみ、打風機（Driving Blowing Engine）の設置なし。

各窿の狀況

黃金洞の開辦以來二十餘年蜂窩の如く密布開鑿したるも、舊式土法にして規準なく、意外の變故を續發したり、其坑數は三十ヶ處以上なるも、現今も採掘を續け居るは三分の一に過ぎず、左の四項の原因に基く。
一、採掘方法不良にして河道鑿穿し、再たび工作を施す能はず。
二、支柱の注意を怠り岳石崩壞して停業す。
三、土法の採掘は單に石英岩脈に循沿して、價値ある鑛脈に達する能はず、支出のみ超過して遂に停業す。
四、機械を用ひて採掘するには、原動力缺乏のため停業す。
現在採掘進行中のもの左の如し。
一、老後窿　金塘に在り黃金洞分局を距る十五支里、長壽街迄三十五支里光緒丙午に發見せり、盛時は坑夫八百人を使用し每日生金四兩餘を獲たり、石英鑛一百斤に付平均含有の生金量六分八厘にして、營業も頗る收益多かりし、坑道延長十餘支里曲折蜿蜒して一樣ならず、最長直行せるもの八百二十尺に達せり、石英岩脈の厚度三尺乃

至六尺北より東へ偏して、三十度乃至七十五度の傾斜を有す、坑道の高さ五尺五寸、寬さ三尺五寸方位二百十度にして、石英每百斤生金二分以上を含む、此坑は本鑛山七年以來唯一の精華となす、其後甚しく放弛したるを民國五年當事者は大いに努力し、十二時間に石英礦石一萬六千斤を採掘したることありし人工數左の如し。

窿長　四名、採掘夫　七十名、排水夫　百九十六名、雜役　四十一名、炊夫九名。

合計　三百二十名。

二、佑興窿　金塘老後窿の前面にあり、民國二年十一月發見せり、坑道延長は老後窿に及ばず高低曲折は老後窿に過ぐ、坑夫の出入するには匍匐せざるべからず、直行坑道の最長四百尺に過ぎず、石英岩脈の傾斜は老後窿と同じ、其厚度は一尺乃至二尺坑夫二十八名にして、每日石英千二百斤乃至二千斤を得、平均石英百斤に生金一分乃至二分を含む、共計生金一匁四乃至四匁を獲べし。

窿長　四名、採鑛夫　十二名、排水夫　十五名、雜役　一名。

合計　三十二名。

三、桃樹洞　黃金洞を距る七支里宣統元年に發見せり、其最盛時は坑夫百四十七名を用ひ、一日金十餘兩を得たり、石英鑛石每百斤生金五分五厘を含有せり、目今鑛場四處石英岩脈は東より北に偏し、四十五度の傾斜をなす、厚度一尺五寸より三尺に至る每百斤平均生金二分餘を含有す、石英產額一日五百斤乃至千斤稍向上の觀あり。

窿長　一名、採鑛夫　十五名、排水夫　十六名、雜役　一名、炊夫　一名。

合計　三十四名。

四、芙蓉窩窿　黃金洞を距る三支里民國元年の發見に依る、業務最盛時は坑夫百餘名を用ひ、一日全數十兩を產し、石英粗礦每百斤平均生金九匁九分を含有せり、現時は稍退步せり直行最長四百尺に達するものあり、石英岩脈北より東に偏し三十度乃至五十度の傾斜をなす、厚度は一尺より一尺四寸に至る、目下採掘場四所一日石英粗礦五百乃至七百斤含有金八厘より七匁迄。

窿長　一名、採掘夫　十名、排水夫　十九名、雜役　一名、炊夫　一名。

合計　三十二名。

五、小溝窿　黃金洞を距る一支里民國元年一月發見せり、當時坑夫三十六名を用ひ每日金一匁七分を產し、後ち其產額減少し一日僅三分四厘を出せり、三年一月停業し三年十月再開せり目下の鑛脈佳良ならず日々減少す。

兼窿長　一名、採掘夫　二名、排水夫　一名。

計　四名。

六、出口窿　黃金洞を距る五支里民國三年九月發見せり、當時坑夫十七名を用ひ一日平均金四匁一分七厘を產せり、石英粗礦每百斤生產二分六厘を含有せしが、目下一日僅金一分七厘二毛を得石英粗礦の含有率平均每石に一分六厘、支出超過本窿收入の二倍半を費し居れり。

窿長　一名、採掘夫　四名、排水夫　九名、雜役　一

名、炊夫　一名。
合計　十六名。

七、白石阿窿　黃金洞を距る四支里宣統二年の發見なり、當時坑夫二百廿三名を用ひ石英粗礦每百斤に生金五分一厘を含有せり、結果不良にして民國元年停業し民國五年再開し礦種頗る佳なり。

窿長　一名、採掘夫　三名、排水夫　七名、雜役　一名、炊夫　一名。

合計　十三名。

八、竹山嘴窿　黃金洞を距る二十三支里、金塘へ八支里、長壽街へ四十二支里、民國五年十月發見、石英岩脈北より東へ偏し三十五度の傾斜を有す、探採日淺く成績未だ言ふべきものなし。

兼任窿長　一名、採掘夫　二名、運搬夫　二名。

合計　五名。

九、金塘廠後窿　金塘廠の後に在り黃金洞を距る十五支里石英岩脈及傾斜は老後窿に同じ、民國五年九月發見、鑛脈厚度二尺三寸。

兼任窿長　一名、採掘夫　二名、運搬夫　一名。

合計　四名。

停業各窿沿革表

窿名	發見年月	停業年月	進行月數	發見時の含有率（以分量計）	停業時の含有率	停業時の坑大	開業時の狀況	停業中の狀況	分局よりの距里	備考
青灣	光緒丁酉六月	民國五年十月	三二八	〇、三五〇	〇、〇二三	一九	益	損	二五	支出超過
前金山	仝己亥九月	宣統己酉四月	一一八	〇、〇五〇	〇、〇〇四	二六六	益	益	一〇	窿坑崩壞
福字窿	光緒己亥九月	光緒己亥十月	二	〇、〇二〇	〇、〇一〇	二一	損	損	二五	支出超過
後金山	光緒己亥九月	光緒甲辰十二月	六三	〇、〇七〇	〇、〇一〇	四五	益	損	一五	未詳
馮家莊	光緒辛丑七月	仝丁未十二月	七六	〇、〇五〇	〇、〇一三	二二八	益	損	二〇	崩壞
栢坑	光緒癸卯二月	同三月	二	〇、〇一〇	〇、〇一〇	九	損	損	未詳	產額少成分不良
陟遊窩	光緒癸卯八月	同十二月	五	〇、〇〇五	〇、〇〇二	三〇	損	損	未詳	右同
竹灣	光緒丙午三月	民國五年六月	一二七	〇、〇五六	〇、〇一六	未詳	益	損	〇三	鑛脈狹支出超過
雲從窿	光緒丁未八月	同十月	三	〇、〇一五	〇、〇〇八	三三	損	損	五〇	產額少成分不良
方家洞	光緒丁未九月	同庚戌八月	三五	〇、〇二九	〇、〇五九	一六九	益	損	五五	未詳
逢源窿	光緒丁未九月	同戊申十月	一三	〇、〇二五	〇、〇一五	七	損	損	四〇	同
楊洞坑	右同	右同	一三	〇、〇二四	〇、〇一二	一二	損	損	四〇	同
新金山	光緒丁未十月	宣統庚戌八月	三四	〇、〇二六	〇、〇三六	八九	益	損	未詳	同
四利窿	右同	同九月	七	〇、〇三一	〇、〇〇八	四六	損	損	未詳	同
裕後窿	光緒丙午三月	同五月	二	〇、〇〇八	〇、〇〇五	六五	損	損	未詳	同
下嘴坑	光緒戊申十月	民國二年十月	六一	〇、〇三八	〇、〇一六	—	收支相償	損	一六〇	成分不良
福金窿	宣統辛亥八月	同十月	七	〇、〇〇八	〇、〇一一	三	損	損	未詳	產額少支出超過
彰字窿	民國四年五月	同十月	五	〇、〇一四	〇、〇〇六	四	損	損	六〇	右同
天相窿	民國三年四月	同五月	二	〇、〇四一	〇、〇四一	四	損	損	〇、三	成分稀薄
徐家洞	民國二年一月	同三月	三	〇、〇二九	〇、〇三一	一四	損	損	未詳	產額少支出超過

積興窿	民國元年七月	民國四年十月	三八	〇、一二	〇、〇三一	一〇	損	損	一〇	成分産額過少
實竹坑	民國三年一月	三年八月	一〇	〇、〇〇八	〇、〇一六	八	損	損	一九〇	右同
金富窿	民國二年十月	三年八月	八	〇、〇一三	〇、〇一七	四	損	損	五〇	支出超過産額少
公益窿	民國二年八月	同十月	三	〇、〇一四	〇、〇一四	六六	損	損	〇三	右同

選洗工程

當時本鑛山の選洗工程は機械を用ひたることあるも、原動力の缺乏を以て停止し、今は純然たる舊式土法を用ひ居れり窿坑諸處に散在して統一せず、選鑛場の設置も全く系統をなさず、洗砂機械一臺を設置せしも今は之を使用せず、僅に土法選鑛場二を留め現今使用し居れり、一つは黃金洞に他は金塘に設け最寄の窿坑より、右兩處の選鑛場に日日採掘せる礦石を送到す、右兩處選出せる少量の黃銅黃鐵硫砒及砂金は日々集合して、黃金洞の分局に送りて選洗す。

選鑛は極めて簡單なり(一)手選、(二)壓舂、(三)淘洗、(四)工力研、(五)淸金、(六)煉冶

（終）

寄贈交換書目錄　自五月十一日 至五月二十三日

通商公報	外務省通商局	四一五、四一六、四一七、四二八號
外事彙報	外務省政務局	第四號
上海	上海春申社	二二二、二二三號
貿易通報	大阪商業會議所	四月號
月報	宇都宮商業會議所	一六二號
ヘラルド、オブ、アジア	麴町ヘラルド社	七、八號
滿蒙經濟事情	關東都督府民政部	八號
新支那	北京新支那社	二四一、二四二號
實用新案公報	丸ノ內特許局	四二四、四二五號
商標公報	丸ノ內特許局	三九三號
特許公報	丸ノ內特許局	
日本及日本人	神田政教社	七〇五號
經濟資料	東亞經濟調査局	三卷五號
奉公	奉公會	一七二號
黑白	京橋其社	一卷三號
東洋經濟新報	牛込其社	七七八號
會報	帝國鐵道協會	十八卷五號
臺灣商工月報	臺灣總督府殖產局	九六號
週報	上海日本人實業協會	二六八、二六九號
山林公報	農商務省山林局	五號
東亞經濟研究	山口高商內 東亞經濟研究會	第一冊
貿易	大日本貿易協會	五月號
國際法外交雜誌	國際法學會	十五卷九號
紡織界	大阪其社	八卷十號
大陸工報	旅順興亞技術同志會	三七號
地學雜誌	東京地學協會	三四一號
地學叢誌	中華民國地學會	八年四期
化學工藝	小石川其社	一卷五號
報德	報德會	五月號
滿蒙研究會彙報	其會	十六號
外交	麴町外交社	三卷六號
偕行社記事		七九號

蒙古の牧畜業（上）

露國　イ、エム、モロゾフ稿

羊

牧羊業は蒙古牧畜界の大立物にして是に依りて收むる種々の產物は、全く蒙古人が游牧生活を經營する上に於て、主なる基礎を形成せるものなりと謂はざる可からず、蒙古曠原に在て、尙は天然生活を營みたる時代の蒙古人は、常に羊を標準として、他の家畜を評價したるものにして、後年蒙古人經濟に貨幣の感念輸入せられ、且つ漸く家畜貿易の行なはるるを見るに至ては、羊肉及び羊毛の需要は屢々として激增し來り、牧羊の眞價も亦漸く重要視せらるることとなれり、當時に於ける各種外國製造品は、主として蒙古人の稠密せる遠隔地に賣捌かれたるものにして、能く蒙古人の用品たるに、適應したるがために、蒙古人は爭つて之を購入し、是れがために自己の飼養せる羊の一部乃至全部を家畜市場に出して金錢に換ふるを便とせり、實に羊は蒙古人にとりて、最も重寶なる動物にして、其肉及乳は好個の食料品を製し、羊毛は衣服、帳幕、駱駝鞍褥敷物及び毛氈として使用せらるる外、又沙漠内に於ける唯一の燃料たり、而かも之を牧養する上に於て、要する手數及び費用の如きは、聊かにして數ふるに足らず、想ふに蒙古牧羊業が他の牧畜業上に立て、覇を占むる所以蓋し偶然にあらざるなり。

蒙古牧羊に關しては、之れが統計を作りたるもの無ければ、全國飼養數並に一家族平均飼養數を即斷すること能はず、遮莫蒙古諸王は徵稅の關係より、各盟內の現在數を調査したる材料ありと雖も、之を發表するを拒み、且個人の他言するをも嚴禁するが故に、殆ど調査の方法を講ずるを得ず、然れども蒙古家畜市場を評價する上に於ては、是非その近數なりとも確めざるべからず、蓋し其の近數を決定し得ば、更に進んで蒙古人一家族の飼養數をも知り得れば

なり、依て吾人先づ差當り、曩に露國人シチエピン及びクヅネツオフ二將校が、露國政府の命を奉じ、幾千留を投じて調査したる、西部西比利曠原地方住民の飼養數統計を利用し、歸納的解説によりて、漸次本問を究めんとす、今前記西部西比利地方民一家族の飼養數を縣州別に表示をば左の如し。

トポリスカヤ縣	三
トムスカヤ縣	五
ツルガイスカヤ州	一六
アクモリンスカヤ州	二三
セミパラチンスカヤ州	二八
カルカラリンスキー郡（セミパラチンスカヤ州）	三三
ザイサンスキー郡　（同　　）	三七

右表中セミパラチンスカヤ州はザイサンスキー郡境によりて、蒙古北部に隣接し、アクモリンスカヤ兩縣は蒙古と接せざるも、地及氣候並に曠原植物の分布狀態等に於て彷彿たる點多く、又機耳義斯族の如き游牧民に至りては、其經濟並に生活に於て毫も蒙古人と相徑庭する所なし。

西比利諸縣中土着民の住居する所にして、且森林が全面積の五割乃至七割を占むるトムスカヤ及びトボーリスカヤ等にては、平均一家族の牧羊數は僅かに三頭、五頭に過ぎざるも、土着民が游牧民の九割を占め、且森林が曠原の二割を超過せざるツルガイスカヤ州及びアグモリンスカヤ州並にセミパラチンスカヤ州（カルカリンスキー及びザイサンスキー兩郡を含む）にては、同一家族に對し平均十六、二十三、二十八、三十三、三十七頭の割合をなす。

要之ツルガイスカヤ州よりザイサンスキー郡に至る羊の數は、游牧民が土着民に對する增加率に相平行するものにして、カルカリンスキー郡及びヒザイサンスキー郡内の牧羊數の他に超然たるを見るは、是れ郡内に游牧民の多數在住すると、且秣草に豐富なるに歸因す、斯く前に述べたるが如く蒙古の氣候地味並に秣草が、ザイサンスキーの狀態に酷似せる點より推斷するに、同部游牧民が飼養せる羊の數を少しく高めたるものは、蒙古人の飼養數と見做すことを得べく、蓋し蒙古人一家族の羊は四十頭を超過すること幾何もあらざるべし、而かも此の數は曩に我が探檢隊が實地調査を行ひたる結果に略ぼ一致せる所にして、彼のパトルスキー氏が蒙古研究てふ題目の下に演述せし中に、蒙古人平均飼養羊數四十頭乃至五十頭と有しにも適中せり、蒙古人一家族牧羊業に依りて收むる額は、之を最近十年間の統計に依りて定めざるべからざるも、今順序として同期間内に生ずる羊四千頭の增減率を追求すべし、既往五年間蒙古及び西部西比利、機耳義曠原に於ける牧畜業を調査したる所に據るに蒙古人の羊は左の割合をなすが如し。

牝　羊	六割乃至七割
若牡羊	一割乃至一割三分
若牝羊	二割乃至二割五分
牡　羊	二分

故に牝羊は全體の六割を占むるものにして、年内の減少率を一割と見積りても、其の殖產率は九割となすことを得

べし、而して六ヶ月以内にて斃死する仔羊は三割と計上せられ、六ヶ月以上の若牡羊は年に其六割を賣却す、又蒙古人は常食に供せんがために羊を屠殺し、甚だしきは死肉をも食膳に供するが故に、年内の屠殺數は一割、死亡數は産仔の二割を計上すべきものにして、蓋し蒙古人をして是以上に節約せしむるは困難なり。

搾乳期四ヶ月内に得る牝羊の乳は、合計四「ウエドロー」に達し一「ウエドロー」五十哥の割合に當れり。

羊毛(牝羊)	四「フント」
同(三ヶ月半の牝羊)	五

但し一「フント」の價四留とす

小羊(生後六ヶ月以內)	一五
牝羊(生後自六ヶ月至一ヶ年半)	二五
同(生後自一ヶ年半至二ヶ年半)	三〇
同(生後自二ヶ年半至三ヶ年半)	四〇
同(生後自三ヶ年半至四ヶ年半)	五〇
同(生後自四ヶ年半至五ヶ年半)	六〇
同(生後自五ヶ年半至六ヶ年半)	六〇

但し一普度の價二留四十哥

牝羊肉	六〇
小羊肉	三〇
死亡小羊の肉	二〇

前記の計算より蒙古人は、羊四十頭牝羊は其の六割即ち二十四頭を飼養せる次第にして、今前記計算により蒙古人一家族十ヶ年間平均收入額を擧ぐれば左の如し。

牝羊	一二一、一六
羊乳	五八、一五
羊肉	三五、五〇
羊皮	一〇、五〇
羊毛	一七、五四
計	二三七、〇〇

總收入額二百三十七留より、種羊の價額百二十一留十六哥を差引たる殘額百十五留八十四哥は、即ち蒙古人が收むる純益にして、資本の九割五分に相當す、是は一に蒙古人が羊牧者に支拂ふ勞銀の外、羊の飲水場食料及び牧場等に一切經費を要せざるが故にして、勞働賃金を支拂ふ場合は、亦富者に限り、多く市場に職を有せざる浮浪の青年を雇傭するものにして、貧家にありては概ね數家聯合して一團を作り、各自輪番に之を擔當すれば、費用は殆ど計ふるに足らざるなり、前記の如く他人に依頼する場合は夏期及び冬期の報酬として各一頭宛を與ふ。

(註)牧主は被傭者に酬ゆるに必ず羊を以てし金錢を使用することなし。

今一ヶ年間の報酬として與ふる羊の價を五留と見積り、之を總收入額より減ずるも、殘額は百十留八十四哥にして資本の九割に相當するは明なり。

然るに蒙古人は常に羊肉羊乳及び磚茶を食用し、一人一日平均

羊乳	一「フント」一分の一(二杯半)	二哥半
羊肉	半「フント」	一哥半

磚茶　二「ゾロトニック」半　　　　半哥

を要し、是以外に之に代用すべき食料を缺くが故に、折角牧羊業に依て得たる收入も、支出と相殺せられ多くの餘裕を止めざるなり。

（駐）蒙古人一家族の人員を平均六人とすれば、其の食料品は左の如し。

	一人一日分	一人一年分
羊　乳	二杯六分	九六一杯
羊　肉	〇、二六「フント」	九六、七「フント」

故に蒙古人が牧羊業に依りて得たる乳、肉は、共に家族を養ふに費さるべき材料に過ぎずして、常食を缺かざる以上其一部を市場に賣捌するを得ず、勢ひ他の收入は副産物たる羊毛及羊皮に求めざるべからず、蒙古人が年内の羊毛採集高の二百十二「フント」なるは、既記の如くなるが、其中十二「フント」は家族の靴下履物を作るに消費せられ、二普度は帳幕營繕に供せらる、（天幕は外覆總計五普度を要して三ヶ年間の使用に堪ゆ）故に餘す所は僅かに三普度十二留にして、假令之に羊皮の十留を加算するとも、結局蒙古人が食料以外の需用を充たし得る金額は、近々二十二留を超過せざるなり、蒙古牧羊業の經濟的價値並に家計的財源に就ては、之を詳說したる所なるを以て、更に此の有利なる動物の生活狀態並に飼育法狀態に就て、之を講究する所あらんとす。

蒙古人の飼養する羊は、脂肪質の短尾種に屬し、丈は十六「ヴェルショーク」を超えず、西比利南部及び西部西比利

曠原にて韃靼游牧民に養はるゝ羊より小さく、露國農民の其れより大なり、頭部は瘠せて大ならず、牡羊の角は能く發達して堅牢なり、鼻は編窄にして隆起し、胴は肥滿し四肢共に長くして筋に富む、尾は脂肪分に富みて太く、十「フント」を有し、「ボハラ」產羊に似て、跳躍關節より離れたる所に形の畸形體附着す、毛は粗鬆にして柔毛の上を更に長さ三「ヴェルショーク」位の毛にて覆はれ、概して白色なれど頰脇及尾端に黑色の斑紋ありて、純白なるは稀れに見る所なり。

牧羊に最も適當せる地は、山岳の傾斜面にして鹽素に富める平地と交互に用ふるを良好とし、濕潤にして蘆又は雜草の叢生する地は之を避くるを要す。

一般に蒙古人の經營せる牧羊業は、秣草を作る勞力を省略し、而かも出來得る丈け多數の羊を飼養せんとするにあれば、乾草準備も僅に必要の一定量に限り、他に廣漠たる曠原を處々に轉々游牧して、自然的飼養法を行ふ、元來牧羊業に對する蒙古人は、常に廣漠たる曠原且つ變化に富める地を好個の牧場なりとするが故に、一定の區域を利用すること無く、甲より乙に乙より丙に轉還して游牧するを以て、羊は皆肥滿し時々半露里に亘り、又周圍の地勢に依りては尙ほ以上に達することも珍らしからず、中に數十露里に延亘する所もあり、所屬王領地に游牧する場合は、王の**承諾を得ざれば、他に移轉するを許さず、盟內の游牧も等しく王侯の指揮を受くるを法とし、移轉の行はるゝるは凶年歉收の時を多しとす。**

夏季殊に冬季の牧場には、各盟間に整然たる境界を設け、河川、山脈、天然物、溝渠又は山頂に石を堆積するか樹枝を結束して標界となす。

五月始めより十月迄、所謂蒙古人の稱する夏季中は、牧場使用の好季節なれば、概ね監督を附せずして群羊を放牧するも、蒙古人は乳汁の搾取量に深く注意するが故に、牝羊の乳汁を增さしむる牧場は、大にして何回となく反復之れを使用す、一般に夏季の牧場としては廣濶且開展せる河岸之に適し、然らずんば先づ二三月間山頂に牧養し、八月末漸く山頂の降雪に蔽はるゝ頃に至りて下山し、越冬地に歸らしむ、而して越冬地の建物は、主として家畜を休養せしむる目的なれば、多くは森林に隣接せる狹谷を選み、洞穴を設け、又は石を堆積し或ひは樹技、蘆の類を編みて追込みを作り、家畜の寒冒を避くるため乾糞を焚きて凌がしむ。

越冬中の牧場選定に就いては、成べく地質の變化に富むを可とし、冬夏兩季中共に必要缺くべからざる鹽地の如きは、無論前記牧場中に網羅せらるべきを要す、故に若し牧場を新設するに當り、附近に鹽地を有せざる場合には、他の地域より鹽土を運搬し來りて、牧場の周圍に撒布せざるべかず、然れども又一方に之を制限すること肝要にして、鹽分の量過ぐる時は家畜の出血を招き、且つ呼吸氣管を毀損し、糞便を變せしめ、牡羊等は非常に衰弱することあり、特に冬季の牧場に就きて注意探き蒙古人は粗惡なる地域より漸次良好なる他に移るを可とし、第一回の降雪を待つて牧羊を開始す、天氣の都合によりては一ヶ月乃至一週每に行ふを常とし、冬季の初頭暖き日を選みて群羊を成るべく遠距離の牧場に追ひ出し、其近距離にありて能く强風を凌ぎ得る地域は、天候險惡にして遠く放牧し能はざる際の用意とし、豫め之を後廻しと爲す、且羊は普通降雪の際にも積雪半「アルシン」以上を超えざれば、雪下の草を獲るが故に、牧夫は先づ平原より牧養し始め、漸次山谷地に移り、遂に山腹部の斜阪に進み深雪踏み入るべからざるに及んで中止す、彼の北部及び東北部の傾斜面に向ふものゝ、先づ南部又は東南部斜面に發し、又主山脈より東部及び東北部に蜿蜒連亘せる平原に發するは即ち是れにして、而も是等平原は概ね降雪飛散して堆積を見ることなければ、冬季に於ける蒙古人の牧場としては、最も優色なる地點なり、地方一帶深雪を見ること殆んど無きも、斯る日には豫め一定區域を限りて之に放牧し、積雪の蹂踏せられたる時を以て求食終れりとなし歸營せしむ、偶々積雪の上部凝結して餌を求むるに困難なりと察する時は、先づ牛馬又は駱駝を放ちて豫め結氷を踏壞し、然る後牡羊を追ひ順次牝羊仔羊に至らしむ、是等牧場に放つ羊の數は既記の如く各自單獨にて之を放牧するが故に、各々適宜に其の數を定め合併して一群を作り、一時に之を監督すること甚だ稀なり、蓋し冬期百頭乃至其れ以上に達する群羊を一時に牧場に放つときは、忽ち秣草に缺乏して疲斃死に至らしむるが故にして、此の關係より通常五十頭位を一組となす。

冬季より春季に至る間は秣芻の缺乏時期に屬するを以

て、同期間中の羊は著しく疲衰するを常とす、冬季積雪を踏破し雪中に餌食を求むる氣力を喪失し、雨露風雪に拮抗し得ずして、遂に毎日の牧塲往復をさへ踈ずるに至る、是は主として家畜に與ふる秣蒭の秋季全く乾燥して滋養を失ふと、且つは其の與ふる分量に不平均を生じて、漸次家畜の消化能力を減殺するが故にして、偶々大風雪の襲來するに遭遇せば、忽ち凍餒を覺え斃死するに至る、尤も地方にて「ホロン」と稱して高さ一「アルシン」半位の土小屋を造るか、又は柴籬を編みて家畜の避難所に充つるもの無きにあらざれど、風雪時之を牧塲に設置せざるが故に、其の目的は全く達せられざるなり、反之蒙古人にして越冬地附近にて能く強風を避け、且つ雜草の繁茂せる草原を有する者は、他の蒙古人の如く家畜の全滅によりて蒙る破產の悲境を免るゝを得べく、蓋し斯の如き場合に於ける草原は、實に蒙古人の生命とも謂ふべし、又蒙古人は羊の凍死せんことを避けんがため薄毛氈を纏はしめ、新らしき乾草を有するものは其の少量を與へ然らざるものは貯藏せし乾草を與ふ。色楞(セレンガ)河及び額赫(エギンゴール)河（鄂金潤勤河）流域に散在せる蒙古人は、早くより草刈場を設け冬期中暖き日を選みて放牧し、寒氣凛冽なる時は之に乾草を與ふるが故に、他の地方に見るが如き家畜の死亡を免かる。

蒙古人は概ね秣槽を備ふるものなり、毎日一回乃至二回乾草を雪中に撒布するか、又は束ねたる儘之を與へて他の家畜と共通たらしむ、給水料は一日平均二回冬期は一回なるか、又は全然之を給與せず、河川又は溪流に臨める地方は例外として之を有せざる地方にあつては、井戸を穿ちて家畜の飲料に充つるも、無論井戸側なく且つ概ね鹹水を湛ふるを以て、土人は更なり家畜すら尙ほ嫌厭したる有樣にて、下痢を催すこと珍らしからず。

蒙古人の飼育せる羊の割合が、牝羊六割若牝羊二割五分若牡羊一割三分牡羊二分を爲すは、旣に之を說きたる所なるが、其の牝羊の最大數を占むる原因に就て之を見るに、是は其產物たる羊毛、乾糞、乳汁及び產仔が蒙古人經濟の主要項目を成すに歸因する所にして、冬期間牝羊を多數飼養せるは中流以上の生計を營める蒙古人に限り、貧者は殆んと之を有せざるを普通とす。

蒙古人は種羊として最も若年にして脂肪に富む多乳質の牝羊より產出せるものを選み、體軀四肢共に發達し羊毛の白色なるを可とす、是等の種羊によりて得たる仔羊は概ね蒙古產羊の特質を因襲して、强壯且つ乳汁脂肪に富み、肉は美味にして滋養分多く冬期間秣蒭の缺乏を來たし供給する所尠きも、專ら體肉の脂肪質によりて能く之を補ひ得るが如し。

牝羊の羊毛に關しては毫も其の優劣を物色せざるが故に、病魔に襲はるるか又は老衰したる家畜に非ざれば、羊毛を剪截せず、又蒙古人は羊毛の剪除法を以て寧ろ傳染病蔓延の豫防を爲すより遙に優れりと思惟す。

牝羊の交尾期は九月及び十月にして、二月及び三月に分娩す時として生後六、七ケ月の若牡羊を交尾せしむることあり、同期間中は特に良好なる牧塲を選びて之に放牧する

に拘らず、二、三月分娩後は母仔を收容すべき特別の設備無く、僅に富貴の蒙古人が他に帳幕を張りて之を養ふに過ぎざれば乾草に缺乏し、且取扱を怠るときは忽ち凍寒饑羸に陷りて、仔羊の五割乃至九割を失ふことあり、母羊の乳汁を搾取するは成るべく暖き日を選み、漸く仔羊の乳房を離れて牧場に外游し得るに及んで之を開始し、仔羊を避くるため朝夕二回に之を行ふ、一日の搾取量は平均二「スタカン」の割合にして、乳汁の出榮り四ヶ月内に三「ウエドロー」半乃至四「ウエドロー」半を得、其の價は一「ワルタ」(約六合二勺)二十五哥より三十哥を往復するを以て、一「ウエドロー」にては二留五十哥乃至三留なり、斯く乳汁の高價なるは主として蒙古人が冷藏庫及び運搬機關を缺きて生乳の儘都市に運搬すること甚だ艱難なるが故にして、從て地方の價格によりて游牧民が收入を定むることを得ず、依て之を羊酪の市價によりて換算せざるべからず、卽ち羊酪一普度の價八、九留内外にして、十五普度の乳汁より一普度の羊酪を精製し得る割合なれば、乳汁一封度は結局五十六哥乃至六十六哥となるべし。

蒙古人は斯く朝夕二回に羊乳を搾取すると雖も、牝羊若牝羊及び若牡羊等雜然として更に區別無く、皆な同じ場所に飼育するがために、僅か數頭の搾乳を行ふにも、都度全群を牧場に追出すを要する等、徒勞又尠なからざるを以て、自然牝羊及び牧場の受くる影響も亦大なり、若し乳羊と他羊とを區別して各々之を飼養せんには、第一夏期に於ける若牡羊仔羊及び牡羊の牧養にも功果多く、且冬季容易に越冬することを得べし。

蒙古人が必要上羊を賣却するか、又は屠殺する場合には露西亞游牧民と全然其方法を異にして、仔羊を殘して脂肪に富みたる若牝羊を屠殺す、秋季羊及び牛の乳に缺乏したる場合の食料として食膳に供せらるる冬季貯藏の羊肉は、之にして又時としては老年の牝羊及び若牡羊にて到底越冬し能はざるものをも屠殺す、羊肉は之を煮るか或ひは燒きて食し、臟腑及び臀尾の脂肪は生の儘若くは茶に混じて食用す。

(註)斃死せる家畜より搾取せし脂肪は木椀に注入して、布片を心として其の一端に點火す。

羊の腸は弓弦及び紐を製し、又蒙古人の嗜好する腸詰に使用せらるる鹽漬の腸は、盛んに露國に輸出せられ、千九百九年恰克圖稅關を通過せしもの六百二十五普度、一萬六千百五十留コシアガーチ稅關を經たるもの十普度二百六十留に達し、時價一個五哥乃至十五哥とす、此の外精製せられたる羊の胃は乾酪、脂肪又は酒類貯藏の容器に用ひられ、角は火藥及び藥劑の容器又は煙草入製作材料に使用せらる。

羊皮は市場に賣捌かれ、又鞣して蒙古人の衣服を調製し、其他鞣製せられざる皮は概ね露領に輸出せらる、小皮は三十哥大皮は五十哥乃至七十哥にして、一月二月及び八月頃に最も多し、而して蒙古人の製する羊皮は之を機耳其思產に比較すれば、輕くして且有孔膜薄きも日光に晒らし乾燥せしむるが故に、皺皮の面に小皺を生じ、平滑ならざる缺

點あるを免れず。

羊皮の露國輸出は産出額の上より論ずるも、當然冬季九月より五月迄を以て最好季節とすべきも、事實は全然之と反對なり、蓋し斯の如きは是等羊皮が國境稅關通過の際行はるゝ消毒によりて生ずる濕分の容易に乾燥せざるが故にして、有孔膜より分泌する酸によりて腐敗を招くことさへあり、羊皮は之を壓搾して六十枚内外を一包となし、平均一枚四「フント」位なり、既に千九百零九年蒙古より恰克圖を經て露領に輸出せられたる數十九萬五千百五十枚、其額は二十五萬留にして、同じくコシアガーチを通過したる數三千六百三十八布度全額三萬六百三十二留を算せり。

（註）　檢疫所に設けられたる幅四「アルシン」深さ二「アルシン」位の窪穴は羊皮の消毒を爲す所にして、一時に千百枚位を收容するに足り、一枚に付き二哥の消毒料を徵す。

羊皮の集散地は庫倫を第一とし、附近に散在せる蒙古人は漸く寒氣に入るを待て、是が越冬期間内の食料に供せんがため、多く羊を屠殺す、庫倫産羊皮の特徵は游牧民の製するものより價遙に低廉にして、且同地方一般の風習として先づ羊皮を製するに先だち、皮に附着せる胸肉を剝ぎ其の嗜好品たる「ケルセン」と稱する食物を製するが故に、著しく目方を遞減するに在り、以上庫倫に集中する羊皮殊に牡羊の皮は專ら支那人の手に買集せられ彼等によりて、張家口に賣捌かるゝを常とす、但しツードル市（庫倫を距る南方約三百露里）より張家口に出すものは凡て原料とす。

（註）　支那商人によりて賣捌かるゝ羊皮は百枚一組とするも其の中の二十枚は常に品質の劣等なるものを混ずるを以て同國人取引の場合には八十枚の價格にて仕拂をなす、然れども露國人に轉賣する場合には全額を要求するを常とす。（此項未完）

雜錄

上海紡績工場の職工事情

宣教師　デー、エッチ、カルプ

紡績工場の多數に入りて自由に視察する事困難に、殊に外人の工場に於ては一層然かりしを以て、本調査は決して完全なりと謂ふを得ず、然しながら此問題について興味を有する處のものは、尚之れによりて其現狀の果して如何なるものなるやの一班を窺知する事を得べく、且又之れを以て他都市のものと比較せば更に有益なる結果を齎し得べく、之れが爲に今次の調査の結果を提供すべし。

調査の方式　上海に於ける紡績工場調査に際して採りたる方式は、主として米國の勞働局の採用せる處のものに基けり、即ち各紡績及織布工場について、多少の相違はあるも主として、次の如き題目の下に之れを調査せり。

一、一工場の職工數

　男　若干

　女　若干

　子供　若干

二、一日の勞働時間

一週間の勞働日數

一週間の通計勞働時間

三、勞　銀
一時間幾何
仕上高に付幾何
一日幾何
（最高と最低及平均）

四、機　械
自働力のもの
手力を用ふるもの
保護方法
着座し得るや否や

五、晝食の爲の時間

六、狀　態
塵　埃
光　線
空氣の流通

七、慰安方法

八、記　事
（傭主の勞働者に對する態度）

所在及工場主　予の調査したる工場は上海の楊樹浦に存在し、これ實に支那に於ける最大なる紡績工場地をなせり、而して該地域は黃浦江の岸に沿へる約二哩の間に達し、尙其工場は三ヶ國の國民により所有せられ、英國人の管理に屬するもの一、日本人の管理に屬するもの二、支那人の管理に屬するもの五あり、然かも其支那工場の大部分は外人の工場監督を雇聘しつゝあり。

勞働者　次に勞働者について見るに、其十分の一は實に小兒にして、成年者中五分の一は男子なり、而して女子は此種の工業に於ては勢力を占め居りて、彼等の手先の巧妙は斯かる工業に於ては、彼等を男子よりも優位なる地位に置かしむるなり、彼等は多く附近の村落より通勤し來るものにして、中には往々五哩位の處より通勤し來るものあれども、多くは其附近に居住するを常とせり、其年齡は少數の老年の女子もなきにあらざるも、多くは妙齡の女子若しくは少女なり、蓋し老女は多く家にありて、數世紀前より傳はれる舊式の方法によりて紡織の事に從ふものなるべく、家內に於ける其勞働を工場內に移し來し、彼等の母親がなしつゝあるが如くに自己の爲の少額の生產に甘んせずして、他の爲に多額の生產をなすものは、家族中の年若きものに多きなり、普通小兒は其親戚のものに伴はれて工場に入るを常とするも往々子供が其母を工塲に訪ふて、何等の報酬を受くる事なくして母の仕事を助くるものあるを見る。

賃銀　子供に對する賃銀最も低廉にして、一日十仙乃至十五仙に過ぎず、若し子供等に對して其賃銀を尋ねんか、彼等は一日十仙を以て答ふるを見る、其次位にあるは一日十五仙乃至三十仙を得る女子勞働者なり、然れども織布にありては賃銀は其出來上り高によりて支給せられ、普通一日三十仙乃至四十五仙に當り、彼等は實に總ての勞働者中最も收入多きものなり、男子の雇傭者は普通現銀鑑定人若しくは職工長等にして、其勞働は普通の勞働者は二十八錢乃至三十五錢にして、職工長は一ヶ月六弗乃至三十二弗な

り、紡績工場に於て最も多額の賃銀を獲るものは錘の据付掛にして、男女共一日五十五錢の賃銀を給せらる、今比較研究の便宜の爲に同地に於ける材木會社の苦力の賃銀を擧げんか、一日四十仙乃至五十仙なりとす。

勞働時間

總ての工場は二組の交代を置きて晝夜繼續して操業し、而して其一日の勞働時間は十二時間乃至十四時間の別あり、最も多くのものは十二時の勞働なるが、更に長き時間の勞働に服せざるべからざる場合のあるなり、然しながら彼等の多くが相當の距離ある地より工場に通勤すべきものとせば、之れが爲に三十分乃至二時間を要すべく、又往々二時間以上を要するものもあるべきを以て、人によつては一日十三時間乃至十七時間働かざるべからざるの結果となるなり、而して普通は斯くの如き事一週七日なるを常とす、數字は彼等が一週間に七日又は六日宛勞働する事を示すと雖、實際に於ては彼等は單に機械が休を要求する場合のみ休みて、十日間繼續勞働しつゝあり、然かも之等の勞働者の多くは女にして、且將來人の母たるもの若しくは眞の小兒多數を占むるなり、往々或工場にては勞働日數を減少し、且又夜間作業を廢せんと企つる事あるも、斯くする事を好まざるものあるを以て競爭上之れを實行する能はずして、既に三十年以上之れが變更をなす能はざらしめたるが、將來と雖も、或製造業者が競爭の激甚なるを排して勞働者の重要なるを示すが爲に奮起するにあらざれば、到底之れを改むる事能はざるべし。

機械の狀態

各工場に於ては新式機械を据付けあり、其多くは齒車の爲に職工が負傷せざる樣の十分の裝置あり、然しながら多く調帶については保護の裝置無し、尙職工に對する危險豫防方法の敎育に關しては、何等の企てなきも、歐米に於ける經驗によれば、此事の最も望ましき事なるを示せり。

或職務則ちフライ、フレーム（Fly-frame）の看視人の如きは、女子又は子供等なるが共に休憩の時を有し、激しく勞働したる後は室の一隅に座して休息するを得、而して取締人が工場を巡視する時と雖勞働者が自由に座して休憩し居る事を得るは注目すべき事なり、他の職工の如き或は着座を必要とするものあるも、他の棉の類別、又は種取り等をなすものは、座すべきの機會を與へられざるなり。

又極めて少數の例外の外は、屋根の構造は日中極めて能く日光を取り得るの裝置たり、又夜は電燈を用ふるの設備あり、現に該地方に於ける最新式の英國人の工場に於ては、コンクリート造にして、防火設備あり、工場等悉く硝子窓を用ひあり、尙或工場に於ては換氣法の設備あるものあるも、塵埃排除については設備あるものを見ず、然るに女子及小兒は塵埃の裡に於て勞働しつゝあり、然かも其或ものは少女の時より雇傭せられ、結婚後も尙引續き通勤しつゝあるものゝ存するが如きは、注意に値す、然しながら非常に塵埃多き或種の勞働及他の絲の爲に濕氣及熱を要するものを除けば、其他の點に於ては工場內に於ける衞生狀態は彼等の家庭に於けるものより遙に良好なりと謂ふ事を得べし、然しながら之等の塵埃及濕氣は之れを除くべき方法を

講せざるに於ては、勞働者は爲に非常の害を受くべきが、是等職工の死亡率の統計は之れを得る能はざりき、或工場に於ては濾過したる空氣を相當の溫度として、供給しつゝあり、冬期に於ては宜しきも、夏に於きは忍ぶ能はざる處なり。

德行狀態　予は此地域にある多數職工の家庭を視察せる後、職工は或最も惡しき狀態の下にあるものと雖も、工場にあるは彼等の家庭にあるより良好なる狀態のものにあるものたる事を明かにし得たり、而して其危險は物理的のものよりも寧ろ道德上の點にあり、即ち前者にありては土の床又は壁の濕氣の代りに、工場の濕氣及塵埃あるのみなり、不潔と汚穢は問題にあらず、之より大なる危險は家庭の抑制を失ふと、慣例的の義務を怠るとにあり、田舍の家庭は最も悲慘なるものとなれり、工場が家庭の上に及ぼせる變化は注目すべきものなり、斯かる變化の實際の狀況を調査せんとする企ありしが、尙之れが爲に信ずべき結果を見る能はず。

職工の待遇　職工の待遇とは主として職工の狀態を向上せしめん企を意味するものにして、或工場に於ては過去屢職工の慰安方法につき種々の計畫をなしたるも失敗に了れり、これ蓋し職工が之れを利用する事を喜ばざると、且は又彼等に對して他の人種に與ふると同樣の信用を拂ふ能はざるが爲なり、例へば工場管理者が工場の附近に彼等の爲に更に優等なる住宅を設くる事あるも、彼等は之れを喜ばざるが爲に、此計畫は失敗に歸せざるを得ず、蓋し彼等は其家庭及友人の宅を好んで、之れに入る事を好まざるなり。

斯くの如き結果として現在は職工慰安設備としては何等計畫されたるものなし、工場經營者は屢職工の一般の狀態を改善せんと欲するも、職工は懷疑の念を以て之れを迎へて喜ばざるなり。

湖南省五年度豫算

湖南省議會議決五年度湖南省地方歲入預算總册

歲入經常部

第一類　地方附加稅

第一款　田賦附加稅　三十五萬五千七百六十九元三角二分四厘

第二款　鹽稅附加稅　百〇五萬四千四百四十九元

小計　百四十一萬二百十八元三角二分四厘

第二類　正雜捐

第一欵　米穀正附捐
一　米穀捐　三十萬元
二　同附加農會補助捐　五千元
三　岳州米穀釐金局附加救生捐　千百七十元
第二欵　茶箱捐　六千元
第三欵　船　捐　三萬元
第四欵　家屋捐　五萬元
第五欵　車　捐　一萬三千八十元
第六欵　轎　捐　九百三十三元
第七欵　劇場捐　千四百九十五元
第八欵　妓　捐　三萬二千三百六十四元
第九欵　旅館捐　七千二百元
小計　四十四萬七千二百四十二元
第三類　公業收入
第一欵　電話局收入　二萬五千八百三十七元六角
第二欵　模範勸工場の利益
二千二百八十七元五角五分二厘
第三欵　高等師範校田地租金　百六十四元
(增加)第四欵　躉船租金　千八百元
小計　三萬〇〇八十九元一角五分二厘
第四類　雜收入
第一欵　學校收入　五萬六千五百四十九元
第二欵　造林(岳麓山)培秧局　百五十元
(增加)第三欵　公立蠶業講習所　千元
(增加)第四欵　女子蠶業實習所　千五百元
(增)第五欵　馬廠桑園　六千五百元
(增)第六欵　蠶業試驗場　三十元
第七欵　公金利息　三萬八千七百十八元
(增)一項　湖南銀行配當　三萬二千元
二項　利　息　六千七百十八元
(增)第八欵　公株利息
(增)一項　實業銀行　三萬元
二項　麓山玻璃公司　六百十六元
(增)三項　電燈公司　五千三百二十二元
(增)四項　醴陵磁業公司　七千八百元
(增)五項　和豐公司　三百二十元
(增)六項　上海通商銀行　五百三十元
第九欵　書報券費　六百六十一元
小計　十八萬八千四百十四元
右經常部合計　二百七萬五千九百四十三元四角七分六厘

歲入臨時部

第一類　雜收入
第一欵　違警罰金　六千元
第二欵　濟良所　六百元
合計　六千六百元
右經常臨時合計
二百〇八萬二千五百四十三元四角七分六厘

特別歲入部

第一類　公業收入

第一款　湖南銀行利益　二百七十八萬三千四百元
第二款　儲蓄銀行利益　四萬四千八百十二元
第三款　實業銀行利益　五千六百二十五元
第四款　鑛務局利益　三百五十八萬九千百四十八元九角
小計　六百四十二萬二千九百八十五元九角
第二類　公株利息
第一款　湘路米鹽株　十九萬元
小計　十九萬元
第三類　公款利息
第一款　肥料局　千二百元
第二款　各屬堤防土　一萬三千六百元
小計　一萬四千八百元
第四類　肥料捐　十萬元
右特別部合計　六百七十二萬七千七百八十五元九角

湖南省議會議決五年度地方歲出預算

經常歲出

第一類　內務費
第一款　省議會費　十四萬五百四十八元二角六厘
第二款　警察費
第一項　六分署及商埠分署、水陸州派出所費
二十一萬六百五十元
第二項　警察隊費　一萬九百六十九元

第三項　消防隊費　八千二百三十一元
第四項　巡警教練費　六千四百四十六元
第六項　探偵隊費　六千四百四十四元
第六項　濟良所費　三千四百七十四元
第一、第二款計　三十八萬六千七百六十二元二角六分
第三款　典禮費　二千元
第四款　慈善費
第一項　義倉備荒補助費　一萬元
第二項　慈善事業補助費　四萬千七百元
第三項　救生局費　六千四百五十元
第四項　紅十字會費　三千六百元
第五項　燈臺、浮標費　六百元
第三、第四款計　六萬四千三百五十元
第二類　財政費
第一款　省倉費
第一項　省倉管理費　三千三百四十六元
第二項　寶慶分倉管理費　二千百三十六元
第一款計　五千四百八十二元
第三類　教育費
第一款　學校費
第一項　法政專門學校及講習所　三萬五百二十七元
第二項　工業專門校及工業教員養成所
四萬五千八百九十二元八角
第三項　工業專門學校工場　二萬千六百八元
第四項　商業專門學校、甲種商業校

一萬九千六十五元六角
第五項　第一師範校　四萬八千九十六元七角
第六項　同附屬小學校　七千九百十一元四角六分四厘
第七項　第二師範校　三萬三千三百四十元八角
第八項　同附屬小學校　七千八百六元四角五分
第九項　第三師範校　三萬六千八百五十四元五角五分
第十項　同附屬小學校　五千五百六元一角
第十一項　第一女子師範校
二萬五千四百十一元八角三分九厘
第十二項　同附屬小學及幼稚園
八千六百三十六元九角八分
第十三項　第二女子師範校　一萬二千六百五十一元五角
第十四項　同附屬幼稚園　五百八十八元七角
第十五項　第三女子師範校　一萬二千六百五十一元五角
第十六項　省立第一中學校
二萬二千八百五十四元一角四分
第十七項　甲種農業學校
二萬九千四百六十四元七角二分
第十八項　甲種工業學校
四萬八千三百三十五元四角八分
第十九項　右附屬乙種工業學校　九千四百四十二元二角
第二十項　貧民藝徒學校　五千二百八十元六角
第二十一項　乙種蠶業學校　二千百五十八元八角
第二十二項　第二甲種農業學校　二萬元
第二十三項　第二甲種工業學校　三萬元
第二十四項　第三甲種工業學校　三萬元
第二十五項　各地聯合中學校　八萬元
第一欵小計　五十八萬四千八十五元九角二分三厘
第二欵　其他の教育費
第一項　省視學費　四千八百元
第二項　小學教員檢定會費　千二百元
第三項　外國留學費　十六萬〇五百八十四元
第四項　北京及他省留學費　六千七百二十五元
第五項　省教育會費　四千元
第六項　私立學校補助費　七萬六千八百二十九元
第七項　船山學社　二千元
第八項　圖書館　八千七百六十八元
第九項　官業報局　一萬六千二百元
第十項　通俗教育審報編輯所　七千三百六十七元
第二欵小計　二十八萬八千四百七十三元
第四類　實業費
第一欵　農務費
第一項　嶽麓山造林場　九百八十九元
第二項　公立蠶業講習所　四千八百四十三元
第三項　公立女子蠶業實習所　二千六百二十八元六角
第四項　農業試驗場　一萬三千八百六十元
第五項　模範桑園　千二百七十二元
第六項　茶業講習所　二千七百九十四元六角
第二欵　工業費
第一項　窯業試驗場　四千八百七十四元

第一、第二欵合計　三萬千二百六十一元二角
右經常歲出合計　百三十六萬四百十四元三角二分九厘

臨時歲出

第一類　內務費
第一欵　省議會費　二萬七千五百八十三元九角六分八厘
第二欵　慈善費
第一項　湘雅醫院費　二萬五千元
第二項　難民救助費　二千四百元
右第一、第二欵計　五萬四千九百八十三元九角六分八厘
第三欵　警察費
第一項　戶口異動調查費　二千三百元
第二項　修理費　三千五百元
右第三欵計　五千八百元
第四欵　濬河費
第一項　導河費　一萬四千百五十元
第二項　昭陵灘濬河費　二千五百元
右第四欵計　一萬六千六百五十元
第二類　敎育費
第一欵　學校費
第一項　工業學校及附屬敎員養成所　一萬九千七百七十二元
第二項　工業專門學校工塲　二千八百五十元
第三項　第一師範校　四千六百八十元
第四項　商業專門校及附屬甲種商業校　二千六百四十元
第五項　第一師範附屬小學校　百九十七元
第六項　第二師範校　四百二十元
第七項　右同附屬小學校　六百二十元
第八項　第三師範校　百八十元
第九項　同附屬小學校　五十三元五角
第十項　第一女子師範校　百八十元
第十一項　同附屬小學校　百八十元
第十二項　第二女子師範校　二百五十六元
第十三項　第三女子師範校　二百五十六元
第十四項　第一中學校　四百三十五元
第十五項　甲種農業學校　四千五百八十四元二角
第十六項　甲種工業學校　一萬二千元
第十七項　乙種工業學校　二百元
第十八項　貧民藝徒學校　千三百二十五元
第十九項　乙種蠶業學校　六百七十一元
第二十項　第二甲種農業校、第二甲種工業學校、第三甲種工業學校　六萬元
右第一欵計　十一萬千四百九十八元七角
第二欵　其他の敎育費
第一項　省視學特別調查費　千二百八十元
第二項　小學敎員檢定委員會費　千元
第三項　圖書館費　八百四十元
第四項　通俗敎育書報編輯所費　二百九元五角八分六厘
第五項　小學敎員年功加俸資金　七萬五千元
右第二欵計　七萬八千五十九元五角八分六厘

第三類　實業費
第一欵　農務費
第一項　森林培苗局建築費　四百元
第二項　蠶業講習所講堂及繅場建築費　八百元
第三項　模範桑園費　二千三百六十元
第四項　茶業講習所費　一萬九百十元
右第一欵計　一萬四千四百七十元
第二欵　工業費
第一項　窰業試驗場開辦費　七千百五十九元
第三欵　其他の實業費
第一項　巴拿馬出品協會費　九百元
第二項　經華紡績廠價並に利子　二十萬千七百十元
右第二、第三欵計　二十萬九千七百六十九元

第四類　雜支
第一欵　黄興蔡鍔醫療及治喪費　三萬七千八百元
第二欵　蔡鍔營葬費　三萬元
第三欵　黄興營葬費　三萬元
第四欵　黄、蔡の銅像及公園建設費　十萬元
右第一、第二、第三、第四欵計　二十二萬五千六百元
第五欵　湖南通志續修費　一萬五千八百元
第六欵　蔣翊武の銅像及修墓費　一萬二千元
右第五、第六欵計　二萬七千八百元
第五類　預備費　十五萬元
右臨時歲出合計　八十六萬七千百一元二角五分四厘
經常、臨時歲出總計
二百三十二萬七千五百十五元五角八分三厘

「ラミー」に就て

前號に於ては、單に「ラミー」に就ての觀念のみを記述したるものなり、是より各論に移り、且殊に支那に於ける「ラミー」を中心として少しく選べんとす。

「ラミー」の形狀と其栽培の風土

「ラミー」は一般に苧麻と稱せられ、長さ四五尺より丈餘に達し、莖太くして細毛密生し、葉は少しく楕圓に近き心臟形をし、細に縮みて廣く表深綠色にして裏は多く白く、葉緣は、鋸齒狀の缺刻ありて、互生す。

花梗は葉腋より抽出し雌雄同株なるが、花は單性花にして、其雄花は梢末に生じ、雌花は其下方に生ず、雄花は淡黄色なる四個の雄蕊と、同數の萼とを有し、雌花の萼は管狀にて、先端は四裂し、細大なる雌蕊は、此中より抽出す、種子は小にして楕圓形なり。

苧麻の成育には、空氣少しく濕潤なるを可とし、乾燥に過ぐる所にては、良質を製するを得ず、氣候は熱帶より溫

帶の北部に於て栽培するを得、寒地に産するものは、品質良好なり。

熱帶地方に栽培せらるゝものは、品質良好なりと云ひ難きも、發育迅速にして、一ヶ年間に三回の採收を爲し得べく、寒地に於ては、僅に一回に過ぎず。

適土は南に面して少しく傾斜し、砂礫を混じたる壤土にて乾濕適度なるを可とす、多量の有機物を含める地、或は粘土にては優良品を得るを望む可からず、又南面せる地にても風害の少き地を選む可し。

「ラミー」の種類

苧麻は、蕁麻科に屬する宿根草にして、根株より多數の枝條を生ず。大別して二種となす、一は Bochmeria Nivea, Hook. et arn. にして他は Bochmeria Ninea. Var. viridis, Mak. なり、前者は葉裏白くして在來種、後者は葉裏靑くして、寧ろ變種に屬す。我國に於ては前者を指して、「マオ」「カラムシロ」「シロヲ」「ヒウシ」「オノハ」等と稱し、亞溫帶の氣候にも適し、我大分、山形、岐阜の諸縣に産するもの即是なり。又支那の湖南、湖北、江西省に、多量に産するもの、同一種にして、苧麻、苧、苴、線麻、綀麻、苧仔、白苧麻等の名稱あり、又詩經、禮記、書經、周禮等に(紵)とあるは、即ち此種の「ラミー」なり。後者は多く熱帶地方に於て之を觀る可し。尙名稱は各國區々にして、知り得たものを示せば次の如し。

名稱	地方名
"Cay-gai" 或は "Pa-nga"	コーチンチャイナ語
"Kankhura" 又は "Kankura"	ベンカル地方
"Pan"	シャン地方
"Gun" 又は "Gwôn"	ビルマ地方
"Riha" 又は "Ree-ha"	アッサム地方
"Rhea" 又は "Rhee"	印度地方

上に其名稱を列記したるは、貿易上に少しにても便宜あれと欲するが故なり、何となれば、各地産の性質を知るものあらば、原産地と到着地との距離及運送の便否によりて、之を原料として製出するものに對して、最も適當なる品質を選び且價格の調節に便ずる所あればなり。

偖而此再種類に就て比較せんに、後者の纖維は、前者の纖維の如く美からず、然れ共幾分か強味あり、よく糸に紡績するを得るも、左程美しからざるを以て、白き物の各方面に用ふるは適當ならず、前者は後者の如く強からずと雖、或種類の美麗なる糸を紡ぐに利あり、而して、之を以て紡績するに當りては、少しく注意して取扱ふこと緊要なり、而して共に絹の如き光澤を有し、他の如何なる纖維よりも細にして且強度に於て、是等に比適するものなし、若し製造者にして何れか其一を製造することに慣れ、他に不慣なるときは、兩者を比較して、其慣れたるものを以て、他より強しとなすべし、要は只、其纖維の用法に熟達するにありて、其強さの程度は、殊更に問題とする程のものにあらず、然れども、前者が後者よりも、纖維の美麗なる點

及び温滑、熱帶兩地方を通じて、よく栽培せらるゝことは、後者の栽培が熱帶地方に限らるゝに比し頗る重寳がらるゝ所以なりとす、栽培の難易及收穫等に於ては氣候風土の異らざる限り兩者共特記すべき差異なし。

繁殖法

苧麻を繁殖せしむるに三法あり、實播、根分、挿木の三法にして、實際に用ひらるゝものは、前二者なり、後者は普通に用ひられざる所なり。

(イ) 實播法

此の法は、成熟せる種子を九月頃に採り、濕氣なく、温度の激變せざる所に貯藏し、翌年三四月頃となりて、能く整理せる所の苗床に播種するものなり。苗床を作るには、前年の冬に於て、苗床とす可き畑地を鋤き起し、堆肥を與へて、よく攪き拌せ、翌年の春に至りて、幅四尺位に畦を作るなり。

播種の量は、十坪に一合程の割合にし、之に五倍程の細砂を交へて播くべく、播種したる後は、薄く土を蔽ふか、蔽ふとするも、厚きはよろしからず、蔽はずとも、さしたる差支なし。

苗床の上には二三尺程の高き小棚を架し、之に簾等にて日覆を爲し、土が餘りに乾燥に失する時は、日覆の上より水を靜かに灌ぐ可し。日覆を要するは、乾燥の度甚しからざる樣にすると、又霜に害せられざるが爲のみ、故に是等の障害が、去るに到れば當然日覆の必要なきなり。

播種したる後約十日にして發芽するに至る可く、發芽したる後も幼き間は曇天の外は、日覆を爲して、時々灌水を爲すべし。

苗二三寸に發育せる時は、日覆を除きて除草を爲し、冬近くまで連續すべし、冬に至れば、枯葉、藁等を撒布して霜害を防ぐ可し、斯くして第三年目に至りて、本圃に定植す可きものなりとす。

(ロ) 分根法

此法は前法よりは、容易にして、一ヶ年位早く收穫し得るの利益あり。此法は、湖南、湖北省及我山形縣福島地方に行はるゝものにして、根を分けて取るべき苧麻畑にて前年に能く耕鋤し、厩肥及人糞の如きものを與へて發根を促がす樣にし、翌年三四月頃に株根より横に新しく伸びたる稚根を掘り取りて、之を四五寸の長さに切る。其切りたる百本を以て一束とし、一反歩に付百八束、即一萬八百本を殖へ、幅二尺程の溝を掘り、之に腐熟せる堆肥を容れて、其上に根を一寸程地に横へて土を蔽ひ、土が乾けば、水を灌ぎ、發芽するに至るときは人糞を與へて、其後は除草を怠らざる樣にす。

本圃に一度栽植するときは、數年の間、同一根より、纖維を採收し得るものとす。本圃に定植せる後二年目迄は、莖を刈ることなく、枯れ腐るに任せ、其上に厩肥と草肥を與ふる時は、三四年目に至りて、圃場の全體に繁茂するに至るものとす。但し本圃に定植するに際し、一萬八百本は餘り多きに失す、五千四百本を以て、適當なりとする人も

あり、近來に於ては、寧ろ此法をとる人多きを加へ、駒場農科大學にありて此法をとる。
　挿木の法は、多く世に行はれず、又成績よろしからざるを以て、此處に記述せず。

收　穫

　收穫の法は莖の下部が褐色を帶び、最下に位する葉は少しく落葉し、試に莖の中部を折れば、木質部は脆く折れ、靱皮と離るる樣になる、此時期に於て收穫すべきなり。
　熱帶地方に於ては、毎年四回の收穫を得。支那に於ては通常三回にして、時季は六月上旬に第一回、七八月の交りに第二回、十月中に第三回なり。我國に於ても關西地方にては第一回を六月下旬に、第二回を八月下旬に、第三回を十一月中旬に刈取る　山形縣にては通常八月下旬に一回收穫するに過ぎず。又「ベンガル」地方にありては一年四回の收穫あり、第一回は五月にして品質宜しからず、第二回は六月にして品質に於て最上等品なり、第三回は七月、第四回は八月下旬なり。
　栽收の方法は先葉を落してより梢を切り除き、此莖を束ねて收納する所多し。然れども支那湖北省地方に於ては、先右手にて葉を拂ひたる後莖を地面より約一尺位上部を折り、直に折れし莖の木質部と、梢の部分とを去り、次に土ぎわより莖を刈り取り、下部の木質を除去す、而して靱皮を左手に集めて漸次進み適度の束となす。
　收量に就ては各地區々にして、本來の氣候及地質によりて收量に差を生ずるは勿論、雨量の如何によりても甚しく收量を左右す、殊に、支那、印度、「アッサム」地方の如く古くより苧麻の用法を知り、之を利用することに巧にして、今日必要缺く可らざるものとして、其眞價を自覺せる國民は、其れ〴〵其地方に適當せる栽培法を知るが故に、最近歐米人が、栽培に有利なるを認めて、從令植物學上進歩したる栽培法を以てするとは云へ意の如く收穫し能はざるに比し優に良質の苧麻を毎年收納し得るなり。
　左に一二の例を採りて、苧麻の收量を示さんに、我山形にては精製せるもの一反歩に付約六貫、駒場にては一反歩に人糞二百貫或は百五十貫を施して、臺灣種を第一回に十五貫六百匁、第二回目に其約半分、馬來半島の Perak 地方にありて政府の試驗する所に依れば、一ヶ年の收穫精製せるもの約三十五貫匁を得ると云ふ。

北京通信

「公民團騷擾」前後

▼段總理の國會壓迫
▼宣戰案の運命如何

北京の政局は今尚ほ對獨宣戰問題を中心として旋回しつゝあり。對獨外交の第一步第二步はすでに實行せられ、第三步たる宣戰に移るべき過程に臨み、段內閣は忽ち重大なる障碍を發見したり、國會の反對即ち是れ也。第一第二步に對し協贊を與へたる國會が、第三步に及び何故に反對を唱ふるに到れるか。蓋しさきに段總理が議員に公約したる「加入條件」なるものが、未だ協商側に於て考慮され居らず一方孫文唐紹儀等の議論に依り、參戰に因つて平和會議に發言權を得べしとの說の誤謬なるを悟りたればなり。議會のキャスティング・ヴォートを有する政學會(谷鍾秀、張耀曾二氏を領袖とする國民黨系の穩健派)は、一面上述の理由に依り、一面黨略上の理由に依りて左黨化し、宣戰案通過の望みを少なからしめたり。段總理は國民黨系の此の黨略に對し、宣戰案通過の後を俟つて民黨との聯立內閣を組織すべしと仄めかし、以て宣戰案の通過を庶幾したる民黨側の

追窮益激しく、段「辭職は向ふ所に非ず、只今日迄苦心せる宣戰案丈けは何とかして通過させ度きものなり」とて、遊移不定の間部下策士の誤まる所となり、五月十日所謂公民團騷擾の一幕は演じ出されたるなり。段の衷情は須らく察してやらざる可からず、同時に段の衷の如く暴惡的手段に徹底し得ざるを民國の爲めに祝せざる可からざるなり。以下騷擾件を中心としてその前後の形勢を叙述せん。

▼迎賓會の請待會(五月二日)

五月一日の特別國務會議(重なる督軍參加)にて參戰の廟議を纒め得たる段總理は、三日午後三時兩院議員五百名を迎賓館に請待し、議員との意思疏通を圖れり。當日段總理の演說に曰く

獨逸の潜航艇戰策宣言以來既に二ヶ月を經たれども該宣言は無効にて獨逸に勝利の見込なし。一方米國の宣戰以來諸國は一致して人道の爲めに戰ひつゝある際、支那にして躊躇決せざれば孤立の地位に陥る恐れあり、人道の爲め國際法の爲め支那もよろしく戰ふべきなり。近く宣戰案を國會に附議すべきに依り協贊あらんことを請ふ。

一片の形式的挨拶に過ぎず、而かも例の加入條件に就て一言半句を費さず、人道の爲め國際法の爲めに宣戰すといふ知らず支那はさる贅澤なる目的の爲めに戰ふの余裕あるやを。而して所謂加入條件の綏に未だに協商國側の考慮を得ざるの一事は於是呈露されたりと云はざる可からず。參議院議長王家襄の答辭亦簡單にして形式的なりき。

▼政學會を抱込まんとす

政學會は農商總長谷鍾秀、司法總長張耀曾二氏を領袖とし、政餘倶樂部、丙辰倶樂部と共に舊國民黨系を三分しその一を保てる政團にて、谷張二氏を內閣に入れある關係上、從來內閣支持の策に出で來りしものなるが、近來漸く左黨化して段內閣倒壞論に傾き、黨略上より谷張二總長の辭職を迫るなどの事ありしより、段總理氣が氣でなく(對獨外交第一步第二步の國會の支持を得たるは全く政學會の態度に因る)、三日腹心なる陸軍部參事丁錦をして同會議員百餘名を特に中央公園に請待し、その苦衷を述べ同情を請ふ所あらしめたり。之れに對し同會の領袖株なる李肇甫は、割合に同情ある答辭を述べたるも、呂復、陳時詮等の逸り男は交々起つて段總理の失政を痛罵し、丁をして坐に堪へざらしめたりと。段總理の同會抱込策はかくて明白に失敗したり。

▼王寵惠氏を上海に派す

孫文、唐紹儀等南方領袖の反對論は、政府の大いに苦痛とする所なり。是を以て段總理は、同じく南方派の一人にして孫唐に善き王寵惠氏に請うて上海に赴き、兩氏と意思疏通を圖らしめしが、(四日)固より奏効し得可きやうなし。唐氏の反對意見は其後上海各新聞に報道されし所の如く、又た孫氏のそれは民友社に與へたる次の書簡を見ても察知し

得べし。
民友社同人均鑒、敬復者秦立菴君到り近況を備述せり。知る沈勇遠識壓迫を恐れざるの士尙は復た多きを。私かに民國の爲めに之れを慶す。政治上の勝敗は本と心意するに足らず惟だ此の外交問題は中國存亡の關する所、稍々遷就する所ある能はず。諸公此に於て能く堅確の態度を持し百折不回信とに欽佩する所、此次議場上未だ勝利を得ずとするも人心上に於て實に最大の影響あり、近日反對派人も亦吾輩の主張を顧みざる能はざる以て知るべし。惟だ前途尙は遼遠に屬す、吾輩武力金錢の恃むべきなし恃む所は國民の同意と愛國の精神のみ。願くは百折不回の至誠を以て、此の千鈞一髮の時局に處せんことを。

政府の苦心は此に於ても酬いられざりしなり。

▼督軍の議員招待(四日)

段派策士の操つるが僞に或は軍事會議、或は特別國務會議に參加し、廟議を脅迫して參戰に一致せしめたる在京督軍團は、四日兩院議員四百名を迎賓館に招待し、席間福建督軍李厚基は起つて

對獨外交問題初めて起れる時、余福建に在つて政府の對獨抗議實行を聞き、非常に駭怪したり。此次來京して眞相を知るに及び、政府の苦衷を諒すると共に所謂第三步の到底避く可からざるを悟れり。第三步行動の動機は實に「免害」に在り。自動的に加入するは强迫的に加入を促さるゝに優る。報酬云々、中國より先づ索むるは不可、今日協約國亦中國の爲めに小なる加勢位はして吳れるに相違なからん余の意見は此の如し、諸君の討論を望む

と述べ、衆議院議長湯化龍の曖昧不得要領の答辭あり、他議員よりは別に「討論」もなく、湯の辭終るや陸續散會したり。

▼各政團の態度

此の如くにして段總理の運動は殆んど無効に歸したるが段は此上は致方なしとし七日愈々次の宣戰案咨文を提出し案は八日の議事日程に上れり。

大總統咨行を爲すの事、吾が國德と絶交以來、德國政府仍は中立權利を侵犯し、吾が民の生命財產を損害し、公法を破壞し人道に違背す。本大總統は和平を促進し公法を維持し吾が國人民の生命財產を保護するが爲めに見を起し、認めて德國政府と宣戰の必要ありと爲す。玆に約法第三十五條に依據して同意を咨請す。並びに約法第二十一條に據り秘密會議を要求す。此に衆議院に咨す。國務總理段祺瑞。

八日午前各政黨領袖七十餘名を國務院に招待し、最後の意思疏通を謀れり。席上段總理曰く

(一)劉駐露公使の電報に據れば露國政府は獨逸に對し徹底的に戰爭すべく決して單獨に講話せずとあり。

(二)日本寺内總理人を派し政府と秘密條件を商るとの説あるも實に決して其事なし。

（三）戰後勞働者並びに原料の供給に就いては政府辦法あり、なを宣戰後實際上戰事なきことは日本の歐洲に出兵せざるを見ても明なり。

（四）外間傳ふる所戰後軍政を實行し一切の法律を停止すとの風說あるも、之れを各國及び吾が國の情形に證するに決して此理無し。政府亦決して此種の辦法なし。

（五）各省に宣戰反對說盛んなりとの說あれど、現在各督軍均しく京に在り一致贊成し居れり。

以上種々の誤解の點に就ては諸君より議員全體諸君に傳へられたし云々。なを現內閣は政策執行上甚だ不適當と認むるを以て宣戰後改組の上一種の國防內閣と爲し、以て擧國一致の効を收めんと期す云々。

と。之れに對し湯漪（丁世嶧と相並んで反對派の驍將なり）起つて外交無方針を攻擊したるが、衆議院開會の時間も迫りたればとて王正廷の注意に依り散會したり。

右の請待會に於て最も注意すべきは國防內閣、即ち聯立內閣組織の聲明に在り。段は蓋し之れを以て反對派議員を動かさんと計りしなり。

衆議院秘密會を叙するの機會に於て各政團の最後に到達し得たりし態度を記さんに。

（一）研究會　一致贊成
（二）討論會　同
（三）中和俱樂部　同
（四）民友社　絕對反對
（五）丙辰俱樂部　同
（六）政余俱樂部　大部分反對
（七）政學會　同

而して最も注目すべきは政學會なり。同會にては七日夜大會を開きて黨議を定めたるが、反對論者多數にて楊永泰、韓玉辰等の內治外交區別論全く葬り去られて、大部分反對票を投ずべき氣勢顯然たりしと。宣戰案の運命知るべし。

▼全院委員會附託となる

八日午後衆議院開會、反對派議員田桐（丙辰俱樂部領袖）の動議に依り議事日程を變更し、議長秘密會を宣す。段總理は各國務員（范內務總長は病氣缺席）を從へ同三時半出席提案の理由を說明するや、反對派議員汪彭年（民友社）より交換條件につき質問あり、段總理

協商國とは約束あれど交涉未だ決定せず、但だ外交の局面は即刻宣戰を要す。

と答へ、外二三の質問に應答して退席せり。反對派は即決に利あることゝて直ちに投票すべしと主張し、贊成黨は時日を緩うし其間に對應策を講せんものと、全院委員會の審查に附託せんことを主張したるに、案外にも贊成者多數にて議は玆に一決したり。反對黨の勢頗る盛なりと稱せられつゝも而も結着する所は此の如し。鼠色議員の少なからず反對黨も絕對多數に非ざること推知し得べきにあらずや。かくて全院委員會は十日開會の事と定められたり。

▼主戰請願團の暴行

九日夜來謠言あり、十日の全院委員會に軍警聯合の五族公民主戰請願團、陸海軍主戰請願團、北京市民主戰請願團等數千名國會に推寄せ、一大示威運動を爲すべしとの報これなり。民黨側は意に介せず、段には到底袁程の惡度胸なければ恐るゝに足らずと稱し居たるも、市民は謠言の實現されんことを恐れ、人心洶々或は家族を天津に避難させたるもありしと。明くれば十日、午前九時といふに、所謂公民なるもの或は三十人或は四五十人宛一組となりて象坊橋衆議院所在地に現はれ、同町東入口なる馬車廠にて衣服及び小旗を受取り、十一時頃には同所より衆議院門前に到る道の兩側は、總べて此等公民團（十二三歲より三四十歲に到る）にて充滿し、主戰檄文を配附し形勢不穩なり。京師警察總監吳炳湘は、自から五百の巡警を率ゐて衆議院門前を警衞し、隱然公民團の總指揮官たるものゝ如し。段の愚劣及ぶ可からず。

午後一時三人の議員一馬車を驅つて來る、鄒魯、呂復、陳策三人共に反對派議員の錚々にして殊に血性を以て聞ゆ公民團の手渡しせる檄文の呂に依つて裂かるゝを見るや、公民團は憤怒して暴行を始め、三人の乘れる馬車を破壞し三人共に重輕傷を負ひたり。之れを手始めに郭同、吳宗慈、龔政等亦毆打さる。此等議員はすべて反對黨の猛者なるに見るも、公民團中に指揮者あること察すべし。

午後二時議員の集まる者四百餘人、皆な段の暴烈手段に憤慨し、贊成黨も反對黨も一致して段の責任を問はんと云ふ。此時公民團の代表と稱する趙鵬圖、吳光遠、劉文錦、白亮、張堯卿、劉世鈞六人來り湯議長に面會し、宣戰案の即日投票通過を要求し、且つ傍聽を許可せよと云ひしも湯は之れを允さず、代表やむを得ずして去る。此報傳はり議員の憤慨一層を加へたり。

午後二時半全院委員會開會、彭允彝主席、某議員曰く外交問題の討論は他日に讓り今日は先づ內政問題を論ずべしと、大多數贊成即ち改めて本會議と爲し湯議長主席、張伯烈の動議に依り段總理及び內務司法總長の出席を請ふ事となり、電話を以て國務院に報ず。五時頃范內務總長來り、事前毫も知る所無かりしと辯解す。段總理よりは電話にて「吳警察總監に命じ公民團を解散せしめたり公民團解散後出席すべし」と返事あり。而して午後七時に到り段總理漸く來院せり。

七時半議場再開、鄒魯呂復吳宗慈張伯烈葉夏聲等交々立つて質問す、その要點は

（一）公民の國會蹂躪は違法ならずや。

（二）總理事前に於て此事を知れりや。

（三）總理は責任を負ひて以後此の事なきを保證するや。

段總理答へて曰く

（一）請願は約法の許す所、公民團亦國民の一分子たりたゞ今日の如き狀況を違法とすべき否や法庭の審判に俟つ。

（二）事前決して知らず

（三）當然責任を負ふ

と。負傷せる鄒魯は怒殆んど止むべからず。起つて段總理

を毆打せんとする事幾度、衆議員之れを制し漸く事なきを得たり。

段總理於是休息室に入り吳總監に公民團解散を命せしもきかず、漸く武力を以て解散を了りたり。

公民團解散後議場又た開かれ、公民團處罰に關し總理范總長と議員との間に問答あり、易宗夔の主張に依り公民團處罰實行迄外交問題を議せざることゝし十一時散會せり。

▼明かに段派策士の筋書

段總理が國會の形勢に懊惱し、遊移不定の間幕下の策士靳雲鵬、徐樹錚、曲同豐等に誤まられしものなることは、如上の記事を見る者何人も信ずる所なり。試みに所謂公民團代表の顏觸れを見よ。

劉世鈞　は第二革命當時の九江鎭守使たり、革命後自首し目下陸軍部差遣たり。

張堯卿　第二革命の際南京にて働らき後自首し目下陸軍部諮議たり。

劉文錦　亦た陸軍部と關係を有し現に同部の機關たる眞共和報の記者たり。

白亮　衆議員速記者なるも此程免職されり。

吳光憲　憲法促進會(本誌二月一日號「最近政界一瞥」に見ゆ)の副會長なり。

趙鵬圖　元北京日々新聞記者。

孫熙譯　中華大學(實は中學程度)校々長。公民團總代表と名乘り居れり。

史俊民　倫敦デーリー・テレグラフ特派員シンプソンのタイピスト。

陳紹唐　國務院諮議。從來陰謀家として知らる。

此等の顏觸れを見るときは、眞の指揮者の那邊に在るや問はずして知るべし。段總理の責任は免る可からず、而もなを强辯を事とし、陸軍部不平諮議或は差遣等の仕業に過ぎずと云ふが如き、一國總理としてあるまじき態度なり。

▼閣員全部辭職す

段總理は責任を解せざるも、閣員却つて大義を知れり。十日谷張兩總長十一日伍程范三總長皆な責を負うて辭表を提出し、內閣は僅かに段總理一人のみとなれり。天下豈に一人の內閣あらんや。段氏は遂に辭職せざる可からざらんか。(五月十三日)

滿洲經濟通信　(四月二十五日)

目次

口撫順炭坑大山坑鑛口若手

■滿洲製麻　豫ねて計畫中なりし滿洲製麻會社は內地側として安田善三郎、安部幸之助、山本條太郎、小倉文兵衞、馬越恭平氏、大連にては石本鏆太郎、神成季吉、郭學純、張本政、井上輝夫氏等を發起人として資本金壹百萬圓四分の一拂込みにて愈々大連に設立せらるることとなり大連ヤマトホテル內に創立事務所を置き發起人特株以外の五千五百株は之を公募とせず指名賛成を求むることとし去る四月十四日締切成績によれば實に六萬九千六百五十株卽ち十二倍六に當る申込あり割當は按分により百三十株に付き九株の割の由に候、今其起業目論見書によれば第一回拂込の廿五萬圓を左の通り振當つる計畫の由に候。

工場建築費	三〇、〇〇〇	機關汽鑵室	四、二〇〇
事務建築費	一、八〇〇	倉庫建築費	八、四〇〇
作業場	一、四〇〇	宿舍	七、五〇〇
井戸（二本）	二、〇〇〇	電燈裝置	五、〇〇〇
水道敷設費	九〇〇	什器買入代	二、〇〇〇
電話架設費	四五〇	專用鐵道	三、〇〇〇
輕辨費	八二〇	豫備費	三〇、〇〇〇
流通資本	一五一、五三〇		

而して工場用の機械類二十餘萬圓は事業奬勵の爲め關東都督府より無償貸與を受くる事になり居るを以て廿五萬圓も實は五拾萬圓に當る譯に候而して其收支豫算を見るに

收入

製品麻袋百十萬枚（一枚二十九錢）賣上代	三一九、〇〇〇
同　帆布一萬七千五百反（一反十圓）同	一七五、〇〇〇
合計	四九四、〇〇〇

支出

帆布麻袋原料（百六十九萬餘斤）代	一八六、五九一
一號橫絲原料麻（七十五萬餘斤）代	七一、〇八八
二號同　右（七十九萬餘斤）代	五五、四五九
製造工費	九二、一四三
營業費	四四、二〇〇
合計	四四九、四八〇

にて差引四萬四千五百十九圓の純益を得其中より法定積立固定資本消却、職工奬勵基金、賞與金等を引去り二萬五千圓を以て一割の株主配當をなすものゝ由に候。

大豆取引を以て生命とする滿洲に今日迄同種會社の出來せざりしは寧ろ不可思議と云ふべく滿鐵輸送の麻袋年三萬五千噸の巨額に達するを見ば同業の如何に有望なるかを想到するに足るべく候、健全なる成立を祈るものに候。

■陸運　滿鐵年度末たる三月中の鐵道收入は三百三十萬六千九百三十六圓にて此中本線は三百五萬六千九百二十五圓安奉線は二十五萬十一圓にて前年同月に比較し八十三萬九百九十七圓の增收に候其細別を示せば

乘車人員	四〇七、五五三圓
客車收入	六六一、七九〇圓
貨物噸數	五八八、八七五圓
貨物收入	二、一五〇、三二七圓
倉庫收入	四八、〇一〇圓

雜收入　　　　　一九六、七九八圓

而して一日平均收入は十萬六千六百七十五圓三十六錢にて平均十萬圓以上の成績を繼續し得たるは當月を以て記錄といふべく更らに營業哩數の六百八十七哩二に割當つれば一日一哩平均收入百五十五圓二十三錢と相成り候。

なほ大正五年度（大正五年四月より六年三月末に至る）鐵道收入總額は二千七百七十六萬九千三百十一萬圓にて前年度に比し實に三百八十七萬五千百七圓の增收に候、而して目下同鐵道の營業哩數は六百八十七哩なれば之を一日一哩に平均して百十圓七十一錢となり前年度に比し十七圓十七錢の增加に候。

▲東淸滯貨　前々來所報の如く東淸鐵道の貨車不足により長春及寬城子に於て巨量の堆貨を生じ、當局も之が處置に苦しみ遂に馬車輸送まで實施せらるゝに至りしが滿鐵より屢次の交涉あり、加ふるに最近長春貿易協會の運動等により東淸鐵道側にても之が一掃を計畫し、遂に復活祭の休日を利用して東部線西部線の貨車を南部線に集注し十四、十五、十六三日間に約三百車を配給せるを以て、流石の大堆貨も茲に一掃されし、結果一時中止されたりし聯絡貨物の引受をも開始し得べき狀況となりたれば、新設の哈爾賓滿鐵公所に於て東淸當局と協議中の由に候、

▲特產輸送　三月中滿鐵線大豆、豆粕輸送高は十四萬九千四百三十三噸にて前年同月に比し五萬二千百二十四噸の增加に候而して昨年四月よりの累計は百十九萬八百二十噸にて前年累計に比較して十二萬一千七百四十六噸の激增を示し居り候三月中主要驛若別噸數を見るに左如くに候。

驛名	大豆噸數	豆粕噸數
大連	一一八、三〇〇	九、四〇〇
營口	四、九八〇	一、四九四
安東	二、七一二	五、九八五
奉天	一八〇	—

尙ほ以上の外安東驛より更らに朝鮮鐵道に移送せるは大豆五百九十八噸豆粕五千七百八十九噸あり大豆は少少なるも豆粕の五千七百噸は滿鐵線にとりて大打擊といふべく前年同月と比較せんか實に四千九百五十八噸の增加にて之れ全く三線連絡實施の影響と見るべく候。

▲四鄭起工　四鄭鐵道にては解氷と同時に土工を開始すべく材料調達中なりしが各種の準備完了したるを以て、去る四月十四日四平街に於て起工式を催し同鐵道敷設工事は全工區を四區に分ち入札の結果、菅原工務所、大倉組、間組、飯塚工程局の四請負者各一區を分擔し出來る丈工事を急ぎ本年十二月頃迄には假開通と同時に假營業を開始する豫定の由に候、工事費豫算に就きては曩に交通部に對し追加の要求をなせるも出來得る限り借款金を以て工事を完全せしむべく、萬一不足を生じたる場合は交通部より其支出を仰ぐべく候、但し交通部としては此の場合に其不足金調達に關し正金銀行に追加借款をなすべきや或は他に支出の方法を講ず可きやは未定の由に候。

▲松花江航　松花江も已に解氷せるに付き露支汽船とも四月初より航行を開始致し候、なほ從來汽船一隻を以て吉林

省城より陶頓照に至るまでの同江航運業を營み居たる吉林官輪局は昨年日本の航行權取消問題起りて以來大に對抗策を講せざる可らずとなし當局に具申して松黑郵船局より吉匯號を取戻し、之を以て伯都納までの航行に從事せしめんとせしが秋季に入り減水の爲め上駛する能はざりしを、今年は同航路をも實現し、大に内部の整理を行ひ貨客の便宜を圖りて利權の保護に努むる由に候。

▲**北滿河運**　東清鐵道の運送敏活なる能はざるに苦しめる結果は、ハバロフスクの露人間に於て黑龍江の解氷を待ちて河川を利用し、哈爾賓と西伯利亞のイルクーツク市との貨物輸送を計畫する者あり、今其航行順序を聞くに哈爾賓より松花江をミハイロシンスカヤ市に出で黑龍江を上りブラゴヴエスチエンスク市に至る間は、汽船を用ひ之より上航チタ市に至る間は比較的大型の舟により、チタ市よりイルクーック市に至る間は枝川多きを以て曳舟に依るものゝ由に候、鐵道輸送困難の今日、同計畫の如き實現を見ずと斷ずべからざれど荷主としては沿岸に於ける馬賊の出現と運輸日數の未定なる點は大なる苦痛と可申候。

■**海運**　内地河運界は幾分氣勢を折りたるやの觀あるが如きも、滿洲にては三月末來遼河、鴨綠江の解氷あり更に木材積取期にも入れることゝて、益々繁忙を極め、大連埠頭の如き三十四五萬噸の貨車を擁して船腹不足に苦しみ、郵船、商船の定期船配船增加を交涉すべく寄々談合中との噂に候も。郵商船として今日に於ては命令航路に就航せしめんより、他の自由航に就かしむる方遙かに有利の狀態にあれば、恐く同問題は實施困難なるべしと考へられ候、營口の如きも約八十萬枚の豆粕堆貨あり各油房とも甚だ困難致し居る模樣に候。

▲**出入船舶**　三月中大連港の入船は百七十七隻二十六萬九千三百六十三噸出船百七十四隻二十六萬六千百二十四噸にて其國籍別左の如くに候。

	入港船		出港船	
	隻數	噸數	隻數	噸數
日本	一三五	二〇五、三七二	一三三	二〇〇、七三三
支那	一八	一七、六〇四	一六	一七、〇二〇
露國	三	三、八九三	三	三、八九三
英國	二〇	三六、八七二	二	三八、八五六
和蘭	一	五、六三〇	一	五、六三〇

以上船舶中空船にて入港せるは、日本船三十隻五萬七千百八十五噸外國船二十一隻三萬三千七百八十九噸、又當港にて全然荷役をなさゞるもの二隻二千二百四十一噸あり、埠頭及び棧橋に繋留せざるもの五隻二萬七千四百噸ありたり。

▲**鮮青航路**　朝鮮郵船會社は滿鮮貿易開發の目的にて仁川大連、芝罘の三角航路を開始し江原丸を配船し居り、後更に青島迄延長して阿波共同汽船と競爭の態度をとりしが、同社の全羅丸坐礁沈沒後は右江原丸他を線に配船し青島航路は他に代船なき爲一時中止する事に相成り候、然るに從來同船にて青島に輸出しありし朝鮮米及雜貨の輸送杜絶せる爲め、荷主の苦痛少からずとて青島市民は朝鮮總督府及

び朝鮮郵船に同航路復活方を申請したる由に候が、元來右航路は自由航路なれば鮮郵としても之が爲めに他の命令航路を廢する譯にも行かず、備船料暴騰の今日借入船にて之に充當せば多大の損失を見ざる可らず、旁にて目下長崎にて新造中の同社船竣工を待ちて或は同航路の復活を見得べしとの噂に候。

■特產　大連に於ける大豆豆粕の輸出力は、二月中下旬及び三月上旬の一ヶ月間に於て百六十萬六千三百十三擔を算し、噸數にして約十萬六千噸に達し居るを以て、三月下旬に於ける堆貨の大豆約十五萬噸豆粕十萬噸合計二十五萬噸餘は二ヶ月半內外にして輸出し盡さるべき筈ながら、從來の大豆及奥地粕の到着は日々三四千噸に上りしを以て容易に減退を見る能はざりしも、三月下旬に入りて稍や減少の傾向を示し四月一日現在によれば、豆粕九萬八千三百噸(三百二十五萬枚)大豆十四萬二千四百三十五噸となり三月中旬の豆粕十二萬七千噸、大豆十五萬六千噸に比し合計數に於て四萬噸內外の減少に候、近時暖氣加はると共に奥地の搬出不如意となりたるを以て、南下は各驛堆積品を主とするに至りたると、一方內地は漸く必要好況期に入らんとし、且つ南支那向綠付物の輸出期に入れるを以て到着に於て減退すると反對に、輸出に於ては少くも從來の成績に劣るが如きことなかるべく、結局埠頭堆貨は漸次減少し、七月以後に持越すべき數量は十萬噸內外に過ぎざるべしとの事に候。

▲大連油房　三月中に於ける大連油房聯合會組合油房の生產高は豆粕二百四十六萬八千枚にして前月よりも五十四萬枚前年三月の生產よりも尙六萬六千枚の增加に候、又豆油生產額は千百三十五萬斤にて前月より二百四十四萬斤前年三月より三十萬斤の增加を示し居り候、重なる油房の生產高左の如くに候。

軍用地區(單位千枚)

油房	生產高	油房	生產高
日清	一四四	三泰	一三六
齋藤	九〇	福順成	七六
小寺	七二	泰昌利	七〇
東永茂	六八	聚成祥	六六
成裕昌	五六	義祥	五四
新順洪	四八	福元	四八
乾聚和	四八	豐成	四八
裕成東	四〇	同聚永	四〇
其他	五六四	計	一六七二

小崗子區

油房	生產高	油房	生產高
晉豐	七二	天興福	七〇
政記	六六	同聚祥	六〇
双和棧	四八	裕增和	四六
安棧	四六	福順成	四〇
其他	三四八	計	七六六

▲取引相場　特產相場は豆油高につれ一般に强含の持合商狀を繼續致し候、四月々初は大豆百斤銀三圓二十七八錢より三十二三錢、先物四月限三圓內外、五月限三圓三十三四錢、六月限三圓三十四五錢、七月限同上、豆粕現物一枚九

十七八錢、先物四月限一圓五錢乃至十錢、五六七月限一圓十五錢乃至二十錢、豆油現物百斤十四圓五十錢、先物四五六七月限十四圓六十錢位、月中大豆現物三圓三十五六錢乃至七八錢先物五六七八月限三圓三十三錢乃至五錢、豆粕現物九十六七錢、先物五六七八月限九十八九錢、豆油現物各限先物とも十五圓十錢、中旬末に於て豆油は十五圓四十錢臺の高値となり、或は曩の高値十五圓七八十錢を凌駕するに至るやも知れずとの噂なりしも、大體より見てさほどの狂騰もなかるべしと考へられにも、兎に角ヂリ／＼の强含みにて此一ヶを過すことゝ觀察致され候。

■**金融** 大豆豆粕の出廻により資金需要多く金融緊張を例とする冬季も過ぎて、昨今は船腹不足の爲め輸出順調ならざるものあるとするも、なほ相當の積出を見つゝあるを以て、此等の資金の償還せらるゝもの多く正金銀行の如きも冬季貸出最盛時の一千一百萬圓に比し、昨今は七百萬圓臺に減少せる由に候、なほ同行の金劵發行額も最近三百五十萬圓、銀劵四百五十萬圓に低下致し候、たゞ今後新需要としては、建築資金なるも未だ弗々あるのみにて、敢て巨額に達せりと申す程にはなく、或は夏期に入りて若干の利下を必要とする時期來るべしとも申され居り候。

▲**大連錢業** 公所を關東都督府令による取引所となし之に强制擔保の信託會社を附設するの案は曩に野津孝次郎氏等の代表する重要物產取引所關係者側と正隆銀行副支配人松村久兵衞氏の代表する現錢業公所側の組織變更の二請願ありて、都督府は以前は貨幣取引は現在の制度の儘にて差支なしとの意見の如かりしも、民間よりの組織變更案漸く具體的となると共に之を府令による取引所として信託會社を附設するの制度と改むるの意を生じ、最近屢々取引所商議員會を開き意見を徵する所あり、愈々府令による取引所に變更し、强制擔保の爲め資本一百萬圓の錢鈔信託會社を附設する事に決定し同時に從來の錢業公所は解散さるゝ事と相成り候、右發起人として決定せるは日本人側相生由太郎河邊勝、佐藤至誠、中村敏雄、福田鎌四郎、柴田虎太郎、原田虎太郎、西川芳太郎、原田光次郎、野津孝次郎、高橋爲平、神成季吉、松村久兵衞、古澤丈作、田中末雄等十七氏支那人側郭學純氏外三名にて、總株二萬の持株は日支人折半として、支那人持株一萬中七千株は現錢業公所會員に三千株は公議會に割宛て、日本人持株一萬は七千株を發起人に割當て、殘り三千株を一般公募とすることに決定致し候が發起人持株七千株の割宛に關し種々異論あり、發起人中の田中、河邊、原田、野津其の他二三の人々は錢業公所の會員、又は銀行業者として錢業公所と關係ありて、自然其錢業公所の持株を所有することゝなれるを以て、發起人株を割宛つるの必要なしと唱ふる者あり、又支那側錢業公所會員持株割宛に就きても、開業日數又は營業成績に比例し割宛つるか或は頭割とすべしとの議論ありて、未だ何れとも決定せざる模樣に候、而して右取引市場は當分の內現在の錢業公所市場を無償借受開市すべく、追て東廣場重要物產市場改築落成の上は同市場に併置するか、又は現在の物產市場跡に移轉することと相成可く候。

▲大山坑開　二回の爆發に世人の膽を寒からしめ、其後繼續閉鎖中なりし撫順炭坑大山坑も愈々去る四月十五日より開口に着手し作業進行中に候、今回の開口作業は第二回の爆發に鑑み愼重の態度を取り、部分部分の整理に着手し以て全般に及す計畫の由にて、七月頃には一部の出炭を開始せしめ本年中には全然復舊せしめ得べき見込の由に候。

湖南通信

六年春季湖南省政費收支一覽

一月國家收入

項目	金額（元・厘）
田賦	四二三、八九八・〇九一
鹽金	一三三、二〇二・四五〇
正雜稅	五、八九七・三一四
雜收入	五、三〇三・一四四
官業	九七三・〇〇〇
餘款	三、〇三六・九四一

地方收入

項目	金額
正雜捐	一、三一〇・八六五
雜收入	四、四三五・〇八三
餘款	六二四・九〇〇
合計	五七七、七〇九・七六一

國家支出

項目	金額
陸軍部	七四三、三〇三・五〇〇
內務部	一〇四、四六四・四六一
司法部	四〇、四六六・一〇〇
財政部	四三、五七一・〇三三
教育部	六、二六四・九七五
外交部	四七五・六〇〇

地方支出

項目	金額
內務費	六四、三二四・八九四
教育費	四七、二九三・二四二
實業費	七八九・六六六
財政費	二九〇・四〇〇
合計	一、〇五六、二六三・八七一
收支不足	四七八、五五四・一一〇

二月國家收入

項目	金額
田賦	五六六、三三五・九五三
鹽金	七一、二五〇・七七〇
正雜各稅	一二、二四八・八五九
雜收入	二、一四七・二三五
官業	ナシ
餘款	一、七三七・七二八

地方收入

項目	金額
正雜捐	一、一二三・〇三四

雜收入	七五・一〇五・一七七
公業	五八・九〇〇
餘欵	二・〇八四・一七七
合計	七三二・〇九一・八三八

國家支出

陸軍部	四六七、四一三・七〇三
內務部	八三、九六八・二三一
司法部	三一、六〇一・八七九
財政部	三六、七三四・一六六
敎育部	ナシ
外交部	五〇〇・〇〇〇

地方支出

內務費	六八、三三八・八五四
敎育費	四六、六三七・八〇八
實業費	九八、一九七・三九二
財政費	一、一一四・三二〇
合計	八三四、五〇六・三五三
收支不足	一〇二、四一四・五一五

三月國家收入

田賦	四一一、一九一・〇〇七
鹽金	七九、六二八・七八三
雜收入	七、四〇八・四〇〇

餘欵	五五八・五四五
公債	一、一四一・二三二
官業	三〇一・八三五
正雜各稅	四七、〇〇七・一一二

地方收入

正雜捐	一、五五一、七六六
雜收入	一、三三三、〇一八
公業	一九三、三七四
餘欵	一二、〇九二、二五二
合計	五六二、三〇六、二二四

國家支出

陸軍部	九三七、八六五、二五四
內務部	九五、一四〇、一八二
司法部	五七、六六二、五六六
財政部	五〇、四〇九、〇二六
敎育部	一六、一三九、九五〇
外交部	五〇〇、〇〇〇

地方支出

內務費	一二一、九八三、一八二
敎育費	一四五、〇七六、三〇〇
實業費	五、三四四、八二六
財政費	八八九、二五六

合計 一、四三〇、九一〇・五四三
收支不足 八六八、六〇四・三一九
以上三ヶ月間の收支表(四月四日)

湖南銀行の紙幣現狀

一、資本

前淸官錢局時代の資本 長沙兩 五十三萬兩
民國三年增資 同 二十七萬兩

二、紙幣發行の種類及額

前淸官錢局發行

五兩紙幣 二十萬千八百枚 (兩銀の代用紙幣)
一兩紙幣 百十萬四千枚
一元紙幣 四十三萬九千枚 (元銀の代用)
五百枚紙幣 二十九萬七千枚 (銅錢の代用)
百枚紙幣 五百七萬三千九百四十一枚
五十枚紙幣 八十萬枚
十枚紙幣 四十萬百枚
一串文紙幣 九萬三千二百枚

湖南銀行時代の發行數

十兩紙幣 五萬枚
五兩紙幣 五十萬枚
一兩紙幣 三百萬枚
五元紙幣 二十萬枚
一元紙幣 二百十四枚

百枚紙幣 四千四百五十七萬六百枚
五十枚紙幣 三百萬枚
三十枚紙幣 千三百二十六萬六千八百八十枚
二十枚紙幣 千三百九十二萬八千二百八十七枚
十枚紙幣 三千九十六萬九千七百九十三枚

前官錢局時に燒消せる數

五兩紙幣 三千八百枚
一兩紙幣 六萬六千四百枚
一元紙幣 六萬三千三百枚
五百枚紙幣 二十六萬六千二百十四枚
百枚紙幣 五十七萬八千百四十一枚
五十枚紙幣 六十五萬枚
十枚紙幣 四十萬百枚
一串文紙幣 一萬三千五百三十枚

湖南銀行時代に燒消せる數

五兩紙幣 十八萬六千四百枚
百枚紙幣 三十五萬六千枚
五十枚紙幣 九十八萬二千枚
三十枚紙幣 百九十一萬二千枚
二十枚紙幣 二百八十三萬四千枚
十枚紙幣 二百四十六萬千枚

前官錢局紙幣の流通實數

五兩紙幣 十九萬八千枚
一兩紙幣 百三萬七千六百枚
一元紙幣 三十七萬五千七百枚

五百枚紙幣　三萬七百八十六枚
百枚紙幣　四百四十九萬五千八百枚
五十枚紙幣　十五萬枚
一串文紙幣　七萬九千六百七十枚

合計
三十七萬五千七百元
二百二萬七千六百兩
四百八十萬四千四百串文

湖南銀行紙幣の流通實數

十兩紙幣　五萬枚
五兩紙幣　三十一萬三千六百枚
一兩紙幣　二百萬枚
五元紙幣　二十萬枚
一元紙幣　三百十四萬枚
百枚紙幣　四千四百二十一萬四千六百枚
五十枚紙幣　二百一萬八千枚
三十枚紙幣　千百三十五萬四千八百八十枚
二十枚紙幣　千百九萬二百八十七枚
十枚紙幣　二千八百五十萬八千七百九十三枚

合計
三百十四元（内八十九萬五千百元は庫務課預）
四百六萬八千兩（内二十九萬千兩は庫務課預）
五千三百六十九萬七百文（内五百二十七萬二千九百串文庫務課預）

省政府の負債（軍費に供せるもの）

共
二千四百六十四萬四千七百八十五兩七錢一分
千百九十二萬二千百二十八元六角九分九厘
百九萬三千三百九十一串九百八十文

私人の負債（貸出）

長沙兩　六百五十八萬四千六百八十五兩三錢三分四厘
洋例兩　百八十三萬二千二百三十四兩四錢六分九厘
估紋銀　四萬六千八十八兩三錢二分三厘
規元　十八萬千九百八十七元九角二分
洋銀　百五十四萬八千五百四十六元八角
銅幣　百八十四萬五千七百三十五串四百十五文

資產賣却計畫

本店及分店の資產約三百萬兩は省長署の命を奉し賣却せんとす沅江、湘陰、常德地方に有する田地及長沙城外の田地は數十萬畝を有せり。

該銀行の本店分店の所在地

本店長沙城內
分店、湘潭、寶慶、洪江、常德、衡陽、平江、益陽、岳州、永州（零陵）辰州、津市、安化、漢口、上海

（四月二十九日調査）

内治外交

○國務會議の宣戰案可決　對獨參政問題は五月一日の國務會議に於て決したるが、此日國務院に於て特別國務會議を開き對獨問題を討議せり、出席者は段總理、程海軍、谷農商、張司法、高爾謙(外交次長)にして、各國務員が之れが討議をなせるの間偶安徽省長倪嗣冲、山東督軍張懷芝、吉林督軍孟恩遠、福建督軍李厚基軍事會議散會せるを以て、特に國務院に意見を陳述せんが爲に來れりと稱し、總理は之れを允し即ち倪嗣冲より先づ發言して我國宜しく速に獨逸に對し宣戰すべし、之れが爲に聯合國と磋商するを要せず、條件は之れを異日の問題に留むべしと主張し、其他の三督軍亦均しく之れに同意の旨を述べ、退出したるが、夫れより段總理は更に之れを以て國務會議に報告し、稍討論を加へて遂に之れを可決し、夫れより同じく總統府に至り大總統に謁見して、國務會議の結果を述べたるに、總統は責任内閣なれば將來宣戰の爲生ずる結果亦均しく内閣に於て責を負ふべく、苟くも國會に於て同意せば予亦署名を拒む事の理なしと述べたりと。(順天時報)

○四川査辦使附帶任務　四川事件の査辦使王人文副使張習兩氏は五月三日出發入蜀の事に決せるが、同氏此次の入川につきては衝突事件査辦の責任の外尚次の諸任務ありと。(順天時報)

一、川滇黔各軍隊事宜調査

二、川省各軍隊餉項維持事宜

三、善後地方(被災各商民賑撫)事宜
四、川滇黔各軍隊權限及駐防地劃淸事宜
五、軍用劵回收事宜

○宣戰籌備事項　段總理は對獨宣戰後中央に於て積極的に籌備すべき事項について研究せるが、大凡次の六端ありと。(時報)

一、獨人の私に國境に入るを防止する事。
二、各省戒嚴令施行を決定す。
三、全國陸海軍聯防の件。
四、全國軍隊動員詳訂の件。
五、軍械及戰費の籌備。
六、近畿一帶に戒嚴を實行するの件。

○宣戰の手續　國際評議會は引續き宣戰問題に付特別審議を凝らし居れるが、宣戰布告の手續として草案せる事項は主として次の如し。(時報)

甲、歐獨戰局の成行を待つ。
乙、協約方面に加入するに決せん。
丙、保障條項は宣布後再び會議を行ふ。
丁、墺國に對しても亦斷交宣戰を宣布す可し。
戊、戰事上の責任として支那產物資を協約國に供給するの外支那に於ける獨墺兩國の勢力を一掃す。

倘其他數項あれ共是等は附隨の事項に過ぎずと。

○段總理の宣戰案說明　五月八日午前十一時段總理は兩院議員百餘名を招きたるが國務院に到れる者約八十名段總理より外交上對內對外兩方面に關する左の事項を說明せり。(時事新報)

一、歐獨單獨媾和は絕對に無き事。
二、獨逸は絕體に最後の勝利を得る能はざる事。
三、中國は列國均勢の下にあり外に對し絕體に偏倚なし政府が某國と密約有る如く傳ふる者あるも絕體に其事なし。

イ、外間の謠言に政府が宣戰布告後、戒嚴令を宣布し議會の停止等傳ふるも絕體に此事無し。
ロ、宣戰後各省秩序維持の法は已に來京せる各督軍と協議し絕對に危險なし。
ハ、宣戰後國防內閣を組織し全國の中心人物を邏致し以て國基を固む可し。

右說明終るや湯漪より質問をなせるも折柄兩院開會時間に達せる爲散會せり。

○宣戰案提出咨文　宣戰案を議會に提出するに際し政府より送りたる咨文次の如し。(北京日報)

大總統咨行の事を爲す、吾國獨逸と絕交して以來、獨逸國政府は仍ほ中立の權利を侵犯し、吾國の生命財產を損害し、公法を破壞し人道に違背す、本大總統は平和を促進し公法を維持し、吾國人民の生命財產を保護するの起見より、獨逸國政府に宣戰するの必要有るを認め、茲に約法第三十五條に依り同意を咨請し、以て約法第十一條に據り秘密會議を要求す、此に衆議院に咨す。

國務總理　段祺瑞

○宣戰案の審査　五月十日の衆議院は請願團の議會包

國事件に因り對獨宣戰案も一時行惱みの狀態にありしが支那政府は本案は極めて重要なればとて、特に十四日衆議院に向ひ、左の咨文を發して速に同案を解決せん事を請求せり。（北京日報）

國務院咨行の事を爲す、對獨宣戰一案は業に五月七日大總統を經て貴院の同意を咨請せるが、此案は關係非常に緊要なるにより、速日相當に解決を希望し、迅速決定を喪へられんを貴院に咨請す、此に衆議院に咨す。

國務總理　段　祺　瑞

○憲法成立祝賀會　支那の憲法成立慶祝法は兩院の同意を經頃日大總統に向ひ之れが公布を請へるが、慶賀の順序は大體左の如し。（北京日報）

一、憲法宣布の時特に憲法成立慶祝大會を三日間開く。

二、慶祝期間内は全國議會を始め、政學軍警農工商の各界一體に慶祝會を開き、憲法の意義を明にし、並に憲法紀念郵便切手を特に設く。

四、慶祝設備事項は中央は政府より各地方は行政長官より人を酌派し地方民と協議の上佈置す。

五、慶祝經費は各省に於て作り收支を正しくす。

○政餘倶樂部成立　北京に於ける政黨の分合變遷は殆んど谷まりなく新政黨の成立亦少なからざるが、舊國民黨方面の益友社及び一二小政黨聯合して、政餘倶樂部なる政黨を組織し過日發會式を擧げたり。（時　報）

○宣戰案と政黨　宣戰案は五月十日衆議院に提出討論の筈なるが本案に對する各政黨の態度は前日と一變せるものあり大體次の如し。（順天時報）

▲益友社　新屬議員は多く不同意に贊成者は五分の一に足らざる可し。

▲政學會　所屬議員は反對者多く、谷張兩總長熱心に贊成論を提倡し居るも、未だ樂觀に至らず。

▲中和倶樂部　は靳雲鵬氏の斡旋により成立せるものなれば、贊成者多數を占むる筈なるも、亦反對者も有り。

△研究會　全部贊成。

▲新民社　政府與黨なれば當然贊成なる可けれど、議員中條件を提るに非ざれば不同意を唱ふる者あり。

▲民友社　絕體に反對。

▲討論會　絕體に贊成を表示せるも内實反對者も尠なからず。

財　政

○上半季常關稅收入　民國五年上半季に於ける各常關の實收額並豫定額過不足額を示せば左表の如し。（單位錢）

關名	豫定額	實收額	超過額	不足額
鳳陽關	一八〇、九一〇、〇〇〇	二四三、七二六、三〇三	六二、八一六、二七三	
閩海關	五七、〇五八、〇〇〇	七七、八九四、一一八	二〇、八三六、一一八	
張家口稅關	七四、五〇六、五三五	九九、二九六、六一九	二四、七九〇、一一四	
浙海關	三八、九五〇、〇〇〇	五一、一二三、六九三	一二、一七三、六九三	
臨清關	一〇七、一四一、〇〇〇	一一九、〇四一、五五〇	一一、九〇三、五五〇	

左右翼稅關	一〇八、〇〇一、〇〇〇	一一四、八五〇、六七二	八、八五三、六七二	—
廈門關	五七、一二五、〇〇〇	六一、八八〇、七七〇	四、八五三、七七〇	—
甌海關	一〇、九〇〇、〇〇〇	一一、五二〇、六四二	六二〇、六四二	—
寶慶關	一三、七〇〇、〇〇〇	一三、八〇一、七四〇	一〇三、七四〇	—
蕪湖關	七七、一三〇、〇〇〇	七六、七四二、七五〇	—	三、八七二、二六〇
東海關	九八、九〇六、〇〇〇	九七、二四六、九一九	—	一、六五九、〇八一
武昌關	八四、三〇〇、〇〇〇	七九、八一四、二五三	—	四、四八五、七四七
打箭鑪關	一八、一三〇、〇〇〇	一一、五二〇、四一三	—	六、六〇九、五八七
津海關	四五、四六二、〇〇〇	三九、〇六九、八六四	—	六、三七二、一三六
揚由關	一〇九、二五八、三〇二	九八、一六七、〇七四	—	一一、〇九一、二七八
瓊海關	四八、一一六、〇五九	三七、一一三、〇一三	—	一一、〇〇三、〇四六
江海關	一〇一、七四〇、〇〇〇	九〇、五一七、七九一	—	一一、二〇二、二〇九
贛關	六五、九四〇、〇〇〇	五四、一四四、四一六	—	一一、七九五、五八四
潯洲關	六八、六〇〇、〇〇〇	五六、六五六、三一一	—	一一、九四三、六八九
淮安關	九二、五五五、〇〇〇	八〇、二二三、五九二	—	一二、三三一、四〇八
潮海關	七四、五〇五、〇〇〇	六一、五六九、六〇九	—	一二、九三五、三九一
夔關	一三一、五三六、八五一	一一三、九六一、二二〇	—	一七、五六五、六七二
荊洲關	六五、六五六、九八〇	四六、〇四四、四四四	—	一九、六一二、五三六
雅安關	三三、九九〇、〇〇〇	一二、二三六、五七四	—	一一、七五三、四二六
運關	八七、一六六、〇〇〇	六三、六〇〇、二三二	—	二三、五一五、七六八
成都關	四七、三三一、〇〇〇	二三、五八七、一五九	—	二三、七四三、八四一
寧遠關	三八、六六〇、〇〇〇	八、二七一、七〇六	—	三〇、三八七、二九四
殺虎口關	一六一、二八〇、〇〇〇	一二九、〇一八、四五三	—	三二、二六一、五四七
山海關	二四六、四四九、五一二	二四〇、五〇六、九五〇	—	五、九四二、五六二
塞北關	一七六、八一五、〇〇〇	一三六、九五三、七〇〇	—	三九、八六一、三〇〇
辰洲關	七九、〇〇〇、〇〇〇	二八、三六七、〇六五	—	四〇、六三二、九二五
新隄關	二一八、〇〇〇、〇〇〇	一七五、八五一、一〇五	—	四二、一〇八、八七五
太平關	一一八、二〇〇、〇〇〇	六七、九二三、〇〇三	—	五〇、二七六、九九七
粵海關	一四四、六三八、八八三	八四、八五〇、四九四	—	五九、七七九、三八九
京師稅關	四九八、一〇〇、〇〇〇	四一九、一六二、〇〇〇	—	七八、九三八、〇〇〇
多倫稅關	一三、〇三〇、〇〇〇	四〇、〇〇二、四〇四	—	二二、九四七、五九六

○鹽稅剩餘の用途　四月分の鹽稅餘欵六百萬元は天津にて百八十萬元、上海にて二百六十萬元、廣東にて二百十萬元を、夫れ〻財政部に交付したるが、其用途は敎育行政費、直轄各鐵道經費、王芝祥上將の廣東行旅費、江蘇省の春季援助費、陸軍部直轄各軍隊費及び獨逸人歸國護送費等に投ずる由なり。(時報)

○裁釐加稅方針　方今の重要問題たる關稅改正案に就て、支那政府は愈〻正式交涉を開始せるが、其前提たる釐金稅廢止に付、農商部は財政外交兩部と共に研究を重ね居り、之が實行方法とし、數ヶ條の方針を草案し、前日の國務會議に提出して討議せる結果、今後の方針を定めたるが、夫れに據れば本年十月を以て釐金稅廢止の實行期となし、本月より向ふ六ヶ月間、財政部に於て釐金稅の情形を看察したる上、十月に至りて全然撤廢する筈なるが、民間に在りては財政部が右の期間を誤らざらん事を希望し居れり。(時報)

經濟

○**周家口開埠準備**　河南省周家口は商業繁盛にして南亳潁に通し北買魯に臨み、今又周襄鐵道の敷設せられんとしつゝあれば、通商の巨埠たるべき事必然なり、近頃聞く所に據れば當局は該地の開放に就き左の如く進行計畫を提議せりと云ふ。（時報）

一、該地に籌備事務所を特設し、之が進行の機關とす。

二、大路五條を修築し、停車場河岸に達し人力車二百臺を通行せしむる豫定にて、先づ測量より着手す。

三、普臨電燈公司をして分處を増設して商業の便を圖らしむ、其の資本は該公司より籌集し其の需要の經費は他より融通し更に落花生捐を加抽して分別に進行せしむ。

○**煙草專賣の準備**　曩に農商部より煙草專賣狀況調査の爲日本に派遣せる同部員張鴻飛氏は、渡日後日本製煙狀態及び煙草專賣法等を調査の上、前日歸京し詳細報告の後、國立製煙工場設立の有利なるを縷述し、且意見書を提出して實行を請へりと。（北京日報）

○**奉天省の銅鑛**　奉天省礦務技術員より農商部に達したる調資報告によれば、該省の銅鑛の完全に支那商の開採に係るもの九處あり、次の如し。（順天時報）

一、開源縣大寨子北後大磊子山　礦區　二千七百畝

李宜威　民國四年呈請開採

二、本溪縣下牛心臺小河　礦區　一千二百十六畝

張錫藩　民國四年呈請開採

三、本溪縣青山背子大黃頂　礦區　百二十畝

尚志　民國三年呈請開採

四、本溪縣馬鹿溝　礦區　百三十五畝

葆眞　民國五年呈請開採

五、本溪縣五里長坡　礦區　五百畝

李濟臣　五年呈請開採

六、鳳城縣蘇家堡　礦區　一千畝

鄂復華　五年呈請開採

七、安東縣接梨樹　礦區　六十畝

郭懋椿　四年呈請開採

八、安東縣銅礦嶺　礦區　九十三畝

郭懋椿　四年呈請開採

九、安東縣湯池子　礦區　四十八畝

郭懋椿　四年呈請開採

○**中銀庫倫支店開業期**　中國銀行庫倫支店新設の爲曩に派遣したる陸世英氏は已に庫倫に着し、準備の情形を北京本店に打電し來れるが、夫れに據れば支店設置場所は舊大清銀行跡を借入れ、之に修繕を加へ居り二ケ月間に竣成の見込なれば開業は七月頃に至る可しと。（時事新報）

軍事交通

○全國軍區區分　軍事會議の重要議案たる兵額及び軍區の中にて後者に對しては、支那全國を十二軍區に區分す可しとの意見多數を占めたるが、其十二軍區は左記の如し。（時報）

一、京兆のみにて一區と爲す。
二、直隷山東河南の三省。
三、奉天吉林黑龍江の三省。
四、湖北湖南の二省。
五、江蘇安徽江西の三省。
六、廣東廣西の二省。
七、浙江福建の二省。
八、山西陝西の二省。
九、甘肅新疆の二省。
十、雲南貴州の二省。
十一、四川は土地廣漠なるを以て同省のみを以て一區と爲す。
十二、熱河察哈爾綏遠は共に特別の事情有るを以て之を一區と爲す。

○河南兵工廠開始　河南鞏縣に新設の支那兵工廠は蔣廷梓中將總辦となり、五月一日より作業を開始せるが、一日大砲彈四十個、中砲彈百五十個、小砲彈二百個、銃彈一萬四千粒を製出し得可く、新機械全部到着し、晝夜兼行にて作業せば、尙多くの彈丸を製造し得と云ふ。（時事新報）

○長常線工事延期　長沙より常德に至る、湘鄂線の支路は、湘鄂間竣工後、直ちに工事に取掛る筈なりしも、歐洲戰の影響を受け種々困難なる事情あるを以て、總辦顏德慶は交通部に向ひ暫く同支線の工事を見合せられたしと申請し居たりしが、此程交通部にても愈々之を許し、歐戰終結を待て再び進行を計ることゝなれりと。（時報）

○津浦車輛借入契約取消　豫て問題となりし津浦鐵道の購車租車契約は今回大總統令にて取消を命ぜらる。（北京日報）

派員の查明に據るに、津浦鐵道の租車購車兩件確に弊混の情形あり、應に交通部に責成し、前項の契約を以て迅速に取消し、並に王家儉盛文頤共に法庭に交し、歸案辦理せしむ。

○支那電政統計　交通部最近の統計に依るに、支那全國電線の延長總計九萬餘里に達す、其中官線（國家より架設するもの）商線（商人より出資架設するもの）の二種あり、今各省電線の延長を明記すれば左の如し。（單位支里）（時事新報）

▲官線

省名	電線種類	地名	延長
江蘇	架空、水底 地下、無線	上海―長州	三、三〇二
安徽	架空、水底	安慶―壽州	一、五九二
直隷	陸線、無線	天津―大名	二、九四七

東三省	水底、裸線	奉天、齊々哈爾	一〇、二八八
山東	陸線、水底	濟南—王莊	一、四九七
廣東	無線、陸線	廣州—肇慶	五、六四六
四川	裸線	雄州—巴塘	二七〇
福建	同上	福州—長門	一四〇
甘肅	同上	平涼—寧夏	三、八八五
貴州	大線	貴陽—黔西	四一〇
新疆	裸樹膝線	廸化—伊犁	九、九五六
雲南	裸線	大理—普耳	六、二四二
廣西	大線、小線	南寧—全州	六、〇四五

▲商線

山東	架空、水底	濟南—泰安	三、七九〇
山西	架空線	太原—平定	一、六六九
河南	同上	開封—南陽	三、四一〇
陝西	同上	西安—潼關	一、一〇四
福建	架空、水底	福州—延平	二、六七〇
浙江	水底線	杭州—台州	二、七九三
江西	架空、地下線、水底線	南昌—湖口	二、六六九、五
湖北	同上	漢口—荊門	五、四六二
湖南	架空、水底	長沙—岳州	二、七六九
四川	架空線	成都—巫山	二、八七四
廣東	架空、水底	廣州—湖州	一、四九九
江蘇	鉛線	南京—福山	四三四
直隷	架空、水底	天津—通州	四〇〇
蒙古	陸線	蒙邊—庫倫	二、一九四

中央無線電	北京—高碑店	六九七五

東三省	水底、裸線	奉天、齊々哈爾	一〇、二八八
山東	陸線、水底	濟南―王莊	一、四九七
廣東	無線、陸線	廣州―肇慶	五、六四六
四川	裸線	雄州―巴塘	二七〇
福建	同上	福州―長門	一四〇
甘肅	同上	平凉―寧夏	三、八八五
貴州	大線	貴陽―黔西	四一〇
新疆	裸樹膝線	廸化―伊犂	九、九五六
雲南	裸線	大理―普耳	六、二四二
廣西	大線、小線	南寧―全州	六、〇四五

▲商線

山東	架空、水底	濟南―泰安	三、七九〇
山西	架空線	太原―平定	一、六六九
河南	同上	開封―南陽	三、四一〇
陝西	同上	西安―潼關	一、一〇四
福建	架空、水底	福州―延平	二、六七〇
浙江	水底線	杭州―台州	二、七九三
江西	架空、地下線水底線	南昌―湖口	二、六六九、五
湖北	同上	漢口―荊門	五、四六二
湖南	架空、水底	長沙―岳州	二、七六九
四川	架空線	成都―巫山	二、八七四
廣東	架空、水底	廣州―湖州	一、四九九
江蘇	鉛線	南京―福山	四三四
直隸	架空、水底	天津―通州	四〇〇
蒙古	陸線	蒙邊―庫倫	二、一九四
中央無線電		北京―高碑店	六九七、五

東三省	水底、裸線	奉天、齊々哈爾	一〇、二八八
山東	陸線、水底	濟南—王莊	一、四九七
廣東	無線、陸線	廣州—肇慶	五、六四六
四川	裸線	雄州—巴塘	二七〇
福建	同上	福州—長門	一四〇
甘肅	同上	平涼—寧夏	三、八八五
貴州	大線	貴陽—黔西	四一〇
新疆	裸樹膝線	廸化—伊犁	九、九五六
雲南	裸線	大理—普耳	六、二四二
廣西	大線、小線	南寧—全州	六、〇四五

▲商線

山東	架空、水底	濟南—泰安	三、七九〇
山西	架空線	太原—平定	一、六六九
河南	同上	開封—南陽	三、四一〇
陝西	同上	西安—潼關	一、一〇四
福建	架空、水底	福州—延平	二、六七〇
浙江	水底線	杭州—台州	二、七九三
江西	架空、地下線、水底線	南昌—湖口	二、六六九、五
湖北	同上	漢口—荊門	五、四六二
湖南	架空、水底	長沙—岳州	二、七六九
四川	架空線	成都—巫山	二、八七四
廣東	架空、水底	廣州—湖州	一、四九九
江蘇	鉛線	南京—福山	四三四
直隷	架空、水底	天津—通州	四〇〇
蒙古	陸線	蒙邊—庫倫	二、一九四

中央無線電	北京—高碑店	六九七、五

天覽

第五巻

第五巻内容

目次

紙數　**一千一百頁**　總クロース紙箱入

地圖寫眞　**四川全省(二百萬分四色刷)外都會圖寫眞百餘**

本書は本會附屬上海東亞同文書院に於て一千餘の人員と二十萬金の資とに依り十年間實地踏査をなさしめたる資料三十萬頁を基礎とし之に編纂各員の多年支那に在りて研